

発刊登録番号：11-1430000-000093-10

2018年発行

2017年度知的財産白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

(仮訳)

韓国特許庁

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2017年知的財産白書(2017年5月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3072&catmenu=m04_02_03

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

第1編 知的財産政策の概観	35
第1章 知的財産分野における国内外の動向	36
第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向-----	36
1. 知的財産分野における国内動向.....	36
2. 対応策.....	39
第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向-----	41
1. 知的財産分野の国際動向.....	41
2. 対応策.....	45
第2章 2017年知的財産行政の戦略体系	47
第1節 特許庁のビジョンと推進戦略-----	47
第2節 ビジョン達成に向けた重点的な推進課題-----	49
1. 信頼される審査・審判サービスの提供.....	49
2. 知的財産を通じた新しい市場及び雇用の創出	50
3. 知的財産保護の強化を通じた企業革新支援	50
4. 未来に備えた知的財産生態環境作り.....	51
第3章 第4次産業革命時代における知的財産政策の 方向(2018～2022)	53

第1節 特許庁のビジョンと推進戦略	53
第2節 ビジョン達成に向けた重点推進課題	54
1. 革新成長をリードする強い知的財産の創出	54
2. 公正経済をバックアップする知的財産保護の強化	54
3. 良質な雇用を創出する知的財産事業化の促進	55
4. 未来に備えた知的財産基盤の構築	56

第2編 信頼される審査・審判サービスの提供 57

第1章 品質中心の審査・審判管理体系の構築 58

第1節 特許・実用新案の審査分野	58
1. 概観	58
2. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上	59
3. 現場コミュニケーション型審査協力の強化	68
4. 先行技術調査競争体系の構築など審査インフラの改善	74
5. 特許審査における国際協力の強化	79
第2節 商標・デザイン審査分野	84
1. 概観	84
2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上	85
3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善	89
4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化	101
第3節 審判分野	109
1. 概観	109
2. 迅速な審判処理及び審判品質の向上	113
3. 審判の公正性向上	121
4. 口述審理の拡大実施及び充実化	124
5. 審判分野におけるグローバル協力の強化	128

第4節	審査品質点検制度の運営	132
1.	概観	132
2.	審査品質点検制度の運営	132
3.	審査品質向上に向けた審査能力開発支援	138
第5節	出願・登録方式審査分野	141
1.	概観	141
2.	方式審査制度の運営	143
3.	方式審査の品質向上	147
第6節	審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化	150
1.	概観	150
2.	実務中心の専門教育課程	151
3.	WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化	155
第2章	顧客志向知的財産権制度の構築・運営	161
第1節	特許・実用新案分野	161
1.	概観	161
2.	不良特許防止のための特許法改正	162
3.	デジタル・ネットワーク環境に適した特許保護体系改善の推進	166
4.	特許・実用新案審査基準改正の推進	169
第2節	商標・デザイン分野	174
1.	出願人の利便性向上及び審査品質向上に向けた商標制度の改善	174
2.	出願人の利便性向上に向けたデザイン制度の改善	176
第3編	優秀な知的財産の創出・活用促進	180
第1章	核心・標準特許の創出支援	181

第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化	181
1. 概観	181
2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援	182
3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援	189
4. 政府R&D活用・管理段階における特許成果の総合管理	193
第2節 IP-R&D連携戦略の高度化	199
1. 概観	199
2. IP-R&Dオーダーメイド型支援の拡大	201
3. IP-R&Dの裾野を広げるための民間拡散の強化	210
第3節 標準特許の創出支援	212
1. 概観	212
2. 政府R&Dにおける標準特許確保可能性の向上	213
3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援	218

第2章 知的財産基盤の強小企業の育成 220

第1節 中小企業の知的財産経営支援の強化	220
1. 概観	220
2. IP土台プログラム (IP創業Zone、特許支援窓口)	221
3. IP翼プログラム	224
4. 中小企業IP経営支援団	227
5. グローバルIPスター企業の育成	228
6. 知的財産経営認証	232
7. 知識財産プロボノ事業の推進	236
第2節 地域における知的財産インフラの構築	239
1. 概観	239
2. 地域知的財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築	239
3. 地域における知的財産権認識の向上	243

第3章 知的財産金融の活性化及び事業化の促進 . 248

第1節 中小企業の知的財産金融・取引の活性化-----	248
1. 概観.....	248
2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化	249
3. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援	253
4. 知的財産活用戦略の支援.....	259
5. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営	262
6. 国有特許の活用促進.....	265
第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進-----	270
1. 概観.....	270
2. 特許経営専門家の派遣.....	271
3. 発明インタビュー及び公共IP活用支援.....	273
4. 製品単位の特許ポートフォリオの構築.....	275
5. 知的財産活用ネットワーク(IP-PLUG)の運営	278

第4章 知的財産創出・活用の基盤作り 281

第1節 知的財産政策の国家レベルでの推進-----	281
1. 推進背景.....	281
2. 推進内容及び成果.....	281
3. 今後の推進計画.....	282
第2節 知的財産権政策を強化するための基盤作り-----	283
1. 知的財産政策研究の強化.....	283
2. 知的財産研究基盤の構築.....	285
第3節 知的財産サービス産業の育成-----	293
1. 概観.....	293
2. 知的財産サービス市場の需要拡大.....	294

3. 知的財産サービス企業における採用連携教育の拡大	298
第4節 知的財産権創出・活用インフラの強化	303
1. 中小企業特許共済制度の導入推進	303
2. 知的財産税制改編の推進	305
3. 職務発明制度の定着促進	307
4. 知的財産権貿易収支統計の開発・活用	313

第4編 知的財産の保護及びグローバルリーダーシ

ップの強化	318
-------	-----

第1章 国内知的財産権保護基盤の強化

第1節 概観	319
1. 推進背景及び概要	319
2. 推進内容及び成果	320
3. 評価及び発展方向	322
第2節 中小企業のアイデア・技術保護の強化	323
1. 懲罰的損害賠償など特許・営業秘密侵害に対する救済の強化	323
2. 公正な競争秩序の確立に向けた不正競争防止法改正の推進	325
3. 産業財産権紛争調停委員会の活性化の推進	327
4. 営業秘密原本証明及び保護コンサルティングの支援	330
5. 社会的弱者のための公益弁理サービス支援	333
第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上	337
1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化	337
2. 模倣品通報褒賞金制度の運営	340
3. 商品形態模倣行為に対する調査・是正勧告の施行	341
4. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止	343

5. 公正な商標使用体系の確立	345
6. 政府レベルの知的財産保護活動	347
7. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報	350

第2章 海外知的財産権の紛争対応支援 354

第1節 概観	354
1. 推進背景及び概要	354
2. 推進内容及び成果	355
3. 評価及び発展方向	355
第2節 海外知的財産権の保護強化	357
1. K-ブランド保護及び現地における支援体系の強化	357
2. 海外進出企業の国際知財権紛争対応能力の向上	360
3. 企業の国際特許紛争対応能力	364
4. 知財権訴訟保険の活性化を通じた企業支援強化	368

第3章 知的財産分野におけるグローバルリーダー

シップの強化 370

第1節 概観	370
1. 概要	370
2. 国際動向及び対応策	372
第2節 強固な知的財産先進5カ国協力体制の構築	381
1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制	381
2. 商標先進5カ国特許庁(TM5)の協力体制	385
3. デザイン先進5カ国特許庁(ID5)の協力体制	390
第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進	394

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	394
2. 中東・ASEANなど新興市場との戦略的協力の強化	397
3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応	399
4. 知的財産権分野の通商交渉対応	412
第4節 グローバル特許行政情報化の先導	418
1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化	418
2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散	425
3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業	428
4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会の開催	430
第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大	433
1. 推進背景	433
2. 主な推進成果	433
3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散	436

第5編 知的財産人材養成及び国民向けサービスの

改善 439

第1章 生涯周期別に知的財産教育の環境構築 440

第1節 知的財産専門人材の養成	440
1. 概観	440
2. 知的財産権に強い大学(院)人材の養成	441
3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進	451
4. 企業における知的財産専門人材の養成	465
5. 知的財産単位銀行制度	470
6. 弁理士の専門性強化のための制度改善	474
7. 弁理士実務見習のための集合教育課程の運営	477

第2節 創意的な発明人材の発掘・育成	481
1. 概観	481
2. 発明教育基盤の構築及び制度化	482
3. 学生水準別・学校水準別発明教育の推進	487
4. 発明活動優秀学生及び教員の発掘・拡大	499
5. 知的財産スマート教育を活用した全国民向け知的財産常時学習の推進	504
第3節 発明振興イベントの開催	509
1. 概観	509
2. 第52回「発明の日」記念式の開催	509
3. 特許技術賞の授賞	512
4. 2017大韓民国知的財産大典の開催	514
第4節 女性発明振興活動の展開	518
1. 概観	518
2. 女性発明の裾野拡大及び知的財産認識の向上	519
3. 女性発明の事業化支援	521
第5節 国家安全関連アイデア創出の裾野の拡大	525
1. 概観	525
2. 軍将兵に対する知的財産権創出支援	525
3. 海警発明大会の開催	527
第2章 知的財産行政サービスの改善	530
第1節 特許行政情報システムの高度化	530
1. 概観	530
2. 第4次産業革命技術を基盤とする知能情報化の推進	531
3. 第3世代特許ネットシステムの構築・運営	535
4. オーダーメイド型検索システムの構築・運営	550
5. 情報保護体系の強化	553

第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築	556
1. 概観	556
2. ユーザー指向的な手数料体系の改編	557
3. 顧客の意見を反映したサービス・制度の改善	558
4. 24時間電子ユーザーサービスの提供	561
第3節 特許情報DBの構築	577
1. 概観	577
2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用	577
3. 韓国特許英文抄録の構築	590
4. 知的財産権公報の発刊	594
第4節 知的財産情報サービス水準の向上	597
1. 概観	597
2. 顧客指向型の特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営	598
3. 特許文献翻訳サービスの拡大	602
4. 知的財産情報の統合検索支援	604
5. オープンプラットフォーム方法の公共データ開放の拡大	606
6. 知的財産統計サービスの提供	613

第6編 産業財産権の出願・登録及び審査・審判の

統計状況	615
------	-----

第1章 国内出願分野の状況	616
---------------	-----

第1節 産業財産権の出願全般	616
1. 産業財産権の出願動向	616
2. 外国人の出願状況	617
3. 法人及び個人の出願状況	618

4. 女性及び学生の出願状況	619
5. 代理人有無別の出願状況	620
6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況	621
7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、ヨーロッパ)に対する特許出願状況	622
第2節 権利別・産業部門別の出願	623
1. 特許・実用新案登録の出願状況	623
2. デザイン登録の出願状況	627
3. 商標登録の出願状況	629
第3節 公共機関及び大学の特許出願	630
1. 公共機関の特許出願状況	630
2. 大学の特許出願状況	631
第4節 韓国人・外国人の地域別・企業別の出願	632
1. 韓国人の出願	632
2. 外国人の出願	634

第2章 PCT、マドリッド及びハーグ国際出願分野 637

第1節 PCT国際出願	637
1. 全世界のPCT国際出願状況	637
2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し	639
3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し	644
4. PCT国際出願の韓国内段階への移行状況	646
第2節 マドリッド国際商標出願	649
1. 世界の国際商標出願状況	649
2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況	651
3. 韓国を指定国の官庁にした出願状況	654
第3節 ハーグ国際デザイン出願	657

1. 世界の国際デザイン出願状況…………… 657
2. 韓国を指定官庁にした出願状況…………… 659

第3章 登録分野…………… 661

- 第1節 産業財産権全般について…………… 661
1. 産業財産権登録動向の概要…………… 661
 2. 2017年の登録細部状況…………… 661
- 第2節 年次登録の状況…………… 671
- 第3節 存続権利の状況…………… 672
- 第4節 マドリッド国際商標登録の状況…………… 673
- 第5節 ハーグ国際デザイン登録の状況…………… 674

第4章 審査分野…………… 675

- 第1節 総括…………… 675
- 第2節 特許及び実用新案の審査…………… 677
1. 特許出願の審査状況…………… 677
 2. 実用新案登録出願の審査状況…………… 678
 3. PCT国際調査及び予備審査状況…………… 681
- 第3節 商標及びデザイン審査…………… 682
1. 商標登録の出願審査状況…………… 682
 2. デザイン登録出願の審査状況…………… 684
 3. 異議審査の状況…………… 686

第5章 審判分野…………… 687

- 第1節 審判請求及び処理状況…………… 687

1. 権利別の審判請求及び処理件数状況	687
2. 審判請求人別の審判請求状況	689
3. 韓国人・外国人間の当事者系の審判請求状況	690
4. 韓国企業・外国企業間での審判請求状況	691
5. 中小企業・大企業間での審判請求状況	692
6. 審判処理期間の状況	693
第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	694
第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	695

付録 696

1. 歴代庁長	697
2. 機構・定員・予算状況	699
3. 特許庁所管の法令状況	700
4. 2017年庁長のマスコミ広報活動	701
5. 2017年庁長の現場における疎通活動	702

表目次

<表Ⅰ-1-1>韓国における産業財産権出願の推移	36
<表Ⅰ-1-2>主要国における産業財産権の出願推移	37
<表Ⅰ-1-3>主要国PCT国際特許出願の推移	37
<表Ⅱ-1-1>審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限	62
<表Ⅱ-1-2>審査パート制の構成状況.....	63
<表Ⅱ-1-3>特許先行技術調査専門機関の指定・登録状況	74
<表Ⅱ-1-4>特許先行技術調査事業の推進実績	75
<表Ⅱ-1-5>国際出願先行技術調査専門機関の状況	76
<表Ⅱ-1-6>国際出願先行技術調査事業の推進実績	76
<表Ⅱ-1-7>特許分類付与事業の年度別推進状況	77
<表Ⅱ-1-8>審査官向け新技術教育事業の推進実績	78
<表Ⅱ-1-9>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況	80
<表Ⅱ-1-10>PCT国際調査の依頼状況.....	81
<表Ⅱ-1-11>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国	81
<表Ⅱ-1-12>PPH施行の対象となっている特許庁の状況	82
<表Ⅱ-1-13>主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況	85
<表Ⅱ-1-14>商標・デザイン審査品質向上推進体系	86
<表Ⅱ-1-15>2017年商標・デザイン制度研究会	88
<表Ⅱ-1-16>2017年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況	89
<表Ⅱ-1-17>2017年度顧客満足度調査の結果	89
<表Ⅱ-1-18>商標調査分析事業の推進実績	93
<表Ⅱ-1-19>国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績	94

<表Ⅱ-1-20> 指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績	95
<表Ⅱ-1-21> デザイン調査分析事業の推進実績	95
<表Ⅱ-1-22> 公知デザイン審査資料の収集・整備状況	97
<表Ⅱ-1-23> デザイン審査資料の保有状況	97
<表Ⅱ-1-24> 最近5年間審判請求件数の推移	110
<表Ⅱ-1-25> 知的財産権侵害訴訟件数の推移	110
<表Ⅱ-1-26> 審判官の定員と審判処理期間	112
<表Ⅱ-1-27> 2017年特許商標判例研究公募展の結果	116
<表Ⅱ-1-28> 2017年迅速・優先・一般審判の審決件数	119
<表Ⅱ-1-29> 審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況	120
<表Ⅱ-1-30> 口述審理の開催件数.....	126
<表Ⅱ-1-31> 2017年分野別方式審査の処理状況	142
<表Ⅱ-1-32> 協議方式審査のプロセス及び管理	149
<表Ⅱ-1-33> 教育訓練状況(2017年教育実績)	153
<表Ⅱ-1-34> 2017年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況	160
<表Ⅱ-2-1> 不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正の 主要内容(2017.3.1.施行).....	165
<表Ⅲ-1-1> 国家特許戦略青写真構築事業の推進対象産業分野	184
<表Ⅲ-1-2> 国家特許戦略青写真のDB構築状況	184
<表Ⅲ-1-3> 政府省庁研究開発課題の特許動向調査支援状況	187
<表Ⅲ-1-4> 国内登録特許の質的水準の比較	189
<表Ⅲ-1-5> 政府R&D優秀特許創出支援事業	190
<表Ⅲ-1-6> 契約年度別技術移転契約件数の状況	195
<表Ⅲ-1-7> 2012～2016年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況	196

<表Ⅲ-1-8> 政府R&D特許の登録年次別移転状況	196
<表Ⅲ-1-9> 2017年知財権連携研究開発戦略支援事業の実績	205
<表3-1-10> 2017年グローバル技術革新IP戦略開発課題類型別の支援内容	207
<表3-1-11> 2017年グローバル技術革新IP戦略開発事業の実績	209
<表Ⅲ-1-12> 国際標準化機構 (ISO、IEC、ITU) に登録された標準特許の状況 (2017. 12)	214
<表Ⅲ-1-13> 2017年R&D標準特許創出支援事業の推進成果	216
<表Ⅲ-1-14> 2017年国際標準案特許戦略化事業の推進成果	217
<表Ⅲ-1-15> 2017年標準特許後続管理事業の推進成果	217
<表Ⅲ-1-16> 2017年標準制定特許対応支援の推進成果	219
<表Ⅲ-2-1> 企業生滅行政統計	224
<表Ⅲ-2-2> 創業企業の3年生存率	224
<表Ⅲ-2-3> 2017年IP翼プログラムの知的財産権出願支援件数	226
<表Ⅲ-2-4> 2017年IP翼プログラムコンサルティングの満足度	226
<表Ⅲ-2-5> 2017年度中小企業IP直支援サービス	228
<表Ⅲ-2-6> 支援対象の選定状況	230
<表Ⅲ-2-7> 2017年度グローバルIPスター企業の支援実績	231
<表Ⅲ-2-8> グローバルIPスター企業の支援成果	232
<表Ⅲ-2-9> 知的財産経営認証の実績	234
<表Ⅲ-2-10> 知的財産経営認証の審査項目	235
<表Ⅲ-2-11> 2017年度知的財産プロボノの分野別状況	238
<表Ⅲ-2-12> 地域知的財産センターの設置運営状況	242
<表Ⅲ-2-13> 2017年地域知的財産フェスティバル	244
<表Ⅲ-2-14> 知的財産権教育の状況	247

<表Ⅲ-3-1>最近6年間特許技術評価の支援実績	250
<表Ⅲ-3-2>最近5年間のIP金融連携支援実績	252
<表Ⅲ-3-3>発明の評価機関指定状況.....	252
<表Ⅲ-3-4>権利別の知的財産取引実績.....	256
<表Ⅲ-3-5>類型別の知的財産取引実績.....	256
<表Ⅲ-3-6>機関類型別特許分析評価システムの年間契約実績	257
<表Ⅲ-3-7>機関類型別特許分析評価システムの利用実績	258
<表Ⅲ-3-8>知的財産活用戦略支援実績の細部状況	260
<表Ⅲ-3-9>知的財産活用戦略支援事業の活用率.....	261
<表Ⅲ-3-10>年度別国有特許権の保有状況	266
<表Ⅲ-3-11>年度別国有特許権の実施状況	267
<表Ⅲ-3-12>年度別国有特許補償金の支給状況	268
<表Ⅲ-3-13>2017年度発明インタビューの支援実績	274
<表Ⅲ-4-1>政策研究の推進プロセス及び運営	284
<表Ⅲ-4-2>2017年知的財産政策研究テーマ	284
<表Ⅲ-4-3>2017年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容	288
<表Ⅲ-4-4>大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況	289
<表Ⅲ-4-5>2017年知的財産基礎研究の主要内容	291
<表Ⅲ-4-6>資格検定試験の施行状況.....	296
<表Ⅲ-4-7>発明振興法改正案特許共済制度の主要内容	305
<表Ⅲ-4-8>韓国における法人の特許出願の推移	308
<表Ⅲ-4-9>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況	310
<表Ⅲ-4-10>国内企業の職務発明制度導入比率	313

<表Ⅲ-4-11> 韓国銀行経済統計システム(ECOS)のツリー構造	315
<表Ⅳ-1-1> 産業財産権紛争調停委員会の処理件数	329
<表Ⅳ-1-2> 技術流出の状況	331
<表Ⅳ-1-3> 2017年度営業秘密保護支援事業の実績	331
<表Ⅳ-1-4> 2017年審判・訴訟の支援実績(支援類型別)	334
<表Ⅳ-1-5> 2017年審判・訴訟の支援実績(支援対象別)	334
<表Ⅳ-1-6> 2017年相談及び書類作成の支援実績(支援類型別)	335
<表Ⅳ-1-7> 2017年相談及び書類作成の支援実績(支援対象別)	335
<表Ⅳ-1-8> 模倣品取締状況	338
<表Ⅳ-1-9> 主要品目別の取締り状況(2017)	339
<表Ⅳ-1-10> 類型別褒賞金の支給状況(2012~2017)	341
<表Ⅳ-2-1> 2017年IP-DESK支援状況	359
<表Ⅳ-2-2> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況	366
<表Ⅳ-2-3> 国際知的財産権紛争予防コンサルティングの優秀事例	367
<表Ⅵ-3-1> TM5の主要協力事業	388
<表Ⅳ-3-2> ID5の主要協力事業	392
<表Ⅵ-3-3> FTA協定の主要内容	415
<表Ⅴ-1-1> 大学知的財産講座の支援状況	442
<表Ⅴ-1-2> 知的財産教育先導大学の運営結果	444
<表Ⅴ-1-3> 知的財産専門学位課程の運営状況	447
<表Ⅴ-1-4> 大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の状況	449
<表Ⅴ-1-5> 大学における知的財産教授教育(大学別独自運営課程)プログラム	450
<表Ⅴ-1-6> 競合部門別の書面審査基準	453

<表V-1-7>競合部門別の最終審査基準.....	454
<表V-1-8>2017年の授賞内訳.....	455
<表V-1-9>2017年度の細部推進日程.....	456
<表V-1-10>部門別参加及び受賞状況.....	457
<表V-1-11>最多受賞大学及び最多応募大学	458
<表V-1-12>D2Bデザインフェアの審査手続き	460
<表V-1-13>2017年D2Bデザインフェアの受賞者状況	460
<表V-1-14>大会の主要進行日程及びプロセス	462
<表V-1-15>大学創意発明大会の出品状況	463
<表V-1-16>2017年大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況 ..	464
<表V-1-17>訪問型の知的財産オーダーメイド型教育のプロセス	466
<表V-1-18>2017年海外知的財産実務人材養成課程の運営状況	468
<表V-1-19>2017年中小企業支援機関連携知的財産の推進状況	469
<表V-1-20>知的財産単位銀行制度の知的財産一般科目	471
<表V-1-21>知的財産単位銀行制度の法学科目	472
<表V-1-22>知的財産単位銀行制度の理工系基礎科目	472
<表V-1-23>知的財産単位銀行制度の研究開発・経営関連科目	472
<表V-1-24>特許法人・特許法人(有限)の状況	476
<表V-1-25>教育課程への反映状況.....	485
<表V-1-26>発明教師認証制における等級別認証基準	487
<表V-1-27>年度別発明教育センターの設置状況	489
<表V-1-28>発明教育センターの利用者状況	489
<表V-1-29>主要発明(英才)教育プログラムの教材	491

<表V-1-30> 発明英才教育の状況.....	494
<表V-1-31> 次世代英才起業家教育院の教育課程	496
<表V-1-32> 2017年企業連携職務発明プログラムの参加状況	498
<表V-1-33> 優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動	500
<表V-1-34> 大韓民国学生発明展示会の出品件数	502
<表V-1-35> 大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数	502
<表V-1-36> YIP(青少年発明家プログラム)の状況	503
<表V-1-37> 知的財産スマート教育の対象別運営状況	507
<表V-1-38> 特許技術賞の施行日程.....	512
<表V-1-39> OECD主要国における女性経済活動参加率の比較	519
<表V-2-1> 特許ネットシステムの稼動時間	544
<表V-2-2> 電算装備の運用状況.....	546
<表V-2-3> 年度別ユーザー支援の状況.....	548
<表V-2-4> 2008年～2017年検索システム高度化推進の経過	551
<表V-2-5> 過去5年間特許顧客満足度の推移	561
<表V-2-6> 2003年に完了した主要改善事項	563
<表V-2-7> 2004年に完了した主要改善事項	563
<表V-2-8> 2005年24時間電子ユーザーサービスへと拡大	564
<表V-2-9> 2006年に完了した主要改善事項	565
<表V-2-10> 2007年に完了した主要改善事項	566
<表V-2-11> 2008年に完了した主要改善事項	567
<表V-2-12> 2009年に完了した主要改善事項	569
<表V-2-13> 2010年に完了した主要改善事項	570

<表V-2-14>2011年に完了した主要改善事項	570
<表V-2-15>2012年に完了した主要改善事項	571
<表V-2-16>2013年に完了した主要改善事項	572
<表V-2-17>2014年に完了した主要改善事項	572
<表V-2-18>2015年に完了した主要改善事項	573
<表V-2-19>2016年に完了した主要改善事項	574
<表V-2-20>2017年に完了した主要改善事項	575
<表V-2-21>24時間電子ユーザーサービスの段階別開通時期	575
<表V-2-22>特許及び実用新案検索DBの構築状況	579
<表V-2-23>デザイン検索DBの構築状況.....	581
<表V-2-24>商標検索DBの構築状況.....	582
<表V-2-25>2017年度教育及び広報状況.....	589
<表V-2-26>年度別データ品質の正確度.....	589
<表V-2-27>2017年度データ管理業務処理の状況	590
<表V-2-28>韓国特許英文抄録DBの構築状況(2017年12月末基準)	592
<表V-2-29>韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況(2017年12月末基準) 準)	592
<表V-2-30>過去5年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2017年12月末基準) 準)	593
<表V-2-31>各国における韓国特許英文抄録の活用状況	594
<表V-2-32>2017年度の公報発刊件数.....	595
<表V-2-33>インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール 配信件数.....	595
<表V-2-34>KIPRISの利用状況.....	601

<表V-2-35> モバイル検索サービスの利用状況	601
<表V-2-36> 翻訳サービスの提供状況.....	603
<表V-2-37> 翻訳辞書の構築状況.....	603
<表V-2-38> 海外特許文献の引用文献活用推移	604
<表V-2-39> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携状況	605
<表V-2-40> KIPRIS ^{Plus} を利用した創業支援プログラム	609
<表V-2-41> 機関協業後続支援プログラム	609
<表V-2-42> IP情報活用生態系作りに向けた官・民協力活動	610
<表VI-1-1> 過去5年間の権利別出願状況.....	616
<表VI-1-2> 韓国人・外国人別の出願状況.....	618
<表VI-1-3> 法人、個人別の出願状況.....	619
<表VI-1-4> 女性及び学生の出願状況.....	620
<表VI-1-5> 代理人有無別の出願件数.....	620
<表VI-1-6> 主要国の過去5年間の特許出願状況	621
<表VI-1-7> 過去5年間の韓国の主要国への特許出願状況	622
<表VI-1-8> 産業部門別特許、実用新案登録の出願状況	623
<表VI-1-9> デザイン部門別のデザイン登録出願状況	628
<表VI-1-10> NICE分類別商標登録の出願状況	629
<表VI-1-11> 公共機関の特許出願状況.....	630
<表VI-1-12> 公共機関の特許最多出願順位	630
<表VI-1-13> 大学の特許出願状況.....	631
<表VI-1-14> 大学の特許最多出願順位.....	631
<表VI-1-15> 韓国人の地域別出願状況.....	632

<表VI-1-16>国内10位圏内の最多出願企業の出願状況	633
<表VI-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況	634
<表VI-1-18>外国人の10位圏内最多出願企業別の出願状況	635
<表VI-2-1>韓国のPCT国際出願件数	640
<表VI-2-2>個人対法人のPCT国際出願状況	642
<表VI-2-3>媒体別のPCT国際出願状況	643
<表VI-2-4>言語別のPCT国際出願状況	644
<表VI-2-5>PCT国際調査使用写本の受付状況	645
<表VI-2-6>PCT国際予備審査の請求状況	646
<表VI-2-7>PCT国際調査機関の指定状況	646
<表VI-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数	647
<表VI-2-9>年度別の韓国における国際商標電子出願状況	652
<表VI-2-10>年度別の韓国を指定した国際デザイン登録出願状況(デザイン件数 基準)	659
<表VI-2-11>海外国別の韓国指定状況(デザイン件数基準)	660
<表VI-3-1>過去5年間の登録状況	661
<表VI-3-2>2017年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況	662
<表VI-3-3>2017年の物品群別デザイン登録状況	662
<表VI-3-4>2017年の部門別商標登録状況	663
<表VI-3-5>2017年の個人・法人別登録状況	664
<表VI-3-6>過去5年間の個人・法人別登録状況	665
<表VI-3-7>2017年の代理人有無別登録状況	666
<表VI-3-8>過去5年間の韓国人・外国人登録状況	667
<表VI-3-9>2017年の市・道別登録状況	668

<表VI-3-10>2017年の外国人による国別登録状況	669
<表VI-3-11>2017年の韓国内多登録法人の状況	670
<表VI-3-12>過去5年間の権利別年次登録状況	671
<表VI-3-13>2017年現在の存続権利状況.....	672
<表VI-3-14>2017年の国別国際商標(マドリッド)登録状況	673
<表VI-3-15>2017年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況	674
<表VI-4-1>権利別の審査処理状況.....	675
<表VI-4-2>特許の1次審査処理状況.....	677
<表VI-4-3>特許審査の終結処理状況.....	678
<表VI-4-4>実用新案の1次審査処理状況.....	679
<表VI-4-5>実用新案の審査終結処理状況.....	679
<表VI-4-6>旧実用新案(先登録制度)の審査状況	680
<表VI-4-7>PCT国際調査及び予備審査状況	681
<表VI-4-8>商標登録出願の1次審査処理状況	682
<表VI-4-9>商標登録出願審査の終結処理状況	683
<表VI-4-10>国際商標登録出願の1次審査処理状況	683
<表VI-4-11>国際商標登録出願の審査終結処理状況	684
<表VI-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理状況	685
<表VI-4-13>デザイン登録出願の審査終結処理状況	685
<表VI-4-14>異議申立件数、異議申立率及び異議認容率	686
<表VI-5-1>権利別の審判請求状況.....	687
<表VI-5-2>権利別の審判処理及び審査前置登録状況	688
<表VI-5-3>審判請求別の審判請求状況.....	689

<表VI-5-4> 韓国人・外国人間での当事者系審判請求状況	690
<表VI-5-5> 韓国企業・外国企業間での審判請求状況	691
<表VI-5-6> 中小企業・大企業間での審判請求状況	692
<表VI-5-7> 年度別の審判処理期間状況.....	693
<表VI-5-8> 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	694
<表VI-5-9> 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	695

目次

<図 I-1-1> GDP対比内国人の特許出願件数(2016)	38
<図 I-1-2> 知的財産権使用料収支(2016).....	38
<図 I-1-3> 企業のIP専担人材及び知財権費用(2017)	38
<図 I-1-4> 大学・公共研の研究生産性及び技術移転人材(2015)	38
<図 I-1-5> 知的財産権保護順位(2017).....	39
<図 I-1-6> 輸入通関段階における模倣品摘発状況	39
<図 I-2-1> 2017年業務推進方向.....	47
<図 I-3-1> ビジョン体系図.....	53
<図 II-1-1> 特許品質諮問委員会の進行写真	66
<図 II-1-2> 迅速審判の標準プロセス.....	118
<図 II-1-3> 2017. 11. 27. 「特許審判院審判官倫理綱領」の宣布式	122
<図 II-1-4> 当事者系口述審理が行われる審判廷	125
<図 II-1-5> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム	126
<図 II-1-6> 審査品質点検の体系図.....	134
<図 II-1-7> 審査品質担当官の審査評価業務の流れ図	135
<図 II-1-8> 2017年国際出願上・下半期説明会	147
<図 II-1-9> 2017年知的財産教育分野における国際協力	158
<図 III-1-1> 国家研究開発の段階別特許情報活用支援状況(2017)	182
<図 III-1-2> 国家特許戦略青写真の構築活用5段階推進プロセス	184
<図 III-1-3> 国家未来戦略特許分析センター	185
<図 III-1-4> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系	187
<図 III-1-5> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析	188

<図Ⅲ-1-6> 政府R&D優秀特許創出支援事業の支援プロセス	191
<図Ⅲ-1-7> 2012～2016年政府R&D特許成果に対する主要分析結果	194
<図Ⅲ-1-8> 公共機関保有特許診断の支援プロセス	198
<図Ⅲ-1-9> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化	199
<図Ⅲ-1-10> 民間主導によるIP-R&D生態系構築モデル	200
<図Ⅲ-1-11> 主要国における第4次産業革命関連知的財産戦略の推進動向	201
<図Ⅲ-1-12> 製品と技術に対するパラダイムの転換	202
<図Ⅲ-1-13> 知財権中心の技術獲得戦略樹立プロセス	203
<図Ⅲ-1-14> 知財権連携研究開発戦略支援における個別課題別の進行プロセス	204
<図Ⅲ-1-15> 支援類型別の戦略樹立プロセス	208
<図Ⅲ-1-16> 標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系	215
<図Ⅲ-2-1> IP土台プログラムの進行プロセス	223
<図Ⅲ-2-2> 知的財産経営認証オンラインシステム	234
<図Ⅲ-2-3> 知的財産プロボノのCI	237
<図Ⅲ-2-4> 知的財産プロボノの構造図	237
<図Ⅲ-2-5> 地域知的財産センターの状況	241
<図Ⅲ-3-1> 知的財産取引情報システム(国家知的財産取引プラットフォーム)ホームページ	255
<図Ⅲ-3-2> IP製品革新マニュアルテキスト	262
<図Ⅲ-3-3> 年度別大学・公共機関における特許出願件数の推移	270
<図Ⅲ-3-4> 「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例	272
<図Ⅲ-3-5> 「発明インタビュー及び公共IP活用支援」の優秀事例	275
<図Ⅲ-3-6> 特許ポートフォリオ構築・移転モデル	276

<図Ⅲ-3-7>特許ポートフォリオ構築・移転及び事業化支援のプロセス	277
<図Ⅲ-3-8>知的財産活用ネットワーク(IPプラグ)	278
<図Ⅲ-3-9>省庁間の技術移転・事業化の協業体系	279
<図Ⅲ-4-1>知的財産動向の収集・普及の流れ図	287
<図Ⅲ-4-2>知的財産専門図書館	289
<図Ⅲ-4-3>知的財産政策情報サービスシステムの構成図	290
<図Ⅲ-4-4>資格制度の機能	295
<図Ⅲ-4-5>日本特許情報フェア&コンファレンス	297
<図Ⅲ-4-6>中国特許コンファレンス	297
<図Ⅲ-4-7>米国特許情報ユーザーコンファレンス	297
<図Ⅲ-4-8>EPO特許情報コンファレンス	297
<図Ⅲ-4-9>第7回知的財産情報サービスShow&Fair	297
<図Ⅲ-4-10>知的財産サービス採用連携教育のプロセス	299
<図Ⅲ-4-11>研修生選抜の優先順位	299
<図Ⅲ-4-12>教育及び修了式	300
<図Ⅲ-4-13>採用連携プロセス	300
<図Ⅲ-4-14>採用連携教育の満足度	301
<図Ⅲ-4-15>職務発明補償制度のメカニズム	309
<図Ⅲ-4-16>職務発明補償優秀企業の認証プロセス	310
<図Ⅲ-4-17>職務発明制度説明会	311
<図Ⅲ-4-18>職務発明制度運営優秀企業に関する企画記事報道	311
<図Ⅲ-4-19>職務発明制度運営優秀企業の広報映像	311
<図Ⅲ-4-20>職務発明制度広報館の運営	312

<図IV-1-1> 国家別知的財産権保護の順位.....	320
<図IV-1-2> 営業秘密保護コンサルティング及び保護管理システム	332
<図IV-1-3> 営業秘密原本証明制度.....	332
<図IV-1-4> 模倣品取締りの写真.....	339
<図IV-1-5> 商品形態模倣行為の調査・是正勧告(2017.12.4.)	343
<図IV-1-6> 不正目的出願人の管理体系.....	346
<図IV-1-7> 模倣品流通防止協議会の発足式(2014.5.22.)	348
<図IV-1-8> 協議会の活動.....	350
<図IV-2-1> 中国模倣品識別セミナー(2017.11.)	358
<図IV-2-2> 中国内商標ブローカーへの対応プロセス	363
<図IV-2-3> 商標ブローカー根絶推進広報活動	363
<図IV-3-1> WIPO総会での基調演説.....	400
<図IV-3-2> 2017年適正技術開発事業の成果	436
<図IV-3-3> 2017年ブランド開発事業の成果	436
<図IV-3-4> アジア地域特許長官コンファレンス(2017年3月、大田)	437
<図V-1-1> 大学(院)知的財産教育の履修体系	443
<図V-1-2> 2017年大賞(本棚に変形可能な幼児用ベッド、左)及び金賞(魚 形態のスプーン・箸置き、右)受賞作.....	461
<図V-1-3> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育体系	496
<図V-1-4> 国務総理の授賞.....	511
<図V-1-5> 記念映像の上映.....	511
<図V-1-6> 2017年今年の発明王授賞.....	511
<図V-1-7> メディアマジックパフォーマンス	511
<図V-1-8> 2017年上半期受賞作のデモンストレーション	513

<図V-1-9>2017年上半期授賞式の授与.....	513
<図V-1-10>2017年下半期受賞作のデモンストレーション	514
<図V-1-11>2017年下半期授賞式の授与.....	514
<図V-1-12>展示場の全景.....	516
<図V-1-13>2020知的財産トレンド館の全景	516
<図V-1-14>授賞式の授与場面.....	517
<図V-1-15>商標デザイン権展の展示全景	517
<図V-1-16>知的財産雇用講演会場.....	517
<図V-1-17>ソウル展授賞式の全景.....	517
<図V-1-18>大韓民国女性発明品博覧会.....	523
<図V-1-19>大韓民国世界女性発明フォーラム	523
<図V-1-20>海洋警備安全研究センターのR&D研究検討課題	528
<図V-2-1>特許情報システムインフラの構成図	546
<図V-2-2>過去6年間の提案公募件数及び採択率の推移	560
<図V-2-3>電子化処理工程フロー.....	584
<図V-2-4>年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況	585
<図V-2-5>年度別の訪問型特許情報検索・電子出願教育の教育回数・受 講者数.....	586
<図V-2-6>韓国特許英文抄録の構成項目.....	591
<図V-2-7>モバイルKIPRISの画面.....	602
<図V-2-8>知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大	606
<図V-2-9>KIPRIS ^{Plus} (Plus.kipris.or.kr) の概要	608
<図V-2-10>知的財産 (IP) データギフト制度	609
<図V-2-11>KIPRIS ^{Plus} を通じた知的財産情報活用の実績	611

<図V-2-12>省庁協カスタートアップ支援モデルのプロセス	612
<図VI-1-1>過去5年間の権利別出願推移.....	617
<図VI-1-2>代理人有無別出願推移.....	621
<図VI-1-3>2017年韓国人の地域別出願推移	633
<図VI-2-1>全世界のPCT国際出願状況.....	638
<図VI-2-2>2017年の全世界PCT最多出願国の順位	638
<図VI-2-3>2017年の全世界PCT最多出願企業の順位	639
<図VI-2-4>韓国のPCT国際出願状況.....	640
<図VI-2-5>2017年の国内最多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況	641
<図VI-2-6>PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況	647
<図VI-2-7>年度別の世界国際商標出願状況	649
<図VI-2-8>2017年世界マドリッド国際商標10位圏内最多出願国の状況 .	650
<図VI-2-9>年度別の世界国際商標登録状況	650
<図VI-2-10>2017年の世界10位圏内の指定国状況	651
<図VI-2-11>年度別の韓国における国際商標出願状況	652
<図VI-2-12>2017年の韓国における出願人10位圏内の指定国状況	653
<図VI-2-13>2016年の韓国における10位圏内の国際商標最多出願企業状況	654
4	
<図VI-2-14>年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況	654
<図VI-2-15>2017年の韓国を指定した10位圏内締約国の状況	655
<図VI-2-16>2017年の韓国を指定した10位圏内外国最多出願企業の状況	656
<図VI-2-17>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況	657
<図VI-2-18>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数の状況	658
<図VI-2-19>2017年の世界ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(国際出願件数	

基準).....	658
<図VI-2-20>2017年ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(デザイン件数 基準).....	659
<図VI-5-1>権利別の審判請求状況.....	687
<図VI-5-2>年度別の審判処理状況.....	688

第1編 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 キム・ヒョナ

1. 知的財産分野における国内動向

2008年金融危機以降、低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、しばらく国内における産業財産権の出願は全般的に増加傾向にあった。

2017年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計457,960件で2016年463,862件に比べてやや減少したが、特許の場合204,775件が出願され、世界4位の水準を維持し、商標出願は小幅増加した。

これはグローバル経済の低成長基調の突破口として注目を集めている第4次産業革命時代の到来によって、企業側が研究開発(R&D)など未来志向な投資を通じて新技術とブランドを前面に打ち出して市場を先取りしようとする動きの結果とみられる。

<表 I-1-1> 韓国における産業財産権出願の推移

(件、()は前年同期比増加率%)

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2011	178,924	(5.2)	11,854	(△13.2)	134,234	(3.9)	56,524	(△1.2)	381,536	(3.1)
2012	188,915	(5.6)	12,424	(4.8)	142,176	(5.9)	63,135	(11.7)	406,650	(6.6)
2013	204,589	(8.3)	10,968	(△11.7)	159,217	(12.0)	66,940	(6.0)	441,714	(8.6)
2014	210,292	(2.8)	9,184	(△16.3)	160,663	(0.9)	64,413	(△3.8)	444,552	(0.6)
2015	213,694	(1.6)	8,711	(△5.2)	185,443	(15.4)	67,954	(5.5)	475,802	(7.0)

2016	208,830	(△2.3)	7,767	(△10.8)	181,606	(△2.1)	65,659	(△3.4)	463,862	(△2.5)
2017	204,775	(△1.9)	6,811	(△12.3)	182,923	(0.7)	63,451	(△3.4)	457,960	(△1.3)

*2012年までは受理基準、2013年からは受付基準である。

*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む

韓国特許庁が受け付けたPCT¹国際出願も毎年持続的に増加し、2017年は15,763件で2016年の15,560件に比べて1.3%増加し、出願件数において米国、中国、日本、ドイツの次に多かった。これは第4次産業革命時代に適したグローバル競争力の確保に向けて海外で特許権を確保するために韓国の企業、研究所、大学が絶えず努力していることを示している。

<表 I-1-2> 主要国における産業財産権の出願推移

(千件、前年比増加率%)

区分	2014	2015	2016	増加率
中国	4,438	5,675	7,159	26.1
米国	951	1,003	1,042	3.9
日本	487	501	517	3.2
韓国	445	476	464	△2.1
ドイツ	159	161	162	0.6

* 出処：WIPO IP Statistics

<表 I-1-3> 主要国PCT国際特許出願の推移

(件、前年比増加率%)

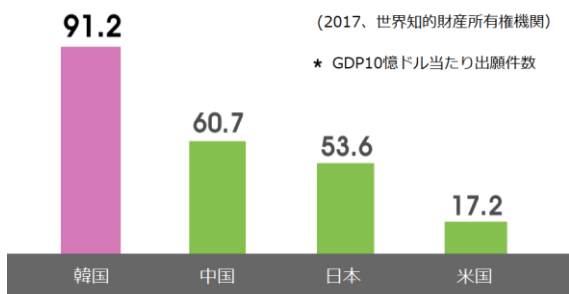
区分	2015	2016	2017	増加率
米国	57,385	56,595	56,624	(0.1)
中国	29,846	43,168	48,882	(13.2)
日本	44,235	45,239	48,208	(6.6)
ドイツ	18,072	18,315	18,982	(3.6)
韓国	14,626	15,560	15,763	(1.3)

* 出処：WIPO PCT Yearly Review

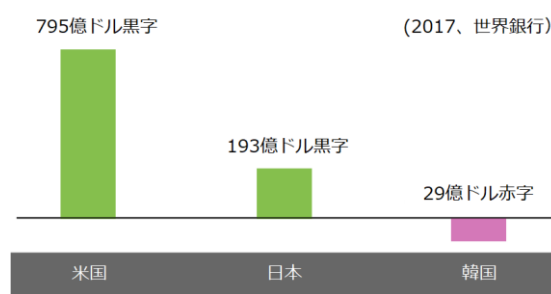
このように韓国知的財産の量的な指標は世界的なレベルであるものの、質的水準は主要競争国に比べると不十分である。2016年度GDP対比内国人の特許出願件数は世界1位で、R&D投資増加によって創出能力は大きく伸びたものの、このような量的成長にもかかわらず源泉技術と核心特許の不足によって知的財産権使用料の収支は2016年基準で29億ドル赤字を記録している。

¹ Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約

<図 I-1-1> GDP対比内国人の特許出願件数 (2016)

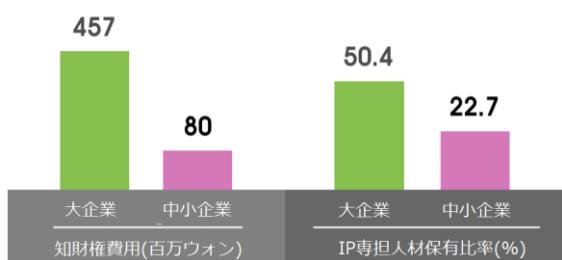


<図 I-1-2> 知的財産権使用料収支 (2016)

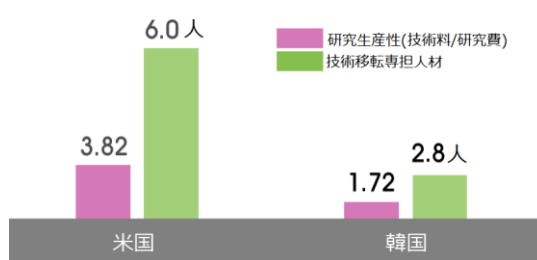


また、大企業の知財権費用が中小企業の5.7倍以上という結果と、知的財産関連業務だけを専門的に行う専門担当人材を保有する比率が大企業の場合50.4%であることに比べて中小企業は22.7%である調査結果からもわかるように、中小企業の場合は知的財産を事業化するための資金と人材などが足りず、知的財産の活用が不十分な状況であり、大学・公共研究機関もまた件数中心の特許出願慣行と技術移転専担人材の不足などで知的財産を通じた収益創出が低迷している状況である。

<図 I-1-3> 企業のIP専担人材及び知財権費用 (2017)

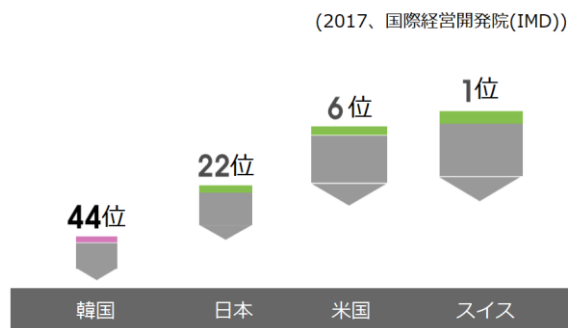


<図 I-1-4> 大学・公共研の研究生産性及び技術移転人材 (2015)

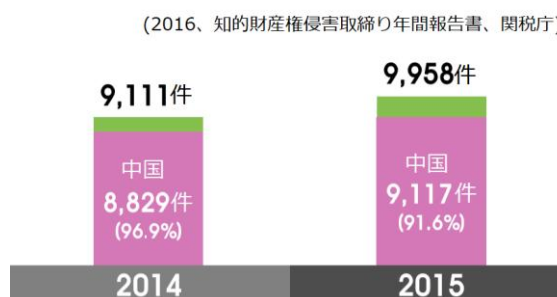


一方、海外で韓国企業に対する知的財産権紛争が増加しており、これによる輸出中絶、訴訟費用の増加は韓国企業の海外市場進出において障害となっている。韓国の知的財産権保護順位は2017年44位で2016年38位に比べて小幅下落した。主要国に比べると知的財産権保護環境は依然として脆弱な状況であり、中国など海外からの模倣品の国内流入もまた持続的に増加している。

＜図 I-1-5＞知的財産権保護順位(2017)



＜図 I-1-6＞輸入通関段階における模倣品摘発状況



2. 対応策

このような国内外の政策環境に積極的に対応するためには知的財産の創出・保護・活用体系の先進化に向けた政府の取り組みが急がれる。まず、企業の強い特許確保を支援するためには、高品質の審査・審判サービスの提供が優先であるため、審査・審判官の専門性強化と審査支援事業の効率化のみならず不良特許の防止などのための制度的なバックアップも必要である。

核心・源泉技術の開発とそれに基づく知的財産権を確保するためには全研究開発過程において知的財産権情報を活用してR&D戦略が樹立できるよう政府の支援が求められる。また、確保された知的財産を基に経済的・産業的に高い付加価値を創り出すためには知的財産金融支援のみならず、事業化と取引活性化に向けた対策も必要である。

また、模倣品の流通を根絶するために商標権特許司法警察による取り締まりを強化し、組織及び制度の整備を通じて知的財産保護執行力を高める必要がある。韓国輸出企業の知的財産権が海外で保護できるように海外現地における支援体系を強化し、韓流知財権保護と紛争対応コンサルティングも活性化しなければならない。中小企業のアイデア・技術を保護するために技術流出防止と営業秘密侵害に対する制裁もまた強化する必要がある。

このように個人と企業の知的財産が効率的に創出・保護・活用され、経済的な付加

価値と新しい雇用を生み出すことで、第4次産業革命時代における革新成長エンジンになれるよう、政府の持続的な取り組みが求められる。

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 チェ・ウンリム
国際協力課 行政事務官 イ・ヘミン

1. 知的財産分野の国際動向

2017年知的財産権のキーワードは「第4次産業革命」であった。第4次産業革命は2016年ダボス世界経済フォーラムで主要議題として採択され、人工知能・ロボット技術・生命科学が主導する次世代産業革命と定義づけられた。それ以来技術革新は全世界にわたって速やかに行われつつあり、主要国は技術革新に伴って現れる経済的・社会的構造の変化にいち早く対応するために様々な政策的取り組みに励んでいる。

第4次産業革命時代においては知識と情報、技術が中心になるだけに、アイデアと知的財産の重要性が増していく。そこで韓国特許庁は核心技術の研究・開発に向けた特許という観点からでの支援のみならず、知的財産法・制度体系の整備及びアイデアの保護など知的財産の多方面での対応策を講じている。

韓国のみならず米国、日本、中国など主要国も知的財産を国家競争力を強化するための鍵の一つとして認識し、知的財産制度を改善するなど国家レベルで知的財産戦略を推進している。

米国は「2010-2015知的財産戦略計画」に続いて「2014-2018知的財産戦略計画」を発表・履行している。「2014-2018知的財産戦略計画」は既存の「2010-2015知的財産戦略計画」が満了する前に樹立されたもので、2011年に改正された米国特許法(AIA、AMERICA INVENTS ACT)の制定以後変わった周辺環境を反映し、これまで一途に推進してきた米国の特許改革への取り組みの成果を発展的に継承しようとしたことに意義がある。また、特許品質を強化することで世界最高レベルの特許システムを構築するための推進方策として樹立した「特許品質向上計画(Enhanced Patent Quality Initiative)」に基づき、出願人とのコミュニケーション拡大、審査官及び一般人向け教育、

組織の簡素化、地域事務所運営時間の拡大などの措置を取っている。

日本は「知的財産政策ビジョン(2013)」を通じて、日本企業が新興市場と新興産業において国際競争力の優位を占めるため、今後10年間推進すべき知的財産戦略を提示した。その主な内容として、産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、中小・ベンチャー企業の知的財産経営強化の支援、デジタル・ネットワーク時代に対応した環境整備、コンテンツを中心とするソフトパワーの強化など4大戦略を打ち出した。また、ビジョンに対応する細部業務推進計画を提示するために毎年「知的財産推進計画」を発表しているが、2017年5月には「知的財産推進計画2017」を発表し、第4次産業革命時代に備えた次世代知的財産制度の構築、知的財産の潜在力を活用した地域創生と革新推進など細部業務計画を提示した。

中国国務院は2016年「第13次5カ年計画、2016～2020」を発表し、2020年まで世界レベルに符合する知財権強国の建設を国の目標として設定した。2017年には「2017年国家知的財産権戦略深化実施及び知的財産権強国建設加速化に向けた知財権発展戦略の深化・拡大計画」を発表した。商標分野の工商行政管理総局(SAIC)は「商標ブランド戦略深化実施及び中国ブランド建設推進に関する意見」を発表し、商標出願手数料の50%引下を通じて商標出願に対する国民の関心を高め、その結果として年間商標出願が史上初に570万件を超える件数を記録した。

ヨーロッパでは欧州統一特許(Unitary Patent)制度の導入議論が進んでいる。現行のヨーロッパ特許(European Patent)は出願・審査までのみヨーロッパ特許庁(EPO)で行われ、以後の登録及び司法手続きは個別国家で行われるのとは違って、欧州統一特許制度の下では制度に参加すると決めた26のEU加盟国に一括的に特許が登録され、司法手続きの効力もまた全域に適用されることになる。EUは制度導入を通じて特許手続効率性の確保、訴訟費用の節減などの効果を期待している。このような欧州統一特許制度の導入に向けた努力は2016年イギリスのEU離脱など一連の事件が発生したことで一時的に難航していたものの、2017年ヨーロッパ特許庁が統一特許の取得、維持及び管理に対する情報を盛り込んだ最初の「統一特許指針(Unitary Patent Guide)」を発表するなど持続的に有意味な成果をあげつつ議論を進めている。

知財権をめぐる貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。WTO²/TRIPS³体制の発足直後、先進国は途上国に対してTRIPS協定の完全な履行を集中的に要求してきた。すなわち、知財権と関連する貿易圧力のフォーカスは途上国の制度と慣行の改善を通じて知財権の保護水準を高めることに当てられていた。しかし、新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、先進国が掌握していた核心市場に新しい競争ムードが感じられるようになった。かつて単なる模倣者または後発走者に過ぎなかった新興国が新たな競合者として浮上したのである。グローバル企業はこのような挑戦に対応するため、知財権を活用して後発走者の市場参入を封鎖する方法を用いているが、最近国際的な特許紛争、知財権侵害に基づく水際措置などが増えていることが代表的な事例と言える。また、特許を直接実施せずライセンスや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバル特許紛争の量産を招く要因となっている。同時に、先進国は知財権の二国間または多国間自由貿易協定を通じて途上国に対して既存のTRIPS協定の知財権保護水準を超える新しい水準の知財権保護を求めるようになったが、これを「TRIPSプラスアプローチ」と呼んでいる。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかこうとする国家間の競争と努力はWIPO⁴とWTOなど多国間協議の舞台でも展開されている。自国の利益が投影された国際知財権規範を作るために各国が取り組んでいる中、先進国と途上国間、そして各地域グループ別利害関係の対立も益々激化している。先進国は簡単に知財権が取得出来るようにすることで知財権の裾野を広げつつ権利者の保護を強化しようとしているが、一方途上国の場合は開発アジェンダを通じて簡単に技術移転が出来るようにすると同時に、途上国が強みを持っている伝統知識と遺伝資源の保護を強化するために力を入れている。

² World Trade Organization(世界貿易機関)：既存の関税及び貿易に関する一般協定(GATT)を吸収・統合し、名実共に世界貿易秩序を立てUR協定の履行を監視する役割を果たす国際機関である。

³ Trade Related Intellectual Properties：特許、デザイン、商標及び著作権など知的財産権に対する最初の多国間規範

⁴ World Intellectual Property Office(世界知的財産権機関)：加盟国及びその他国際機関との協力を通じて全世界の知的財産を保護・促進する任務を遂行。

一方、全世界の全体出願のうち約40%が複数国家に共通出願される重複出願であると推算されたことを受け、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するために動き始めている。2006年に初めて導入された特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway、PPH) 制度はこのような国家間審査協力の努力が具体的な成果につながった代表例である。2017年基準で韓国は米国、日本、中国を含む27カ国特許庁と特許審査ハイウェイを実施している。特許審査ハイウェイは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると大変有用な制度と評価できる。

国家間審査協力の必要性はIP5⁵という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は80%を上回っている。すなわち、5カ国知財権協力の成果は実質的に世界知財権規範を左右する影響力を持っている。2007年米国のハワイで5カ国の特許長官が史上初の会合を開いて以来2017年マルタのバレッタで開かれた第10回IP5特許長官会合に至るまで5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。主な成果として、IP5審査官の間で審査進行情報が一目で確認できる審査履歴情報確認システムを2013年に開通し、2015年にはこれを一般に公開した。また、IP5国家間審査協力の取組の一環として2014年からIP5-PPHを施行してIP5国家間では共通書式と要件で特許審査ハイウェイ (PPH) 制度が利用できるようにしたことが挙げられる。2016年にはPCT国際段階で一つの出願を5庁が共同審査するPCT協力審査 (CS&E, collaborative search and examination) を2018年から試験的に施行することに合意した。IP5協力は審査協力を通じた審査負担の軽減という当初の目的を超え、知的財産権制度の調和と国際的な知的財産権システムの改善でその協力範囲が拡大しており、今後国際知的財産権システムの発展に更に大きな意味を持つと見られる。

⁵ Intellectual Property 5(先進5カ国特許庁)：知的財産分野のG5を意味し、韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパの5庁を指す。

2. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が必要である。何よりも韓国企業の海外進出を支援するための友好的な海外知的財産保護環境の構築に努力を傾ける必要がある。

まず、第4次産業革命時代に対応するため、主要国との協力努力を傾ける必要がある。技術革新を支援するため、各国における知財権制度の整備状況を適時に把握しなければならない。また、主要国間の審査協力が拡大しつつあるだけに、融合・複合型新技術分野の出願増加に備えた特許分類の改正や審査基準の改編などに対してもグローバル調和に向けた持続的な議論が求められる。

また、特許官の新規派遣及びIP-DESK設立地域を持続的に拡大し、現地税関など外国執行機関との協力チャンネルを固めることで、海外で紛争が発生した際には迅速な対応ができるようにする必要がある。また、主要国とは持続的な二国間会合の開催を通じて国家間の協力体制を整える一方、途上国と新興国との協力を拡大するために東南アジア、中東、南米、アフリカなど圏域別知的財産協議体と協力事業を発掘して韓国企業に友好的な海外知的財産権保護環境を整える必要がある。

そして、主要国との知的財産制度の改善に向けた議論にも積極的に参加することで、韓国国民の利便性を高め、安定的な海外知財権獲得を支援するために取り組む必要がある。IP5・TM5・ID5⁶などを始めWIPO、WTO、APEC⁷など各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に参加することで、グローバル知的財産システムが韓国ユーザーに有利な方向に改善できるようにする必要がある。また、情報化協力を通じて特許庁間、特許庁とユーザー間の情報交流基盤を拡大し、知財権に対するユーザーアクセシビリティを高め、特許庁の業務効率を高めなければならない

⁶ Trade Mark 5, Industrial Design 5 : 全世界商標・デザインの出願をリードする韓国、米国、中国、日本、ヨーロッパの商標・デザイン庁5つを指す。

⁷ Asia-Pacific Economic Cooperation(アジア太平洋経済協力) : 加盟国間の経済的・社会的・文化的な異質性を克服し、域内の持続的な経済成長に寄与することで、最終的にはア・太地域経済共同体を追求。

い。特に、世界で最も規模の大きい5つの特許庁が参加する知的財産G5協力議論に積極的に参加することで協力範囲の拡大及び体系化に貢献することで、国際知的財産議論における韓国のリーダーシップを強化する基盤として積極的に活用しなければならない。

最後に高まりつつある韓国に対する関心を基に、知的財産分野においても行政韓流の拡散に力を入れる必要がある。特許庁の優秀な審査人材を活用して外国の審査支援及び代行要請に積極的に対応し、特許情報システムの海外進出を通じて途上国の特許情報化事業の支援も強化していく必要がある。また、国際知的財産権開発協力事業の体系化のため、韓国特許庁の政策方向、対象国の知財権現状と開発意志など総合的な分析を通じて重点協力対象国を選定し、既存成果との連携及び開発協力事業のパッケージ化などを通じて予算の効率的な活用に持続的な努力を傾けなければならない。

第2章 2017年知的財産行政の戦略体系

第1節 特許庁のビジョンと推進戦略

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 キム・ヒョナ

技術革新を伴う第4次産業革命時代の到来によって、特許を始めとする知的財産の重要性はさらに高まりつつある。そこで、主要国も研究開発に対する投資を強化し、国家レベルで知的財産関連の取り組みを多方面で拡大するなどグローバル知的財産競争が激化している。

特許庁はこのような国内外の政策環境と多様な政策顧客のニーズを反映し、「第4次産業革命に備えた国家知的財産競争力強化」というビジョンを設定し、それを実現するための推進戦略を下記のように定めた。

<図 I-2-1>2017年業務推進方向

ビジョン	第4次産業革命に備えた国家知的財産競争力の強化	
目標	知的財産の創出・保護・活用の好循環プラットフォームの構築	
	推進戦略	実践課題
1	信頼される審査・審判サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ①高品質の審査・審判サービスの提供 ②顧客志向の知的財産制度の構築 ③知的財産行政サービス品質の向上
2	知的財産で新しい市場及び雇用を創出	<ul style="list-style-type: none"> ①核心・標準特許の創出支援 ②知的財産基盤の創造企業の育成 ③知的財産金融の活性化及び事業化の促進

3	知的財産の保護強化を通じた企業革新支援	<ul style="list-style-type: none"> ①中小・ベンチャー企業のアイデア・技術保護の強化 ②知的財産権保護執行力の向上 ③海外知的財産権紛争対応支援
4	未来に備えた知的財産生態環境作り	<ul style="list-style-type: none"> ①ライフサイクル別の知的財産教育体系の構築 ②新技術出現に備えて知的財産体系の整備 ③グローバル知的財産協力の拡大

第2節 ビジョン達成に向けた重点的な推進課題

1. 信頼される審査・審判サービスの提供

第4次産業革命時代の始まりによって企業は知的財産を利潤創出の有用な道具として認識し、市場確保、競合社牽制などに積極的に活用している。企業の特許戦略もまた既存の量重視から質重視へと変わり、強い特許を確保するための企業の努力は更に熾烈さを増している。そこで、審査・審判品質に対する関心がいつになく高まっている状況である。

特許庁は審査品質を高めるため、第4次産業革命分野に対する公衆審査、融合・複合技術に対する協議審査、審査協力型先行技術調査など現場とコミュニケーションを取る様々な審査サービスを拡大・提供した。また、審査・審判人材の増員と内部人材の効率化を通じて1人当たり処理件数の適正化を図るとともに、審判の専門性・公正性を高めるために特許審判革新方策を講じた。同時に、審査の信頼性をたかめるため、米国に続いて中国とも共同審査協力事業(CSP)の実施に合意するなど主要国との審査協力も拡大した。

また、略式審判形態の特許取消申請制度を施行し、特許登録前までは審査官が職権で再審査できるようにすることで不良特許の防止に向けた施策を講じて権利の安定性を高めた。その他にも、公正な商標使用秩序を確立するために商標法施行規則の改正及びガイドラインを制定し、新規性喪失例外主張の期間延長、優先権主張証明書類提出制度の改善などを通じてデザイン出願関連の利便性を高めた。

その他にも知的財産行政サービスの品質を高めるため、特許分野人工知能知識ベースを構築するなど特許情報システム知能情報化基盤を構築し、特許引用・被引用情報検索サービスを提供するとともに予備創業者及び新生企業に知的財産データを無償で開放することで知的財産情報の開放・共有を拡大した。

2. 知的財産を通じた新しい市場及び雇用の創出

増えつつある韓国知的財産権使用料収支の赤字を改善するためには競争力のある知的財産権を創出すると同時に、創出された知的財産権を利用して経済的・産業的に高い付加価値を創り出すことが必要である。

特許庁は関係省庁合同で「5大有望新技術分野における高品質知的財産の確保戦略」を構築し、第4次産業革命分野に対する特許動向調査を支援するなど特許と研究開発との連携を強化することで高品質の核心特許の創出を支援した。特に第4次産業革命核心分野に対するIP-R&Dを重点的に支援することで中小・中堅企業の革新型創業を促進した。同時に、国際標準技術と関連するR&Dを行う際に標準特許確保戦略も併せて樹立させることで、標準特許保有件数の世界TOP5の地位を固めた。

そして、輸出成長潜在力の高い企業をグローバルIPスター企業として選定・育成し、中小・ベンチャー企業がIPと関連して直面している問題を解決するために現場密着型支援体系であるIP経営支援団を導入した。また、知的財産基盤創業支援体系の構築に向けたIP土台及びIP翼プログラムを導入し、良質な雇用の創出に貢献した。知的財産費用の負担を緩和するため、特許共済事業の法的根拠を設ける成果もあげた。

一方、知的財産基盤の投資・融資連携、IP投資ファンド造成の拡大などを通じて中小企業の知的財産事業化における資金調達を円滑にするとともに、大学・公共研の特許技術活用を促進するために特許ポートフォリオ構築手続きを改善した。また、有望技術分野別のIP-PLUGの拡大、特許取引専門官の主要知的財産取引情報の開放などで知的財産取引の活性化を支援した。

3. 知的財産保護の強化を通じた企業革新支援

韓流の拡散による輸出企業のブランド無断先占被害など海外における知的財産権侵害の増加、頻繁に発生する技術流出・奪取及び特許侵害に対する低い損害賠償額などは韓国企業の技術革新に対する意欲を失くしている。これを克服し、革新創業国家を

実現するためには国家レベルで知的財産保護を強化する必要がある。

特許庁は悪意的な特許・営業秘密侵害に対する懲罰的賠償導入などの内容を盛り込んだ「中小企業革新成長に向けた知的財産保護強化方策(知財委)」を構築し、特許と営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度の導入を推進するなど知的財産侵害に対する救済を強化した。また、公正な競争秩序を確立するためにアイデア奪取・使用行為を禁止するなど不正競争防止法の改正を推進し、公益弁理士特許相談センターなどを通じて社会的弱者に対する保護支援も強化した。

国民の健康・安全関連の模倣品、大規模流通事犯に対する企画捜査及び商標権者・自治体などとの合同取締りを実施することで商標権特別司法警察の取り締まりを強化し、全国の整形外科など知財権虚偽表示に対する企画調査も実施した。その他にも中小・ベンチャー企業製品の形態模倣行為に対する調査・是正勧告及び刑事告発を施行するなど知的財産保護の執行力を高めるために取り組んだ。

一方、輸出企業の知財権保護のために現地支援体系を強化した。修正予算を通じて韓国企業の輸出・投資が増加しているインドとインドネシアにIP-DESKを追加設置し、IP-DESKの専門性を強化するために専門人材を増員した。また、K-ブランドの無断先占に対する早期警報システムを導入し、オンライン模倣品モニタリングシステムを構築することで被害を受けた企業が速やかに対応できるように支援した。

4. 未来に備えた知的財産生態環境作り

第4次産業革命に伴う新技術の出現などによって新しい知財権 이슈が持続的に提起される見込みである。特許庁はこのような未来環境の変化に備えて知的財産研究をリードして行くため、知的財産未来戦略委員会を構成・運営し、主要国との対応策共有を通じて韓国の知的財産政策方向を模索した。その他にもデジタル・ネットワーク環境に歩調を合わせてソフトウェア(SW)関連の特許保護体系の改善を推進し、審査基準、分類体系の整備などを通じて第4次産業革命に対応する審査基盤を構築した。

特許庁は知的財産に強い未来創意人材を育成するため「発明教育活性化支援法」を制定し、それを受けて発明教育基本計画の樹立及び発明教育センターの現代化を推進した。その他にも知的財産教育認証トラックの導入、知的財産学の単位銀行制の拡散などを通じて大学における知的財産教育の充実化を図った。企業・自治体との協力の下で産業現場が望む知的財産実務人材を積極的に養成し、弁理士実務見習を現場オーダーメイド型で実施するなど弁理士の専門性を強化した。

また、知的財産先進5か国協議隊(IP5)、世界知的所有権機関(WIPO)などを通じて知的財産分野における多国間協力を強化し、アラブ首長国連邦特許審査協力モデルを基に中東に特許行政韓流を拡散するなど新興市場との戦略的IP協力を強化することで韓国に友好的なグローバルIP環境を構築するために力を入れた。

第3章 第4次産業革命時代における知的財産政策の方向(2018～2022)

第1節 特許庁のビジョンと推進戦略

産業財産政策局 産業財産政策課 環境事務官 ユン・ジュンホ

ハイパーコネクテッド・ハイパーインテリジェントを特徴とする第4次産業革命は産業は産業環境と雇用構造を根本的に覆すと予想されている。一方、技術革新の促進媒介としてかつて産業革命のエンジンであった知的財産は第4次産業革命時代において企業価値を決めると同時に成長をリードする核心要因としてその重要性がさらに増している。

そこで米国・日本・ドイツ・中国など主要国は第4次産業革命を低成長の突破口として認識し、産業競争力の向上に向けて革新政策とともにそれをバックアップするための知的財産政策を積極的に推進している。

特許庁はこのような国内外の政策環境を反映し、新しい政府の国政方向に合わせるため、「知的財産を通じて第4次産業革命をリード」というビジョンを設定し、それを達成するための推進戦略を下記のように構築した。

<図 I-3-1> ビジョン体系図



第2節 ビジョン達成に向けた重点推進課題

1. 革新成長をリードする強い知的財産の創出

韓国は特許の量的成長(2016、特許出願4位)に比べて質的水準が低く、源泉・核心特許が不足しているため、知的財産貿易収支の赤字が続いている。したがって革新成長のためには第4次産業革命分野における高付加価値高品質の特許創出が求められる。

そこで特許庁は2022年まで特許審査人材1,000人増員を推進して特許審査に投じる時間を主要国レベルまで適正化することで審査品質を画期的に高め、特許無効率を2016年49.1%から2022年33%まで改善することを目指している。

併せて、特許品質を高める努力をR&D・出願など特許創出の全段階に拡大し、産・学・研・官など全主体の能力を強化した。R&D段階で第4次産業革命分野の厳選・核心特許が確保できるように特許ビッグデータ分析支援を拡大し、第4次産業革命分野の技術・デザインに対する優先審査施行及び中小・ベンチャー企業対象の特許年次登録料の減免で韓国企業の知財権先占を支援した。

一方、審判の公正性・専門性・迅速性を確保するために審判官倫理綱領を制定し、2018年から外部専門審理委員制度の導入及び審判手続きの改善を推進する予定である。

2. 公正経済をバックアップする知的財産保護の強化

韓国の知的財産保護水準は63カ国の中で44位で依然として遅れている状況(2017、IMD)であり、下請負など様々な取引過程で中小・ベンチャー企業のアイデアと技術が奪われている。公正な競争環境を構築するために中小企業の成長安全弁であるIP保護の強化が求められる。

特許庁は中小・ベンチャー企業の IP を保護するために優越的な地位にいる侵害者などの悪意的な特許及び営業秘密侵害行為に対して懲罰的な損害賠償制度の導入を推進し、侵害者も実施資料を提示するよう特許法を改正することで侵害立証負担を緩和する計画である。下請負などで発生するアイデア奪取行為もまた不正競争行為類型として新設し、中小・ベンチャー企業の技術・アイデア奪取行為に対する調査・是正勧告など執行力もまた強化した。

同時に、K-ブランド保護強化のために IP-DESK 追加設置及び専門性強化を推進し、輸出中小企業に対する海外知的財産紛争対応コンサルティングを持続的に拡大していく計画である。

一方、キャリア断絶女性の知的財産分野への再就職及び発明創業支援、地域知的財産センターを通じた地域中小・ベンチャー企業への支援強化、経済的弱者に対する公益弁理士直接代理サービスの拡大など経済・社会的 IP 格差の解消に取り組んだ。

3. 良質な雇用を創出する知的財産事業化の促進

良質な雇用を創出・維持するため、雇用誘発及び付加価値創出効果の高い知的財産サービス業を育成し、知的財産に基づく創業及び金融・取引を活性化してスタートアップと中小・ベンチャー企業の競争力を高める必要性が提起されている。

特許庁は知的財産サービス業を育成するために 2022 年まで特許・商標・デザイン調査サービスを民間に段階的に開放し、サービス市場から需要の多い KIPRIS^{Plus} の加工された高付加価値知的財産データを持続的に拡大・開放する計画である。

また、中小企業の IP 費用負担を分散・緩和するために特許共済制度を導入し、スタートアップが必要とする時期に希望する IP サービスが提供できるように特許バウチャー事業を施行し、予備創業者と創業企業に高品質の知財権コンサルティングを提供する IP 土台と IP 翼事業を拡大して知的財産基盤創業及び中小・ベンチャー企業の知的財産能力強化を積極支援する予定である。

一方、中小企業の知的財産事業化資金調達をサポートするために知的財産基盤の投資・融資連携、IP投資ファンド造成拡大で2022年まで知的財産金融を1兆ウォン規模に成長させ、知的財産活用ネットワークおよび需要基盤発明インタビューを拡大して知的財産取引規模もまた2022年まで3千億ウォンまで拡大する予定である。

4. 未来に備えた知的財産基盤の構築

第4次産業革命による知的財産分野の主要変化に対応し、革新的なアイデアの創出・保護・奨励のために未来成長基盤を構築する知的財産生態系作りがますます重要性を増している。

特許庁はデジタルネットワーク環境で発生し得る新しい特許侵害類型を検討して適切な権利保護方法を講じ、人工知能による発明など新技術の登場による新規知的財産イシューに先んじて対応するために法・制度を整備した。

そして、青少年の創意性と問題解決能力を培うために発明教育を拡大し、それを体系的に管理するために拠点別「広域発明教育支援センター」を設置する予定であり、全ての教育大学・師範大学に発明・知的財産科目を開設して予備小・中・高教員の発明教育履修の拡大を推進した。

「知的財産教育先導大学」を2022年まで50校まで拡大し、知的財産単位銀行制を持続的に広げて大学の知的財産教育の基盤を構築するとともに、現場中心の知的財産実務能力もまた強化していく計画である。

最後に、企業の職務発明制度導入率を2022年まで75%に拡大し、体験教育・公募展など国民参加を通じた知的財産保護認識プログラムを強化することで発明が奨励されるとともに知的財産が尊重される文化をつくるために取り組んだ。

第2編 信頼される審査・審判サービスの提供

第1章 品質中心の審査・審判管理体系の構築

第1節 特許・実用新案の審査分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 キム・ヨンピョ

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2019年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで引上げるために努めている。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて2015年特許審査処理期間を世界的な水準である10.0ヶ月(年末基準)に短縮し、それを維持してきた。

また、特許庁は一律的な特許審査処理期間の短縮から脱し、ユーザーが希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に改善している。顧客オーダーメイド型3トラック審査制度は出願人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち審査時期が選択できる制度であり、出願人は優先審査を通じて迅速に特許権を獲得して独占

的な地位を先取りすることができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

また、知的財産が経済成長の核心エンジンとして浮上し、IP金融及びIPライセンスリングなど知的財産が企業において多様な利益創出の手段として活用されるようになったことで、高品質知的財産の創出に対するニーズが更に高まっている。そこで、特許庁は審査官専門性の向上、現場とコミュニケーションを取る多様な協力審査、先行技術調査品質管理体系の構築、審査評価の強化などを通じた高品質審査サービスの提供を通じて強い特許創出のために力を入れている。

このような努力の結果、外国からのPCT国際調査依頼が増加し、2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料収入が2017年には1,158万ドルと4倍くらい増加し、アラブ首長国連邦の要請で特許審査官5人を派遣してアラブ首長国連邦の特許審査を代行するなど韓国特許庁の審査品質に対する国際的な評価もまた改善されつつある。

以上のように様々な審査サービス政策を施行した結果、韓国の特許審査処理期間は先進主要国水準に到達し、審査品質においても徐々に改善が行われている。しかし、不良特許によって発生し得る社会的・経済的な損失を事前に遮断することで一度登録を受けた特許は安心して使用でき、市場で経済的な価値が認められる特許権を創出することで企業の競争力が高められるよう、審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査品質の面で世界最高水準の審査サービスを提供する必要がある。

2. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上

特許審査企画局	特許審査企画課	工業事務官	ミョン・テグン
	特許審査企画課	工業事務官	ファン・インソン

イ. 推進背景及び概要

最近IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2017年10,361件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の速やかな権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業が徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まっている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査政策のパラダイムを審査処理期間の短縮から世界最高水準の高品質特許審査サービスの提供へと転換しつつある。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するであろうグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

ロ. 推進内容及び成果

1) 優秀な審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ) 優秀な審査人材の拡充

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策部署の審査官を審査部署に再配置した。2017年には30人の特許・実用新案新規審査官を増員した。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間10.4ヶ月(2017年末基準)を達成した。

ロ) 審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審決・判例研究課程、審判官課程、審査指導課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審査事例研究高級課程、審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で審査事例研究基礎課程、先行技術調査課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2017年12月基準で首席審査官が205人で24.

6%、責任審査官が135人で16.2%、前任審査官が185人で22.2%、審査官は6級審査官を含めて296.5人で35.5%を占めている。

<表Ⅱ-1-1> 審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審決・判例研究課程、審判官課程、審査指導課程及び技術分野教育120時間	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録決定及び拒絶決定
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審判訴訟制度課程及び技術分野教育110時間	意見提出通知、協議通知など
前任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、先行技術調査課程及び技術分野教育100時間	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知など

ハ) 審査パート制

審査官の増加に伴って効果的に審査品質を管理するとともに類似技術分野に対する審査の一貫性と専門性を高め、審査業務の処理速度を高めるため、技術分野別に6人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的な施行となった。

審査パート長は責任審査官以上の書記官又は主席審査官以上の事務官として優れた審査能力とリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長

は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決裁を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

特許庁は人材の効率的な運営を通じた審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のために政策部署の課1つを廃止する代わりに2015年12月に資源再生審査チームを新設した。資源再生審査チームは廃棄物処理と資源リサイクル技術と関連する分野を専担して審査しており、汚染物分離パート、水質浄化パート、廃棄物処理パート、再生資源パートなど4つのパートで構成されている。これと関連して既存119個あった審査パートが2017年末基準で133個に増えた。

<表Ⅱ-1-2>審査パート制の構成状況

(2017年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
特許 審査 企画局 (5課、 23パー ト)	エネルギー(5)	融合・複合エネルギー技術、エネルギー変換基盤技術、二次電池、光エネルギー、次世代電池
	自動車融合(4)	電池パッケージ、自動車動力伝達、自動車エンジン、自動車電子制御
	情報技術融合(5)	電子商取引、金融決済、デジタルコンテンツ、融合サービス、ソーシャルネットワークサービス
	計測分析(4)	医療計測、センサーネットワーク、光学機械、計測試験
	医療技術(5)	治療機器、診断技術、保健衛生、医療用品、医療システム
特許 審査 1局 (9課、 36パー ト)	生活家電(4)	洗濯乾燥機器、冷凍冷蔵機器、光源光学機器、空気調和機器
	事務機器(4)	印刷機器、家具、照明機器、事務用品
	住居生活(4)	衛生設備、システムサッシ、防犯システム、スポーツレジャー
	国土環境(4)	国土基盤、土木構造、水資源環境、環境施設

	住居基盤(4)	住居環境、住居冷暖房、住居安全、住居構造
	電力技術(4)	伝送線路、電動機、電力変換、電力送配電
	精密化学(4)	触媒化学、ナノ素材、セラミックス、表面処理システム
	農林水産食品(4)	食品保存、植物資源、食品製造、動物資源
	電子部品(4)	電子機器、メモリ素子、電子回路、半導体素子
特許 審査 2局 (9課、 38パー ト)	加工システム(4)	複合加工、高分子加工、金属加工、データ入出力
	精密部品(4)	移送保管部品、流体機械部品、回転積層部品、印刷回路基板
	半導体(4)	エッチング工程、蒸着工程、露光工程、材料
	自動車(4)	車両フレーム、車両シャーシー、車両部品、車両空調
	高分子繊維(5)	スマート繊維、高分子合成、有機素材、高分子応用、高分子素材
	コンピュータシステム(4)	コンピュータ制御、サーチ/データベース、コンピュータインターフェース、コンピュータ応用システム
	薬品化学(4)	天然物医学、融合医学、合成医学、製剤
	通信ネットワーク(5)	通信プロトコル、伝送システム、ネットワーク制御、スイッチングネットワーク、セキュリティプロトコル
	資源再生(4)	水質浄化、汚染物分離、廃棄物処理、再生資源
特許 審査 3局 (8課、 36パー ト)	応用素材(5)	スマート素材、3Dプリント、化学素材、部品通信素材、機能性素材
	ロボット自動化(4)	工作機械、産業ロボット、制御機械、特殊加工
	次世代輸送(5)	海洋プラント、物流移送、造船融合システム、陸上運送、航空宇宙システム
	バイオ(5)	バイオ応用、バイオ医薬品、バイオシステム、バイオ素材、バイオ基盤
	モバイル通信(4)	モバイル通信システム、モバイル通信端末、モバイル通信アンテナ、モバイル通信サービス
	金属(4)	材料分析、金属材料、表面処理、金属メッキ
	ディスプレイ機器(5)	画像駆動、LED素子、OLED、画像素子、画像光学

マルチメディア放送(4)	映像圧縮、マルチメディア、放送システム、映像処理
--------------	--------------------------

2017年12月基準で審査課(チーム)別に4~5つの審査パートを運営しており、特許審査局の内に計133の審査パート(特許審査企画局23パート、特許審査1局36パート、特許審査2局38パート、特許審査3局36パート)を運営している。このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

2) 審査品質管理の強化

イ) 品質関連指標中心の総合的な審査品質管理

特許庁は品質中心に政策方向を転換するため、様々な品質関連指標を審査官、パート、審査課、審査局別に点検できるよう審査品質管理カードを2016年4月から特許ネットシステムで提供している。審査品質管理カードは大きく審査段階、再審査及び審判段階、評価及び決裁段階に区分して各段階別に審査傾向を示す代表的な指標をリアルタイムで確認できるように構築された。

2017年にはこのようなシステム構築を基に四半期毎に品質関連指標の変動性を点検し、それを審査部署にフィードバックすることで審査品質を高めるために取り組んだ。審査品質は少数の指標で代弁できない定性的な性質を持っているため、多様な品質指標の変動推移分析を通じて審査の正確性及び一貫性が高められると期待している。

ロ) 特許品質諮問委員会の運営

特許庁は国家的に特許品質を高める基盤を構築するため、官・民がともに特許品質政策に対して議論する「特許品質諮問委員会」を2015年6月に設立した。特許品質諮問委員会は特許品質を高めるためには特許庁のみならず民間の役割も重要であるという認識から、企業、弁理士など民間の品質向上に対する優秀なアイデアを特許政策に

反映できるチャンネルを確保するために構成された。

特許品質諮問委員会の内部委員は特許審査企画局長(委員長)、特許審査企画課長(幹事)、特許審査制度課長、審査品質担当官及び審査局主務課長で構成され、外部委員は産業界、学界、研究界の専門家と弁理士で構成される。

特許品質諮問委員会は2017年6月(ソウル)と12月(大田)にわたって2回開催され、①審査人材の増員など審査品質向上方策、②テレビ面談システム導入方策、③先行技術調査結果の審査前提供方策、④弁理士情報活用の改善など出願品質向上方策、⑤第4次産業革命分野の審査基準などに対する議論が行われた。

<図Ⅱ-1-1>特許品質諮問委員会の進行写真



3) 審査官の専門性の向上

イ) 開かれた特許技術フォーラムの実施

開かれた特許技術フォーラムは多出願企業の最新技術を審査官と共有するため、多出願企業の専門家を招いた技術セミナーであり、2015年3月に初めて実施された。開かれた特許技術フォーラムは融合・複合技術進化の加速によって技術分野が多様化したことで相互関連のある技術分野に対する審査官の技術理解を深める必要があることから導入された。多出願企業の最新技術セミナーを通じて審査官の技術専門性を高め

ることで、出願技術内容の把握、先行技術の検索・比較判断などにおいて正確な審査を誘導するきっかけとなった。

また、標準・源泉・先導技術などの技術開発程度によって求められる進歩性レベルの差があるため、産業界が要求する進歩性判断基準の理解と定立が必要であった。このような点で、開かれた特許技術フォーラムを通じて官－民間で進歩性判断基準を共有する場を設けることで、審査官の進歩性判断基準の調和に貢献した。

具体的には2017年6月に韓国電子通信研究院(ETRI)の特許戦略及び人工知能、モノのインターネット、ホログラフィック技術分野に対するセミナーを行った。

ロ)先行技術検索コンテストの開催

特許審査は限られた検索時間内に適正先行技術を検索するために効果的な検索戦略を樹立し、それに対する集中的な検索を行う必要がある。そのため、検索結果のみならず検索キーワード、検索履歴など検索過程を総合的に評価及び発掘して実際検索における活用性を最大にするため、2017年6月と12月にわたって2回先行技術検索コンテストを開催した。

2017年6月に開催された先行技術検索コンテストは機械、化学、電気、通信分野別に特定特許出願を決めておいた状態で検索時間と検索の正確度を測定する大会型方式で行われた。2017年12月に開催された先行技術検索コンテストは1年間審査官が審査する、もしくはサーチャーが先行技術検索した件の中で最も優秀であると判断できる件に対してノウハウを共有する方式で行われた。

特に、2017年12月に開催された先行技術検索コンテストは審査官及びサーチャーが各自保有する審査、調査件の中から任意選定された件の検索戦略、検索履歴、構成対比表の提出及び評価の方法で行われた。評価の正確性と公正性を担保するため、評価委員は審査課長、審査パート長、審査評価官などで構成され、①検索戦略の適正性、②検索の充実性、③検索結果の妥当性、④検索の効率性の項目別に評価表基準に沿っ

て評価を行った。

評価の結果、合計審査官24人とサーチャー32人の先行技術検索履歴及び結果が優秀事例として選定され、優秀事例を共有して審査官、サーチャーの能力を強化するためのセミナーを実施した。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように優秀な人的資源の効果的な管理、審査品質管理の強化、審査官の専門性向上などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供する基盤を整えることができた。

今後審査官等級制は審査経歴と教育要件を現状に適したものにす努力を通じて審査能力を強化する方向に改善していく予定である。また、審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別の適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専担パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画であり、パート長の責任及び権限の強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。

今後未来市場をリードしていくと見られる第4次産業革命分野を中心に産業現場の訪問を通じて現場の技術資料及び専門家知識を審査に活用する公衆審査を活性化し、融合・複合技術を中心に専門分野が異なる審査官間の協議審査を拡大するなど多様なコミュニケーションチャンネルを確保することで審査の正確性を高めていく計画である。

審査処理期間を維持しつつも審査品質を高める最も根本的な解決方法は審査人材の増員を通じた1人当たり審査処理件数の適正化である。特許庁は1人当たり処理件数を先進国並みに適正化するため、行政安全部など関係省庁との協議を通じて持続的に審査人材の増員を推進していく計画である。

3. 現場コミュニケーション型審査協力の強化

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ファン・インソン
特許審査制度課 施設事務官 ヒョン・ジェヨン

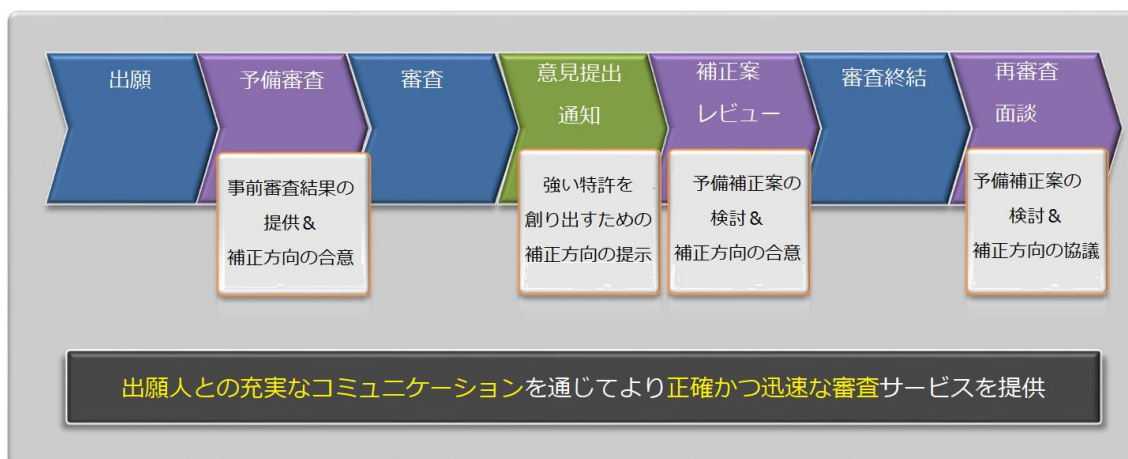
イ. 推進背景及び概要

グローバル特許紛争が拡大、IP金融、ライセンスなど知的財産の活用が増えるにつれ、特許品質に対する社会的な関心が高まりつつある。このような対内外的な環境において特許庁は特許品質の向上に向けた地道な自助努力を傾けているが、限られた予算、人材など独自資源だけでは審査段階で特許品質を高めるのは限界があった。

そこで特許庁は2015年から産業現場の外部専門家が審査に参加する現場コミュニケーション型公衆審査を施行している。公衆審査は外部専門家を審査協議体として構成し、産業現場の非特許文献資料などの提供を受けて審査に活用する制度であり、専門家集団とのコミュニケーションを通じて審査品質を持続的に高めることにその趣旨がある。

また、2014年からは拒絶理由だけを指摘していた既存のネガティブ審査から脱して国民とともに強い特許を創り出していくポジティブ審査へと審査パラダイムを転換した。2015年にはこれを更に発展させ、審査の全段階において国民と疎通・協力し合う深層面談などオーダーメイド型審査サービスを本格的に施行した。

オーダーメイド型審査サービスは公式審査前に出願人と審査官がコミュニケーションをとって審査の方向を共有し、拒絶理由を予防する予備審査、出願人が最終補正を行う前に予め提出した予備補正案に対して拒絶理由の解消状況を知らせる補正案レビュー、出願人が再審査請求前補正案に対して審査官と一緒に議論する再審査面談、一つの製品(または国家R&D支援事業)関連の特許、デザイン、商標を出願人が希望する時点でまとめて審査する一括審査などがあり、今後既存の制度を持続的に改善するとともに新しい制度を設けていく計画である。



ロ. 推進内容及び成果

1) 現場コミュニケーションの公衆審査

現場コミュニケーションの公衆審査は現場の技術資料及び専門家の知識を活用し、産業界の特性を審査に反映するなど、現場とのコミュニケーションを強化して審査品質の向上に貢献する制度である。

公衆審査のパイロット実施期間であった2015年には9つの生活密着型技術分野(LED照明、靴、保安など)を対象に実施し、2016年からはパイロット実施を補完して効果を最大にするために本格施行となった。非特許文献が多い技術分野を中心に多出願人、産学研専門家、代理人などが参加する審査協議体を構成し、オン・オフラインなど多様なコミュニケーションチャンネルを稼働することで、審査協議体構成員間で深みのあるコミュニケーションを促した。このような結果として外部専門家から提供された資料(233件)のうち非特許文献が79件(34%)で、非特許文献に対する活用率を高める上で大きく貢献した。今後第4次産業革命時代を迎えて関連産業核心技術に対する公衆審査を拡大していく予定である。

2) 予備審査

予備審査は審査着手前に出願人などと審査官が対面面談を通じて審査意見を交換す

ることで正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。予備審査面談を通じて出願人は拒絶理由を公式審査前に把握して対応でき、審査官は出願人と直接技術及び審査意見を交換することで正確な審査と迅速な特許権利化が可能になる。

予備審査は試験実施期間であった2014年に個人・中小企業から大きな反響を呼び、良いスタートを切った。2015年にはその対象を先行技術調査専門機関に先行技術調査の依頼を理由とする優先審査出願から優先審査出願全体に拡大(但し、高難易度特許分類に該当する出願に限定)し、2017年には面談前に出願人に事前審査結果を提供することで面談の実効性を高め、年間270件余りの申請件数(2017年基準)を記録した。早期権利化に実質的な効果があると立証された予備審査は今後制度を更に精巧に改善する計画である。

3) 補正案レビュー

補正案レビューは審査着手後に審査官が予備補正案を予め検討し、出願人などと対面面談を通じて補正案の拒絶理由の解消状況と補正方向を議論して追加拒絶理由通知を減らすなど審査の効率性を高めた制度である。

2015年に初めて導入されたこの制度は持続的に申込件数が増加する傾向(2015年216件→2017年596件)にあり、国内外の出願人から既存の面談制度に比べて優れているという良い反応を得ている。また、審査品質及び行政効率性の向上という側面でも対内外的に高い評価を得ている。

4) 再審査面談

2017年に導入された再審査面談は再審査請求前深層面談に対する外部からの需要を反映した制度である。

再審査面談は補正案レビューと実質的に同様に運営され、導入初期であるにもかかわらず月平均23件の申請件数(2017年基準)を記録した。

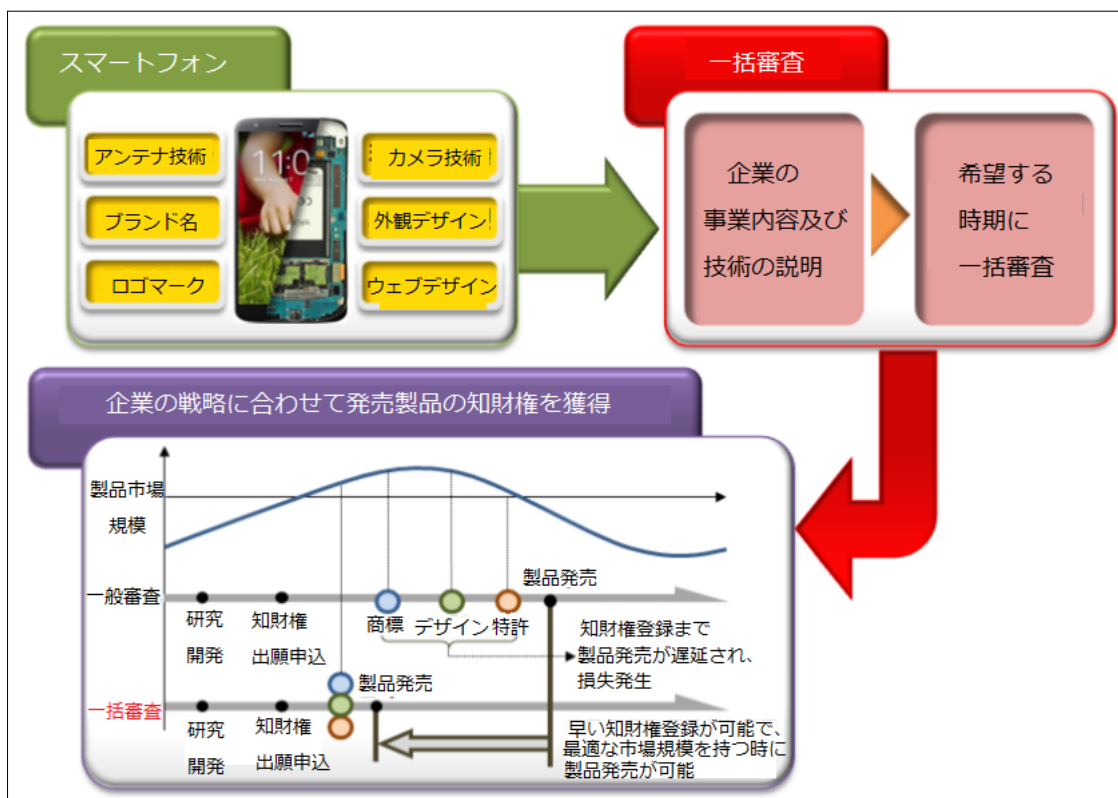
5)一括審査

一括審査は一つの製品または一つの国家R&D支援事業に関連する複数の知的財産権出願を出願人が希望する時点に合わせて審査する出願戦略オーダーメイド型制度である。

一括審査の申込対象は一つの製品に関連する特許・実用新案・商標・デザイン出願であり、「実施または実施準備中の出願」、「輸出促進に直接関連する出願」、「ベンチャー企業や技術革新型中小企業の出願」、「一人創造企業技術開発事業の結果に関する出願」である。これを通じて企業は最適の市場規模を考慮した製品発売の時期などに合わせて一つの製品に対する複数の知的財産権を一括して確保できる。

また、2015年から国家R&D結果が適時に技術評価、技術移転及び事業化できるよう、同じ国家新技術開発支援事業の結果に関連する出願も一括審査申込対象として追加された。

一方、一括審査を行う前に担当審査官を対象に企業が申し込んだ出願の技術内容を事前に説明する「一括審査説明会」を開催することで、出願人と審査官の技術内容に対する円滑なコミュニケーションを通じてより正確な審査を支援する。また、2015年から一括審査説明会の際に出願人の希望がある場合は予備審査を同時に進め、一括審査と予備審査の効果を同時に提供している。



ハ. 評価及び発展方向

以上のように現場コミュニケーション型公衆審査は外部専門家グループとのコミュニケーションを通じて審査官の検索限界を補完し、業界の現状を審査に反映するなど肯定的な効果をあげている。今後IoT、人工知能、自動運転など第4次産業関連分野に対する産業現場専門家との審査協力を強化して審査品質を持続的に高めていく計画である。

審査の全段階において国民と直接コミュニケーションをとりながら協力するオーダーメイド型サービスを提供することで、最終的には高品質の特許創出に貢献することを目指している。このオーダーメイド型審査サービスは施行初年度の2015年以後各種報道資料の配布、特許制度統合説明会の開催などを通じて予備審査、補正案レビュー、一括審査などの広報を地道に展開した。2017年には予備審査面談前の事前審査結果通知の導入、再審査面談の新設など深層面談制度全般を改善した結果、出願人、代理人など特許顧客から高い満足度を得る同時に、高品質審査サービスの基盤を構築するこ

とができた。

今後も出願人との疎通・協力を通じた強い特許の創出に貢献するため、公衆審査及びオーダーメイド型審査サービスのクオリティを高め、産業現場及び特許業界現場からの声により耳を傾けることで現場と持続的にコミュニケーションをとるなど特許審査制度を精巧に改善していく計画である。

4. 先行技術調査競争体系の構築など審査インフラの改善

特許審査企画局	特許審査企画課	工業事務官	キム・ヒョンジン
	特許審査企画課	工業事務官	イ・ギョン Chol
	特許審査企画課	工業事務官	リュ・ジョンヒョン
	特許審査企画課	農業事務官	キム・ジオン
国際知的財産研修院	知識財産教育課	行政事務官	イ・ジンファ

イ. 特許先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合は専門機関に先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定・登録状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-3> 特許先行技術調査専門機関の指定・登録状況

技術・登録年度	特許先行技術調査専門機関
1998	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS、(株)韓国IP保護技術研究所
2008	(株)IPソリューション

2017	ナラアイネット(株)、DRPソリューション(株)、(株)ミョンユ、(株)アイペックス、(株) TOTALIP 、(株)KTG
------	--

* (株)韓国IP保護技術研究所は2009年12月に自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請したため、専門機関の指定が取り消される。

2004年までは(財)韓国特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、2005年から(株)WI PS、IPソリューション(株)など民間企業を先行技術調査専門機関として追加指定した。2017年6月には競争体制の強化を通じた調査品質の向上と民間知的財産サービス産業活性化に向けて特許法を改正し、専門機関指定制を登録制に転換した。それによって2017年11月ナラアイネット(株)、DRPソリューション(株)、(株)ミョンユ、(株)アイペックス、(株)KTG、(株)TOTALIPなど6社の民間企業が先行技術調査専門機関として追加登録された。

特許・実用新案出願に対する先行技術調査事業は当該年度審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2017年には約328億ウォンを投入して87,594件を依頼した。

<表Ⅱ-1-4> 特許先行技術調査事業の推進実績

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
審査処理件数	192,236	176,861	193,934	176,256	172,342	182,113	177,745
アウトソーシング件数	81,500	84,230	91,941	92,983	97,314	86,811	87,594
アウトソーシング比率(%)	42.4	47.6	47.4	52.8	56.5	47.7	49.3
執行額 (百万ウォン)	22,168	23,598	25,760	27,706	31,686	31,826	32,778

* アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

2017年には先行技術サーチャーが審査官と対面して先行技術検索及び検討結果を報告する審査協力型先行技術調査を全体先行技術調査依頼物量の65%まで拡大することで審査処理及び審査品質の向上に貢献し、サーチャー教育を経歴別教育課程に改編することで調査業務の専門性を強化した。

また、専門機関登録制の導入に伴って「先行技術調査など特許審査支援事業管理に関する告示」(特許庁告示第2017-17号)を制定し、品質評価順位別の物量確保方法を導入するとともに、客観的指標中心の「新品質評価体系」を開発するなど専門機関間の公正な競争環境を構築した。

一方、特許庁は外国からのPCT国際調査依頼を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ-1-5＞国際出願先行技術調査専門機関の状況

指定年度	国際出願先行技術調査専門機関
2009	(財)韓国特許情報院
2013	(株)WIPS、(株)KTG

国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングしており、2017年には約145億ウォンを投入して26,084件を依頼した。

＜表Ⅱ-1-6＞国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
国際調査処理件数	23,166	29,919	34,432	30,223	28,049	28,176	25,955
アウトソーシング件数	6,870	16,063	22,890	22,528	26,503	26,697	26,084
執行額(百万ウォン)	4,314	10,390	15,382	15,931	18,338	15,358	14,461

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2017年審査処理期間を10ヵ月台に維持することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担緩和を通じた審査品質向上に向けて調査品質管理の強化及び評価体系の改善などを持続的に推進していく計画である。

ロ. 特許分類付与事業

特許庁は内部で特許分類付与業務を行ってきたが、2001年からは特許分類の一貫性及び品質を高めるため、外部の専門機関に特許分類付与業務を依頼している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づいて、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関に特許分類業務を依頼することができる。

これにより特許分類付与事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行した。2014年からは「WIPS」、「Creo cian」、「IPI」が追加され、2016年には「KTG」、「IPソリューション」、「TOTALI P」が追加され、複数競合体制で事業が運営されている。

特許庁は2015年度に審査の専門性及び先行技術検索の効率性を高めるため先進特許分類(CPC、Cooperative Patent Classification)を全面導入した。それによって新しく出願される特許・実用新案文献及び過去国際特許分類(IPC、International Patent Classification)で分類された文献をCPCで分類し、先行技術文献の検索にCPCを使用するとともに、審査官業務分掌にも既存IPCの代わりにCPCを使うことを決めた。

特許分類付与事業は当該年度の新規出願全体を対象にCPCで分類しており、2017年には新規出願196,490件及び過去文献1,020,254件をCPCで分類し、2018年まで過去IPCで分類された国内特許・実用新案文献をCPCで再分類する予定である。

また、特許庁は高くなった分類品質を基に2009年から3回の韓－米特許庁間MOUを締結(第1次MOU(2009年～2010年)、第2次MOU(2011年～2012年)、第3次MOU(2013年～))し、これによるフォローアップとして米国特許文献の再分類事業を推進することで、今後の特許行政輸出の基盤を構築している。

<表Ⅱ－1－7>特許分類付与事業の年度別推進状況

年度		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
新規 分類	件数	191,422	214,018	219,865	231,849	234,293	224,730	196,490
	金額 (百万ウォン)	1,886	2,183	2,225	2,345	2,957	2,776	2,528

再分類	件数	67,014	38,118	31,487	126,347	231,902	821,441	1,020,254
	金額 (百万ウォン)	494	289	238	1,110	2,066	7,105	8,927
執行額(百万ウォン)		2,380	2,472	2,463	3,455	5,023	9,881	11,455

ハ. 審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・融複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めることで最終的には審査品質の向上に貢献するため、2006年4月から審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定して行われた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。2009年～2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大にした。2011年から現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を拡大・実施している。また、2015年からは融合・複合技術教育、基礎理論教育を拡大し、技術分野間の相互理解及び技術能力の強化に取り組んでいる。2017年には現場コミュニケーション型審査支援のための開かれた新技術教育を活性化した。

<表Ⅱ-1-8> 審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380

2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677
2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677
2012	・合計52の講座に1,063人の審査官が参加(データ通信など52の正規講座及び正規講座内に17講座の現場教育を実施)	677
2013	・合計59の講座に1,377人の審査官が参加(デジタル通信概要など59の正規講座及び正規講座内に23講座の現場教育を実施)	677
2014	・合計63の講座に1,567人の審査官が参加(二次電池の最新技術動向など63の正規講座及び正規講座内に30講座の現場教育を実施)	677
2015	・合計66の講座に1,573人の審査官が参加(次世代半導体メモリーの最新技術など66の正規講座及び正規講座内に32講座の現場教育を実施)	608
2016	・合計66講座に1,573人の審査官が参加(IoT最新技術など67の正規講座及び正規講座内に40講座の現場教育を実施)	683
2017	・合計70講座に1,679人の審査官が参加(半導体工程及び製造装備技術など70の正規講座及び正規講座内に33講座の現場教育を実施)	683

5. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 カン・ヒマン

イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連する先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2017年末基準で計23の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

<表Ⅱ-1-9>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、2014)、ウクライナ(2013、2015)、シンガポール(2014、2015)、ビシェグラード(2015、2016)、トルコ(2016、2017)、フィリピン(2017、2019予定)

* ()で前の数字は指定年度、後ろの数字は施行年度である。

* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁であり、ビシェグラードはポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの連合特許庁である。

受理官庁は計115個であり、各受理官庁は業務を行っている22の国際機関のうち一つ以上の管轄国際機関を指定している。出願人はPCT出願を受け付けた受理官庁の管轄国際機関のうち該当PCT出願の国際調査・国際予備審査業務を行う国際機関を選択することができる。

2017年末基準で韓国を管轄国際機関として選定した受理官庁は米国、インドネシア、シンガポール、サウジアラビア、メキシコ、コロンビアなど計16カ国である。

2017年の1年間韓国は25,159件の国際調査の依頼を受け、EPO、日本、中国特許庁に続いて4番目に多い国際調査を遂行し、依頼件のうち10,361件が外国出願人のPCT出願であった。これを通じて約1,263万ドルの外貨を獲得した。

一方、特許庁は国内出願人のPCT利用拡大と利便性向上のために内国人を対象とするPCT説明会を2017年6月と11月にWIPO(世界知的所有権機関)と共同で開催したが、今後も毎年同イベントを開催してPCTに対する多様な情報を出願人に提供する計画である。

<表Ⅱ-1-10>PCT国際調査の依頼状況

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
内国	10,736	11,971	12,442	13,579	15,016	14,798
外国	16,373	17,560	17,718	14,889	12,888	10,361
計	27,109	29,531	30,160	28,468	27,904	25,159

<表Ⅱ-1-11>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2017)

また、2016年6月に韓国特許庁はIP5(韓・米・日・中・EPO)とPCT国際調査の品質向

上に向けた協力事業を施行すると決めるなど、良質のPCT国際調査サービスを持続的に提供するために取り組んでおり、PCTを通じた技術保護と出願人の利便性を高めるための改善活動もリードしていく予定である。

ロ. 特許審査業務協力(WORK SHARING)

グローバル経済の到来とともに一つの発明を複数国に出願するケースが増えていることから、共通出願に対する国際審査業務における協力の必要性が高まっている。

特許審査業務協力は他の特許庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するものであり、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ (PPH) の他にも特許共同審査 (CSP) など多様なパイロットプログラムが運営されている。

PPHは一つの特許庁が国内審査またはPCT国際調査を通じて特許可能と判断した出願に対し、他庁がその審査結果を活用して迅速に審査を行う制度である。特許庁は2017年末現在27カ国の特許庁とPPH、26カ国の特許庁とPCT-PPHを施行している。

<表Ⅱ-1-12> PPH施行の対象となっている特許庁の状況

区分	対象特許庁
PPH (27カ国 特許庁)	日本、米国、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、台湾、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド
PCT-PPH (26カ国 特許庁)	日本、米国、中国、オーストリア、ノルディック(北欧特許機構)、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ハンガリー、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、ドイツ、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド

2015年からパイロット事業として新しく推進している審査業務協力プログラムであるCSPは特許審査着手前に複数庁の審査官が各庁の先行技術文献情報を共有することで出願人が複数の国で速やかに強い特許が取得できるよう手助けする制度である。2015年9月から韓-米CSPを施行しており、2017年11月には中国と施行に合意し了解覚書(MOU)を締結した。その他にPCT協業審査(一つのPCT出願に対して複数の国際調査機関がともに国際調査)などがある。

第2節 商標・デザイン審査分野

1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 チョ・ギュファン

企業にとって商標とデザインは会社の価値を高め、製品の購買力を引き上げる重要な価値手段である。消費者は商標の使用とデザインの経験を通じて経験した信用 (goodwill) で持続的に購買行為を行う。

毎日のように数多い製品が登場し、国境を越える商品購買が日常になっていることから、それだけ商標権、デザイン権の重要性も増している。商標は企業の安定的なマーケティング活動を支援するとともに商標権侵害を防止するために迅速な審査を通じた早期権利化が求められる。また、デザインも属性上他人の模倣と複製が容易で、流行性も強いため迅速な審査を通じた早期権利化が重要である。このような特性から、主要国は自国企業の競争力向上を支援するため、迅速かつ正確な審査サービスを提供する政策を推進している。このような努力によって商標審査処理期間の場合、米国は3か月水準、日本は5か月以内を維持している。

デザインの場合、米国は13か月水準、日本は6か月水準の審査処理期間を記録している。特許庁はこれまで商標、デザインの審査処理期間の短縮を持続的に推進し、2011年10か月から2015年5か月以内に短縮した。その後、2017年商標5.0か月、デザイン4.9か月を記録し、審査処理期間を5か月以内で安定的に維持する適正化努力を続けている。

審査処理期間の維持とともに価値ある商標権とデザイン権の創出を支援するために審査品質向上への取り組みも積極的に展開している。取引現状を反映した高品質審査サービスを提供するために現実を反映し、市場のニーズに応じるために商標、デザイン法制を整備する一方、審査基準も出願人が権利を簡単に獲得できるように時宜を得て改正・運営した。また、独自品質管理システムの体系化、商品・物品分類体系の持

持続的な整備、審査官教育及び研究会活動を強化した。審査システムの持続的な改善を通じた審査品質向上に向けてスマート商標システム、スマートデザインシステムを構築し、審査過程におけるミス防止と審査利便性の向上を図っている。併せて、出願人面談及び取引実態の把握など取引現状を反映した現場コミュニケーション型審査活動を推進し、審査の現場適合性を高める努力も並行した。

更に、TM5・ID5を通じた商標・デザイン分野のグローバル規範形成議論に参加し、それを積極的に国内制度に反映できるように国際協力を強化する努力も傾けている。

2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ケウォン

イ. 推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはほとんど製品のライフサイクルが短いため迅速な審査処理が求められるため、審査が適時に処理される必要がある。韓国を始めとする主要国は迅速な審査処理のために力を入れている。

<表Ⅱ-1-13> 主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況

(単位：ヶ月)

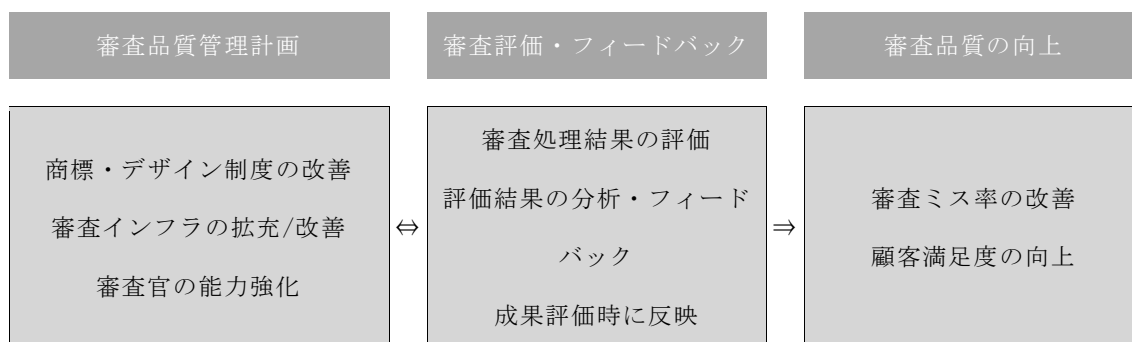
区分	韓国(2017)	米国(2016)	日本(2016)
商標	5.0	3.1	4.3
デザイン	4.9	12.7	6.2

特許庁は1人当たりの審査処理量を調節するなどの自助努力を通じて2017年度の商標審査処理期間は5.0ヶ月、デザイン審査処理期間は4.9ヶ月を達成し、審査処理期間が海外主要国と肩を並べる水準に達した。特に、デザインの場合は主要国の中で最も

速い水準の審査を実現した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援とともに優れた審査品質を維持するための取り組みも強化した。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が調和を成した時にこそ可能になる。特許庁は2013年度にこれらの3要素を盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を樹立して持続的に推進している。また、その後続措置として2016年度には過去5年間の商標審査統計分析を基に総合的な「審査品質管理指数」を設計してそれを成果評価に反映した。また、審査官が審査争点事例に対して議論する「審査争点・ノウハウ発表会」及び課長とパート長中心の「審査品質点検会議」を2017年度にも続けて運営するなど多方面にわたって審査品質の向上に向けて取り組んだ。

<表Ⅱ-1-14>商標・デザイン審査品質向上推進体系



ロ. 推進内容及び成果

1) 商標・デザイン制度の改善

特許庁は出願人の便宜を図るため、一部指定商品を放棄する際に放棄書を別途提出せずに納付書にのみその趣旨を記載・提出すれば済むように変更し、登録商標の表示方法に関する規定を施行規則に設けて他法令との調和を図り、登録商標表示方法ガイドラインの制定に向けた根拠規定を設けた。

そして、立体的な形状が指定商品(包装・容器を含む)の形状を表示するものと認識

されず、一般的もしくはありふれた感じではないとても独特な形状の場合は識別力があるものと看做すように立体商標の識別力判断基準を改善した。また、出願人に利便性向上及び商標審査処理期間の短縮のために後出願商標が引用している先出願商標が設定登録料納付期間内に登録料を納付しなかった場合は商標法第75条に基づいて該当先出願商標を放棄したものと看做し、後出願商標を審査保留せず処理できるように改善した。

また、消費者の好みによって市場状況の変化が速いデザインの特性上、より柔軟な制度を構築するためにデザイン保護法を一部改正した。出願人の権利確保に有利になるよう新規性喪失の例外範囲を6カ月から12カ月に拡大し、海外出願時に個別国に優先権証明書類を書面で提出する代わりに電子的提出を可能にする関連規定を設けて便宜を図った。

2) 審査インフラの拡充及び改善

審査インフラの側面では迅速かつ正確な審査のために先行商標・デザイン調査分析事業、商品及びデザイン物品分類事業など審査支援事業を推進することで審査官の審査負担を減らし、審査品質向上のための基盤を整えた。

また、短期間での定員増加など審査人材を確保し難い状況の中で審査システムの高度化を通じて効率性を高めた。2017年にはチェックリストを基にするウェブタイプの商標異議決定システムを導入し、同一標章に対する検索キーワードを自動生成するなど商標検索システムの機能を改善することでより正確かつ迅速な審査が行われるように支援した。

3) 審査官能力の強化

審査品質において最も重要な要素の一つは審査処理業務を直接遂行する審査官の能力である。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、審査官が参加する発表会・研究会の運営、外部専門家による講演、専門性強化教育、審

査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。一方、審査官の品質管理活動と研究教育活動を客観的に数値化した「審査品質管理指数」を成果評価の資料として活用した。

審査争点・ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点または自分だけのノウハウを発表させることで審査官間で審査情報の共有・拡散を図るための定例品質向上活動である。また、商標・デザイン審査品質点検会議は審査課長及びパート長中心の研究会であり、審査局内で審査政策方向などを共有することで審査の一貫性を高める上で貢献している。一方、学会及び弁理士など民間専門家の講義を通じて第4次産業革命など市場の環境変化を審査に反映した。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標制度研究会・デザイン制度研究会(デザインアカデミー)を2017年計9回開催した。また、国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊して審査官が活用できるよう取り組んだ。

<表Ⅱ-1-15>2017年商標・デザイン制度研究会

日付	発表テーマ
2017.1	ニース11版施行による商品類及び類似群コードの変更事項
2017.3	3Dデザイン出願システムの改善事項、2017年物品類別の物品目録告示改正内容、デザイン単一物品分類体系の開発状況
2017.6	共存する同一・類似登録商標商標権者の後出願審査処理
2017.6	中国デザイン制度及び事例
2017.7	デザイン審査メンタリング事例、デザイン争点別協議審査の事例
2017.9	商標法第34条第1項第17号関連審査争点事例
2017.10	専門家招聘講義「第4の革命のドアの前で」
2017.11	デザイン争点別の協議審査事例、デザイン審査争点事例研究及び今後の審査方向に関する議論
2017.12	2017年デザイン審査基準改正事項の案内

＜表Ⅱ－1－16＞2017年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
2017.1	デザイン審査基準告示
2017.2	物品類別の物品目録告示
2017.5	NICE国際商品分類Class Heading解説書
2017.9	デザイン関連法令集
2017.10	商標審査争点実務便覧

ハ．評価及び発展方向

特許庁が独自に2017年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度を調査した結果、商標・デザイン審査分野の総合満足度は2016年と同水準であることが分かった。顧客満足度をさらに高めるために韓国特許庁は2018年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準測定と補完、そしてフィードバック体系を構築しつつ、顧客の立場から見て公正な審査処理が行われるように取り組んでいく予定である。また、審査処理期間を海外主要国レベルで安定的に維持し、国民が迅速に商標・デザイン権が確保できるよう支援していく計画である。

＜表Ⅱ－1－17＞2017年度顧客満足度調査の結果

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度	制度改善に向けた努力満足度
商標	78.63	78.57	81.00	81.72	80.08	81.78	81.19
デザイン	75.78	75.32	78.23	80.92	77.91	79.50	80.41

3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善

イ．調査分析など商標・デザイン審査支援事業の展開

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 キム・ゾンス
デザイン審査政策課 行政事務官 ミン・ジョンジュン

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似、もしくは関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第51条第1項「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関を指定して次の各号の業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ロ) 国際商標登録出願の指定商品翻訳分類事業

国際商標登録出願制度の施行を受け、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業は国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳し、指定商品を分類して指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ) 商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標として出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ) デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は審査官の審査負担軽減、審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のため、先行デザインの検索及び分析業務を外部専門調査機関に依頼するものであり、2008年から導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第59条第1項、「特許庁長はデザイン登録出願を審査する際に必要と認められた場合、専門機関を指定して先行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ) デザイン物品分類事業

デザイン物品分類事業の目的はデザイン審査官が使用する検索システム上で旧韓国分類及びロカルノ国際分類による物品分類を通じて効率的な検索が可能になるよう支援することであり、2009年から外部専門機関に依頼している。また、2014年7月ハー

グ協定加盟によってロカルノ国際分類⁸のサブクラス情報を付与する作業も併行することで、審査官の先行デザイン検索に貢献している。

へ) 公知デザイン審査資料整備事業

公知デザイン審査資料整備事業は刊行物、インターネット公知デザイン及び海外デザイン公報などを収集及び整備することであり、国際的な審査流れに対応するとともに高品質の審査サービスを提供するために外部専門機関に事業を委託している。特に、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入をきっかけに従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージで構築し、2004年からはインターネット公知デザインを追加的に収集・整備している。

ト) 国際デザイン審査基盤構築事業

産業デザインの国際登録に関するハーグ協定加盟によって2014年7月から韓国特許庁を通じた国際出願及び大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願制度が導入された。そこで指定官庁としての国際デザイン登録出願に対する審査を支援するため、外国語出願書の翻訳及び英文指定物品に対する分類コード付与などを外部専門機関に依頼することで審査効率性を高めている。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業

⁸ 正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs) であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2016年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など54カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)及び欧州連合知的財産庁(EUIPO)などハーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

を行ってきたが、競争システムの導入を通じて調査品質を高めるため2005年12月に「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2015年2月にはナラアイネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が事業を展開している。

＜表Ⅱ－1－18＞商標調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017
アウトソーシング件数	39,771	50,010	62,896	74,213	85,082	86,184

毎年サーチャーを対象に商標法理論及び審査実務高級教育、調査品質向上策を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的実施する一方、2009年から調査報告書の活用による審査官審査実績点数の差引制度を導入して調査分析事業の効果向上を図り、2010年からは課業対象範囲を拡大して文字だけで構成された商標のみならず、文字商標の約5倍に達する図形要素が含まれた商標も商標調査分析事業の対象にして審査官の業務負担を減らすことで全体的な審査品質の向上を図った。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす改善策を講じるとともにシステムを構築するなどの準備作業を経て、2013年からは先行商標検索中心から脱して審査に必要な全ての資料を調査するよう事業を改編し、商標審査・審判の経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務を補助する専門サーチャー制度を導入した。また、経歴審査官とサーチャーを1：1でマッチングして調査分析件毎に確認・指導を行い、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務軽減率を従来15%から最高70%に上げるなど事業効率を画期的に高めた。さらに、2014年10月にはこれまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営・管理するために既存の告示を大幅見直して「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。同時に、品質による事業管理をより強化するため審査官の主観的・形式的な既存の品質点数算出方法を改善して審査官の件別品質点数(40%)、定性的能力評価(20%)及び審査品質課の評価点数(40%)を総合して算出した総合品質点数体系を構築した。

2015年には事業物量配分委員会を構成・運営し、専門機関間の事業物量配分において客観性・透明性を図るとともに、評価結果を専門機関事業物量とサーチャーの個人成果につなげるなど品質管理を一層強化している。

ロ) 国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の韓国語翻訳を始め、2009年度からは「㈱WIPS」を新たに参入させて複数機関競争体制で運営している。また、事業範囲を英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで、国際商標1次審査処理期間の短縮と品質向上に貢献している。

<表Ⅱ-1-19> 国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017
英文指定商品の翻訳 アウトソーシング件数	11,983	13,015	13,089	14,616	14,933	13,665
英文指定商品の分類 アウトソーシング件数	83,881	91,105	90,218	102,312	104,951	95,774

ハ) 指定商標分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類事業と図形商標分類事業は2009年からスタートした。分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務高級教育、セミナー、分類品質点検会議、特許庁の審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有するとともに、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように様々な努力を傾けてきた。

＜表Ⅱ－1－20＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017
指定商品分類 アウトソーシング件数	583,815	472,611	261,162	534,351	356,553	372,315
図形商標分類 アウトソーシング件数	49,432	48,606	51,018	76,450	64,415	68,277

ニ) デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「(財)韓国特許情報院」と「(株)WIPS」をデザイン専門調査機関として指定し、2015年にはナラアイネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が調査分析事業を運営している。一方、デザイン専門調査機関はデザイン保護法第59条の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)を専門調査機関として指定し、事業物量配分委員会で配分された事業物量を専門機関との契約を通じて事業を進めている。

＜表Ⅱ－1－21＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
アウトソーシング 件数	6,445	7,334	6,514	10,228	19,980	23,868	28,519	30,061	28,608

同事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためデザイン保護法に関する教育と審査官・サーチャー間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じてサーチャーの業務能力を高めた。2014年

10月には「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定し、専門機関別の事業物量配分のための総合品質点数体系を構築した。総合品質点数は審査官の件別品質点数(40%)、定性的な能力評価(20%)及び審査品質とのサンプリング検収(40%)を算出した点数であり、これによって専門機関間の事業物量の振り分けにおける客観性・透明性を図っている。

ホ)デザイン物品分類事業

特許庁は審査官が先行デザインを効果的に検索できるようにするため、用途と機能によって固有の韓国物品分類基準を定立し、それによって出願デザインに対して物品分類コードを付与している。2016年度からは全体出願件を外部専門機関に依頼して分類の一貫性を高めている。また、分類専門官、分類員などが参加して分類争点及び改正検討事項などを議論するデザイン物品分類研究会随時開催などセミナー活動を強化している。

ヘ)公知デザイン審査資料整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにDBを構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一にインターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二に雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三に米国、ドイツ、日本、EUIPO、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度にはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供を受けたキャラクターデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築した。年度別の事業実績は以下の表のとおりである。

＜表Ⅱ－1－22＞公知デザイン審査資料の収集・整備状況

(単位：件)

	～2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
外国 公報	日本		29,331	28,147	25,830	23,572	25,357	30,311	24,120	30,217	27,052	25,139
	米国		27,574	22,013	22,241	21,608	22,361	28,089	19,883	25,083	31,040	26,882
	EUIPO		66,916	60,837	59,674	69,585	62,684	89,778	48,644	91,065	102,725	75,432
	WIPO		6,447	6,934	9,028	3,571	13,079	20,866	11,968	14,207	15,383	17,923
	ドイツ		24,743	19,968	24,228	22,836	30,788	52,585	45,489	33,289	43,670	37,570
	中国						41,747	23,748	45,385	37,049	51,187	101,569
	小計		155,011	137,899	141,001	141,172	196,016	245,377	195,489	230,910	271,057	284,515
実用新案		5,064	2,551	4,000	3,768	2,634	4,837	3,945	4,056	2,960	1,982	
画像デザイン		10,004	10,336	10,334	5,086	8,037	4,422	1,349	1,603	3,000	1,682	
フォント		1,518	1,534	1,530	1,500	－	575	400	450	556	483	
カタログ		170,527	185,852	166,853	23,665	20,569	24,626	37,708	24,190	34,519	31,911	
キャラクターDB							6,549	6,221	5,597	5,354	5,924	
公知証明DB							2,240	438	159	248	449	
インターネット公知		147,532	146,000	170,780	180,247	156,160	52,213	81,817	54,835	43,015	50,300	
合計	4,607,000	489,656	484,172	494,498	355,438	383,416	340,839	327,367	321,800	360,709	377,246	

＜表Ⅱ－1－23＞デザイン審査資料の保有状況

(2017.12.31基準)

	区分	数量	蓄積期間
国内	デザイン公報	1,481,687件	1960～
	実用新案公報	482,277件	1999～
海外	日本公報	1,416,412件	1999～

	中国公報	263,616件	2012～
	WIPO公報	205,899件	1998～
	EUIPO公報	953,613件	2003～
	米国公報	349,082件	2002～
	ドイツ公報	375,767件	2006～
	過去海外公報	676,892件	～1999
その他	カタログ、インターネット	4,586,341件	1980～
	画像デザイン	172,564件	2003～
	フォント	33,222件	2004～
	平面デザイン	217,493件	1960～
合計		11,214,865件	

ト)国際デザイン審査基盤構築事業

2014年7月制度の施行に伴い、英語出願書の翻訳とともに先行デザイン検索のための韓国物品分類コードの付与をより迅速に処理するため、「(財)韓国特許情報院」と「(株)WIPS」の複数機関を競争体制でアウトソーシング事業として運営している。これによって審査官の業務負担を減らし、国際デザイン1次審査処理期間の短縮と品質向上に貢献している。

3) 評価及び発展方向

イ)商標調査分析事業

出願は持続的に増加しているものの審査人材の増員には限界がある状況の中で、本事業は審査処理期間を安定的に管理するとともに審査品質の向上を図る上でかなり貢献しているものと評価される。

特に最近5年間商標出願が毎年平均6%増加している状況の中でも1次審査処理期間

を2012年8.9ヵ月から2016年4.8ヵ月へと画期的に短縮した。今後も審査処理期間を5.0ヵ月以内で管理し、審査品質を高めるために2012年基準で全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を50%まで徐々に拡大していく計画である。また、調査品質を高めるためのサーチャージャー能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく計画である。

ロ)国際商標登録出願指定商品の翻訳分類事業

同事業は国際商標登録出願指定商品の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて、国際出願制度の施行に向けた条約である「マドリッド議定書」に明示された18ヵ月の審査処理期間を遵守すると同時に、指定商品審査品質を高めるために持続的な努力を傾けてきた。特に、高品質の審査のため、現在専門機関内の翻訳・分類人材に対する持続的な能力強化教育を実施しているが、今後もワークショップ、セミナー、外部委託教育など様々な努力を傾けて誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

ハ)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、専門機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業はデザイン審査の一部業務である先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、専門性を備えた調査人材の確保と審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を克服するため、デザイン審査マニュアルを具体的に作成して専門機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理にも万全を期している。

2017年審査処理期間は4.9ヵ月を達成し、2017年度以後は5.0ヵ月を維持しつつ、審査品質を高めるため、2017年基準全体出願件数に比べて43.2%水準であるアウトソーシング規模を今後50%まで徐々に拡大する計画である。特に専門調査の拡大を通じて審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画であり、調査分析品質を高めるためのサーチャー能力強化プログラムの改善と総合品質点数に基づいた事業物量配分など品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

ホ) デザイン物品分類事業

ロカルノ協定加盟によって2015年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一にデザインの物品分類に対する国際的な統一化流れに対応してロカルノ分類体系に転換してハーグ協定に加盟するためである。第二に、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得の費用及び時間を節約できる。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らし、分類の一貫性及び正確性を確保するために全体出願件数を外部デザイン専門機関にアウトソーシングしている。

特に、分類及び検索効率性の向上など審査品質を高めるために2016年ロカルノ分類基盤の新しい単一分類体系を開発し、2017年デザイン物品分類定義書作成事業などを推進し、2018年以後デザイン検索DB再分類事業を推進する計画であり、2021年まで段階的な導入及び施行を予定している。

へ) 公知デザイン審査資料整備事業

本事業の核心は多様な最新公知デザイン資料を収集し、それを正確に加工及び分類して速やかに特許庁審査官に提供することである。そのためにロシア、中国など主要国のデザイン公報と最近重要度が増しているキャラクター資料を追加でDBに搭載するなどの努力を持続的に傾けていく計画である。

ト) 国際デザイン審査基盤構築事業

韓国特許庁は国際デザイン登録出願の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて国際出願制度を施行するための条約である「ハーグ協定」に明示された12か月の審査処理期間を遵守すると同時に審査品質を高めるために持続的な努力を傾けてきた。特に、正確かつ迅速な翻訳のために翻訳指針書を作成・活用することで翻訳一貫性の維持に万全を期しており、今後研究会の開催など定期的な専門機関内人材の能力強化教育を通じて誤訳、誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン

1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は国内主義原則によって先行商標に対する審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくないためであった。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始め、このような流れに変化の風が吹き始めた。

2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極体制(TM3)から始まった。商標3極体制の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の意見を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極体制加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟の必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4カ庁(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国の追加加盟によってTM5が正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野の多国間協議体が本格的に登場した。

韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業と審査結果比較分析事業をリードし、2013年12月にはTM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議の開催に成功するなどTM5活動に積極的に参加している。2015年12月にはTM5ウェブサイトを全面改編することでユーザーに優しいサイトとして再誕生し、審査結果分析事業の場合は2015年合意された研究進行方向及び研究対象を基に最終報告書を発刊するなど目に見える成果をあげた。韓国特許庁の主導事業である審査結果比較分析事業及び商品名称記載方法に対するパイロット事業が公式的に終わればTM5ウェブサイトからもその結果を見ることができ、ユーザーたちの5カ国審査結果に対する予測可能性をさらに高められると期待される。また、同事業は2018年にも引き続き行う予定であるが、新しい分析対象を選定する計画である。

2015年12月には米国特許庁が主催したTM5年次会議に出席して商標分野における協力を主導した。2016年には10月中国昆山市で開催されたTM5年次会議に出席し、韓国特許庁主導事業の結果報告及び今後計画などを紹介して加盟国から大きな反響を得た。2017年にはEUIPOが主催するTM5年次会議に出席して韓国特許庁主導事業である「審査結果比較分析事業」及び「商品名称記載方法に対する情報提供事業」に対する試験ケース分析結果を発表し、TM5ウェブサイト改善事項を発表して加盟国から大きな反響を呼んだ。

同時に、商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパ及び中国の法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会議も開催した。専門家会議を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会議の開催に合意したことで、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するための新たな転機を迎えた。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、韓国が主導する協力事業として公式に採択された「審査結果比較分析事業」を積極的に推進し、新規事業の発掘を通じて韓国特許庁が主導する事業の範囲を拡大して韓国が特許と商標分野において名実ともに知的財産分野G5になったことを対内外に知らせる計画である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間協議を通じてTM5でまだ議論されなかったテーマに対して議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。特に、中国での悪意的な商標先取り及び商標ブローカーによる被害問題などに積極的に対応するため、長官会合、専門家会合など定例化された二国間協力チャンネルを活用して中国内韓国企業の商標権創出及び保護環境の改善に向けた協力事業などに積極的に取り組んでいく方針である。2018年TM5会議の議長国として韓国が選定され、中間会議は6月済州で、年次会議は11月ソウルで開催する予定である。特許庁は新規提案事業として「模倣商

標根絶方法」に対する各国の政策及び他機関との協力関係など実体を把握するとともに相互ベンチマークの機会を提供し、関連セミナー開催などを実施する計画である。また、同年次会議期間の1週間を「商標デザイン週間」として指定して各種商標関連国際フォーラム、シンポジウム及びWIPOとともにマドリッド国際コンファレンスなどの開催を準備している。

ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ソ・スミン

1) デザイン法条約 (Design Law Treaty、DLT)

イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会(The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」では世界各国のデザイン保護法制及び制度が相異なることから出願人の不便が大きいという点で認識を共にし、デザイン条約に関する本格的な議論を始めた。2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査と分析など基礎作業を完了し、2010年から加盟国間協議を経て条約案を取りまとめた。

この条約案は世界各国のデザイン保護法制に影響を与える可能性があるため、一部条項をめぐって各国家別に自国の利益を反映するための対立が発生し、現在もその議論が続いている。

ロ) 推進内容及び成果

WIPO事務局は「産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を設けることで、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザイン手続きを導入すること」をデザイン条約の主な目的としている。既存の商標法条約(Trademark Law Treaty)、

特許法条約(Patent Law Treaty)などと類似する形態である。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など30条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など15条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日の認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されているが、代理人の選任、期限の救済、権利の回復、実施権、名前・住所変更などの条項は出願手続き上の便宜を図るために国内法の改正が求められる部分である。

条約案の合意過程において一部難航している部分は2014年第32回常設委員会でアフリカグループを中心とする途上国側が伝統知識を直・間接的に表現したデザインの場合はそれに対する出処、情報などを出願書に記載して事前使用の許諾を受ける必要があると主張したことから始まった。これはデザイン出願書にアフリカの伝統文様が含まれている場合、その出処を明かす必要があるということである。このような主張に対しては国家間で立場の違いが大きいため合意には時間がかかっているものの、議論を通じて妥協案を作り出すと見られる。

ハ) 今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は先進国と途上国の間で異見があり、やや遅れている。以前から先進国と途上国間の知財権に対する意見の違いは持続的に繰り返されてきた。今後もこのような現象は続けて現われると見られるが、議論と妥協のための一連の努力は有意味な国際的な合意に達する上で欠かせない過程と言える。この案件は現在まで合意に達しておらず、今後外交会議を通じて政治的な解決策を模索すると見られる。韓国は発展途上国及びアジアグループとは少し異なる立場を堅持しているが、如何なる形態の国際規範が韓国に有利であるかを深く考慮し、協議過程に参加している。この条約が国内に及ぼす影響を多角的に検討し、法制整備からシステム整

備に至るまで必要な対策を多角的に議論している。

2) 韓・中・日及びID5の多国間協力体系

イ) 推進内容及び成果

韓国、中国及び日本は2010年から毎年「韓・中・日デザインフォーラム」を3国が順番に開催しているが、韓国は2014年開催に続いて2017年に開催した。この行事は3国の特許庁担当者のみならず、一般人、企業人、デザイナー、知財権関連の専門家など200人余りが参加する公開フォーラムであり、3国のデザイン保護制度の主要改正内容や発展動向を共有し、3国の企業を代表する実務者が現場の声を伝える場として設けられる。

2015年は日本で開催され、3国のデザイン保護制度の改善事項及び出願登録など統計資料を共有するとともに、ロカルノ分類体系の運営策などを議論した。2016年には中国で開催され、「新技術デザイン」をテーマに最近新しく登場するデジタル基盤のデザインに対する法的保護策とデザイン保護制度の在り方に対して議論した。2017年度は韓国で開催され、「キャラクターデザインの保護」をテーマに3国間の情報交換と制度的調和、そして国際規範形成に貢献できる方法を模索した。

一方、2015年にはアジア圏のみならず米国とヨーロッパが参加するデザイン分野先進5カ国協力体系(KIPO、USPTO、JPO、SIPO、EUIPO)である「ID5」が構成された。これまで既存TM5会議内で別途のデザインセッションを別途設置する形で運営されたが、デザイン関連の議論テーマが徐々に拡大してきたことで、独立した協議体の形態で分離・発足した。ID5創立会議ではID5の未来に関する共同ビジョンを盛り込んだ合意文を発表し、計13の共同協力課題を提案した。このうち2016年年次会議で12の協力課題を決め、国家別に課題を振り分けて着手した。2017年一部協力課題は完結し、一部は2018年韓国で開催予定であるID5年次会議まで引き続き進める予定である。

ロ) 今後の推進計画

韓国は韓・中・日デザインフォーラムを通じて3国の堅調な協力体系を構築し、各国企業及びデザイナーにデザイン保護制度の認識を拡大するため力を入れている。同時に、デザインフォーラムは3国間制度改善事項と発展方向などに関する正確な情報を迅速に取得できる窓口として活用され、相互政策開発及び制度発展に大きく貢献すると見られる。

また、ID5協力体系の中で韓国特許庁がリードする「デザイン登録要件カタログの開発」、「ID5ウェブサイトの構築・運営」及び日本と共同でリードする「デザイン分類政策及び実務研究」課題を誠実に遂行し、加盟国間協力体系を発展させていく計画である。

今後持続的な交流と共有を通じて韓・中・日・米・EUと友好的な関係を築いていく計画である。

3) 韓・日、韓・中専門家協力

イ) 推進内容及び成果

韓国特許庁は日本、中国と其々二国間専門家会議を開催している。日本のデザイン保護制度は韓国とかなり類似しているため、相互の制度を理解することが実務的にも大いに役に立つ。中国はデザイン制度の出現や発展は遅れているが、韓国との貿易量や世界デザイン出願の比重から見ると、制度変化の推移を持続的に見極める必要がある。そこで、毎年韓・日、韓・中専門家会議を開催している。

韓・日デザイン専門家会議の場合、2014年にはID5体制の構築に対する議論と「韓・日仮想デザイン共同審査結果プロジェクト」を展開し、2015年にはロカルノ基盤の新規デザイン分類体系の開発及びハーグ協定加盟に関する経験を共有し、ハーグ審査実務に対して議論した。2016年には日本がハーグ協定に加盟して両国共通審査件を抽出し、審査結果を比較・分析し、2017年には両国の審査品質を高めるための議論

を展開した。

韓・中デザイン専門家会議では2015年韓国の部分デザイン及び画像デザイン制度、分類政策を紹介し、デザイン分類実務を共有した。2016年には中国の部分デザイン制度の導入など専利法改正状況及びハーグ協定加盟に向けた準備状況などに対する内容を、2017年には中国の特有制度と優先権書類の電子的交換に対する内容を共有した。

ロ) 今後の推進計画

韓国はデザイン分野の国際規範を形成するため、二国間及び多国間協力会議に積極的に参加してきた。特に、ハーグ協定を通じて韓・日両国を同時に指定国として指定した国際出願件に対して「韓・日デザイン審査結果の比較プロジェクト」を定例化し、二国間の審査実務を比較・学習することに止まらず、ハーグ国際デザイン出願制度の運営上現れる不備点を相互比較・検証して改善できるよう取り組んでいる。また、韓・日両国はロカルノ分類の導入による新分類体系を開発しているが、相互の試行錯誤経験とノウハウを共有するなど引き続き協力していく計画である。

「韓・中デザイン専門家会議」を通じては出願人が両国のデザイン制度を活用する上で制度の違いによって発生する不便がないよう、制度改善事項を探し出す計画である。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ホ・ヨンハン

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその権利範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が求められるため、特許庁所属の特許審判院が担当している。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する「決定系審判」(請求人だけが存在)と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で当事者間の対立構図を取る「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、取消審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

審判請求件数は特許及び実用新案分野の場合、審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入による影響で2013年以後減少したが、2015年3月改正薬事法の施行によって本格的に請求され始めた医薬品許可一特許連携審判事件の増加で2015年は前年比23.4%増加した。しかし、許可一特許連携制度導入3年が過ぎ、関連医薬品審判事件が300件余りに安定化したことで、2017年は前年比15.0%減少した6,039件が請求された。一方、商標及びデザイン分野の場合は年度別小幅変動はあるものの、2013年以後平均4,600件余りが審判請求されている。

全体的に審判請求件数は減少傾向にあるが、審査前置制度を通じて登録された件などを除外した実質請求件数は2014年に比べて3年連続増加している。これは特許審判を通じて知的財産権関連紛争の解決を図ろうとする需要が持続的に存在していることを意味する。

＜表Ⅱ－1－24＞最近5年間審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2013	2014	2015	2016	2017
審判請求 件数 (増加率)	特許	8,447	7,586	9,364	7,102	6,039
	実用新案	(△19.1%)	(△10.2%)	(23.4%)	(△24.2%)	(△15.0%)
	商標	4,567	4,395	4,622	4,858	4,638
	デザイン	(6.1%)	(△3.8%)	(5.2%)	(5.1%)	(△4.5%)
	合計	13,014 (△11.8%)	11,981 (△7.9%)	13,986 (16.7%)	11,960 (△14.5%)	10,677 (△10.7%)

審判請求とは別に国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数は1審事件が減少しているものの2審以上の件数は増加しており、知的財産権をめぐる侵害紛争は益々激しさを増している。

また、サムスンとアップル間の特許紛争など韓国企業と外国企業間の特許紛争が益々話題となり、韓-EU(2011年7月)及び韓-米FTAの発効(2012年3月)によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の水際措置が強化され、医薬品許可-特許連携制度が施行されたことで知財権の紛争は今後も持続的に増える見込まれる。

＜表Ⅱ－1－25＞知的財産権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2012	2013	2014	2015	2016
侵害1審	1,371	1,681	966	785	381
侵害2審	56	100	91	103	174
最高裁判所	9	17	17	15	26

* 出処：最高裁判所司法年鑑 (<http://www.scourt.go.kr>)

一方、韓国は2016年1月から特許侵害訴訟の1審、2審の管轄集中制度が施行された。全国58の地方裁判所及び支院が管轄していた特許侵害訴訟1審は高等裁判所が所在す

る全国5つの地方裁判所(ソウル中央地方裁判所の重複管轄許容)へ、特許侵害訴訟2審は特許裁判所へと管轄集中された。

裁判所は管轄集中を通じた専門的かつ迅速な紛争解決を目指しているだけでなく、侵害訴訟で無効可否を判断する傾向にある。すなわち、紛争中の特許権の無効審判や権利範囲確認審判の処理が遅れる場合、同じ事案に対して裁判所は特許審判院の審決を反映することができなくなる恐れがある。したがって、特許審判院は迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することが求められる。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手とお互い争う事件)の審判処理期間を6ヵ月以内に提供するために様々な政策を樹立・施行した。特に、一般民事裁判所の仮処分事件の平均処理期間が3~5ヶ月以内であることを踏まえ、2015年11月から民事裁判所の仮処分事件または本案事件などに関係する審判事件に対しては司法部が審判結果を適時に活用できるよう3カ月内に審判を終結する迅速審判プロセスを新たに設計・施行した。制度施行以後465件が迅速審判決定され、そのうち322件が平均3カ月以内(86日)で審判が終結した。

しかし、2016年度と2017年には2015年度に急増した当事者系審判を優先的に処理したため、決定系審判の処理が遅れ、全体的に審判処理期間が延びてしまった。

特許審判院は迅速な審判とともに高品質の審判を目指して2016年審判部組織を専門技術審判部中心に改編し、優秀審判官の長期在職を誘導するために力を入れている。その他にも審判制度の改善、電算インフラの拡充などを通じて高品質の審判に向けた環境作りに取り組んだ。

一方、IP5主要国は知的財産権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶決定不服審判の処理期間を2010年24か月から2016年13.1か月へと11か月程度短縮し、米国、ヨーロッパ、中国もまた特許紛争事件を処理するために審判官の増員を持続的に推進している。特に、米国の特許審判院は2011年100人から201

6年272人へと審判官を大幅増員した。

一方、韓国の特許審判院は審判官数が95人であるため海外審判院に比べると人数が不足しているだけでなく、審判官1人当たり審決件数が主要国に比べて非常に高い水準である。また、口述審理を拡大施行(2009年165件→2017年646件)したことで審判官の負担が日増しに増加している点を考慮し、優先的に審判官の増員を持続的に推進するとともに1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要がある。

＜表Ⅱ－1－26＞審判官の定員と審判処理期間

区分		2013	2014	2015	2016	2017
審判官 (人)	特許・実用新案	65	66	71	71	71
	商標・デザイン	23	24	24	24	24
	合計	88	90	95	95	95
審判処理期間(ヶ月)		9.0	8.5	7.9	6.9	9.5

*2015年：医薬品許可－特許連携審判事件の安定的な処理基盤を確保するため、特許・実用新案分野の審判官5人を増員

最後に、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服する場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果として特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許審判院はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服する者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。

2017年に審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2016年に比べて大きく下がり(2016年15.4%→2017年11.6%)、特許裁判所で審決が取り消される比率もまた2016年に比べてやや下がった(2016年25.3%→2017年25.1%)。そして特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2017年には前年比1.3%p減少した41.0%を記録し、

上告審で特許裁判所の判決を破棄した比率は2017年3.7%で前年比0.6%p減少したことが分かった。

2. 迅速な審判処理及び審判品質の向上

特許審判院	審判政策課	技術書記官	カン・トング
		書記官	キム・シンヨン
		施設事務官	パク・ヘリム

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵として浮上しつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院はこのような目標を達成するため、審判品質を高めるための審判制度の改善及び審判インフラの拡充などに大きな努力を傾けた。

ロ. 審判品質向上と関連する推進内容及び成果

1) 審判部の運営

イ) 特許・実用新案分野における専門技術審判部中心の運営

2013年9月以後特許・実用新案分野の審判部は3つの専門技術審判部(機械、化学、電気)と4つの複合技術審判部で運営されたが、複合技術審判部の規模に比べて請求される複合技術審判物量が少なく、複合技術審判部が多量の専門技術審判事件を処理する現象が発生した。それによって、審判長は担当技術分野があまりにも広範囲になり、担当事件の技術把握に負担が加重する問題も発生した。

このような点を改善するため、2016年2月から4つの複合技術審判部のうち3つを専門技術審判部に変更し、各専門技術審判部に専門分野審判長と審判官を配置して技術専門性を高める一方、複合技術審判部は複合技術分野の審判事件に集中できるようにした。

ロ) 優秀な審判人材の確保及び長期在職の誘導

審判官が長く在職することを奨励するため、審判官の専門職位制度を運営している。専門職位に指定されると最低4年以上審判業務を行う。2017年末現在審判官専門職位は21人で、審判官定員の22%に該当する。また、審判官在職経歴を昇進人事評価に反映して優秀な審判官が長く在職できるように人事規定を改正し、審判官中から課長級昇進人事を断行することで長期勤続を誘導した。

ハ) 審判官等級制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官を優遇するため、2009年11月に審判官等急制を導入した。この制度は審判官を審判官、先任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。先任審判官は審判経歴が2年以上でなければならず、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は先任審判官の中から審判処理実績及び品質の優れた者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者の中から先任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。2017年には上・下半期にわたって計2回の審判官昇級審査委員会を開催し、その結果首席審判官10人、先任審判官19人を昇級対象者として選定・任命した。

ニ) 優秀審決文の選定・共有及び成果評価への反映

また、四半期毎に分野別の優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に推薦された審決文と審判官別に任意抽出された審決文候補の中から分野別の審判官評価団が優秀審決文選定委員会に上程する最終候補を選定する。優秀審判文

選定委員会はこれらのうち商標・デザイン分野及び特許・実用新案分野の優秀審決文を其々選定し、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上に活用した。

2) 審判官の養成及び教育課程の充実化

イ) 審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知的財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を進行した。特許審判院OJT課程は指導審判官との1:1マッチングを通じて教育対象の審判事件を選定した後、合議要旨書の作成及び審決文作成補助を中心に行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させる。本教育は年1回運営され、審査品質の向上に大きく貢献している。

ロ) 審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

特許審判院は自主学習セミナーなど学習方法に制限なく毎月1回以上(半期8回)各審判部が自律的に運営する審判部独自の学習組織を構築・運営している。学習実行の後には審判情報共有掲示板に登載し、審判業務における参考資料として使えるようにし、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部選定などの基礎資料としても活用させることで活動を活性化した。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因分析結果及び最近の審決及び判決動向分析結果などに対する補修教育を実施している。

3) その他審判品質向上活動

イ)特許裁判所及び最高裁判所判例分析集の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析してこれまで多様な判例集を発刊してきた。

2017年には1年間判決宣告された後に確定された特許裁判所及び最高裁判所事件に対する原告・被告の主張、審決・判決の要旨及び訴訟遂行官の検討意見まで争点を中心にまとめた決定系審決取消訴訟整理集を発刊した。

また審査・審判に活用するため、毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

ロ)特許商標判例研究論文公募展

特許審判院は知的財産権関連の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として2007年から特許商標判例研究論文公募展(旧産業財産権判例評釈公募展)を実施している。判例論文公募展は初めは特許庁の職員を対象に実施していたが、2012年から外部弁理士やロースクールに拡大し、2013年は弁護士までその対象を拡大した。2014年からは応募資格要件自体を廃止し、誰でも公募展に参加できるように変えた。2017年公募展では最優秀受賞作の該当者がいなく、優秀2件、奨励3件を受賞作として選定した。選定された優秀判例論文は特許庁ホームページなどへの掲載、発表会の開催、「優秀論文集」の発刊を通じて庁内外の知識として共有している。

<表Ⅱ-1-27>2017年特許商標判例研究公募展の結果

等級	受賞者	所属	分野	評釈テーマ
優秀 (2件)	イ・カンヒ チョン・スア	特許情報進行センター	特許	特許侵害段階で製造方法が記載された物件請求項の権利範囲の解釈に関して
	オム・イングォン	マルチメディア	特許	PbP請求項の特許要件判断時と特許侵害判断時の判断対

		放送審査チーム		象の範囲確定基準の差に対する検討
奨励 (3件)	ソン・トンヨン	金属審査チーム	特許	特許要件判断と特許侵害判断の局面における発明の範囲確定
	パン・ジェウオン	審判4部	特許	特許要件と特許侵害判断段階の発明の範囲確定基準に対する提言
	チョン・ダウン	KAIST AIP	商標	商標法第34条第1項識別力判断基準；記号学を中心に

ハ．迅速な審判処理関連の推進内容及び成果

特許審判院は審判品質を維持するとともに審判処理期間を短縮するために力を入れている。そのためには審判官を増やす必要があるが、経験と能力を持ち合わせた審判官を短期に確保するのは事実上困難である。特許審判院は限られた人的資源を効率的に運営するため、一般審判、優先審判、迅速審判の3トラック審判制度を運営している。事件の類型を区分して緊急な処理が求められる事件を先に処理し、一般的な事件に対しては当事者に十分な攻撃と防御の機会を提供することで審決の正確性を高めている。

1) 迅速・優先審判制度の運営

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、審判手続きを3トラック（迅速審判、優先審判、一般審判）で管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件などを対象にし、優先審判は優先審査した出願に対する拒絶決定不服審判、補正却下決定に対する審判、審決取消訴訟で取り消された審判などを対象とする。

審判事件と関係する特許紛争を取り扱う裁判所・検察・貿易委員会などで審判結果を適時活用できるよう、2015年11月に迅速審判適用対象の拡大と審判処理期間の短縮

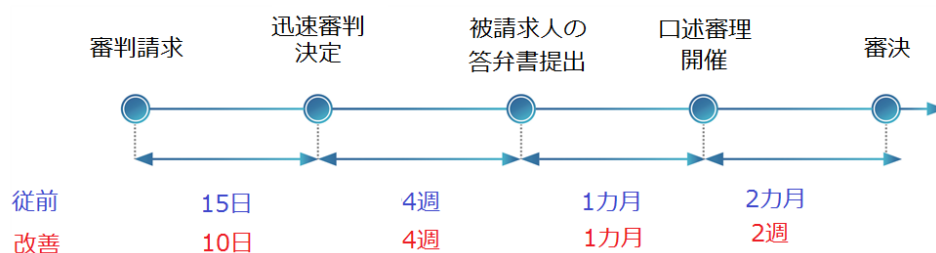
を骨子とする迅速審判標準プロセスを新たに設計した。標準プロセスによれば、審判請求日より10日以内に迅速審判決定を通知し、答弁書提出期間満了日から1カ月以内に口述審理を開催し、口述審理開催日から2週内に審決することを目標として定め、書類提出が遅れるなど特別な事情が発生しない限り、迅速審判決定後3カ月以内に迅速に終結できる。

また、中小企業が紛争長期化によって負担しなければならない時間的・経済的費用を最小化するため、「中小企業創業支援法」または「1人創造企業育成に関する法律」による支援を受けた創業初期の中小企業または1人創造企業が当事者である審判と、大企業と争う中小企業の当事者系審判を迅速審判の対象として追加した。

その結果、迅速審判の審理対象は2016年以後年間400件余りを上回って2015年219件に比べて約2倍増え、平均審判処理期間は94日で一般審判に比べて約6カ月早く終わっている。裁判所に訴訟中、もしくは検察・警察に立件された事件が90%以上で、個人または中小企業の請求比率は2017年82%で2016年より5%p増加し、社会的弱者である個人・中小企業に大きく役立っていることが分かる。

一方、優先審判の対象は既に拒絶決定不服審判があった出願に対して取消審決後再び請求された拒絶決定不服審判、発明(考案)の名称のみ訂正する訂正審判、薬事法による再審査期間の満了日があまり残っていない審判などを優先審判の対象として追加し、従来権利範囲確認審判という理由だけで優先審判処理していたものを侵害紛争の事前または予防段階で活用するため、警告状などで疎明した審判にその対象を変更することで迅速な処理が求められる審判に審判資源を集中させた。

<図Ⅱ-1-2>迅速審判の標準プロセス



＜表Ⅱ－1－28＞2017年迅速・優先・一般審判の審決件数

2017年審決	特許・実用新案	商標・デザイン	合計
迅速審判	242	133	375
優先審判	702	192	894
一般審判	4,159	4,426	8,585
合計	5,103	4,751	9,854

2) 迅速な審判処理に向けた制度改善検討

イ) 紛争-調停連携制度

特許紛争の過程で審判に代わって紛争解決が可能な調停・和解など代替的な紛争解決制度が設けられているものの、利用実績が悪く、審判とは制度的に分離されているため、特許紛争の解決に必要以上に長い時間と費用がかかる場合もある。一例として特許無効審判の場合、米国では和解終結比率が29.9%（2016年）であるが、それに比べて韓国の場合には終結前審判取り下げ処理率が18.9%に過ぎない。特許審判初期段階で当事者間の合意を誘導して紛争を早期に終わらせ、審判処理期間を短縮するため、既存の産業財産権紛争調停委員会制度と審判を連携する制度を導入して推進する予定である。

ロ) 適時提出主義の導入

現在の審判制度では請求理由、証拠提出時期に制限がなく、新しい証拠を続けて提出する方法で、故意的に審判を遅延させることに対して如何なる対応策もないのが現状である。これは訴訟期間の長期化及び審判処理の長期化につながり、最終的には中小企業など経済的弱者には相当不利に作用する可能性が非常に高い。したがって、審判請求後一定期間が経過すれば証拠などの提出を審判長が制限できるように制度を改善することで、審理を促進して迅速な審判処理を可能にする予定である。また、公正な競争を保証する基盤を構築するため、民事訴訟法の適時提出主義の導入を推進する

予定である。

二．評価及び発展方向

特許審判院は審判品質の向上及び迅速な審判処理に向けて審判処理管理活動を強化する一方、審判インフラの改善・拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築する上で大きく貢献したと評価される。

一方、特許審判院の審判品質向上に傾けた努力の結果、2017年には審決に不服して特許裁判所に提訴する比率が2016年より大きく下がり(2016年15.4%→2017年11.6%)、特許裁判所で審決が取り消される比率もまた2016年に比べてやや下がる成果をあげた(2016年25.3%→2017年25.1%)。

＜表Ⅱ－1－29＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2013	2014	2015	2016	2017
審決取消率(%)	20.9	25.4	24.2	25.3	25.1
提訴率(%)	15.3	14.5	13.8	15.4	11.6

特許審判院は今後も審判品質の向上と迅速な審判処理に向けて迅速・優先審判を含む3トラックの審判処理、審判官の長期在職誘導、審判品質管理活動及びフィードバックの強化など審判部を充実に運営していく計画である。

また、審判官の能力を強化するため、新規審判官が必須として熟知すべきことを中心に業務マニュアルを発刊し、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例中心の敗訴原因分析及び討論形式中心に進めるなど審判官教育を強化する計画である。

そして、判例に対する健全な批判及び生産性のある代案の提示を通じた審判品質の

向上を図るため、特許商標判例論文公募展をさらに活性化していく計画である。また、紛争-調停連携制度の導入、適時提出主義の導入などのような革新的な審判制度の改善を着実に推進し、審判事件の迅速かつ正確な処理に向けて最善を尽くす計画である。

3. 審判の公正性向上

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・ヨンヒ
審判政策課 施設事務官 パク・ヘリム

イ. 推進背景及び概要

特許審判院は迅速な審判処理と審判品質の向上に向けた努力とともに、公正な紛争解決基盤の構築、審判官の公正な審判業務遂行のための環境作り、外部専門家の審判参加及び審判品質評価委員会への参加など様々な方法で審判の客観性、透明性を高め、審判の公正性を高めるための努力も同時に傾けてきた。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審判官倫理綱領の制定及び施行

特許審判院は2017年11月27日 審判官倫理綱領を初めて制定した。「倫理綱領」は辞書上の意味では集団が掲げる倫理的行動規範を指すが、固まって動かない規範ではない。むしろ変化する現実に合わせて組織が進むべき最優先方向を設定するという点で革新のバロメーター(Barometer)とも言える。

特許審判の公正性と透明性を高めるためには審判官個々人が持つべき革新価値と倫理基準に対して合意することが重要であるという認識の下で、内部・外部の意見収集を経て、審判官全員が一堂に会した宣布式で倫理綱領を充実に遂行すると誓った。

倫理綱領は職務の公正な遂行、職務上の秘密保持、職務の不当な利用禁止などを主

な骨子としており、職務遂行に支障を来す懸念のある経済的な取引を禁止する内容も含まれる。特に、特許庁公務員退職者の前官礼遇に対する懸念の声が外部から持続的に提起されてきたことを受け、審判官が当事者や代理人など進行中の事件の関係者と決まった場所以外で会うことを制限した。また、同じ部署、特に同じ審判部で勤務していた退職者が弁理士として活動して2年が経過する前に代理する事件に対しては担当審判官が事件を回避するように定め、前官礼遇問題で公正性を疑われる余地をなくした。

<図Ⅱ-1-3> 2017. 11. 27. 「特許審判院審判官倫理綱領」の宣布式



2) 審判長と審判官の職位の民間への開放

審判長と審判官を特許庁からのみ補充することで発生し得る公正性に対する懸念を払拭し、優秀な審判人材を確保するため、2017年には民間開放型職位公募を通じて産業界と弁理業界現場での長い勤務経験と専門知識を保有する外部専門家を審判長と審判官として直接採用した。特許・実用新案分野の局長級審判長1人と課長級審判官1人、そして商標・デザイン分野の課長級審判官1人を採用し、審判長及び審判官職位の民間への開放を通じて審判の公正性を高める上で寄与すると期待される。

3) 外部専門家の審判品質評価委員会への参加

審判品質評価委員会は商標・デザイン/機械/化学/電気通信の4つの分野別に開催され、委員長は該当分野の審判長、評価委員は該当分野2人、他分野2人の首席または先任審判官で構成されるが、該当分野評価委員の中で1人は審査課長として指定され、

四半期毎に開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が「確定」された事件だけが評価の対象であったが、2009年からは特許裁判所が審決取消を「宣告」した事件まで評価対象に入れることで、取り消された審決が審判官に迅速に差し戻されるようにした。また、審判院長が主宰する最終品質評価委員会を新設して分野別品質評価委員会が1次評価した事件を再検証することで審判品質評価の公正性及び客観性を高めた。

2017年にはさらに公正性・専門性を強化する取り組みの一貫として審判品質評価委員会に学会、公共機関、産業界、弁理業界など多様な分野の専門家を参加させた。これまで特許庁の内部人事のみで構成されていた委員会に外部諮問委員を持続的に参加させるよう関連規定を改正したことで、評価の客観性と透明性がさらに高まると期待している。

4) 審判の公正性向上に向けた制度改善策の検討

イ) 国選代理人制度

知的財産権紛争にかかる費用及び時間は中小企業など社会的・経済的弱者にとって大きな負担であり、時には公正な競争を妨げる要因となっている。したがって、資金やマンパワーが不足している審判当事者が審判過程で十分に対応できず負けてしまうケースを無くすため、中小・ベンチャー企業、学生などが知的財産審判に関する代理服务が受けられるように国家が選任する国選代理人制度と経済的弱者に審判費用を支援する審判救助制度を連携する制度の導入計画を樹立した。

ロ) 専門審理委員制度

第4次産業革命時代を迎えて特許審判官は技術間の垣根を越える融合・複合技術に対する専門性がさらに求められるだけでなく、先端技術分野や現場の知識が必要な分野において専門家の意見や諮問が十分に受けられるように支援する制度が必要である。そこで特許審判院は融合・複合技術に対する審判官の個人的な専門性にだけ頼るより

は現場専門家からの意見を集め、それを審理に反映させることで審判の客観性が高められる専門審理委員制度の導入計画を樹立した。審判官の判断過程において専門審理委員として委嘱された外部専門家の諮問、争点事項に対する意見を反映させることで審判の専門性を補完するだけでなく、国民が特許審判に参加する道を開いて審判の公正性も高められると期待される。

ハ．評価及び発展方向

特許審判院は法と良心にしたがって公正な審判を行っているとは自負しているが、高くなった国民の水準に適した審判の公正性を確保するためにはより多く努力しなければならない。そこで、特許審判院は審判官の不公正な行為を規定化した倫理綱領を制定・施行し、審判官及び審判長の職位を積極的に民間に開放することで審判官の人材構造の公正性を高めた。また、審判結果に対する評価過程にも外部専門家を参加させることで審判結果の評価に対する透明性と客観性を高める努力を傾けた。

今後は特許審判院の公正性のみならず審判当事者間の不公正な審判紛争環境を改善するための国選代理人制度と、国民が参加して審判の客観性を高める専門審理委員制度の導入も積極的に推進する予定である。

4. 口述審理の拡大実施及び充実化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルゾン

イ．推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理とは審判の両当事者が審判廷に出席し、審判官合議体(審判長、主審、副審)の前で口述攻防をさせる審理方式であり、透明・公正な審判進行とともに早期に争点の整理が可能であるため、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

また、遠いところに居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による不便を解消するため2014年には「遠隔映像口述審理システム」を導入して大田審判廷とソウル審判廷間で遠隔でも口述審理を可能にした。

ロ．推進内容及び成果

1) 口述審理の基盤作り及び口述審理の充実化

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を6室(大田5、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。2006年特許審判プロセスに口述審理を本格導入して以来、口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったが、2017年646件に大幅増加した。また、2016年に5人合議体口述審理、同一権利に対する多数審判の併合事件などに対する口述審理のために多数の当事者を受け入れられる大審判廷を大田に追加開所した。

<図Ⅱ-1-4> 当事者系口述審理が行われる審判廷



＜表Ⅱ－1－30＞口述審理の開催件数

(単位：件)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017
口述審理件数	953	879	633	646	590	646
映像口述審理件数	0	0	105	189	248	272

2) 遠隔映像口述審理の活性化

特許審判院は首都圏に居住または勤務する絶対多数の審判当事者及び代理人が大田にある特許審判院を直接訪問することで発生する時間及び費用負担などの顧客の不便を解消するため、2013年「遠隔映像口述審理システム」の導入を検討した。2014年の3カ月間のシステム安定化期間を経て2014年4月から特許審判院(大田)と特許庁ソウル事務所(ソウル駅三洞)の映像審判廷を専用網でつなげ、遠隔での口述審理が可能になった。遠隔映像口述審理制度は当事者及び代理人から反響を呼び、2014年105件から2017年には272件の口述審理が遠隔映像方法で実施された。また、2016年1月から遠隔映像システムを口述審理だけでなく技術説明会、審判官面談などにも活用し、首都圏以外の地域でも審判請求件数が増加する場合、他地域にも映像口述審理システムの導入を推進する予定である。

＜図Ⅱ－1－5＞特許審判院の遠隔映像口述審理システム



ソウル審判廷



3) 口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

特許審判院のホームページにある口述審理公開傍聴予約システムを通じて審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。

4) 口述審理進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判当事者、代理人及び審判官のために口述審理進行手続き及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を2017年改訂した。また、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスがより簡単に理解できるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

特許裁判所は特許審判院で実施される口述審理が技術争点に対して議論された内容を正確に把握できるという点で肯定的な評価している。また、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の

争点を明確にすることができるため、大いに役立っているという評価を得ている。そして、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高まっただけでなく、事実上第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

その結果、特許審判の公正性に対する顧客満足度が2008年65.5%から2017年74.10%へと増加しており、審判サービスに対する総合満足度もまた2008年71.79%から2017年73.40%へと増加するなど口述審理が顧客信頼度の向上や審判品質の向上にも大きく貢献していることが分かった。

今後特許審判院は遠隔映像口述審理システムを拡大して実施するなど顧客の不便を最小化する一方、口述審理の期日前に当事者に尋問する事項を明確に通知する争点審問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げるなど各種制度の改善努力を持続的に傾けていく計画である。

5. 審判分野におけるグローバル協力の強化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユン・チョンヒョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は国家と企業の競争力を左右する核心要素であり、世界各国と企業は良質の知的財産権を確保するために熾烈な競争を繰り広げている。特に、最近第4次産業革命によってより創意的なアイデアと先端融合・複合技術が浮上していることから、技術的・経済的に優位に立つための知的財産権確保競争はますます激しくなっており、グローバル知的財産権紛争も同時に増加している。

現在世界各国は知的財産権紛争を予防するとともに効率的に解決するために大きな努力を傾けており、国家間協力の必要性も増している。特に、韓国の場合は中国、日本などに韓国企業の進出が活発になり、グローバル経済においては北東アジア地域が

占める比重が日増しに増加していることから、韓・中・日3国間審判分野の協力に対する必要性も大きくなった。

そこで特許審判院は中国・日本を中心に審判分野の協力を推進することで、現地に進出した韓国企業の知的財産権紛争を予防し、迅速かつ正確な紛争解決を通じて知的財産権が保護される環境を整えるために取り組んでいる。

そのため韓・中・日3国が参加する審判専門家会議、審判官交流、審判制度比較研究など多様な協力プログラムを基に3国間の審判協力を持続的に拡大している。

また、最近は中国、日本だけでなく全世界知的財産権分野をリードしている米国、EUとも新規協力チャンネルを構築し、審判協力を徐々に拡大している。

ロ．推進内容及び成果

審判分野の協力は2010年韓・日特許庁長官会合の合意によって同年度から毎年韓国特許審判院と日本特許庁審判部が「韓・日審判専門家会議」を開催することでスタートした。韓・日両国は「審判専門家会議」を通じて審判制度に対する情報を相互交換して両国審判制度の違いと長・短所を分析し、自国の審判制度を改善・発展させるために取り組んでいる。

また、特許審判院は日本との二国間協力に続いて2012年「韓・中・日特許長官会合」で3国が参加する審判専門家会体の新設を提案し、翌年の2013年8月日本で韓国の特許審判院と日本特許庁の審判部、中国国家知識産権局の専利復審委員会間の「第1回韓・中・日審判専門家会議」を開催して以来、毎年3国が順次に協力会議を開催している。

一方、2013年日本で開かれた「第4回韓・日審判専門家会議」では、新規審判協力プログラムとして両国審査官が相手国の口述審理を傍聴した後に関連案件について討論する「審判官交流会議」の実施に合意した。それを受け、同年11月には日本の審判

官が韓国特許庁審判院を訪問して第1回「韓・日審判官交流会議」を開催し、以後毎年交互に交流会議を実施した。しかし、2015年「韓・中・日審判官交流会議(韓国開催)」の誕生によって3国間審判協力を効率的に推進するため、2016年2月「第3回韓・日審判官交流会議」を最後に「韓・中・日審判官交流会議」に統合された。

中国との審判分野協力は2012年「韓・中特許・商標長官会合」合意によって2013年3月北京で韓国特許審判院と中国国家知識産権局専利復審委員会間の「韓・中特許審判院長会合」を開催し、ハイレベル会合の定例化、審判官の交流、審判情報の交換などを骨子とするMOUを締結することでスタートした。以後2015年4月MOUを実行するための「韓・中審判分野業務計画(Work Plan)」に合意して本格的な二国間審判協力を始めており、審判制度の比較研究、審判制度使用者セミナー、PPH(特許審査ハイウェイ)審査事件の優先審判処理など多様な協力を推進している。特に2017年11月「韓・中特許長官会合」では両国の最新審判基準と審決動向を相互共有するための「主要審決文の発表・討論」を新しく推進することに合意した。

一方、特許審判院はこれまで北東アジア中心の審判協力から脱して、全世界知的財産権分野をリードしている米国、EUとの新しい審判協力にも取り組んでいる。

まず、2016年にEUの特許審判を担当するヨーロッパ特許庁(EPO)の特許審判院を訪問して機関間審判協力に対して互いに合意し、2017年実務協議を経て韓国特許庁とヨーロッパ特許庁間「2017-2019年二国間協力業務計画」に毎年定例審判協力会議のための協力事業を新設することで本格的な審判協力推進基盤を構築した。

米国とは2017年11月初めて米国特許審判院(PTAB)、商標審判院(TTAB)とそれぞれ院長レベル会議を開催(米国ワシントンDC)して審判協力を相互合意し、2018年中に韓国特許庁と米国特許・商標庁間の審判協力MOUを締結する予定である。

ハ. 評価及び発展方向

特許審判院の審判分野国際協力は2010年日本との「韓・日審判専門家会議」を始め

に審判官交流などを通じて両国審判院間の定期的な協力体系が構築され、中国とも2013年韓・中特許審判院間のMOU締結によるハイレベル定期会議を通じて多様な審判協力を推進している。

最近はEU特許庁(EPO)の特許審判院と米国の特許審判院(PTAB)、商標審判院(TTAB)とも新しい審判協力チャンネルが構築されたことで、今後韓国主導で全世界知的財産権分野の先進5カ国間審判協力を活性化するきっかけとなった。

一方、特許審判院は今後日本、中国、EU、米国だけでなくアジア主要国とも二国間及び多国間協力を推進するために努力を傾けていく計画である。

第4節 審査品質点検制度の運営

1. 概観

審査品質担当官	技術書記官	チャン・ヒョングン
	工業事務官	ソ・サンヨン

世界的に知的財産権の重要性が増していることから、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査品質の向上に対する必要性が益々増大している。そこで、特許庁は審査の品質を高めるために審査品質を独自に測定する審査品質点検制度を運営している。

審査品質点検制度の運営を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査・国際予備審査業務が法令及び審査基準などに基づいて正しく行われているかをモニタリングすることで審査ミスを防止し、審査過程において補完が必要な部分を探し出して改善することで顧客に高品質の審査サービスを提供できる環境を構築している。

審査品質点検制度を通じた品質管理活動の他にも審査品質指標に対する統計的な品質管理など審査品質管理の多角化を図る一方、審査官が審査評価過程に直接参加するオープン評価、審査官を対象に評価結果をフィードバックする説明会及び懇談会の開催など審査官とのコミュニケーションを強化するための制度を構築することで実質的な審査品質の向上に貢献できる政策を展開している。

2. 審査品質点検制度の運営

審査品質担当官	技術書記官	チャン・ヒョングン
	工業事務官	ソ・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

審査品質点検制度の目的は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査、国際予備審査業務に対する自主評価を通じて不良審査を防止し、審査業務に関する制度的な補完事項を持続的に発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供することである。

1984年から始まった審査品質点検制度を更に発展させるため2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官(現在の審査品質担当官)を新設した。審査品質点検制度による審査評価を行うために審査品質担当官室に審査評価官が配置され、2017年12月末現在審査評価官は特許(PCTを含む)・実用新案分野13人及び商標・デザイン分野4人、計17人の審査官で構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

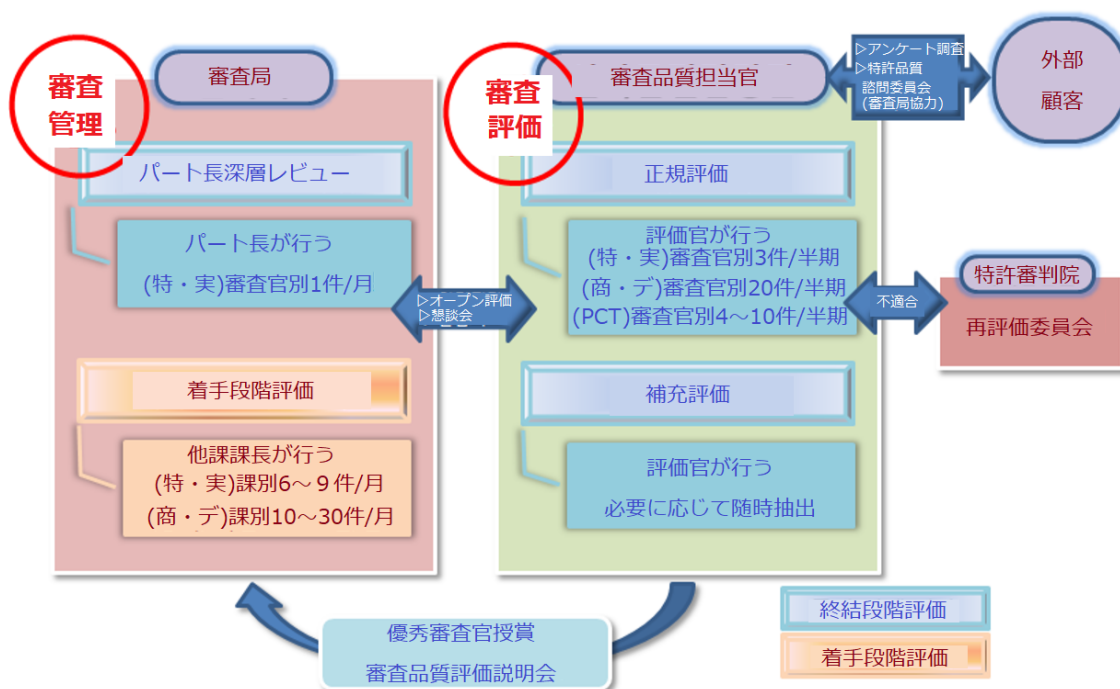
1) 審査品質点検

審査品質点検は審査品質担当官(現在審査品質担当官室の審査評価官は計17人)による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評価は審査評価規定及び審査評価指針に基づいて行われる。審査評価の公正性及び正確性を確保するため、全評価過程において審査評価官が審査官関連情報が分からない状態で点検が行われるブラインド評価システムで運営されている。

2017年度には2016年度と同様に登録・拒絶決定書の発送前に評価対象件を抽出して評価を行い、審査評価過程でミスを発見した場合、それを修正した後に登録・拒絶決定書を発送する審査終結前評価体制で運営した。

審査品質点検の結果は審査品質指数(TEQ)に換算されて審査部署の組織成果指標に反映され、優秀審査官・優秀部署の褒賞及び審査官昇級などの基準にも反映されている。

<図Ⅱ-1-6> 審査品質点検の体系図



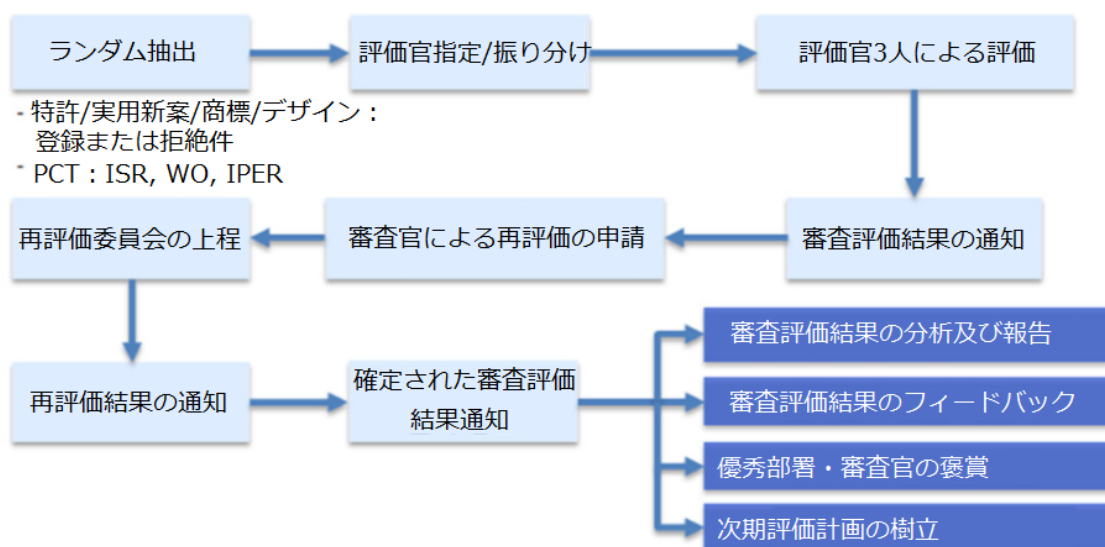
イ) 審査品質担当官による審査評価

審査官が登録・拒絶決定書を作成してから出願人に発送する前の審査件を対象に電算システムを通じてランダムでサンプリングし、審査品質と直接的な関連性のある特許要件や商標登録要件など実体的な要件に対する判断とともに審査過程全般にわたって手続きの適正性を評価する。

2017年度評価は抽出衡平性のために特許・実用新案分野は半期に審査官別3件、商標・デザイン分野は半期に審査官別20件を其々サンプリングして審査評価を行った。PCT分野は当該半期内に作成された国際調査報告書及び国際予備審査報告書を評価対象としているが、国際特許出願審査チーム(PCT専担チーム)の審査官1人当たり2017年上半期には10件、2017年下半期には集中調査件を対象に4件をサンプリングして、PCT国際調査及び国際予備審査報告書に対して特許要件などの実体的要件と報告書作成要件などの形式的要件に対する評価を行った。

2017年度上半期の評価の場合、特許・実用新案分野は704人の審査官を対象に2,037件、商標・デザイン分野は155人の審査官を対象に2,792件、PCT分野は345件を評価した。また、2017年下半期の評価の場合、特許・実用新案分野は718人の審査官を対象に2,086件を評価し、商標・デザイン分野は146人の審査官を対象に2,690件を評価し、PCT分野は107件を評価した。

<図Ⅱ-1-7> 審査品質担当官の審査評価業務の流れ図



ロ) 他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内他審査課の審査官が審査した件に対して評価を行う方法で、特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断とともに、審査手続きの適正性に対する評価を行う。

2017年度上半期まで2016年度と同様に審査が始まった着手処理件件に対して評価する着手評価方法で他審査課長による審査評価を実施した。毎月意見提出通知書が発送された件の中から一定比率をランダムサンプリングして、拒絶理由の適切性及び一括通知状況に対して重点的に評価を行った。

しかし、審査局で2017年2月からパート長がパート内審査官の審査終結件に対して

毎月1件ずつ評価する方法の「パート長深層レビュー」の全面施行によって、他審査課長による審査評価は2017年下半年から廃止された。

2) 審査評価規定及び指針の整備

2017年度審査評価ではポジティブ志向の審査評価運営のために、「注意」と評価される件に対して従来評価官3人が協議していたものを「不適合」と評価される件と同様に5人協議に変更し、優秀事例のうち「奨励」と選ばれた場合は審査官変更や合理的な判断覆し、軽微な瑕疵があったとしても検索が優秀であったり、通知書の記載が論理的にうまく記載された件であれば「奨励」に含まれるように選定基準を大幅緩和した。

また、「適合」と評価された件を上・中・下で区分していたものを全て「適合」に一元化したが、「適合」の中で望ましくない事例である観点別評価等級「B」に該当する件に対しては具体的な理由を記載して通知することで審査官の受容度を高め、審査品質改善に寄与した。一方、拒絶理由のある独立項を引用する従属項でその拒絶理由が解消されたにもかかわらずその従属項まで含めて同じ拒絶理由を間違って通知した事例の場合は、注意と評価されたものを適合と評価することで実質的に出願人に不利益のない事案を区分して審査官の評価負担を減らした。

その他にも観点別評価等級の実効性を高めるため、既存の評価観点を再検討及び整備し、審査実務と調和を成す等級区分基準になるよう改善を推進した。

3) 再評価制度の運営

審査評価の正確性及び一貫性を高めるため、審査品質担当官による審査評価結果に対して審査官から異見がある場合、審判長お呼び審判官で構成された再評価委員会を通じて再び審査評価を行う再評価制度を運営している。

再評価処理の迅速化及び行政費用の最小化のために再評価委員を構成して運営して

おり、審判官及び審査局の政策・制度課長が参加する再評価総括委員会は再評価事項が制度改善、審査基準の変更などに関連する場合に開催されるよう運営している。

4) 補充評価制度の運営及び統計的品質管理の運営

審査品質低下の懸念がある特定審査群に対しては審査品質担当官室が常時行っている正規評価の他に追加で審査評価対象件を抽出して評価を行うことで、審査品質低下の懸念に対する精密な審査品質診断を通じて審査品質管理を支援する補充評価制度を運営している。

補充評価として2017年度上半期には正規評価で登録決定件だけ抽出されたり、拒絶決定件だけ抽出された審査官を対象に反対決定件に対して203件を抽出して評価し、2017年度下半期には正規評価件が全て抽出された後に発送された件に対して200件を抽出して評価した。

また、審査評価と連携した品質管理支援のため、四半期毎に審査官個人別全数処理件に対する無効率、取消差戻率、登録率などを個人別・IPC別に比較・分析し、審査部署にフィードバックするなど審査品質管理領域を多角化している。

ハ. 評価及び発展方向

審査品質担当官による正規評価を通じて審査着手から最終決定に至るまでの審査の全過程に対する審査品質を測定することで、審査品質管理のための基礎データを提供し、審査品質政策の方向を提示する上で重要な役割を果たしている。正規評価を審査終結前評価体制に転換してからは審査評価過程で発見されたミスを修正し、審査品質のリアルタイム測定機能を集中的に強化することができた。

2017年度にはポジティブ志向の審査評価基調を維持しつつ、審査実務と調和を成すようにするためには審査評価指針を整備することで不必要な行政力の無駄遣いを防止し、実質的な審査品質管理文化の定着を促した。

今後全般的な審査品質測定と変化推移を確認するための現在の評価方法に止まらず、実質的な審査品質向上に寄与すると判断される協議審査遂行件に対して協議審査が充実に行われているか評価できる基準を設けて評価することで、審査サービスを受ける外部顧客の満足度を高めていく計画である。その他に審査局との協力の下で審査品質に直接的に役立てる事案を見つけて評価することで、審査品質点検制度が実質的な審査品質向上の手段として機能できるように審査品質点検制度を更に発展させていく計画である。

3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援

審査品質担当官	技術書記官	チャン・ヒョングン
	工業事務官	ソ・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

審査業務は特許庁の最も基本的で重要な業務であり、迅速かつ正確な審査業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず関連法令の解釈及び適用、審査基準の熟知程度、通知書の作成など審査実務に対する知識と能力が非常に重要である。

審査官の業務能力を培うためには、審査評価結果に対する分析を通じて審査基準の改善が求められる事項と審査官に対する教育が必要な事項を引き出してフィードバックする活動も重要である。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査局別の品質診断説明会及びその他教育課程への参加

審査品質の向上に実質的に役立てる審査評価事例に対する深層分析結果の共有を通じて審査評価結果に対する徹底した事後管理を持続的に実施することで、審査官の審

査能力を高めると同時に審査パート長の品質管理活動を支援する目的で、各審査局別に品質診断説明会を運営している。品質診断説明会を通じて審査評価制度を含め、審査品質管理制度全般に対する意見を取り集め、それを審査品質管理政策の樹立の際に積極的に反映している。

一方、国際知的財産研修院が提供する新規審査官課程、中堅審査官課程、審査事例課程、PCT課程など審査能力を高めるための職務教育課程において審査品質管理と関連する教育を実施している。また、外部調査機関の新規先行技術サーチャーター教育課程において特許・実用新案・PCT審査評価事例に対する教育を実施することで、外部先行技術サーチャーターの先行技術調査能力の強化にも努めている。

2) 審査品質管理業務を支援するための審査品質関連統計指標の提供

審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援するため、特許・実用新案分野に対して登録率、無効審判認容率、取消差戻率、拒絶決定不服審判請求率、再審査請求率及び登録率などに対する統計指標を提供している。また、商標・デザイン分野の場合、着手公告(登録)決定率、登録決定率、無効審判認容率、拒絶決定不服審判請求率、取消差戻率、商標異議申出件数及び認容率、デザイン新規性・容易創作・拡大された先出願・先出願違反指摘率などに対する統計指標を提供している。2017年度には審査部署管理者の品質管理を支援するため、審査官別検索履歴記載率及び登録理由記載率などに対する統計指標を追加提供するなど多様な審査品質関連の統計指標を提供することでサンプル抽出による審査品質点検制度の限界を克服し、審査件全数に対する統計的管理を可能にすることで審査課長及びパート長の実質的な審査品質管理業務を支援している。

3) 内・外部顧客との持続的なコミュニケーション努力

内部共有サイト(KOASIS)に審査評価指針とともに不適合事例及び優秀事例を法条文別・類型別に分類して月別及び半期別に掲載する一方、審査評価と関連する質疑・応答欄を常時運営することで、審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針、

事例及び疑問などを確認して解決できるように支援している。

2016年度に試験的に実施された開かれた評価は審査官が審査評価過程(協議)に直接参加して意見が述べられる制度で、2017年度にはこの制度を活性化して計8回開催した。また、審査官が評価制度と関連して深みのある質問と提案ができるように各審査課の品質管理協議官と評価官が参加する懇談会もまた四半期ごとに開催することで、審査品質管理に対する審査官の直接参加機会を拡大した。審査品質管理部署と審査部署間の活発なコミュニケーションを通じて審査部署・審査官の要求事項を審査品質管理政策に積極的に反映することで、相互共感できる品質中心の文化構築に取り組んでいる。

そして、外部顧客である多代理人と多出願人を対象に審査品質に関する独自アンケート調査を通じて不備な点や改善事項を探し出して、それを審査評価及び品質管理の方向設定に活用した。

ハ. 評価及び発展方向

品質診断説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、知識を共有するための内部共有サイトの活用及び開かれた評価と懇談会の開催など様々な活動を通じて、審査評価結果の単純なフィードバックを通じた自発的な改善努力だけを期待するのではなく、体系的な品質管理手段を提供することで総合的な審査品質管理体系を構築している。

今後外部顧客の審査品質に対する満足度を高めるため、審査局と審査品質担当官が相互協力して審査官間における判断の違いを最小化するよう協議審査文化を定着させていく計画である。また、需要者が要求する審査品質の確保に重点を置き、審査品質点検制度のみならず多様な品質活動を展開することで、最終的には審査品質の重要性を全体構成員が共有・実践する審査品質重視文化の定着に取り組んでいく計画である。

第5節 出願・登録方式審査分野

1. 概観

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	アン・ウファン
	登録課	行政事務官	チェ・ゾンフン
	国際出願課	書記官	キム・キョンオク

方式審査は特許法など産業財産法令で規定している出願人・代理人の行為能力、提出された書類の記載方法及び添付書類の提出有無、手数料の納付事項など出願、登録、国際出願関連書類の形式及び手続きに対して不備なところがないか審査することである。

これは特許要件などを審査する実体審査とは区分される概念で、このような方式審査手続きを踏ませるのは特許など産業財産権に関して方式と手続きを統一することで特許行政を円滑に行うためである。

出願課、登録課、国際出願課では方式審査を通じて出願人が提出した書類の受理可否を決めるが、方式審査結果もし方式に問題がなければ出願・登録関連書類を受理し、不備なところがある場合は出願人などに補正の機会を与えている。にもかかわらず瑕疵が解消されなかった場合は該当手続きを終了する一方、重大な瑕疵がある場合は疎明機会を与えた後、出願・登録関連書類を受理せず差し戻している。

2017年出願・登録など方式審査処理件数は計2,139千件で前年比0.8%減少し、6日以内処理率は99.99%を達成した。このような迅速・正確な方式サービスの提供を通じて顧客満足度の向上と同時に迅速な知財権の創出に大きく貢献した。

分野別方式審査処理を見ると、まず第一に国内出願の場合全体出願件数は前年より1.27%減少し、出願方式審査処理件数は1,217千件で前年比約1.2%減少した。

これは顧客の便宜を図るために積極的な職権受理・クレーム対応及び多件併合申請可能書類の増加などの顧客志向的なポジティブ方式審査の提供及び出願制度への変更によって出願方式審査処理件数が右肩下がり状態にあると言える。

第二に、2017年登録方式審査の処理件数は805千件で前年比約4.7%増加し、そのうち新規年次登録が665千件、変動登録が43千件、その他が97千件である。

これは産業財産権存続件数の持続的な増加による権利変動登録など申請件の増加と登録提出書類及び手続の簡素化、顧客に必要な書式の制定・改正など顧客に優しい登録制度の実現に向けて積極的に取り組んだ結果である。

第三に、特許協力条約(PCT)、マドリッド議定書、ハーグ協定による国際出願書類の方式審査処理件数は116千件で前年比4.0%減少した。

このような減少傾向は出願前段階から提出書類の不備を防止するための顧客中心の国際出願環境を整え、適時性のあるコンテンツの普及など国際出願認識基盤の拡大を通じた高品質出願書類の提出を誘導したことから起因する。

今後も品質の高い知財権を創出するため、統合書式機の改善などユーザーの便宜を図るサービスの提供を通じて不備なところのない書類が提出されるよう持続的に取り組んでいく予定である。

<表Ⅱ-1-31> 2017年分野別方式審査の処理状況

(単位：件、%)

区分	2014	2015	2016	2017
出願	1,224,592	1,223,824(△0.1)	1,232,391(0.7)	1,217,248(△1.2)
国際出願	108,791	112,011(3.0)	120,529(7.6)	115,747(△4.0)
登録	711,996	730,372(2.5)	769,536(5.4)	805,511(4.7)

合計	2,045,379	2,066,207(1.0)	2,122,456(2.7)	2,138,506(0.8)
----	-----------	----------------	----------------	----------------

2. 方式審査制度の運営

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン
 登録課 行政事務官 チェ・ゾンフン
 国際出願課 書記官 キム・キョンオク

第4次産業革命の到来によって人工知能、モノのインターネットなど核心技術に対する知的財産の確保が企業の生き残りや国家競争力と直結するなど知財権の重要性がさらに浮き彫りになっていることから、特許庁も強く競争力のある特許を創出するために全周期的な特許創出管理体系を構築している。

その一環として出願及び登録段階においても高品質の出願書が作成され、速やかに知財権が獲得できるよう、顧客志向の知的財産権関連制度を運営し、持続的な改善を通じて出願人の便宜を図っている。

イ. 出願分野の制度改善

1) 弁理士無料相談サービスの拡大実施

明細書の作成相談など出願人のサービスニーズに応えるため、顧客支援室内の大韓弁理士会所属弁理士を活用して弁理士無料相談サービスを週3回提供することで知的財産権出願及び紛争解決に積極的に乗り出している。

2) 訪問型「出願制度巡回説明会」の新設運営

国民申聞鼓(政府に対して政策提案やサービス要請が可能なインターネットコミュニケーション窓口)を通じて寄せられた出願分野の内容を総合的に検討した結果、出願人は主に手続き、法令に困難を抱えていることが分かった。そこで積極行政の一環

として顧客の多様なニーズに応えるため、学校を始めとして中小企業、知的財産センター、刑務所などを対象に需要者中心の説明会及び相談・コンサルティングを行う、訪問型出願制度巡回説明会を新設・運営した。

3) 「模範書式事例」、「出願方式審査事例集」及び「出願登録手続案内書」の提供

特許庁は顧客志向の特許行政サービスを提供するため、既に提出された各種書類を類型別に分析して最も多く発生するミス部分を探して「模範書式事例」というパンフレットを制作した。これは出願人が各種書類作成の際に必須項目を記入漏れなく作成できるようにサポートするだけでなく、最も間違いやすい部分をチェックして模範書式紙として活用させたものである。

また、産業財産権出願業務方式審査過程で出願人が間違いやすい、もしくは特異な事例、関連規定を綿密に確認する必要がある、もしくは資料として残して今後参考する必要がある事例などを作成して出願方式審査事例集を発刊することで出願人の誤認・混同事例を未然に防ぐことを目指した。

その他に特許・デザイン出願登録手続案内書を発刊することで、代理人がいなくても出願人が簡単に理解・活用できるように作成書式とともに例示を記載し、出願人が簡単に申請できるよう手続案内書を発刊した。

ロ. 登録分野の制度改善

1) 顧客の利便性向上に向けた「特許権などの登録令及び同施行規則」の改正など

両当事者が直接訪問して登録申請を行う場合は印鑑証明書の提出が省略され、設定登録納付書提出する時に持ち分約定手続書(持ち分約定書及び印鑑証明書)の省略が可能になった。また、権利移転登録時の登録証再発行手続書の簡素化及び印鑑証明書の提出が必要な場合を申請人が理解しやすいよう明確に規定した。

そして、登録令など上位法令の改正に歩調を合わせて登録事務取扱規定を適時に改正することで国民の法的安定性を高め、迅速かつ正確な登録審査を推進するために新規審査処理事例・判例などを反映した知的財産権登録実務指針を改正した。

2) 顧客満足度を高めるための持続的な登録サービスの改善

顧客が年次登録料納付案内書を簡単かつ正確に理解できるようにするため、理解しやすい用語の使用・可読性の向上・登録情報QRコードの新設など文句及びデザインを顧客に優しく改善した。また、登録手続き・用語に対して難しさを感じる特許顧客の満足度を高めるため、申請書のミス及び補正手続きに対する正確な案内など顧客の観点から登録通知書の整備を推進した。

また、産業財産権の登録・権利移転・実施権・質権設定状況などの登録統計情報に対する国民のアクセシビリティを高めるために登録統計集を発刊した。

3) 対内外機関とのコミュニケーション・協力の強化

大韓弁理士会、裁判所登記所、著作権委員会などと定例会議を開いて知的財産権の発展方法に対する意見交換などを推進し、国民を対象に登録令など法令改正説明会を開催して登録関連業務におけるコミュニケーション及び協力を強化した。

ハ. 国際出願分野の制度改善

1) PCT国内段階進入時の発明の英文名称記載要件の廃止

PCT国際出願の国内段階進入のために出願人が提出する特許法第203条書面及び明細書項目に英文「発明の名称」記載義務を廃止し、WIPOで公開されている国際出願書類情報を活用して既存と同じ効果を実現した。

従来はPCT国際出願が国内段階に進入する時に特許法第203条書面及び明細書に発明

の名称に対する韓国語翻訳文以外に英文名称を記載させ、それを特許ネットに搭載して検索提供などに利用した。

これはWIPO国際公開時の発明の名称に対する英語翻訳文と国内段階書類に別途記載する発明の名称が相互不一致するなどの混乱を招いて不便な部分があったが、WIPO国際公開資料を活用することで書類の整合性向上はもちろん出願人の利便性を高めて顧客の満足度を高めた。

2) マドリッド国際商標海外出願人の特許顧客番号記載義務の廃止

海外出願人がハーグ国際デザイン指定国出願の時に特許顧客番号がなくても出願ができるようにした。従来はハーグ国際出願指定国官庁書類(意見書、補正書など)を提出する時には特許顧客番号を記載しなければならず、海外出願人は特許顧客番号を新しく発行してもらったり、WIPOの国際登録簿に記載された出願人情報と違う場合は特許顧客番号の情報変更のための公証書類を提出する必要があった。

そこで、指定官庁書式に特許顧客番号を義務記載対象から除外することで海外出願人の公証書類準備などの負担を減らし、出願手続きがスムーズに行われるよう取り組んだ。

3) 国際出願認識基盤の拡大

国際出願分野では最新の国際出願情報を提供し、国際出願時に直面する困難を少しでも軽くするためにPCT国際出願ガイドとマドリッド及びハーグ国際出願制度の広報リフレットなどを改訂・発刊し、PCT、マドリッド、ハーグ国際出願を統合した国際出願ニュースターを定期的に発刊・配布した。

また、上・下半期国際出願説明会及び企業に対するマドリッド国際出願コンサルティングも実施して国際出願を計画している企業に実質的なサポートを提供した。

同時に方式担当者の能力を高めるための段階的な教育プログラムの運営、利用者
対教育実施、ePCT出願システムの導入によるユーザー教育を実施し、ハーグ国際デザ
イン登録出願の代理人選任申告の効力発生書類を拡大した。

今後もより便利な国際出願環境を構築するため、PCT、マドリッド、ハーグ国際出
願に対する電子出願実習教育の実施、適時性のあるコンテンツの普及、説明会・懇談
会などを実施する予定である。

<図Ⅱ-1-8>2017年国際出願上・下半期説明会



3. 方式審査の品質向上

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	アン・ウファン
	登録課	行政事務官	チェ・ゾンフン
	国際出願課	書記官	キム・キョンオク

出願・登録の方式審査品質向上は結果的に迅速かつ正確な知財権創出を担保する結
果につながるため、その重要性がさらに大きいと言える。

出願・登録段階での方式ミスによって書類提出期日を逃したり、関連手続きが終わ
ってしまう恐れがあるなど出願人の立場からすると公式的に意見を述べる機会も得ら
れず知財権獲得が難しくなる可能性がある。

したがって、このようなケースの数を減らすとともに方式審査の信頼性を高めるため、知財権関連制度の改善、方式審査官の能力強化を通じた専門性の向上、通知書及びシステムの改善など方式審査の品質向上に向けて地道に努力している。

このような努力の結果として、出願・登録方式審査の平均処理期間は3日を超えず、国際出願もまた6日内方式審査処理を維持している。方式審査の正確度もまた最近4年間99.97%を達成し、名実ともに世界最高の迅速・正確な方式審査サービスを提供することで特許庁のプレゼンスを高めた。

イ. 方式品質向上に向けた制度改善

1) 法定期間延長制度の改善

出願人の住所地による法定期間の適用が異なって出願人に混乱をきたしたため、特許顧客番号内の住所地を基準として内国人の場合1回延長申請(30日、20,000ウォン)、外国人の場合2回まで延長(1回30日)申請できるよう改善し、誤認・混同がないように制度を改善した。

2) 通知書及びシステム整備

補正要求書、無効処分通知書、書類差戻理由通知書、書類差戻通知書など補正書・通知書の文句を出願人の立場から理解しやすいように整備して改正法令などを反映することで出願人に優しい特許行政サービスを提供した。また、産業財産権法令改正内容を出願・登録関連システムに即時反映することで出願人の誤認・混乱を招かないように整備し、今後も持続的に国民の立場から通知書及びシステムを整備していく予定である。

ロ. 方式審査官の専門性向上

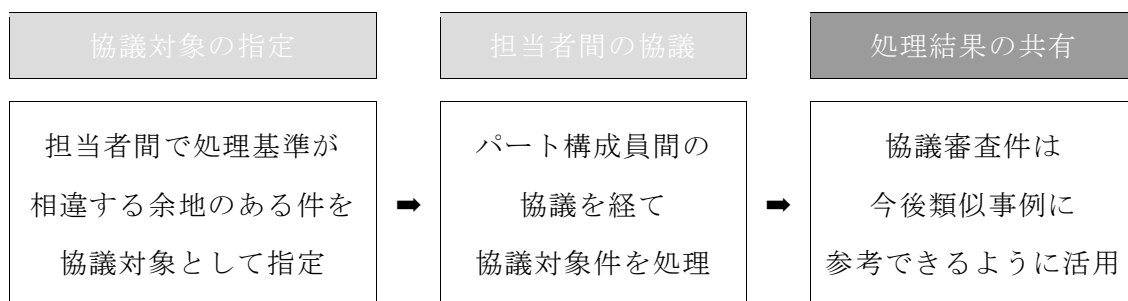
1) 出願・登録方式審査研究会の運営

産業財産権の出願・登録業務方式審査過程において出願人が間違いやすい事例、特異な事例、関連規定を綿密に確認しなければならない事例、資料として残して今後参考する必要がある事例などを中心に研究会を開催し、収集された事例に対して問題提起及び処理方法、改善事項などを議論することで、方式審査の品質向上と業務の一貫性、連続性を高め、方式審査実務に活用した。

2) 方式審査品質向上に向けた協業実施

迅速・正確な方式サービスを提供するためにパート構成員間、パート構成員-上位決裁者間の期間管理状況をクロスチェックさせることで担当者の不在などによる処理遅延を予防し、担当者間で判断が違ふ可能性のある事例に対してパート内協議審査を通じてその内容を共有・活用して方式審査の一貫性を高めた。

<表Ⅱ-1-32> 協議方式審査のプロセス及び管理



第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知的財産研修院 教育企画課 書記官 イ・キョンヨル

国際知的財産研修院は1987年開院して以来、知的財産専門家を養成するための多様かつ革新的な取り組みと努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。世界最高の審査・審判サービスを提供するため、実務中心の専門教育を強化することで審査・審判の能力を強化し、主要事例と判例を中心に討論を通じた実務教育と知的財産権関連法律教育など多様な課程を運営している。

まず、特許庁公務員を対象にした基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程を水準別・段階別に運営している。特に、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論授業を進行している。特許と商標・デザイン審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など2017年度は計49課程の正規教育課程を運営した。また、各技術分野に対して70の新技术教育課程を運営して1,679人の審査・審判官を参加させることで、新しく登場する技術とトレンドに対しても専門性と実務能力を強化していけるようサポートしている。

その他に国民を対象にした知的財産教育のため、最新のICT環境を基に人間中心のソーシャルラーニング、オーダーメイド型学習を支援する知的財産スマート教育を通じた知的財産の拡散に力を入れている。また、IP-R&D分野に対する教育を強化して特許情報検索、分析及び実習、IP-R&D方法論の理解と実習などの教育を提供することで強い知的財産権の創出を支援している。

特に、知的財産学単位銀行制を通じた知的財産専門人材の養成にも力を入れ、2017年知的財産概論など11科目を6,329人が受講するなどの成果をあげた。また、2017年

には済州大、漢拏山及びカトリック関東大と業務協約を追加締結するなど全国11校との業務協約を通じて大学との単位交流にも力を入れている。

また、国際知的財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2017年には国際知的財産研修院の開院30周年を迎え、韓・アジア特許長官会合参加者など200人余りの内外専門家が一堂に会した中で「途上国の知的財産能力強化に向けた国際教育の拡散」と「第4次産業革命に対応する強く柔軟な知的財産システムの構築」をテーマとして国際コンファレンスを開催した。また、WIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程など11課程で計237人の外国人教育を実施し、22人のア・太地域大学総長及び技術移転機関長とともに「技術発展、管理、事業化のための知的財産保障環境の創出」をテーマとするセミナーも開催した。

一方、国際知的財産研修院は2017年9月日本大阪で開催された「第8回韓・中・日IP研修機関長会談」を通じてIP機関の社会的な役割及び人的資源の開発と関連する戦略を共有するなど主要国の知的財産教育機関との協力を強化するために力を入れている。また、9月には日本の研修機関と、10月には中国の研修機関と其々二国間会談を実施するなど協力関係をより深めている。

2. 実務中心の専門教育課程

国際知的財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 イ・ジンファ

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標に掲げて世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中

心の教育課程を運営している。また、審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析、審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論中心の授業を行っている。

その他にも特許、商標、デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、先行技術調査、海外特許制度課程、海外商標・デザイン制度課程など様々な実務中心の教育課程に優秀な審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施している。一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施することで教育品質を高めるための努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法を上・下課程に拡大するとともに法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。そして、法改正事項、国際協定など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成するために関連専門教育を拡大した。

そして、情報セキュリティー、公職倫理教育などを通じて公職価値の基本素養を増進させ、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程を運営して職務に対する実務能力を高めている。審査・審判官の実務能力向上を通じて高品質の審査・審判サービスが提供できるように、審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の豊富な職員に対する専門課程を開設し、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運

営している。

<表Ⅱ-1-33>教育訓練状況(2017年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育日数	修了者数
新規公務員職務教育課程(1.19～1.25)	5	32
新規審査官課程(4.24～5.2, 5.10～5.26)	20	50
中堅審査官課程(4.17～4.25)	7	76
審判訴訟制度課程(5.11～5.19)	7	54
審判官課程(10.16～10.24)	7	25
審査指導課程(12.18～12.19)	2	58
PCT審査(基礎)課程(2.2～2.3)	2	25
CPC分類審査教育課程(3.17)	1	33
CPC分類検索課程(10.13)	1	24
特許法理論(上)課程(4.3～4.7)	5	129
特許法(理論)(下)課程(9.25～9.29)	5	117
特許法(争点と事例)課程(3.21～3.23)	3	101
特許法(イシュー及び争点討論)課程(6.8～6.9)	2	70
商標法(理論)課程(7.31～8.4)	5	63
商標法(争点と事例)課程(2.20～2.22)	3	25
商標法(イシュー及び争点討論)課程(5.31～6.1)	2	20
デザイン保護法(理論)課程(8.30～9.5)	5	74
デザイン保護法(争点と事例)課程(3.13, 15, 16)	3	52
デザイン保護法(イシュー及び争点討論)課程(6.14～6.15)	2	33
民事訴訟法(理論)課程(11.6～11.10)	5	40
民事訴訟法(争点と事例)課程(3.27～3.29)	3	25
民事訴訟法(イシュー及び争点討論)課程(6.12～6.13)	2	12
不正競争防止及び営業秘密保護の理解(11.28～11.30)	3	36
著作権法の理解課程(6.7～6.9)	3	41

知的財産権と民法(10.25～10.28)	3	21
民法基礎課程(2.23～2.24)	2	48
民法の理解課程(7.3～7.7)	5	21
審査事例研究基礎課程(3.8～3.9)	2	27
審査事例研究高級課程(11.1～11.3)	3	43
審決判例研究課程(6.19～6.20)	2	49
海外特許制度の理解課程(上)(4.6～4.7)	2	41
海外特許制度の理解課程(下)(11.21～11.22)	2	40
海外商標制度の理解課程(11.10)	1	12
海外デザイン制度の理解課程(12.12)	1	14
先行技術検索課程(4.3～4.5)	3	12
STN検索課程(6.22～6.23)	2	16
明細書及び請求範囲の解釈課程(1.19～1.20)	2	40
国際商標課程(6.2)	1	54
知財権事業化課程(7.17～7.18)	2	24
新知的財産権課程(8.16～8.17)	2	23
方式担当者能力向上課程(9.19～9.20)	2	26
知財権専門教授養成課程(9.13～9.15)	3	14
ニース(NICE)商品分類理解課程(7.13～7.14)	2	46
デザイン物品分類理解課程(9.11)	1	22
エクセル課程(1.23～1.25)	3	31
文書作成能力向上課程(2.6～2.8)	3	24
ワード課程(4.26～4.27)	2	15
広報企画能力向上課程(6.1～6.2)	2	18
動画の制作と活用課程(8.9～8.11)	3	19
パワーポイント課程(10.18～10.20)	3	13
デジタルカメラとフォトショップの活用課程(10.30～11.1)	3	21
ハングル課程(12.4～12.6)	3	36
(特別)主力産業分野の審査争点研究課程(10.24)	1	212

(特別)主力産業分野の進歩性関連審査争点研究課程(12.13)	1	164
(特別)電子出願システム課程(11.2～11.3)	2	15
合計	172	2,376

ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する経歴別教育、先行技術検索・審査事例など審査実務課程及び知的財産権関連法律教育を通じて法律専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた審査指導課程の拡大、特許法・商標法課程の教育時間拡大、知的財産法律教育の細分化など深みのある教育に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知的財産研修院 国際教育課 行政事務官 パク・インピョ

イ. 推進背景及び概要

米国グーグルのディープマインド社が開発した人工知能囲碁プログラムであるアルファ碁(AlphaGo)は2016年と2017年世界最強のプロ棋士である李世石と柯潔に立て続けて勝利したことで、もはや過去の知識学習を通じた演算能力では人類がAIに勝てない現状を見せつけられた。このような時代において「人類最後の勝利」とも言われる李世石9段の1勝を可能にした「神の一手」、すなわち「創意的なアイデア」が改めて注目されている。同時に、創意的な人材、知的財産専門家に対するニーズが量的・質的に着実に増加していることから政府、企業、学会など全分野にわたって知的財産専門家が必要であるという認識がコンセンサスを得ている。

そこで国際知的財産研修院は知的財産専門家を養成するために多様な取り組みを推進し、知識基盤社会をリードする人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力を通じて国内教育の質を高め、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

具体的には、WIPOの教育機関であるWIPO Academyと協力して「WIPO-KOREA Summer School on IP」を始め、多数の共同教育課程を運営し、WIPOのアジア・太平洋国家との協力の下で開院以来毎年「WIPOア・太地域セミナー」を開催している。その他にも毎年2～3つのKOICAグローバル研修プログラム(CIAT)を誘致して運営し、個別国家の知的財産教育機関との協力の下でオーダーメイド型知的財産教育を提供するなど国際教育分野における様々な取り組みに力を入れている。このような取り組みとこれまでの成果が国際社会から高く評価され、2006年世界で初めてWIPO公式知的財産権教育機関として指定を受け、国内だけでなく海外でも知的財産分野をリードする教育機関としてのプレゼンスを高めている。

また、中国の知的財産権培训中心(China Intellectual Property Training Center; CIPTC)、日本の工業所有権情報研修院(National Center for Industrial Property Information and Training; INPIT)とMOUを締結し、3国の知的財産教育機関間の二国間及び多国間協力関係を維持している。毎年「韓・中・日IP研修機関長会合」を通じて新規協力事業を発掘するなど交流を深めており、民間対象の共同セミナーの開催、E-Learningプログラムの相互交換、講師派遣プログラムなど3国の知的財産能力強化に向けた様々な協力事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

2017年国際知的財産研修院は計11回のWIPO協力課程、KOICA協力課程、オーダーメイド型教育課程を運営し、237人の海外専門家を教育するなど、1987年研修院の開院以後現在まで計3,351人の外国人教育生を輩出した。

具体的にはWIPOと共同でバングラデシュ、エジプト、コロンビアなど世界各国の特許及び商標審査官を対象に特許法と商標法専門教育課程を運営し、途上国のPCT審査に対する教育ニーズを反映して「WIPO-KIPO Workshop on PCT」課程を新設して運営した。

また「WIPO-Korea Summer School on IP」課程を開催して世界各国の大学生及び初めて社会に出る人に知的財産分野の基本素養を教育し、2回にわたるKOICAグローバル研修プログラムを通じて多様な地域の知的財産権専門家が韓国の特許審査制度、発明教育政策などを学び、韓国の文化と産業発展様子を体験する機会を設けた。

その他にも1988年から毎年WIPOと共同で途上国の国家知的財産戦略樹立に関連する有用な情報を提供するためのセミナーを開催している。2017年にはその水準をさらに格上げして米国のコーネル大学、イギリスのオクスフォード大学などから水準の高い講師を招き、22人のアジア・太平洋地域大学総長及び技術移転機関長とともに「技術発展、管理、事業化のための知的財産保障環境作り」をテーマに各国の優秀事例を共有するとともに深みのある討論を行う機会を設けた。

一方、国際知的財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力にも力を入れている。まず、2017年9月15日日本大阪で開催された「第3回韓・中・日IP研修機関長会合」では3国共同知財権用語辞典編纂の推進に関する議論、相互優秀講師派遣事業推進体系の確立など今後各国の知的財産教育の発展に向けた3機関の協力方法を模索した。そして、これと連携して民間の知的財産能力強化を目的とする「韓・中・日IP研修機関共同セミナー」を2017年9月13日大阪で開催した。「韓・中・日3国の特許データベースシステムの発展方向」をテーマにした今回のセミナーでは関係機関、企業、弁理士など100人余りが出席し、韓国のデータベースシステムであるKIPRISの優秀性及び活用方法に対して紹介する有意味な時間を設けた。

また、9月と10月に日本と中国の研修機関とそれぞれ二国間会合を実施して協力関係をさらに深めた。特に、韓・中二国間会合は既存の実務者レベル会議を機関長レベルに格上げして行い、「各国特許法の最近改正動向に関するE-Learningプログラムの

制作及び交換」、「各国進出企業向け知財権実務クロス教育」など有意義な協力事業の実施に合意した。

湾岸協力会議特許庁(Gulf Cooperation Council Patent Office ; GCCPO)の研修機関であるGCC-IPTC(Gulf Cooperation Council-IP Training Center)との協力事業も欠かせない成果の一つである。2017年両機関が協力してサウジアラビア及びクウェート現地で2回にわたる講師派遣教育事業が行われた。計3人の講師が66人の現地専門家を教育した。

国際知的財産研修院の対外協力分野でもう一つ注目すべき点は外国政府のオーダーメイド型教育課程の開設要請が増加していることである。2017年に国際知的財産研修院は中国湖北省審査協力センターとの協力関係によって審査官教育を実施し、ベトナム特許庁の要請でベトナムの特許審査官8人を対象に特許実体審査、審査品質向上方法などの教育を実施した。また、シンガポール国際学校と新たに協力関係を構築し、初めて外国人学生を対象に発明教育を実施した。

<図Ⅱ-1-9> 2017年知的財産教育分野における国際協力



ハ. 評価及び発展方向

IP5体系構築の主役である韓国特許庁は国際的に知財権分野の先進国としてその能

力が認められている。しかし、それはそれだけの国際的な責任や義務も果たさなければならぬということの意味する。

そこで国際知的財産研修院は現在の成果に満足せず、今後も知的財産教育分野の国際協力を通じて構築した相互信頼関係を基に研修生のニーズを把握して新規課程を開設し、カリキュラムを改善するなど知的財産権先進国として国家のプレゼンスを高め、優秀なグローバル人材を養成するための機関になるため努力を傾けていく計画である。

2018年からはWIPOと共同で途上国のデザイン審査及び制度に関する教育課程を新設する予定であり、個別国家との協力関係を持続的に拡大して多様なオーダーメイド型教育課程を通じて韓国の進んでいる知的財産権分野に対する経験とノウハウを伝授し、途上国の知的財産権分野の発展をサポートするために力を入れる予定である。また、GCC-IPTCとの講師派遣教育協力事業を続けることで低費用高効率の講師派遣型教育課程を他国(機関)にも積極的に活用できる方法を模索する予定である。

これを通じて形成された国際知的財産分野ネットワークは今後国内企業の海外進出に肯定的な影響をもたらすと見られる。また、特許庁の多様な国際協力及び行政輸出事業と連携して教育事業を展開していくことでシナジー効果もあげられるとみられる。

韓・中・日IP研修機関間の協力は利益を享受する他事業とは違って、情報及び資料交換を通じて各機関の優れた部分をベンチマークして各国の知的財産能力強化に向けた事業を共同で発掘・推進できるという点で協力関係を持続的に強化していく必要がある。したがって2018年からは従来議論されていた協力事業を可視化できるよう努力を傾けていく予定である。

同時に、他の外国政府及び海外IP教育機関との協力関係を発掘・強化し、国際知的財産研修院が世界的に認められる知的財産人材養成機関として発展できるよう最善の努力を尽くしていく予定である。

＜表Ⅱ－1－34＞2017年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況

区分	教育課程	期間	参加国	訓練人数
WIPO 協力 課程	WIPO特許法・特許審査課程	05.15～05.26	14	17
	WIPOア・太地域セミナー	06.21～06.23	3	22
	WIPO途上国PCT能力強化課程	07.03～07.07	11	16
	WIPO IP Summer School	07.10～07.21	13	25
	WIPO商標法・商標審査課程	11.13～11.21	15	20
KOICA 協力 課程	KOICA創意発明教育課程	03.16～04.05	8	18
	KOICA知的財産制度課程	08.31～09.20	5	20
オー ダー メイ ド型 教育 課程	シンガポール国際学校発明教育課程	03.13	1	21
	中国湖北省審査協力センター審査官 課程	10.16～10.20	1	4
	GCCPO講師派遣課程	10.23～10.24	6	66
		11.20～11.23		
ベトナム特許審査官課程	12.05～12.08	1	8	
合計	11課程			237人

第2章 顧客志向知的財産権制度の構築・運営

第1節 特許・実用新案分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 カン・ウォンギル

最近国際特許紛争の増加によって各国では国際舞台で自国特許の競争優位を確保して保護を強化するため、需要者中心の制度を構築・整備しようとする動きが活発になっている。そこで特許庁も不良特許を早期に除去して特許権の安定性を高め、一般国民目線からのサービスを提供するため、特許・実用新案法令を改正し、審査基準を整備するなど多角的な特許・実用新案制度の改善を推進している。

まず、不良特許を予防し、特許検証を強化するための特許取消申請制度及び職権再審査制度を導入し、迅速な権利確定のために特許審査請求期間を5年から3年に短縮する一方、正当な権利者の保護を強化するための特許権移転制度の導入と出願人の些細な記載不備による手続きの遅延・拒絶を防止するための審査官職権補正範囲の拡大などを骨子とする特許法及び実用新案法の改正を推進し、2016年2月29日に公布、2017年3月1日から施行中である。

また、特許庁は第4次産業革命時代に備えた制度改善も準備している。まず、第4次産業革命の速い革新速度に合わせてAI、IoT、ビッグデータなど第4次産業革命分野核心技術の特許権を迅速に獲得できるよう優先審査対象を拡大する一方(2018. 4. 24. 施行)、産業環境がデジタル・ネットワーク基盤に変化していることからそれに適した特許保護システムを備えるためにSW特許保護改善策及び間接被害規定整備策も講じた。これを基に2018年には産業界の意見を集めて特許法の改正を推進する計画である。

同時に、特許・実用新案審査基準は二回にわたる改正を推進し、2017年3月1日から施行する職権審査制度及び職権補正制度に対する明確な基準を設け、2017年12月には第4次産業革命技術に対する進歩性判断基準を整備する一方、医薬品の許可などによ

る存続期間延長登録出願の審査基準も明確にした。

2. 不良特許防止のための特許法改正

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 ク・ジャウク

イ. 推進背景及び概要

特許は産業競争力の源となる優秀な技術を保護することで技術発展を促進し、産業発展に貢献するものである。特許を知的財産社会の貨幣と呼ぶ理由でもある。そのためには特許検証手続きを強化し、不良特許は早期に解消し、優秀な特許は十分保護されるよう制度的装置を整える必要がある。

最近主要国は特許審判官を補充して1人当たり審査処理件数を減らす一方、不良特許を早期にチェックするための制度を導入するなど特許品質中心政策を展開するために最善を尽くしている。韓国も持続的に審査官を増やし、審査品質を高めるために努力を傾けている。しかし、まだ韓国の審査官1人当たり審査処理件数は主要国に比べて多く、特許無効審判認容率(2017年44.0%)も最近改善されてはいるものの依然として主要国に比べると高い水準であるため、特許品質に対する懸念が大きい状況である。

そこで不良特許を防止するための制度改善を目的に2014年から約2年間専門家委員会、公聴会など約24回の意見収集過程を経て特許法改正案をまとめ、2015年8月10日国会に提出した。特許法改正案は国会産業通商資源委員会の審議を経た後、2016年2月4日国会の本会議を通過し、2016年2月29日最終公布された。その後改正内容に対する広報と細部手続き規定の整備を通じて公布後1年が経過した2017年3月1日から施行されている。

ロ. 推進内容及び成果

まず、不良特許の発生を最小限に抑え、間違っって登録された特許を早期に整理でき

るよう、特許登録前後の特許品質監視を強化するための制度的な装置を設けた。特許庁審査官はもちろん該当分野の技術専門家を含めた特許利害関係者を「審査の場」に引き込み、特許検証手続きに参加させることで、特許に対するクロスチェックをするためのものである。このような戦略によって特許取消申請制度と審査官職権再審査制度が新たに導入された。

特許取消申請制度は特許登録後6カ月内に誰でも先行技術に基づいた取消理由を審判院に提供すれば、審判官が登録特許を再検討し、もし問題があることが確認されれば、特許登録が取り消される制度である。従来の無効審判制度では申請人が審判・訴訟に直接参加しなければならず負担が大きかったが、今後は書面で取消理由を提出さえすれば以後の審判及び訴訟段階の全ての手続きは特許庁が専担する。これによって複雑で手間のかかる無効審判を提起せずとも不良特許を最小費用と最短期間で取り消し、安定した権利を選別提供することで市場の混乱と企業の負担を最小限に抑えられると期待できる。

また、特許登録前の検証手続きも強化した。特許決定後、特許登録前まで重大な瑕疵が発見された場合、審査官が職権で特許決定を取消し、審査が再開できる職権再審査制度がそれである。これは問題のある特許が登録されることを事前に防止するためのもので、これまでは特許決定以後から特許権が発生する前までの段階で特許に問題が生じても再び審査できず、問題のある特許がそのまま「不良特許」につながるケースが存在した。この制度の施行によって特許審査品質の信頼度が高まると同時に、出願人は特許登録前まで問題のある内容を正すことができ、特許無効可能性が低くなると見られる。

迅速な権利確定のため審査請求期間も短縮した。過去には特許出願の後に特許審査を受けるためには出願日から5年以内に審査請求をしなければならなかった。しかし、その期間が長いと特許出願後の権利未確定期間が長くなり、企業に第3者の特許監視負担があった。出願と同時に審査請求可能な米国とその期間が2年であるヨーロッパ、3年である日本と中国に比べてもその期間が長く、審査請求期間を5年から3年に減らすことで企業の特許監視負担の軽減を図った。日本も2001年以前は審査請求期間

を7年で維持したが、特許法の改正を通じて3年に減らしたことがある。

同時に、正当な権利者を保護するための特許権移転請求制度も導入した。正当な権利者が盗用された特許権を取り戻すため、直接特許権の移転を請求できるようになった。従来の特許法では真の権利者が特許権を取り戻すためには特許無効審判を通じて特許を無権利者の特許を無効にした後、再び別途の特許出願と特許審査を経るよう定めていたが、現行の特許法では正当な特許権利者が特許権移転請求という民事訴訟を通じて無権利特許権者が保有している特許権を直ぐに取り戻せるよう請求できる。同制度はドイツとフランス、イギリス、日本など主要国で正当な特許権利者を保護するため、既に施行されている制度である。同制度の導入によって力を入れて開発した技術やアイデアが盗まれたスタートアップ企業などが審判・出願などの複雑な手続きを経ることなく、迅速かつ簡単に特許権を取り戻すことができると見られる。

審査官の職権補正範囲も拡大した。出願人の些細な記載不備によって特許手続きが遅延・拒絶されるケースを防止するためのものである。従来は拒絶理由ではなく、明らかに間違った記載に対してのみ審査官が職権で補正し、特許決定を下してきた。それによって明らかな間違いがあってもその間違いが拒絶理由に該当する場合は審査官が職権で補正できず、意見提出通知をしなければならなかったため、手続きが無駄に長くなる問題があった。特に、最後の補正段階において明らかに間違った内容があると、その間違いがミスによるものであっても該当補正は却下され、結局特許が拒絶されざるを得なかった。改正特許法では些細な誤脱字の他に拒絶理由事項であっても明らかに間違っただけの内容は審査官が職権で補正できるようにすることで、出願人が不必要な手続きを踏まなくても済むようにした。

その他に訴訟手続きが必要な場合、当事者が特許取消決定または審決が確定するまで訴訟手続きの中止が申し込める制度も導入された。訴訟当事者が侵害訴訟などにおいて審判結果の活用を希望する場合、特許審決が確定するまで訴訟手続きの中止を裁判所に直接要請できるようになった。従来は当事者は訴訟手続きの中止を申し込まざるを得なく、裁判所だけが職権で訴訟手続きを中止することができた。

＜表Ⅱ－2－1＞不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正の主要内容(2017.3.1.施行)

区分	改正内容
特許取消申請制度	誰でも特許登録公告後6ヵ月まで登録された特許権が新規性、進歩性、先出願などに反する場合、特許審判院に特許取消申請
審査官職権再審査制度	特許決定後も設定登録前まで重大な瑕疵発見の時、職権で特許決定を取り消して再び審査
審査請求期間の短縮	早急な権利確定のために審査請求期間を特許出願後5年から3年に短縮
特許権移転請求制度の導入	正当な権利者が無権利者特許権の移転を裁判所に直接請求できる制度を設ける
職権補正範囲の拡大	些細な誤脱字の他に拒絶理由事項や明らかに間違っている記載された内容であっても審査官が職権で補正
訴訟当事者の手続き中止申請	無効・訂正審判確定時まで侵害訴訟手続き中止が申請可能
外国審査結果の提出命令制度	第1国出願を基礎とする条約優先権主張出願の特許審査の際、審査官が第1国の審査引用技術文献を提出するよう命ずる制度
国内優先権主張先出願書類閲覧の改善	国内優先権主張出願が出願公開されたり、設定登録されれば、基礎出願である先出願全体内容に対して書類閲覧を許容
法人解散時の特許権消滅規定の整備	法人の清算終結登記日まで特許権の移転登録がなければ、法人の特許権消滅
無効審判の訂正請求取下げ時期の調整	無効審判対象の早期確定のため、訂正請求取下げは訂正請求可能期間、その期間満了日より1ヵ月までの期間または補正可能期間にのみ取り下げられるように改善
手続き後の補完期間の延長	拒絶決定不服審判などに対する後の補完期間を現行の14日から2ヵ月に延長

ハ. 評価及び発展方向

かつて特許法の改正は特許出願人の手続き上の利便性を高めるための制度改善に集中した側面がある。しかし、最近の特許法の改正は特許の実質的な価値と活用度を高めるための制度改善に集中している。

このような特許法改正を通じて厳しい審査手続きで特許を受けることは難しいが、一度登録された特許は強く保護するという望ましい特許制度に一步近づいていると評価される。

また、韓国特許庁は第4次産業革命時代に備えた制度改善を準備している。第4次産業革命の速い革新速度に歩調を合わせてAI、IoT、ビッグデータなど核心技術の特許権を速やかに獲得できるように優先審査対象を拡大し、デジタル・ネットワーク環境における特許保護のために特許侵害規定整備を検討するなど、予想される新しい特許 이슈ーに対して持続的に議論し、必要な特許制度の改善策を模索する計画である。

今後も特許庁は環境変化に応じた特許制度の改善を通じて特許の実質的な価値を高め、技術発展に貢献できる制度改善に努める計画である。

3. デジタル・ネットワーク環境に適した特許保護体系改善の推進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 カン・ウォンギル

イ. 推進背景及び概要

韓国が直面している第4次産業革命のハイパーコネクティビティ(Hyper-connectivity)及びスーパーインテリジェンス(Super-intelligence)の特性を実現する核心技術はまさにソフトウェアである。第4次産業革命のエンジンとして挙げられるクラウドコンピューティング、ビッグデータ、AI、ロボット工学、3Dプリンター、ブロックチェーンなどが全てSW技術を基にするもとの、SWは産業全般の知能化、融合化をリードして全産業において高付加価値を創出する中心的な役割を果たしている。したが

って世界の主要企業はSW技術に対する特許の確保に力を入れており、SW技術保護 이슈も全産業に広がりつつある。

しかし、現行の韓国特許法ではSW技術に係る特許保護にやや不十分な側面がある。他人の特許技術を無断で使用して開発したSWをCDを通じてオフラインで流通する場合は特許侵害が認められるが、同じSWをオンラインで流通(伝送)する場合は特許保護判断が不明確であるためである。したがってSW関連特許技術を正確に保護し、優秀なSW技術が開発できるようにするためにはSW流通形態(オンライン・オフライン)とは関係なくSW技術が保護できる制度改善が求められる。

一方、SWを核心とする第4次産業革命技術はデジタル・ネットワークを基盤とするものであるため、その実施形態も従来特許発明が実施形態とは異なる。クラウドコンピューティング、IoTなどの登場でインターネットにつながっていれば何処でもアクセス可能なサーバー群、サービスが普及しており、そのために多様なサービスが国境を越えて何処でも利用できるようになった。また、スマートフォンやスマートウォッチのようなモバイル端末だけでなく、従来はネットワークでつながっていなかった自動車や家電を含む全てのモノがインターネットにつながることで一つのハードウェアで完結しないシステムが増加しており、そのような発明を行う主体と場所も一つに止まっていない。さらに3Dプリンターの普及によって3Dプリンティングファイルだけでも家で簡単に製品が生産できるようになり、3Dプリンティングファイルの流通(伝送)が製品の流通に代わるとみられる。

このようにデジタル・ネットワーク技術環境では多くの発明が一つのモノに完結しないケースが多く、個人や家庭での使用も簡単になりつつあるため、特許発明の構成要素全てを業として実施する直接侵害が成立し難くなるが、このような状況の中で合理的に対応するためには間接侵害法理を利用した解決が必要である。

しかし、現行の韓国特許法に規定されている間接侵害規定はモノによる間接侵害のみ認めており、3Dプリンティングデータ、情報データなどのデジタル手段による侵害誘発行為は制裁できないだけでなく、侵害誘発手段が特許発明の実施にのみ使用され

ることを要求する厳しい転用性要件によって他の技術との融合が特徴である第4次産業革命技術関連特許の権利救済には不十分な状況である。

したがって、特許庁は第4次産業革命技術が実現されるデジタル・ネットワーク環境に適した特許保護体系を備えるため、政策研究などを通じてSW特許保護改善策及び間接被害規定の整備策を講じ、それを基に特許法の改正も推進していく計画である。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は政策研究の結果などを基にSW特許保護改善策と間接被害規定の整備策を導き出した。

SW特許保護改善策は既にヨーロッパで適用中である法理を採用したもので、特許技術が含まれたSWのオンライン伝送保護のために「方法発明」の実施規定(第2条第3号ロ)に「使用オファー」を追加することである。

SW関連特許発明の実体は方法発明に該当し、通常は方法発明と関連する請求項が含まれているが、SWを実行するとそのような方法発明を「使用」することになるので、SWの伝送はその方法を使用するように提議または誘因する「使用のオファー」に該当することになる。したがって、改善策のように方法発明の実施規定に使用のオファーを追加すれば、特許技術が含まれたSWの無断伝送を規律することができる。

間接侵害規定の整備方向は米国、日本、イギリス、ドイツなど主要国レベルに間接被害の認定範囲を拡大することである。しかし、現在韓国は転用性を持つ(特許発明の実施にのみ使用されることを要求)モノに対してのみ間接被害を認めているが、主要国では非転用、非モノ対象の間接被害も認めている。

整備策は「特許発明の課題解決に不可欠な手段を提供する行為」を新しい間接侵害類型として新設することで、モノだけでなく3Dプリンティングデータ、情報データなどのようなデジタル手段による間接侵害も認めることである。新設する規定には「～

にのみ」という要件がなく、厳しい転用性要件が緩和される効果もある。

特許庁はデジタル・ネットワーク環境に適した特許保護体系の改善策に対して2018年に公論化過程を通じて産業界の意見を取り集め、その結果を基に特許法の改正を推進する計画である。

ハ. 評価及び発展方向

第4次産業革命時代には産業環境がデジタル・ネットワーク環境に急速に変化していくため、特許保護体系にもそれに適した変化が必要である。特許庁が講じた改善策によれば、特許を盗用したSWのオンライン伝送と関連する特許保護の死角を無くすことができるとともに、デジタル手段による侵害誘発行為も間接侵害として制裁できるため、第4次産業革命技術の特許保護の実効性が高まると期待できる。

2016年に開催されたダボス会議では第4次産業革命が成功するためには強力かつ柔軟な知的財産が不可欠であり、知的財産を強く保護する国家から革新が生まれると展望した。したがって、デジタル・ネットワーク環境に適した特許保護体系の改善策が立法化すれば、第4次産業革命技術に対する特許保護が強化され、韓国産業の革新成長に大きく貢献できると見られる。

4. 特許・実用新案審査基準改正の推進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 シン・ウォンヘ

イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務の国際協力時代を迎え、世界的に認められる品質の高い審査を行うために、優秀な審査人材及び審査支援インフラの拡充に加え、具体的で明確な審査基準の構築が欠かせない。

そこで韓国の審査基準をグローバル水準にアップグレードするため、2009年には特許要件部分の審査基準を改正し、2011年1月には明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加など特許審査全般にわたる審査基準を改正した。

また、2011年7月には改正した特許法・実用新案法を反映して明細書の背景技術の記載に関する審査基準を新設し、その他の優先審査及び審査手続きに関する審査基準を補完した。

一方、2011年12月2日に韓-米FTA履行に向けた改正特許法が公布されたことを受け、2012年3月に特許分野の韓-米FTA履行に向けた細部運営基準を設ける一方、微生物寄託、請求項の記載方法、分割出願可能期間などに対しても明確な基準を設けた。

2013年7月には改正された特許法・実用新案法を反映し、職権補正対象を拡大するとともに単純な補正欠落に対して同一拒絶理由を再通知することで出願人の手続き上の機会を十分保障できるように審査基準の改正が行われた。

2014年7月には審査指針としてのみ運営していた特許・実用新案審査基準に対する法的地位を明確にするため、例規として上向・制定し、技術分野別審査基準を特許・実用新案審査基準に統合させることで、局・課に分散していた技術分野別審査基準の管理体系を一元化した。そして、ポジティブ審査基準を構築することで、国民と疎通するポジティブ審査制度が円滑に行われるように取り組んだ。

一方、2014年12月には外国語出願制度の導入及び出願日認定要件の緩和を骨子とする改正特許法の施行に合わせ、該当制度の細部運営基準を整えた。

2015年4月には製法限定モノの発明の記載不備と新規性及び進歩性の判断基準を最高裁判所全員合議体の判決に符合するよう改正し、補正後の新規性、進歩性関連の拒絶理由通知の種類(最初、最後)に対する明確な基準を設けた。

一方、2015年9月には改正特許法・実用新案法を反映して公知例外主張の補完及び

分割出願可能時期の追加による細部審査基準を設け、特許庁及び所管専門機関職員の出願に対する審査手続き、審査前置審査時の原決定維持の条件、分割出願の客体的要件などに対しても明確な基準を設けた。

2016年2月には出願人に実質的な意見提出の機会が与えられなかったにもかかわらず直ぐに拒絶決定する不合理を改善するために形式的な要件を機械的に適用させる不合理な周知の符合判断原則を削除するなど関連基準を整備し、事例を追加することで出願人に意見提出の機会が実質的に与えられるようにした。

また、2016年11月には特許料払戻規定関連の改正特許法・実用新案法を反映し、最高裁判所全員合議体の判決を反映して医薬の用途発明で投与用法・用量も構成要素として認めて進歩性を判断させることで、米国、ヨーロッパ、日本など主要国の判断基準と調和を成すことができた。そして、新規事項が追加されたかに対する判断基準を類型別に具体化して事例を提示することでより明確な基準を設け、コンピューター関連の発明審査基準を特許・実用新案審査基準に統合した。

ロ．推進内容及び成果

特許法・実用新案法の改正によって特許決定の後に明白な拒絶理由を発見した場合、特許決定を取り消して再び審査する職権再審査制度が新設され、条約国審査結果の提出命令が導入された。そこで2017年3月には新設された職権再審査制度関連の審査手続き・留意事項など具体的な審査基準を設け、審査官が条約優先権主張出願の審査に必要な場合には条約国審査結果に対する資料提出を命じることができるようにした。また、些細な誤記の他にも間違っただけで記載されたことが明らかである場合、審査官が職権補正できるように職権補正の範囲を拡大した。

同時に、出願人が同じ競合出願の審査手続きを簡素化するため、請求範囲が確定された出願の場合のみ競合状況を判断させ、従属項で削除した請求項番号をそのまま置いたり、間違っただけで変更した場合、補正を却下せず出願人に補正機会を再び与えることで出願人の手続き上の機会を十分に保障した。

また、2017年12月には特許・実用新案審査基準改定(2018年1月施行)を通じて第4次産業革命をリードするIoT、AI、ビッグデータ、自動運転、3Dプリンティング関連の発明に対する進歩性判断の時にモノがネットワークとつながることで得られる情報の活用、特定課題を行うように学習されたモデルから得られる特有の出力情報、特定構造を持つデータによって規定される特有の情報処理などを考慮するようにガイドラインを提示した。同時に、特許発明の実施のために禁止物質が必然的に製造・活用される発明は公衆の衛生を害する恐れがある発明に該当することを明示することで有害性のある発明に対する特許審査を強化し、医薬品の許可などによる存続期間延長登録出願の審査と関連する最高裁判所判例を反映して延長期間の算定方法及び許可をもらった通常実施権者の登録時点を明確にすることでより具体的で明確な審査基準を整えた。

一方、外国出願人の比重増加と特許審査の国際協カムードに歩調を合わせて、審査基準の英文化作業を行い、2017年12月に特許・実用新案審査基準の英文翻訳版を初めて発刊した。

ハ. 評価及びは発展方向

2017年2回にわたる特許・実用新案審査基準の改正によって審査官による職権再審査制度が導入されて審査ミスを迅速に修正できるようになった。また、条約国の審査結果提出命令、職権補正の範囲拡大、補正却下例外事項の拡大、競合出願審査手続きの簡素化などで審査官が審査手続きを迅速に進めることが可能となり、一方、出願人は補正できる機会を十分に得られるようになった。また、2015年許可一特許連携制度の施行以後浮上した許可などによる存続期間延長登録出願審査のあらゆる争点事項に対して合理的な判断基準を設けることができ、ICT基盤の第4次産業革命関連新技術を先んじて保護する土台を構築するなど特許品質の向上に貢献した。そして、英文翻訳版の発刊を通じて外国人の国内特許制度に対する理解を深めた。

知的財産をエンジンとする第4次産業革命時代を迎え、韓国の特許審査パラダイムが審査品質中心にシフトし、企業など特許顧客の優秀発明が強い特許として創出でき

る審査環境が構築されつつある。特許・実用新案審査基準もまたそれに応えて合理的で明確な道標の役割を果たすことで審査品質の向上に貢献している。

今後も韓国の審査結果が外国でも認められるよう、特許・実用新案審査基準の一貫性を確保し、外部信頼度を高める一方、特許・実用新案の審査基準をグローバル水準に改善・補完する作業を持続的に展開していく予定である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 出願人の利便性向上及び審査品質向上に向けた商標制度の改善

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ペク・インヒョン
パク・ジェウオン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は一部指定商品放棄の際に放棄書を別途提出せず納付書にだけその趣旨を記載して提出すれば済むように申請方法を変更するなど、出願人の利便性を高めるために商標法施行規則を2017年12月に改正(2018年1月施行)した。

また、立体的形状だけで構成された立体商標の識別力判断基準の改善、顕著な地理的名称と大学が結合した標章の識別力判断基準の整備及び設定登録料の未納状態の先出願商標を引用する後出願商標審査処理方法の構築など商標審査の正確性及び王立性を高めるために商標審査基準を2017年12月に改正(2018年1月施行)した。

ロ. 商標法施行規則の改正

1) 一部指定商品放棄の際の提出書類

改正前は一部指定商品放棄の際に指定商品一部に対する商標登録を放棄するという趣旨を書いた納付書と放棄書を一緒に提出しなければならなかったが、一部指定商品放棄の際に放棄書を別途提出せずに納付書にだけその趣旨を記載して提出すれば済むように提出書類を簡素化した。

2) 登録商標の表示関連規定の新設

これまで登録商標の表示方法に関する具体的な規定がなかったが、商品または包装

などに登録商標文字と登録商標番号が表示できるようにし、登録商標番号を表示する代わりにそれを掲載したインターネット住所を表示できるようにするなど、施行規則に登録商標表示方法に関する細部規定を設けた。

ハ. 商標審査基準の改正

1) 立体商標の識別力判断基準の改正

立体的な形状だけでできている立体商標は使用による識別力を獲得してこそ商標登録が受けられたが、立体的な形状が指定商品(包装・容器を含む)の形状を表示するものと認識されず、一般的もしくは稀でとても特異な形状である場合は識別力があるものと看做せるよう改正した。

2) 設定登録料を未納した先出願商標を引用した商標出願の審査処理の改善

以前は先出願商標が設定登録料の納付期間内に登録料を未納した場合でも商標法第77条に基づく権利回復の可能性のために1年以上後出願商標を審査保留していたが、出願人の利便性向上及び審査処理期間の短縮のために先出願商標が設定登録料納付期間内に登録料を未納した場合は商標法第75条に基づいて該当先出願商標は放棄されたものと看做し、後出願商標を審査保留せず処理できるように改正した。

3) 「顕著な地理的名称+大学」結合標章の識別力判断基準の新設

「顕著な地理的名称+大学」結合標章の識別力判断に関する具体的な規定がなかったが、原則として顕著な地理的名称に大学が単純結合された標章は識別力がないものと看做し、「顕著な地理的名称+大学」結合標章が教育関連分野などで特定人の商品の出处表示として認識されるくらい知られている標章である場合は使用による識別力を認めるようにするなど細部基準を設けた。

4) その他改正事項

著名商標などとの類似判断の際に他人かどうかを判断する時点を審査基準に明確に規定し、外国人の氏名関連類似判断の例示を整備するとともに、無効処分による審査保留例外規定を追加した。

二. 評価及び発展方向

今回の商標法施行規則の改正で一部指定商品の放棄手続きが簡単になり、登録商標表示関連規定を新設することで他法令との調和を図った。

また、商標審査基準の改正を通じて立体商標と顕著な地理的名称の識別力判断基準を具体化することで商標審査の正確性を高め、設定登録料を未納した先出願商標を放棄と看做して後出願商標を迅速に処理できるようにすることで出願人の便宜を図った。

2. 出願人の利便性向上に向けたデザイン制度の改善

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ナム・ソンホ
行政事務官 キム・ゾンギョン

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

そこで特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野における意見と批判を受け入れ、デザインの創作性要件を強化し、複数デザイン登録出願の要件を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を骨子とするデザイン保護法全部改正案を設け、2014年7月1日から施行している。

また、2016年度にはデザイン保護法のうち出願人の利便性を高める必要があると判

断される一部事項を改正し、2017年には新規性喪失例外主張期間及び時期を拡大するとともに優先権証明書類を書面で提出する代わりに電子的に確認できるよう制度を改善した。

ロ. デザイン保護法の改正内容

1) 出願人に有利な登録権利の確保

デザイン新規性喪失後、デザイン登録出願できる期間を現行の6カ月以内から12カ月に延長し、その主張時期も拒絶理由通知に関係なく出願人が自由に主張できるようにすることでデザイン権の登録確保が有利になった。また、優先権主張証明書類を従来書面で直接提出させたものをWIPOを通じて電子的に確認できる情報を含めるようにしたことで出願人の出願過程における利便性を高めた。

2) 他法とのバランス維持のための罰金刑の調整

偽証罪、虚偽表示罪、偽り行為の罪に対する罰金額を国民権益委員会からの勧告案及び国会事務処法制例規の基準である懲役1年当たり1千万ウォンの比率に調整することで罰金刑を現状に適したレベルに調整した。

3) 第4次産業革命と関連する技術物品デザイン出願の優先審査の施行

第4次産業革命と関連するAI、IoTの技術を活用した物品のデザイン登録出願を優先審査対象に新たに追加して速い審査を可能にした。

ハ. デザイン審査基準の改正

2017年デザイン分野では審査の正確性を高めるため、登録要件の判断基準をより具体化し、多様な形態のデザインが保護できるように登録要件の緩和及びその他制度運営上の不備点を補完する必要があった。そこで国内の主要判例、審査官間の協議審査

事例、現場コミュニケーションのための懇談会の建議事項などを反映してデザイン審査基準を一部改正した。今回改正されたデザイン審査基準はデザイン審査において創作性が認められる範囲を広げる一方、デザインの保護対象を拡大することを主要内容とする。

2017年に一部改正されたデザイン審査基準を詳しく見ると以下の通りである。

第一、部分デザインの創作性の一体性認定範囲を拡大し、同一・類似判断基準を補完した。創作性の一体性を例外的に認める内容を削除し、1デザインかどうかの判断は出願人の創作意図を考慮するようにし、(1)形態的一体性判断において物理的に分離された部分が一つの創作単位として認識される場合も認められるようにし、(2)機能的一体性においては一体的関連性がなくても認定を可能にした。また、部分デザインにおいて実線部分が同じで波線部分の形状及び模様には差がある場合に対する両デザインの同一・類似判断基準を新設した。

第二、不登録要件の適用対象を明確にした。国家の名称をデザインの構成要素とする場合法第34条第1号に該当しないことを明示し、部分デザインは物品全体の形態を対象に不登録要件を適用し、図面の場合参考図面にも原則として適用することにした。

第三、画像デザインの成立要件の中に視覚性を新設し、物品名称記載方法の例示を補完した。画像デザインの視覚性に対して画像デザインの特異性を反映した判断基準と例示を設けた。

第四、連続・反復する物品の具体性要件を補完した。連続・反復する物品に対する具体性要件を「図面の図示方法」及び「説明欄の記載事項」に分けて規定し、例示を新設した。

第五、優先権主張補正期間を具体化した。優先権主張の補正期間を「出願書記載事項」と「その他の優先権主張関連の補正事項」に分けて「その他の優先権主張関連の補正事項」は一般的な補正期間に従うようにした。

その他にも容易創作と関連して過去には全くなかったデザインに対する判断基準を補完するとともに例示を新設し、物品名称の記載方法を補完した。また、図面に関するデザインの具体性要件の例示を取り替えた。そして、デザイン保護法施行令の一部改正(2018.1.1.施行予定)によって第4次産業革命関連分野のデザイン出願が優先審査の対象に追加されたことを受けてデザイン審査基準にそれを反映した。

二. 評価及び発展方向

今回のデザイン保護法令の改正で市場の状況を見極めながら出願時期をフレキシブルに選択できるようにしたこと、自己公知による登録拒絶を減らすなど出願人の権利確保が有利になり、第4次産業革命と関連するデザイン権の迅速な権利化が可能となった。

また、デザイン審査基準の一部改正を通じて、創作性の認定範囲が実質的に拡大され、容易創作判断をより客観的かつ慎重に下すようになると期待される。また、デザインの保護対象を拡大することで多様なデザインが保護できるようになった。

第3編 優秀な知的財産の創出・活用促進

第1章 核心・標準特許の創出支援

第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 ペク・ジェホン

最近第4次産業革命が本格的に到来したことで製造業とインターネットの融合、グローバル的な競争が展開され、主要国とグローバル企業は革新を具現した知的財産を競争優位として活用している。技術革命を伴う第4次産業革命において特許情報の活用は国家研究開発事業の効率性を高め、優秀特許を先取りするなど様々な波及効果をもたらすため、持続的に研究開発と特許情報活用の相互補完体系を構築しなければならない。これを基に源泉・核心特許を確保し、技術移転・事業化などにつなげて高付加価値を創出する時、韓国は新しい産業を引っ張っていく競争力を備えられるであろう。

このような状況であるにもかかわらず、韓国は先進国に比べると国家研究開発事業の質的な技術革新成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなげる知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

韓国の政府研究開発の予算規模は1964年から年平均18.9%増加し、2017年にはその規模が約19.5兆ウォンに達するなど量的には大きく成長した。しかし、政府研究開発特許成果の質的水準を表す政府R&D優秀特許比率* (27.3%)は全体優秀特許比率(19.7%)よりは高い水準であるが、外国人(43.1%)の60%水準に過ぎず、政府R&D米国特許成果の優秀特許比率(6.1%)も全体米国登録特許の優秀特許比率(15.8%)に大きく及ばないなど量的成長に似合う質的成長は達成できていない。

*特許評価システム(SMART3)の9等級評価結果のうち上位3等級の特許

このように国家研究開発事業の低い質的水準と効率性を高め、第4次産業革命時代

の新成長エンジンを確保するためには、政府R&D全周期において特許情報を持続的に支援するとともに活用戦略を高度化することが求められる。

国家研究開発事業は課題発掘、企画、遂行、成果管理の段階に分かれ、特許庁は特許情報を活用してその過程で核心優秀特許の創出、重複研究開発の防止など政府R&D効率化及び質的水準を高めるために取り組んでいる

課題発掘段階では国家戦略事業を選定し、核心技術を創り出すための「国家特許戦略青写真の構築・活用」、研究企画段階では特許が先占されていない方向に研究開発を誘導する「政府R&D特許技術動向調査」、課題遂行段階では知的財産観点から研究開発戦略を樹立する「政府R&D優秀特許創出支援」、課題完了後は「政府R&D特許成果管理」事業などを行い、政府R&D政策の樹立及び事業評価を支援している。

<図Ⅲ-1-1> 国家研究開発の段階別特許情報活用支援状況(2017)

R&D 段階	課題発掘	研究企画/ 課題選定	課題遂行	課題完了及び 事後管理段階
特許 技術 調査 分析 事業 内容	国家特許戦略青 写真の構築・活 用	政府&D 特許技術動向調査	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許戦略支援)	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許設計支援) 政府R&D特許成果管理 (特許成果調査・分析 保有特許診断の支援)

2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援

イ. 国家特許戦略青写真の構築・活用

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 ペク・ジェホン

1) 推進背景及び概要

第4次産業革命に備えた国家技術競争力を高めるため、未来有望技術を発掘して集中的に投資することが求められており、先進国は既に未来主導権を確保するために政府レベルで中長期計画を立てて国家戦略事業を選定し、革新技術の導出に力を入れている。

このように第4次産業革命時代に対応するため、知的財産権観点から優秀特許の創出が可能な有望技術を発掘し、技術先取り戦略を樹立する必要がある。政府のR&D投資拡大政策の結果、特許の量的規模は世界水準に達しているものの、質的水準は相対的に不十分な水準である。源泉・核心特許の不足で知的財産貿易収支は持続的な赤字傾向にある。

現在政府R&D事業の研究開発課題を発掘する際に殆ど専門家の主観的評価(peer review)に頼っているため、優秀知的財産の獲得可能性が考慮されない非定量的課題発掘の慣行は政府R&D投資の効率性を大きく阻害している。R&D機関の特許情報分析経験及びインフラ不足によって課題発掘段階で特許情報を活用しようとしても取り入れることが容易ではない。そこで課題発掘のための特許情報分析における知的財産専門機関である特許庁の役割が期待されている。

そこで特許庁は全世界の特許情報データを分析して未来有望技術を発掘する「国家特許戦略の青写真構築事業」を企画し、2012年から推進している。

2) 推進内容及び成果

2012年バイオ、モバイル通信、ロボットの3大産業分野を始めに、2013年産業融合、素材、エネルギー、環境、2014年新再生エネルギー、LED/光、農林水産食品、部品、海上航空輸送及び2015年陸上交通、情報通信メディア、半導体、ディスプレイ、電力/原子力、製造基盤分野に対して産業別未来有望技術とその特許先取り戦略を樹立し、企業体及び政府省庁に提示した。

＜表Ⅲ－1－1＞国家特許戦略青写真構築事業の推進対象産業分野

年度	産業分野	
2012年	3分野	①バイオ産業、②モバイル通信、③ロボット
2013年	4分野	④素材産業、⑤産業融合、⑥エネルギー資源、⑦環境/気象
2014年	5分野	⑧LED/光、⑨新再生エネルギー、⑩農林水産食品、⑪部品、⑫海上/航空輸送
2015年	6分野	⑬情報通信メディア、⑭陸上輸送、⑮半導体、⑯ディスプレイ、⑰電力/原子力、⑱製造基盤

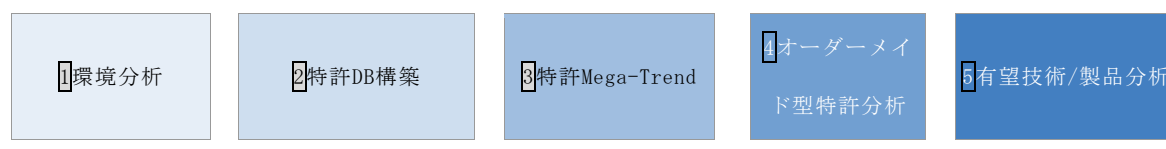
2016年からは2012～2015年まで構築した18大産業分野に対する技術体系と特許を最新の特許データにDB化し、18大産業界に対するメガトレンド分析を推進している。

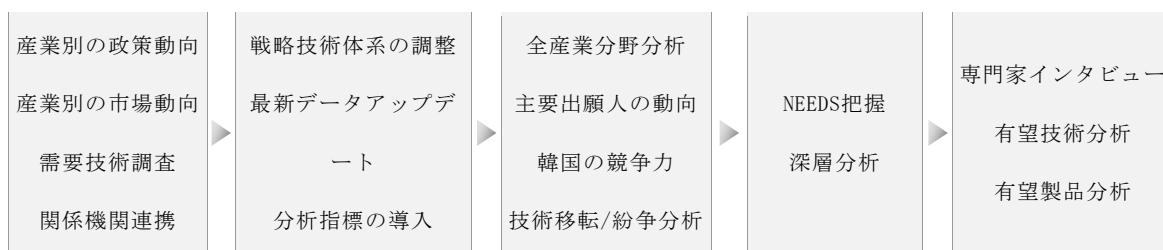
＜表Ⅲ－1－2＞国家特許戦略青写真のDB構築状況

区分	IP戦略技術体系				有効DATA
	大分類	中分類	小分類	核心技術	
2012～2015年の構築状況	101	355	1,276	4,160	2,587,659
2016年の構築状況	106	368	1,297	3,943	3,332,534
2017年の構築状況	107	377	1,327	4,092	3,836,093

全産業界に対するメガトレンドを基に最近 이슈となっている技術を含めて需要者からのニーズによる技術分野別オーダーメイド型分析を提供し、深層分析を通じて未来有望技術/製品を発掘している。

＜図Ⅲ－1－2＞国家特許戦略青写真の構築活用5段階推進プロセス





3) 評価及び発展方向

2016年事業結果最終報告書を大学・公共研究所及び民間企業に配布し、活用度を調査(2017.12)した結果、83.1%が有効活用されていることが分かった。

また、技術金融と連携して政策金融の支援に向けた新成長共同モデルの開発を支援し、中小企業の技術信用評価の根拠資料として活用できるように分析結果を提供した。

18大全産業分野を分析する中で蓄積された特許DBを最新トレンドに合わせて改編し、体系的に活用するため、国家未来戦略特許分析センターを開所(2016)及び運営しており、これを基に革新成長エンジン推進支援など政府や民間レベルで研究開発戦略が立てられるように特許データ基盤の分析支援を拡大していく計画である。

<図Ⅲ-1-3> 国家未来戦略特許分析センター



ロ. 政府R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 チョン・ユジン

1) 推進背景及び概要

特許庁は政府予算が投じられる研究開発事業の企画段階から特許情報の積極的な活用を通じて技術がグローバル市場において競争力を持つように支援し、それを知的財産権の確保につなげて国家研究開発の質的成果を高める方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学技術委員会に「国家研究開発事業の効率化に向けた特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として省庁が推進する研究開発事業の課題を企画する際には特許動向調査、課題選定の過程では先行特許調査を2005年から其々支援してきた。

特許動向調査は科学技術情報通信部、産業通商資源部など研究開発遂行省庁が研究開発課題を企画する際に該当技術と関連する特許動向の全般及び特許確保可能性まで分析することで特許が先取られていない技術分野に研究開発を誘導することであり、先行技術調査は研究開発課題を選定する際に研究内容と同一・類似する特許の存在有無を調査して不必要な重複研究開発が行われないようにするものである。

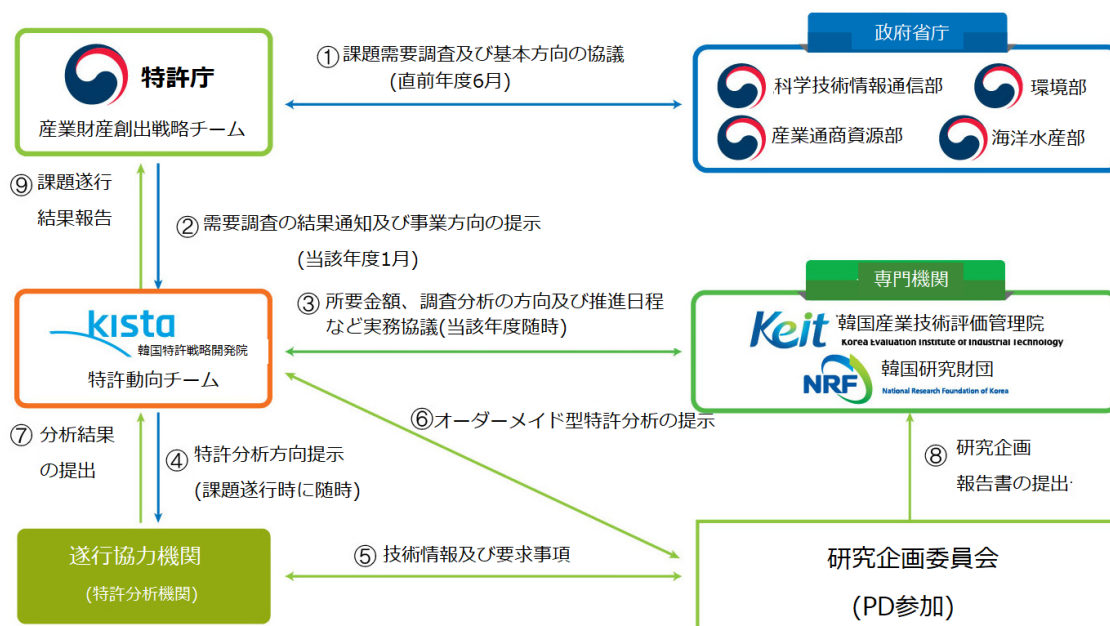
上記のように国家研究開発課題の企画と選定の段階で行う特許動向及び先行技術調査に対して大統領令である「国家研究開発事業の管理などに関する規定」第4条第2項、第7条第3項第11号及び第16条第5項にその内容が規定されている。

2) 推進内容及び成果

特許庁は主要研究開発省庁からのニーズを把握して特許動向調査を支援する事業及び課題を確定し、特許動向調査の結果を該当省庁に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果を課題企画に反映して研究の方向を設定・変更するなど競争力のある研究課題を導出する上で活用する。

実際研究開発事業の企画担当者を対象に実施したアンケート調査の結果、2017年に特許動向調査の結果を課題企画に反映して方向を変更もしくはより具体化したと答えた比率が63.9%であることがわかった。

<図Ⅲ-1-4> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



毎年主要研究開発省庁の核心課題のうち、かなりの数が特許動向調査を基盤として企画されており、最近では2015年751課題、2016年741課題、2017年623課題に対して特許動向調査を実施した。


2017年からは民間の役割を増やすという意味で先行技術調査の特許庁予算分担を中絶し、各省庁が独自推進する方法に変わった。

<表Ⅲ-1-3> 政府省庁研究開発課題の特許動向調査支援状況

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
R&D省庁(個)	13	16	16	16	16	16	16	16
特許動向調査(課題数)	558	694	735	703	723	751	741	623

< 代表活用事例 >

- ・(支援事業) 韓国電子通信研究院 研究運営費支援事業
- ・(支援内容) ドローン飛行体など課題当たり研究費20億ウォン以上の新規課題10件を対象に特許出願動向及び課題別の核心特許分析を通じた権利把握、障壁度の判断など
- ・(活用内容) 課題別の空白領域及び障壁有無の確認を通じてETRI中長期研究開発の方向と合致する課題の企画及び研究方向の設定。



誘導技術	誘導信号提供 US13/730317	配送高度制御 US14/620148	パッケージセキュリティ US14/584181
	医療状況が発生した場合、飛行制御信号を形成して医療装置を搭載した無人飛行体が該当位置に移動	荷物を安定的に配送するために配送高度を一定に維持	荷物が配送される段階で荷物を保護し、セキュリティを維持

3) 評価及び発展方向

韓国特許戦略開発院で特許技術動向調査2016年事業成果を分析した結果、494億ウォンの国家研究開発予算の節減効果があることが分かった。研究開発事業のうち特許動向調査の支援を受けた場合はそうでない事業に比べて1課題当たりの出願特許が14%増加し、そのうち優秀特許比率も20%増加する成果を記録した。

< 図 III - 1 - 5 > 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



現在「国家研究開発事業の管理などに関する規定」には応用・開発研究段階の国家研究開発事業を新規企画する場合、特許動向調査の履行が義務づけられている。しかし、未だに企画段階で特許分析を履行しなかったり、省庁が独自に行う場合が多く、

国家研究開発全般に特許能力が強化できるよう、直接・間接的な支援が持続的に行われるべきである。

3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

1) 推進背景及び概要

政府R&D予算は2009年12.3兆ウォンから2017年19.5兆ウォンの予算が投入されるなど、政府R&Dの成果を高めるために毎年投資が拡大されつつある。

* 政府R&D予算の拡大(兆ウォン)：(2011)14.9→(2012)16.0→(2013)16.9→(2014)17.8→(2015)18.5→(2016)19.1→(2017)19.5(科学技術情報通信部)

このような持続的な投資拡大によって政府R&Dを行う韓国の大学・公共研の特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)は大きく伸び、海外研究機関に比べると非常に高い。

* 特許生産性(件/10億ウォン)：韓国1.62(2015年)、米国0.37、日本の大学0.31(以上2015年)

しかし2011～2016年の間政府R&Dを通じて登録された国内特許の質的分析の結果、政府R&D特許の質的水準を示す優秀特許の比率(PQI基準11.7%、SMART基準9.5%)は外国人特許の優秀特許比率(PQI基準42.6%、SMART基準53.1%)に比べて不十分であることが分かった。

<表Ⅲ-1-4> 国内登録特許の質的水準の比較

区分	PQI ⁹ 優秀特許比率	SMART ¹⁰ 優秀特許比率
----	-------------------------	----------------------------

⁹ PQI：OECDで使われる特許品質指標で、技術的・経済的価値を総合的に測定

¹⁰ SMART：韓国発明振興会のオンライン特許評価分析システムを通じて算出された指標

政府R&D	全体	11.7	9.5
	海外ファミリー特許がある場合	27.3	22.4
民間R&D	全体	12.2	12.2
	海外ファミリー特許がある場合	35.4	29.9
外国人		42.6	53.1
国内全体平均		19.7	22.1

そこで、特許庁は大学・公共研究機関の政府R&D課題を対象に、活用度が高く、お金になる強い特許が確保できるよう知的財産権観点からの研究開発戦略と研究結果に対する特許設計を支援する「政府R&D優秀特許創出支援事業」を遂行している。

2) 推進内容及び成果

「政府R&D優秀特許創出支援事業」は「政府R&D特許戦略支援事業」と「政府R&D特許設計支援事業」で構成されている。

このうち2012年からスタートした「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共研究機関で行われる政府R&D課題を対象に既存特許を深層分析し、優秀特許が確保できる研究開発方向を示し、立ちはだかる障壁特許に対応するための戦略と特許ポートフォリオの構築戦略などを提供する事業であり、2017年度には78課題を支援した。

そして、研究開発の結果を特許紛争に強く活用度も高い高付加価値特許として完成するため、2016年から新たにスタートした「政府R&D特許設計支援事業」は主に研究開発完了時点にある政府R&D課題を対象に最適な国内外特許明細書の作成を支援する事業であり、2017年には84課題を支援した。

<表Ⅲ-1-5> 政府R&D優秀特許創出支援事業

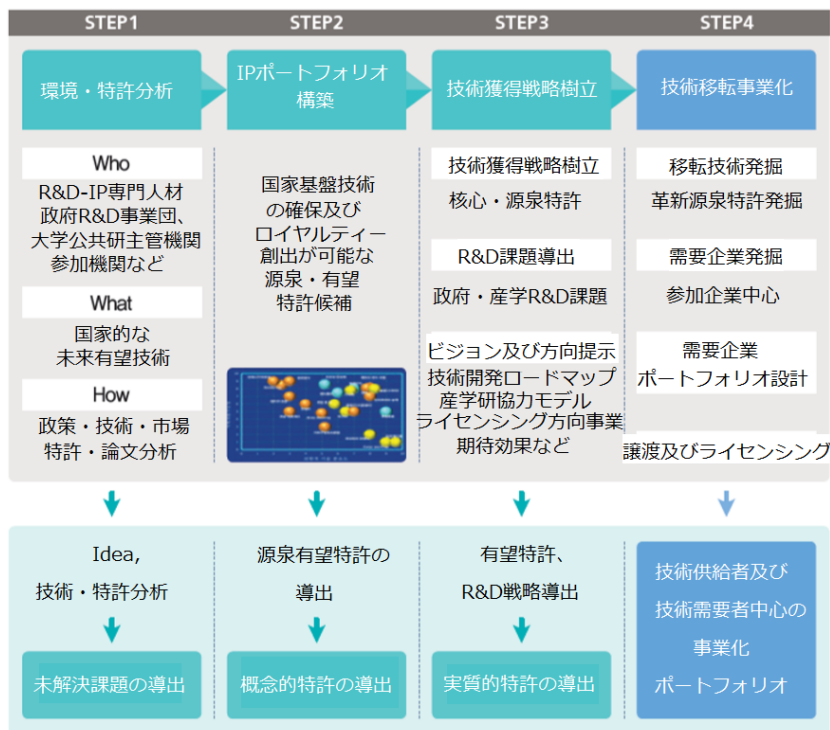
区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

支援課題数		59	68	78	80	134	162
支援対象 機関	大学	16	5	16	13	44	39
	公共研	35	50	47	50	82	116
	その他	8	13	15	17	8	7

*政府R&D優秀特許創出支援事業の場合、政府R&D特許戦略支援事業(2012～2017)と政府R&D特許設計支援事業(2016～2017)で構成

具体的な成果を見ると「政府R&D特許戦略支援事業」を通じて優秀特許が確保可能な研究開発方向に関する提案286件を支援し、特許ポートフォリオ構築戦略を330件支援し、障壁特許対応戦略を567件支援した。「政府R&D特許設計支援事業」では386件の技術に対する技術性・市場性・特許性を評価して等級の低い技術を除外することで最適な権利範囲を設計し、353件の特許を創出した。

<図Ⅲ-1-6> 政府R&D優秀特許創出支援事業の支援プロセス



< 政府R&D特許戦略支援事業 >



＜政府R&D特許設計支援事業＞

3) 評価及び発展方向

2017年「政府R&D優秀特許創出支援事業」は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高めると同時に、技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献し、大学・公共研究機関の研究者から高い満足度を獲得した。2014年～2016年の間「政府R&D優秀特許創出支援事業」を通じて創出された特許の成果を追跡調査した結果、未支援課題に比べてPQI優秀特許比率は12%高く(7.4%対比8.3%)、特許移転率は26%(5.0%対比6.3%)活発であり、技術移転契約当たり技術料収入も4.22倍(23.7百万ウォン対比100百万ウォン)高く、事業を通じて創出された特許の質的水準と産業界における活用価値が高いことが分かった。

今後「政府R&D優秀特許創出支援事業」は第4次産業革命の加速化によって知能化及び融合・複合技術分野の源泉・核心特許を早期に先取りするため、革新成長エンジンなどの国家重点分野に対する支援を拡大する予定である。

また、中小企業のニーズを既に確保した大学・公共研R&Dを通じて技術移転可能性の高い優秀特許を創出する企業注文型IP-R&Dを拡大し、「政府R&D優秀特許創出支援事業」を通じて支援を受けた課題を対内外技術移転・事業化支援事業と連携して大学・公共研の保有技術と企業需要間のギャップを解消する計画である。

4. 政府R&D活用・管理段階における特許成果の総合管理

イ. 政府R&D特許成果の調査・分析

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政主事 ファン・イエウオン

1) 推進背景及び概要

政府は革新能力の蓄積と持続成長を可能にするため、政府研究開発(以下R&D)投資*を持続的に拡大してきた。

* (2003)6兆5,154億ウォン→(2017)19兆4,615億ウォン

このように政府R&D予算規模の増大によって、R&D投資及び制度改革に対する関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融合化・複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理体系の構築に向けて1998年から国家科学技術審議会(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるとともに、質中心の特許成果評価を支援するため、国家研究開発事業で発生した特許成果を体系的に調査・分析している。また、分析結果を科学技術情報通信部などR&D省庁と研究管理専門機関などに提供して研究開発活動に活用させている。

2) 推進内容及び成果

政府R&D政策樹立及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2016年度政府R&D特許成果を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2012～2016年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対して特許分析評価システム(SMART3、韓国発明振興会)を活用して特許品質を測定・分析した。

<図Ⅲ-1-7> 2012～2016年政府R&D特許成果に対する主要分析結果

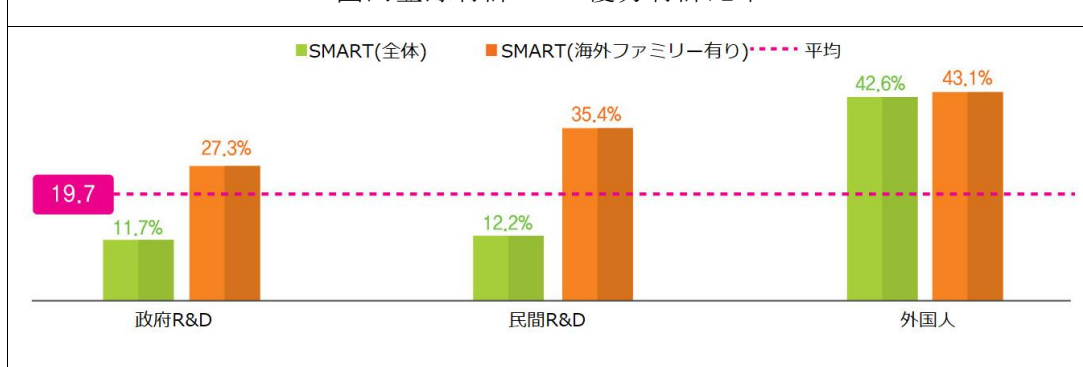
・(量的成果) 2016年国内特許出願30,807件、国内特許登録16,670件など政府R&Dで創出された特許の量的状況は最近5年以来最も高い数値を記録

<最近5年間(2012～2016年)政府R&D特許出願・登録状況>

区分	2012	2013	2014	2015	2016	合計	増加率(%)	
							前年比	年平均
出願(件)	22,933	23,766	27,005	28,192	30,807	132,703	9.3	7.7
登録(件)	11,115	14,151	15,193	14,975	16,670	72,104	11.3	10.7

・(質的成果) 海外ファミリー特許のある政府R&D特許のSMART優秀特許の比率(27.3%)は全体SMART優秀特許比率(19.7%)より高い水準である。

<国内登録特許SMART優秀特許比率>



※SMART：韓国発明振興会のオンライン特許評価分析システムを通じて算出された指標

大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許を如何に活用しているかについて、特許成果活用実態を調査・分析した結果、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改善していることが分かった。政府R&D特許が含まれた技術移転契約件数は最近5年間年平均21.4%ずつ持続的に増加し、2016年には3,485件の技術移転契約が締結された。2012～2016年大学・公共研で行われた技術移転の平均金額を見ると政府R&D国内特許が含まれた場合(52.7百万ウォン)が全体平均金額(32.6百万ウォン)に比べて高いことがわかった。

＜表Ⅲ－1－6＞契約年度別技術移転契約件数の状況

(単位：件、%、百万ウォン)

区分	契約年度	2012	2013	2014	2015	2016	合計	比重*	年平均 増加率
	総技術移転契約件		4,330	5,026	6,472	8,123	9,044	32,995	100.0
特許を含む契約件		2,210	2,372	2,979	4,111	4,776	16,448	49.8	21.2
政府R&D特許を含む 契約件		1,603	1,709	2,202	3,097	3,485	12,096	36.7	21.4

*総技術移転契約件に比べた比重

3) 評価及び発展方向

政府R&D特許成果の調査・分析結果は毎年12月に発表され、事後統計としてのみ活用される限界があった。そこでこのような限界を克服するため、2017年に初めて暫定統計をR&D省庁及び専門機関を対象に6月に発表した。2018年にも科学技術情報通信部と共同で暫定統計を6月に早期公開し、政府R&D予算の調整などR&D政策に活用できるようにする計画である。また、マクロ観点からでのみ提供していた分析結果をミクロ観点まで拡大分析・提供することでR&D省庁・専門機関単位で分析結果の活用性が高まるように取り組む計画である。

これまで研究者の負担を減らすために特許庁が確認可能な特許成果の提出は省略させたが、国内特許成果に限定して運営された。そこで、海外特許成果の漏れを防止するため、R&D専門機関に提供する特許成果の範囲を特許庁が確保可能な海外特許まで拡大して研究に没頭できる環境作りにさらに力を入れていく計画である。

また、大学・公共研などで技術移転準備資料などとして使用できるように特許成果技術移転実体情報提供サービスを構築し、2018年には需要者別の関心情報をオーダーメイド型で送るプッシュ(PUSH)サービスを追加提供することで利用者の利便性を高め

る計画である。

ロ．公共機関保有特許の診断支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 チョン・ユジン

1) 推進背景及び概要

政府は国家レベルの技術革新能力を強化するために持続的にR&D規模を拡大している。政府R&D事業で創出された特許成果のうち2/3が大学・公共研が創出した特許で、韓国R&Dにおいて大学・公共研は非常に重要な役割を果たしている。

<表Ⅲ-1-7> 2012～2016年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況

(単位：件、%)

区分	年度					合計	比重(%)
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年		
大学	9,213	9,034	11,415	12,988	13,525	56,175	39.0
公共研	7,468	7,749	7,705	7,711	8,338	38,971	27.0
企業など	8,188	8,728	10,122	10,095	11,797	48,930	34.0

しかし、大学・公共研の政府R&D特許成果のうち企業に移転される特許の73.9%が登録されてから3年未満の特許であり、登録されて3年以上になると産業界において活用性が落ちていることが分かった。

<表Ⅲ-1-8> 政府R&D特許の登録年次別移転状況

(単位：件、%)

区分	登録前	登録～ 1年	登録年次別							
			1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5～6年	6～7年	7～8年	8～9年
特許移転件数	15,163	3,892	2,719	2,455	1,698	1,176	925	649	468	278

比重	51.5	13.2	9.2	8.4	5.8	4.0	3.1	2.2	1.6	1.0
----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※大学及び公共研で2006～2016年に企業に技術移転された政府R&D特許のみを対象とする。

このような現象が長期化する場合、機関は特許維持料に対する経済的負担を抱えることになり、特許活用に向けた戦略的な努力もなく権利を放棄してしまう。

そこで、特許庁は公共機関が保有している未活用特許を分析・診断して特許を管理・活用するための戦略コンサルティングを行い、これを通じて政府R&D特許成果の活用性を高めるための取り組みとして公共機関保有特許診断支援事業を2016年から推進した。

2) 推進内容及び成果

特許庁は2016年10機関を対象に保有している特許の質的優秀性と活用可能性を診断し、それによる機関レベルの総合的な特許管理・活用戦略を試験的に支援した。

2017年には保有特許の規模やマッチング余力などを考慮して診断類型を大型・中型・小型に細分化し、深層分析項目別特徴と分析内容をモジュール化(①機関固有のTech-Tree構築、②特許維持・放棄判断の深層分析、③技術移転活用資料の構築)して計15機関のオーダーメイド型診断結果を提供するために努力を傾けた。

本事業は該当機関のニーズ、環境及び特許動向分析を実施する第1段階と機関の個別特許及び核心技術を診断して特許管理・活用戦略を樹立する第2段階で構成される。

第1段階では該当機関が保有する特許の出願・登録状況及び法的状態、技術移転有無などを含む特許管理状況を把握し、機関の特性を考慮した機関固有の技術体系を構築し、技術別・主要発明者別の特許動向を分析する。

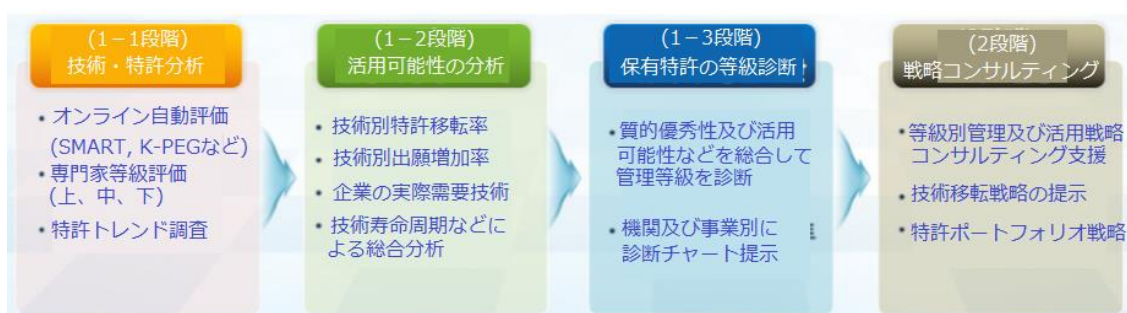
第2段階では特許診断を通じて等級を付与し、核心技術分野を導出した後、深層的

なトレンド分析を実施して保有特許管理・活用戦略を提示する。

これを通じて2017年には機関が保有する未活用登録特許3,781件を対象に等級診断及び深層分析を実施して特許の管理・活用戦略を樹立した。

各機関では樹立された戦略を機関保有特許の全般的な水準診断に優先活用し、特許ポートフォリオの補強構築、技術移転戦略の樹立などに活用できる。

<図Ⅲ-1-8> 公共機関保有特許診断の支援プロセス



3) 評価及び発展方向

特許庁は公共機関保有特許診断の支援を希望する機関の特性、診断需要、活用目的などを踏まえて最適な診断結果が得られるようモジュール化して支援したが、需要機関のより多様なニーズに応えるためには3つのモジュールを全部支援する統合型と儀重分野別に支援するオーダーメイド型に二元化する必要がある。

したがって、2018年には機関単位で統合支援する「機関パッケージ支援」と技術分野単位で診断する「技術分野オーダーメイド型支援」に分けて支援し、維持/放棄の候補診断後の活用/処分戦略を樹立することで、公共機関保有特許を通じて実質的な成果があげられるように努める計画である。

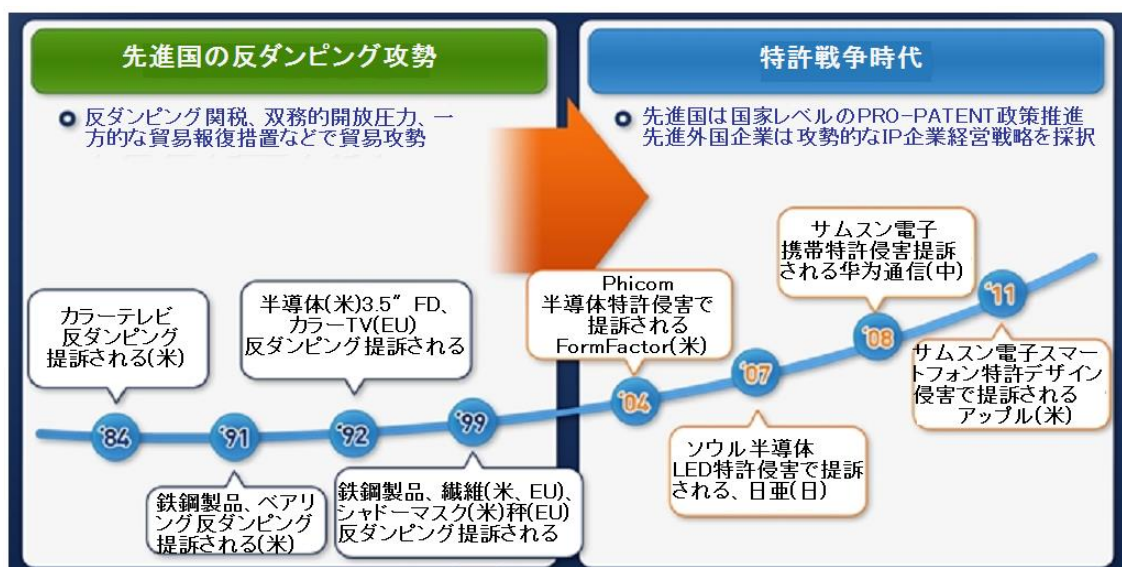
第2節 IP-R&D連携戦略の高度化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・キソク

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産が付加価値創出のエンジンになる知的財産の時代である。特許など知的財産権分野が益々重要になるにつれ、最近産業界では熾烈な特許紛争と訴訟が繰広げられている。

<図Ⅲ-1-9> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化



サムスンとアップル、KolonとDuPontの訴訟からもわかるように、知的財産を武器に市場を先取りした企業は競合社を攻撃して収益を上げるなど攻撃的な知的財産戦略を展開している。また、パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社(NPEs)の特許攻勢も強まるなど今日特許は企業経営の鍵として浮上した。

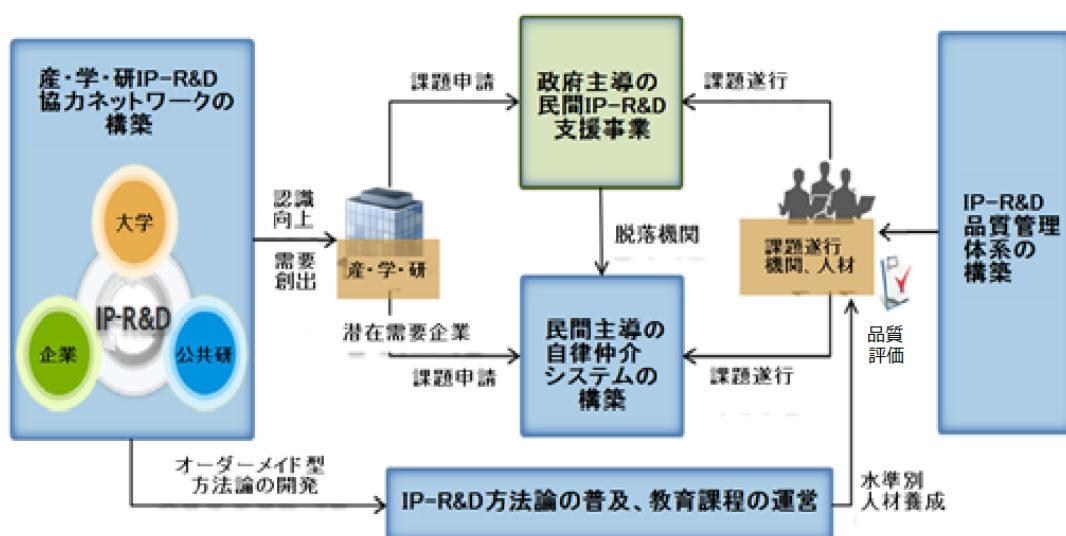
今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。特許管理専門会社(NPEs)から提訴された国内の中小・中堅企業の状況を見ると、2008年には5件に過ぎなかったのが2013年には44件に増え、わずか5年で5倍水準にまで急増している。これは特許紛争対象の普遍化及び知財権中心のR&Dが如何に重要であるのかを示す統計と言える。

そこで特許庁は韓国の中小・中堅企業の知的財産競争力を強化するため、2008年からIP-R&D戦略支援事業を推進してきた。産業界のR&D現場でオーダーメイド型知財権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示、IPインフラの構築などを支援している。

今年で10年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計1,400社余りの中小・中堅企業を支援し、参加企業の知的財産中心R&D戦略の樹立や特許経営認識の向上に大きく貢献してきた。また、単純に個別企業に対する支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO・CTO懇談会、企業R&D現場訪問、優秀事例共有会、方法論コンテストなどを開催している。特に、2014年にはIP-R&D大衆化における中心的な役割を果たすように民間主導の自律協議体である「知的財産革新企業協議会」も発足・運営している。

このような体系を基に2017年には知財権と連携した研究開発戦略支援、グローバル技術革新IP戦略開発など企業のR&D現場にオーダーメイド型・密着型IP-R&D支援を積極的に推進した。

<図Ⅲ-1-10>民間主導によるIP-R&D生態系構築モデル



2. IP-R&Dオーダーメイド型支援の拡大

イ. 知財権連携研究開発戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・キソク

1) 推進背景

米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。最近米国貿易委員会(ITC)が韓国企業の半導体、IoT装置などに対する特許侵害調査を通じて主力製品に対する貿易プレッシャーを強化していることが端的な例と言える。

<図Ⅲ-1-11> 主要国における第4次産業革命関連知的財産戦略の推進動向

<p>米国 先端分野R&D支援及び国際的なIPの保護強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造部門の革新に向けた先端製造パートナーシッププログラムの運営及び先端IT技術研究に集中支援 ○ 国内外における自国IP侵害防止に向けたIP保護・執行体系の強化 	<p>日本 ビックデータなど第4次産業革命に備えたIP政策の樹立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未来投資会議で第4次産業革命への対応に向けたデータ基盤の「未来投資戦略2017」発表 ○ ビックデータ、AIの活用を促進するIPシステムの構築及びIP活用促進など第4次産業革命に対応したIP政策の推進
<p>ドイツ 政府レベルの協力ネットワークに基づく革新プラットフォームの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プラットフォームインダストリー4.0の構築で製造部門と先端IT技術の融合及び国際標準化をリード ○ 中小企業向けIP・標準化支援プログラムの運営及びIP保護強化 	<p>中国 国家主導の下で強力な第4次産業革命に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「製造2025」と「インターネットプラス」を革新戦略として提示し、製造業の革新と産業構造の転換を図る - 革新技術別発展計画の樹立・施行、IP創出と標準化の連携及びIP保護の強化

今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残

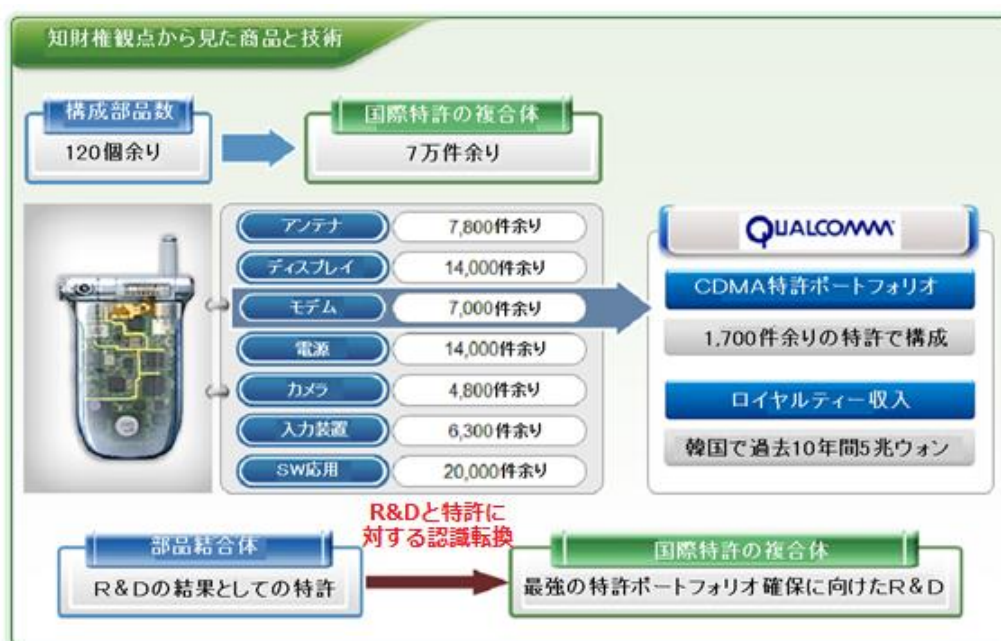
ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資成長にもかかわらず質的生産性は低かった。

そこで特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、韓国中小企業が未来有望技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権連携研究開発戦略支援」を推進した。

2) 推進内容及び成果

「知財権連携研究開発戦略支援」事業は知財権中心の技術獲得戦略という高度な方法論を適用して未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく有望技術を探し出し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を中小企業に提供する事業である。これは製品を「部品の結合体」と見ていた昔の見方に「特許複合体」という観点を追加的に取り入れ、研究開発の主な目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占とすることである。

<図Ⅲ-1-12> 製品と技術に対するパラダイムの転換



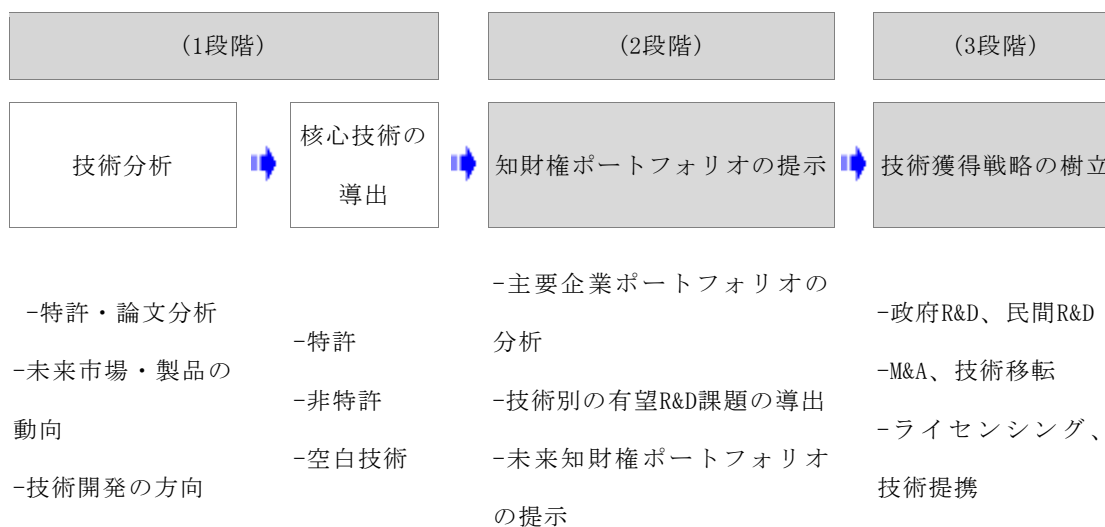
知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

(1段階) 未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階) 国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出す上で有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階) 最後に「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、独自R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供する。

<図Ⅲ-1-13> 知財権中心の技術獲得戦略樹立プロセス



2017年からは韓国中小企業の第4次産業革命対応能力を高めるため8大スマート基盤技術及び9大国家戦略プロジェクトなど第4次産業革命の核心分野にIP-R&D戦略を重点的に支援した。

また、科学技術情報通信部・産業部など6つのR&D省庁及び自治体傘下の10の関係機関と連携・協業を通じて多様な分野の優秀中小企業を発掘・支援することで、IP-R&D支援による成果を高めた。

産業界の複数企業が共同参加する共同IP-R&Dパイロット事業を通じてIP-R&Dの裾野を画期的に広げる方法を講じ、事業参加協力機関の経歴要件の適正化、評価基準の合理化など事業制度の改善に向けた多様な改善策も設けた。

支援成果を高めるために優秀事例の発掘・管理・活用プロセスを構築して体系的に事業成果を管理・活用させ、客観的で体系的な成果創出に向けた新しい成果モデルも構築・完了した。

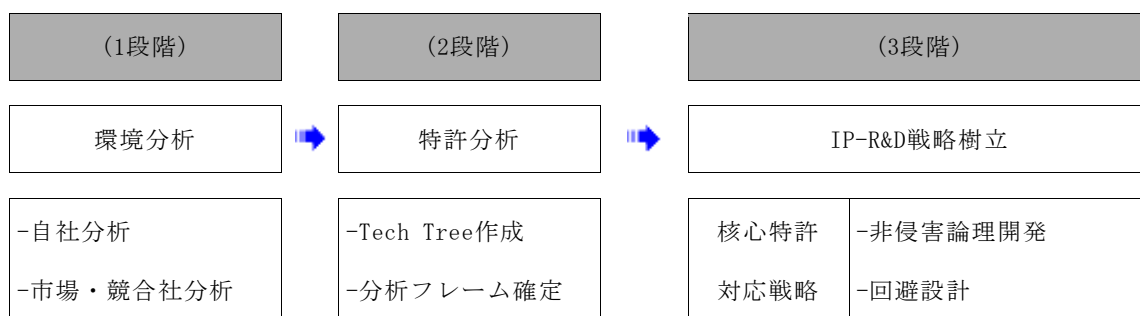
知財権連携研究開発戦略支援事業の支援プロセスは環境分析、特許分析、IP-R&D戦略樹立の全3段階で構成されている。

第一、環境分析の段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を設定し、市場及び主要競合社の分析とともに特許紛争の現状、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

第二、特許分析段階では企業保有技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主要核心特許を導き出す。

第三、導き出された核心特許に対応するための非侵害論理の開発及び回避設計の実施、新規IPの創出及び有望R&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅲ-1-14> 知財権連携研究開発戦略支援における個別課題別の進行プロセス



-特許紛争現状分析 -政策・規制動向分析	-特許(論文)検索 -定量・訂正分析 -主要特許の導出 -核心特許選定		-ライセンシング戦略
		IP創出戦略	-新規発明創出戦略 -既出願特許補強戦略
		R&D方向提示	-有望R&D課題の導出 -事業化方向の設定
		特許インフラの構築	-IP-R&D方法論の教育 -特許分析DBの構築

特許庁は2017年に計185社の中小企業にオーダーメイド型知的財産権ポートフォリオの構築を支援し、その結果として計2,910件のIP-R&D戦略を導出して企業のR&D現場に提供した。

<表Ⅲ-1-9> 2017年知財権連携研究開発戦略支援事業の実績

(単位：件)

区分	IP獲得戦略 (買入、補強、新規)	核心特許無力化戦略	R&D方向の提示 (事業化、生産性、R&D課題)	ライセンス戦略	特許インフラ構築戦略	合計
171社*	950	955	722	41	242	2,910
平均	5.6	5.6	4.2	0.2	1.4	17.0

*2017年185課題のうちIP融複合課題(14社)は除外

3) 評価及び発展方向

IP-R&D戦略支援を受けた研究開発課題は支援を受けていない政府R&D課題に比べて特許出願件数は1.4倍、優秀特許比率は1.9倍、三極特許比率(米国、ヨーロッパ、日本の特許庁に同時出願された特許数)は2.7倍高いなど、事業支援による成果が非常に大きいことが分かった。

代表的な成果事例の一つである(株)ポイントエンジニアリングはアルミニウム両極酸化膜技術を基に新市場への進出を模索している中で2013年から「IP-R&D戦略支援事業」に参加した。IP-R&Dを通じて不良率を画期的に下げられる新技術を開発し、それが適用できる新市場分野を発掘して紫外線LED金属基板分野に進出した後、実際製品生産にまでつながり、年間数十億ウォンの新規売上を記録するとともに60人以上の新規雇用を創出した。また、それに満足せず再びIP-R&D事業に参加して小型・低電力ガスセンサーの開発に成功し、スマートフォン装着ガスセンサー市場にまで進出して約100億ウォンの売上を期待するなど驚くほどの成果をあげた。

これまでの成果を基に2018年度には知財権連携研究開発戦略支援事業に前年比課題数としては25個、予算は13.6%が増加した計210課題、147億ウォンを投じて、第4次産業革命の核心分野技術を持つ中小企業に対する支援を拡大し、中小企業の新成長エンジンを発掘する予定である。

同時に、産業部、中企部などR&D省庁と連携・協業を強化し、IP-R&D戦略をさらに広げ、支援効果を最大に引き上げる計画である。

グローバル特許競争時代に韓国経済の根幹である中小企業が生き残るためには、政府レベルの支援が切実であり、特許庁は今後もIP-R&D戦略支援を通じて多くの中小企業が優秀な研究開発成果をあげられるよう取り組んでいく計画である。

ロ. グローバル技術革新IP戦略開発事業

1) 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA)の締結によって経済領土が拡大したことで、技術と製品の競争力確保を通じたグローバル市場の先占が重要になっている。そこで、先進企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中する知的財産戦略を推進し、このようなグローバル競争体制に効果的に対応している。また、保有する知的財産を武器として市場を先取り

し、競合社を攻撃して収益を創出するなど市場における独占的な地位を確保するために努力している。

一方、最近の感性を重視する消費の拡散によって製品の機能・品質など伝統的な価値よりブランド・デザインなどソフトな要素に対する好奇心で商品を選ぶ傾向が現れ始めた。このような消費タイプとともに輸出企業の海外IP紛争も特許とともにブランド・デザイン紛争まで広範囲にわたって発生しているが、対応能力の足りない中小・中堅企業にグローバル市場で競争力を持たせるようにするためには顧客視点からの差別化されたIP総合支援が求められる。

そこで、特許庁は2016年から韓国の中小・中堅企業に対して支援対象の特性によってオーダーメイド型融合IP戦略を支援しているが、2017年には新製品創出型20課題(TI18課題、PI9課題、BI3課題)、製品高度化型23課題で計43課題を支援した。

<表3-1-10>2017年グローバル技術革新IP戦略開発課題類型別の支援内容

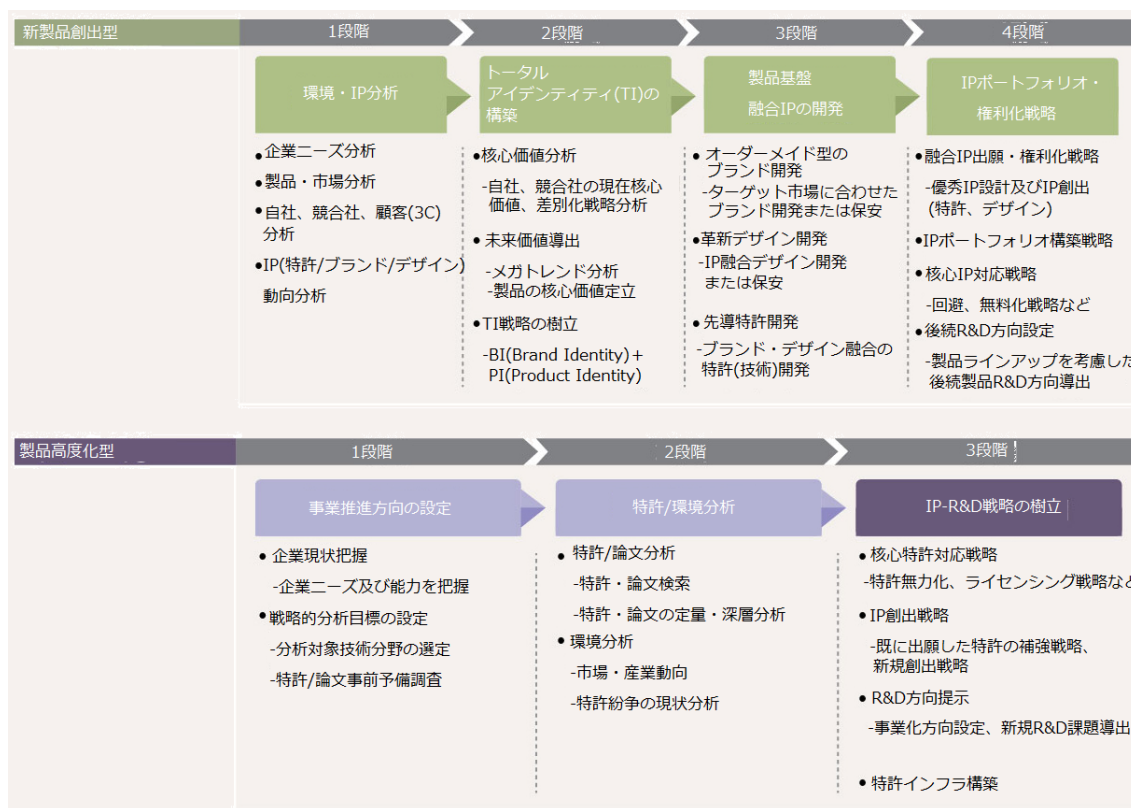
課題類型	細部類型	支援期間	支援内容
新製品 創出型	特許+デザイン+ ブランド(TI)の 開発	28週 (7月)	グローバル市場で差別化された製品・サービス・技術を持つヒット商品・サービスを開発するための特許・ブランドトータルIP-R&D戦略支援
	特許+デザイン (PI)の開発	20週 (5月)	製品の品質と機能を高められるデザインの開発及び特許融合戦略を樹立する特許・デザイン創出戦略支援
	特許+ブランド (BI)の開発	20週 (5月)	製品の品質とブランド認知度を高めることができるブランド開発及び特許戦略を樹立する特許・ブランド創出戦略支援
製品 高度化型	特許(技術)開発	20週 (5月)	グローバル市場進出に向けた開発製品・サービス・技術関連のR&D方向、核心特許に対す

			る先制対応、強いIPの先占及びポートフォリオの構築など総合的なIP-R&D戦略支援
--	--	--	---

2) 推進内容及び成果

2017年にはまず企業のニーズによって既存の新製品創出型(TI課題類型)をより細分化した類型(PT、BI課題類型)を新設し、特許・デザイン・ブランドの各パート間協業に向けたプロセス・方法論の具体化及び高度化を推進した。また、第4次産業革命時代の到来に対応し、第4次産業革命核心分野の中小・中堅企業にIP-R&Dを重点的に支援した。

<図Ⅲ-1-15> 支援類型別の戦略樹立プロセス



そこで2017年の主要成果として特許庁は計43の課題(企業)支援を通じて新製品創出類型で特許・デザイン・ブランド融合開発戦略397件、製品高度化類型で特許戦略380件を参加企業に提供した。

また、全体課題のうち3つの課題に対しては既存技術・製品に限られたIP-R&D支援をサービスするなど顧客が体験できる有形・無形要素まで考慮したビジネス観点の課題として試験的に支援した。

<表3-1-11> 2017年グローバル技術革新IP戦略開発事業の実績

<新製品創出型戦略の提案>

区分	IP獲得戦略	核心IP対応戦略	デザイン(TI/P)開発戦略	ブランド(TI/B)開発戦略	R&D方向戦略提示	ライセンスング戦略	IPインフラ構築戦略	合計
20社 (平均)	95(4.8)	69(3.5)	94(5.5)	50(4.6)	72(3.6)	0(0)	17(0.9)	397 (22.9)

<製品高度化型戦略の提案>

区分	IP獲得戦略	核心IP対応戦略	R&D方向提示戦略	ライセンスング戦略	IPインフラ構築戦略	合計
23社 (平均)	132(5.7)	138(6.0)	65(2.8)	8(0.4)	37(1.6)	380(16.5)

3) 評価及び発展方法

第4次産業革命によって既存産業とICTが融合する新成長サービスが登場し、サービスの差別化が付加価値創出の核心要素として浮上したことで、それに対する新しい類型の戦略支援が求められるようになった。また、中国が特許強国として浮上したことで、それに対応するためには中国IP分析及び戦略樹立の強化も必要となっている。

そこで、韓国特許庁は技術・製品のみならず製品に融合する新成長サービスなど顧客が体験するあらゆる有形・無形要素を考慮する「製品-サービス融合IP戦略」を新しく支援する予定である。同時に、現地のIP制度・環境に合わせて特定市場(中国など)進出に向けたIP戦略を重点的に支援する特化課題を提供するなど中業・中堅企業の海外進出オーダーメイド型支援をさらに強化する計画である。

3. IP-R&Dの裾野を広げるための民間拡散の強化

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 チョン・ユジン

イ. 推進内容及び成果

特許庁は中小・中堅企業の技術問題を解決するために企業のIP-R&D能力を強化し、インフラ構築のための様々なオーダーメイド型参加チャンネルを構築している。

IP-R&D事業に参加した企業及び産・学・研の関連団体が集まって相互疎通及び協力する民間中心の自律的な協議体である「知的財産革新企業協議会」を運営しながらIP-R&D大衆化に向けた研究と人材養成及び雇用創出のために取り組んでいる。

これまで特許庁は2008年～2017年まで1,971件の課題を通じて企業と大学・公共研などに「IP-R&D戦略樹立支援」コンサルティングを提供し、そこから導き出した方法論を基に研究会及び優秀事例共有会の開催、IP-R&D活用書を発刊した。

そして、民間の自律的なIP-R&D生態系作りのためにIP-R&D自律仲介システムを運営し、IP-R&Dサービスを受けようとする参加機関と協力機関間を自律的につなげ、関連情報を提供している。

2017年には政府の政策基調に合わせてIP-R&D教育を拡大し、関係機関との協業を通じた雇用創出のために特に力を入れた。IP-R&D戦略支援事業の参加企業や協力機関を対象にオフライン523人、オンライン1,858人に需要者オーダーメイド型教育を実施した。

一方、キャリアが途切れた女性を対象とする実務中心のIP-R&D教育を女性家族部傘下6つの女性再就職センターと共同で運営し、教育修了生128人のうち72人が就職に成功する成果をあげた。

また、全国6つの知的財産先導大学と連携した大学(院)生向けのIP-R&D教育講座を開設・運営し、知的財産産業界の就職や創業に向けた活動を支援した。

2017年11月にはIP-R&D優秀機関及び第4回特許分析方法論コンテスト授賞式を開催して産業通商資源部長官賞(5つ)、特許庁長賞(6つ)、韓国特許戦略開発院長賞(9つ)を計20チームに授与するなどIP-R&Dの裾野を広げるためのインフラ作りに力を傾けた。

企業や研究機関の研究現場でIP-R&D方法論を即時活用できるよう「特許戦略事例100選」のうち優秀事例30選を選別して「現場で必ず必要なIP-R&D戦略」も2017年11月に発刊・配布した。

ロ. 評価及び発展方策

IP-R&D方法論を拡散させるための教育が既存事業の参加企業や協力機関だけを対象にするのではなく、キャリアが途切れた女性や大学(院)生などにまでその幅が広くなり、教育後は就職のような目に見える成果をあげるなど発展しつつある。

政府の雇用創出基調に合わせて今後もIP-R&D戦略拡散に向けた実務中心の雇用創出教育を持続的に運営し、第4次産業革命時代に適用可能な創業課程連携教育を新しく運営する予定である。

同時に2018年には17の知的財産先導大学と協力し、単なる講師派遣形態の教育から脱して直接需要者を発掘して理工系大学(院)生の就職と創業を活性化するために夏休み「IP-R&Dキャンプ」を運営する計画である。

第3節 標準特許の創出支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

技術融合・複合基盤の第4次産業革命時代には複数装置間の信号及び情報の交換が重要であるために国際標準の影響力が拡大し、それによって新しい市場を先取りするために標準特許の重要性が増している。特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2017年にはR&D全周期にわたるR&D－特許－標準の三角連携構築、標準特許生態系を活性化するための基盤づくりを重点的に推進した。

2017年事業を通じて標準特許確保が有望なR&D課題を発掘するための標準特許戦略マップを構築し、知能型メディア分野の有望技術を導出した。研究遂行段階の標準特許創出可能性を高めるために計31課題に72件の戦略を提供し、54件の有望特許が反映された43件の標準案(寄稿文)が国際標準化機構に提案できるようにした。

また、国際標準化対応の主管省庁である科学技術情報通信部(国立電波研究院)、産業部(国家技術標準院)との協力の下で、ブロックチェーン分野及び産業用通信分野の国際標準化が韓国産業界の利益になる方向で行われるよう関連特許を深層分析し、外国特許技術が反映された海外寄稿文に対応するための戦略と国内特許技術の国際標準化に向けた特許戦略を提供した。

中小・中堅企業の標準特許確保能力を強化するため、優秀技術を保有する企業が短期間で標準特許創出能力を確保できるようにR&D方向性、標準化戦略、標準特許戦略を一括支援する「ステップアップ(Step-Up)プログラム」を設け、これを通じて強小企業候補企業6社に対して18件のオーダーメイド型戦略を支援し、本格的な標準化段

階への進向に向けた基盤を構築した。

最新標準特許の情報を提供するため、標準化機構の標準特許DB5,000件を新規構築して2017年累計42,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門誌であるSEP Insideを4回発刊した。また、標準特許専門弁理士養成教育と標準特許創出方法論の拡散教育などを展開することで標準特許の創出基盤を強化した。

2018年には標準化可能性の高い支援課題を対象に標準関連市場を幅広く先取りできるように標準技術を活用する多様な製品・サービスに関する標準応用特許ポートフォリオ構築戦略を支援する予定である。

2. 政府R&Dにおける標準特許確保可能性の向上

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザーの利便性向上に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。¹¹

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合した標準特許という新しい高付加価値特許を作り、ロイヤルティー収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

韓国の状況(2016年基準)を見るとGDP対比研究開発投資比重は4.24%で世界2位水準

¹¹ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定でWTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

である。しかし、技術競争力の基準である技術貿易収支比率は0.72で、慢性的な技術貿易収支赤字の状況からは脱していない。技術導入額と技術輸出額は其々148.4億ドルと106.8億ドルで41.5億ドルの技術貿易収支の赤字が発生しており、輸出が増加すればするほど核心源泉・標準特許の不足によるロイヤリティー支払いで赤字が更に増える技術貿易不均衡が続いている。

国際標準化機構に登録された韓国の標準特許は2017年12月調査の結果、全体の7.3%で、標準特許政策支援以後約2倍の成長を記録しているが、保有率の側面ではまだ不十分である。また、標準特許は長い標準化期間とR&D、特許、標準能力の戦略的な結合によって創出されるものであるだけに、一部の大企業などを除いた大半の中小・中堅企業が確保することは難しい状況である。

<表Ⅲ-1-12> 国際標準化機構 (ISO、IEC、ITU) に登録された標準特許の状況 (2017.12)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	4,266	24.7%	6	ドイツ	950	5.5%
2	フィンランド	3,516	20.4%	7	オランダ	786	4.6%
3	日本	2,629	15.2%	8	カナダ	518	3.0%
4	フランス	1,864	10.8%	9	スウェーデン	271	1.7%
5	大韓民国	1,253	7.3%	10	中国	232	1.3%

* 出所：韓国知的財産戦略院標準特許センター

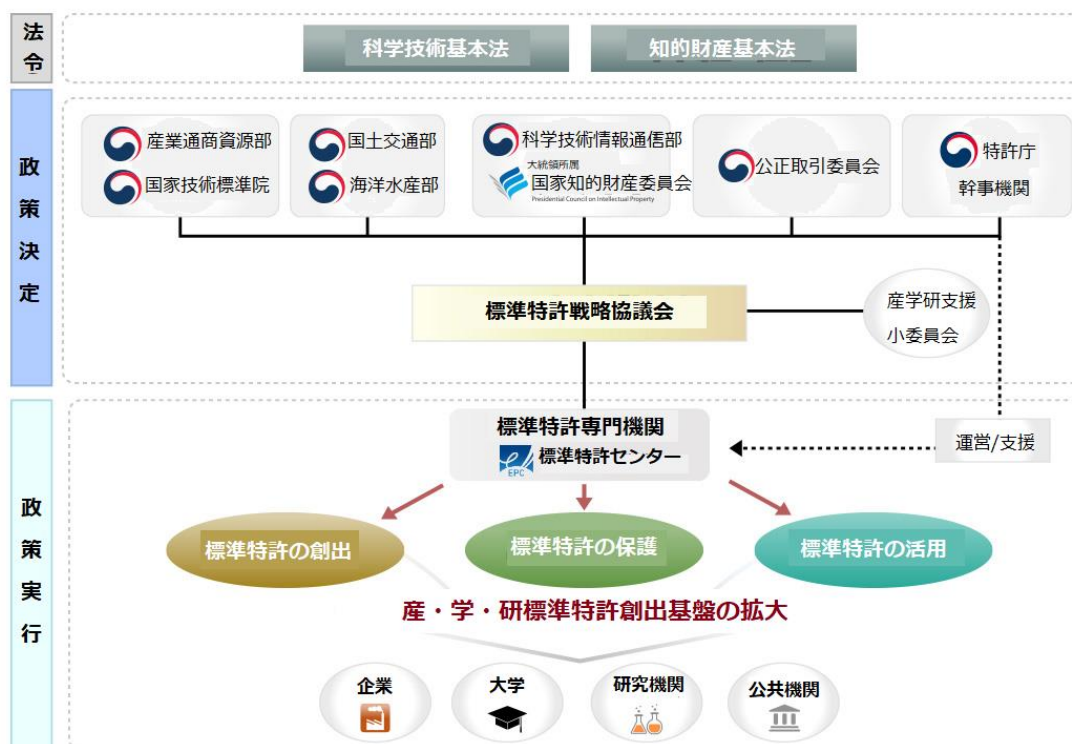
特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる専門組織を編成し、国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。2013年には標準特許世界4強入りに向けた中長期(2013～2017)政策として「標準特許の戦略的確報方策」を講じ、国家知的財産委員会を通じて11省庁合同で確定した。

ロ. 推進内容及び成果

標準特許創出支援事業は技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出される高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&D課題企画の時から国際標準案の開発、標準化活動に至る全段階にわたって標準特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが度々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて優秀なR&D成果が標準特許につながるように支援する事業である。

＜図Ⅲ－1－16＞標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系



まず、韓国の標準特許能力強化と政府R&D資源の効率的な投資という観点から、R&D課題の発掘段階から標準特許確保の可能性を考慮したR&D課題を発掘するため、標準特許戦略マップの構築を推進した。2017年には智能型メディア技術に対して計6つの

標準特許有望技術を導出し、有望技術のうち韓国の標準特許確保が急がれる6つのR&D課題を最終導出して、2018年ICT R&D事業(科学技術情報通信部)の標準特許有望課題ニーズとして提供した。

研究遂行段階ではR&Dと国際標準化を並行推進しているR&D課題遂行機関と連携してR&D環境と国際標準環境を綿密に分析する一方、特許とR&D、標準の連携戦略を支援したが、R&D標準環境による細部戦略をより多様化して事業成果の向上を図った。2017年にはGiga Media基盤のTele-experienceサービスSWプラットフォーム技術開発など12の政府R&D課題を支援して計32件の戦略を導出し、35件の国内外特許が出願された。そのうち14件の特許が反映された8件の標準案(寄稿文)がISO/IEC JTC1¹²など国際標準化機構に提出された。

＜表Ⅲ－1－13＞2017年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機構	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	海外特許出願	標準案(寄稿文)提案
8K級360VR動画適応型ライブシステムの開発など12課題	BEFSなど6つ	ISO/IEC JTC1など7つ	32件	29件	6件	8件

そして、R&Dが一定部分終了して国際標準案の開発及び国際標準への反映に向けた標準化活動を目的とする国家標準化機関の標準開発課題と連携して既存の技術中心から特許中心の戦略的な標準案を開発することで、標準特許が創出できるよう支援した。2017年には4K/8K UHD映像コンテンツ分散ストリーミングプロトコル標準開発など計19の課題を支援して標準、特許分析などを通じて40件の戦略を導出し、42件の国内外特許が出願された。そのうち40件の特許が反映された35件の標準案(寄稿文)がIEEE¹³など国際標準化機関に提出された。

¹² JTC1(JOINT TECHNICAL COMMITTEE 1) : ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

¹³ IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers) : 国際電気電子技術者協会、主に北米標準開発専門機構

＜表Ⅲ－1－14＞2017年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機構	①戦略 戦略 提示	②特許		③標準 標準案(寄稿文)提 案
				国内特許 出願	国外特許 出願	
4K/8K UHD 映像コンテンツ分散ストリーミング プロトコル標準開発な ど計 19 件の課題	国民大学 など 9 つ	IEEE な ど 8 つ	40 件	30 件	12 件	35 件

また、標準特許創出支援事業による特許成果の活用性を高めるため、支援終了後の標準化進行状況及び特許対応 이슈er によって標準特許の地位が維持できるよう特許管理戦略を支援した。これを通じて計609件の事業特許成果及び54件の追加出願特許に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正戦略49件、標準特許の活用を拡大するための海外出願戦略5件など計54件の標準特許化戦略を提供した。

＜表Ⅲ－1－15＞2017年標準特許後続管理事業の推進成果

後続管理の対象		標準特許化戦略支援(54件)	
特許成果	追加出願件	権利範囲の補正	海外出願戦略
609 件	54 件	49 件	5 件

ハ．評価及び発展方向

2009～2010年に推進された事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準特許の戦略的な創出基盤を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011～2013年に推進された標準特許創出支援事業はR&D現場及び標準開発現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることでその基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

2014年からは政府R&Dの全周期にわたる支援を通じて標準特許創出成果の最大化を図る体系の構築を進めている。2015年には標準特許有望課題を発掘するための標準特許戦略マップ及び課題企画過程において標準特許の可能性を検討するための標準特許

動向調査を本格的に施行した。2016年からは国際標準化及び標準特許支援を通じて蓄積したノウハウを結集し、政府R&D標準特許の弱者である中小・中堅企業の標準特許競争力を強化するため、関係省庁と共同で「標準特許強小企業育成方法」を設けた。また、標準特許確保能力を短期間で内在化できるように支援するステップアップ(Step-Up)プログラムを運営し、優れた技術を備えた韓国の中小・中堅企業を標準特許強小企業として育成できるように支援した。2018年からは標準化可能性の高い支援課題を対象に標準技術を活用する多様な製品・サービスに関する標準応用特許ポートフォリオ構築戦略支援を強化する予定である。

これを通じて政府R&Dの全周期にわたる支援を通じて政府R&Dの標準特許成果を高め、相対的に弱者である韓国の中小・中堅企業の標準特許競争力を強化することで、韓国が標準特許世界4強に仲間入りできるよう基盤をさらに強化していく予定である。

3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

現在国際標準化活動の際に知財権に対する検討が不十分な状態で標準が採択されたために相当規模の特許料が発生している状況である。特に、韓国の主要輸出品目である電気電子及び情報通信技術分野の製品が技術貿易収支赤字の約77.6%を占め、主要標準技術分野別に形成された特許プールによる特許料の負担も増加している。

そこで標準制定の段階別に特許を検討することで国益を考慮した国際標準が制定されるようオーダーメイド型特許戦略を支援する「標準制定特許対応支援」を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2017年には産業用通信分野(産業部、IEC TC65)とブロックチェーン分野(科学技術情報通信部、ITU-TSG17)の国内対応研究班を試験的に支援したが、計19件の主要特許分析を行って国際標準化に積極的に対応し、国際標準制定の際に国内特許技術が反映されるよう誘導した。

＜表Ⅲ－1－16＞2017年標準制定特許対応支援の推進成果

技術分野	主要特許 分析提供	応用特許 提供	戦略樹立	戦略類型
ブロックチェーン保安分野 (科学技術情報通信部、 ITU-TSG17)	8 件	646 件	3 件	国内技術の国際標準案への反映
産業用通信分野 (産業部、IEC TC65)	11 件	501 件	2 件	国内技術の国際標準案への反映 国内対応特許の発掘
戦略活用成果	<ul style="list-style-type: none"> ・(国際標準化対応)国際標準化時の分析結果を参照して韓国企業のロイヤリティー負担が予想される海外寄稿に戦略的に対応する。 ・(国内技術の国際標準への反映)国内技術が考慮されていない海外寄稿に国内技術反映を誘導または新規寄稿主体選定後、直接寄稿を推進。 			

ハ. 評価及び発展方向

2017年標準制定特許対応支援を通じて海外で主導する標準に国益が反映できるよう対応し、特に利害当事者が直接参加して能動的に対応できるよう誘導した。

今後他の標準化研究班まで特許戦略支援範囲を拡大し、より多様な標準化技術に対して国際標準化過程で予想される被害を事前に対応及び最小化するよう引き続き支援する予定である。

第2章 知的財産基盤の強小企業の育成

第1節 中小企業の知的財産経営支援の強化

1. 概観

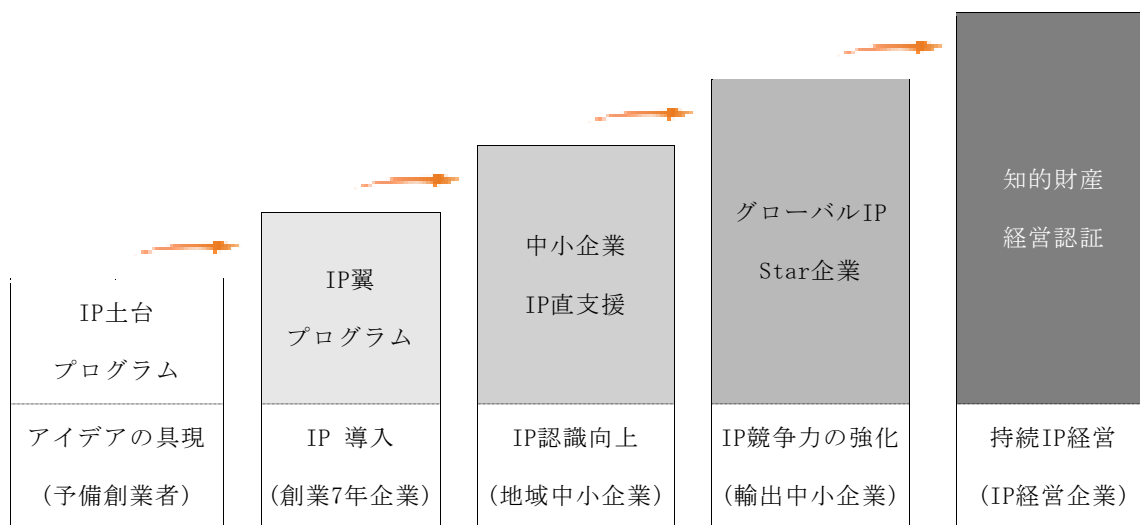
産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

韓国がもう一度跳躍するためには知的財産を基盤とする中小企業を支援・育成することが必要である。従来のように単純労働の投入などを通じた大量生産や後を追うだけの戦略ではこれ以上の経済成長は期待できない。また、第4次産業革命時代に合わせて斬新なアイデアを通じた新しい製品・サービスを地道に創り出して未来を先導することが重要である。そのために創業企業と既存企業の着実な成長とこれを通じた雇用創出は韓国が抱えている山積みのような経済問題に対する解答になり得る。

最近の景気低迷や企業間の競争激化によって韓国経済のバックボーンともいえる中小企業の生き残りはますます厳しくなっている。大企業に頼り過ぎたあまり販路が途絶えてしまうケースが発生し、競合社の牽制によって経営活動が難しくなるケースが頻繁に発生する。このような状況の中で中小企業の長期的な成長を担保するためには、新しい製品を通じて新しい市場を開拓することが非常に重要である。新しい製品を持続的に見つけて販売先を多様化し、企業の価値を高めることが今の厳しい状況を打開できる鍵になるであろう。

また、製品のライフサイクルが短くなり、新製品に適用される知的財産権の数も増えたことで、知的財産権なく企業を運営することは至難の業である。大企業の場合は独自の戦略を樹立して事前に知的財産権紛争に備えられるが、中小企業の場合は事前の備えなく製品を販売したために知的財産権が足枷になってしまうケースが頻繁に発生する。特に、輸出に大きく依存する韓国経済の特性上、中小企業の海外知的財産競争力は極めて重要であるが、まだ海外知的財産権分野における韓国中小企業の能力は高くない。

特許庁は中小企業の知的財産経営支援を強化し、知的財産に基づいた強小企業を育成するための様々な取り組みを実施している。特に、2017年からは予備創業者向けの新規支援事業を設け、創業スタートから海外輸出及び知的財産経営の内在化まで企業の成長段階による全周期支援体系を完成した。



段階別に見ると、予備創業者のための「IP土台プログラム」を始めに、7年以内創業企業を支援する「IP翼プログラム」、そして中小企業の海外進出を支援するための「グローバルIPスター企業育成」事業を経て、知的財産優秀中小企業に対する「認証」に至るまで、必要であれば有望な中小企業が知的財産基盤の強小企業として成長する上で段階別に持続的な支援を受けることができる。

具体的な支援内容を見ると、予備創業者にアイデアの具体化・高度化コンサルティングを、初期創業企業に融合・複合IP技術と経営戦略コンサルティングを、一般中小企業を対象にIP経営コンサルティング及び懸案解決を、輸出(予定)中小企業には海外出願及び海外技術進出戦略の樹立などを支援した。また、中小企業の知的財産経営環境作りを誘引し、認証企業の対外信頼度を高めるため、知的財産経営認証制度を運営している。

2. IP土台プログラム(IP創業Zone、特許支援窓口)

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソン・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

世界的な低成長基調と第4次産業革命という波に立ち向かうためには、新しい雇用を創出するための革新型技術創業が求められる。技術創業は生計を立てるための創業など一般の創業に比べて相対的に高い雇用効果と売上高の増加率を示し、このような技術創業を活性化するためには創業以前の段階から知的財産中心の創業を誘導する必要がある。

そこで特許庁はIP土台プログラムを通じて予備創業者の単純な初期アイデアが知的財産に基づく事業アイテムとして育成できるようにすることで、予備創業者が創業で成功する上で「土台」になることを期待している。

2) 概要

IP土台プログラムは個人及び予備創業者のアイデアを熟成させて事業アイテムとして具体化し、特許権の確保、事業計画書の樹立を支援することで知的財産を活用する創業を支援するコンサルティング基盤のプログラムである。

支援対象は創意的なアイデアを保有する個人、予備創業者、いずれも可能であり、事業申込みは全国の広域市・道の地域知的財産センターを通じて年中随時受け付けている。そして、受付の際は参加申込書とアイデア要約書などを提出する必要がある。

事業の支援内容は①段階：IP創業ゾーン、創造経済革新センターなどのアイデア相談窓口で知的財産専門家と基礎相談を進行する。基礎相談を通じて同事業の支援対象を選定する。②段階：IP創業ゾーンでアイデア発想技法、創意的な問題解決方法、特

許情報検索などの教育を通じて予備創業者に必要な知的財産と創業に対する基本能力を備えさせる。③段階：アイデア高度化コンサルティングを通じて先行技術調査分析結果を基に技術が事業アイテムとして競争力を備えるようさらに発展させる。④段階：高度化されたアイデアを権利として保護し、経営・マーケティングに活用できる最適な特許技術として出願する。⑤段階：アイデアを実際具現可能な製品として発展させるために3D模型設計を支援する。⑥段階：創業コンサルティングを通じて事業計画書、ビジネスモデルなどを樹立し、他機関の資金・試作品製作などの支援が受けられるように連携する。

ロ．推進内容及び成果

2017年IP土台プログラムを通じて計758件のアイデアが事業アイテムとして導出され、そのうち129件が創業に成功した。創業企業は計43億ウォンの売り上げを記録し、65人を新規採用して新しい雇用を創出した。

また、創業コンサルティングを通じて他省庁の多様な創業支援事業に連携支援し、計179件が創業資金、試作品の製作などの支援を受けた。

ハ．評価及び発展方向

IP土台プログラムはアイデアはあるものの創業に困難を覚える地域住民が知的財産を基にする競争力のある事業アイテムで創業できるように支援することで、地域における新しい雇用創出に貢献した。同時に、地域の多様な関係機関との協力を通じて地域の特性に適した知的財産基盤の創業が活性化できるように運営していく予定である。

<図Ⅲ-2-1> IP土台プログラムの進行プロセス



3. IP翼プログラム

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソン・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

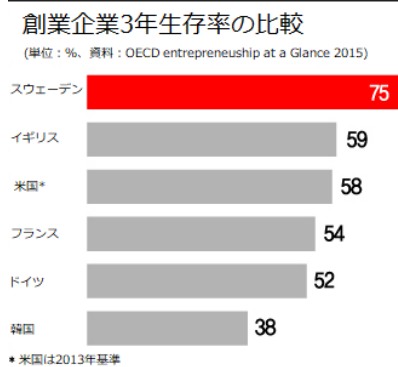
1) 推進背景

多様な創業育成政策にもかかわらず、創業企業の5年以内生存率が低いことが問題となっている。統計庁の「2016年基準企業生滅行政統計結果」報告書を見ると、創業後5年以内に約63%の創業企業が廃業していることが分かる。また、2015年OECD報告書によれば他国に比べて国内創業企業の生存率が低く、新しい政策が求められる。そこで、特許庁は創業企業の生存率を高めて健全な創業生態系を作るため、単なる費用支援ではなく専門家によるIPコンサルティングを支援する「IP翼プログラム」を運営している。

<表Ⅲ-2-1> 企業生滅行政統計



<表Ⅲ-2-2> 創業企業の3年生存率



2) 概要

IP翼プログラムは全国の地域知的財産センター(RIPC)を通じて運営されており、広域自治体当たり1個の地域知的財産センターが該当事業を遂行して業務の効率を高めている。

IP翼プログラムは「88(「生き生きとした」という意味の韓国語の発音と同じ)コンサルティング」をモットーにして、地域知的財産センターの担当コンサルタントが100日の課業期間の間CIP0(Chief Intellectual Property Officer)となって企業にIPコンサルティングを支援する。まず、事業運営の面で課業期間100日の間8回の業務会議を強制的に開き、CIP0としての役割を充実に果たしている。次に、事業遂行の面で、担当コンサルタントは8つのソリューション(強い特許権の創出、R&D方向設定、紛争予防戦略の樹立、IPオーダーメイド型教育、IP活用戦略の樹立、IP融合・複合戦略の樹立、職務発明制度、営業秘密戦略など知的財産管理戦略の樹立、知的財産経営認証など企業成長に向けた認証獲得及び活用戦略の樹立)の中から企業に必要なものを選別してオーダーメイド型コンサルティングを提供する。技術の独占的な権利を確保するために強い知的財産権の創出、保護戦略を提供し、保有技術と知的財産権を活用して市場で持続的に成長できるようにコンサルティングを実施する。何よりも8回のミーティングを行う際に企業のIP必要性和水準に合わせてオーダーメイド型教育を支援して創業企業のIPインフラ確保に寄与している。

企業が市場でIPという翼で力強く羽ばたけるよう、IP翼は企業と密着して創業企業が直面している問題をIPで解決している。

ロ. 推進内容及び成果

2017年にスタートしたIP翼プログラムは全国294社の企業にIPコンサルティングを支援した。2018年には事業を拡大し、全国420社の企業を支援する予定である。

2017年推進の結果、特許出願だけでなくIP融合・複合を活用した商標やデザインの

出願も支援し、計433件の知的財産権の出願を支援した。

<表Ⅲ-2-3>2017年IP翼プログラムの知的財産権出願支援件数

特許	商標	デザイン	合計
334件	62件	37件	433件

また、企業が安定的に成長できるように知的財産経営戦略を提示し、これを通じて計274人の新規雇用が発生した。このような雇用は知的財産戦略を通じて企業成長を誘導ながら発生した雇用であり、単純な雇用ではなく企業の技術及び知的財産分野から発生した良質な雇用という点で意味がある。

ハ. 評価及び発展方向

2017年IP翼プログラムコンサルティングに対するサービス品質を高めるため、支援企業に該当事業に対する品質及び満足度調査を実施した。平均88.5点というハイスコアを獲得し、支援企業の大多数がIP翼プログラムに対して満足していることがわかった。調査結果で足りない部分に関してはコンサルタント能力向上教育を通じてコンサルティングの品質向上を図る予定である。

<表Ⅲ-2-4>2017年IP翼プログラムコンサルティングの満足度

調査対象	回答企業	平均点数
294社	271社	88.5点

2018年事業内容では事業結果を強い特許権の出願から強い知的財産権に変更し、IP融合・複合戦略を図った。また、限られた100日の課業期間の間、IP融合・複合戦略の導出が不可能な場合に備えて「中小企業IP直支援サービス」を連携することで良質なコンサルティングになるよう取り組んだ。また、2018年事業内容に他省庁との連携を強化し、創業企業がIPをより積極的・自律的に活用できるようにすることで、支援企業がグローバル企業になれるように運営する計画である。

4. 中小企業IP経営支援団

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

イ. 推進背景及び概要

知的財産能力が不十分でIP専門家からの助言が得難い地方の中小企業には迅速な知的財産支援及び問題解決が必要である。中小企業IP経営支援団サービスは中小企業のIP問題を探し出し、知的財産コンサルティング及び問題解決を通じて企業成長の障害要因を取り除くことを目的として施行された中小企業支援事業である。

同事業は2010年からIP Start-up, IP Scale-up支援事業として施行されてきたが、年1回事業実施という従来の事業構造では中小企業の即時的な要求には対応できなかった。

そこで、地域中小企業の経営現場で発生する知的財産関連の急な問題に対して即刻に対応する必要があり、2017年には地域中小企業のIP成長における障害要因を取り除くために地域知的財産センターを通じた随時・即時支援事業に変更した。

ロ. 主要内容及び成果

中小企業IP経営支援団は地域所在中小企業に小規模の特許マップ、デザインマップ、ブランド開発、デザイン開発、特許技術広報映像などを支援し、地域知的財産センターのコンサルタントを通じて国内外IPコンサルティングを提供する事業である。特許庁は申請企業を対象に地域コンサルタントが企業担当者との相談を通じて企業の懸案課題を分析及び診断し、必要な事業を2～3カ月以内に即時支援する。

2017年度中小企業IP経営支援団の支援実績は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－２－５＞2017年度中小企業IP直支援サービス

支援事業	支援件数
特許マップ	356
デザインマップ	5
ブランド開発	212
デザイン開発	278
特許技術広報映像	138
国内外IPコンサルティング	973

ハ. 評価及び発展方向

中小企業IP経営支援団サービスは2017年計1,450社の1,962件のIP問題に対して直ちに相談・支援を実施し、事業施行前(2005年)21%に過ぎなかった非首都圏の特許出願比率が37.6%(2016年)まで漸進的に上昇し、首都圏と非首都圏のIP格差解消に寄与した。

また、事業に対する外部成果度調査の結果、総合点数90.3点で前年比0.7点(2016年89.6点)上昇し、事業に対する全体的な満足度が非常に高かった。しかし、まだ地域企業の多様なニーズに応えるためには事業を持続的に拡大していく必要があり、今後低い単価による支援結果品質の低下を予防するために一部課題の支援単価の上方修正が必要である。

5. グローバルIPスター企業の育成

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

イ. 推進背景及び概要

知的財産を活用する経営戦略が企業の競争力を左右しており、特許などの知的財産

権を先取りした企業の紛争提起も増加傾向にある。大企業は知的財産専担組織を備え、自社の特性に適した知的財産経営モデルを独自に樹立して運営するなど知的財産基盤時代に着実に対応している。また、一部中小・中堅企業は積極的な知的財産権の確保及び活用を通じて持続的に成長している。

このように知的財産が企業の長期的な成長における欠かせない要素であるにもかかわらず、大半の中小企業は知的財産の重要性に対する認識が依然として不十分な状況である。そこで、特許庁は2010年から地域中小企業の知的財産創出及び活用強化に向けたIPスター企業育成事業を初めて導入・施行した。特に、特許庁は2017年から従来の「IPスター企業」を「グローバルIPスター企業」に変更し、輸出中もしくは輸出予定の中小企業に対するIP総合支援を通じて地域中小企業のグローバル能力を強化することで輸出実績の向上のために取り組んでいる。

韓国の場合、国内総生産(GDP)対比内需の比重が段々減っており、中小企業はこのように低迷している内需市場の状況を打開するために海外市場攻略に拍車をかけている。特に、主要研究の結果、輸出企業は内需中心の企業に比べて企業の成長及び良質の雇用創出において優れている。このような国内の状況に合わせて地域に所在する輸出中心の中小企業が海外市場に安定的に参入するための支援が重要になっている。

ロ. 主要内容及び成果

2017年グローバルIPスター企業育成事業はグローバル競争力のある地域の輸出(予定)中小企業を発掘して知的財産に対する総合支援を提供した。

知的財産総合支援は海外権利化支援、オーダーメイド型特許/デザインマップ提供、非英語圏ブランド開発、特許技術シミュレーション制作、特許・デザイン融合開発、その他選択型IPを通じた随時課題支援などで構成されている。このような細部課題を地域知的財産センターのコンサルタントを通じて集中支援することで、該当企業の輸出能力強化を通じて地域の代表的なグローバル企業として成長できるように支援する事業である。

特許庁は2010年のIPスター企業育成事業を導入して以来2017年現在まで計1,454社(累積)の地域有望中小企業を支援した。

<表Ⅲ-2-6> 支援対象の選定状況

選定年度	選定(社)
2010年	108
2011年	203
2012年	157
2013年	151
2014年	227
2015年	220
2016年	100
2017年	288
合計	1,454

特許庁は地方自治団体との協力の下で地域別の有望輸出中小企業を選定しているが、「グローバルIPスター企業」に選定されるためにはIP-Spectrum評価、現場実査、対面審査につながる厳しい審査手続きを全て踏む必要がある。支援対象として選定された企業はコンサルティング及び需要調査の結果によって最大3年間様々なプログラムの支援を受けることができる。

特にグローバルIP経営診断の場合を例に挙げると、地域知的財産センターが中小企業を専担してIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略、ブランド経営戦略、デザイン経営戦略の計5つのモジュールを選択的に支援し、地域知的財産センターのコンサルタントは選択されたモジュールを基に企業のコンサルティング要求事項を反映して自由にコンサルティングを実施する。

2017年度「グローバルIPスター企業」に対する細部課題支援実績は以下のとおりである。

<表Ⅲ-2-7> 2017年度グローバルIPスター企業の支援実績

支援事業	支援件数
海外権利化	1,422
グローバルIP経営診断	34
オーダーメイド型特許・デザインマップ	158
非英語圏ブランド開発	36
特許&デザイン融合支援	57
選択型IP支援	264
特許技術シミュレーション	150

ハ. 評価及び発展方向

グローバルIPスター企業育成事業を通じて支援対象として選定された中小企業は毎年一般中小企業より高い成長を記録している。

2017年もまた全体中小製造企業に比べてグローバルIPスター企業の売上高、輸出額、雇用者数増加率などで高い成果を記録した(グローバルIPスター企業の92%が製造業分野)。特に輸出の側面で優れた成果をあげたが、支援前の未輸出企業58社のうち50%である29社が新規輸出に成功し、輸出対象国は1,829カ国から2,036カ国に11.3%増加、輸出額もまた3.5%増加した。

また、最近3年間計1,311億ウォンの地域経済再投資効果及び計2,887億ウォンの直接・間接的な国家産業への経済的波及効果が発生したことがわかった。

＜表Ⅲ－2－8＞グローバルIPスター企業の支援成果

	2017年グローバル IPスター企業	IPスター企業2014 ～2016年平均	中小製造企業2014～ 2016年平均
売上高増加率	11.5%	8.07%	△3.60
輸出額増加率	3.5%	6.27%	△2.87%
雇用者数増加率	11.5%	7.73%	2.23%

特許庁は今後もグローバルIPスター企業育成事業を通じて輸出中心の強小企業を持続的に育成するために関連予算を拡大し、特に中小企業の海外進出と関連するIPニーズを直ちに解決できるように時宜を得た支援事業を導入するために取り組んでいく予定である。

また、第4次産業革命など融合技術が急激に発展する現状に合わせて、企業からのニーズを基に特許・デザイン・ブランドを融合したコンサルティングを地域知的財産センターのコンサルタントを通じて行い、海外オーダーメイド型コンサルティングの提供と事後管理体系構築を通じた知的財産経営を企業に導入していく計画である。

6. 知的財産経営認証

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

イ. 推進背景及び概要

第3次産業革命(ITと産業の結合)までの工場自動化は予め入力されたプログラムに従って生産施設が手動で動くものを意味していたが、第4次産業革命における生産設備は製品と状況によって能動的に作業方法を決め、企業の経営方法にも変化が予想される。しがたって知的財産の創出－保護－活動の知的財産ライフサイクルを活用した企業の知的財産管理も変化が必要と判断される。

かつて知的財産は発明を保護する消極的な法的権利が強調されていたが、最近IP金融などで知的財産価値創出要素の重要性が大きくなっている。同時に知的財産は企業経営において価値創出を超えて多様な方法で管理・活用されている。もはや知的財産は企業の発生、変更、消滅の全領域において影響を及ぼしていると言える。

特許庁の中小企業に対する知的財産政策は限られた規模の予算・人材で多数企業の知的財産能力を高めるには限界があり、中小企業を対象にした既存の支援事業の他に中小企業現場に知的財産経営を広く伝播するための誘引策が必要である。

そこで、特許庁は知的財産経営を中小企業の普遍的な経営方法として広め、知的財産経営企業の信頼性を高めるため、2015年にパイロット事業を始め、2016年に知的財産経営認証事業をスタートした。

ロ． 主要内容及び成果

知的財産経営認証事業を推進するため、知的財産基本法、発明振興法及び同法施行令を改正して法的根拠を作り、特許庁告示で知的財産経営認証要領を制定して2016年4月28日に施行した。

体系的な審査及び認証のために自己診断、書類審査、現場評価、認証可否の決定を認証ホームページ(www.ipcert.or.kr)上で行い、申込企業及び認証状況を管理するためにオンラインシステムを構築した。

<図Ⅲ-2-2> 知的財産経営認証オンラインシステム



特に、2017年からは脱落企業に対する事後管理の側面から知的財産経営コンサルティングプログラムを設け、計33社のうち6社が認証を獲得した。

また、認証企業の知的財産活用に必要な現業実務及び知的財産業務職群別の役割など社内で知的財産を管理するための知財権教育及び制度改善懇談会を開催し、知的財産教育の定例化、常時コンサルティング及び活性化方策などの意見を取り集めた。

<表Ⅲ-2-9> 知的財産経営認証の実績

区分	2016	2017	合計
申込企業	80	225	305
認証企業	53	150	203

知的財産経営認証の申込対象は中小企業基本法第2条に基づく中小企業であり、年中常時申込可能である。申込手数料は2017年までは制度活性化のために11万ウォンに引き下げた。

知的財産経営認証は2017年225社が申し込み、そのうち150社が認証を受けて認証率は66.7%であった。認証企業150社の審査における平均点数は約76.1点で、脱落企業7

5社の平均点数は51.4点を記録し、知的財産分野に対して両企業群間で画然とした差が見られた。

認証審査項目は国内外産業財産権の保有件数など10項目、100点満点で70点以上の場合認証企業となる。

＜表Ⅲ－2－10＞知的財産経営認証の審査項目

審査項目	配点
知的財産担当組織及び人材	10点
職務発明制度の導入及び運営	5点
役職員1人当たり国内外産業財産権の出願比率	12点
国内外産業財産権の保有件数	23点
知的財産権教育	5点
研究開発人材及び金額	12点
知的財産権の動向把握及び活用	18点
知的財産権適用製品の売上比重	5点
知的財産権の実施権など活用	5点
知的財産権紛争の事前点検	5点

制度の初期広報を通じてより多い企業を募集するため、2017年認証企業には特許庁の特許・実用新案・デザイン権年次料20%追加減免、一部支援事業参加時の加点付与、中小企業政策資金融資事業のうち開発技術事業化資金対象企業、韓国放送広告振興公社のテレビ・ラジオ放送広告費の70%割引などの認証施策が施行された。

ハ．評価及び発展方向

知的財産経営認証制度の施行初期には認証が規制であるという認識の下で広報不足によって制度が活性化されなかったため、制度の定着及び認知度向上に向けた広報強

化が求められる。また、認証企業に対して経済的・制度的に役立つ認証施策を持続的に拡大し、知的財産経営導入への誘引策を講じる必要がある。

最後に、認証審査の品質を維持するため、審査委員の教育及び中小企業の知的財産経営関連懸案問題、改善事項を導出し、認証審査に反映する方向で制度を運営していく必要がある。

7. 知識財産プロボノ事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 パク・ダヒョン

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

知的財産が企業の重要な資産として浮上し始め、これを受けて企業は知的財産権の確保のために活発に動いている。特許庁は地域の中小企業に対する支援のために多様な知的財産経営支援政策を推進しているが、限られた予算と高い競争率で小企業、予備創業者など多くの零細企業が支援を受けられない状況にある。特に、零細企業は特許出願、ブランド、デザイン開発による費用負担で知的財産経営への参加に困難を覚えている。

そこで、特許庁は零細企業の知的財産活動を支援するため、自分が持っている才能を助けが必要な人にシェアする「プロボノ」を知的財産分野に取り入れた「知的財産プロボノ」を2012年から推進している。

2) 概要

「知的財産プロボノ」は弁理士、デザイナー、教授など知的財産に関する才能及び専門知識を持つ個人又は団体が知的財産活動において困っている小企業、社会的企業、

予備創業者などを助ける活動である。プロボノを通じて支援が受けられる知的財産分野は△知的財産相談△先行技術調査△知的財産教育△ブランド・デザイン開発などである。

<図Ⅲ-2-3>知的財産プロボノのCI



プロボノ又はサービスを受けたいと希望する者は地域知的財産センターに直接相談するか、もしくは知的財産プロボノホームページを通じて申込可能である。申し込みが完了すれば、地域知的財産センターがプロボノ・才能受惠の適否を判断し、担当コンサルタントが分野毎に適合する才能寄付者と受恵者のマッチングを行う。マッチングされた寄付者と受恵者はプロボノ分野と細部進行事項などに対して協議を行い、以後プロボノを通じて知的財産活動を支援することになる。

<図Ⅲ-2-4>知的財産プロボノの構造図



ロ. 推進内容及び成果

「知的財産プロボノ」は16の広域知的財産センターを通じて参加者を募集し、現在まで919件の知的財産プロボノが行われた。

2017年には264人の才能寄付者と157人の恩恵を受ける人を募集し、222件のプロボノを支援した。細部支援状況を見ると、知的財産相談39件、先行技術調査55件、知的財産教育15件、ブランド開発44件、デザイン開発45件、その他24件であり、参加者たちを通じて積極的に知的財産プロボノが行われた。

＜表Ⅲ－2－11＞2017年度知的財産プロボノの分野別状況

(単位：件)

知的財産 相談	先行技術 調査	IP教育	ブランド 開発	デザイン 開発	その他	合計
39	55	15	44	45	24	222

知的財産プロボノのために2013年には大韓弁理士会、サムスン電子、金&張法律事務所、第一特許法人などと業務協約を締結し、企業のプロボノへの参加を促し、2014年からは地域大学のデザイン学科の教授と学生が参加する産・学連携の才能シェアリングを推進することで大学内のプロボノ文化の拡散と学生の実務能力向上に貢献している。さらに「知的財産プロボノ」以後、恩恵を受けた企業はプロボノを通じて得た収益又は製品を地域の脆弱階層に寄付するなどシェアリングの好循環につながり、好循環的なシェアリング文化の拡散に肯定的な役割を果たしている。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産プロボノは知的財産活動に困っている零細企業を支援し、地域企業の知的財産競争力を高める上で大きな役割を果たしている。同時に、恩恵を受ける側に合わせたオーダーメイド型知的財産創出を支援するため、1：多数のプロボノを通じた融合型プロボノを推進している。また、才能をシェアする人たちが一堂に会してプロボノ事例を共有し、プロボノの必要性を共感する場を設けることで、プロボノ参加者の功労を称えとともに地域へのプロボノ文化拡散にも寄与する計画である。

第2節 地域における知的財産インフラの構築

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知的財産センター」を設置・運営している。地域知的財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知的財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2. 地域知的財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ
 地域産業財産課 工業事務官 ソン・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は全国に27の地域知的財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、出前知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

一方、2014年には江原、光州、大邱、釜山の地域知的財産センターに、2015年には仁川、全北の地域知的財産センターに、2016年には済州、忠南地域知的財産センターに、2017年には慶北(安東)、蔚山地域に「IP創造Zone」を設置し、予備創業者のアイデアに対する知的財産・創業教育とコンサルティングを支援するプログラムを展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知的財産センターを地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムードを作り出すと同時に知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の発展と国家競争力の向上を図ることを目標に掲げている。

地域知的財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、地域の知的財産権に対するニーズを顧客の近い場所で満足させることで顧客価値経営を実現している。

2006年本格的な自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2017年には地域の知的財産インフラ構築のために知的財産教育4,811回、発明振興イベント33回、自治体公務員懇談会・ワークショップ31回、IP経営者クラブ92回を開催した。このように地域知的財産センターという知的財産権総合支援体制の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進して地域の経済活性化に貢献している。また、自治体との有機的な協力事業を推進して地域の特性に適した戦略的支援を強化している。

一方、「IP創造Zone」の段階別教育プログラムである創作教室－特許研究室－創業インキュベーターを通じてアイデア発想から特許出願、事業化連携支援を行っている。2014年に257人に対する教育と27件のアイデアに対する特許出願を支援し、2015年には790人に対する教育と204件の特許出願を支援した。2016年には1,016人に対する教育と187件の特許出願を支援した。

2017年には計38期数、1,258人が創作教室及び特許研究室教育を修了し、99人の創

業者(新規創業90人、転換創業5人、再創業4人)を養成し、他創業支援事業に計152件の事業アイテムが連携されることで創業の夢を繋いでいる。

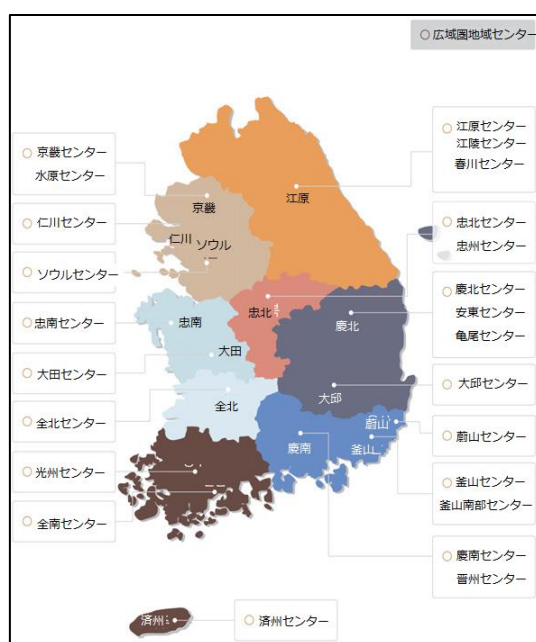
ハ. 評価及び発展方向

特許庁は地域知的財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤の中小企業支援拠点として育成する計画であり、そのために地域環境に適したオーダーメイド型知的財産政策の樹立を支援し、産・官・学界の参加を呼びかけられる地域機関との共同事業及び協力体系をさらに強化していく計画である。

また、IP創造Zoneを通じて発掘されたアイデアに対する創業及び事業化支援、創造経済革新センター予備創業者に対するIP教育及び権利化支援など創造経済革新センターとの業務協力を続けていく予定である。2018年にはソウル、京畿、大田、忠北、慶南、全南にもIP創造Zoneを新規設置し、全国規模で設置を完了する計画である。

一方、地域知的財産センターを地域のIP拠点機関として発展させるために専門コンサルタント中心のIPコンサルティングも強化していく計画である。

<図Ⅲ-2-5> 地域知的財産センターの状況



＜表Ⅲ－2－12＞地域知的財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	ソウル知的財産センター	ソウル産業振興院	02)2222-3860	2009.2	ソウル市麻浦区ワールドカップ北路400ソウル産業振興院1F
2	京畿知的財産センター	京畿テクノパーク	031)500-3043	2003.10	京畿道安山市常緑区海岸路705、京畿テクノパーク4棟1階
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	032)810-2882	2001.7	仁川広域市南東区ウンボン路60番ギル46、仁川商工会議所6階
4	江原知的財産センター	江原道産業経済振興院	033)749-3327	2001.7	江原道原州市好楮路47
5	忠南知的財産センター	忠南北部商工会議所	041)559-5746	2001.7	忠南天安市西北区広場路215、忠南北部商工会議所9階
6	全南知的財産センター	木浦商工会議所	061)242-8587	2005.7	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2、中小企業総合支援センター4階
7	光州知的財産センター	韓国発明振興会光州支部	062)954-3841	2001.7	光州北区チュアム路249、光州INNO-BIZセンター7階
8	全北知的財産センター	韓国発明振興会全北支部	063)252-9301	2014.3	全北全州市徳津区盤龍路109、ベンチャー支援棟1F(105号)
9	済州知的財産センター	済州商工会議所	064)755-2554	2001.7	済州市チョンサ路1ギル18-4、済州地域経済革新センター1階
10	大田知的財産センター	大田テクノパーク	042)930-4455	2003.10	大田市儒城区テクノ9路35、大田知能ロボット産業化センター206～208号
11	忠北知的財産センター	清州商工会議所	043)229-2732	2001.7	忠北清州市上党区北党路106、清州商工会議所1階
12	釜山知的財産センター	釜山テクノパーク	051)320-3575	2003.3	釜山市沙上区蔽弓路70-16、釜山テクノパーク3階309号
13	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	052)228-3087	2001.7	蔚山市南区トッジッ路97、蔚山商工会議所2階
14	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	053)242-8079	2001.7	大邱市東区東大邱路457、大邱商工会議所5階
15	慶北知的財産センター	浦港商工会議所	054)274-5533	2001.7	慶北浦港市南区ボスコ大路333、浦港商工会議所2階
16	慶南知的財産センター	昌原商工会議所	055)210-3085	2001.7	慶南昌原市義昌区中央大路166、昌原商工会議所5階
17	水原知的財産センター	水原商工会議所	031)244-8321	2001.7	京畿道水原市長安区水城路311、水原商工会議所5階
18	富川知的財産センター	富川産業振興財団	070)7094-5483	2005.7	京畿道富川市遠美区平川路655富川TP401棟1503号
19	春川知的財産センター	韓国発明振興会江原支部	033)264-6580	2001.7	江原道春川市江原大学キル1、江原大学ボドゥム館403号
20	太白知的財産センター	太白商工会議所	033)552-4779	2005.11	江原道太白市黄池路188-1
21	江陵知的財産センター	江陵商工会議所	033)643-4413	2003.10	江原道江陵市総合運動場ギル88、江陵商工会議所5階
22	忠州知的財産センター	忠州商工会議所	043)843-7005	2005.7	忠北忠州市ウトム路31、忠州商工会議所会館1階
23	釜山南部知的財産センター	韓国発明振興会釜山支部	051)645-9683	2001.7	釜山市鎮区伽倻大路607セマウル会館6F

24	安東知的財産センター	安東商工会議所	054)859-3093	2005.11	慶北安東市祝祭場ギル240、安東商工会議所1階
25	亀尾知的財産センター	亀尾商工会議所	054)454-6601	2001.7	慶北亀尾市松亭大路120、亀尾商工会議所3階
26	晋州知的財産センター	晋州商工会議所	055)762-9411	2001.12	慶南晋州市東晋路255、晋州商工会議所3階
27*	蔚山テクノパーク知的財産センター	蔚山テクノパーク	052)219-8505	2014.5	蔚山市中区ゾング路15(茶雲洞)テクノパーク本部棟

*富川、太白、蔚山テクノパーク知的財産センター：人件費、事業費の国費支援なく運営機関が自律的に運営する「自立型知的財産センター」

3. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 キム・キホ
行政主事 パク・ダヒョン

イ. 地域知的財産フェスティバルの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催し、2017年からは地域住民が参加する知的財産フェスティバルを発掘することで地域への知的財産認識の拡散及び知的財産に親しみやすい雰囲気を作り上げるために地域知的財産フェスティバルを開催している。

2) 推進内容及び成果

2017年には慶北、光州、京畿、慶南、江原、済州、仁川、全南など計8つの広域市・道とともに地域知的財産フェスティバルを開催した。

2017年地域知的財産フェスティバルには自治体の首長、市・道議会議員、国会議員など地域の政策リーダーが参加した中で地域の知的財産協力ネットワークを構築するとともに、産・学・研とともに地域住民が参加できる多様な知的財産イベントを発掘

することで全住民の参加を促した。

<表Ⅲ-2-13>2017年地域知的財産フェスティバル

地域	日付	主要内容
慶北	9.26	デザイン講演、IP成功事例トークコンサート、科学技術体験イベント、ブランド・デザイン相談ブースの運営など
光州	10.23	IP創業トークコンサート、光州IP創業ゾーン事例展示、発明コンテスト授賞式、技術取引市場
京畿	10.25	IP招請講演、知的財産専門人材修了式、京畿IP経営者クラブ総会、授賞、採用懇談会
慶南	11.2	IP特別講義、IP優秀企業採用館、創業特別講義、慶南技術取引市場、企業投資誘致IR
江原	11.8	IPフォーラム、特許技術広場、発明教室、アイデアメーカーソン(Make-A-Thon)、知的財産広報館
済州	11.13	IP招請講演、トークコンサート、支援企業ブース(100社)、コンテスト授賞式、学生発明ブース
仁川	11.24	IP保護セミナー、知的財産ゴールデンベール、ワンストップ相談ブース、IP経営事例発表、支援企業製品展示
全南	11.29	IPトークコンサート、技術相談会、知的財産ゴールデンベール、知的財産製品販売市場、発明・体験ゾーンの運営

3) 評価及び発展方向

地域知的財産フェスティバルは地域の特色を表す知的財産イベントを通じて地域に知的財産の重要性を共有し、地域住民の知的財産に対する認識向上に貢献した。今後特許庁は地域の他行事との連携、流動人口の多い場所を除外して地域知的財産フェスティバルの活性化・大衆化に向けて取り組んでいく予定である。また、地域企業及び産・学・研関係者と合同で技術交流及び技術懸案を共有する知的財産ビジネスの場と

して拡大していく計画である。

ロ．地域知的財産政策協議会の開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2013年4月、17の広域自治体とともに地域知的財産政策の発掘及び知的財産に優しい政策を地方政府に広げる方策を模索するため「地域知的財産政策協議会」を新設した。政策協議会を通じて特許庁は国家の知的財産政策方向を共有することで、中央・地方政府間、自治体間の政策協議を通じて政策シナジー効果を高め、地域間の知的財産格差問題の解決及び地域知的財産の活性化を誘導した。そこで特許庁は2013年4月11日に第1回政策協議会を開催し、以後毎年定例政策協議会を開催している。

2) 推進内容及び成果

2013年4月11日第1回政策協議会を始めに、毎年定例的に17の広域市・道とともに知的財産政策協議会を推進している。

2017年9月濟州で開催された「第9回地域知的財産政策協議会」では特許庁産業財産政策局長の主宰の下で16の広域自治体の担当者が参加した。その場で特許庁は知的財産創出支援及び創業促進事業の運営計画と、地域知的財産センター評価指標の変更、センター発展方法を案件として提示した。それを受けて自治体は事業予算の拡大を通じた地域の知的財産産業活性化の必要性と地域における固有事業の拡大、第4次産業革命関連知的財産政策支援の必要性を提起し、地域への行事誘致、全省庁の知的財産支援事業統合広報の必要性などを提案した。この協議会を通じて特許庁と広域自治体間で地域の知的財産発展に向けて話し合う有意義な場を設けることができた。

3) 評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて設

立された「地域知的財産政策協議会」はこれまで計9回開催された。これは知的財産の創出・保護・活用体系の先進化政策を地方自治体と共に議論し、地域知的財産センターを中心とする協力案及び地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用体系を先進化し、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化を通じた知的財産行政サービスの提供を目指して自治体及び関係機関との知的財産政策協議会を定例開催する計画である。

ハ．オーダーメイド型教育を通じた知的財産裾野の拡大

1) 推進背景及び概要

特許庁は中小企業の役職員、自治体公務員、予備創業者、学生など地域内の多様な階層を対象に知的財産の重要性を認識させるため、地域知的財産センターを通じた知的財産教育事業を2004年から運営している。

2) 推進内容及び成果

2017年の1年間で自治体公務員を対象に計25回(725人)の「公務員教育」を実施し、一般人を対象に知的財産権制度の基礎、特許情報検索、電子出願及び知的財産権に対する認識教育を中心とする「一般教育」を計192回(6,477人参加)実施し、知的財産権の基礎から創出、権利化まで専門家を養成するための「集中教育」を計99回(1,882人)実施した。

また、事前に教育希望企業との相談を通じて企業役職員の知的財産水準を把握し、中小企業を対象に知的財産能力によるオーダーメイド型教育(出前知財権教育)を計165回実施した。このように地域センターは地域内の多様な階層の人々が知的財産を理解して活用できるよう、知的財産に友好的な社会環境を構築するとともに知的財産の活用に対する裾野を広げてきた。

＜表Ⅲ－2－14＞知的財産権教育の状況

区分	2014年	2015年	2016年	2017年
出前知的財産権教育	4,445人 /231回	3,206人 /405回	3,715人 /308回	2,103人 /165回
知的財産権一般教育	12,154人 /286回	8,766人 /265回	12,235人 /344回	6,477人 /192回
知的財産権集中教育	4,382人 /226回	4,378人 /217回	4,861人 /230回	1,882人 /99回
自治体公務員の知的財産権教育	1,791人 /77回	2,482人 /64回	1,994人 /65回	725人 /25回

3) 評価及び発展方向

地域住民全体が創意的なアイデアを出して知的財産として実現し、さらには知的財産に基づいた創業を通じて成果を出すためには、知的財産に対する理解が前提されなければならない。そこで特許庁は地域現場の最前線で需要階層別のオーダーメイド型教育を持続的に実施してきた。今後も教育機会の拡大と水準別プログラムの開発、専門教育の運営など多様な階層の積極的な参加を誘導するために持続的に取り組んでいく計画である。

第3章 知的財産金融の活性化及び事業化の促進

第1節 中小企業の知的財産金融・取引の活性化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 技術書記官 チョン・ソヌン

韓国は2010年米国、日本、カナダに続いて特許登録100万件を突破し、2015年基準で国内及び国際出願実績が其々4位と5位を記録して知的財産の創出においてはIP5(特許先進5カ国)に相応しい成長を成し遂げ、標準特許保有順位でも世界5位を占めて知的財産の質的な面でも着実に成長している。対内的には2011年知識財産基本法を制定するとともに国家知識財産委員会を大統領直属に設置することで、政府レベルの知的財産政策推進体系も構築した。このように韓国経済は最近急速に知識基盤経済に進入しつつある。

また、最近多様な形態の特許管理専門会社が出現して活動領域を広げていることで、知的財産が実現された製品を生産・販売して価値を実現する活用形態から知的財産からキャッシュフローを創り出す直接的な収益化戦略へとビジネスモデルが変わるなど、知的財産市場の構造的な変化をもたらしている。¹⁴

このような状況の中で政府は国政目標として「革新成長と雇用創出」を提示した。雇用創出の鍵であるグローバル競争力を備えた中小企業を通じて革新成長を実現するという計画である。そのためには活用価値の高い高品質の知的財産を創出し、創出された知的財産を保護しつつ積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産好循環システムの構築が必要である。

これまでは政府調達、課題など各種政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出

¹⁴ チェ・チョル、IP金融を見つめる転換期的な観点、IP Insight Vol2(3)、4ページ、2013.9

を誘引してきたが、これからは「創出された知的財産を如何に活用するのか？如何なる戦略で事業化を通じて価値を生み出していくのか？」という側面から、創出された知的財産が企業成長のエンジンとして作用するように支援することで雇用創出及び革新成長の実現に寄与する政策を講じるために取り組んでいる。

最近「知的財産活動実態調査」の結果によれば、中小企業にとって事業化における最も大きな問題は専門人材及び資金の不足であることがわかった。物的担保は不足しているものの優秀な知的財産権など技術を保有している中小企業が知的財産権だけで資金が調達できる機会を拡大するため、2012年知的財産を担保に資金確保の手段として活用できるように「動産・債権などの担保に関する法律」が施行された。2013年には既存の保証、投資用評価支援とともに担保貸出のための評価費用支援を本格的に施行した。特許庁は自ら事業化能力を高められるように企業の知的財産戦略樹立を支援するとともに、創出された優秀な知的財産が眠ることなく事業化につながるように技術取引市場を活性化し、国有特許の活用方策構築及び職務発明に対する認識向上など多様な活用政策を樹立するなど、知的財産中心の中小企業育成を持続的に支援する予定である。

2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ムン・ウンジョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な権利を付与するもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化における必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化及び資金確保などに活用されているわけではなく、これは特許庁が2017年知的財産活動実態調査を行った結果、国内全体企業の特許事業化率が75.2%であることから確認できる。

創出された特許の事業化率を高めるためには、特許が企業経営戦略の核心要素とし

て働くように活用分野を多様化できる政策的な支援が必要である。そのためにはまず特許技術価値評価に対する信頼性と公正性が担保されなければならない。

特許庁はこのような評価基盤を構築するために発明の評価機関を指定・運営しており、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。

また、評価結果を現物出資、技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるように「事業化連携特許技術評価支援」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金が確保できるように「金融連携特許技術評価支援」事業を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行されており、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の70%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申込及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申込日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であり、個人、中小企業基本法第2条による中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、職務発明補償制度の実施企業、国家功労者または障害者、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業などに対しては加点を付与している。

最近6年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-1>最近6年間特許技術評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017
予算	1,634	1,586	1,600	1,600	1,600	1,600
支援件数	68	64	71	97	84	85

特許技術を評価する時は権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして特許権の金銭的な価値まで算定できるため、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産または構造調整による資産評価、紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金の確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携特許技術評価費用を支援しており、2013年信用保証基金にまで協約機関を拡大した。

2013年特許庁が評価費用を支援して価値評価金額以内で知的財産(IP)だけを担保にして貸し出しを行うIP担保貸し出しを国内で初めて産業銀行を通じて実施して以来、2014年企業銀行、2015年国民銀行にIP担保貸出を拡大した。2018年にはIP価値評価を通じて発行された保証書を基に貸出を施行する場合、追加的に金利を優遇する新規金融商品及び金融機関を拡大する計画である。その他にも投資対象企業が持っている特許に対して投資機関のニーズに応えたオーダーメイド型評価報告書の作成を支援し、特許基盤投資活性化を誘導している。

このような努力の結果、本格的にIP金融が施行された2013年以後最近5年間特許技術評価支援を通じて計1兆1,130億ウォン規模の資金を中小企業に支援し、これは投入予算152億ウォンに比べて約73倍の効果として現れた。最近5年間の詳細な金融連携実績は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－3－2＞最近5年間のIP金融連携支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	合計
予算	1,664	2,932	3,570	3,270	3,770	15,206
連携金額	75,907	165,820	200,904	303,459	366,951	1,113,041

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づいて国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は15機関(2017年基準)を評価機関として指定・運営しているが、評価機関の専門性を持続的に維持・管理するとともに評価機関の能力を高めるため、定期的に発明の評価機関運営協議会を開催している。

＜表Ⅲ－3－3＞発明の評価機関指定状況

指定機関
韓国産業技術振興院、韓国産業銀行、韓国発明振興会、技術保証基金、特許法人タレ、(株)WIPS、(株)ナイス評価情報、(株)ECREDIBLE、農業技術実用化財団、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国化学融合試験研究院、韓国科学技術情報研究院

ハ. 評価及び発展方向

中小企業の知的財産が死蔵されずに技術取引、技術認証など評価を通じて事業化につながるように支援し、IP金融を通じて事業化資金を確保させることで知的財産を通じて中小企業が成長できる基盤を構築した。

今後も発明の評価機関を民間中心に拡大するとともに、公正な評価品質競争体制を構築し、金融機関のIP価値評価能力強化を支援することで、IP金融活性化に向けた基盤構築に力を入れる計画である。

また、中小企業がIP事業化における最も大きな問題として挙げている資金不足問題を解決するため、保証、担保貸出などIP金融を持続的に拡大する一方、優秀なIPを保有している企業に対する投資活性化に向けた投資用評価支援も拡大・実施する予定である。

3. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 施設主事 イ・ヒョンウ

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産に移動しつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。そこで、国家の持続可能な成長のためには核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権を確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術のライフサイクルが短くなっているのに対して、技術の融合化・複合化による技術開発の所要時間や費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化している。このような環境の中で競争優位を確保するためには外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術はライセンスングして活用する開放型技術革新が求められている。

特許庁は特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するために知的財産取引情報システムを構築し、特許取引専門官を運営するなどオン・オフライン連携を通じた特許技術取引を支援することで、第4次産業革命時代における知的財産活用体系の先進化を通じた国家知的財産競争力強化をリードしている。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

特許庁は2000年4月に情報技術を活用して取引情報の交換及び提供を通じて技術取引が活性化できるように知的財産取引情報システム(www.ipmarket.or.kr)をオープンした。

2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトを連携し、2015年には地域別革新センターに分散提供されていた開放特許を統合提供し、2016年には需要者・供給者観点のシステムに全面改編した。2017年には一般ユーザーが供給知的財産を簡単に選別できるシステムに高度化した。知的財産取引情報システム(IP-Market)は現在16万8千件余りの移転希望特許技術有効DBと5千件余りに達する知的財産取引市場事例情報を構築している。

このようにIP-Marketは知的財産取引を希望する個人及び中小企業が活用できる知的財産の需要・供給情報、市場動向など多様なIP取引関連オンラインサービスを提供している。

特に、技術取引において足枷と指摘される適正技術料の算定をより合理的に算出できるように関心技術と類似する技術の過去取引類型や技術料などが検索・照会できる知的財産取引事例機能を構築し、特許技術の潜在需要者を把握することで需要・供給を効率的にマッチングできるように特許分析システム(SMART3)の類似特許情報も提供している。

＜図Ⅲ－3－1＞知的財産取引情報システム(国家知的財産取引プラットフォーム)ホームページ



知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融合・複合化とともに消費者の要求水準を高め、技術のライフサイクルが急速に短くなっている。このような技術ライフサイクルの短縮によって不要な技術を売却したり、新しい技術を導入する企業も徐々に増加している。これは企業が独自開発に対する費用・時間のリスクを減らし、技術移転及びライセンスを通じて速やかに技術を確保する、いわゆるオープンイノベーションを技術の技術経営戦略として採択していることを示唆する。

技術取引の特性上、両当事者は取引を希望しても特許技術価値(取引価格)に対する不一致及び手続きの専門性など実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。また、国内企業は技術導入より独自開発の比重が高いため技術取引市場が狭く、特許技術の発掘、交渉、契約に至る全過程に対する情報と専門人材が不足しているため、技術取引のための自生的な生態系が造られていない状態である。

そこで、特許庁は技術分野及び圏域別に構築された特許取引専門官(計17人)をソウ

ル、光州、大邱、大田など全国主要地域に拡大配置し、企業が常に技術移転相談を受けられるようなチャンネルを構築した。それによって、人材及び情報の不足で困っている個人や中小企業の知的財産取引が適材適所で行われるように支援することで、優秀特許技術が死蔵されずに事業化され、付加価値が創出できるよう支援している。

特許取引専門官は個人、中小企業を対象に需要発掘及び面談、適正供給技術のマッチング、仲介交渉及び契約関連の法律検討など技術取引全般に関する技術仲介サービスを提供しているが、取引成功の後もIP・技術金融、R&BDなど技術事業化に向けた支援事業とのフォローアップまで提供している。

これまでオン・オフライン知的財産取引支援事業を通じて成功した取引状況を見ると、2006年以後現在(2017年12月基準)まで計2,493件に達している。

＜表Ⅲ－3－4＞権利別の知的財産取引実績

(単位：件)

取引実績	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	計
特許	19	40	55	92	112	119	132	171	185	275	416	458	2,074
実用新案	14	6	10	7	8	11	22	4	8	6	6	2	104
デザイン	1	-	7	1	12	17	18	26	51	27	9	27	196
商標	-	-	-	-	8	13	13	18	11	1	3	1	68
その他*	-	-	-	-	-	3	11	12	16	6	-	3	51
計	34	46	72	100	140	163	196	231	271	315	434	491	2,493

*ソフトウェア、半導体設計、ノウハウなど

＜表Ⅲ－3－5＞類型別の知的財産取引実績

(単位：件)

取引実績	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	計
権利譲渡	32	26	43	62	89	82	101	120	114	188	285	253	1,395

実施許諾	2	20	29	38	51	81	95	111	157	127	149	238	1,098
計	34	46	72	100	140	163	196	231	271	315	434	491	2,493

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間で情報力の差が歴然とする場合が多々ある。合理的な技術仲介交渉を進めるためには、該当技術の優秀性を客観的に立証できる効果的な支援基盤作りが求められ、2009年に「特許分析評価システム(SMART3)」を開発してこれに対する解決策を講じた。

特許分析評価システム(SMART3)は客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(権利性、技術性、活用性)をオンラインを通じて提供している。

2010年4月から国内に登録された特許を評価するサービスを開始して以来、2011年には特許ポートフォリオ分析機能を追加し、2013年には米国登録特許に対する分析及び評価サービスを始めた。2015年にはSMART3評価情報を金融機関と連携(API)するサービスを開始、2016年にはヨーロッパ特許評価サービスを追加するなどサービス範囲を拡大して利用者の情報活用段階を持続的に改善した。2017年からは技術金融DBとSMART3システム間連携を始めに特許評価要素データの活用度を高めることで、知的財産サービス業が多様なIPビジネスを創出してIP市場が活性化できるように積極的な支援策を展開している。それによってSMART3サービス開始以後2017年12月現在まで計252(累積契約616件)の機関が66万3千件余りに達する評価サービスを受けるなど特許の質的評価活用は持続的に拡大されている。

<表Ⅲ-3-6> 機関類型別特許分析評価システムの年間契約実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学・ 公共研	公共機関	合計
2010	7	5	11	10	33
2011	12	4	16	11	43

2012	8	8	24	11	51
2013	10	3	30	18	61
2014	25	4	29	12	70
2015	41	5	46	27	119
2016	44	5	51	24	124
2017	40	1	50	24	115
合計	187	35	257	137	616

＜表Ⅲ－3－7＞機関類型別特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	個人	合計
2010	6,046	3,364	3,444	13,864	455	27,173
2011	9,727	5,558	6,982	11,336	139	33,742
2012	6,046	5,464	7,084	13,276	258	32,128
2013	11,073	4,721	10,611	18,984	354	45,743
2014	40,170	4,858	13,453	53,260	978	112,719
2015	26,926	4,261	22,241	61,462	1,514	116,404
2016	77,320	802	20,565	67,308	1,759	167,754
2017	51,880	2,849	26,638	44,079	2,128	127,574
合計	229,188	31,877	111,018	283,569	7,585	663,237

ハ．評価及び発展方向

グローバル市場はIoT、人工知能、ビッグデータなど第4次産業革命をリードする技術の浮上によって既存産業構造が急変しており、製造業、サービスと文化など産業間の境界がなくなり、連結と融合を通じて新しい産業と市場が誕生している。

そこで、グローバル企業は積極的な外部技術の導入と技術革新型M&Aなどのような知的財産取引を通じた戦略を通じて新事業の先取競争を加速化しているが、国内知的財産取引市場は知的財産に対する認識不足、特許の品質、小さな市場規模など本質的な問題によって活性化されていないのが現状である。

このような環境にもかかわらず特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術取引支援の実績が持続的に増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効率的な支援政策を展開することで市場が拡大する可能性があることを示している。

今後特許庁は知的財産取引情報システムと特許取引専門官の連携を強化して有機的な支援体系を構築するとともに、他の技術取引機関及び事業との連携、需要技術の発掘拡大を通じて適材適所に必要技術が供給されるように支援する予定である。また、IP需要者と供給者が信頼を基に技術を取引し、IP企業に対する投資及び事業化をつなぐ知的財産活用ネットワークを第4次産業革命の核心技術分野に拡大し、多様な取引市場専門家の参加を増やすことで、民間主導の知的財産取引市場を形成していく予定である。また、優秀事例の発掘及び関連情報提供のための知的財産活用戦略コンファレンスを開催することで知的財産取引及び事業化に対する認識を持続的に高めていく予定である。

4. 知的財産活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政主事補 ミン・キョンナム

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許出願件数において世界最上位水準(2016年、第4位)であるにも関わらず、毎年知的財産権貿易収支で赤字を記録している。これは特許の量的成長は成し遂げたものの、特許を活用した付加価値の創出能力は不足しているためである。特許庁は知的財産に基づいた事業で付加価値を創出するIP強小企業を育成するため、中小企業を

対象に保有知的財産の戦略的な活用を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産活用戦略支援はIP製品の革新及びIP事業化戦略の樹立のためのオーダーメイド型コンサルティングを提供するものであり、支援プロセスは事業公告→支援企業選定(書類及びPT審査)→コンサルティング遂行機関の選定(制限競争入札)及び契約締結→企業負担金の納付→IP戦略樹立及び実行方策の提示→事後管理という流れで行われる。

最近3年間の知的財産活用戦略支援の状況は以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-8> 知的財産活用戦略支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2015	2016	2017
予算	2,352	2,940	3,234
支援件数	43	53	59

細部類型別に見ると、IP製品革新戦略コンサルティングは特許製品の技術的な問題を解決したり、新製品を開発するように、TRIZ(創意的問題解決理論)及び異種分野の特許検索方法論を活用して短期間内に革新的な解決策を提示している。既存のIPコンサルティングが回避設計及び権利侵害予防の観点で行われたのに比べて、同コンサルティングでは知的財産観点から製品の問題を解決し、消費者、市場、トレンド及びIP分析などを通じて最適なIP製品商用化戦略を導き出すように支援している。

IP事業化戦略コンサルティングは中小企業のビジネス戦略と連携したIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。IPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、競合社から自社の事業領域を保護しようとする企業、特許費用の節減もしくはIPで収益を

創出しようとする企業、企業の保有能力と外部資源の融合を通じて新事業を発掘したり、マーケティングチャンネルを構築しようとする企業、IPを基に金融連携支援を希望する企業などを支援する事業であり、企業のニーズを反映したオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、過去3年間支援を受けた企業を対象に成果活用度調査を実施している。2017年調査の結果、95%以上の成果活用率を記録した。主な活用分野は研究開発(R&D)戦略の樹立、IP戦略樹立、研究開発(R&D)投資の拡大、新規事業の企画及び事業性の検討、デザイン開発を通じた新製品・改善製品の競争力強化、資金調達などであり、知的財産活用戦略の樹立が企業の製品開発及び市場競争力の強化に大きく貢献していることが分かった。

＜表Ⅲ－3－9＞知的財産活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2015	2016	2017	平均
活用率	87.50	90.67	95.12	91.10

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は知的財産活用戦略支援を通じて中小企業の特許技術事業化能力を強化することで、優秀特許技術が資金、人材、情報などの不足によって死蔵されず、効率的に活用され付加価値の創出に寄与している。

IP製品革新方法論は中小企業が自分の能力では解決できなかった技術的難題をTRIZと他技術分野の特許情報を活用して低費用・短期間内で解決できるように支援する。これは知的財産情報活用の目的と用途を既存の「登録可能性の検討」、「特許侵害予防」から「技術的難題の解決」にまで拡大したものと見られる。

2018年にはIP製品革新方法論の普及・拡散に向けたオン・オフライン教育課程を運営し、知的財産活用戦略支援を拡大して異種分野特許技術の融合・複合を通じた製品

の問題解決・改善だけでなく、消費者が希望する機能を追加した新製品の開発も支援する計画である。また、関係省庁との協業を通じた事業化連携支援で中小企業のIP事業化に必要な資金調達、販路支援などを強化する予定である。

<図Ⅲ-3-2> IP製品革新マニュアルテキスト



5. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

イ. 推進背景及び推進方法

優れた技術と創意的なアイデアを備えたベンチャー企業は国家の産業地形を変えるくらいの潜在力を持っているが、失敗のリスクも高く、資金調達が難しい。政府は民間ベンチャーキャピタル市場活性化における誘い水の役割を果たすため、2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づいて韓国ファンド・オブ・ファンズを作った。

ファンド・オブ・ファンズとは、企業に直接投資せず、個別ファンドに出資するファンドであり、民間ベンチャーキャピタル市場が形成されていない、もしくはその規

模が小さい状況で政府が一定規模の基礎資金を投資市場に提供する政策手段である。

ファンド・オブ・ファンズは毎年予算配分によってその都度投資予算が決められる方法から脱し、一つのファンドが投資後回収した財源を再び他のファンドに出資して投資に活用する再循環(リボルビング)方法で30年間運営される。このようなやり方で長期間安定的なベンチャー投資の財源確保が可能になる。

また、投資の専門性を高めるため投資財源の供給は政府が担当するが、個別ファンドの設立及び管理監督は韓国ベンチャー投資㈱、投資意思決定など個別ファンドの運営は民間専門投資会社であるベンチャーキャピタルが担当している。

ファンド・オブ・ファンズが各アカウントの特性に適したファンド作り計画を公告し、個別ファンドを運用するベンチャーキャピタルを選定すると、選定されたベンチャーキャピタルはファンド・オブ・ファンズ出資金の他に民間出資金を募集して子ファンドを結成し、個別企業に投資する。

特許庁も優秀特許技術を保有する中小・ベンチャー企業の資金調達を支援し、特許技術の事業化及び知的財産基盤の創業・投資を促進するため、2006年ファンド・オブ・ファンズに特許アカウントを開設した。2007年、2009年、2015年にも追加出資し、2017年末まで総出資金1,600億ウォンを運営中である。

ロ. 推進内容及び成果

ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントは出資金1,600億ウォンを基に2017年まで計1兆933億ウォン規模の子ファンド43個を結成し、602社に8,774億ウォンを投資した。

特許アカウント投資資金は優秀な特許技術を事業化するベンチャー企業がデスバレー(Death Valley)を克服して強小・中堅企業として成長する土台となっている。また、アイデアと特許の買入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社と

知的財産関連サービス企業にも投じられ、国内特許ビジネスの活性化にも貢献している。

特許アカウントは2016年からIP価値評価連携投資を強化したことで、経営実績及び信用等級はまだ不足しているものの技術及びアイデアが優秀な企業に対する投資を強化している。

ハ．評価及び発展方向

特許アカウントは2006年開設以来10年余りの間特許技術に基づいた投資を行う多様な子ファンド作りを展開してきた。特許アカウントの子ファンドは一時流行りの容易い投資対象ではなく、優秀特許技術を備えた技術革新型ベンチャー中心の投資を通じて国家産業構造の革新に寄与してきた。

特許アカウントは今後も第4次産業革命グローバル市場を先占できる初期ベンチャー企業を積極的に発掘・育成する計画である。創業初期企業への投資に適するようIP価値評価を改善し、インセンティブ体系を整備することで特許アカウントファンドが創業初期企業に対して積極的に投資するよう働きかける予定である。

また、ベンチャーキャピタル業界全般のIP基盤投資の専門性向上に向けてIP価値評価基盤ベンチャー投資の拡散、ベンチャー投資ファンドマネージャーのIP能力向上、弁理士などIP専門人材のベンチャーキャピタル業界への進出なども支援する予定である。

最後に、大学・公共研・企業の海外IP出願・収益化、IP Sales & Licenses Back投資などIPそのもので収益が挙げられるようIP直接投資を持続的に拡大していく計画である。

このような取り組みを通じて特許に強いベンチャー・中小企業が多数登場すれば、特許の創出、保護、活用につながる知的財産生態系及びベンチャー投資、成長、回収、

再投資につながるベンチャー投資好循環生態系が同時に造られると期待される。

6. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事補 チャン・ナムジン

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員が職務過程で発明したものを国家が権利を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利を指す。「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972. 12. 14制定・公布)によって国有特許制度が導入された。

発明振興法第10条第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務に関して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は国有となった特許権などに対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(自治体所属公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が権利承継して処分・管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、国有特許として登録された場合は発明者である公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許出願中である権利の通常・専用実施及び売却を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、年間処分収入金が1,000万ウォンを超過する国有特許権または特許出願中である権利の発明機関には機関褒賞金を支給する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2017年基準で国有特許権(実用新案、デザインを含む)は計6,267件が登録され、前年比約11%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が5,429件(86.6%)で最も多く、実用新案権が164件(2.6%)、デザイン権が562件(9.0%)、海外登録国有特許権が112件(1.8%)を占めている。

2017年に新規登録された国有特許権は767件で、2016年691件に比べて約11%増加した。

<表Ⅲ-3-10> 年度別国有特許権の保有状況

(単位：件、%)

区分	新規及び回復登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用 新案	デザイン	海外 特許	計		特許	実用 新案	デザイン	海外 特許	計
2013	581	26	41	21	669	61(特12、実47、海2)	3,060	219	278	99	3,656
2014	676	34	51	8	769	74(特28、実43、デ3)	3,708	210	326	107	4,351
2015	601	16	85	25	727	106(特51、実31、デ17、海7)	4,258	195	394	125	4,972
2016	633	12	125	19	789	115(特59、実33、デ17、海6)	4,832	174	502	138	5,646
2017	651	19	76	24	780	149(特59、実33、デ17、海50)	5,429	164	562	112	6,267

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または特許出願中の権利を売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権に対して有償または無償で実施契約を締結した件数は、2015年847件、2016年1,057件であり、2017年には前年比約12%増加した1,185件の実施契約を締結し、

国有特許技術を移転した。また、2013年10月から実施料を事前納付する方法から契約期間満了後に実施実績を精算して実施料を納付する「事後精算制」に改善することで中小企業の実施料負担を緩和した。

国有特許権の活用を促進するために2011年12月から国有特許権の処分・管理業務の一部(通常実施権の許諾、国有特許権の広報など)を委託し、技術取引専門機関である農業技術実用化財団を通じて農業分野の国有特許権の処分が行われ、技術移転成果を分析して2014年8月から畜産分野も委託した。さらには2015年7月から業務委託機関を拡大し、技術取引専門機関である韓国林業振興院(山林分野)、韓国発明振興会(水産などその他分野)と国有特許権の処分・管理業務に対する委託契約を締結した。

<表Ⅲ-3-11> 年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

年度	区分	実施許諾(件)			実施料収入
		登録	出願中	計	
2013		391	279	670	1,150,075
2014		454	199	653	277,069
2015		646	201	847	629,769
2016		742	315	1,057	700,363
2017		924	246	1,185	559,630

3) 国家公務員職務発明補償金の拡大支給

公務員の職務発明を奨励するとともに国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分補償金は登録された特許権や特許出願中の権利を有償で処分した場合、その処分収入金を基準に10%~30%を処分補償金として支給していたが、2005年から

は一括して処分収入金の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2017年に処分補償金として121件に対して2億3千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金としては672件に対して3億ウォン余りを支給するなど、これまで計9,330件に対して約83億ウォンを国家公務員職務発明補償金として支給した。

＜表Ⅲ－3－12＞年度別国有特許補償金の支給状況

(単位：千ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
2013	582(特511、実26、デ45)	272,216	460	674,729	32	97,010
2014	649(特585、実26、デ38)	306,445	670	763,620	26	65,191
2015	762(特677、実34、デ51)	358,144	99	239,502	11	14,871
2016	679(特602、実16、デ61)	317,815	267	241,563	19	53,421
2017	672(特539、実12、デ121)	297,295	121	228,231	19	84,505

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の創出・活用を促進するため、2010年から発明機関の職務発明担当者、中央省庁及び自治体公務員などを対象に国有特許制度に関する教育を実施している。国有特許実施希望者に国有特許権に対する技術性及び事業性などの情報を提供するため、2007年から国有特許権に対する選別評価を実施して知的財産取引情報システム(<http://www.ipmarket.or.kr>)及び特許庁ホームページに評価結果を載せた。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上未活用状態の国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。

2013年10月から国有特許権を活用する民間企業の初期事業費負担を減らすため、国有特許権を先に使用し、契約が満了した後に実施実績によって実施料を納付する事後精算制を導入した。委託された国有特許権の技術移転実績など効果分析を通じて、20

14年8月農業技術実用化財団に農業分野の委託に引き続き畜産分野に対する国有特許の処分・管理業務を委託し、2015年7月から韓国林業振興院(山林分野)、韓国発明振興会(水産などその他分野)を業務受託機関として指定した。また、2016年からは国有特許専用実施権の処分手続きを整え、公開競争入札を通じて専用実施権を設定している。2017年には海外国有特許品質管理を通じて44件の年次料支給を停止して3千万ウォン余りの予算を節減し、国有特許技術移転説明会などを通じて優秀技術事業化事例を広報し、技術移転相談を進めた。今後も国有特許活用促進に向けた広報及び技術移転支援を拡大していく予定である。

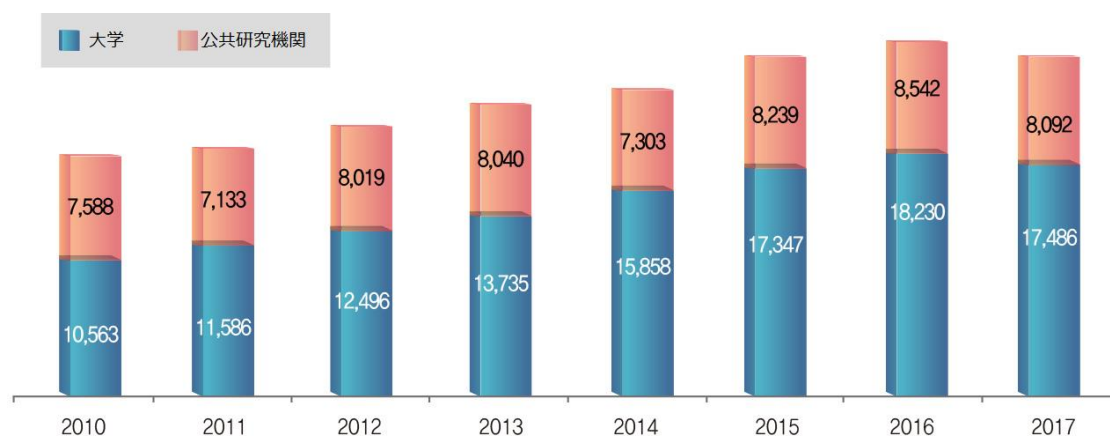
第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソン・シギョン

国内大学・公共研究機関は政府R&D予算の68.9% (13.1兆ウォン)を使用し、博士級人材の78.4% (7万8千人)を保有(2016年基準)している技術革新の源である。大学・公共研究機関の特許成果も毎年量的に成長し、大学の特許出願件数は2010年比65%以上増加した。したがって、大学・公共研の研究成果を強い特許で確保し、企業に効果的に移転させて事業化する時、革新成長と良質な雇用の創出が可能になる。

<図Ⅲ-3-3>年度別大学・公共機関における特許出願件数の推移



* 出处：特許庁の独自統計

特許庁はこのような市場からのニーズに応えるため、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理体系の整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。有望な特許技術が死蔵されることを防止するとともに未活用特許技術の活用を促進するため、2013年から「発明インタビュー及び公共IP活用事業」を推進した。2017年には市場のニーズを中心に特許出願するニーズ基盤発明インタビューを試験的に導入した。2016年には企業が必要な特許を多数の大学・公共研から探し出してポートフォリオを構築

して企業に移転する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」を推進し、2017年には需要企業の商用化における利便性を高めるために有効性検証まで支援し始めた。最後に、IP取引活性化のためにIP需要者－供給者－仲介者－投資者間情報交流の場である知的財産活用ネットワーク(IP-PLUG)を運営して優秀特許の創出及び活用基盤作りに力を入れている。

2. 特許経営専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソン・シギョン

イ. 推進背景及び概要

2016年韓国の大学・公共研究機関の技術移転効率性(調査対象年度の技術移転収入/研究開発費支出)は1.41%で、米国の4.43%に比べて1/3水準に過ぎない。国内大学・公共研究機関の技術移転・事業化専任人材も2.8人で米国の6.0人に比べて大きく不足しており、専門人材の不足によるIP経営能力の低下が知的財産活用成果低迷の原因と見られる。

そこで大学及び公共研究機関に知的財産分野に専門性を備えた特許経営専門家を派遣して知的財産経営インフラの構築と能力強化を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

企業などで知識財産経営の経験が豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣し、関連規定の整備、特許ポートフォリオ戦略の樹立など多様な活動を通じて大学・公共研究機関の状況に適した特許経営体系を構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通じて知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

2017年計14人の特許経営専門家を派遣し、相談及び諮問318件、セミナー及び説明

会124件を実施し、技術移転277件の成果を達成した。

このうち2人は国家科学技術研究会と国土交通科学技術振興院など研究管理専門機関に派遣されIP経営能力強化を図った。

<図Ⅲ-3-4> 「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例

□国家科学技術研究会

- ◆(成果)共同マーケティングプラットフォーム化を通じて大・中小企業連携技術事業化を強化
- ◆(示唆点)需要基盤マーケティングを中心に共同マーケティングをプラットフォーム化して出捐(研)TL0が自立的に活用できる基盤を整える

□順天郷大学

- ◆(成果)大学所属の各病院に医療産学室を新設し、大学内研究陣の特許認識を高める
- ◆(示唆点)中小型大学の重点技術分野(医療)に集中して特許出願活性化及び品質向上

□大邱大学

- ◆(成果)特許経営専門家の主導で産学協力技術持株会社の設立、学内発明インタビュー制度化の推進
- ◆(示唆点)中小型大学の発明インタビュー制度の改善及び出願から活用まで全ての業務を一元化

ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。特許経営専門家は地域の産・学・研人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連情報交流に積極的に邁進することで、大学・公共研究機関の技術移転及び事業化に多くの成果を上げている。

世界的に特許競争が過熱し、その様子も複雑になりつつある。また、大学・公共研究機関の知的財産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に拡大している。

今後は知的財産能力が不足している中小型大学・公共研究機関を集中支援しつつ、既に特許経営専門家を派遣した機関の知的財産能力を点検し、技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に強化していく計画である。

3. 発明インタビュー及び公共IP活用支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソン・シギョン

イ. 推進背景及び概要

2017年知的財産活動実態調査によれば、大学・公共研究機関の特許活用率は34.9%で保有特許の3分の2程度は活用されていない状況である。その主な原因は研究者が特許を企業で活用するよりは研究実績として提出することを目的とするため、量に重点を置いて特許を出願しているため、特許数は多いものの使えそうな特許が不足しているためである。

国内大学の特許生産性(研究費10億ウォン当たり特許出願件数)は3.12(2016年基準)で、米国0.20、日本0.31に比べて非常に多い。また、発明届出対比特許出願比率は韓国が92%で米国の64%に比べてはるかに高く、事業化が有望な技術を選別せずほとんど出願していることが分かった。

特許庁は出願前の相談・審議を通じて発明を補強し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進するように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するため「公共IP活用支援」を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

「発明インタビュー制」の運営を通じて出願前発明段階の技術に対して外部専門家

(IP専門家、技術専門家、市場専門家)が参加する発明相談・評価・補強を実施し、優秀発明の早期発掘を支援した。また、「公共IP活用支援」を通じて大学・公共研究機関が保有している優秀特許技術を発掘し、特許分析、事業化戦略の樹立、特許補強、特許価値評価、需要技術の発掘及び技術マーケティングを支援した。

「発明インタビュー制」は30の大学・公共研究機関を支援し、計3,157件の発明届出件に対して審議を行い、1,262件の優秀技術(S、A級)を発掘した。また、特許性または事業性のない296件の発明に対して未承継を決定し、特許費用の無駄遣いを防止した。

<表Ⅲ-3-13>2017年度発明インタビューの支援実績

区分	全体	S級	A級	B級	C級	D級	未承継及び 保留
30機関	3,157件	163件	1,099件	1,284件	411件	200件	296件
	100.0%	5.1%	34.8%	40.6%	13.0%	6.3%	

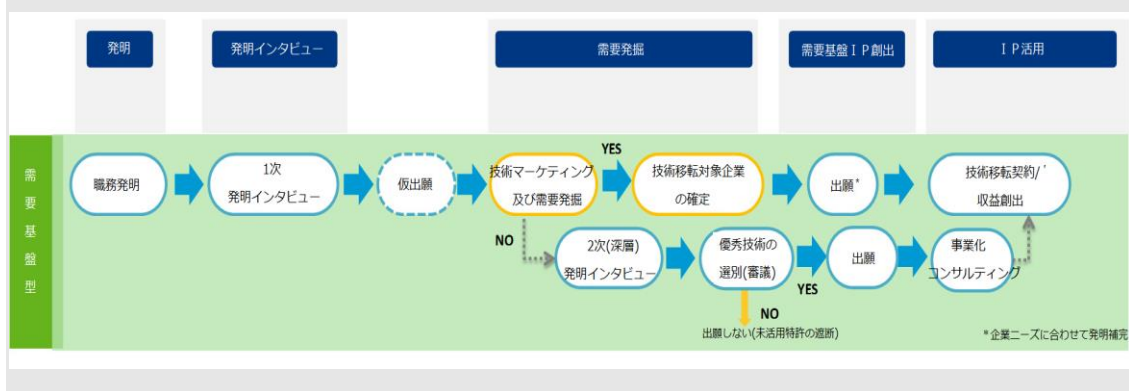
また、「公共IP活用支援」を通じて産学協力団及び技術移転専担部署が設置されている30の大学・公共研究機関が保有するIT・BT・NT・ETなど技術分野の有望特許の中から技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術30個を事業化戦略支援課題として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及び技術紹介書(SMK)の作成、技術マーケティング支援などを通じて優秀な未活用特許が産業界に移転されるように支援した。その結果、2017年には計30課題を支援し、55件の技術移転に成功し、118件の特許を移転した。

特に、2017年には30機関のうち釜山大、国立がんセンターなど2機関で需要基盤発明インタビューを試験的に実施し、市場需要中心に出願する成果をあげた。

<図Ⅲ-3-5> 「発明インタビュー及び公共IP活用支援」の優秀事例

□釜山大学

- ◆ (成果内容) 発明インタビュー200件を実施し、特許性または事業性のない94件の発明に対して出願を留保させ、特許費用の無駄遣いを防止(発明届出対比特許出願比率53%)
- ◆ (示唆点) 需要基盤の発明インタビューを通じて国内大学の市場性中心の特許出願管理可能性を提示



ハ. 評価及び発展方向

発明インタビューを通じて研究者の知財権に関する認識向上、不良発明の未承継または補強、発明品質別に差別化された特許管理戦略の樹立を支援し、特許管理体系の品質を高めた。

また、発掘された有望技術に対しては特許事業化戦略を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。

今後未活用特許を画期的に減らすために需要基盤型発明インタビュー制度を全ての発明インタビュー支援機関に拡大する予定である。

4. 製品単位の特許ポートフォリオの構築

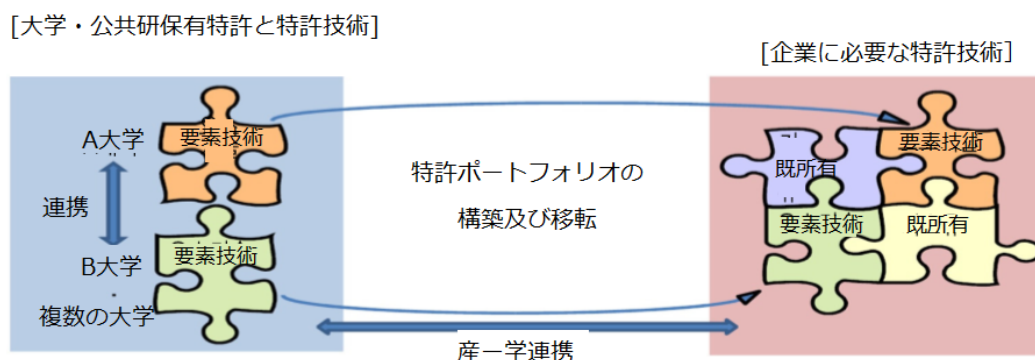
イ. 推進背景及び概要

最近技術の融合・複合が活発になるにつれ、単一特許では製品生産が不可能になっている。企業に技術を移転するためには、既に保有している技術だけでなく関連技術をポートフォリオで構成して移転するほうが有利である。

また、大学・公共研の技術は初期段階であるケースが多いが、企業は直ぐに事業化可能な技術を希望するため、供給技術と需要技術間で技術成熟度の差が大きい。

したがって、複数の大学・公共研が保有している特許を市場ニーズに合わせてパッケージングし、商用化失敗の可能性が高い初期段階革新技術の場合は技術完成度を高めるために概念の検証及び試作品の検証など特許商用化検証を追加的に支援して公共IP活用を促進しようという要求が高まっている。

<図Ⅲ-3-6>特許ポートフォリオ構築・移転モデル



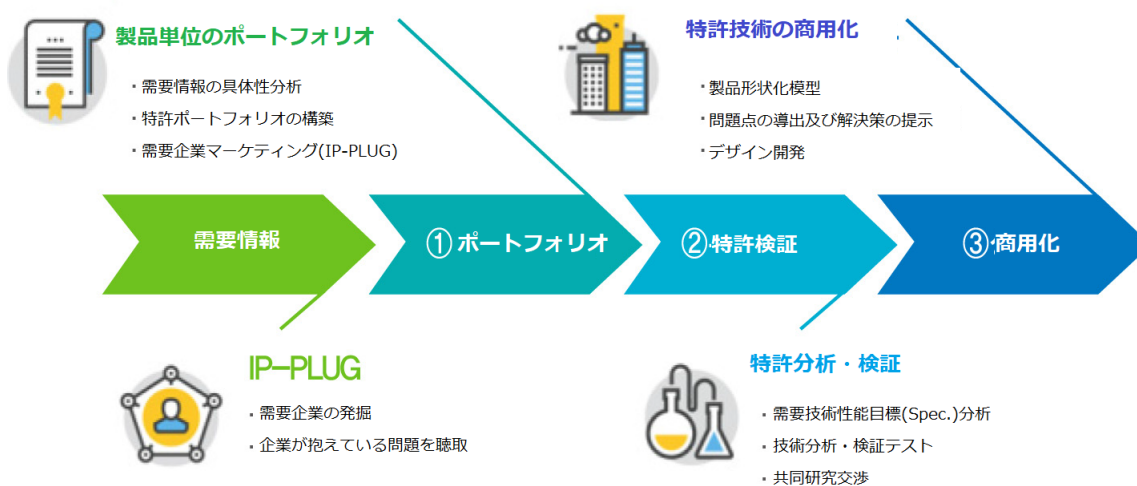
ロ. 推進内容及び成果

2011年から特許庁は多数の大学・公共研究機関が個別的に保有している特許技術を産業界で簡単に活用できるようにするため、特定技術テーマ別ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

2017年には製品単位で特許ポートフォリオを構築し、技術移転・事業化する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」に転換した。

同事業は核心技術導出・製品分析、共同ポートフォリオ構築、技術移転マーケティングなどを支援するものであり、2017年には24の特許ポートフォリオ課題を支援し、計63件の技術移転契約を通じて187個の特許を移転する成果をあげた。

<図Ⅲ-3-7>特許ポートフォリオ構築・移転及び事業化支援のプロセス



ハ. 評価及び発展方向

この事業のメリットは企業からのニーズを基にした製品基盤のポートフォリオ構築で企業に優しい方法論であること、製品単位IPパッケージングを通じてターゲット別マーケティング能力が高まること、活用能力が脆弱な機関の場合リード機関TL0の保有特許との結合を通じて技術移転の機会が拡大されるという点であり、大学・公共研の未活用特許の活用に効果的な方法論として評価されている。

今後需要企業の商用化利便性向上に向けて特許ポートフォリオ構築とともに有効性検証支援を拡大する予定である。

5. 知的財産活用ネットワーク (IP-PLUG) の運営

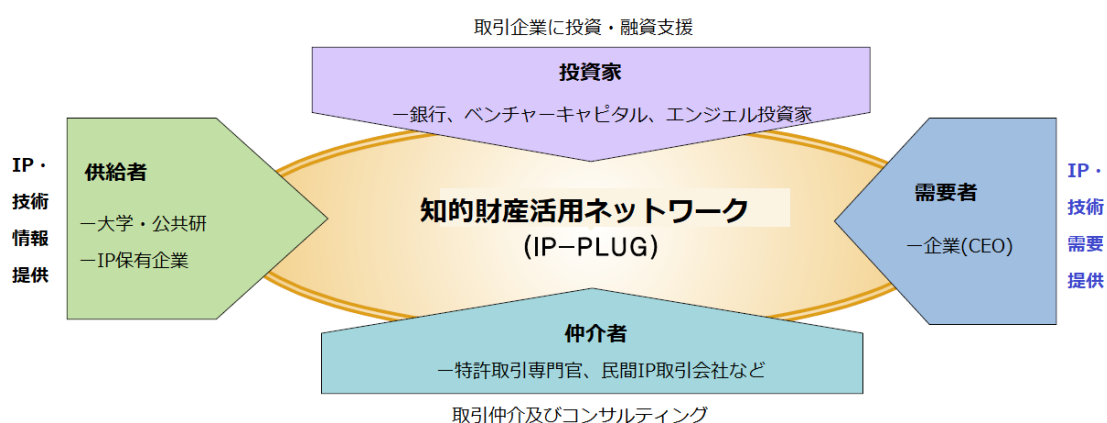
産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソン・シギョン

イ. 推進背景及び概要

韓国のIP取引市場は供給者中心のIP取引政策、IP供給者－需要者間情報の非対称性(不均衡)、民間技術取引会社の未成熟などの理由で活性化されていない状況である。

そこで特許庁は技術需要者である企業が必要とする特許技術をスムーズに供給させるため、2015年9月からIP活用ネットワーク (IP-PLUG) 事業を推進している。IP-PLUGはIP需要者である企業、IP供給者である大学・公共研、投資者であるVC(Venture Capital)及び銀行、IP仲介者である韓国特許戦略開発院と韓国発明振興会のIP活用専門家及び民間IP取引会社などが一堂に会して企業が難航している技術を聴取し、情報を共有するとともに必要な情報を適切につなげるヒューマンネットワークである。

<図Ⅲ-3-8> 知的財産活用ネットワーク (IPプラグ)



ロ. 推進内容及び成果

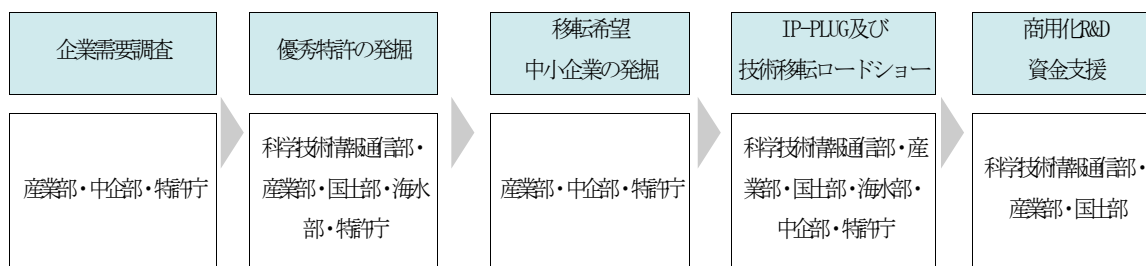
2015年9月医療機器、電子部品分野ネットワークの構築を始めに、2016年6つの技術

分野、2017年8つの技術分野に拡大運営している。2017年IP-PLUG8つの技術分野は医療機器・健康食品、素材・エネルギー、IoT、バイオ、モバイル通信、情報通信、輸送機械・ディスプレイ、電気・化学分野である。

2017年には産業部、科学技術情報通信部など中央省庁及び自治体と協力し、IP需要企業の発掘、技術移転、後続研究開発(R&D)などを支援した。ソウル、京畿、済州などで計18回のIP-PLUGイベントを開催し、企業の新規技術需要を652件発掘し、技術移転72件に成功した。この過程で12件99億ウォンの投資・融資を連携し、技術移転及び事業化を支援した。

IP-PLUGの拡張モデルとして科学技術情報通信部、産業部、国土部、海水部、中企部、特許庁など技術事業化関連6つの政府省庁が協力し、「公共技術移転ロードショー」を2回(5月、11月)開催した。

<図Ⅲ-3-9>省庁間の技術移転・事業化の協業体系



ハ. 評価及び発展方向

2017年には技術分野を前年度6分野から8分野に拡大し、公共技術移転ロードショーに参加する6省庁と連携して商用化R&D資金支援連携を強化した。

今後第4次産業革命中心の10個の技術分野にネットワークを拡大する予定である。また、技術分野別の協会及び団体との交流を拡大し、ネットワーク間業務共有及び技術取引会社に対するノウハウ伝授を強化してIP-PLUG運営の効率性を高める計画である。

また、特許技術移転以後の商用化支援に向けて産業部、国土部など関係省庁の商用化研究開発(R&D)事業との連携を強化し、有望中小企業がスムーズに資金調達できるようIP金融を連携する計画である。

第4章 知的財産創出・活用の基盤作り

第1節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 施設事務官 ユ・ヨンシン

1. 推進背景

ハイパーコネクテッド・ハイパーインテリジェントに基づく第4次産業革命時代の到来を受けて、主要先進国及び企業は知的財産中心の国家戦略を推進し、グローバル競争体制に積極対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を国家革新成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済体制に素早く転換する必要があり、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が求められる。

2. 推進内容及び成果

特許庁は2017年に「第4次産業革命時代における知的財産政策方向」を樹立し、急変する第4次産業革命関連新技術の創出と保護強化に向けた今後5年間のIP政策方向と戦略を講じた。

同時に、第20回国家知的財産委員会(2017.9.)に「中小・ベンチャー企業の革新成長のための知的財産保護強化方策」、「有望新技術分野における重点知的財産の確保戦略」、「第4次産業革命をリードする強い特許創出に向けた国家特許審査能力強化方策」などを上程して発表するなど、知的財産分野別のIP戦略も樹立した。

2016年には「中小偉業技術保護総合対策」、「特許信頼性向上に向けた無効審判・

訴訟制度の改善策」、「発明者と使用者の共存のための職務発明制度改善策」などの案件を国家知的財産委員会、経済長官会議、国家科学技術審議会など複数の省庁が参加する会議体に上程・議論した。

また、2015年にはベンチャー中小企業の特許活用を促進するための「特許開放及び活用促進策」、中小企業の知財権紛争対応力を高めるための「知財権訴訟保険発展3カ年計画」、消費者保護及び知財権紛争予防のための「特許表示改善対策」などの政策を樹立した。

3. 今後の推進計画

2018年にも第4次産業革命に対応するための知的財産政策を講じ、IP金融活性化、I P-R&D支援の拡大及び充実化、知的財産基盤の強小企業の育成、知的財産専門人材の養成などを持続的に推進し、特許庁の主要政策 이슈が政府レベルで議論され、政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れてイシュー化する計画である。

また、知的財産政策を樹立する過程で他省庁・自治体・企業などと多様な協力を推進して政策効果を最大化するために持続的に取り組んでいく予定である。

第2節 知的財産権政策を強化するための基盤作り

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

1. 知的財産政策研究の強化

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

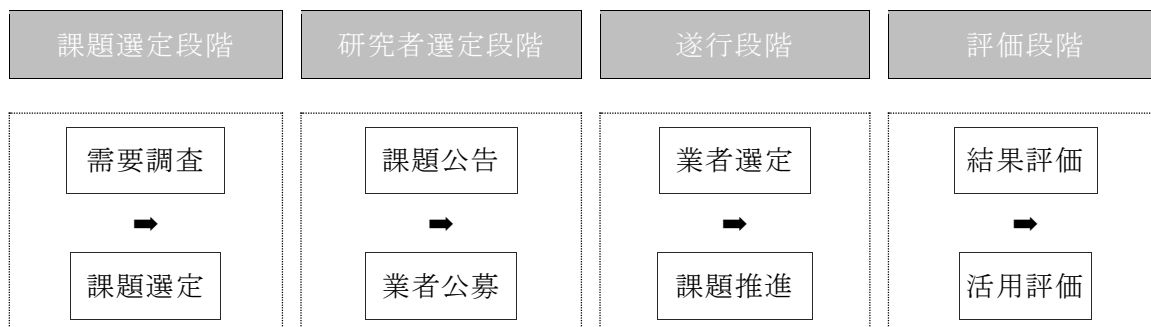
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善策を導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会を選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－４－１＞政策研究の推進プロセス及び運営



※特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第759号)運営

2017年度に行った研究課題は以下のとおりである。研究結果報告書は特許庁ホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)または政策研究委託管理システム(<http://www.prism.go.kr>)から誰でも閲覧できる。

＜表Ⅲ－４－２＞2017年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	知的財産権国際取引情報の調査・分析方法論研究
2	商標、デザイン権などIP金融拡大及びIP価値評価活用度の向上方法
3	IP金融及び取引活性化に向けた知的財産権所有制度の改善策研究
4	正規教育課程新設「知的財産一般」教科の活用拡散研究
5	特許侵害損害賠償額の算定方法及び基準の研究
6	韓流中小企業IP保護ファンドの運営方法研究
7	不正競争防止法関連の国内判決文構築及び分析研究
8	産業財産権情報提供手数料の原価算定研究
9	取引現状に符合する商品審査遂行に向けた商品分類制度の発展方法の構築
10	地理的表示制度の活性化及び地理的表示団体・証明標章審査基準の改善に向けた地理的表示制度の研究
11	特許権存続期間の延長登録出願制度の運用に関する外国の法制、判例及び問題点に関する研究
12	第4次産業革命に対応するための知的財産政府組織の発展方法
13	スタートアップのための知的財産管理マニュアルの作成

14	スタートアップのエグジット活性化に向けたIPエクセラレーション拡散方法研究
15	知的財産の未来 이슈 発掘及び中長期知的財産戦略の研究
16	弁理士第2次試験実務型問題出題ガイドラインの開発
17	第4次産業革命時代における大害の知的財産教育及び認証体系の開発
18	第4次産業革命時代に備えた知的財産人材の中長期需要及び対応策
19	知的財産経営専門人材(日本IPアナリスト)の現状及び養成方法
20	クラウドなどユーザーIT環境変化を考慮した知能型情報化時代に備えた電子出願制度の発展方法研究
21	ニース商品目録に対する韓・日類似群コードの比較分析
22	デジタル環境における特許要件及び侵害に対する研究
23	特許審判と侵害訴訟の比較研究
24	国家間統合知財権導入方法に関する研究

ハ. 評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2016年～2017年(上半期)「知的財産政策研究事業」を通じて行われた課題の政策活用率は95.5%で、2014年(93.0%)、2015年(94.6%)に引き続き活用率が右肩上がりの傾向にある。今後も重複研究を防止するための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理を強化し、研究課題報告書の品質を改善して活用率を高めていく計画である。

2. 知的財産研究基盤の構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

イ. 推進背景及び概要

知的財産は国家及び企業の核心的な資産として認識され、第4次産業革命時代における勝者の要件と言われているため、その重要性が浮き彫りになっている。国際的な

知的財産権政策動向を持続的に把握し、体系的に分析することで、知的財産生態系の環境変化に先んじて対応し、知的財産を戦略的に活用するために政策開発の基礎資料を蓄積する活動が必要である。特許庁は国内唯一の知的財産権専門研究機関である韓国知的財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

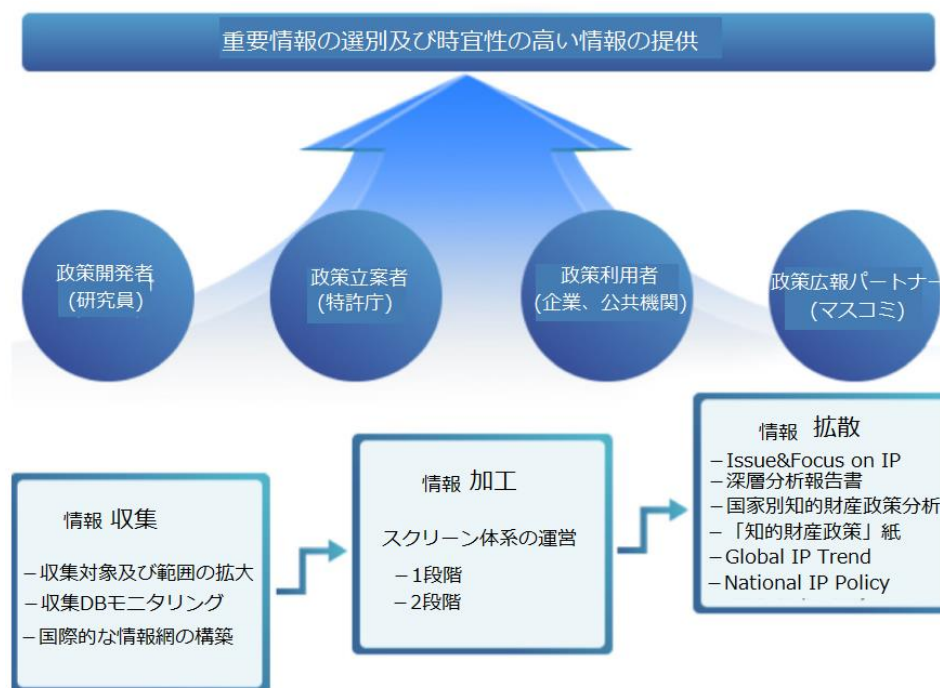
2017年には米国、ヨーロッパ、日本、中国など主要知的財産強国の他にも東南アジア、中南米、オーストラリアなど多様な地域と知的財産関連新興中心国に対する知的財産動向情報を収集し、主要内容を提供した。その他にも世界知的所有権機関(WIPO)を始め、経済協力開発機構(OECD)、世界貿易機関(WTO)など多様な国際機関の知的財産を収集・提供し、国内外の知的財産情報提供データベースを定期的にモニタリングした。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」、「国家別年間知的財産政策の分析」、「National IP Policy」など4種のウェブ発刊物と「知的財産政策」、「Global IP Trend」など2種の発刊物を通じて収集された知的財産動向を普及した

収集された知的財産関連情報のうち政策的に示唆する点が多いものは別途整理して「Issue & Focus on IP」で毎週提供した。また、「深層分析報告書」は世界動向及び学術情報などの知的財産関連情報を独自分析したものであり、政策立案担当者に外国の関連政策と企業の知的財産動向に対する深層分析資料を提供(26回)した。年末には「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」を国別に整理して「国家別年間知的財産政策分析」をE-bookの形式で発刊した。

「知的財産政策」は四半期ごとに年4回(3月、6月、9月、12月)発刊しているが、主な知的財産政策 이슈や懸案課題に対する座談会を開催し、主要 이슈及びトレンドを分析して提供した。世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文翻訳本である「National IP Policy」(26回)をウェブで提供し、「Global IP Trend2017」には2

017年選定された国内外の知的財産主要イシューに対する専門家の見解を盛り込んで提供した。

＜図Ⅲ－4－1＞知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

第4次産業革命の流れに対応し、関連技術の変化に対応するため、IP政策の方向性を模索するために「第4次産業革命と知的財産権制度の未来」というテーマで「2017知的財産国際コンファレンス」を開催した。また、知的財産分野研究者の能力強化及びIP融合分野に対する民間研究活性化を通じて知的財産政策研究の多様性を確保するために「研究交流会」事業も運営した。

公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」を実現し、国際ネットワークの活性化に向けた韓・中・日国際学術大会を開催することで3国の人的交流の活性化を図った。また、知的財産関連の研究者、専門家のネットワーク構築及び情報共有を活性化することで専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表Ⅲ-4-3＞2017年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

行事名
2017知的財産国際コンファレンス(第4次産業革命と知的財産権制度の未来)
2017知的財産政策フォーラム(知的財産10大 이슈、第4次産業革命時代、知的財産富国への道)
2017知的財産専門家フォーラム(知的財産融合産業発展に向けたIP制度の構築)
韓・中・日知的財産権国際学術大会(韓・中・日における未来技術発展と知的財産の展望)

3) 知識財産研究の基盤作り

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「大学(院)生知的財産優秀論文コンテスト」を開催した。

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、現在韓国研究財団に連載誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立され、現在単行本約10,485冊、研究報告書4,279冊、フォーラムセミナー資料568冊、定期刊行物6,967冊など計22,299冊に達する膨大な資料を提供している。また、国内IP関係機関との図書館利用協定締結を通じてIP専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。そして、図書館訪問でのみ利用可能であった学術DBを自宅やオフィスなど外部からもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入するなど持続的に利用者の利便性を高めている。

＜表Ⅲ－4－4＞大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況

区分		2015年	2016年	2017年
申込チーム数	大学生	109 チーム	125 チーム	82 チーム
	大学院生	51 チーム	38 チーム	85 チーム
合計		160 チーム	163 チーム	167 チーム
受付チーム数	大学生	14 チーム	11 チーム	20 チーム
	大学院生	14 チーム	15 チーム	16 チーム
合計		28 チーム	26 チーム	36 チーム

＜図Ⅲ－4－2＞知的財産専門図書館



＜知識財産専門図書館の内部＞

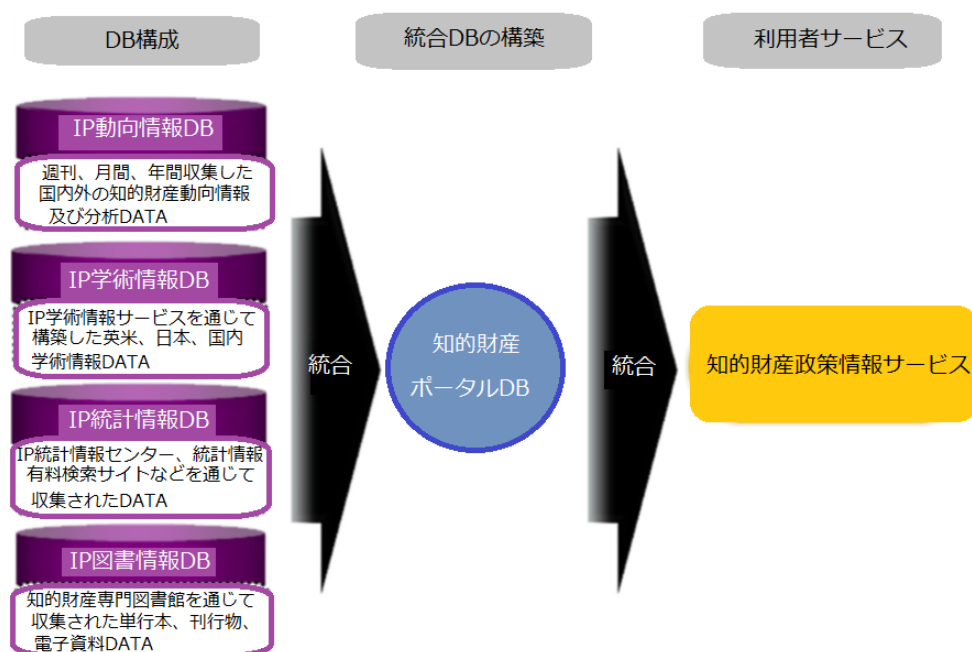


＜知識財産専門図書館の書架＞

4) 知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する「知的財産政策情報サービス」を構築・運営している。

＜図Ⅲ－4－3＞知的財産政策情報サービスシステムの構成図



大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関などを含めて会員数は12,591人に達しており（2017年12月基準）、ウェブマガジン及び毎週配信されるニュースレターなどを通じてユーザーの情報サービス利便性を高めている。また、論文、動向、人材など多様な分野の知的財産研究DBを構築することで、知的財産分野の戦略的な学術振興に向けた総合的ネットワークの構築を図った。また、知的財産政策情報サービスを通じてユーザーに国内外知的財産分野の計56,507件の学術情報を提供している。

5) 知的財産基礎研究の支援

第4次産業革命によって産業環境に根本的な変化が現れると予想される中で、中長期的な観点で「既に来ている未来」に対応する必要がある。中長期研究を含む知的財産分野の基礎研究を通じて知的財産関連法制度及び政策推移を持続的に把握する一方、関連状況を体系的に分析して基礎資料を提供し、実証的な研究を通じて国家知的財産政策及び企業の知的財産権戦略の樹立を支援している。

知的財産権制度及び政策の国際的な推移を持続的に把握し、体系的に分析するため、海外主要国の知的財産関連の法・制度を研究しており、国際規範の形成過程において

能動的・先制的に対応するための対外協力研究、知的財産紛争・ライセンス関連情報など国家及び企業の戦略的意思決定に有用な調査・分析、知的財産創出・活用と革新に対する実証分析研究などを通じて基礎資料の蓄積と方法論の開発が行われている。特に2017年には第4次産業革命など技術環境変化による新しいパラダイムに対応するための制度改善策研究が含まれた。

知的財産の基礎研究を通じて蓄積された研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。同時に、パラダイムの変化に対応する総論的な研究が提供できると期待される。

＜表Ⅲ－4－5＞2017年知的財産基礎研究の主要内容

区分	課題の概要
未来戦略研究	新しい環境及びパラダイムの変化に対応し、それを韓国産業発展にプラス要因として活用できるように制度的対応策を講じるための議論を提供
法・制度研究	IP5 国家特許制度の概観、特許出願・審査・登録手続き及び審判・訴訟手続きの比較分析を実施することで国内外の知的財産制度関連の情報を体系的に提供
対外協力研究	国際貿易、国際協力及び国際調和などと関連する多様な国際関係イシューに対応するため、国際動向を視野に入れた知的財産政策及び対応戦略の樹立研究
調査・分析研究	国内で行われる特許ライセンス契約の実態を把握し、関連政策を効果的に設計する上で必要な基礎資料を生成
革新・経済研究	知的財産権法と競争法の交差領域に対する研究、企業の海外特許出願活動特性研究、大学・公共(研)の知的財産経営能力と革新成果に対する実証研究など知的財産政策及び戦略方向設定のための情報を提供

ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて提供される知的財産関連の懸案 이슈 に対する情報サービスは、主要国政策の核心内容に対する深層分析を通じて韓国政府に政策的な示唆点を提案すると同時に、国民向け情報サービスを提供することで情報アクセシビリティを高めている。また、国内外知的財産専門家間の交流・協力を支援し、法・経済・経営・科学技術など各学問分野と関連するテーマを選定して融合研究を行うことで、多様な研究が可能になるように研究範囲を拡大している。そして、国家と企業の知的財産戦略、知財権関連の国内外紛争に対する効率的な対応策の樹立を支援することで、韓国の国家知的財産競争力の向上に貢献するために取り組んでいる。

特許庁は知的財産研究基盤構築支援を通じて知的財産制度及び関連 이슈 に対する情報及び分析結果を多様な形態で提供することで、知的財産研究情報に対する一般人・専門家・政策立案者など多様な需要者からのニーズに応えられるよう努力を傾けていく計画である。

特に、知的財産研究の土台となる中長期基礎研究を強化するが、第 4 次産業革命など技術環境の急変が続くと予想されることから、それに対応するための研究を引き続き推進し、知的財産の重要性が一層浮き彫りになるだけに知的財産集約産業が国家経済に及ぼす影響に対する研究を推進する計画である。

第3節 知的財産サービス産業の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ナムギョ

知的財産サービス産業とは知的財産の創出・保護・活用を支援して新しい財貨やサービスを創り出す産業であり、調査・分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、システム構築など伝統的な事業領域から管理・経営・金融など高付加価値分野へその領域が広がりつつある。

知的財産サービス産業は知的財産強国の実現に向けた国家知的財産政策の核心産業であり、企業経営では知的財産の重要性が増している(知的財産権紛争の増加、企業価値における知的財産比重の増加、グローバル企業のデザイン経営強化など)ことから今後成長可能性の高い産業である。また、知的財産サービス産業の育成は国家知的財産基本計画の20大戦略目標の中の一つであり、知的財産を基に技術間の融合が求められる第4次産業革命時代を迎えてその重要性は更に増している。

知的財産サービス産業は研究開発段階から活用(事業化)段階に至るまで知的財産を創出・保護・活用する過程で発生する中間需要を支援するため、全産業にわたって影響を及ぼしている。このような産業的な特性によって付加価値と雇用の誘発効果が高い。IPサービス業の付加価値率は70.1%(全産業平均:37.8%、不動産及び事業サービス:67.9%)、付加価値誘発係数は0.916(全産業平均:0.726、不動産及び事業サービス:0.918)で他産業より高い付加価値を持つ。また、IPサービス最終需要10億ウォンが発生すると21,096人の雇用誘発効果があると推定される。(IPサービス業の経済的な効果に関する研究、2012、特許庁・韓国知的財産研究院)

このような知的財産活動を支援して収益を創出するサービス産業が海外では国家政策を通じて支えられている。2012年6月中国は計47の知的財産権サービス機関に対する集中育成計画を発表し、日本やドイツは知的財産情報検索、翻訳、管理、コンサル

ディングなどに対する能力検定制度を運営し、知的財産サービス人材を養成している。韓国は特許出願世界4位(2015年)、GDP対比内国人特許出願世界1位(2016年)、国際知的財産指数10位(2016年、GIPC)であることを考えると、今後知的財産サービス業の成長可能性が非常に高い。しかし、国内IPサービス産業は初期段階であり、需要者の認識不足、供給者の能力及び産業全般の基盤不足などでまだ市場が活性化されていない状況である。したがって国家知的財産の競争力を確保するため、初期市場の形成及びIPサービス業全般の能力強化に向けた政策支援が求められている。

2. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ナムギョ

イ. 推進背景及び概要

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2013年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約6,359億ウォン、雇用規模も約16,500人に過ぎないものと推定されている。このような市場規模は国内サービス業全体の売上高(1,428兆ウォン)の0.04%に過ぎない水準で知的財産サービス市場がまだ初期段階であり、関連企業もまた零細な状況である。

このように市場が成熟しておらず、まだ基盤が整えられていない状況の中でIPサービス企業は生き残るために苦戦している。特に、海外市場の場合個別企業の能力だけでは市場進入に限界があるため、政策を通じた体系的な支援が求められている。

これを通じて知的財産サービス市場が高度化し、高品質のサービスが提供されれば、企業、大学、研究機関など国家全体の知的財産競争力が高まると期待され、雇用創出及び経済発展にも寄与すると見られる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産サービス産業の支援根拠作り

特許庁は2014年1月に発明振興法を改正して知的財産サービス支援政策の推進根拠を作ると同時に育成分野を具体化した。

既存法律(知的財産基本法)に政府は知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれていたが、その主体が具体的に特定されておらず実質的な政策につながらない限界があった。そこで、発明振興法には特許庁に知的財産サービス業育成施策を樹立して関連業務を行わせることで、知的財産の主務省庁として支援政策が推進できる根拠を作った。また、既存法律上知的財産サービス業は調査・分析過程において作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指していたが、改正法律はそれに加えて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めることで支援分野を拡大した。

2) 知的財産サービスの資格検定制度の施行

特許庁は知的財産サービス分野における優秀・高級人材の識別体系を構築し、高級人材を持続的に養成するための基盤を構築するため、専門資格制度を2013年から施行している。

<図Ⅲ-4-4> 資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財

産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部検定運営・管理方策を樹立し、IP情報サーチャー、IP情報分析士及びIP翻訳士資格検定試験を施行している。

＜表Ⅲ－４－６＞資格検定試験の施行状況

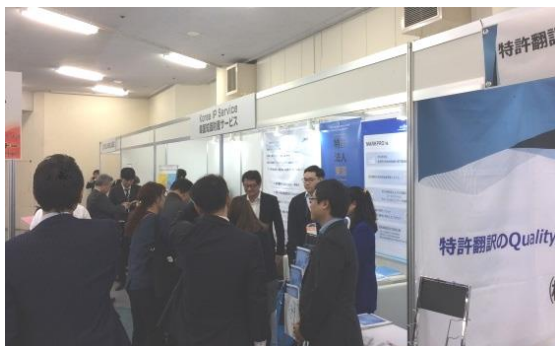
2017年実施資格検定		受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率(%)	備考
IP情報サーチャー (IPS)	GL	482	276	57.3	定時2回、随時19回
	PRO	307	270	87.9	定時7回
IP情報分析士(IPA)		45	30	66.7	定時2回
IP翻訳士 (IPT、韓→英)	2級	21	15	71.4	定時1回
	3級	41	24	58.5	定時1回

3) 知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

特許庁は零細な国内知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外有名展示会と国内主要セミナーに知的財産サービス企業が参加できるように支援している。

海外進出は個別企業の努力だけでは限界があるため、企業、関係省庁、関係機関で構成された協議体を構成して総合的な支援を実施するとともに、韓国知的財産サービス協会を通じて中国特許コンファレンス(CPAC)、日本特許情報フェア&コンファレンス(PIFC)など海外主要国展示会への参加を支援し、国内企業の広報、海外動向把握、ネットワーク形成などの機会を提供した。

<図Ⅲ-4-5> 日本特許情報フェア&
コンファレンス



<図Ⅲ-4-6> 中国特許コンファレン
ス



<図Ⅲ-4-7> 米国特許情報ユーザ
ーコンファレンス



<図Ⅲ-4-8> EPO特許情報コンファ
レンス



また、国内市場活性化のために企業・機関内の知的財産・R&D関係者など特許情報ユーザーを対象に特許・商標DB及びソリューション関連コンファレンスを開催して企業の参加を支援した。

<図Ⅲ-4-9> 第7回知的財産情報サービスShow&Fair



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設けると同時に、知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サービス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。

しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階で自発的な需要が不十分であり、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって特許庁は知的財産サービス業の競争力を強化するため、税制支援の根拠作り、サービス企業投資ファンドの造成などより具体的で強化された支援政策を講じて推進する計画である。

3. 知的財産サービス企業における採用連携教育の拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ナムギョ

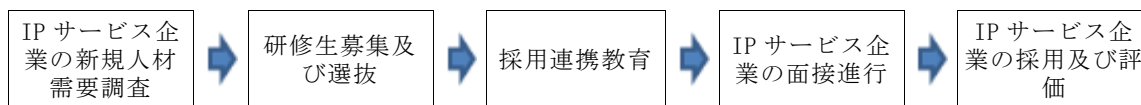
イ. 推進背景及び概要

知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知識を備えた専門人材の確保が難しく、知的財産サービス企業への就職を支援するための教育インフラが不十分な状況である。専門人材の不足及び人材養成体系の不在は知的財産サービス業界において大きなネックとなっており、国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では全体の49.3%（2014年知的財産サービス産業の現状研究、特許庁）が知的財産専門人材が不足していると認識していることが分かった。そこで特許庁は知的財産サービス市場における専門人材の不足及び人材養成体系の不在という問題を解決する一方、雇用創出のために2011年から採用連携教育支援を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービス市場が求めている実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企業に就業または創業するよう誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を養成・支援している。採用連携教育課程はIPサービスアカデミー、IP翻訳アカデミー、商標・デザイン課程、IP管理員課程に分けて実施する。

<図Ⅲ-4-10> 知的財産サービス採用連携教育のプロセス

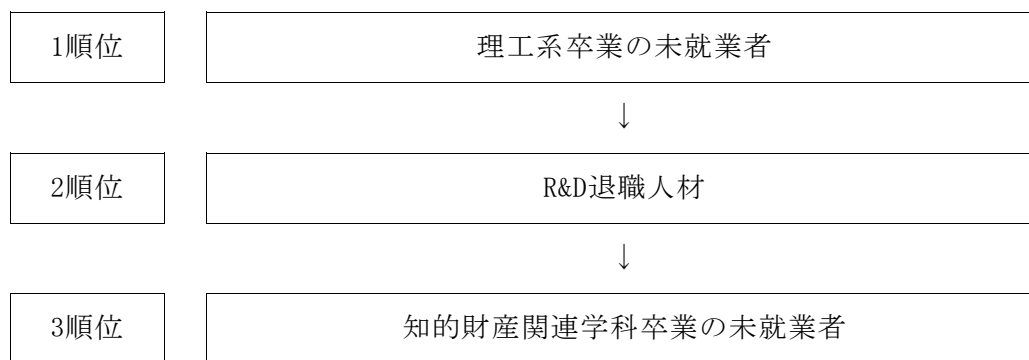


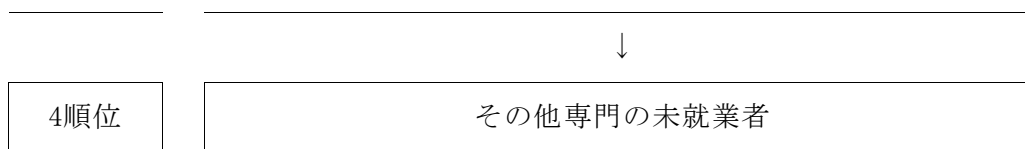
1) 教育広報及び研修生の選抜

教育広報及び優秀研修生の選抜のために全国の主要大学及び韓国知的財産戦略院、韓国特許情報院などの関係機関ネットワークを活用し、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報した。また、R&D退職人材を選抜するため、ハイキャリアの科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

研修生募集の結果、計360人が教育参加を支援し、1.4:1の競争率を記録した。このうち知的財産専門人材養成という教育の趣旨を活かすため、知的財産サービス市場で好まれる理工系卒業生及びR&D退職人材などを優先して研修生を選抜した結果、計266人の研修生を選抜した。

<図Ⅲ-4-11> 研修生選抜の優先順位





2) 知的財産教育の実施

採用連携教育課程はIPサービスアカデミーとIP翻訳アカデミーに分けて実施された。各教育課程はIPサービスに対する専門的な内容を提供すると同時に、採用支援教育ということを踏まえて研修生が就業後に必要な職場及びビジネスマナー、プレゼンテーションスキルなどの内容を盛り込んで就職に実質的に寄与した。

IPサービスアカデミー3回、IP翻訳アカデミー1回、商標・デザイン課程1回、IP管理員課程2回の教育が行われた。全体教育修了生は255人で、修了者のうち男性(122人)と女性(133人)の比率は同水準であった。

<図Ⅲ-4-12> 教育及び修了式



3) 知的財産サービス企業の採用連携

採用連携教育の趣旨を活かすため、教育開始前から採用を希望する企業を把握した後、教育が始まると企業に研修生リストを提供した。書類審査を経て採用意思のある企業は教育1週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き採用プロセスを進めた。

<図Ⅲ-4-13> 採用連携プロセス



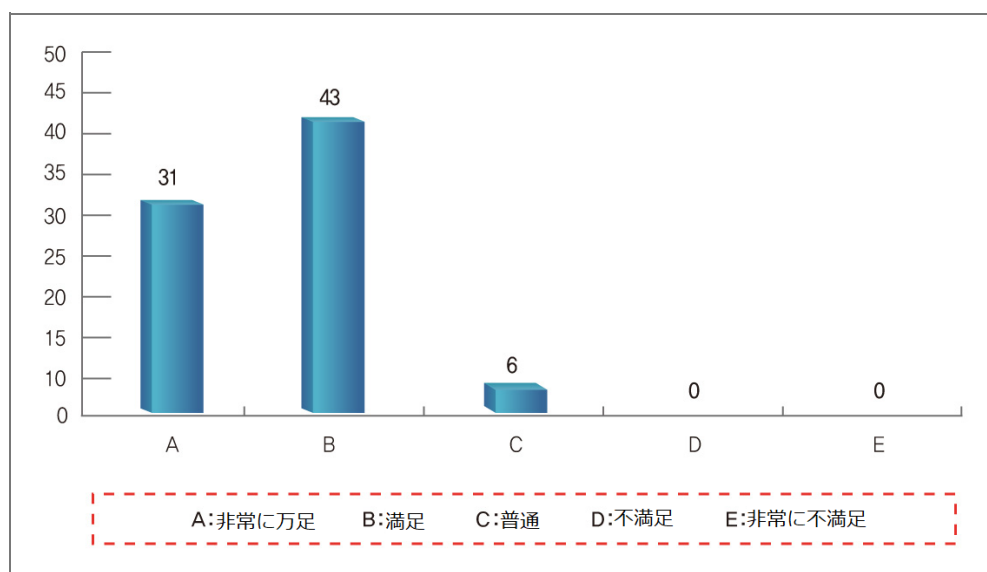
このような採用連携教育の結果、計139人(79.4%、大学専門課程を除く)が採用される成果をあげた。これを課程別に見ると、IPサービスアカデミーを通じて65人、IP翻訳アカデミーを通じて20人、商標・デザイン課程で15人、IP管理員課程で39人が其々採用された。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、教育に93%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界という就職の方向を決める上で大いに役立ったという意見が多く、教育効果が非常に高いことを確認することができた。

<図Ⅲ-4-14>採用連携教育の満足度

(単位：人)



教育運営に対するアンケート調査の結果、個人/チームプロジェクト実習など実習

教育に対するニーズが高く、持続的に実習中心の教育運営を目指すとともに、特許一般及び翻訳分野の他に専門人材養成が難しいが企業採用需要のある分野の課程を追加開発して運営する予定である。

知的財産サービス業採用連携教育は教育満足度(80%)のみならず、採用連携率(就業率79.4%、大学専門課程を除く)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス人材の新規採用需要を調査して採用連携教育を拡大し、知的財産サービス企業への採用連携とともに中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時に進めて専門人材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力強化に貢献すると期待される。

第4節 知的財産権創出・活用インフラの強化

1. 中小企業特許共済制度の導入推進

産業財産政策局 産業財産政策課 環境事務官 ユン・ジュンホ

イ. 推進背景及び概要

特許共済は中小・中堅企業が知的財産費用の負担を分散・緩和することで企業の成長及び海外進出を支える公的共済制度であり、中小企業団体を中心に持続的に制度導入の必要性を提起してきた。

第4次産業革命とグローバル競争の加速化によって中小企業が特許紛争に巻き込まれる可能性は高くなっているが、中小企業とスタートアップは費用負担、専門人材の不在及び能力不足によって知的財産紛争に効率的に対応し難い状況である。特許紛争の場合訴訟費用は2億ウォンであるが、損害賠償金は5千9百万ウォンに過ぎず、資金事情が良くない中小企業にはより莫大な経営リスクをもたらした。

また、直接的な訴訟費用の他にも紛争予防に向けた特許戦略の樹立、特許確保などは中小企業に新たな費用負担となっている。中小企業の特許出願・維持費用は2013年4千2百万ウォンから2017年8千万ウォンへと約2倍増加し、輸出契約の際に当事国は当事国に特許を登録して特許保証をしてくれることを要求するため、特許登録にかかる費用及び特許保証費用が必ず発生し、費用は増加傾向にある。

一方、訴訟費用及び海外出願を支援する政府支援事業は支援対象を選定する基準が厳しく、手続きが複雑であるため、緊急な需要に対する即時支援が困難で、特許庁支援事業の恩恵を受けている企業は3,100社余りの水準で、中小・中堅企業全体48万社の0.6%に過ぎず、支援範囲が極めて限られている。

このような政府支援の限界及び知的財産費用の負担が増加する状況の中で、第4次

産業革命時代において強小企業を育成するための中小企業セーフティネットとして特許共済制度の導入を推進する運びとなった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁・中小企業中央会・知財研は産業財産権を保有する中小・中堅企業2,045社を対象にしたアンケート調査・インタビュー(2015.12.～2016.10.)を実施し、約53%企業の加入希望意思を確認した。特許庁は法務法人を通じてWTO補助金協定の違反状況を検討(2015.12.)し、特許共済妥当性分析のための政策研究委託(2016.5.～10.)を遂行して制度導入の妥当性を検証した。

現場意見聴取と妥当性検証の結果を基に、特許共済制度の導入を2016年12月第2次国家知的財産基本計画に重点推進課題として反映することとなった。

一方、2016年12月キム・キソン議員が発明振興法に特許共済施行根拠を設ける改正案を発議し、特許庁と中小企業団体を中心に国会と関係省庁を説得した結果、2017年11月国会本会議で発明振興法改正案が議決された。発明振興法改正案は「特許庁が知的財産権関連の共済事業を管理・運営できる条項(第50条の4)」及び「特許共済事業の委託及び資金造成などに関する条項(第50条の5)」を新設する内容を盛り込んでいる。

ハ. 評価及び今後の計画

2017年は特許共済制度の法的根拠が設けられた1年であった。特許庁の直接的な支援事業で恩恵を受けられない中小・中堅企業が相互扶助を通じて自動的に知的財産費用負担を分散・緩和する基盤が整えられた。

2018年には2019年から特許共済事業が安定的に施行できるように特許共済制度基本計画を樹立し、予算確保、下位法令の制定・改正、運営組織・人材構成及び加入者確保のための広報を体系的に推進する計画である。

発明振興法改正令施行日(2018. 5. 29.)以前まで施行令を改正し、初期運営費を充てるために政府の出捐金を確保することに重点を置く予定である。

同時に、機関信頼度・共済運営ノウハウ・資産管理専門性を総合的に考慮して委託機関を選定し、金融専門家及び委託機関と共同で事業計画の樹立及び予算・決算に関する事項、共済運営委員会と審査運用・管理委員会など審議機構に関する事項を盛り込んだ「特許共済事業の細部運営方法及び手続に関する特許庁長告示」を制定する計画である。

＜表Ⅲ－４－７＞発明振興法改正案特許共済制度の主要内容

第50条の4(知的財産権関連共済事業の管理・運営) 特許庁長は産業財産権の国際出願費用、国内外知的財産権関連訴訟費用など知的財産権関連費用負担による財務的なリスクを分散・緩和するために、中小企業及び中堅企業を対象に共済事業を管理・運営することができる。

第50条の5(特許共済事業の委託及び資金の造成など) ① 特許庁長は特許共済事業を効率的に運営するために次の各号の機関または団体に事業運営を委託することができる。

1. 中小企業中央会 2. 大統領令で定める機関または団体

② 特許共済事業を運営するための資金は次の各号の財源で造成する。

1. 加入者が納付する共済賦金 2. 企業、知的財産関連機関・団体などの出捐金
3. 初期運営費を充てるための政府の出捐金・補助金 4. その他に大統領令で定める財源

③ 第1項及び第2項で規定した事項の他に必要な事項は大統領令で定める。

2. 知的財産税制改編の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

イ. 推進背景及び概要

中小企業の知的財産競争力強化に向けた特許庁の取り組みは多方面で行われている。このような取り組みの一環として、知的財産関連費用及び所得に対する税制上の支援策は企業の負担を減らす役割を果たすと同時に、企業の知的財産経営活動を奨励する誘因策として機能する。

産業財産権によって発生する所得や費用に対する税制上の支援を可能にするため、発明振興法第40条では「政府は「租税特例制限法」で定めることに従って、発明の振興、産業財産権の出願と登録または産業財産権の譲渡と実施などによって発生する所得や費用に対する税制上の支援が可能である」と規定し、その法的根拠を設けている。しかし、現行の「租税特例制限法」規定では知的財産の活性化のための租税支援には限界があり、税制メリットに対する追加的な要請が必要な状況である。そこで、特許庁は企業の知的財産競争力向上と関連する租税制度の改善に向けて持続的に努力を傾けている。

ロ. 推進経過

特許庁では企業の知的財産活動を奨励するための租税支援策を模索し、それを関係省庁に建議する作業を持続的に行っている。

税制改善に向けた努力を通じて、2016年には企画財政部との協議を通じて技術取得金額に対する税額控除を拡大した(中小企業：7%→10%、中堅・大企業：0%→5%、但し中堅・大企業は中小企業の技術を取得する場合に限って税額控除)。

2017年には知的財産税制改善を今後5年間(2017～2022年)施行される第2次知的財産基本計画の長期課題として取り入れたが、特許調査・分析費用、技術取得金額に対する税額控除、技術移転所得及び技術貸出所得に対する税額減免拡大などがそれに該当する。

ハ. 評価及び今後の計画

租税特例制限法には企業のR&D投資に対して技術・人材開発費、準備金などに対する税額控除規定を設けている。研究開発投資に対する租税支援の主な目的は租税減免を通じた企業の研究開発活動の促進である。しかし、残念なことに研究開発活動と密接な関係にある知的財産活動に対する租税支援は不十分な状況である。

R&D活動を通じて強い知的財産を創出するためには事前企画段階での技術調査・分析が求められる。「特許情報の調査・分析」は既存国内外特許情報を分析することで競合社の特許技術を回避し、最適な研究開発の方向を提供することができると同時に、技術的な問題に対する多角的な解決策が導出できるために普遍的なR&D過程の一環として位置づけられている。政府もR&D投資の効率性を高めるため、政府R&D事業で特許動向調査、先行技術調査など特許調査・分析を義務付けているにもかかわらず、特許などに対する事前技術調査・分析費用は税額控除対象から除外されている。特許庁は知的財産競争力を強化するため、特許情報調査費など知的財産関連調査分析費用に対するR&D税額控除を可能にするために持続的に力を入れる計画である。

また、開放型革新環境の中で中小・中堅企業が必要とする技術を円滑にアウトソーシングし、未活用技術は売却して資金を調達できるように税制改善を推進する計画である。さらに、知的財産サービス業の活性化に向けた税制支援、職務発明補償金の所得控除の拡大などを推進する計画である。

特許庁は知的財産の活性化のために多様な租税支援策を講じており、今後も引き続き取り組んでいく計画である。

3. 職務発明制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イム・ソンビン

イ. 推進背景及び概要

職務発明とは従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員が業務遂行過程で創り出した発明といえる。また、発明振興法上の発明とは特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象になる考案及び創作が含まれる。

韓国で職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定するためには、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継(設定)する代わりに、それに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員が職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者などの寄与があつてこそ可能であるため、従業員などと使用者など間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

職務発明が重要である理由は、今日ほとんどの核心・源泉技術が企業・研究機関及び大学など法人主導の下で開発され、法人で開発される発明の大半は職務発明であるというところにある。

<表Ⅲ-4-8>韓国における法人の特許出願の推移

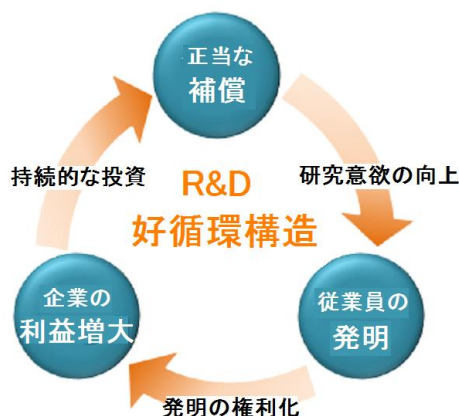
(単位：件、%)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
個人出願(A)	35,424	36,940	38,433	39,041	41,972	41,057	41,739
法人出願(B)	143,500	151,975	166,156	171,252	171,722	167,773	163,036

計(C)	178,924	188,915	204,589	210,292	213,694	208,830	204,775
法人出願比重 (B/C)	80.20%	80.45%	81.2%	81.4%	80.4%	80.3%	79.62%

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を迅速かつ簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員などは職務発明に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、使用者などと従業員などが共にウィンーウィン(Win-Win)できる。

<図Ⅲ-4-15> 職務発明補償制度のメカニズム

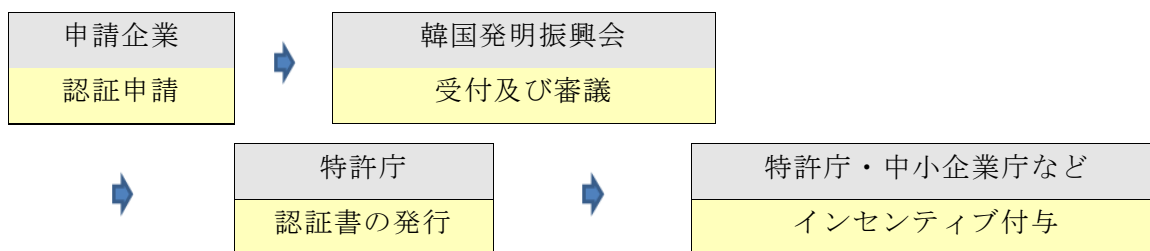


そこで特許庁では国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対する職務発明制度無料コンサルティング、職務発明補償制度説明会、職務発明制度の改善に向けたフォーラム及び恩恵を受けている企業の懇談会開催など多様な支援を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は職務発明制度が韓国の産業発展及び知的財産に対する正当な補償文化の礎になるという認識の下で、発明振興法令の改正を通じて職務発明補償優秀企業を選定・支援できるようにし、2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施して計624社を優秀企業として認証した。

＜図Ⅲ－4－16＞職務発明補償優秀企業の認証プロセス



2013年4月から職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査資格付与と4～6年目の登録料に対して20%追加減免を受けると同時に、特許庁、中小ベンチャー企業部及び科学技術情報通信部の支援事業に参加する際に加点がもらえる。

＜表Ⅲ－4－9＞職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

- ▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与
 (特許庁) 民間 IP-R&D 連携戦略支援事業、特許技術の戦略的な事業化支援事業、優秀発明品優先購買推薦事業など
 (中小ベンチャー企業部) 中小企業技術革新開発事業、融合・複合技術開発事業、商用化技術開発事業
 (科学技術情報通信部) SW 工学技術現場適用支援事業
- ▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査対象
- ▶ 特許・実用新案及びデザインの4～6年目登録料20%追加減免

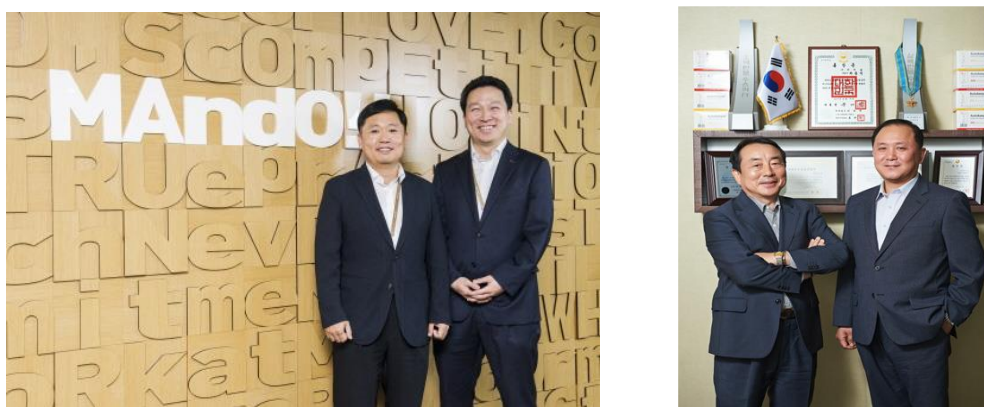
一方、専門人材や専門組織がなく職務発明制度の導入や運営に困難を覚えている中小・中堅企業を支援するため、弁理士など職務発明専門家が直接企業を訪問して企業の職務発明と関連する現状を診断して企業に適した職務発明補償規定を整備したり、職務発明制度の運営と関連する問題点の解決を支援するため、職務発明制度コンサルティングを行った。さらに、職務発明制度に対する国内企業の理解を深めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明制度に対する説明会を開催した。

<図Ⅲ-4-17>職務発明制度説明会



2017年下半期には職務発明制度運営の優秀企業3社(MANDO、DONGWOO FINE-CHEM、ME DEXEL)を直接訪問及び取材して主要メディアに企画記事を出し、Rinnai Koreaを訪問して職務発明制度の広報映像を制作することで国内企業のベンチマークを呼び掛けた。

<図Ⅲ-4-18>職務発明制度運営優秀企業に関する企画記事報道



<図Ⅲ-4-19>職務発明制度運営優秀企業の広報映像



また、「職務発明制度の制度改善フォーラム」を開催して職務発明制度と関連する法令の改正事項と国内外の重要懸案に対する情報を共有し、制度の改善方向を模索する機会を設けた。そして、職務発明制度のカードニュースを制作し、SNS広告を展開することでオンラインチャンネル内の露出を通じたターゲットの接点を強化することで職務発明制度のアクセシビリティ及び認知度を強化した。

同時に、2017大韓民国知的財産大典、G-FAIR KOREAなど展示会内に職務発明制度の広報館を運営することで、広報館の来客を対象に職務発明制度の現場相談などを行った。

<図Ⅲ-4-20> 職務発明制度広報館の運営



ハ. 評価及び今後の計画

2017年度知的財産活動実態調査(2017年12月発行)の結果によれば、職務発明補償規定を保有・活用している国内企業の職務発明補償制度導入率は65.0%で、2016年の60.2%に比べて増加した。特に大企業や中堅企業の場合、其々92.6%と91.6%と非常に高い比率を示したが、これは最近特許紛争または職務発明関連の紛争が 이슈となり、職務発明補償制度の重要性が浮き彫りになったことで、大企業あるいは中堅企業が保有しているIP専門担当組織と人材を活用して職務発明補償規定を制定もしくは改正して迅速に対応した結果と判断される。

＜表Ⅲ－4－10＞国内企業の職務発明制度導入比率

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017
企業全体	43.8	46.2	51.5	55.6	60.2	65.0
大企業	72.9	74.5	84.4	77.7	91.7	92.6
中堅企業	-	87.5	75.0	71.6	86.1	91.6
中小企業	32.9	35.0	41.1	46.2	48.8	60.2

** 出処：知的財産活動実態調査(韓国知的財産研究院)

しかし、中小企業の職務発明制度導入率は60.2%と低迷しており、中小企業の職務発明制度導入を促進するためにはより積極的な支援政策が求められる。そこで、特許庁は職務発明に関するインフラが一定水準備えられている多出願企業などは職務発明補償優秀企業の認証が受けられるように「職務発明補償優秀企業認証」を広めていく予定である。一方、職務発明インフラが脆弱な中小企業にはCEO及び役職員向け説明会の実施、職務発明補償規定標準モデルの製作・配布、企業オーダーメイド型補償規定作りの支援、職務発明制度コンサルティングなど企業オーダーメイド型制度の導入支援及び現場中心の問題解消支援を強化する計画である。

さらに、職務発明に対して正当な補償をする雰囲気を作るために職務発明制度の制度改善フォーラムを開催し、職務発明制度のホームページと関係機関のニュースレター、そして各種マスコミ媒体を活用して多様な広報活動を展開する予定である。特に、中小ベンチャー企業部、科学技術情報通信部及び関係機関との協力体系を構築することで、職務発明補償制度に対する認識向上と制度導入を効果的に支援していく計画である。

4. 知的財産権貿易収支統計の開発・活用

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権貿易とは知的財産権の提供者と受領者間の国際取引に対する契約と条件によって金銭的な補償が伴う取引を指し、既存の知的財産関連貿易統計は国際通貨基金(IMF)の基準による「知的財産権使用料収支」と経済協力開発機構(OECD)の基準による「技術貿易統計」がある。

既存統計は国際基準に囚われているため、知的財産権の輸出入状況を正確かつ具体的に把握するには限界があるという問題点が持続的に提起された。このような状況の中で特許庁は韓国の知的財産権国際取引状況を総合的・体系的に分析できる貿易統計を算出するため、韓国銀行と2014年5月にMOUを締結し、相互業務協議を経て2015年「知的財産権貿易収支」を新規開発及び公表した。

2015年5月から韓国銀行の経済統計システム(ECOS)を通じて提供される「知的財産権貿易収支」統計は知的財産権に特化した貿易収支統計であり、既存の知的財産権関連の貿易収支統計より構成項目や編製方法などでより包括的・体系的である。何より特許権、デザイン、著作権など全類型に対する使用料と売買取引が含まれているため、既存統計より包括的な取引内容が分かる。

また、「知的財産権貿易収支」統計は韓国銀行の外国為替取引実績資料を基に算出した全数統計で、韓国における知的財産権の対外取引状況及び貿易収支動向を正確に把握できるため、今後知的財産貿易収支改善に向けた政策作りの基礎資料として広く使われると見られる。

ロ. 推進経過

1) 「知的財産貿易収支」統計の発表

「知的財産権貿易収支」統計は貿易収支の赤字改善に向けた具体的な政策樹立と執行を可能にするため、知的財産権の対外貿易現状を知的財産権の種類別、機関形態別、産業別、貿易国家別に区分して編製した。

特許庁と韓国銀行は「知的財産権貿易収支」統計を知的財産権類型別、取引者特性別、産業別、貿易国家別に交差(cross tab)分析を行うなど多面的な分析を通じて韓国知的財産権貿易構造の特徴及び赤字原因を具体的に把握した(2015年4月)。

「知的財産権貿易収支」統計を通じて見た韓国知的財産権貿易の問題点に対して国民のコンセンサスを得て、それを改善するための政策的な合意を導き出すため、特許庁は経済関連長官会合(2015.5.7.)を通じて「知的財産権貿易収支統計の開発結果」を報告し、韓国銀行との共同ブリーフィング(2015.5.12.)を通じて韓国知的財産権貿易の重要性を喚起した。

2) ECOS を通じた「知的財産権貿易収支」統計の提供

「知的財産権貿易収支」統計は2015年4月国際収支統計の統計作成変更承認(統計法第18条)を経て国際収支統計の附属統計として新規登録され、韓国銀行の経済統計システム(ECOS)に収録された。

ECOS のツリー構造を見ると、知的財産権貿易収支統計は8.1「国際収支」の下位項目のうち8.1.3「サービス貿易細分類統計」の下に8.1.4項目として配置した。

知的財産権の類型別、機関形態別、産業別、国家別分類統計を基本統計項目に分けて2010年まで遡及して四半期別のデータを提供している。

また、2017年からは2014年統計値まで遡及して(権利類型別×機関形態別)、(類型別×産業別)、(権利類型別×国家別)、(機関形態別×産業別)、(機関形態別×国家別)、(産業別×国家別)知的財産権貿易収支に対するクロス統計を提供している。

<表Ⅲ-4-11> 韓国銀行経済統計システム(ECOS)のツリー構造

韓国銀行経済統計システムのツリー構造	備考
--------------------	----

8.1 国際収支	
8.1.4 知的財産権貿易収支	
8.1.4.1 知的財産権貿易収支(類型別)	輸出、輸入、収支
8.1.4.2 知的財産権貿易収支(機関形態別)	輸出、輸入、収支
8.1.4.3 知的財産権貿易収支(産業別)	輸出、輸入、収支
8.1.4.4 知的財産権貿易収支(国家別)	輸出、輸入、収支
8.1.4.5 知的財産権貿易収支(類型別×機関形態別)	収支
8.1.4.6 知的財産権貿易収支(類型別×産業別)	収支
8.1.4.7 知的財産権貿易収支(類型別×国家別)	収支
8.1.4.8 知的財産権貿易収支(機関形態別×産業別)	収支
8.1.4.9 知的財産権貿易収支(機関形態別×国家別)	収支
8.1.4.10 知的財産権貿易収支(産業別×国家別)	収支

3) 為替取引情報アクセシビリティの確保

知的財産権貿易収支に対する包括的統計の構築はそのものだけでも意味があるが、為替取引情報にアクセスできなかったために知的財産権貿易収支赤字に対する解釈及び改善策の整備には限界があった。そこで、統計の有用性及び活用度を高めるために為替資料に対するアクセシビリティ向上に向けた取り組みが続き、その結果として発明振興法第20条の8(産業財産権統計と指標の調査・分析)改正を通じて産業財産権と関連する為替取引情報アクセスに対する法的根拠が設けられた。

ハ. 評価及び発展方向

グローバル市場において特許など知的財産権関連市場規模が急成長している中で、「知的財産権貿易収支」統計は知的財産権に特化した貿易収支統計であり、韓国の知的財産権国際取引状況を正確かつ詳細に把握できる基盤を構築したことに意義がある。さらに、産業別、国家別、機関形態別、類型別に知的財産権貿易収支に対する体系的

な情報の提供が可能であるため、知的財産権貿易収支赤字の原因を具体的に把握することはもちろん、知的財産権貿易収支の改善に向けた政策の樹立に役立てるものと見られる。

産業財産権関連の為替取引情報にアクセスするための法的根拠が設けられたため、特許庁は関係省庁との協力を通じて為替取引情報を調査・分析して知的財産権の国際的な取引活動に対するより具体的な実態を把握していく計画である。産業財産権関連為替取引情報の持続的かつ深層的な調査・分析の土台を構築する一方、実質的な調査・分析活動を推進することで今後知的財産権貿易収支の赤字改善対策を講じる上で活用できる基礎資料を確保する計画である。

第4編 知的財産の保護及びグローバルリーダーシップの強化

第1章 国内知的財産権保護基盤の強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業事務官 チョ・サンフム

1. 推進背景及び概要

製品とサービス競争力の鍵となった知的財産権は高付加価値を創り出すことができる重要な資源として認識されている。しかし、このような知的財産権は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

韓国も例外ではなく、一例として模倣品のケースを見ると、国内模倣品市場規模は流通価額基準で約5兆2千億ウォン(国外流入2兆3千億ウォン、国内生産2兆9千億ウォン)に達している(2014年、現代経済研究院)。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。

実際各国の知的財産権保護水準を示すスイス国際経営開発院(IMD)の国家別知的財産権保護順位を見ると、韓国は2017年調査対象国63カ国のうちドイツ(5位)、米国(6位)、日本(22位)より低い44位を記録した。






特に、中小企業は取引において不利な位置に立っており、知的財産権保護能力が不十分であるため、中小企業の技術流出被害金額(2015年902億ウォン、2016年1,097億ウォン)と1件当たり被害金額(2015年13.7億ウォン、2016年18.9億ウォン)が増加している。

天然資源に乏しい代わりに優秀人材が豊富な韓国は生まれながら無体財産である知的財産に頼って製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である。このような状況の中で、国内知的財産権の保護を強化することは国家

レベルの重大な政策 이슈と言わざるを得ない。

＜図IV-1-1＞国家別知的財産権保護の順位

(IMD(スイス国際経営開発院)、2017)

国家					
保護順位	5位	6位	22位	44位	49位

2. 推進内容及び成果

2017年には国家知的財産委員会では不正競争行為防止及び営業秘密保護強化など改善案を盛り込んだ「中小企業革新成長に向けたIP保護強化方策」を上程・議決(2017年9月)し、これと関連する様々な制度改善を推進した。

まず、これまで保護の死角地帯に存在していた特許・営業秘密などの要件を備えていないアイデアとトレードドレスも保護を受けられるよう、取引過程のアイデア奪取行為及び営業外観模倣行為を不正競争行為として規定し、それを特許庁が調査・是正勧告する内容を盛り込んだ不正競争防止法一部改正案を2017年11月に発議した。

中小企業の営業秘密保護を強化するため、営業秘密侵害類型の拡大、悪意的な侵害に対する懲罰的損害賠償制度の導入、罰金上限額10倍拡大などを含む不正競争防止法一部改正案を2017年1月国会に提出し、商品形態模倣行為に対する是正勧告と刑事処罰を導入する改正不正競争防止法が2017年1月国会を通過し、2017年7月施行された。

そして、韓国知的財産保護院を法定機関化して商標権特別司法警察の支援、産業財産権紛争調停委員会事務局の運営、損害賠償額の算定など公共行政性格の業務を推進する根拠を作る発明振興法一部改正案を2017年1月国会に提出した。

また、特許訴訟における損害賠償額を現状に適した金額に策定し、中小企業の立証

負担を減らすため、悪意的な特許侵害に対する懲罰的損害賠償制度の導入、特許侵害者に対する実施行為様態提示義務の導入などの内容を盛り込んだ特許法一部改正案が2017年7月に議員発議された。

時間と費用の面で訴訟より効率的な「産業財産権紛争調停委員会」の活動を強化し、紛争調停申込件数は2014年3件、2015年17件、2016年47件、2017年57件と大幅拡大されるなど、徐々に活性化しつつある。

健全な取引秩序を確立するため、韓国知的財産保護院の「知財権虚偽表示通報センター」を通じて2017年3,292件に対して是正を完了し、皮膚科・整形外科に対する企画調査を実施して58件を是正措置した。また、関係団体との協力を通じて虚偽表示防止に向けたガイドラインの配布及び広報活動を展開した。

知的財産保護認識を大衆に広めるため、国内知的財産権及び産業保安コンファレンスを開催(2017年5月)し、消費者向け教育、公募展、様々な媒体を通じた広報などを推進した。

特許庁模倣品特別司法警察は安全・健康関連の模倣品及び大規模製造・流通事犯の取締りに集中した結果、362人を立件し、模倣品69万点余り(正規品価額約416.5億ウォン)を押収した。模倣品の流通形態の変化に応じてオンライン上での流通監視及び取締りを強化し、オープンマーケットにおける販売中止及び個人ショップ閉鎖件が2014年5,802件、2015年6,091件、2016年6,256件、2017年6,347件と着実に増加している。このように国内知的財産権の侵害行為に対する取締り強化及び認識向上活動を通じて対外国家信頼度の向上及び健全な商取引秩序の確立に寄与し、それによって米国貿易代表部知的財産権監視対象国から2009年以来9年連続除外され、模倣品に対する消費者認識度も2012年66.6点から2017年80.6点に改善された。

また、商品形態模倣行為に対する調査・是正勧告を初めて実施(2017年12月)し、模倣品の販売を中止する成果をあげた。

3. 評価及び発展方向

2017年には中小企業技術奪取防止及び知財権保護強化に向けた法制度の改善、執行力の強化などを重点的に推進した。アイデア奪取とトレードドレス模倣を禁止する法案を発議し、既存法制では保護し切れなかった部分の問題を解消した。そして、商品形態の模倣行為に対する調査・是正勧告制度を導入し、初めて違反行為に対して是正勧告した。特許庁が中小企業への支援だけでなく、保護のために積極的な執行を開始したことに意義がある。

2018年度にはこのような政策をさらに発展させていく予定である。特に、知的財産権を強くフレキシブルに保護することで第4次産業革命という時代変革に対応し、中小企業技術奪取を根絶するための基盤を構築していく計画である。特許庁の調査・是正勧告対象と特別司法警察の業務範囲を拡大して中小企業技術奪取事件に積極的に介入することで、中小企業の被害を迅速に救済できるように制度を整備していく予定である。また、保護の実効性を高めるために損害賠償制度をさらに強化し、検察・警察など関連省庁間の協業を通じて模倣品取締りの効率を高めるなどより精巧かつ強力な政策企画と執行で知的財産権保護の国家的基盤を整えていく予定である。

第2節 中小企業のアイデア・技術保護の強化

1. 懲罰的損害賠償など特許・営業秘密侵害に対する救済の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許侵害に対する損害賠償額が先進国に比べて非常に少なく、侵害立証も困難であるため、特許侵害を助長する恐れがあるという指摘が多い。国内の研究結果によれば、韓国の特許侵害訴訟において認められた損害賠償額は約5,900万ウォン(2009～2013年)で、GDPを考慮しても米国の49億ウォン(2007～2012年)の1/6水準に過ぎず、損害賠償額の算定が難しくて弁論全体の趣旨などを考慮して裁判所が職権によって算定する事例も全体判決の約60%(2009～2013年判決分析)に達している。このような環境の中では企業が技術開発を通じて合理的な利潤活動を追及することが期待できない。そこで特許庁は損害賠償額を常識水準に引き上げるとともに特許権者の立証負担を軽くするために特許法改正案を講じて2016年から多角的な検討を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

懲罰的損害賠償の導入は庁内外からの意見聴取(2013.9.～2016.9.)、技術流出関連法令改正TF(8回)、中小企業技術保護全省庁TF(6回)、専門家懇談会(2回)などを通じて草案を作成したが、この作業には大検察庁(幹事)、法務部、産業部、産業技術保護センター、特許庁などが参加し、同時に政策研究委託(刑事処罰実効性の向上など不正競争防止法の改善策研究(韓国知的財産学会))を実施した。

その結果、法務部、産業部、知財委など全省庁にわたる「中小企業技術保護総合対策」を2016年4月に設け、そのフォローアップとして営業秘密に対する懲罰的損害賠償制度の導入を骨子とする不正競争防止法改正案を設けて国会に提出(2017.1.)した。

また、侵害者が優越的地位を利用して特許権を侵害した場合、懲罰的損害賠償を可能にする改正案も発議された(2017.8.)。

不正競争防止法と特許法上の懲罰的損害賠償に関する内容は以下のとおりである。

(特許法) 裁判所は特許権または専用実施権を侵害した者に故意または重大な過失がある場合、次の各号の事項を考慮して第2項から第4項まで及び第7項によって算定、推定または認められた損害額の3倍を超えない範囲で損害賠償額を決めることができる。

1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 侵害行為をした者の故意または重大な過失の程度
3. 侵害行為によって特許権者または専用実施権者が被った被害規模
4. 侵害行為の期間・回数など
5. 侵害行為を通じて侵害した者が得た経済的な利益
6. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

(不競法) 裁判所は営業秘密侵害行為が悪意的なものと認められる場合、第11条にもかかわらず、第1項から第5項までの規定によって損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を認めることができる。

悪意的なものと認められた場合は次の各号の事項を考慮して判断しなければならない。

1. 侵害者の優越的地位の有無
2. 故意の程度
3. 侵害行為の期間及び回数
4. 侵害行為による経済的な利益の程度
5. 侵害者の被害救済努力の程度
6. 侵害行為によって被った被害の規模

以上のような内容は2015年に推進された特許法一部改正法律が2015年7月に国家産業通商資源委員会の法案審査過程で懲罰的損害賠償は弱者保護のための制度ではないという理由で通過できなかった部分を踏まえて侵害者が優越的地位を濫用する場合に懲罰的損害賠償を可能にするよう修正した部分に違いがある。特許及び営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度の導入は中小企業が希望する最優先制度改善事項であり、大企業による技術奪取問題を解決するための解決策であることは明らかである。したがって、2015年国会で反対された意見は中小企業自らが必要であるという意見を出したことである程度克服できたと見られる。

ハ. 評価及び発展方向

以上の特許及び営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償の導入は今後特許権及び営業秘密侵害に対する正当な賠償体系が確立され、知的財産制度の実効性が高まることによって健全な知的財産生態系作りに大きく貢献できると期待される。

2. 公正な競争秩序の確立に向けた不正競争防止法改正の推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

零細・小商工人などが一定期間努力を傾けた結果、一般消費者に知られるようになった売り場の室内・室外装飾など営業の総合的な外観を無断で使用して零細・小商工人の営業に甚大な損害を与える不公正行為が多様な形態で発生している。しかし、現行の不正競争防止法では営業表示の対象に室内インテリアなどを明示的に表示しておらず、保護可否が不明な部分があった。それに対する改善必要性は持続的に提起されてきた。

また、中小・ベンチャー企業または開発者などの経済的価値を持つアイデアを取引相談、入札、公募展などを通じて取得し、それを何の補償もなく事業化して莫大な経

済的利益を得る会社が存在する一方、開発者はむしろ廃業に追い込まれるなど企業の営業活動に深刻な被害をもたらしている。しかし、アイデア使用に対する明示的契約を締結しなかったり、特許など登録による保護のための具体的な要件を備えられなかった場合は相当な被害を被ることになっても救済できる明確な規定がなく、損害賠償はもちろん使用禁止を要請することも難しい状況であった。そこで、不正競争防止法の改正を通じて中小・ベンチャー企業及び開発者の斬新なアイデアを積極的に保護し、それを違反した行為に対して特許庁長が調査・是正勧告をすることで健全な取引秩序が維持できるようにする必要があった。

ロ. 推進内容及び成果

そこで次のように不正競争防止法の改正を推進した。

1) 国内に広く認識された他人の商品販売・サービス提供方法または看板・外観・室内装飾など営業提供場所の全体的な外観と同一・類似したモノを使用して他人の営業上の施設または活動と混同させる行為を禁止しようとするものである(案第2条第1号ロ)。

2) 事業提案、入札、公募など取引交渉及び取引過程で経済的価値を持つ他人の技術的または営業上のアイデアをその提供目的に違反して自身または第三者の営業上の利益のために不正に使用したり、他人に提供して使用させる行為を不正競争行為類型として新設し、提供を受けたアイデアが同種業界で広く知られたモノであったり、アイデアの提供を受けた者が提供を受ける当時既に知っていた事実を立証する場合には免責されるようにし、違反行為に対して調査・是正勧告の権限を付与する(第2条第1号リ新設、第7条第1項、第8条)。

これを具体的に見ると、アイデア奪取行為は「事業提案、入札、公募など取引交渉または契約など取引過程」で提供された技術的・営業上のアイデアが含まれた情報を保護対象とし、提供を受けたアイデアを直接不正使用したり、他人に提供して使用させる行為を規制する。そして、提供者の濫訴の懸念を解消するため、提供を受けた者

が既に知っていたり、もしくは同種業界で広く知られたアイデアは保護対象から除外される。これは同種業界で広く知られているアイデアは保護対象になれないことを明示し、最小限の斬新さを備えたアイデアを保護しようとする趣旨からである。

同時に、アイデア奪取行為に対する調査・是正勧告を可能にした。中小企業など社会的弱者は直接的な証拠収集及び提訴に脆弱であるため、専門行政機関による資料調査及び違反行為の該当性を優先的に判断する長所を活かすことができるためである。

このような内容を盛り込んだ不正競争防止法一部改正法律は2017年議員発議され、2018年3月19日産業通商資源中小ベンチャー企業委員会全体会議を通過して3月29日法制司法委員会を経て3月30日本会議を通過した。その結果、4月10日国務会議を通過し、4月17日に公布された。同法律は2018年7月18日に施行される。

ハ. 評価及び発展方向

以上の不正競争防止法が施行されれば、これまで中小・ベンチャー企業が事業提案、公募過程で奪い取られたアイデアの民事救済とともに、特許庁は2018年7月18日法施行とともにアイデア奪取事件に対する調査を開始して違反行為に対して是正勧告する予定である。訴訟費用や証拠収集に対する負担がないため、中小・ベンチャー企業、個人発明家が紛争を解決する上で大きく役立つと期待される。調査過程で収集された資料は民事訴訟においても証拠として活用できると見られる。

その他にJUICY、ペク茶房など安いジュース、コーヒー専門店が人気を集めるとそれを模倣する「ミートゥー(Me Too)ブランド」が数十社乱立した。改正法の施行によってこのようなただ乗りによる小商工人及び消費者の被害が防止できると期待できる。

3. 産業財産権紛争調停委員会の活性化の推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政主事 チェ・ソンギョ

イ. 推進背景

最近知的財産権の出願・登録が増加し、産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)の重要性が増していることから、それに伴って紛争件数も増加している状況である。産業財産権紛争は解決過程が複雑で、莫大な時間と費用が発生するため、個人発明家、零細企業及び中小企業などはその解決に頭を抱えている。特許庁の調査によれば、産業財産権侵害紛争発生の際は平均5,800万ウォンの対応費用がかかるといふ。経済的に余裕のない零細企業には産業財産権紛争は負担にならざるを得ないのが現状である。

特許庁は産業財産権紛争によって発生する国民の悩みの解消し、不必要な社会的費用を節減するため、1995年から産業財産権紛争調停委員会を設置・運営して関連紛争を低費用・短期間で解決できるようにサポートしている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 産業財産権紛争調停委員会の運営

特許庁は産業財産権紛争を速やかに解決するために産業財産権紛争調停委員会を設置して1995年から運営している。産業財産権紛争調停委員会は専門分野によって調停委員が構成されているが、基本的には3カ月内に手続きが終わるため、関連紛争を審判や訴訟を通じて解決するよりは迅速に解決できるメリットがある。調停が成立する場合、調停調書を作成することになるが、調停調書は裁判所の確定判決と同じ裁判上和解の効力を持つ。最近紛争調停制度に対する関心が高まって需要も毎年増加している。2015年からは検察庁が捜査している事件の中で調停可能な事件を特許庁産業財産権紛争調停委員会に回付して処理する刑事連携調停も推進しており、紛争調停制度は持続的に活性化されている。

産業財産権紛争調停委員会の調停対象は産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)、職務発明、技術上営業秘密に関連する紛争であり、これと関連して利

害関係のある者は誰でも申請可能である。

<表IV-1-1> 産業財産権紛争調停委員会の処理件数

区分	1995～ 2000	2001～ 2005	2006～ 2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	計
申請	46	33	21	2	2	3	11	17	47	57	239

2) 産業財産権紛争調停委員会事務局設置及び調停制度の広報

特許庁は紛争調停申請増加に備えて2017年韓国知的財産保護院に産業財産権紛争調停委員会事務局を新設し、産業財産権紛争相談、申請事件の受付、紛争調停制度の広報などを推進している。産業財産権、職務発明、技術上営業秘密と関連する紛争発生の際に事務局を通じて相談することが可能であり、調停制度の利用を希望する場合はホームページ(<http://www.koipa.re.kr/adr/>)を通じて申請書をダウンロードして作成した後、委員会の代表メールアドレス(ip.adr@korea.kr)を通じて申請できる。

産業財産権紛争調停委員会事務局は紛争調停制度の活性化のために多様な広報活動を展開している。SNS及び高速列車内のモニターを活用した広報動画の送付、ラジオ広告コンテンツの送付、関係機関との協力を通じた制度説明会の開催など多くの国民が紛争調停制度を活用するように広報活動を展開している。

ハ. 評価及び発展方向

産業財産権紛争調停委員会は設立以後239件の産業財産権紛争事件を処理し、2017年には57件の事件を処理し、40%の調停成功率を記録した。これは民事本案事件の調停成功率である16%より高い数値で、産業財産権紛争調停委員会が産業財産権分野の紛争解決に貢献していると思われる。

第4次産業革命によって特許を始めとする産業財産権は重要なキーワードとして取

り上げられている。将来産業財産権の保護はさらに重要になり、産業財産権保護のための紛争もまた持続的に増えると予想される。このような紛争を迅速に解決できる紛争調停制度の重要性と利用率は益々高まり、特許庁は調停制度の活性化に向けて調停委員の拡大、事務局運営人材の増員、特許審判院との連携調停の推進など多様な制度改善を準備しており、今後産業財産権紛争調停委員会の役割は益々大きくなる見通しである。

4. 営業秘密原本証明及び保護コンサルティングの支援

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 コ・ジナ

イ. 推進背景及び概要

技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場したことで、知的財産管理の重要性も増しているが、連日営業秘密や技術・アイデア奪取と関連する事件・事故が新聞の社会面を埋め尽くしている。特許庁が2013年と2016年の2回にわたって実施した営業秘密被侵害実体調査の結果によれば、営業秘密流出を経験した企業の比率は9.4%から14%に増加しているが、一方営業秘密流出時に何の対応もしていないと答えた企業の比率は31.1%から41.9%に増加し、国内企業の営業秘密流出紛争対応能力は依然として不十分な水準であることが分かった。新しいアイデアや技術を活用して市場で競争力を確保するためには、新しい技術を創り出すことと同様に外部に流出されないように企業の秘密を保護することが重要であるが、企業の営業秘密保護認識度及び管理能力は極めて不十分な水準であり、これに対する対策が求められている。

そこで、特許庁は2012年に営業秘密保護センター(www.trade_secret.or.kr)を開所し、教育・相談・コンサルティング・広報など営業秘密保護基盤作り事業を遂行することで、韓国企業の営業秘密管理能力を強化し、保護の必要性を高める努力を傾けている。

＜表Ⅳ－1－2＞技術流出の状況

(出処：大検察庁統計年報)

区分	2013	2014	2015	2016	2017
処理件数(件)	459	412	467	528	403
人数(人)	1,156	972	1,129	1,125	791

ロ. 推進内容及び成果

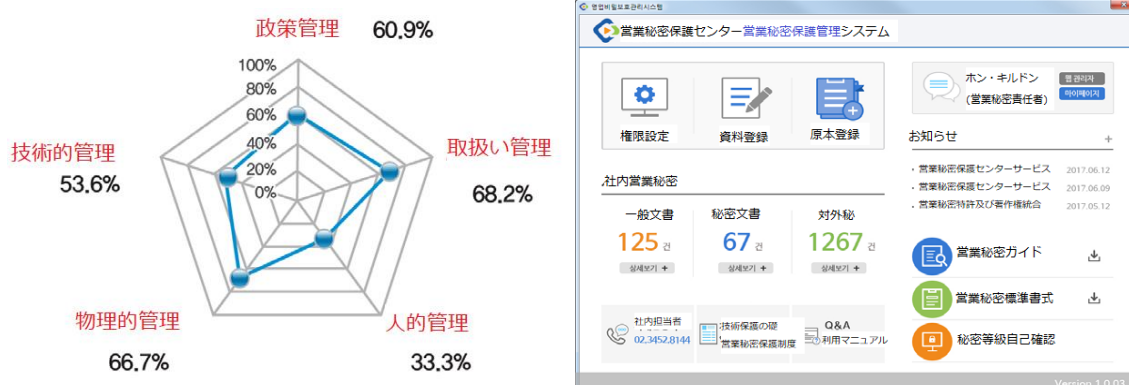
特許庁は営業秘密管理の重要性に対する認識を強化するため、出前訪問教育、地方所在企業密集地域を対象にした地域説明会などを実施し、オンライン教育コンテンツを制作して企業の教育アクセシビリティを拡大するとともに、キャラクター公募展の実施、企業協会との連携広報など多様な広報チャンネルを活用している。

また、企業に営業秘密診断コンサルティングを通じて企業の営業秘密管理実態を診断し、診断結果に適した管理方法を提示している。また、営業秘密管理システムを備えていない企業が最小の費用と人材で営業秘密が管理できるように営業秘密管理システム普及を拡大するなど企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援している。その他にも簡単に営業秘密文書等級を分類するための自己確認サービスを構築して普及しており、取引段階別・対象別に活用可能が契約書・秘密維持誓約書など標準様式を提供している。

＜表Ⅳ－1－3＞2017年度営業秘密保護支援事業の実績

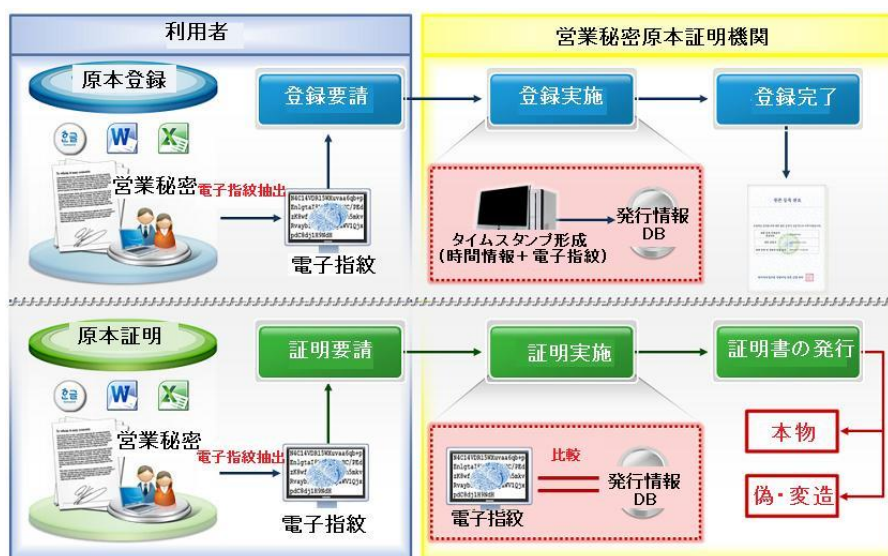
営業秘密保護コンサルティング	システム普及	訪問教育	地域説明会	セミナー
145社	120社	54社	35回	4回

<図IV-1-2> 営業秘密保護コンサルティング及び保護管理システム



のみならず特許庁は営業秘密侵害訴訟における営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するため、2010年度から電子文書から抽出した固有識別値と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスタンプを生成し、これを原本証明機関に登録することで該当電子文書の存在及び保有時点が立証できる制度である原本証明サービスを運営している。2015年1月には原本として登録された情報に対して原本証明書を発行する場合、該当情報の保有事実に対する推定効を持つという法的根拠を設けることで既存制度の不備点を補完し、制度利用の活性化のために中小企業を対象に原本証明費用の70%を支援した。費用支援とともに同制度が法的根拠及び登録による推定効を備えることによって信頼性と効率性が高まり、今後企業の利用がさらに活性化すると期待される。

<図IV-1-3> 営業秘密原本証明制度



ハ. 評価及び発展方向

2016年1月から国務調整室(幹事)、法務部、産業部、特許庁など8省庁が参加した全省庁中小企業技術保護T/Fで特許庁は主導的に営業秘密保護政策の重要性をアピールし、その結果営業秘密の認定要件の中で秘密管理性を緩和するなど中小企業を始めとする経済的弱者の営業秘密保護の実効性を高めるための制度的装置を整備した。これによって営業秘密管理体系の不備によって営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大きく貢献できると予想される。

2018年にも特許庁は営業秘密保護基盤作りに向けた支援事業を強化していく予定である。特に、営業秘密管理システムの利用企業累積拡大による安全性の強化及び利用者セルフ措置マニュアルを提供し、恩恵を受ける企業の規模に合わせて営業秘密保護コンサルティングの内容を充実化してオーダーメイド型に提供することで、営業秘密流出予防のための国内企業の管理体系の強化に集中する予定である。また、毎月第3週目水曜日を「営業秘密保護の日」として定め、ホームページ及び管理システムなどを通じてキャンペーンを実施し、営業秘密保護のための広報活動を多角的に展開する計画である。

5. 社会的弱者のための公益弁理サービス支援

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 イ・テウオン

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理サービスが受けられない国民基礎生活受給者、障害者、国家功労者、学生、小企業などの社会的弱者と弁理サービスから疎外された地域住民に権利確保から紛争対応に至る全過程を支援することで、知的財産権分野における社会的衡平性を高め、彼らの産業財産権を創出・保護するため、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所して運営している。

公益弁理士特許相談センターは計12人(2017年末基準)の公益弁理士が相談、明細書など出願・審査・審判関連書類の作成支援、産業財産権関連説明会、審判・審決取消訴訟の直接代理及び紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の産業財産権を保護するため、審判・訴訟代理費用を支援する特許法律救助事業を2001年から施行中であり、2011年からは「社会的弱者のための知的財産権保護支援事業」に改編して「公益弁理士特許相談センター」と統合・運営している。

ロ. 推進内容及び成果

社会的弱者に対する産業財産権保護支援を強化するために従来代理人費用を支援していた特許法律救助事業方法を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合は公益弁理士が直接事件を代理している。

2015年からは審判・審決取消訴訟の直接代理に力を集中した結果、支援実績は2015年53件、2016年109件、2017年120件と持続的に増加し、勝訴率は2015年72.5%、2016年87.8%、2017年70%を記録している。

2017年度には権利者の権利濫用によって発生する非権利者である社会的弱者の被害救済のために商標・デザイン消極的権利範囲確認審判に対する支援根拠を設けて社会的弱者の知財権保護支援を強化した。

<表IV-1-4> 2017年審判・訴訟の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

審判代理	審決取消 訴訟代理	審決取消 訴訟上告代理	民事侵害訴訟 費用支援	合計
87	22	11	5	125

<表IV-1-5> 2017年審判・訴訟の支援実績(支援対象別)

(単位：件)

中小企業	零細個人 発明家	障害者	基礎生活 受給者	国家 功労者	学生	合計
80	19	8	1	10	7	125

公益弁理士特許相談センターの相談実績は特許庁顧客相談センター(1544-8080)及び政府統合コールセンター(110番)との業務協力によって重複業務が調整され、2015年16,041件、2016年11,783件、2017年12,360件で減少傾向にある。また、2015年から複合紛争対応及び非権利者保護などのための特許紛争経営コンサルティングを新設して2015年37件、2016年80件、2017年67件を支援した。

書類作成支援の場合、紛争予防と関連する防御及び回避設計の出願や今後紛争発生時に法的活用可能性の高い案件を優先的に支援し、2015年895件、2016年491件、2017年383件と徐々に減少している。

<表IV-1-6> 2017年相談及び書類作成の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

知財権関連相談				コンサル ティング	書類作成	知的財産権 説明会	合計
電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談				
10,158	757	1,142	303	67	383	11	12,821

<表IV-1-7> 2017年相談及び書類作成の支援実績(支援対象別)

(単位：件)

小企業	学生	障害者	基礎生活 受給者	次上位 階層	国家 功労者	満19才 未満	軍服務 遂行者	その他	合計
5,444	931	866	387	96	644	100	82	4,193	12,743

そして、2017年には支援事業の公正性を高めるため、弁理士など外部知財権専門家を法律救助支援審査委員会の委員として委嘱し、法律救助事業などの支援活性化に向けて地域知的財産センターなど関係機関を対象に公益弁理士特許相談センターに対し

て広報し、相互協力方法を協議した。また、中小企業ニュース・法律新聞・地域商工会議所発刊誌を通じて主な需要層である中小企業を対象に広報を集中展開した。また、知的財産制度ガイドブック、相談センター広報冊子など広報物を発刊・配布し、CF及びバナー広告などを通じて無料弁理サービス支援を拡大するために取り組んだ。

ハ．評価及び発展方向

2017年には支援審査の公正性及び社会的弱者間の支援衡平性の向上、商標・デザイン消極的権利確認審判直接代理の支援追加、関係機関との協力を通じて無料弁理サービスの品質を高めた。

今後他の法律で保護している社会的弱者である青年創業者、多文化家族、一人親家庭などを公益弁理士特許相談センターの支援対象に含めて書類作成、審判・審決取消訴訟代理などを支援する計画である。

第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上

1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 チョン・ヒョンゴン

イ. 推進背景

韓国は特許、商標、デザインなど産業財産権出願における世界4位として知的財産権創出の面では米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を固めている。このような国際プレゼンスの強化によって知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより強調されている。

2017年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力評価資料によれば、韓国の知的財産権保護水準は全体63カ国のうち44位となっている。韓国の知的財産権保護水準がこのように主要先進国に比べて低く評価された原因は国内に模倣品の流通が根絶されておらず、著作物に対する海賊行為が依然として続いているためである。国内に模倣品が氾濫すれば健全な商取引秩序が崩壊し、国家ブランドの失墜による輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など国家経済全般にわたって深刻な副作用を招かざるを得ない。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これによって特許庁は模倣品関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締るため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、ソウル、釜山、大邱など3つの地域事務所に取り締る人材を配置

し、模倣品事犯に対する刑事立件を強化している。2013年9月には既存産業財産保護課内に所属されていた特別司法警察隊を拡大し、模倣品取締り専門担当部署である産業財産調査課を新設した。一方、近年急増しているオンラインを通じた模倣品流通に対する強力な取り締りのため、オンライン捜査専門フォーレンシック (Forensics) 装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2017年の1年間模倣品に対する強力な取締り活動を展開し、362人を刑事立件し、模倣品約69万点余りを押収するなど所期の成果を上げた。特に、2017年5月には中国から半製品状態の模倣品を韓国に供給してきた海外逃避事犯をインターポールの赤手配書制度を活用して韓国入国時に検挙した。また、2017年6月にはベンツ・BMWなど高級外車の偽造ホイールを国内に持ち込んで流通・販売した一味を検挙するなど特許庁の特別司法警察は商標権専門担当捜査機関としての位置を固めている。これは商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模零細販売業者よりは模倣品製造業者及び大規模流通業者に対する取締りに注力した結果と分析できる。

<表IV-1-8> 模倣品取締状況

区分		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	合計
刑事	人数(人)	45	139	302	376	430	378	351	362	2,383
立件	押収(点)	28,629	28,589	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	584,094	691,630	4,598,765

*特別司法警察権の導入(2010.9.)以後の実績

2017年度に押収した物品を見ると、伝統的に海外有名ブランド商標を模倣したかばん類、衣類などが主となっているが、国民の安全及び健康に係る自動車部品類、電子部品類なども持続的に模倣・流通されており、これを正規品の時価で換算すると234億ウォンに達している。最近はオープンマーケットとSNSなどを利用してオンラインで多品種・少量の模倣品を流通しているため、オンライン模倣品流通サイトの取締りを強化している。

＜表IV-1-9＞主要品目別の取締り状況(2017)

(単位：点)

品目	かばん類	化粧品類	衣類	自動車部品類	アクセサリ類	その他類	合計
数量	8,707	264,926	52,627	28,666	4,079	332,625	691,630

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は商標権特別司法警察権を確保することで他の捜査機関に頼らず、独自に模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することが可能となった。商標権特別司法警察はオン・オフラインを問わず猛威を振るっている模倣品を根絶するため、オンライン取引模倣品を常時モニタリングし、常習・慢性的な製造・流通業者及び模倣品流通頻発地域に対する集中取締りだけでなく、自動車部品、洗剤、医薬品など国民の生命と健康を脅かす模倣品の製造・流通業者などに対する企画捜査を拡大・強化する予定である。特に、オンライン捜査チームの運営を活性化し、オンライン模倣品流通事犯に対する追跡捜査で刑事処罰を強化し、模倣品事犯の再犯意志を根絶するために販売内訳を徹底捜査して検察が犯罪収益を取り戻し、脱税を追徴するように国税庁と協力していく計画である。

＜図IV-1-4＞模倣品取締りの写真



2. 模倣品通報褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 チョン・ヒョンゴン

イ. 推進背景

米貿易代表部 (USTR) は1989年から毎年各国の知的財産権保護内容を評価して「スペシャル301条報告書」を作成・発表することで、自国の貿易圧力手段として活用している。

韓国は2008年まで監視対象国 (Watch List) として分類されてきたが、2009年から昨2017年まで9年連続で監視対象国目録から除外された。このような成果は国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けた政府レベルでの持続的な努力の結果である。

模倣品の流通を根絶するためには捜査機関の強力な取締りが求められるが、模倣品の不法性に対する国民の認識転換と官民協力が伴わないと限界を露呈せざるを得ない。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に対する通報を活性化するために「模倣品通報褒賞金制度」を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

通報対象は模倣品製造業者や流通・販売業者であり、国民なら誰でも通報できる。また、通報の信頼性を確保するために実名で通報することを原則としている。

2017年の支給状況を見ると、53件の通報に対して計103百万ウォンの通報褒賞金を支給した。通報内容を類型別に見ると、卸・小売り流通は28件 (57.2百万ウォン)、オンライン販売は25件 (45.8百万ウォン) が通報された。このうちオンライン販売に対する褒賞金支給は2016年に比べて件数は8.7%、金額は105.4%増加するなど最近オンラインで模倣品の流通が急増していることを反映しているものと分析される。これは商標権特別司法警察が模倣品取締りを強化したことで、相対的に摘発しやすいオフライ

ンで公開的に販売するよりはオンラインで小規模・個別的に流通している事実を裏付けている。

<表Ⅳ-1-10> 類型別褒賞金の支給状況 (2012～2017)

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2012		2013		2014		2015		2016		2017	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売 流通	123	106	55	38.5	40	38	48	61.6	57	72.7	28	57.2
	オンライン販売	4	2	2	1	5	3.8	7	6.6	23	22.3	25	45.8
	倉庫	6	8	18	17.5	14	24.7	9	24.5	2	8.0	0	0
	小計	133	116	75	57	59	66.5	64	92.7	82	103	53	103
製造業者	製造工場	30	36.5	26	27	19	36.5	8	10.3	0	0	0	0
合計		163	152.5	101	84	78	103	72	103	82	103	53	103

通報褒賞金制度の実施初年度の2006年には計107件、3億2,310万ウォンの褒賞金を支給するなど昨年まで過去12年間計21億ウォンの褒賞金を支給した。この褒賞金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は計3兆4,633億ウォンに達している。

ハ. 評価及び発展方向

模倣品通報褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。

模倣品通報褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・流通業者に対する不法行為の抑制効果が大きいため、この制度は模倣品の流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も引き続き維持・発展させていかなければならない政策である。

3. 商品形態模倣行為に対する調査・是正勧告の施行

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 チョン・ヒョンゴン

イ. 推進背景

形態模倣とは他人が開発・制作した商品形態を模倣して自分の商品として市場に提供する行為を指す。

2004年不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律改正の際に商品の形態模倣行為を不正競争行為として新設した理由は、商品形態模倣行為が正当な権利者である他人の創作努力、創作費の投資、創作時間など知的財産権の3大要素の集合的な結果物に対する侵害行為であり、何の関係もない者がこれにただ乗りして経済的利益を追求した場合、正当権利者の権益侵害はもちろん取引者や一般需要者にもその正当権利者の商品との誤認混同を引き起こす懸念がある上に、予期せぬ経済的損害、精神的被害を与える恐れがあるため、規制する必要があった。

但し、2004年不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正時には商品形態模倣行為に対する刑事処罰はなく、民事上救済のみ可能であったため、その実効性に限界があった。そこで2017年法改正では商品形態模倣行為者に対する行政措置として特許庁に調査、是正勧告の権限を与え、刑事処罰の対象にすることで行政・民事的救済及び刑事的制裁手段を全て揃えるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

2017年7月不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律は改正・施行直後の2017年8月30日、あるメディアから「一時期大ブレイクしたフードテックスタートアップの涙」という記事が報じられた。同記事は商品形態模倣による企業間紛争を取り扱った内容で、不正競争行為に該当するかどうかを調査する必要があるという判断から職権調査を決定した。

特許庁は公正で信頼できる決定を下すため、事件当事者だけでなくペットボトル容器制作会社、金型会社などの意見を聴取し、裁判所の多様な判例分析及び内外専門家

の意見聴取を経て不正競争行為に該当すると最終結論を出した。その後、特許庁は他人の商品形態を無断で模倣して製造・販売した中小企業とこれを流通した量販店に対して是正勧告決定書を通知(2017年12月4日)し、該当企業などは特許庁の勧告を受け入れて模倣商品の生産・販売を中断した。

<図IV-1-5>商品形態模倣行為の調査・是正勧告(2017.12.4.)

商品形態模倣行為関連のマスコミ報道(毎日経済、2017.8.30.)及びブリーフィング(2017.12.5.)



ハ. 評価及び発展方向

同事件は他人の商品形態を無断で使用したただ乗り行為に対して政府が積極的に介入した初事例で、多様な不正競争行為に苦しんでいる中小・ベンチャー企業など社会的弱者が裁判所の裁判より迅速かつ手軽に行政救済を受けることができるため、特許庁は今後も健全な取引秩序の確立と企業運営しやすい環境作りに向けて不正競争行為を積極的に取り締まっていく予定である。

4. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 コ・ジナ

イ. 推進背景及び概要

最近オンラインショップでのみならず新聞及びチラシなどの広告でも特許を受けていないのに特許を受けた製品として広告するなど、知財権の虚偽表示行為が頻繁に発

生している。2015年6月特許庁が実施した特許虚偽表示実態調査の結果によれば、国内主要オンラインショップで特許を活用した広告の中で正しく表示した場合は56.9%、明らかに虚偽表示の場合は6.0%、特許番号を不明確に表示したり特許番号がない場合は37.1%（虚偽表示に該当する可能性が高い）であることが分かった。知財権虚偽表示は消費者に間違った情報を提供し、製品の品質に対する誤認と混同を引き起こし、不良製品の購買による金銭的な被害を与える可能性が高い。

特許庁は知的財産権専担省庁としてこのような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知的財産委員会の案件として「健全な取引秩序を確立するための知的財産権表示改善策」を上程・議決した後、特許法施行規則を改正し、知財権虚偽表示通報センターを運営するなど、知財権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化の定着のために様々な政策を推進している。

ロ．推進内容及び成果

知財権関連法令に従って正しい知財権表示方法に対する具体的なガイドラインを国民に提供するため、特許庁は「知的財産権表示ガイドライン」を制定・配布した。知財権虚偽表示による消費者の被害発生を防ぎ、正しい知財権表示文化を定着させるために法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、知財権虚偽表示に対する行政的な対応を強化するため、2015年度から「知的財産権虚偽表示通報センター」を開所して運営している。

通報センター（☎1670-1279、www.ip-navi.or.kr）は知財権虚偽表示行為を通報したり、関連相談サービスが受けられる専担サービス窓口として、2017年まで計5,795件の通報が受け付けられ、5,360件の虚偽表示に対する是正が完了した。また、国民の健康と直接関連する分野で知財権虚偽表示が氾濫しないよう、整形外科、皮膚科など病院を対象に特許虚偽表示広告集中調査及び啓道活動を推進し、多様な広報チャンネルを通じてオン・オフライン広報を展開した。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は虚偽表示通報センターの運営だけでなく、知財権虚偽表示を根絶するための専門家懇談会を四半期毎に開催し、オンライン事業者、知財権関係機関、民間企業などとのネットワークを構築した。また、オンライン事業者に虚偽表示摘発件に対する情報を共有し、掲示内容の削除、販売中止などオンラインショップで自己是正ができるようにインフラを構築することで、虚偽表示摘発件に対する是正の効率化に取り組んだ。

今後特許庁は知的財産権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化を定着させるため、多様な広報チャンネルを通じて多角的な国民向けキャンペーンと教育を実施する予定である。特にオンライン事業者、関係機関などとの協力体系を強化し、正しい知財権表示方法が効果的に広がるように取り組んでいく計画である。

5. 公正な商標使用体系の確立

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ミンジュン

イ. 推進背景及び概要

「商標ブローカー」とは自分の商品に使用する目的で商標を出願するのではなく、登録受けた商標権を根拠に他人に商標使用料または商標移転による示談金を要求するなど不正な目的で商標を出願する人を指す。2012年から2014年までこのような商標ブローカーによって小商工人など善良な商標使用者の被害が急増した。

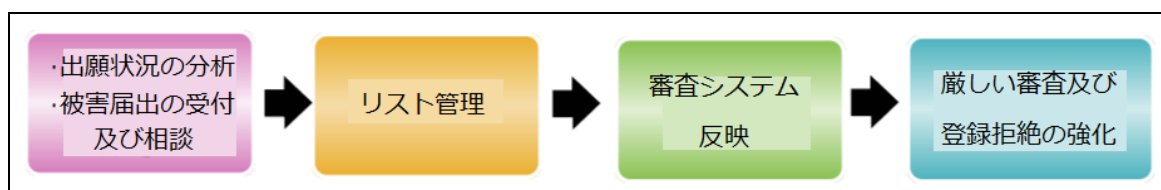
ロ. 推進背景及び成果

1) 商標ブローカーの商標権登録を防止するための職権調査の強化及び実態把握

特許庁は出願履歴、苦情、マスコミなどを通じて持続的に商標ブローカーに対する実態を把握し、商標ブローカーリストをアップデートして彼らの商標登録出願に対し

で特別に管理することで、不正な目的の商標ブローカー出願商標が登録されることを徹底的に防止している。また、商標ブローカーの商標登録出願でなくても全ての出願商標に対して審査官に職権で商標使用実態を調査させ、既に使用中の他人の商標を先占して不当な利益を得るなど、不正な目的で出願しないよう厳しく審査している。また商標基準を改正して2015年1月から有名芸能人・番組名の先占目的出願などに対する拒絶決定を強化した。

<図IV-1-6>不正目的出願人の管理体系



*最近3年出願件数：(2014)6,293→(2015)348→(2016)247→(2017)117

*最近3年登録件数：(2014)140→(2015)76→(2016)24→(2017)10

また、商標法を改正して使用しない商品に対する商標登録の取消審判を誰でも請求できるように請求人の範囲を拡大(2016.9.)した。

2) 商標ブローカー被害届出サイトの開設及び運営

商標ブローカーの商標登録を防止するために法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、商標ブローカーが既に登録受けた商標で善意の商標使用者に被害を与えることを防止するため、2014年1月被害通報サイトを開設(<http://www.kipo.go.kr>)して被害届出を受けており、電話相談も実施している。商標ブローカーが登録受けた商標であっても「出願前から商標を使用してきた場合、登録商標とは関係なく引き続き使用する権利がある先使用权に対する案内及び警告状または告訴状の受付による対応方法など」を案内することで、商標ブローカー被害防止に実質的に寄与している。また、公益弁理士相談センターとの連携を通じて被害防止のための無効審判制度など商標制度を案内している。

ハ. 評価及び発展方向

2017年商標ブローカーによる新規出願は計117件で、2014年計6,293件に比べて98.1%(6,176件)減少した。また、登録件数もまた2014年計140件から2017年計10件に大きく減少し、間違った慣行の正常化として最も成功した事例として評価されている。

今後も商標ブローカーの行為に対する警戒心を呼び起こし、善意の商標使用者が不測の被害を被らないようにするため、出願及び紛争事例を分析するなど商標ブローカーを常時モニタリングして商標ブローカー情報を維持・管理するだけでなく、被害防止のために様々な広報活動を持続的に展開して商標ブローカーを根本的に遮断する努力を続けていく計画である。

6. 政府レベルの知的財産保護活動

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政主事 チェ・ソンギョ
産業財産調査課 行政事務官 チョン・ヒョンゴン

イ. 推進背景

最近国内オンライン市場の規模が拡大し、SNS、モバイルなどオンラインを通じた物品の取引が爆発的に増加していることから模倣品の流通・販売もまた急増している。特に、モバイルを通じたSNSは個人間コミュニケーション手段が多様化しているため模倣品取引のような不法行為はより隠密化・知能化しており、その対策が急がれる状況である。

そこで特許庁は官・民協力体系の構築などを通じた模倣品流通根絶に向けて2014年5月に模倣品の多い商標権保有企業45社、模倣品流通が頻繁に行われるオンライン運営企業13社、そして特許庁、警察庁、関税庁など6つの関係機関など計64機関で構成された「模倣品流通防止協議会」を公式に発足した。

同時に、特許庁は知的財産権保護の重要性に対する国民の認識と実践が不十分であると判断し、国民を対象に認識向上及び社会雰囲気作りに向けた多角的な政府政策活動を展開した。

そのため、2015年5月国家知的財産委員会、文化体育観光部、特許庁、関税庁などが主管し、Naver、SK Planet、e-bay Koreaなど民間が参加する官・民知的財産保護の日記念式など国民向け知的財産保護活動を推進した。

<図IV-1-7> 模倣品流通防止協議会の発足式(2014. 5. 22.)

発足式の場面



ロ. 推進内容及び成果

1) 模倣品流通防止協議会の活動

これまで模倣品流通防止協議会は定期懇談会及び分科会議、模倣品取締り機関と常習販売地域に対する合同取締り、全体ワークショップなどを通じて模倣品流通根絶方策を模索してきた。

2017年定期懇談会(3, 6月)及び分科会議(4, 5月)で協議会運営に関する意見収集、模倣品流通に対する定期・随時情報共有を通じて協議会の運営及び知財権保護教育の方向、模倣品流通防止策を議論した。

9月釜山・大邱の主要商圈密集地域に対する実態点検及び模倣品合同取締りでは特許

庁、警察庁など取締機関と協議会の主要会員社が参加し、協議会の会員社は模倣品鑑定などを現場で迅速に行い、合同取締が円滑に行われるようサポートした。

11月には模倣品の問題点及び知財権保護の重要性に対する国民向け広報のためにオープンマーケットなど会員社15社から広報バナーを無償で支援を受け、消費者模倣品購入予防キャンペーンを展開した。

また、オンライン事業者と商標権者など全体会員社が参加するワークショップを開催して模倣品の流通根絶に向けて相互協力をさらに強化し、商標法と不正競争防止法に対する専門性強化教育及び国内外商標権紛争事例などに対する実務教育を通じて企業の商標権保護及び侵害対応力の向上を図った。

2) 政府レベルでの知的財産保護活動

特許庁は国家知的財産委員会、文化体育観光部、関税庁、民間企業などとともに政府レベルの知的財産保護活動を以下のように推進した。第一、知的財産の創出・保護、シェア・拡散に向けた官・民協力を拡大し、第二、知的財産に対する社会的な認識向上及び教育とともに不法著作物と模倣品などの根絶に向けた保護活動を推進し、第三、知的財産保護の公益広告及びクリーンキャンペーンなど国民レベルの知的財産保護活動を展開した。

また、模倣品流通根絶のために個別的な捜査取締りの限界を克服し、関係機関間の協力に基づいた総合的な捜査を通じた取締り執行力を強化するため、国家知的財産委員会は政府レベルでの模倣品流通根絶年間実行計画を樹立した。同時に、検察庁は同種の前歴のある模倣品事犯に対しては原則として懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止し、警察庁は各地域別の模倣品頻発流通地域に対して定期合同取締り及び大規模な製造・流通事犯が海外に逃走した場合はインターポールを通じた国際捜査協力を進めた。

そして、関税庁・食薬処は官民協力体系を通じてオンライン上の不法模倣品販売の

根絶を強化し、特許庁は国民健康と安全に係る品目及び大規模・常習模倣品製造・流通事犯事件に捜査力を集中するなど企画捜査を強化した。

<図IV-1-8> 協議会の活動

協議会懇談会 (2017. 3.)	協議会ワークショップ (2017. 11.)	模倣品購入予防キャンペーン (2017. 11.)
		

ハ. 評価及び発展方向

オンラインなどの模倣品流通根絶は特許庁のような取締り機関の活動だけでは限界があるため、民間との協力が欠かせない。模倣品流通防止協議会はこのような民間の自発的な模倣品流通根絶に向けた取組みを誘導するだけでなく、模倣品取締機関と協力して模倣品の根絶に取り組む官・民協力体系である。今後、協議会を通じた多様な活動を展開して知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させていく予定である。

7. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政主事 チェ・ソンギョ

イ. 推進背景

グローバル化が進む経済市場において模倣品の流通は企業の知的財産創出努力を阻

害し、健全な商取引秩序を乱すだけでなく、韓国ブランドイメージを毀損して国家経済にマイナス影響を与えている。そこで、特許庁(特別司法警察)、警察庁は不法模倣品の流通を取締っているが、オンライン、海外輸入・ダイレクト購入など流通経路が多様化しているため、取締だけでは効果的な対応が困難である。

さらに、技術奪取のように知的財産権侵害行為の方法が多様化し、侵害規模も大きくなっているが、それに対する国民の問題認識及び根絶認識は極めて低い水準である。したがって、特許庁は根本的に知財権侵害行為を根絶し、知的財産を尊重する社会雰囲気形成するため、知的財産保護認識向上事業及び多様な広報活動を展開した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 全国巡回キャンペーンなどの認識向上活動

特許庁は市民参加中心の知的財産権尊重文化を形成するため、模倣品流通根絶のための巡回キャンペーンを開催した。キャンペーンは青少年・大学生・保護者・サラリーマンなどを対象に「ニセモノOUT、ホンモノOK」というスローガンを活用し、ソウル及び全国15の市・道の模倣品頻発地域で行われた。学生たちの自発的な参加を通じて知的財産権保護に対する重要性を認識させるように知的財産権保護理論教育、実習教補材を活用した保護体験活動、模倣品の比較展示などの体験型知財権保護教育を運営することで、学生たちが知財権保護の重要性を肌で感じられるように取り組んだ。

また、関係機関及び自治体との協力を通じて全国模倣品流通頻発地域を対象に消費者及び販売者向け街頭キャンペーンを展開し、消費者の知的財産保護認識の強化だけでなく、販売者の模倣品不法流通行為の根絶を呼びかけた。

同時に、消費者が直接参加することで知財権保護の重要性を認識し、尊重文化作りをリードしていくようにするため、知的財産権保護UCC及びカードニュース公募展を開催して優秀作品を選定してメディア広報に活用した。

2) メディアを活用した知的財産権保護の広報強化

特許庁はTV、ラジオ、映画館スクリーン及び公共交通の媒体広告(SRT、地下鉄、バスなど)を活用して模倣品の不法性と弊害を知らせ、中小企業の技術奪取を予防するためのコンテンツを制作して知財権保護広報を展開した。さらに、オンラインコミュニティ(ブログ、SNSなど)を運営して知財権保護情報を共有し、正規品消費文化を定着させるために様々なイベントを開催することで、双方向コミュニケーションを通じた消費者主導の知財権尊重ムード形成に力を入れた。

また、最近では知財権保護広報の内容を模倣品流通根絶に限らず、不正競争行為及び技術奪取行為の根絶など多様な知的財産権侵害行為にまで視野を広げ、知的財産権奪取の不当性とそれによる問題点を盛り込んだコンテンツを拠点産業団地などに発信して知的財産権に対する国民の認識を高めることに貢献している。

ハ. 評価及び発展方向

官・民合同の全国巡回キャンペーンは不法著作物と模倣品を追放する上で実質的な国民の参加を呼びかけ、知的財産権保護に対する政府の政策意志を対内外的に知らせる機会となった。また、現場体験学習、学習用コンテンツの開発・普及など今後消費主体となる青少年と一般市民に対する保護教育とその他認識向上活動などは市民の遵法意識及び知的財産保護認識強化のきっかけを設けた。生活と密接な関係にあるメディアを活用した知財権保護広報活動を通じて模倣品流通根絶など知財権保護に対する社会的なコンセンサスを獲得した。

最終的にこのような多様な政策活動は知的財産の創出・活用を通じた企業の競争力確保を可能にし、さらには知的財産保護を通じた国家イメージ向上に肯定的な影響を及ぼす。

今後も知的財産尊重文化の拡散に向けて、特許庁は青少年・大学生・主婦・会社員など年齢別消費者を対象にオーダーメイド型教育・広報を推進し、放送・オンライ

ン・モバイルなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。また、模倣品根絶に止まらずアイデア及び技術奪取、不正競争行為の根絶など知的財産権保護内容を持続的に拡大し、多様な知財権侵害行為根絶に向けた認識向上事業を展開する予定である。

第2章 海外知的財産権の紛争対応支援

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 パク・ゾンピル

1. 推進背景及び概要

知的財産権紛争の基本的な傾向は市場において目に見える存在感と市場シェアを持つ製品とサービスに対して侵害問題が台頭していることである。このような流れから、韓国企業の技術水準の向上や製品とサービスの競争力向上によって対外輸出も増え、2009年154件であった国際特許紛争件数が2013年342件と大幅増加した。以後韓国輸出企業の知的財産権に対する認識がある程度強化され、政府の知的財産権紛争予防及び対応支援策などを通じて韓国企業の国際特許紛争件数は2016年144件、2017年183件と減少傾向にあるが、依然として新しい技術分野を中心に知的財産権紛争が持続的に発生している(韓国知的財産保護院調査)。さらに最近は典型的な知的財産権紛争ではなく、商品の外観や形態の誤認・混同を招く新しいタイプの侵害まで発生している。

海外知的財産権紛争の激化は韓国企業の成長に足枷となっているが、外国企業の特許攻勢による売上減少、対外イメージの損傷、過剰な訴訟費用負担などで韓国企業の海外市場進出において問題となっている。輸出過程において先進国からは特許保証の要求、展示会物品の押収などによる被害が多く、途上国からは模倣品の流通などによる被害が多く発生している。特に、海外現地で模倣品の流通による問題だけでなく、現地人による韓国ブランドの無断先占は韓国企業の海外進出に足枷となっており、海外進出を準備している企業及び政府に示唆を与えている。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外でより積極的に市場を開拓して製品とサービスを輸出し、国家経済に寄与できるようにするためには、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した場合は紛争対応を支援することを政策的に拡大する必要がある。

2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような海外知的財産紛争に対する支援を拡大するため、「K-ブランド保護総合対策(国家知的財産委員会、2014. 2.)」、「知財権訴訟保険発展3ヵ年計画(国家知的財産委員会、2015. 12.)」、「中小企業技術保護総合対策(国家知的財産委員会、2016. 4.)」のように韓国輸出中小・中堅企業の知的財産権保護及び紛争予防を通じた国際競争力強化に向けて政府レベルの総合対策を講じて発表した。

また、2017年知的財産権紛争コンサルティング支援640社、訴訟保険支援270社など中小・中堅企業に対して知的財産紛争予防・対応支援を強化した。そして、特許管理専門会社(NPEs)の訴訟に備えるよう、知的財産権紛争の動向、判例情報などを調査して専門サイト(www.ip-navi.or.kr)で紛争情報を提供している。

海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など8カ国の14ヶ所に設置されている海外知的財産センター(IP-DESK)を通じて効果的に対応できるようにし、知的財産権紛争頻発地域を中心に40の在外公館及び21のKOTRA現地貿易館に知的財産担当者を指定して現地での対応を支援した。

そして、中国内で韓国企業に大きな被害を与えている商標ブローカーに対処するため、中国商標当局と「商標審査及び審理標準」を改正(2017年1月)し、国内被害企業の商標ブローカー共同対応を支援して現地で該当商標を無効化する成果をあげる一方、中国オンラインショップで流通している韓国企業関連の約2万個余りの模倣品投稿も削除した。

3. 評価及び発展方向

大企業に比べて海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が不十分な中小企業を対象に紛争コンサルティング、訴訟保険支援、紛争情報を提供する政策的な努力を通じて、実際海外輸出の前後段階で発生した様々な紛争状況にうまく対処して良い成果

をあげた事例が多く登場した。特に、其々の事業が投入予算より最大8倍以上の経済的効果をあげ、このような内容を基に韓国政策学会で2017年韓国政策大賞を受賞した。

国内市場に止まらず、海外市場の開拓を通じて生き残りと繁栄を図らなければならない韓国企業の経済的な環境を踏まえ、今後も持続的に海外知的財産紛争予防及び対応支援を拡大していく予定である。特に、量的には紛争コンサルティング・訴訟保険の支援企業数をさらに増やし、質的には特許紛争情報を産業別に細分して提供するなど、様々な方法の実効的な政策を企画・遂行していく予定である。

しかし、何より重要なことは海外進出を控えている企業はまず進出しようとする国において知的財産権を確保することが紛争予防の最善策であることである。特に、最近韓流ブームが起きているアジア諸国を中心に商標権をめぐる紛争が持続的に増加していることを考慮し、韓国企業が商標権を先に確保してから進出するよう、企業及び業種団体と協力して多様な政策的支援を強化していく計画である。

第2節 海外知的財産権の保護強化

1. K-ブランド保護及び現地における支援体系の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 パク・ゾンピル

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知的財産センター(IP-DESK)事業を運営している。2008年知識經濟部と特許庁の共同運営を始めに、2009年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど7つの地域でIP-DESKを運営した。2012年LA、2013年ニューヨーク、2014年フランクフルト、2015年東京、2016年西安、2017年ニューデリー、ジャカルタにIP-DESKを追加開所し、現在8カ国、14カ所でIP-DESKを運営している。

ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権紛争を予防するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保することが何より重要であり、紛争に適切に対応するためには侵害内容を正確に調査・把握し、現地の法律と手続きによる適切な戦略を立てることが重要である。

しかし、韓国の中小企業は「輸出が先で商標確保は後」という企業慣行によって海外における権利確保を通じた紛争予防努力も不十分であるだけでなく、知的財産権専門人材や管理戦略の不在によって知的財産権紛争対応能力も足りない状況である。

そこで特許庁はIP-DESKを通じて知的財産権無料相談とともに、現地商標出願費用など権利確保支援はもちろん、海外模倣品侵害調査及び取締費用の支援、現地取締公務員に対する模倣品識別セミナーとともに国内招請研修事業も展開するなど多様な形態の支援事業を行っている。模倣品識別セミナーは2017年中国、タイ、ベトナムで計

6回にわたって現地の取締公務員計660人余りを対象に行われた。

また、韓国企業の模倣品が多く流通する化粧品分野の模倣品流通分析報告書を発刊して関連業界に配布した。これを通じて中国に化粧品を輸出する企業が知財権紛争を事前に予防し、適時対応できるように支援した。

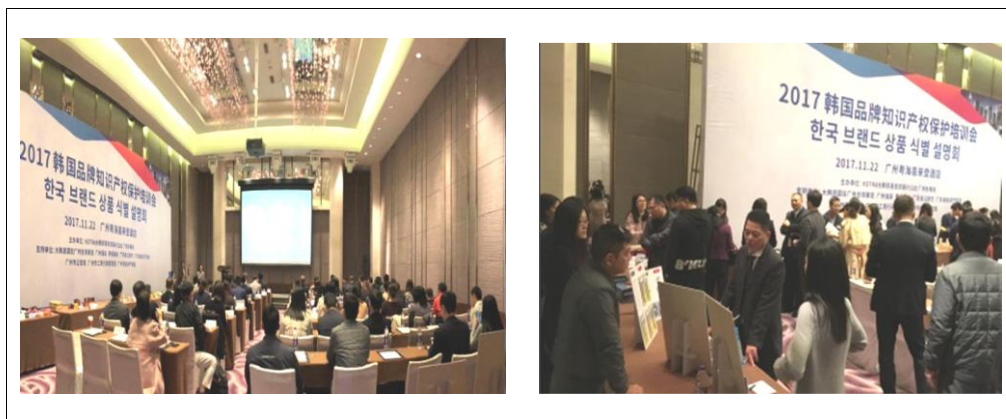
同時に、産業団体、貿易協会など輸出関係機関との連携を通じて海外進出企業向け知的財産権説明会を開催したり、関税庁とともに政策協議会を構成して海外税関取締公務員向けの模倣品識別セミナーなどを開催し、模倣品の水際措置を強化した。

そして、最近サード配置などで中国市場の不確実性が高まり、中国に対する経済的な偏りすぎから脱するため、インド及びASEAN地域への企業進出が増えているが、この地域に対する支援はIP-DESKが設置されたタイ、ベトナムに限られた状況であった。

そこで特許庁は2017年追加予算を確保し、インドのニューデリーとインドネシアのジャカルタにIP-DESKを新設して東南アジア地域に対する知財権保護サービスを拡大している。

その他にも従来は警告状対応に限定していた侵害鑑定書支援範囲を展示会防御書面及び訴訟時の意見書作成支援まで拡大するなど支援範囲をさらに強化した。

<図IV-2-1> 中国模倣品識別セミナー(2017. 11.)



＜表IV-2-1＞2017年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2017年	中国						タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	西安	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京
知的財産権相談	6,598	371	600	410	684	349	212	356	501	1,122	633	480	790
出願	1,593	149	155	118	107	124	91	119	258	142	97	78	155
出願	972	97	95	86	61	88	62	67	149	83	55	34	95
侵害調査	26	1	6	0	1	0	2	1	4	6	1	4	0
説明会	67	3	3	1	10	5	17	1	4	8	9	6	0
協力チャンネル	74	6	4	1	15	3	11	11	8	1	4	1	9
情報提供	597	38	5	21	15	30	258	35	13	132	25	22	3

ハ．評価及び発展方向

政府省庁・関係機関との協業、権利確保の重要性を知らせるための認識向上活動などK-ブランド保護に向けた取り組みを通じて企業の「先輸出ー後出願」の慣行が改善されつつある。その結果、昨年IP-DESKを通じた海外商標出願申請件数は大きく増加した。

また、知財権紛争がIP-DESK設置国家のみならず、全世界的に発生している現状を反映し、海外各地域にインフラを構築しているKOTRA本社に海外知財権保護事業団を運営し、全世界KOTRA貿易館を通じて現地で発生している知財権紛争に対するサービスを提供している。

さらに、特許庁では深みのある相談及び支援を行うため、IP-DESKに弁護士、弁理士など専門人材の採用を拡大する予定である。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産保護を強化するため、政府省庁及びKOTRA、韓国知的財産保護院など関係機関との協力の下で輸出競争力を高めるための各種支援施策を持続的に推進していく計画である。

2. 海外進出企業の国際知財権紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 イ・テウオン

イ. 推進背景及び概要

中国、ASEAN地域との貿易が活発になり、韓国ドラマ、K-POPなど韓流の影響でK-ブランドの認知度が高まり、フランチャイズ、化粧品、衣類、食品など全産業にわたってK-ブランドの侵害被害が段々増えている。

これまで韓国企業は海外市場を開拓するために先に輸出した後、輸出量が増加する過程で商標確保の必要性を認識して後から商標権の確保努力を傾けるケースが多かった。このような状況を海外商標ブローカーが悪用して海外韓国企業の商標を無断で先登録して商標ロイヤリティを要求したり、海外流通市場進出を妨害するなど被害事例が続出している。

「海外商標ブローカー」による被害を防止するため、常時モニタリング体系を構築し、ブローカーを摘発した時は関連情報を被害企業に提供して被害拡散を防止した。また、異議申出・無効審判・回収(交渉)支援のための紛争対応コンサルティングを提供するなど、商標侵害対応体系を構築して海外商標ブローカーの商標無断先占による被害を防止するために持続的に力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

2014年11月 IP-DESKを通じた相談の中である出願人が韓国企業の商標125件を集団出願して商標ブローカーと疑われる状況を発見した後、特許庁はK-ブランド相談センターの独自調査及び外部専門機関調査を通じてブローカー被害状況を把握し、調査を通じて14人のブローカーを追加発見して結果を被害企業に伝えた。

以後海外現地におけるK-ブランドの権利確保を通じた紛争予防と体系的な紛争対応体系の構築を通じた韓国企業の国際競争力強化を目的として、2014年12月国家知的財産委員会で関係省庁合同で樹立した「K-ブランド保護総合対策」を議決・発表し、商標無断先登録被害事例に対するマスコミ報道を通じてブローカーに心理的プレッシャーをかけることも並行した。

中国商標ブローカーによる被害の大きいフランチャイズ、化粧品、食品、衣類など業種別産業団体との協力の下で、該当団体の会員社を対象に被害事例を知らせ、特許庁長とフランチャイズ企業CEOが懇談会などを通じて商標ブローカーに対応するための意見交流の機会も拡大した。

商標ブローカーは法人を設立して法人名で自分の活動を隠し、類似商標、英文・中文など結合商標の制作、他の商品・サービス分類出願して登録するなど多様かつ巧妙な方法で韓国企業の商標を無断先占している。現在まで中国商標ブローカー99(個人及び企業)によって商標1,820個が無断先占され、975社が海外進出遅延、企業ブランドイメージの低下などの被害を受けている。

1) 中国商標ブローカー無断先占早期警報体系の導入

2017年度には中国商標局に出願されるハングル商標を毎月モニタリングして韓国企業無断先占商標が発見されれば、被害企業が早期に法律対応できるように被害情報及び対応方法を提供する「中国商標ブローカー無断先占早期警報体系」を構築した。それによって、中国商標出願公告後3カ月以内にだけ可能な異議申出など無断先占対応可能件数が早期警報体系導入前より大幅増加した。

また、企業被害及び対応情報の伝達力を高め、随時変化する商標ブローカーの無断先占状況及び書誌情報に対する効果的な情報管理のために国際知財権紛争情報ポータルに海外商標ブローカー情報を提供するウェブページを構築した。

2) K-ブランドコンサルティング及び知財権紛争共同対応など連携支援

摘発された海外商標ブローカーの先占状況に対しては外部専門家が中国内の全般的な出願内容の確認、対応時限、法律的基础意見、韓国内権利状況など韓国企業の初期対応方向設定に必要な総合的な調査を行い、その結果を企業に提供することで迅速な対応を可能にした。

海外商標ブローカーの摘発ルートを中国商標局情報調査、IP-DESKを通じたモニタリング受付と産業団体を通じた被害事例の受付、企業が参加した各種懇談会を通じた事例受付などに多様化し、被害企業には「知的財産権紛争対応センター」を通じて類型別・段階別対応戦略を総合的に支援するとともに、必要に応じて「K-ブランドコンサルティング」と「知財権共同対応支援事業」に連携支援した。

商標ブローカーに対する中国商標法体系に適した法律的対応戦略及び改正中国商標法と関連する判例研究などを推進して出願公告中の商標に対する異議申出または登録商標に対する無効審判請求、不使用取消審判請求などの方法を検討し、これを「K-ブランドコンサルティング」を通じて被侵害企業に支援している。

また、海外商標ブローカーによる被害事例が発生した時に被害類型の類似する業種または企業間協議体を構成して段階別に無効審判など法的手段を活用できるようにすることで、被害企業が侵害対応を通じて自社の権利を取り戻せるよう支援している。

3)海外商標ブローカーによる被害の予防・初期対応に向けた総合窓口の運営及び国民向け広報

韓国知的財産保護院内の商標ブローカー被害予防・初期対応のための「知的財産権紛争対応センター」を運営し、海外商標ブローカー被害相談及び対応戦略の提示、中国商標検索サービスなどOne-Stopサービスを支援している。

海外商標ブローカーによる被害の大きい5つの産業別団体と広報及び被害対応体系を共同で構築し、被害予防のための認識を高めるために放送局と日刊紙、寄稿文など

各種媒体を活用した広報を強化した。また、産業分野別の特性を考慮した「K-ブランド保護」説明会・懇談会を開催して参加企業から関心を集めた。

そして、企業知的財産権担当者に適時に必要な情報が提供するために毎月ニュースレター(K-ブランドニュースレター、計12回)を提供し、IP-DESKを通じて海外現地説明会を開催するなど海外商標ブローカー被害及び対応戦略の共有・伝播を通じて韓国進出企業の海外商標確保の重要性に対する認識を広げた。

<図IV-2-2> 中国内商標ブローカーへの対応プロセス

<中国内商標ブローカーへの対応プロセス>



<図IV-2-3> 商標ブローカー根絶推進広報活動



<中国商標ブローカー対応ガイドブックの配布(17.1.)>



<フランチャイズ企業CEO懇談会(17.4.)>



<海外商標ブローカー対応官民合同TF会議(17.4.)>

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は海外商標ブローカーによる被害を予防するために中国商標ブローカー早期警報体系を導入し、2017年の1年間企業251社の商標588個が無断先占され出願中であることを事前通知した結果、中国で商標出願公告後3カ月以内でのみ可能な「異議申出」の可能比率も36.5%から98.2%に大幅増加し、企業の迅速な対応を促した。

2015年から99の商標ブローカーによる1,820個の韓国商標無断先占事実を発見し、K-ブランドコンサルティング46件及び共同対応7協議体(23社)を連携支援し、2017年には中国商標ブローカーを対象にした商標無効審判共同対応を通じて韓国企業11社の無効審判初勝訴を導いた。

今後中国内で出願される韓国企業の中文・英文商標と韓国企業が多く進出している東南アジア、被害が予想される香港など中華圏国家に商標無断先占早期警報体系の範囲を拡大して運営する計画である。

また、中国内の韓流人気に便乗した商標模倣使用(Me-too商店)による韓国企業の被害を最小化するため、商標無断先占被害発生時に法的対応終結まで海外進出が遅れてしまう問題とK-ブランドの信頼が落ちてしまう問題が解決できる韓国フランチャイズ及び化粧品業種共同防御商標を制作・配布する計画である。

3. 企業の国際特許紛争対応能力

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 工業事務官 キム・ホヨン

イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界市場進出拡大によって外国企業からの特許攻勢が激化している。紛争の対象になる企業も大企業のみならず中堅・中小企業まで拡大しており、半導体・デジタル分野は売上高10億ウォン以下の小企業も紛争の対象となっている。海外競合

社からの過剰なロイヤルティー及びライセンスの要求によって韓国企業の価格競争力が低下している。一方、莫大な特許訴訟費用(平均約300万ドル)は韓国企業の輸出にとって足枷となっている。

国内MP3輸出中堅企業A社が外国企業の特許侵害警告状を受け取った後、それに対して効果的に対応できず米国輸出を諦めざるを得なかった事例からもわかるように、海外で発生する知的財産権紛争の事前予防及び解決のためには競合社の特許分析など十分な事前準備が如何に重要であるかが分かる。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2017年特許庁が実施した知的財産活動実態調査の結果報告書によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約23.3%に止まるなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も過剰な時間と費用が発生するなど困難を感じていることが分かった。

そこで特許庁は韓国企業の知的財産権紛争の対応能力を強化するため、紛争情報及びコンサルティングの提供など紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に円滑に対応できるように知的財産権紛争情報インフラを構築し、特許管理専門会社((NPEs: NON-PRACTICING ENTITY)の活動動向を随時把握する一方、関連データを体系的に整理して国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊している。また、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティングなど紛争対応に必要な資源を提供した。

1) 国際知的財産権紛争関連情報の提供

米国、中国など主要国から発生した紛争速報、知財権ニュース及び研究報告書を構

築・提供した。

国内企業の特許管理専門会社(NPE)に対する対応力を強化するため、主要NPEを選定し、該当NPEの訴訟履歴、保有特許を分析して訴訟方向が予測できる報告書を提供した。また、IP Insight報告書を通じて最近海外知財権の判例及び保護政策などを分析して実務でそのまま活用できる実用的な法律情報を提供した。

<参考> 特許管理専門会社(NPE)とは?

NPEは様々な定義があるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは①特許権を企業に行使してロイヤリティーを受ける攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することで将来特許紛争を遮断する防御型NPEに分類できる。最近 이슈になっているパテント・トロール(Patent Troll)は攻撃型NPEの一部に該当する。

また、輸出企業の現地における知財権保護強化のため、国別の知財権制度の動向及び戦略的紛争対応策を考慮して海外知財権保護ガイドブックを提供している。2017年には秘密維持、共同研究開発、ライセンス契約などに関する英文標準契約書を入れた知的財産権契約ガイドブックを発刊し、韓国企業が海外パートナーと契約する際に実務に活用できるようにした。

<表IV-2-2>海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計30種：地域別27種、特性別3種)

アジア(13種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア、イラン
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス
アメリカ(5種)	米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国
特性別(3種)	輸出企業チェックポイント、EU圏の保護実務ハンドブック、IP Business 契約書ガイドブック

2) 国際知財権紛争予防コンサルティング

2017年には知的財産権紛争発生への恐れがある、もしくは紛争が発生した中堅・中小企業640社を選定し、紛争予防・対応コンサルティング費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。コンサルティング支援事業に選定された企業はコンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認したり、他社の権利侵害主張にどのように対応していくのかに対する戦略を樹立することができた。

<表Ⅳ-2-3> 国際知的財産権紛争予防コンサルティングの優秀事例

モノのインターネット(IoT)基盤のスマートベッドマットレスを開発するA社は海外進出に向けた紛争予防コンサルティング支援を受けた結果、紛争リスク特許5件を発見し、それに対する被侵害論理、回避設計、無効戦略の提供を受け、マットレス業界シェア第2位企業と供給契約などを締結して海外進出に成功。

ハ. 評価及び発展方向

2017年には知財権訴訟保険オンラインシステム及び国際知財権紛争統合支援システムをIP-NAVIに統合運営することで、紛争情報及び支援事業に対するユーザーのアクセシビリティを高めた。また、2018年からは中国知財権紛争情報の提供をより拡大する予定である。

一方、2009年から2016年まで国際知財権紛争予防コンサルティングの支援を受けた企業を追跡調査した結果、コンサルティング支援を受けた後、該当企業は総売上高・輸出額の増加、国内外特許数の増加、全体雇用者数及びIP専担人材の増加効果が現れ、輸出活動及び知財権紛争対応能力が高まったことが分かった。(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の経済的効果分析、2017年12月、韓国生産性本部)

今後も韓国企業が自ら外国企業との知的財産権紛争を円満に解決できるよう、知的財産権紛争関連の情報を量的・質的に引き続き拡充するとともに、企業が情報を有効

活用できるよう積極的に支援する計画である。そこで今後は海外知的財産権保護ガイドブックを随時改訂することで常に最新のコンテンツを提供するとともに、企業が「国際知的財産権紛争情報ポータル」が保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

また、国際知的財産権紛争予防コンサルティングは企業の海外進出段階及び知財権紛争状況によるオーダーメイド型コンサルティングを支援し、韓流ドラマ・芸能などコンテンツから派生する商品の知財権保護戦略コンサルティングもまた提供する予定である。

その他にも支援事業説明会及び知財権保護セミナーの開催を支援し、知的財産権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上に集中する予定である。

4. 知財権訴訟保険の活性化を通じた企業支援強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 工業事務官 キム・ホヨン

イ. 推進背景及び概要

国際特許紛争の全世界的な拡散、発展途上国における模倣品流通の急増などによって、特許庁は海外進出企業の紛争リスクの予防及び紛争費用負担の緩和のために訴訟保険支援事業を2010年から運営している。

中小・中堅企業が知財権訴訟保険に加入する際に加入保険料の一部を支援しており、支援比率は総保険料の最大50%（中小企業基準、中堅企業は30%）である。2014年には少額保険とNPE防御保険、2015年には中国進出企業のための団体保険、2016年にはアジア・オセアニアと北米・ヨーロッパに進出する企業のための其々の団体保険、商標・デザイン権保障専用の特化保険、2017年には保障期間を1年から2年に拡大した多年度(2年)保障団体保険を発売して様々な保険商品を運営している。

ロ． 推進内容及び成果

海外進出を準備している韓国企業が知的財産権紛争に適切に対応するためには紛争対応のための安全装置が必ず必要である。知財権訴訟保険に加入した企業は輸出過程で直面し得る知財権紛争に事前に備えることができ、紛争発生時にも紛争費用の補填が可能である。

知財権訴訟保険支援事業に参加する保険社も拡大され、2017年遂行保険社はDONGBU火災、KB損害保険、現代海上、NH農協損害保険、MG損害保険、興国火災、CHUBBなど計7社である。

支援企業の数も増え、2015年149社、2016年220社、2017年258社を支援した。訴訟保険加入支援を通じて2017年支援企業の78%が訴訟保険加入が企業経営の安定化に、69%が技術開発及び事業化に寄与していると答えた。(知財権訴訟保険支援事業の満足度調査、2017年12月、公共政策成果評価研究院)

ハ． 評価及び発展方向

知財権訴訟保険を活性化するためには企業の加入需要の拡大、多様な保険商品、支援インフラの構築などが必要である。特許庁は引き続き企業からニーズの高い保険内容、保険料、保障範囲などを考慮した需要者オーダーメイド型保険商品を開発・普及する予定である。また、加入企業を拡大するため、自治体との共同支援、輸出企業支援事業との連携など効率的な保険拡散体系の構築を推進し、さらには知財権訴訟保険支援に対する認知度を高めるための広報活動にも力を入れる計画である。

第3章 知的財産分野におけるグローバルリーダーシップの強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 書記官 イ・ジンヨン

1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界に広がったため、知的財産分野における国際協力の重要性も増大しつつある。そこで特許庁は韓国国民に実質的に役立てる国際協力の推進を目指して先進5カ国特許庁(IP5)協力を通じたグローバルリーダーシップの強化、二国間・多国間協力を通じた友好的な海外知的財産保護環境作り、知的財産行政韓流の拡散、知的財産行政サービスの国際競争力の強化など多様な事業を展開している。

2017年6月マルタのバレッタで開催された第10回IP5長官会合ではIP5協力発足10周年を記念し、グローバルドシエ、特許審査ハイウェー、特許調和議論などこの10年間の成果を確認し、新しい協力のビジョンを採択することで、今後IP5協力の方向を新たに設定した。

新しいビジョンの採択とともにIP5協力の効率性を高めるため、IP5協力課題評価及び改編作業に着手する計画にも合意した。

一方、ユーザーグループがIP5庁間の実務レベル会議に参加する機会として、既存のグローバルドシエタスクフォース(GDTF)会議の他に産業界協議グループ(ICG; Industry Consultation Group)会議が新設され、2017年1月初会議が開催された。これをきっかけとして毎年IP5長官会合期間中に1日を割愛して開催していたIP5長官-産業界連席会議はより戦略的なテーマを取り扱う形に変わっていくものと見られる。

そして、2017年は二国間協力を通じて韓国企業に友好的な海外知的財産保護環境を作るために力を入れた1年であった。中国、日本、ヨーロッパなど主要国と二国間会

議を開催して持続的な協力関係を確認した。一方、韓国企業の進出が増加している新興・途上国との協力も拡大し、ASEAN、中東、アフリカ、中南米国家と友好的な協力関係の構築に向けた二国間会議を持続的に開催し、韓国の特許行政経験を伝授するなど行政韓流の拡散にも力を入れた。

特に、12月済州で開催された韓・中・日特許長官会合は韓国特許庁の主導で「3国協力運営体系(TRIPO Cooperation Framework)と公式ロゴが承認され、今後3国協力の効率性とアイデンティティ強化のきっかけを設けるなど成功した会合と評価された。

国際機関を中心とする多国間議論を通じて遺伝資源の保護、地理的表示の保護、デザイン法条約の採択など知財権グローバルイシューに対しても主導的に対応した。WIPOとWTOを主な舞台として知財権制度の強化を図る先進国と、開発アジェンダ(Development Agenda)の履行及び知財権制度の弱体化を図る途上国の立場の差が依然として存在する中、地理的表示の国際的な保護イシューをめぐって旧大陸と新大陸という先進国間の新たな対立構図が表面化した。韓国特許庁はこのような複雑微妙な国際知財権力学関係の中で韓国と利害関係を共にする国家との協力関係を強化し、必要な場合は共同対応することで韓国の国益を最大限反映するために戦略的かつ主導的な対応活動を展開した。

一方、自国の知的財産権が海外で安定的に保護されることを希望する各国の取り組みも強化されているが、貿易交渉において知的財産権分野を核心議題として持つことが代表的な事例である。それを反映して大半のFTAにおいて知的財産権分野は一つの独立したチャプターとして構成されるのが一般的である。2014年中国、ベトナムなどとのFTA妥結の際に、知財権分野の別途交渉を通じて未登録商標の保護など韓国企業を保護する方法を設け、現在進められている韓・中・日及びRCEPなどのFTA交渉においても別途の知的財産権チャプターを通じて議論をリードしている。特に、2016年には韓-中米FTAが妥結し、韓-イスラエルFTA交渉がスタートするなど知財権分野の貿易交渉が持続的に拡大している。

韓国の高まったプレゼンスを基に特許行政サービスの輸出を拡大している。2011年

モンゴルにODA(政府開発援助)形態で韓国型特許情報システムの構築を初めて完了して以来、2013年アゼルバイジャン、そして2015年にアフリカ広域知財権機関(ARIPO)に特許情報システムの構築を完了した。また、2014年2月にはアラブ首長国連邦(UAE)と知財権協力MOUを締結して6月から特許審査代行サービスを開始し、これを基に2016年にはUAE政府がシステム構築費用を全額負担する輸出形態のシステム構築事業の契約を締結した。

知的財産シェアリング事業も持続的に拡大している。途上国向けの適正技術及びブランド開発を持続的に支援しており、国際知的財産教育を通じて途上国の知財権能力を強化し、知財権格差(IP-Divide)の解消にも寄与した。

2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は、知的財産がを国家競争力強化における核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルでの努力を傾けている。

イ. 米国

米国特許庁が改正特許法(AIA; America Invents Act)の施行5周年を迎えて発表した履行成果によれば、知的財産集約産業の米国GDP占有率が増加し、知的財産が雇用創出に直・間接的に寄与するなど、革新と雇用創出の好循環が加速化した。具体的に4つの地域事務所を設置したことで地域知的財産活性化に一助になり、当事者系無効審判など特許無効審判を導入することで特許訴訟より特許有・無効を迅速かつ低廉に争うことができた。また、米国特許庁に手数料策定権限を付与することで米国特許庁が2015年から施行している「特許品質向上対策(EPQI; Enhanced Patent Quality Initiative)」のエンジンとなったと評価した。

特許品質向上対策は世界最高水準の特許システムを構築することを目標に掲げ、理解しやすく、便利な特許制度の構築、特許品質及び制度に対する国民からの信頼強化、

公正かつ専門的なサービスの提供などを推進することを目指している。2016年にも出願人対象の定期懇談会の開催、特許オンブズマン制度の施行など持続的な力を傾けている。

米国特許庁は2010－2015知的財産戦略計画(以下「2010－2015戦略」)に引き続き、2014－2018知的財産戦略計画(以下、「2014－2018戦略」)を履行している。今回の「2014－2018戦略」は米国特許庁が特許及び商標の品質向上と審査期間の短縮、国際社会での知的財産保護及び執行強化を目標に推進中であった「2010－2015戦略」が満了する前に樹立されたもので、米国改正特許法(AIA:America Invents Act)制定以後変わった周辺環境を反映し、これまで一貫して推進してきた米国の特許改革努力の成果を発展的に継承しようとしたことに意義がある。

一方、米国特許庁は特許審査の効率性を高めるため、日本特許庁(JPO)及び韓国特許庁(KIPO)と其々「特許共同審査パイロットプログラム(Collaborative Search Pilot Program, CSP)」を2015年から実施している。また、審査滞積を解消するための特許審査ハイウェー(PPH)はブラジル特許庁(2016年1月施行開始)を含む22カ国と施行しており、米国特許庁(USPTO)の審査結果を活用するためのPPH申込件数が2014年に約6,800件、2015年約8,900件であった2016年上半期まで約8,100件であったが、2017年上半期までは約44,000件以上を記録し、最近活用度が大幅に高まっている。

米国は知的財産権分野においてグローバルリーダーシップを確保するための多様な活動も続けている。2015年1月1日からCPCを全面導入してCPC拡散をリードした。2015年3月産業デザイン国際登録に関するハーグシステムに加入してから、2016年に引き続き2017年にも米国はドイツ、スイス、韓国に続いてハーグシステムを通じた世界国際デザイン出願4位を記録した。また、国内外の知的財産認識を高めるため、米国特許庁傘下の国際知的財産研修院(Global Intellectual Property Academy)を通じて知的財産権関連の政府省庁、学界、中小企業知的財産権担当者など自国民約2,100人に対する教育訓練を実施しただけでなく、114カ国の4,975人に達する外国人訓練課程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通じて持続可能なグローバル知的財産システムを広げようとする米国の努力が垣間見える。

米国特許商標庁の特許審査組織を見ると、技術の類似度を考慮して9つのTech Center(韓国の「局」単位に該当)を置き、その下位組織として審査官15~20人で構成されたArt Unit(韓国の「課」単位に該当)を運営中であり、別途の審査パートはない。各Tech Centerは複数のDirector(韓国の「局長」と類似)がいて、Tech Center別に2~3人のDirector/Acting Directorが各々2~4つの技術群を担当している。各Art UnitはSupervisory Patent Examiner(韓国の「課長」と類似)が指揮を執る。プライマリー審査官はジュニア審査官に対する教育を担当し、メンターとして重要な役割を果たす。

2017年末基準で米国特許商標庁の総職員数は12,588人であるが、特許審査官は8,147人で前年比204人が減少し、特許審査期間は審査着手平均16.3カ月、審査終結平均24.2カ月を達成して前年比審査期間を短縮した。商標の場合、審査官は前年比21人減少した549人で、審査着手平均2.7カ月、終結平均9.5カ月を達成して前年より短縮した。

米国特許商標庁は2018年2月8日付でAndrei Iancu氏が新任特許商標庁長官として公式業務を開始した。彼はビデオ録画(DVR)技術関連訴訟で特許権者Tivo社を代理してAT&Tなどの大企業から約1兆8千億ウォン規模の賠償金を取った履歴の持ち主で、また胎児の遺伝子を検査する診断技術関連訴訟でAriosa社を代理してSequenom社の特許を無効化した経歴を持つ特許弁護士出身である。Andrei新任長官が当事者系無効審判(Inter Parte Review)、特許適格性、フォーラムショッピングなどIP業界の核心事案に対して如何なる立場を堅持するかに関心が集まっている。

ロ. 日本

日本の知的財産戦略本部は2013年に「知的財産政策ビジョン」を樹立し、「知的財産基本法」に基づいて毎年「知的財産推進計画」を発表している。知的財産政策ビジョンは①産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、②中小・ベンチャー企業の知的財産マネジメント強化支援、③デジタル・ネットワーク時代に備えた環境整備、④コンテンツを中心とするソフトパワーの強化を4大戦略として提示している。特に、2017年5月には「知的財産推進計画2017」を発表し、ビジョンに対

応する細部業務推進計画を提示した。主要内容は、第4次産業革命時代に備えて次世代知的財産システムの構築、知的財産の潜在力を活用した地域創生と革新の推進、2020年以後の日本を輝かすコンテンツ能力の強化である。これは小宮前長官が2017年の新年挨拶で①第4次産業革命を視野に入れた新しい知的財産システムの構築、②グローバル化に対応した知的財産システムの確立、③地域・中小企業知的財産活動の支援を言及したものと流れで推進計画を立てたものと見られる。

昨年安倍政府が「生産性革命」という政策を打ち出しただけに、日本の知財政策は中小企業・ベンチャー企業の知財権活用を支援することで安倍政府の政策基調に応えるものと予想される。2018年宗像尚子特許長官の年頭所感から推測すると、中小企業に対する手数料減免、ベンチャー企業に対する専門家支援事業を推進すると見られる。

同じ流れで、日本特許庁は中小企業及びスタートアップ企業支援に向けて2017年7月に大阪に研修機関分院(工業所有権情報研修館(INPIT)-近畿(KANSAI))を設立した。これとは別途に日本は韓国の地域知的財産センター(RIPC)と類似する役割を果たす地方のIP総合支援窓口を約50カ所に設置し、IP支援をワンストップで行っている。

また、第4次産業革命と関連してIoTの普及によって多様な装備をインターネットにつなぐ標準必須特許が増加することに対応するため、日本特許庁は標準特許交渉に関する指針を作成し、それを世界標準にするために力を入れていると見られる。

特に、AIを始めとする新しい技術の特許行政に活用するため、2017年4月に「特許業務のAI活用アクションプラン」を発表した。日本特許庁は892個の業務を全て検討してAIが適用可能な業務を抽出し、2018年には6つの業務を対象にAI活用可能性に対する検証を行う予定である。

審判品質を高めるためにJP0は20年以上の審判経験を持つ審判長出身の人事を審判する審判調査員、3審合意制の実質的な運営と言える事前検討制、4人の弁護士と3人の弁理士で構成されたスタディグループを活性化している。これは企業の経営活動の範囲がグローバル化し、知財権紛争が日増しに熾烈になっていることから、知財権分

野における審判の重要性が大きくなったことによるものである。

日本は第4次産業革命関連2017年成果目標に新興国知財行政関係者の招請研修340人以上を入れるほど新興国に対する知的財産権分野支援の強化にも努力を傾けている。特許審査期間が長く、審査環境が劣悪なアジア新興国に日本式特許審査を普及して日本企業の進出活動を支援することを目標に掲げ、職員の長期派遣、審査実務教育を実施した。ASEAN10カ国特許庁との協力をもこのような戦略の一環であり、2012年以後毎年履行計画を樹立して協力事業を施行している。また、WIPO JAPAN Fundを通じてODA事業にも積極的に取り組んでおり、2018年30周年を迎えて各国の高官を招請する予定である。

ハ. 中国

2016年中国国務院は「第13次5カ年計画（「十三五」、2016～2020）」を発表した。同計画を通じて2020年まで世界水準に似合う知財権強国建設を国家目標として設定したが、これはこれまで推進してきた知財権発展戦略の成功経験と成果に対する自信が反映された結果と評価される。

ここ10年間余り中国政府は国家レベルでの知財権戦略を持続的に樹立・推進してきた。11・5規画（2006～2010）では大企業中心の量的知財権分野の成長を推進し、その際「国家知的財産権戦略要綱（2008）」を発表して国家知的財産政策の基本方向を提示した。12・5規画（2011～2015）では知財権の量的膨張成長戦略による知財権の品質低下、関連紛争の増加など諸問題に対する反省として知的財産分野の質的成長と保護及び活用を強調した。

2017年は13・5規画の2年目の年として、国務院は「2017年国家知的財産権戦略深化実施及び知的財産権強国建設の加速化推進計画」を発表し、「知財権分野の改革深化」、「厳格な知的財産権保護」、「知的財産権の創出・活用促進」、「知的財産権国際交流及び協力増進」、「組織実施及び保障強化」を5大重点業務として提示し、知財権発展戦略をより深く、より拡大していくことを注文した。

そこで工商行政管理総局では2016年「商標出願の便利化改革推進に関する意見」を公表して商標出願チャンネルの多様化、手続きの便利化、商標審査効率の向上などを目標に各種改革作業に取り組んだ。2017年はその後続措置として、全国的に70個余りの地方商標受理窓口を新設し、既存北京の他に広州、上海、重慶に地方商標審査協力センターを設立した。また、商標登録手数料を50%引下する措置を施行し、「商標ブランド戦略の深化実施及び中国ブランド建設推進に関する意見」を公表することで商標出願に対する国民的な関心を高めた。

このような中国の持続的な知的財産発展戦略の推進は目に見える成果として現われ始めている。商標分野では2017年「累積商標出願件数、累積商標登録件数、有効商標登録件数」が其々1千万件を突破し、国内(香港、マカオ、台湾を含む)発明特許保有量は米国、日本に続いて世界3位を記録、100万件を超える国家となった。

出願部門の成果はさらに目立つ。2017年商標出願は574万件で前年比55.7%が増加し、その結果16年連続で世界商標出願1位を占めた。マドリッドシステムによる国際商標出願は計4,810件で前年比59.6%増加してマドリッド協定加盟国の中で3位を記録した。

専利分野もまた369万件で前年比6.6%が増加したが、そのうち特許が138万件、実用新案168万件が出願され、其々前年比3.2%、14.3%増加した。そのうち特許は7年連続世界出願1位を記録したが、デザインは63万件が出願されて前年比3.4%減少した。

知財権保護もまた強化された。最高人民法院によれば、北京・上海・広州知的財産権法院は懲罰的賠償制度の適用を模索して知的財産権保護の高費用・低補償問題の解決に取り組んだ。南京市、蘇州市、武漢市、成都市の中級人民法院には知的財産権審判庭を設立し、知的財産権事件を集中管轄させた。同時に、全国6つの高級法院、95の中級法院、104の基層法院判決の一貫性を強化するため、2015年から施行してきた「三合一」業務を引き続き推進し、法院の民事・刑事・行政訴訟の審判能力を高めた。また、北京、上海、広州知的財産権法院と天津、南京、武漢など15の知的財産権法廷

を設立して知的財産権裁判の専門性を高めた。その結果、2017年各級法院は1審知的財産権事件約68.3万件を審決する成果をあげた。

行政執行を通じた権利侵害及び模倣品取締の執行水準も強化された。全国知的産権局の専利侵害行政執行処理件数は計66,649件で同期比36.3%増加した。そのうち専利紛争事件は2万8千件(侵害紛争27,305件)で前年同期比35.0%増加し、専利模倣事件は38,492件で同期比37.2%増加した。2017年特許事件終結率は98.5%で同期比1.0%p上昇し、そのうち特許侵害紛争終結率は96.5%で同期比2.1%p上昇したことから事件処理能力はさらに高まったことが分かった。

グローバル交流協力もまた持続的に拡大・強化した。BRICSと審査官交流、オンライン教育などの協力を深め、欧州連合知的財産庁(EUIPO)と二国間協力覚書を締結し、欧州特許庁(EPO)とは全面戦略的同伴者関係協約」及び「SIPOとEPOの二国間協力2018年度業務計画」に署名した。その他に韓国、フランス、アルゼンチン、シンガポール、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)など世界各国との交流を持続的に拡大した。このような取り組みは中国が知財権分野において国際的なプレゼンスを高めるために力を入れていることを示唆している。

二. ヨーロッパ

2016年度に続いてヨーロッパでは単一特許パッケージ(Unitary Patent Package)の議論が進んでいるが、発効予想時点は依然として不透明である。これは制度施行に必要な統合特許裁判所協定(UPC Agreement)の発効予想時点が不透明であるためである。協定の発効には特許出願件数基準でEU国家の中で上位3カ国であるイギリス、ドイツ、フランスを含めて12カ国以上の批准が必要であるが、未だにイギリスとドイツの批准手続きが終わっていない。当初欧州統合特許裁判所準備委員会はイギリス・ドイツ2カ国が2017年上半期に協約を批准し、年末には単一特許制度が施行できるものと見ていた。しかし、2カ国批准日程の遅延など様々な内部状況の変化を理由として準備委員会は導入予想時期を遅らせると2017年6月発表した。また、イギリスがEUを脱退してもEU単一特許制度に参加することが法的に可能かどうかに関する問題もまだ解決さ

れていない。

韓国特許庁は2011年からヨーロッパの統合商標とデザイン出願に対する審査と登録を担当する欧州連合知的財産庁(EUIPO)と包括的MOUを締結して協力を続けている。2017年にはデザイン公報データの相互交換においてEUIPO側の個人情報など一部書誌情報が抜けて収集されていたものを補完するため、別途に「商標・デザインデータ交換MOU」を締結した。これを通じて特許庁の審査官だけでなく、全国民におけるEUデザインデータ活用度が高まると期待している。

EUは模倣品及び盗用に対する監視を強化するため、EU知的財産庁内に「ヨーロッパ知財権侵害監視機関」を設置し、知的財産権執行業務を行っている。特に、強力な知財権保護を通じて経済成長と雇用創出を達成するという目的で、美容産業・スポーツ用品・玩具・ゲームなど産業及び商品分野別に模倣品の経済被害状況報告書を発刊することで知財権の役割に対する大衆の認識改善に注力している。

ホ. 対応策

主要国は自国の知的財産権競争力強化のために多様な政策を樹立・推進している。これに対応するため、まず各国の知的財産権獲得手続の変更及び保護強化のために整備している知的財産権関連法制度の改正状況に対する動向把握が必要である。変更される法制度を十分熟知せずに発生し得る不利益を予防し、変更された知的財産権保護関連制度と規定を十分活用するためには、現地情報に対する的確なアプローチが求められる。

さらに、激化している知的財産権紛争の流れを十分見極める必要がある。全世界的に景気低迷傾向が長期化していることから、先進国を中心に技術保護主義が更に強まる見通しである。それによって海外進出あるいはグローバル市場において存在感が強くなっている韓国企業は大中小企業を問わず海外競合社とパテントトロールの標的になる可能性が常に存在する。したがって政府レベルでは中長期的な観点から健全な知的財産生態系作りに向けた政策を展開し、企業の知的財産権関連競争力を高めていか

なければならない。また、増えつつある中国での知的財産権紛争にも備える必要がある。最近中国内の知財権紛争件数が増加し、中国知財権専門裁判所が設置され、知財権に対する認識も向上している。一部韓国企業も中国現地企業との知的財産権紛争に巻き込まれていることを踏まえると、韓国企業の精巧な中国進出戦略が求められている。

韓国企業の海外進出が増えている東南アジア、中東、南米、東ヨーロッパのような途上国及び新興国との知的財産権協力も一層強化していく必要がある。韓国企業の海外進出が多角化していることから、知的財産権協力においても先進国中心の協力から脱し、協力対象国及び協力分野を多様化する必要があるためである。韓国企業が知的財産権侵害を恐れず、現地において思う存分活動できるよう新興国及び途上国の知的財産権機関との協力強化が一層要求されている。

さらに国際的な知的財産権規範に関する議論に積極的に参加し、効率的な知財権システムと制度の構築において寄与すべきである。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェイ制度を韓国企業の実状に適するように改善し、共同審査のように庁間審査協力プログラムを拡大することで海外特許活動がより便利かつ迅速になるように支援しなければならない。また、特許法条約(PLT)、商標法に関するシンガポール条約のような国際的な知的財産権制度の統一化議論にも積極的に参加し、韓国企業に有利な方向に国際的な知的財産権規範が形成されるように取り組んでいかなければならない。

第2節 強固な知的財産先進5カ国協力体制の構築

1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 キム・ヨンフン

イ. 推進背景及び概要

知的基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策によって世界全体の知的財産出願が着実に増加している。特に、韓・米・日・中・ヨーロッパなど先進5カ国特許庁の出願が世界全体出願の約80%を占めているだけでなく、2カ庁以上に対する重複出願比重が高くなるにつれ、IP5間の協力の必要性もまた高くなりつつある。

このような審査協力の必要性に共感した5カ国の長官は、2007年5月米国ハワイで初めて集まって5カ国庁の協力について議論をスタートし、翌年の2008年5月に開催された次長レベルの実務会合においては韓国がIP5間の協力の必要性について力説した。以後2008年10月27日～28日韓国済州で開催されたIP5長官会合において、IP5業務協力のビジョンとこのビジョンを実現するためのIP5の10大基盤課題樹立に合意し、2010年4月中国桂林にて開催されたIP5長官会合において10大基盤課題の短期所要資源が確定され、各庁の基盤課題の推進を総括、調整するプログラム管理グループ(PROGRAMME MANAGEMENT GROUP)の責任と任務が確定され、10大基盤課題の推進が本格的に加速化した。

2011年6月東京にて開催された長官会合では、既存の業務協力に加えて特許調和及びPCTを基盤とする業務協力強化の必要性について認識を共にした。以後2012年6月コルシカで5カ国の産業界代表と5カ国の特許庁長官が一堂に会した会合が初めて開催されたが、これは特許制度利用者の意見が反映できる制度的装置を設けた点で高く評価されている。

2013年6月サンフランシスコにて開催された長官会合では、これまで合意に至らな

かったいくつかの重要イシューに対する合意がなされ、IP5が生産してお互いに交換した特許情報を第三者に無償又は最小限の費用で普及するための「IP5特許情報政策」と各国の特許審査情報をリアルタイムで見られる「グローバルドシエ(GLOBAL DOSSIER)システムの推進基本方向」に合意し、特許分類のための新たな責務を承認することによってFI(日本特許庁の内部分類)とCPC(米国とヨーロッパ特許庁が新たに作った内部分類)の漸進的調和を通じてIPC(国際特許分類)を改正しただけでなく、同年10月にジュネーブで開かれた5カ国長官会合を通じて2014年1月からIP5 PPHを試験的に施行することに合意することで、5カ国の出願人がより簡単に特許制度が利用できる新しい基盤が整えられた。

ロ. 近年先進5カ国特許庁長官会合の主な成果

2014年には韓国でIP5次官会合(4月、大田)とIP5長・次官会合(6月、釜山)が開催されたが、情報化、審査協力、特許調和など多様な分野において多数の合意事項が導出された。

主な成果を見ると、これまでIP5特許庁審査官同士でのみ共有していた特許審査の進捗状況情報をインターネットを通じて一般にも公開することに合意した点である。具体的に審査進捗情報はOPD(ONE PORTAL DOSSIER)というサイトを通じてIP5特許庁の審査進捗情報を一目で見ることができるようにし、2016年下半期IP5各庁は各自サイトを構築して完成した。現在OPDはWIPOの類似システムであるCASE(Centralized Access to Search and Examination)と連携することで、IP5各庁の審査進行情報がイギリス、オーストラリア、カナダ、イスラエルなど26の特許庁でも活用されている。

また、特許審査協力分野においてはIP5の審査業務協力の実効性を高めるため、各庁の審査結果を適切な時期に相互共有する適時性戦略(TIMELINESS POLICY)に合意し、「特許調和専門家パネル(PHEP; PATENT HARMONIZATION EXPERTS PANEL)」という別途の協議体を構成して議論を行っている特許制度及び実務調和分野においては過去数年間の議論の末にIP5国が優先して推進すべきテーマ3つを最終確定し、テーマ別に主導庁を指定したが、韓国は米国特許庁と共に「先行技術の提出」を、中国とヨーロッパ

特許庁は「発明の単一性」、日本特許庁は「明細書の記載要件」を担当することになった。

また、釜山で開催された長官会合は2012年からスタートした産業界(使用者)との疎通を通じた意見収集の努力が実質的な成果を収める重要な決定がなされた会合であり、IP5協力の長期的な方向性を定め、使用者の要求を反映した特許制度の発展という推進方法を確定した点で、IP5協力の新たな段階への第一歩になったと評価できる。

2015年中国蘇州で開催された第8回IP5長官会合ではIP5が重点的に推進すべき業務分野を選定するなど今後IP5協力の青写真を盛り込んだ「IP5共同宣言文(Joint statement)」を採択したことで特許制度ユーザーと大衆に改善されたサービスの提供に向けたIP5の心構えと今後の協力方法を発表した。

また、産業界から意見を取り集め、システム構築過程で優先的に設けるべき5つの主要機能に対する推進方向(vision)に合意するなど、これまで議論段階に止まっていた世界特許審査情報システム(Global Dossier)¹⁵の構築に向けた基本骨子を整えた。

IP5の制度と実務を比較して作成した事実確認報告書(Fact-Finding Report)と関連用語比較表を承認したことも第8回IP5長官会合の主要成果と言える。これを通じてIP5間の制度調和に向けた第一段階を無事遂行したと言える。

2016年日本東京で開催された長官会合では共同宣言文を通じてAI、IoTなど最近注目されている新技術が知財権システムに及ぼす影響に注目し、特許庁レベルでの対応において協力を模索した。

また、PCT国際段階で一つの出願を5庁が共同で審査するPCT協力審査(CS&E, collaborative search and examination)第3次パイロット事業の施行に合意し、早ければ2018年7月1日からスタートする予定である。また、特許制度のユーザーである産業界と

¹⁵ IP5の特許審査進行状況を一括照会し、自分の出願が管理でき、直接出願も可能なオンラインシステム。

のコミュニケーションを強化することで協力事業を活発に進捗させるため2016年10月にIP5産業界協議グループ(Industry Consultation Group)を新設し、第1回ICG会議が2017年1月ミュンヘンで開催された。

2017年マルタのバレッタで開催された長官会合ではIP5協力発足10周年を迎え、これまで10年間の成果を集約した成果報告書を発刊し、長官会合で発表された共同声明書には今後10年の向けた新しいIP5協力ビジョンを盛り込んで採択した。

新しい協力ビジョンは「IP5内で特許慣行と手続きの調和を図る」、「品質管理の最適化」、「IP5庁間の業務協力(work-sharing)の最大化」、「特許情報サービスの向上」など4つの主要事項を核心価値として明示している。

また、2008年10大基盤課題として発足したIP5協力課題が10年間50個近くまで増加し、この課題を取り扱う実務グループの運営効率性の問題が提起されたため、今後1年間IP5協力課題を評価してこれを改編することにも合意した。

ハ. 今後の推進計画

2008年済州会合でIP5業務協力のビジョンとその実現に向けた10大基盤課題が樹立され、IP5協力の実体的な議論がスタートして以来、過去9年間IP5協力は実務グループ別に試行錯誤を重ねる過程である程度安定期に入った。特許分類実務グループ(WG1)はCHC(COMMON HYBRID CLASSIFICATION)¹⁶を経て、2013年6月GCI(GLOBAL CLASSIFICATION INITIATIVE)¹⁷に合意することでその協力の枠組みを整え、検索戦略と審査結果の共有、共通出願の書式、機械翻訳等の議論からスタートした情報化実務グループ(WG2)はOPDを含むグローバルドシエ(GLOBAL DOSSIER)の構築と特許情報の活用(普及)に

¹⁶ IP5各庁が内部的に使用していた特許分類体系を統一してIP5共同の特許分類を作るために推進したプロジェクトであり、庁間の異見の食い違いを解決できず、2013年6月プロジェクトを正式に終了した。

¹⁷ 日本が使用しているFI特許分類と残りの4庁が使用するCPC特許分類間でお互い一致した分野または新技術分野に対する国際特許分類(IPC)改正を推進する協力プロジェクト(2013年6月MANDATE承認)。

集中しており、特許審査政策実務グループ(WG3)は審査官の訓練政策、審査関連統計等からスタートして現在は特許審査はハイウェイ(PPH)と適時性戦略をはじめとする業務協力(WORK-SHARING)、特許協力条約(PCT)分野の協力、品質管理だけでなく別途の特許調和専門家パネル(PHEP)会議を共に開催しながら特許制度調和議論まで含めている。

IP5協力がスタートした2007年に比べて今は5庁の審査着手期間が多く短縮された点で、IP5発足初期の主要目的である「審査滞積解消」はある程度達成されたと見られる。また、分類(CPC)、情報化(OPD)、審査協力(PPH)など各実務グループの主要成果はIP5特許庁を超えて全世界にそのメリットを広げている。現在IP5間で議論中であるPCT協力審査もまた安定的に定着すれば、国家間審査協力の新たな転機を迎えると期待される。IP5発足以後追加された制度調和(2012年～)、品質(2014年～)などのテーマもまた長期的にIP5議論で占める比重が高くなると見られる。10年目を迎えたIP5協力は中長期的な観点で協力課題の効率的な履行方法を考え、必要であれば新しい協力体系の樹立を模索しながら、2019年韓国のIP5会議開催を足掛かりに5庁間協力の質的な面での跳躍が行われるよう体系的な対応が求められる。

2. 商標先進5カ国特許庁(TM5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン

イ. 商標先進5カ国特許庁協力推進の経過

1) 推進背景

中国は近年10年間余り連続して商標・デザイン出願において他の国を圧倒する出願量を記録しており、伝統的な多出願国である米国、日本、ヨーロッパ、韓国のみならず最近ではインド、ブラジルなどの商標、デザイン出願もまた急増している。

各国の商標、デザイン出願の増加とともに注目すべきことは、一つの商標が複数の

国に出願される多国出願が増加傾向にあるという点である。複数国において商品とサービスを販売している企業の立場からすると、一つの商標で複数国において登録を受けて使用する商標管理が必須の時代となっている。このような状況の中で韓国企業が主要出願国において商標・デザインの権利を簡単に確保できるように支援するため、商標、デザイン分野における国際協力の強化が求められるようになった。

2) 商標IP5体制の形成

商標・デザイン分野における国際協力の強化を求めるニーズに応え、韓国特許庁は2009年4月既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入に対する議論を始めた。2009年12月には商標3庁会合に公式的な参加意思を表明し、TM3は2010年商標3庁会合に韓国のオブザーバーとしての参加を決定した。さらに2011年5月に開催されたTM3中間会合では、韓国特許庁の商標3庁会合の正式会員としての参加が決まり、2011年12月には第1回商標先進4庁会合を通じて商標先進4庁体制が本格的に発足した。この会合では新しい会合運営規則の制定、4庁間協力事業の検討及びユーザーグループとの会議など有意義な成果を導出し、これを通じて韓国は商標・デザイン分野においてグローバル協力体制を強固なものにする契機を設けた。2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が確定され、4庁間協力体は先進5庁間の協力体制であるTM5に拡大された。

韓国特許庁は2011年に正式会員として加入して以来商標・デザイン分野の協力事業に積極的に参加し、TM5協力の進展に貢献した。その結果、2012年10月に開催された初のTM5定例会合では韓国特許庁が2013年TM5の議長国に選任され、2013年の中間会合と定例会合を開催した。

ロ. 商標先進5庁会議の主な成果

1) 2013年TM5年次会議の成果

韓国特許庁は2013年TM5の議長国として12月5日～6日の2日間にわたる年次会議の開

催に成功した。同会議で韓国特許庁はTM5の長期発展方向を提示するとともに、新規協力事業として「審査結果の比較分析事業」を提案し、公式事業として採択された。

「審査結果の比較分析事業」はTM5間で同一商標に対する審査結果を比較・分析することで各国の商標法と審査基準、審査慣行等に対する差異を理解し、それを基に統一化を模索する一方、出願人に比較・分析資料を提供して海外出願時の審査結果予測などに役立てようとしたものである。

また、2013年の年次会議では国内外のユーザーグループ代表約70人余りが参加し、各国の制度について踏み込んだ質疑応答が行われ、TM5協力事業に対するユーザー側の意見を聞くことができた。

2)2014年の中間会議及び年次会議の成果

2014年中間会議及び年次会議では、其々日本と米国が提案した「マドリッド国際出願に対する情報提供事業」と「非典型商標分類基準の作成事業」が新規事業として採択されてTM5協力の範囲が広がる契機となった。また、図形商標検索システムの構築事業と悪意的な商標出願に対応する事業に対する最終報告書を採択し、これまで取組んできた協力事業の可視的成果を導き出した。

また、2014年の年次会議ではTM5会議からデザイン関連議題を分離させ、デザイン分野の別途5カ国協力体を設立することに対して合意し、デザイン出願の増加及び国際協力需要増大により効果的かつ緊密に対応できる土台を構築した。

3)2015年中間会議及び年次会議の成果

2015年TM5中間会議及び年次会議ではTM5ウェブサイトのUser-friendly化方法を紹介し、TM5会員国はこれまでTM5ウェブサイトを開発・管理してきた韓国特許庁の努力に感謝を表した。また、審査結果比較分析事業と関連して現在までの進捗事項である研究対象選定に向けたリスト(最終審査結果を含む)の送付及び研究項目に対する合意事項を説明し、会員国は決まった日程通りに事業が行われるように積極的に協力する

ことを約束し、同事業に対する大きな期待を示した。

4) 2016年中間会議及び年次会議の成果

2016年中間会議は北京で、年次会議は昆山で開催されたが、同会議で韓国特許庁の主導事業であるTM5ウェブサイト関連して、リアルタイムウェブサイトモニタリング、ポップアップウィンドウを通じた最新情報の可視性の拡大など追加サービスを構築した結果を紹介して大きな反響を呼んだ。また、審査結果比較分析事業及び商品名称記載方法事業と関連して現在までの進捗状況を説明し、これに対して会員国は積極的な協力を約束するとともに同事業の結果をTM5ウェブサイトに掲載してユーザーに実質的に役立つ資料として活用されることを希望した。

5) 2017年中間会議及び年次会議の成果

2017年にはEUIPOが主催するTM5中間会議(バルセロナ5月)・年次会議(アリカンテ、11月)に参加し、韓国特許庁の主導事業である「審査結果比較分析事業」及び「商品名称記載方法に対する情報提供事業」に対するパイロットケース分析結果を発表し、TM5ウェブサイトの改善事項を発表して会員国から好評を得た。また、ユーザーセッションではTM5ウェブサイトをテーマにユーザー代表団ウェブサイト建議事項を集め、寄せられた意見は2018年ウェブサイト運営計画に反映することにした。

<表VI-3-1> TM5の主要協力事業

事業名		事業内容
KIPO	TM5 ウェブサイト	・ TM5 公式ウェブサイトの構築・運営(2013～) － 国家別協力事業の紹介及び進捗状況の説明、機関別最新ニュース及び年報・統計資料のアップデート実施
	審査結果比較事業	・ 5 カ国共通出願審査事例の比較・分析 － パイロット事業 49 件分析完了(2017)及び新規 50 件分析推進(2018)
	商品名称記載方法	・ TM5 会員国の商品及びサービス業記載方法の分析 － 商品名称に対する国家別拒絶理由、補正案などを分析して海外出願の際に活用できる具体的なガイドラインを提供 － パイロット事業200件分析完了(2017)、新規100件分析推進(2018)
	悪意的な商標	・ 悪意的な商標出願事例の研究及び関連セミナーの開催

JPO	対応セミナー	－国家別事例集の発刊完了(2017)及び追加事例分析の実施(2018)
	イメージ検索	・各国の図形商標検索システムの構築情報の共有 －同イシューに関する専門家会議を開催(2017)及び情報共有(2018)
	マドリッド 出願情報の提供	・マドリッド国際商標出願手続き関連情報の共有 －国家別情報収集完了(2016)、WIPOと統合DB構築完了(2017)
EUIPO	Taxonomy	・Nice商品・サービス業名称の階層的構造化 －ニース11版Taxonomy化実施(2017)、Taxonomyユーザー意見収集(2018)
	TM-view	・商標出願・登録情報検索システムの構築・運営 －韓国、日本など47カ国加盟(2017)、中国加盟推進(2018)
	共通統計指標	・統計の収集及び共有：事業終了 －国家別統計資料の収集及び共有(毎年)
	優先権書類	・優先権証明関連制度の調査を図る：新規事業 －国家別優先権関連制度及び審査実務の把握(2018)
USPTO	共通認定商品目録	・会員国が認める商品名称目録の構築(毎月30個) －18,151個の共通認定名称DBを構築(2017)、非会員国の加入推進(2018)
	共通状態指標	・商標出願の法的な処理状態の表示指標を構築：事業終了 －国家別システム反映(2017)、非会員国指標導入の推進(2018)
	非典型商標の Indexing	・非典型商標関連の国家別索引(Indexing)基準の構築 －3D商標関連のアンケート調査実施など制度把握(2017)及びユーザーガイド制作(2018)
	詐欺性広告	・特許庁なりすまし、詐欺性広告事例の収集及び根絶方法研究：新規事業 －国家別関連事例の実態を把握(2018)
ヨー ロッパ・ 日本	ユーザー参加	・TM5会議の際にユーザー参加方法を模索 －第1次ユーザーワークショップ開催(2017)、第2次ユーザーワークショップ開催(2018)
	品質管理	・品質向上関連情報交換を通じた改善策の模索：新規事業 －国家別品質向上制度関連のアンケート調査の実施及び共有(2018)

ハ. 今後の推進計画

2013年TM5議長国として選出されたことや、TM5年次会議の開催国としての役割を担うことになったことは、韓国企業の国際的な商標・デザイン出願における便宜を図るという政策目標に基づき、TM5協力体系を積極的に利用するための戦略によるものである。

韓国特許庁は2013年TM5議長国としての役割を充分果たし、年次会議の開催に成功したことで、商標先進5カ国協議体であるTM5における韓国特許庁の位置を堅固なものにした。また、2014年にTM5ウェブサイトオープンし、「審査結果比較分析事業」

を効果的に推進することで、協力事業にも積極的に参加した。このような基盤を基に今後韓国企業が国際的な商標・デザイン出願において直面する問題をTM5加盟国と協力して解消していく計画である。また、現在推進しているTM5協力事業が計画とおりに進められて実を結び、新規協力事業を発掘して推進できるように加盟国との緊密な協力関係を維持していく予定である。

各国の指定商品・サービス業の目録が異なることによって発生する商品・サービス業の名称不明確による拒絶決定を減らす共通認定事業目録事業、多国の商標を一括検索できるTM-View、商品名称の国別認定可否を一括検索できるTM-classなどの事業は既にある程度結果を出している。特に、韓国特許庁が主導しているTM5ウェブサイトを通じて会員国及び各国のユーザとの情報共有及びコミュニケーションを活性化し、審査結果比較分析事業の最終報告書の発刊を通じて各国の制度に対する理解を深め、長期的には制度の調和に対する検討基盤を構築していく計画である。

2017年TM5年次会議で2018年TM5会議議長国として韓国が選定され、2018年中間会議は6月濟州島で、年次会議は11月ソウルで開催する予定である。韓国特許庁は新規提案事業として「模倣商標根絶方策」に対する各国の政策及び他機関との協力関係など実態を把握し、相互ベンチマーク機会の提供と関連セミナー開催などを実施する計画である。また、同年次会議期間の1週間を「商標デザインウィーク」として指定し、各種商標関連国際フォーラム、シンポジウム及びWIPOとともにマドリッド国際コンファレンスなどを開催準備中である。

3. デザイン先進5カ国特許庁(ID5)の協力体制

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 キム・ゾンギョン

イ. デザイン先進5庁会議の創立背景

韓国特許庁は2009年4月、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制加盟に対する議論を始め、2011年5月に開かれたTM3中間会議で韓国特許庁の正式会員参加

が決まり、TM4に拡大された。2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が決まり、4カ国特許庁間協力体は先進5カ国特許庁間の協力体系のTM5に拡大された。

これまで先進5庁はTM5協力体制を通じて商標だけでなくデザイン制度に関する議論も活発に展開した。各国の相異なるデザイン制度と審査システムに対する理解を増進する中で、韓国特許庁は2012年年次会議で3D CADファイルデザイン出願システムを紹介するなど積極的に参加してきた。各加盟国は国家間デザイン図面提出要件が相異していることから発生する出願人の不便を減らすために共同の取り組みが必要と認識し、2013年ヨーロッパ知的財産権庁(EUIPO)の主導でデザイン図面提出要件の比較事業を展開した。

2014年TM5年次会議ではデザインの重要性が大きくなるにつれ、デザイン関連の議題を分離して独立的に議論する場が必要であるという認識を共にした。そこで、2015年12月に開催されたTM5年次会議では産業デザイン分野を独立的に議論する新規協議体であるID5を設立した。

ロ. デザイン先進5庁会議の主要成果

尖鋭なグローバル経済体制において産業デザインは企業の成敗を分ける重要変数として認識されている。同時に、産業デザインを制度的に保護できるデザイン権は国内でのみならず、諸国の利害関係が衝突する重要争点として浮上している。そこで、ユーザーに優しく全世界で相互互換可能な産業デザイン保護制度の定立が急がれる状況である。

2015年米国で開催されたID5創立会議では加盟国の相互理解と協力を通じた共同の未来ビジョンを提示するという目的で共同合意文を発表した。この合意文には産業デザイン保護政策とデザイン権審査手続きの一貫性を高めるための努力が盛り込まれている。

このような努力の一環として2015年創立会議では各国共同の協力課題を提案し、2016年ID5年次会議で提案された13のプロジェクトのうち12の課題を採択した。このプロジェクトは審査実務と統計情報保有、デザイン保護のための各国の手続きの比較、審査政策及び審査の一貫性向上、新しい分野のデザイン保護など5つの範疇に分けられ、このうち3つのプロジェクトが2017年度に完了した。

韓国特許庁は国家別デザイン登録要件の比較研究事業とID5ウェブサイト開発事業を主導的に遂行し、デザイン分類政策及び実務研究事業は日本と共同遂行することに合意した。既に2014年に韓国特許庁はTM5公式ウェブサイトを開通・運営しており、このようなノウハウを基にID5ウェブサイトを構築している。ID5公式ウェブサイトは主要加盟国である5カ国だけでなく、国際デザイン出願に対する情報の集積及び情報交流の場として積極的に活用されるであろう。

＜表IV－3－2＞ ID5の主要協力事業

協力事業(主導庁)	主要内容
国家別デザイン関連統計情報の収集 (JPO)	・国家別デザイン関連の共通統計指標の開発及び交換
ID5 ウェブサイトの開発及び運営(KIPO)	・ID5 公式ウェブサイトの構築・運営
デザイン登録要件カタログの開発(KIPO)	・各国の法律に基づいてデザイン登録が受けられる要件の収集及び分析
経済要素と政策がデザイン出願に及ぼす 影響研究(EUIPO)	・経済要素及び政府政策がデザイン出願に及ぼす影響に関する相 関関係研究
国家別の電子的優先権書類の交換推進現 状研究(USPTO/SIPO)	・優先権主張書類の電子的交換システムの活用に関する研究
デザイン分類政策及び実務研究 (JPO/KIPO)	・国家別デザイン分類システムの運営状況研究
物品名称の標準化方法研究(EUIPO)	・国家別デザイン物品名称に対する比較研究
デザイン図面要件カタログのアップデー ト(EUIPO)	・各国のデザイン図面提出要件を比較・整理
国家別の優先権主張の実務研究(SIPO)	・条約による優先権主張実務に対する各国の手続的、実体的な要 件の比較・整理
国家別新規性議題主張実務研究(USPTO)	・国家別の新規性喪失例外を主張に対する手続的、実体的な要件 の比較・整理
国家別の部分デザイン表示方法研究 (USPTO)	・国家別部分デザインの表示方法及び権利範囲の解釈に関する研 究

国家別新技術関連のデザイン保護に関する研究 (USPTO、EUIPO)	・新しいデザインの保護に対する国家別制度改善事項の研究
-------------------------------------	-----------------------------

ハ. 今後の推進計画

ID5は全世界デザイン出願の90%を占めている主要5カ国で構成された協議体である。したがって、この協議会で議論される数多い議題は実質的に世界のデザイン権制度に重要な役割を果たしている。韓国特許庁はID5の中で唯一審査と一部審査の2-Track審査を運営する国であり、ID5で議論されるデザインの国際規範構築のためにより合理的な意見を開陳できる位置に立っている。また、韓国特許庁はID5のうち審査主義国家としては初めてハーグ協定に加盟し、実体的・手続的要件の国際規範形成における調和に向けた制度整備の経験があり、他加盟国に比べて画像デザイン審査制度や3Dファイルの直接出願など実験的な制度を多数リードしてきた経験も蓄積している。ID5加盟国は全て国家間デザイン制度の違いから起因する問題点を認識しており、今後相互制度運営における調和の必要性に対して共感しているだけに、韓国特許庁の経験を基に国際社会に寄与する方向を探し、ID5協力課題を充実に履行するとともにID5加盟国間の友好的な交流を通じてデザインの国際規範形成において主導的な役割を果たしていく計画である。

第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 イ・ジュンジェ

イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の主要構成員として仲間入りし、韓国の企業、研究院等が海外主要国に出願する国際出願が持続的に増加している。それによって韓国の出願人が海外市場において特許権、商標権などの正当な保護を受け、事業を遂行するためには、海外での韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁は米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発な主要国と二国間の協力関係を持続的に発展させることで、韓国企業が現地において出願及び登録手続きを迅速かつ正確に進めると同時に知的財産権紛争から正当な保護が受けられる環境を作るために取り組んでいる。

特に、特許審査分野では特許審査滞積による経済損失が全世界的に重要問題として浮上していることから、特許庁間の業務協力(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。それによって先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査協力を通じてより早く、より高品質の特許審査サービスを提供するための方策を模索することに至った。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間の知的財産権に係わる主要懸案及び協力事業の推進に合意し、これを基に両特許庁の該当実務部署で後続処置を取るプロセスで行われる。長官会合とともに両庁間局長レベル以上のハイレベル実務会合と課長レベル以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2017年の1年間、韓国特許庁は中国、日本、ヨーロッパなど世界各国の特許・商標所管機関と長官会合を開催し、特許共同審査(CSP)協力、デザイン優先権書類の電子的交換、知的財産権専門家の派遣、特許分類協力、特許情報交換、知的財産教育協力などに合意し、特に韓国知的財産行政人材及びサービスの海外進出を加速化することで知的財産分野における行政韓流の拡大を持続した。

特に、2017年には韓国企業の進出が活発な中国と特許分野及び地方協力を強化した。韓国のサード配置決定によって両国関係が冷え込んだ状況の中でも中国特許庁(SIPO)とは20年余りの交流歴史を基に長官会合の開催に成功した。この会合で特許共同審査(CSP)に合意してMOUを締結し、世界で初めてデザイン優先権書類の電子的交換に相互合意したことで、韓国企業の中国特許出願の早期獲得及び両国国民のデザイン出願における利便性向上に画期的な成果をあげた。

特に、特許共同審査(CSP)協力MOUは2017年両国次官級以上締結MOUの中で初事例として記録され、両国の関係改善に寄与したと評価された。また、既存韓米CSP協力とともに世界特許出願第1、2位の国家と特許共同審査を行う初めての国家となり、世界知財権分野において韓国のプレゼンスを高める契機となった。

日本とは商標、デザイン、情報化、教育、審判など各分野別専門家会議を通じて両国間の知財権協力関係を強化しており、長官会合を通じて韓・日審査官交流事業の拡大、両特許庁のデザイン分類関連情報の交換、商標類似群コード比較分析事業の推進、第4次産業革命関連政策の共有などに合意した。ヨーロッパ知的財産庁(EUIPO)には韓国特許庁商標専門家を後続派遣し、商標とデザイン分野に対する相互協力の強化に合意した。

2017年12月に韓国済州で韓・中・日特許長官会合を開催した。同会合では韓国特許庁の主導で3国協力の体系及び機能、範囲などを規定した「3国協力運営体系(TRIPO Cooperation Framework)が正式承認された。これで今後3国協力は資源の効率的な配分と第4次産業革命など重要懸案に対する協力能力集中が可能な効率の良い協力システ

ムを備えることができた。また、韓国特許庁が提案した会合ロゴが韓・中・日長官会合の公式ロゴとして採択され、2016年韓国特許庁の提案で採択された英文名称「TRIP 0 Heads Meeting」とともに3国協力のアイデンティティを確保する上で有意味な進展を成し遂げた。

特許審査ハイウェイ (PPH) に関してはIP5 PPH及びグローバルPPH(25カ国特許庁が参加)など多国間PPHに参加し、2017年現在27カ国とPPHを施行しており、PCT-PPHの場合も27の特許庁と施行している。制度利用においても従来二国間協約に基づいたPPHとは異なり、一つの申請書を通じて複数の国家へPPHを申請することができ、利用者の利便性が大幅に高まった。

このように主要国とPPHを施行することによって、韓国企業が海外において特許登録をより早く簡単に受けられる道も拡大された。海外で特許登録が受けられる新しい「ハイウェイ」が開通されているのである。特許庁の観点から見ると、PPHは外国で登録を受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単かつ正確に活用できるようにすることで、審査の品質を高め、審査期間を短縮する効果があげられる。PPH対象国の拡大とともに、PPHが海外で企業が迅速に特許登録できる効果的な手段であるという認識が広がり、このような観点からPPHは現在まで導入、もしくは導入を検討しているグローバル審査協力プログラムの中で最も成功した制度と知られている。

ハ. 評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が世界全体に広がったことで、知的財産分野においても国際協力の重要性が増大している。そこで韓国特許庁は韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進を目標として韓国企業の海外における知的財産権獲得及び保護のための多角的な協力事業を展開している。主要拠点国との二国間会合を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、CSP、PPH及びPCT-PPH対象国の拡大を通じて韓国企業が海外においてより迅速かつ効率的に知的財産権を取得できるように支援した。今後も特許審査協力などの二国間協力は引き続き拡大される見通しである。

2. 中東・ASEANなど新興市場との戦略的協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

知的財産が成長エンジンであるという認識が広がり、韓国企業が知的財産権を獲得する国も多角化している。そこで韓国特許庁は韓国企業の進出・交流が拡大している主要途上国及び次世代有望経済圏国家を中心に知的財産行政韓流を伝播し、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を傾けていく計画である。

ロ. 推進内容及び成果

2017年の1年間、韓国特許庁は米国、日本、中国、ヨーロッパなど主要パートナーとの二国間協力を持続的に推進するとともに、アジア、中東、中南米、アフリカ地域へと知的財産権協力の外延拡大に向けて取り組んだ。

アジア諸国は韓国と距離的にも近く、韓国企業の投資と進出が活発に行われている。その中でもASEANは韓国における第2位の貿易対象であり、特にムン・ジェイン政府の新南方政策によってその重要性が注目されている。ASEAN国家は知財権能力が各自異なるため、ASEANを一つのグループとして協力すると同時に、各個別国家の協力分野を探り出すことが必要である。そこで、韓国特許庁は2017年11月に韓-ASEANハイレベル会合に追加的にブルネイ、フィリピン、マレーシアとの個別ハイレベル会合を推進して協力の基盤を整えた。

中東地域では韓国の特許行政サービスが広がりつつある。アラブ首長国連邦(UAE)には2017年6月に既存2014年6月から現地に派遣されて特許審査を行った5人の特許審査官が3年間の派遣期間を終えて復帰した後、新たに5人の特許審査官が現地に派遣されて特許審査業務を行っている。また、2016年2月に450万ドル規模で締結した特許行政情報システム開発事業は2年間の開発及び運営期間を無事終え、2018年2月現地で開

通式を開催した。

今後は特許審査と情報化分野を越え、知財権コンサルティングと教育分野まで協力範囲を拡大する計画である。そのために出願から登録まで特許行政の全段階をUAEが自ら運営できるよう韓国特許庁が協力するという内容のMOUを2018年上半期に締結する計画である。

隣接する中東国家に対する知財権行政サービスの拡散にも力を入れている。2017年5月にはイラン公務員の知財権教育及び認識向上に向けた企画財政部KSP(Knowledge Sharing Program)事業の着手報告会をイランのテヘランで開催し、2018年5月まで現地知財権教育、招請研修及び現地完了報告会を開催する予定である。イランに対する経済制裁が解除された後、韓国企業の進出が本格化した時点で、現地公務員の知財権能力を強化し、韓国に対する友好的な雰囲気を作ることで現地に進出した韓国企業がよりスムーズに知財権を取得・保護できる環境を構築することができると期待している。

中南米・アフリカ地域の特許庁とは構築された知的財産基盤を基に具体的な合意に達した1年であった。中南米の場合、アルゼンチンとのハイレベル会合を通じて知財権教育協力及びPPH施行に合意し、コロンビアとの長官会合を通じてコロンビアが韓国特許庁をPCT ISA指定することに合意した。また、メキシコ長官会合を通じて包括的協力MOUに保護協力を追加した。

アフリカの場合、2016年に締結されたアフリカ広域知的財産機関(OAPI)との包括的知財権協力MOUの後続措置の履行としてOAPI審査官が韓国国際知的財産研修院の教育を受けた。

2017年にはCIS(独立国家連合)国家の中でウクライナとハイレベル会合を通じて両国の特許行政組織と制度改善状況を共有し、第4次産業革命に備えるための両国の知財権分野における取り組みを紹介した。そして、包括的協力MOUを締結して人的交流、知的財産認識向上キャンペーンの支援及び知財権教育など両国の知財権分野協力をさ

らに深める基盤を構築した。これを通じて東ヨーロッパ地域へと知財権分野の国際協力を広げていけると期待している。

ハ. 評価及び発展方向

2017年にはこれまで着実に協力基盤構築のために取り組んできた新興国との協力事業を高度化するとともに、新しい議題を発掘したと評価できる。特に、韓国の先進特許行政サービスを輸出することで有形資源を中心に行われた従来の中東国家との協力を高級知識サービスの輸出に様変わりさせ、類似協力モデルを拡大する重要な契機をつくった。このような韓国特許庁の努力は他の途上国を対象にする知的財産行政の韓流拡散と雇用外交強化に大きく貢献したと言える。また、2017年は中南米、アフリカ、東ヨーロッパなど従来協力が少なかった国との交流が活発になり、実質的な協力が強化された1年であったといえる。今年構築された友好的協力関係を基に該当地域内のその他知的財産権主要国との協力範囲がさらに拡大できるものと見られる。

新興国及び途上国との知的財産権協力は該当国の知的財産権制度の発展に寄与することで、責任ある先進国としての韓国のイメージを高めるだけでなく、知的財産権保護の重要性も同時に認識させることで、韓国企業の海外知的財産権保護の基盤構築に大きく貢献したといえる。

3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業事務官 ファン・サンドン

イ. WIPO(World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機構)

1) 第57回WIPO総会

2017年10月2日から11日までスイスジュネーブにて開催された第57回WIPO総会でソン・ユンモ韓国特許庁長官は基調演説を通じてAI、ビッグデータ技術で代表される第

4次産業革命時代における知財権制度発展に対する議論方向を提示し、WIPO韓国信託基金事業など開発格差の解消に向けた韓国特許庁の取り組みを紹介する一方、PCT出願において韓・中・日が占める割合が約44.6%（2016年基準）に達していることからWIPOでアジア諸国が中心的な役割を果たす必要があるという点を強調するなど、WIPO懸案に対する韓国の基本立場を表明した。

第57回総会では2016－2017年度会期1つ、2018～2019年度会期3つの地域事務所選定に向けた議論が行われたが、会員国間の合意には至らず、2016～2017年度会期に残った地域事務所1つの選定も次の会期に繰り延べて4つを同時に議論することに合意した。韓国は2018～2019年度事業予算委員会及び調停委員会の会員国として再選出された。デザイン法条約に関しては、伝統知識など出処公開イシューに対する合意が決裂したことで、デザイン法条約外交会議を開催するかどうかを次期総会で再び議論することにした。また、遺伝資源、伝統知識及び伝統文化物保護に向けた政府間委員会（IGC）マンデートの2年延長にも合意した。

一方、韓国特許庁は特許長官－WIPO事務総長会談を通じて特許庁－WIPO間の協力、WIPO地域事務所の誘致など主要懸案を議論することで両機関間の協力を深めた。

<図IV-3-1>WIPO総会での基調演説



2) 特許法常設委員会 (SCP)

WIPOは特許法の世界統一化に向けて1998年から特許法常設委員会 (SCP : Standing

Committee on the Law of Patents)を通じて特許出願人の利便性向上、費用節減を図るため、2000年に特許手続きを統一する特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件の統一に向けて特許実体法条約(SPLT)に関する議論を進めているが、先進国と途上国間の対立はもちろん、先進国間の意見対立によってなかなか合意点を見出せていない状況である。

2005年6月に開催された第11回SCPにおいて特許実体法条約(SPLT)の対象範囲の設定に関する合意に達することができず議論が中断された。2008年6月に3年ぶりに再開された第12回会議においては特許システムに関する今後の検討課題として技術移転など、18のイシューを選定して今後議論を行うことにしたが、「規範統一化」は議論の対象からは事実上除外された。

以後第13回会議(2009年3月)～第25回会議(2016年12月)では各議題に対する先進国と途上国間の著しい立場の違いによって主要争点の大半に対して最終合意に達していない状況である。

2017年7月に開催された第26回会議と2017年12月に開催された第27回SCP会議でも国際特許システム報告書(各国制度の現状)、特許権の例外及び制限、特許の品質(異議申出及び取消申請制度を含む)、特許と公衆保健、依頼人と特許助言者間コミュニケーションに関する秘密保持(依頼人－代理人特権)、技術移転などの議題に対する議論が続いたが、先進国と途上国間の異見によって議論は進展がない状況である。

3) 商標法常設委員会(SCT)

各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化に向けた商標法条約をWIPOの主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のために商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT: Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications)を設置し、関連事項について持続的に議論している。1998年7月ジュネーブで第1回会議が開催されて以来、2017年3月及び10月に其々第37回及び第38回SCTが開催され、2006年に

は商標法に関するシンガポール条約を採択した。

一方、2005年からは特許出願及び登録手続の国際的調和を迫及する特許法条約(PLT)と商標法条約(TLT)に相応するデザイン出願及び登録手続を国際的に調和させるためのデザイン法条約(DLT:Industrial Design Law and Practice Treaty)に対する議論が提起され、最近まで続いている。

第27回会議(2012年9月)でEU国家を中心にデザイン法条約の採択に向けた外交会議の開催が本格的に取り上げられたが、途上国の技術支援問題を中心にアフリカグループとEUグループ間で意見の食い違いが続くだけでなく、第32回SCT会議(2014年11月)ではアフリカグループがデザイン法条約文案で遺伝資源、伝統知識、表現物関連新規条項の追加を提案したため外交会議の開催はさらに不透明になった。

以後第35回(2016年4月)～第38回(2017年10月)SCT会議でもデザイン法条約案と関連して、WIPO総会の勧告事項の履行に向けた加盟国間の努力にもかかわらず、既存立場の基本的な変化は見られず、国家名称保護及び地理的表示保護などに関連して国家間基本立場と同一であるため、議論の進展は見られない状況である。

4) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に対する政府間委員会(IGC)

WIPOは遺伝資源及び伝統知識の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会(IGC; Intergovernmental Committee on IP and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore)」を構成した。

2013年及び2014年IGCは外交会議開催の可否及び遺伝資源などの効果的な保護方法について議論を続けた。途上国を主軸とする資源提供国は過去12年間十分な議論がなされたことを理由にしてIGC活動を終了して外交会議を開催することを主張する立場である一方、韓国及び先進国を主軸とする資源利用国は依然として両グループ間の立場の差が大きいため外交会議の開催は時期尚早という立場である。一方、遺伝資源な

どの効果的な保護策と関連し、資源提供国は遺伝資源の安定的な利用及び適切な代価支払いなどのために出処の公開などを特許許与要件として新設することを主張したが、資源利用国は当事者間の契約を通じて遺伝資源の保護が可能であるため、出願人の負担と法的に不確実性が加重する特許要件の新設に反対している。

2014年には遺伝資源及び伝統知識保護に係わる統合文案を議論するため、第26回(2014年2月)、第27回(2014年3月)、第28回(2014年7月) IGC会議が開催され、遺伝資源・伝統知識保護関連の利益共有、特許出願時の出処公開義務などを骨子とする遺伝資源・伝統知識の保護関連協定文(案)の主要イシューに対して議論された。しかし、2014年WIPO総会(2014年9月)で外交会議開催の可否及び2015年会議日程に対する加盟国の合意を導き出すことに失敗したため、2015年IGC会議の開催は不発に終わった。以後2015年WIPO総会(2015年10月)でIGC mandateの更新及び会議日程に合意したことで、2016～2017年計6回にわたるIGC会議の開催を決めた。

その結果、2016年に第29回(2016年2月)、第30回(2016年5月)、第31回(2016年9月)、第32回(2016年11月) IGC会議が開催されたが、依然として先進国と主軸とする資源利用国と途上国を主軸とする資源提供国間の立場の違いは大きい状況である。2017年WIPO総会(2017年10月)ではIGC mandate更新及び会議日程に合意したことで、関連議論を続ける予定である。

5) 開発アジェンダ

WIPOは開発分野活動を拡大するため、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)を設立した。WIPO加盟国は開発アジェンダの議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。2007年9月総会でWIPO公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連6つのクラスター(A～F)¹⁸、45の勧告を採択した。具体的な履行方法を議論するため、2008年開

¹⁸ Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性および共同政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識接近)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

発委員会(CDIP : Committee on Development and Intellectual Property)を発足した。

2013年に開催された第11回、第12回会議では主要争点分野の「開発アジェンダ履行義務を持つ関連機構の範囲」、「技術的支援に対する外部検討方法」及び「開発アジェンダ勧告事項の履行と関連した検討範囲の決定」などCDIP業務推進の基本哲学に対して先進国と途上国間の見解の違いが狭められず会議が終わった。但し、技術支援の外部検討において、アフリカグループと開発アジェンダグループ(DAG)の共同要求事項のうち技術支援マニュアル、WIPOウェブサイト改編及び技術支援DBアップデートの部分に対しては合意がなされ履行となる進展があった。一方、韓国は途上国ビジネス創出に向けたIPとデザイン管理事業を第11回CDIP会議(2013年5月)で提案し、第12回CDIP会議(2013年11月)で多数の加盟国から関心と支持を受け、WIPOの正式事業として最終的に採択される成果を収めた。

2014年5月及び11月に其々開催された第13回、第14回CDIP会議では、韓国が提案して第5回会議で採択された適正技術情報活用能力の強化事業に対する2段階事業が追加承認され、開発アジェンダ履行に対する外部検討基準は数回の非公式会議を経て先進国と途上国間の意見を調停することで最終承認された。

2015年2月には国際技術移転に対する専門家フォーラムが開催され、WIPO技術支援に対する外部検討履行状況とCDIP調停メカニズム関連イシューは第15回(2015年4月)、第16回(2015年11月)CDIP会議で引き続き議論が行われた。スペイン、メキシコなどが修正提案書を提出し、数回の非公式会議を経て議論を展開したが、先進国と途上国間の立場の違いが解消されないまま、次期会議で議論を続けることにした。

2016年第17回(2016年5月)、第18回(2016年11月)CDIP会議では開発アジェンダ履行に向けた3件の新規プロジェクト(経済発展のための公共領域の情報活用、最貧国・途上国内の事業教育機関を通じた職業訓練と知財権教育協力と開発、視聴覚分野の発展に向けたプロジェクト2段階)を承認し、2015年に議論した「WIPO技術支援関連の外部検討」に対しては修正提出されたスペイン提案書を採択した。

2017年第19回(2017年5月)、第20回(2017年11月)CDIP会議では開発アジェンダ履行のための6つの進行事業に対する現状報告書を採択したが、開発アジェンダ勧告事項の履行に向けて独立的な検討調査結果及び結論を基に計12個の勧告事項を提示する議題に対しては引き続き議論していくことにした。また、第19回会議(2017年5月)で出された「最貧国・途上国におけるビジネス発展のためのIPとデザイン管理プロジェクト」に関する評価報告書の後続措置を進めることにした。

ロ. APEC知的財産専門家会議(IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産専門家会議(IPEG; Intellectual Property Rights Experts Group)はAPEC貿易投資委員会(CTI; Committee On Trade And Investment)傘下の非拘束的会議体であり、知的財産関連の協力構想(Initiative)の採択及び事業遂行を通じて域内加盟国の知的財産権発展と相互協力を追及している。

2005年APEC内の知的財産権分野における最も重要な議論事項は韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択可否であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内で知的財産権侵害物品の取引防止のための執行体制を構築するためのものであり、2005年6月の通商長官会議(MRT)で最終承認・採択された。

同構想は知的財産権保護に関する範囲が広範囲であり、レベルの高い執行体制の樹立を取り扱っているため、加盟国からの支持獲得に難航すると予想されたが、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などにおける韓国知的財産権保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加することで同構想に韓国の立場も適切に反映できるようにした。

2007年には同構想を根拠に開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法、制度のような状況を加盟国に紹介し、2007年9月シドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に盛り込まれた「模倣品及び違法コピー品を販売する有名市場」の用語使用を巡る先進国及び途上国の鋭い対立の中で、韓国

は仲裁的役割を果たした。

これまでAPECにおいて知的財産権の効率的な管理と執行のための概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起したとすれば、2008年には実質的な事業遂行国としての地位を確保するため、APEC域内の各国に対して知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を提案して採択され、それによって同事業を2009年に遂行した。「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の結果、多数の加盟国が満足し、これに対応するため2010年9月後続事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成高級課程」を提案し、事業承認を獲得した。

これとは別途に新しいIPの創出及びこれを通じて最貧国及び途上国を支援できる事業を推進するため、21のAPEC加盟国及び国際機構、NGOなどを招き、2010年6月ソウルで「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品をブランド化に向けた直接的な支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業」をAPECから後続事業として承認を受け、ブランド事業の連続性を確保した。

2012年第34回(2012年2月)及び第35回(2012年6月)APEC IPEG会議で韓国は2011年4月に採択された「APEC1村1ブランド事業」の円滑な推進状況及び最終的に中国竹繊維製品(「ANJIAN」)及びチリの果物カクテル(「MAQUIRE」)に対するブランド開発の結果及びブランディングガイドラインを加盟国に配布することで、加盟国内地域の小商工人の低評価された商品に対するブランディング戦略を提供し、実質的に恩恵が受けられる事業として加盟国内で好評を得た。一方、2010年9月承認された「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成高級課程」事業の段階別推進計画によって、加盟国の知的財産権専門家を対象にオン・オフライン教育(2011年)及びe-ラーニングコンテンツを開発・普及(2012年)することで事業を無事完了した。タイで同プログラムを自国語に翻訳・活用した事例からも分かるように、韓国はIP情報化教育を通じたAPEC加盟国の能力開発に中核的な役割を果たしたと評価される。

IPEGは基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追及するが、敏感な

イシューに対しては国益によって立場が対立している。2012年第34回会議で米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年第35回会議で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連国際条約の加盟拡大」協力構想などが利害関係国の反対によって採択されなかったのが実例である。

従って、非拘束的協議体であるAPEC会議の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘・提案することで持続的な協力を強化する必要があると判断される。そこで、韓国は第36回会議(2013年1月)で先進-途上国間の開発格差を減らし、APECレベルの適正技術開発事業モデルの発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェア議題」を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。

主要内容としては、加盟国間の適正技術政策及び経験共有のためのアンケート調査、ケーススタディーを通じた適正技術開発モデルの実現、特許情報を活用した適正技術開発の方法・活用戦略ガイドラインの作成及び国際的拡散のためのコンファレンス開催を目標にした。ケーススタディーは特許庁独自の予算で加盟国需要調査を行い、フィリピンで生息するイランイラン木(Ylang-Ylang Tree)のオイル抽出機とパプアニューギニアの自転車を活用したウォーターポンプを開発することにした。また、同計画によって韓国特許庁は2013年9月に「IP知識シェア：適正技術コンファレンス」を提案してAPEC基金約9万ドルを確保し、2014年7月に同コンファレンスの開催に成功した。

2014年にAPECは「未来指向的なアジア太平洋地域の同伴者関係構築」をその基調と定めて加盟国の協力を求めた。そこで韓国特許庁は2014年2月第38回IPEG会議で2014年APEC基調と関連し、加盟国間の実質的な協力を導き出せる議題として「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案し、本協力構想は万章一致で承認された。本協力構想は知的財産権を通じて中小企業の革新を支援することで、APEC域内貿易及び投資の活性化に寄与することを目的としており、アンケート調査などを通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有(2014～2015年)し、APEC基金を活用した研究委託を実施して関連政策に対するマニュアルを製作(2015～2016年)し、

APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供(2017年)することを骨子としている。

2015年に韓国は同協力構想履行の一環として「中小企業の革新に向けたIPビジネスマニュアル」開発事業を提案し、APEC基金10万ドルの承認を受けた。2016年事業を進め、第44回会議(2017年2月)で加盟国に発表した。「IPビジネスマニュアル」は各国の中小企業対象のIP創出・活用促進支援政策を深層調査し、優秀事例を発掘してIP支援政策総合ガイドブックを製作する事業であり、先行技術調査、特許経営専門家の派遣などIP創出関連6つの事業、優秀発明試作品の製作、特許技術評価支援などIP活用関連12の事業で構成されている。其々異なる環境に直面しているAPEC加盟国が自国に適した政策を選択できるように難易度の低い政策から難易度の高い政策まで段階別に整理し、加盟国の政策担当者がマニュアルを見て該当事業を即時実行できるよう中小企業、政府及び関連機関の役割を具体的に提供した。「IPビジネスマニュアル」は世界的に高い水準である韓国のIP政策を中心に米国、日本などIP先進国の優秀知的財産政策を調査・分析した内容を盛り込んでおり、特に特許庁が数年間行ってきた知財権創出・活用政策の経験と成功事例が網羅されている。したがって、韓国は本事業を通じて域内加盟国中小企業の革新に寄与できるだけでなく、韓国の優秀なIP政策を途上国に輸出する効果まであげられると期待している。

このように韓国特許庁はAPEC知的財産権専門家会議(IPEG)において加盟国間の持続的な協力を導き出せる議題を提案し、会議を主導することで知的財産権先導グループとしての役割を果たすことに最善を尽くしており、韓国のプレゼンスを高めるために絶え間なく努力する予定である。

ハ. その他国際機関及び多国間交渉

1) WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)創設以来、貿易の円滑化に向けた後続交渉が持続的に行われてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足された

世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以後初の多国間貿易交渉である。「開発」という名前をついた理由は、過去行われた交渉とは違って途上国の開発に重点を置くべきという途上国の主張を反映したためである。交渉開始当時の計画は2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立等によって未だに交渉が続いている。

2007年から加速化したDDA交渉は農業、非農業(NAMA)及び規範議長が其々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正しながら少しずつ進展を見せてきたが、途上国の農産物輸入急増時の緊急関税を賦課するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異見が解消できず、合意には至らなかった。2009年には3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催され、定期理事会の間に特別会議を通じて立場の違いを調整するための交渉が行われた。2009年12月ジュネーブで開催された第7回WTO閣僚会合では、2010年DDA交渉妥結に向けて第一四半期のうちにDDA交渉状況を点検することに合意したが、交渉にこれといった進展はなかった。2010年下半期に2011年中のDDA交渉妥結を再び目標として定め、TRIPSで議論中であるGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年に開始することを決め、その準備作業に入った。

2012年に開催されたWTO TRIPS理事会では、途上国はCBD名古屋議定書の主要内容である遺伝資源を活用して発生した利益に対する共有体系の確立をTRIPSに反映すべきであると主張しているが、一方EUはそれに反対している。また、米国はACTA以降、知的財産権執行イシューに対する議論を続けていくために、新たに「模倣品に対する供給ネットワーク遮断を通じた知的財産権保護」に対する提案書を提出したが、途上国は同議題に対して強く反発し、提案書内容に対しても批判的な立場を示し、インドネシア、南アジア共和国を含む途上国は模倣品の取引防止に関する協定(ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement)が先進国業界の利益だけを反映した協定であり、現時点では締結国のみを拘束する交渉であるが、今後の執行分野においてTRIPSを代替する新しい規準となり、先進・途上国間の地域貿易協定(RTA: Regional Trade Agreement)交渉時は先進国が途上国に同基準を強要する事態を招くことを恐れ、知的財産権執行に対する議題が持続的に議論される見通しであるため、韓国は米国、日本など

同案件に対して意見を共にする国家間での持続的な協議が必要と見られる。

2013年以後開催されたWTO TRIPS理事会では米国とスイスを除くほとんどの国の反対で非違反・状況提訴のTRIPS適用が2年間猶予となり、生命工学などの 이슈に関しては途上国と先進国の立場の違いが狭まれている状況である。先進国グループは生命工学に関する議論をWIPO IGCにおいてのみ議論したいと主張しているが、途上国の反対でこれさえできなくなるなど、両グループ間で先鋭な意見対立が続いている。一方、2014年理事会で途上国は近年国際的に公衆保健を脅かしている伝染病に対する協力のために医薬品強制実施要件を緩和することを主張したが、先進国は医薬品関連の強制実施権の正当性は認めつつ、同事案が単純に知的財産に限った問題ではなく、経済規模、貿易、関税等の経済全般に関するものであるため、より慎重なアプローチが必要と主張した。2015年理事会で猶予期間が終了する非違反・状況提訴のTRIPS適用に対する議論が行われたが、米国とスイスを除くほとんどの国家が同制度のTRIPS適用が不適切であると主張するなど合意には至らず、第10回WTO閣僚会議で同制度の適用を次の閣僚会議まで再三猶予し、TRIPS理事会で持続的に議論することに合意した。

2016年に開催されたWTO TRIPS理事会でも生命工学イシュー(動物・植物発明関連TRIPS規定(27.3(b))改正検討、CBD反映及び遺伝資源の出处公開義務化、伝統知識保護)、非違反・状況提訴規定のTRIPS適用、一般品目に対する23条水準の保護などの議題に対して議論されたが、先進国と途上国間で意見の違いは依然として解決できないままである。

2017年開催されたWTO TRIPS理事会ではTRIPS-SS(Special Session)を開催してGI多国間登録先設立イシューなどに対して議論したが、旧大陸と新大陸の意見の食い違いによって議論は決裂した。

2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(CBD:Convention On Biological Diversity)が採択され

た。CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用によって発生する利益に対する公平な共有を目的とする。CBDの採択によって国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的な権利を認めることになった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず被害を受けたことを主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な共有」を協約目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国に事前通報承認(PIC: Prior Informed Consent)を求めなければならず、利用方法及び正当な利益の共有条件などに対して相互合意条件(MAT: Mutually Agreed Terms)に従うことを規定した。

2010年第9回ABS(Access and Benefit Sharing、アクセス及び利益共有)作業班会議(2010年3月)において既存文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が目に見えるようになった。第9回ABS作業班再開会議(2010年7月)ではカリ草案を基に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月地域間交渉グループ会議を経て2010年10月30日第10回生物多様性条約当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択された。

2012年7月に開催された名古屋議定書の政府間委員会ではグローバル多国間利益共有システム、ABS-CHM(Clearing House Mechanism、国家別情報共有体系)、義務遵守委員会の設立など主要イシューに対して、本会議と同時に行われた各主要イシュー別の分科会議(Contact Group Meeting)を活用して会議時間を効果的に活用した結果、各イシュー別の議論が進展を見せた。

2012年10月に開催された第11回生物多様性条約当事国総会では名古屋議定書の2回にわたる政府間委員会の議論結果に対する再確認及び今後の日程に対して議論され、これまで議論されたABS情報共有体系、能力培養、認識向上、履行遵守、世界多国間の利益共有体系、財政体系、資源動員に係わる議題に関する議論が続いた。ABS情報共有体系(Clearing- House Mechanism)のうちABS Clearing- Houseの役割は国内の遺

伝資源状況など情報体系を形成して国家間のネットワークを総括するCBD上のシステムであり、onlineポータル機能を担い、情報登録及び検索を許容するという内容の議論が続いた。

2014年2月には第3回名古屋議定書政府間委員会会議(ICNP-3)が平昌で開催され、第1回名古屋議定書当事国会議の運営規程、議題準備、GMBSM(The Global Multilateral Benefit-Sharing Mechanism、世界多国間利益共有体系)、ABS Clearing-Houseなど主要未解決争点に対して議論が行われ、2014年10月平昌で第12回生物多様性条約当事国総会が開催された。一方、50カ国が批准してから90日後になる日に名古屋議定書が発効するという規定に基づき、2014年10月12日に名古屋議定書を正式発効され、2018年3月基準でEU、中国、ドイツ、インド、日本、韓国を含む105カ国が批准を終えた。韓国は環境部主管の下で名古屋議定書履行TFチームを構成して履行準備に取り掛かったが、最も重要なイシューである連絡機関(Focal Point)、責任機関(Competent National Authority)、点検機関(Check Point)など主要機関の指定、遺伝資源アクセス要求の際にPIC(事前通知承認書)を発行する責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関指定と関連して関係省庁間で議論が行われてきた。

その結果、遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有に関する法律(案)が2016年2月国会を通過し、名古屋議定書批准同意案が2017年3月国会を通過したことで、「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律」が2017年8月17日から施行された。これによって海外の遺伝資源を利用しようとする者はこれに対する徹底した準備が求められる。

4. 知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ホ・ウォンソク

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)は特定国家間で排他的な貿易メリットを

付与する協定であり、FTAに代表される地域主義(regionalism)はグローバリゼーションとともに今日国際経済を特徴づける明確な潮流となっている。

1995年WTO体制の発足を前後して、多国間貿易交渉などを通じて全般的な関税水準が低くなり、他の分野に協力領域を広げようとする傾向が強まり、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がっている。このような傾向によって最近のFTAは商品の関税撤廃の他にもサービス及び投資自由化まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野の通商環境の変化によって、韓国特許庁はFTA交渉を通じて知的財産分野の通商摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外でより保護される環境づくりに取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は第1回目のFTA交渉対象国であるチリ(2004. 4. 1. 発効)をスタートに、シンガポール(2006. 3. 2. 発効)、EFTA¹⁹(2006. 9. 1. 発効)、ASEAN²⁰(2007. 6. 1. 発効)、米国(2012. 3. 15発効)及びEU(2011. 7. 1. 発効)、ペルー(2011. 8. 1. 発効)、トルコ(2013. 5. 1. 発効)とのFTAを発効した。インドとの包括的な経済連携協定(CEPA)²¹は、2010年1月1日付けで発効された。また、オーストラリア(2014. 12. 12. 発効)、カナダ(2015. 1. 1. 発効)、中国(2015. 12. 20.)、ベトナム(2015. 12. 20.)、ニュージーランド(2015. 12. 20.)とのFTAも発効され、2013年2月に署名した韓-コロンビアFTAも発効(2016. 7. 15.)された。

2016年実質的に妥結された(2016. 11. 16.)韓-中米FTAは両国が2018年2月正式署名

¹⁹ European Free Trade Association(ヨーロッパ自由貿易連合):スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

²⁰ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合):インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムで構成

²¹ Comprehensive Economic Partnership Agreement:商品交易、サービス交易、投資、経済協力等の経済関係全般を含む内容を強調するために採択された用語であり、実質的に自由貿易協定(FTA)のような性格である。

したが、これで韓国は中米とFTAを締結した初のアジア国家となり、成長可能性の高い中米市場を先取りできる機会を得た。特に知財権チャプターの場合、未登録有名商標保護、特許優先審査提供、公知例外期間12カ月、未登録製品形状保護などTRIPS以上保護水準の規範を設け、FTA履行及び協力などを議論するための知財権委員会を構成するなど中米地域の知財権水準が強化できるきっかけを設けた。

韓国は4つのFTAを進行中(韓・中・日、RCEP²²、イスラエル、エクアドル)である。韓・中・日FTAは2012年11月交渉開始を宣言して以来現在に至るまで13回にわたる交渉が行われた。RCEPは2012年11月交渉開始を宣言して以来、2018年5月基準で計22回の公式交渉が開催された。韓 - エクアドルとのFTAは2015年8月交渉を開始して以来計5回の公式交渉が行われ、韓 - イスラエルFTAは2016年5月交渉開始以来6回の公式交渉が行われた。各FTAにおいて相手国の知財権保護水準を強化するために努力を傾けている。

一方、既に締結したFTAの活用度を高めるための取り組みも続けている。FTA知財権委員会の会議を通じてFTA履行を点検するための協議を続けている。代表的な例として2016年8月及び2018年3月「韓-中FTA知財権委員会」、2016年12月及び2018年1月には「韓 - EU FTA貿易委員会」にも対応した。また、海外進出企業及び一般国民のFTA知財権分野に対する理解を深めるため、2016年及び2017年に「知的財産権分野FTA総合説明会」を開催し、FTA認識向上及び効率的な知財権戦略の樹立を支援した。

そして、保護貿易主義の拡散、TPP、RCEPなど巨大拠点市場中心のFTA拡大及び途上国・新興国へのパラダイムシフトなど国際通商環境の変化に適切に対応し、知財権分野FTAの効果を最大に引き上げるため、「知財権分野FTA総合戦略」を樹立した(2017年12月)。これによって知財権分野交渉戦略を統合的に調整することが可能になり、知財権保護水準の強化、行政手続きの改善など韓国企業のニーズを最大に反映できる基盤を構築した。

²² RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership:域内包括経済同伴者協定) : アセアン10ヶ国、韓・中・日、オーストラリア、インド等アジア/太平洋16ヶ国が参加する経済交流協定

＜表VI-3-3＞FTA協定の主要内容

区分	主要内容
韓・チリ FTA (2004. 4. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・(チ→韓)韓国の人参、キムチ、寶城緑茶を地理的表示として保護 ・(韓→チ)Pisco(葡、蒸), Pajareto(葡、蒸), Vino Asoleado(葡)の3つの地理的表示に対し独占権付与
韓・シンガポール FTA (2006. 3. 2. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定 ・韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早い審査処理
韓-EFTA FTA (2006. 9. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守 ・GIの保護、未公開情報(undisclosed information)に保護
韓-ASEAN FTA (2007. 6. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・知財権保護強化 ・知財権分野の情報交換及び協力強化
韓-米 FTA (2007. 6. 30. 署名、 2012. 3. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入 ・特許公知例外適用期間を12ヵ月に延長 ・音、におい商標認定及び証明標章制度の導入 ・商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入 ・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化
韓-インド FTA (2010. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT ISA/IPEA指定、特許手続き簡素化などの分野で協力 ・両国特許庁間、別途協力のMOU締結推進
韓-EU FTA (2011. 7. 1. 暫定発効、 2015. 12. 13. 全体発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 (使用が確立された先行商標は継続保障) ・*(韓→EU)チーズ、ワインなど162個(EU→韓)寶城緑茶など64個 ・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
韓-ペルー FTA (2011. 8. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護 ・*(韓→ペ)Pisco Peruなど4個、(ペ→韓)寶城緑茶など82個 ・遺伝資源/伝統知識はCBD Textの宣言的内容などで妥結
韓-トルコ FTA (2013. 5. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 ・*(韓→ト)Hereke, Bunyan(カーペット)、(ペ→韓)高麗紅参、高麗白参 ・有名商標の保護に関するパリ一条約及びTRIPS義務遵守

韓-コロンビア FTA (2013. 2. 11. 署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・音、におい商標など非視覚的商標の保護 ・有名商標の保護強化
韓-オーストラリア FTA (2014. 12. 12. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護 ・公知例外適用期間を12ヵ月に延長など
韓-カナダ FTA (2015. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・(カ→韓)高麗紅参、白参、水参、利川米を地理的表示で保護 ・(韓→カ)カナダウイスキー、カナダライ麦ウイスキーを地理的表示で保護
韓-ニュージーランドFTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標保護、団体標章保護(特許条項は含まれない)
韓-ベトナムFTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標の保護強化 ・特許公知例外要件の緩和及び優先審査制度導入への取組みを明示
韓-中FTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標保護(中国内の消費者に広く知られている韓国企業の商標は中国商標庁に登録有無とは関係なく有名商標として保護) ・実用新案権紛争時に裁判所に根拠資料(評価報告書)の提出規定 ・知財権チャプターの履行・協力などを議論するための知財権委員会の構成
韓-中米FTA (2018. 2. 21. 正式署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護、特許優先審査の提供、公知例外期間12ヵ月、未登録製品形状保護などTRIPS以上保護水準の確保 ・知財権チャプターの履行・協力などを議論するための知財権委員会の構成

ハ. 評価及び発展方向

2018年4月発表された政府の「新通商戦略」によって、今後FTA交渉はさらに活性化する見込みである。特に、近年FTAが二国間貿易自由化を超え、RCEP、CPTPP²³などMega-FTAが発足・進行され、中・南米など新興巨大市場とのFTA推進によって地域経済統

²³ CPTPP(Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership;包括的・漸進的環太平洋戦略的経済連携協定):オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペル、チレ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、日本など12ヶ国が参加しているアジア・太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目標とする多国間自由貿易協定

合議論が一層加速化する見通しである。また、韓・中FTAとは別に、韓・中・日FTAとRCEP交渉などが推進されており、近いうちに名実ともに東北アジアの経済時代を迎えることになる見通しである。また、韓-中FTAとは別途に韓・中・日FTAとRCEP交渉などが推進されており、近いうちに名実ともに北東アジア経済時代を迎えると見られる。

韓国は今後も戦略的にFTAに対応し、韓国が既に施行している制度の効果を最大に引き上げ、海外における韓国企業の知財権の保護を強化するために引き続き努めていく予定である。

第4節 グローバル特許行政情報化の先導

1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 シン・ソンチャン

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報化分野の国際的な流れをみると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を軽減するため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活発になっている。先進国は既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制から変わった5極(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)体制の下で、庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力の注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN: Association of Southeast Asian Nations)を通じて知的財産権協力を強化するとともに、ITインフラ拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁はこのように急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁などの主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。

韓国は米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間の審査情報及び優先権書類を交換して審査結果の相互活用を増大し、行政効率を高めた。特に、韓国特許庁は2015年3月韓国国民が他国の審査進行情報を簡単に照会できるように審査官にだけ提供されていた審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を国民に拡大開放し、グローバル特許情報に対するアクセスを配慮した。

また、IP5特許庁の一つとして、国際的なプレゼンスを高めるための活動も活発に

行っている。WIPOの統計によれば2017年(1～10月)勧告は特許協力条約(PCT)による国際特許を12,176件出願したが、これは米国、日本、中国、ドイツに続いて世界5位の多出願国に該当する。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小文献」として指定されたことで、国際調査機関(14の特許庁)がPCT国際出願を審査する場合、韓国特許文献を必ず事前検討するよう義務づけられた。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として指定されたため、韓国語でもPCT出願書を作成・提出することが可能となった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 主要国特許庁との情報化協力の強化

イ) IP5特許庁との情報化協力

全世界特許出願の急増による審査滞積と審査期間短縮がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が増大された。このような中で韓国特許庁はIP5体制の発足を国際社会に提案し、2008年10月済州にてIP5特許庁長官会合を開催し、その後の実務会合を通じて審査協力に向けた10大基盤課題の推進に合意した。10大基盤課題のうち6つの課題が情報化に係わる課題であり、特許庁間の審査協力において情報化に関する支援が極めて重要な役割を占めていることを物語っている。

韓国特許庁は機械翻訳課題を主導する庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー検収事業を無事完了し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機械翻訳の品質改善事業を遂行し、ヨーロッパ及び米国審査官が評価を通じて「先行技術調査に使用可能な品質」を達成したことを確認した。

また、2013年には特許グローバル化に適した新たな課題として、各国の特許庁審査官、出願人、代理人が各国特許庁の特許審査情報を照会できるように情報を相互交換する「グローバル特許審査情報システム(GD: Global Dossier)」の構築議論を始め、2013年、2015年の2回にわたってTask Force会議を通じてユーザーからの意見を取り

集めた。

韓国特許庁は審査官が一つの画面でIP5特許庁の審査進行情報を確認することができる審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を2013年8月に開発して審査官に普及し、2014年6月釜山で「IP5特許長官会合」を開催してOPDを国民に公開する計画を発表し、最終的に2015年3月別途のウェブサイトを構築して国民へのサービス提供を完了した。また、2015年12月にはOPD審査官サービスのWIPO-CASEシステムと連携してIP5庁のみならず、イギリス、カナダ、オーストラリアなどにそのサービス範囲を拡大した。

審査官の審査利便性を高めるためにOPDシステムの機能改善も持続的に推進している。2016年には多数のファミリー出願のうち最も類似する出願を表示する機能と主に参照する文書を強調する機能を付加し、2017年には効率的な審査を支援するために審査文献一括保存、OPD-審査システム連携機能を付加した。また、国民向けOPDもまた審査官用と類似する水準にすることで利便性を高めている。

また、特許情報の自由な利用を骨子とする「IP5特許情報の普及政策(IP5 PI Policy)」と関連して、具体的な実現方策に対する合意に至った。先進5庁の特許公報、英文抄録、書誌事項をテキスト形態で配布することで、韓国国民が活用度の高い先進海外特許庁の特許文献により簡単にアクセスできると期待される。

2016年にはグローバルドシエ構築においてユーザーからのニーズを反映した5大優先課題²⁴の推進方向が定まり、改善された範囲文書(scope documents)が2016年6月IP5長官会合で承認された。韓国特許庁の主導課題である出願人名称の標準化を推進するためにパイロットプロジェクトを行い、その結果をIP5特許庁と共有した。

ロ)韓-日特許庁の情報化協力

²⁴ 5大課題：出願人名称の標準化(韓国)、通知サービス(ヨーロッパ)、XML基盤文書(日本)、法的状態情報(中国)、庁間文書交換(米国)

2015年7月東京で開催された第18回韓・日情報化専門家会議で両庁はデータ交換MOUの締結(2014年10月)による後続措置として米国、ヨーロッパ及び中国公報の日文抄録の提供及び非特許文献リストの交換に合意し、OPD文書の機械翻訳品質の向上のためにXMLフォーマットの交換を推進するために協力することに合意した。また、韓国特許庁が提案した「審査関連文書の別途コード付与」に対する相互支持を確認し、GD Task Force課題の迅速な推進に向けて協力することに合意した。

2016年7月大田で開催された第19回韓・日情報化専門家会議ではこれまで未入手であった日本特許公報データの提供に合意し、KR(受理官庁)－JP(国際調査機関)間調査用写本をeSearchCopy²⁵で交換することに合意した。その後続措置として2016年9月未入手された日本特許公報データが提供され、2017年1月からPCT調査用写本のeSearchCopyでの交換をスタートした。

2017年7月東京で開催された第20回韓・日情報化専門家会議では公報データの整合性を検証するために公報目録ファイルの周期的な交換に合意し、優先権証明書類の電子的交換方式の転換(PDX→DAS)可能性を検討するため、連結テストの推進に合意した。

ハ) 韓-中特許庁の情報化協力

2015年8月中国北京で開催された韓・中情報化専門家会議で両庁はこれまでデータ交換中に発生した問題に対する解決策を講じ、同年11月に両庁間長官会合でデータ交換MOU改正案を締結した。また、両庁は同会合で国際標準ST. 96(特実商デ統合XML標準)、ST. 26(XML基盤の塩基序列目録表記標準)の制定・改正による各庁の現状と計画及び情報化システムの発展方向に対する情報を共有し、ITシステム改善に向けて持続的に協力することに合意した。

2016年7月大田で開催された韓・中特許庁間情報化専門家会議では未入手であった中国特許公報の提供に合意し、両庁の電子出願プロセスの改善及び品質向上方策に合

²⁵ 国際調査のための出願書写本の電子的伝送

意した。これによる後続措置として、2016年9月中国側からWord/PDFファイルをXML(eXtensible Markup Language：拡張性生成言語)ファイルに変換することに対する情報を入手し、韓国特許庁の電子出願における有用な機能及びマニュアルを中国側に提供した。

2017年9月中国北京で開催された韓・中情報化専門家会議で両庁はデザイン優先権書類をDASで交換することに合意し、交換テストを実施した。また、三極網分散管理に備えて二国間データ交換テストを推進することに合意し、同年11月からテストを推進している。

二) 韓－ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は2005年6月に両庁間で包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結した後、了解覚書の充実な履行のために毎年協力計画を樹立して体系的に情報化協力を推進している。

両庁は情報化 이슈が韓・EPO間の協力を強化して共同発展のための核心課題であることを認識したことで、協力計画の多くの部分を情報化協力プロジェクトで構成した。2014年12月には韓－EPO実務会議においてデータ交換範囲の拡大及び同年下半期にEPO側の専門家派遣などに対して議論し、その結果2015年3月にEPO側の専門家が韓国特許庁を訪問し、韓国特許庁の検索システム及び検索ツールに対する理解を深め、更には両庁のIT状況と今後の発展方向などに関する技術協力方法を模索する機会を設けた。

韓国特許庁は2016年10月締結した韓・スウェーデンデータ交換MOUを根拠にEPOにスウェーデン特許公報(書誌情報、イメージを含む)の提供を要請した。また、両庁は2016年10月ハーグで開催された実務会議でデータモデル標準化のために各庁のモデル構造を交換するなど協力を持続することに合意し、データの電子的交換過程で発生している伝送エラー問題を解決するために実務会議を続けることに合意した。

EPOは2017年12月満了する韓-EPOデータ交換MOUを更新する代わりに韓-EPO協力計画の付録としてデータ交換範囲を指定することを提案した。韓国特許庁はデータ交換範囲が縮小される場合、縮小を告示した時の翌年年末までデータ交換範囲縮小を猶予することを条件としてEPOの提案に合意した。併せて、韓国特許庁は外注先行技術調査報告書の引用詳細情報を2018年上半期からEPOに提供することに合意した。

ホ) 韓-米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月に包括的協力に向けた了解覚書(MOU)を締結してから、PCT文書の交換、仮想協業システムなど多様な協力事業を推進してきた。

2016年には両庁間局長レベル会議及び実務会議を毎年開催することに合意し、両庁間デザイン優先権証明書類の電子的交換に合意するなど協力分野を拡大した。

2016年度の合意によって、2017年度には韓-米情報化協力実務会議を米国特許庁で開催し、デザイン優先権証明書類の交換、XML変換機開発関連技術の協力、引用詳細情報の生成方法などを議論し、PCT調査用写本の送付方法を変更することに合意した。

2) 国際機関との情報化協力事業の拡大

2016年度には韓-WIPO情報化協力計画に合意したことでWIPOのePCT出願方法²⁶とeSearchCopyプロジェクトの導入に着手した。韓国特許庁は国内PCT出願人の便宜及び政府の役割を総合的に考慮してePCT出願サービスの導入を段階的に推進しており、ePCTの導入に成功すれば、既存PCT-SAFEに代わって国際出願を利用する国内出願人の利便性を高めることができると予想している。eSearchCopyプロジェクトの場合、国際調査に必要なPCT文書を各受理官庁、国際調査、予備審査機関に電子的に伝送することが可能となり、行政効率性が大きく高まると期待している。2017年1月からは韓国特許庁を受理官庁とするPCT出願の中で日本、オーストラリア、オーストリアを国際調査

²⁶ 別途のS/Wダウンロードなく、ウェブ上で国際出願書式を作成

機関として指定した場合、eSearchCopyを利用して調査用写本を送付しており、韓国特許庁が国際調査機関として受信する調査用写本を国際事務局、オーストラリア、マレーシアなど14カ国から電子的に受け付けている。

3) 国家間特許情報交換・活用システムの構築及び運営

世界特許分野において韓国のプレゼンスが高まったことで、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関が必須的に参照すべきPCT最小文献として指定された。そこで韓国特許庁は韓国特許情報に対する海外特許庁審査官のアクセシビリティと理解を深めるため、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス(K-PION:Korean Patent Information Online Network)を開始し、サービス品質を高めるための改善を持続的に推進している。

2006年には審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年には英文キーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA:Korean Patent Abstract)の検索サービスを追加した。また、2008年には韓国特許公報を英文のキーワードで検索できるようにし、2009年にはデザイン及び商標に対する検索機能と韓国語PCT文献の検索機能を追加した。2010年にはユーザーの利便性向上のためにヘルプデスク機能を追加し、2011年～2014年には翻訳の品質改善のために1万件の翻訳メモリーと23万件の単語辞典を構築した。

また、韓国特許庁はIP5(米・日・ヨーロッパ・中)と保安ネットワークを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2008年4月からは特許優先権証明書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類の交換を始め、米国が依頼するPCT国際調査の件数が急増したことで2008年11月からPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を相互交換しており、中国とは2014年1月から優先権書類を相互交換している。

2009年6月にはWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access Service)を構築し、IP5の他にイギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランド

など他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。また、2013年にはシステムにセキュリティ強化機能を追加してDAS2.0にシステムを高度化した。2017年からは優先権証明書類交換対象国を台湾まで拡大し、特許のみならずデザイン権に対しても電子的に優先権書類が交換できるように主要特許庁との議論を進めている。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて韓国特許情報を海外に普及するなど、国内特許権を保護するために努力を続けている。また、IP5各特許庁の審査情報に対するアクセシビリティを改善するため、機械翻訳サービス品質を改善するための課題を持続的に推進している。

さらに、審査効率性を高める努力も続けている。審査情報統合照会システム(OPD)の開通以来、持続的な機能改善を推進し、その結果既存米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査情報とともに中国特許庁の審査情報まで一目瞭然に見ることができるようになった。

韓国特許庁は今後も二国間及び多国間で多様かつ充実した情報化協力事業を推進する計画である。また、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼の確保に力を入れ、特許行政情報化分野における世界標準の定立に主導的な位置を確保し、さらに世界特許行政情報化の発展に寄与できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進して行く予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ヤン・キソン

イ．推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は特許出願を効率的に処理し、出願人の利便性を高めるため、

特許情報化システムの高度化を重要な政策目標として定めて取り組んでいる。IP5はもちろん近年特許出願が急増している途上国もまた特許行政情報システムに関心を寄せしており、情報システムの構築のために様々な取り組みに励んでいる。

韓国は2010年OECD開発援助委員会(DAC : Development Assistance Committee)への加入をきっかけに持続的にODAを拡大することで、国際社会において経済規模に適した役割を遂行している。2016年のODA支援規模は前年比17.3%増加した22.5億ドルを記録し、国際社会に約束した援助規模の拡大を充実に履行している。特に、短期間で先進国仲間入りを果たした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP : Knowledge Sharing Program)などの韓国型ODAモデルを定立している。特許分野においてもODAを活用した韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に展開している。これを通じて知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保し、発展途上国との戦略的パートナーシップを形成することで国際社会において国益優先の協力関係形成に向けた前哨基地を構築するとともに、韓国IT企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁が世界初に開発したオンライン基盤の特許行政情報システムである特許ネットは1999年から蓄積されたノウハウと技術を基にIP5を始めとする世界各国特許庁からベンチマークの対象となっている。このような特許ネットを基に世界各地で韓国型特許行政情報システムが進出している。

2008年に事業妥当性調査から始まったモンゴル特許情報化事業は、2010年4月に335万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)公的開発援助(ODA)事業として確定され、主事業者であるLG-CNSがシステムの開発に参加し、2011年12月にモンゴル特許情報化システム(IPOMnet)を開通することに至った。モンゴル特許情報化事業を推進するため、韓国特許庁は2011年6月に韓・モンゴル技術協力MOUを締結し、管理者・実務者の国内招請研修などを通じて能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。

2009年知的財産権教育分野における協力を開始したアゼルバイジャン特許情報化事業は、2010年事前妥当性に関する調査を終え、2011年2月に420万ドル規模のKOICA ODA事業として確定された。2011年8月にメイン事業者として選定されたシリウスソフトが2013年5月に特許情報システムの構築を完了し、韓国特許庁は事業モニターリング、評価、技術諮問及び能力培養プログラムの提供などを通じてアゼルバイジャン特許情報化事業を支援した。

また、韓国の先進特許行政情報化の海外進出を中東、アフリカ地域に多角化するための取り組みを続けている。

まず、2010年11月に樹立した「特許ネットアフリカ進出基本推進戦略」において、アフリカ英語圏18カ国の政府間知的財産権協力機構であるアフリカ地域知的財産機関 (ARIPO) を特許ネット進出拠点として活用することにし、2010年12月にARIPOと知的財産権分野の包括的協力MOUを締結した。ARIPO本部が所在するジンバブウェ・ハラレにて開催された韓・ARIPO・WIPO情報化実務会議で、韓国特許庁は3国間技術協力MOU締結を提案し、同年9月のWIPO総会(ジュネーブ)においてMOU署名式を行った。2012年10月にARIPO特許情報化事業が2013年～2015年の3年間580万ドル規模のKOICA ODA支援事業として確定され、2013年10月7日にハラレにおける着手報告会の開催を始めに、特許情報システム改善事業を展開した。同時に、特許ネットシステム構築事業を効率的に推進するため、2014年7月にIT専門家を現地に派遣し、ARIPOの要請によって派遣期間を1年延長して2016年6月まで支援できるようにした。

また、知的財産を国家核心事業として推進している中東の拠点国家アラブ首長国連邦(UAE)とシステム構築協力MOUを2014年9月に締結した。続いて2016年2月には450万ドル規模の費用をアラブ首長国連邦(UAE)政府が負担する条件で、UAE特許行政全過程に対するオンライン特許行政情報システム構築輸出契約を締結した。また、2016年5月に開催された韓-UAE経済共同委員会ではUAE政府が費用を負担する韓国特許庁情報化専門家の派遣契約が締結され、2017年2月には特許とデザインの出願、審査、登録、手数料の納付など主要機能を搭載したUAE特許行政情報システムの開発を完了した。システム開通以後UAEのオンライン出願率は90%以上を記録するなど構築されたシス

テムが現地で活発に利用されている。

ハ．評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定されるなど、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPOなど国際機関と海外特許庁から好評を得た。また、2016年にUAE政府とのシステム輸出契約締結は韓国特許行政情報システムの優秀性が世界的に認められるきっかけとなり、これを機に韓国型特許行政情報システムの海外進出がこれまでの無償援助方式から脱し、相手国政府が費用を負担する有償輸出方式に改善された点で意味がある。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としての国家プレゼンスを高めるため、韓国型特許行政情報システム構築モデルを多様化し、専門性を基に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。また、情報化標準議論において主導的な役割を果たすと同時に、主要特許庁との協力を深めることで知的財産権分野の先導特許庁として位置づけられるよう取り組んでいく予定である。

3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業主事補 コン・ヨングァン

イ．推進背景及び概要

韓国特許庁は特許先進5カ国(米国、日本、ヨーロッパ、中国、韓国)の一員として、知的財産権の格差問題を解消することが最終的には韓国の品格を高め、海外知的財産権保護環境にも寄与できるものと認識し、国内外の知的財産権専門人材のグローバル競争力の強化に向けた知的財産権コンテンツの開発及び普及を目標に、2006年から国際機関との協力を通じて知的財産権の英文教育コンテンツを作成・普及するようになった。

まず、初心者向けに「世界知的所有権機関国際教育院(WWA : WIPO World Academy)」

のオンライン教育課程を活用して大学教育課程を開発し、世界知的所有権機関の中小企業局の内部資料である「IP for Business」を活用して中級者向けのIPパノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリアなどとAPEC基金を活用して専門家用のIP Xpediteを開発した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2006年から2010年までWIPO中小企業局と協力して知的財産権と国際取引などビジネス的観点からの活用戦略に関する知的財産権英文コンテンツ「IPパノラマ(Panorama)」を開発した。2009年6月には、WIPOとIPパノラマを国連共用語として開発することに合意したことで、2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、6つの国連共用語バージョンを全て完成した。また、韓国特許庁は途上国を支援するため、IPパノラマ開発に関する協定を締結し、タイ語、ハンガリー語、ベトナム語、スワヒリ語、ポルトガル語、スロバキア語、エストニア語、ポーランド語、インド語、ブルガリア語、ペルシア語、セルビア語、クロアチア語、アルバニア語、ラオス語、ミャンマー語、カンボジア語など17の言語でIPパノラマを開発し、韓国版を含めて世界24の言語で普及している。地道な普及努力の結果、2012年にはIPパノラマ初の海外民間企業(インド Reliance Industries社)とのライセンス契約(8千ドル)を締結する成果を収めた。

2015年にはIPパノラマ教育内容を基に実際事例を中心に再構成した英文版モバイル知的財産教育コンテンツである「IPインサイト」を開発し、2017年には韓国版を開発して知的財産教育ポータルIPディスカバリー(<http://ipdiscovery.net>)を通じて普及している。

韓国特許庁はまたAPEC特別基金を確保して2006年から特許情報の検索・分析及び活用など特許情報に係わる実証的内容に関する知的財産権コンテンツ「IP Xpedite」を開発した。2009年にはAPEC基金14万1千ドルを誘致し、ア・太平洋地域21の加盟国を対象とするオン・オフライン知的財産権情報活用教育課程の運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を、2010年にはA

PEC基金14万7千ドルを誘致して「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の高級課程」を順調に推進した。これによって2011年10月にはAPEC加盟国を対象に教育参加者別のオーダーメイド型教育課程を提供して国内特許情報システムの優秀性を広報し、APEC加盟国向け最大規模のオン・オフライン・ブレンデッド教育課程を提供するとともに、2012年には「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の高級課程」の主要講義を基に、主要国の特許進歩性判断に係わる判例中心のオンラインコンテンツを開発・普及した。

以上のように韓国特許庁のグローバル知的財産権コンテンツに対する国際社会の反応は非常に熱い。しかし、既存ウェブまたはCD形態のコンテンツ普及が物理的・財政的な限界に直面しており、最近のモバイル情報通信環境に適した教育コンテンツの普及が切実に求められる状況である。そこで、2017年には既存のコンテンツがモバイルでも駆動できるようにアップデートした。また、デジタル環境に慣れている幼・少年を対象とするオーダーメイド型知的財産権コンテンツの不在によって開発が急がれる。そこで2014年には小学生向け発明学習用モバイルゲームである「発明探偵陳」を、2015年には中学生向け学習用モバイルゲームである「インベンション・シティ」を、2016年には発明高級学習用ゲームである「ドクターポールの研究所(Dr. Paul's Laboratory)」を開発してゲームと学習を融合した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は2006年から現在まで時代の変化及び要求によって多様な種類と方法でグローバル知財権コンテンツを提供してきた。これは知的財産先進国として知的財産格差問題の解消に大きく寄与したと評価できる。2018年にはこれまで開発してきた年齢別、対象別のオーダーメイド型知的財産教育コンテンツの活用を更に拡大し、国際知的財産教育市場において先導的な役割を果たしていく予定である。

4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会の開催

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ヤン・キソン

イ. 推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の核心要素として浮上したことで、特許情報を戦略的かつ体系的に活用するため、政府レベルの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回イベントを2005年11月にCOEXにて開催した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から毎年特許情報博覧会(PATINEX: Patent Information Expo)を開催している。イベントは大きく特許情報分野の主要イシューに対する国内外有識者による基調演説と講演、特許庁・特許情報会社・企業の特許情報普及政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示する展示ブースの運営、特許情報商品・サービスに対する専門的なコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。

PATINEX2017は2017年9月7日から8日まで二日間、ソウルインペリアルパレスホテルで開催され、「第4次産業革命時代におけるIP情報活用戦略(Unlocking Breakthroughs with IP Knowledge- The Fourth Industrial Revolution)」というテーマで3つのセッション、12のワークショップ及び企業21社の展示会で構成・開催された。

ハ. 評価及び発展方向

PATINEX2017はKenichi Nagasawaキャノン知的財産法務本部長の基調演説をスタートとして、各セッション別テーマに対する国内外講演者の講演を通じて特許情報を活用している多様な分野の企業・機関のノウハウを共有することで参加者の関心と参加を呼びかけ、パネルディスカッションと質疑応答セッションを通じて講演者ー参加者間交流の機会を設けることでイベント満足度を高めるきっかけとなった。また、WIPS、Anifive、マークプロ、LexisNexisなど国内外特許情報サービス提供会社の展示イベ

ントを通じて、参加者が特許情報の活用に関する国内外市場の動向が把握できるようにした。

これを基に翌年度のイベントは国内外著名スピーカーの渉外強化とバランスの取れたセッション構成、参加者と展示会社間のコミュニケーション機会の拡大を通じてコンファレンスの充実化と展示イベントの活性化により集中する計画である。

第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

1. 推進背景

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 シン・ジョンオク

2015年9月国連開発首脳会議では2030持続可能開発議題(2030 Agenda for Sustainable Development)を公式採択し、17つの持続可能開発目標(SDGs)を提示した。既存のミレニアム開発目標(MDGs)が社会開発中心であったとすれば、持続可能開発目標では社会開発、経済開発、環境保全など開発の分野を多様化した。このような国際環境の中で韓国は援助の効果を高め、統合推進体系の構築を図った。特許庁はこのような基調に符合すると同時に、知的財産5大先進国という国際社会における位置と期待に適合した知的財産分野の政府開発援助事業を推進した。途上国に適正技術を開発して提供する一方、途上国の優秀な商品に対してブランド獲得を支援する事業を通じて先-後進国間開発格差問題の解消を図り、韓国知的財産権の外交力強化に寄与した。

適正技術(Appropriate Technology)とは「高額投資の必要がなくエネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え、現地の原材料を使用し、小規模の人が集まって生産可能な技術」である。一言でいえば、先進国では活用価値が高くないが、途上国では効用が大きい技術のことである。飲料水の不足、コレラ、疫痢のような水系感染症で苦しんでいるアフリカ住民のため、一度に75リットルの水を汲んで簡単に転がして運搬できるように円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染された浄水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

2. 主な推進成果

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 シン・ジョンオク

韓国特許庁は2010年からグッド・ネイバーズ、ハビタットなどのNGO及びWIPO、APE

Cなど国際機関と協力し、途上国に適正技術を開発普及してきた。また、韓国特許庁は途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備により適正な価値がもらえない問題を解決するため、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。2010年にはアフリカのチャドに乾燥マンゴー技術に対してブランドの獲得を支援し、2011年にはAPECと共同で中国の竹製品とチリの果物カクテル製品に対してブランドを開発した。2012年にはカンボジアの赤米と熱帯果物「リュウガン」に対するブランドを開発して提供した。2013年にはボリビアの代表輸出穀物であるQUINUAに対するブランドを開発して支援し、フィリピンTARLAC州の地域認証ブランドを開発して提供した。また、2014年にはミャンマーのマンゴ関連ブランド及びガーナの養蜂関連ブランドを開発したが、現地企業の代表たちは韓国特許庁が開発した地域認証ブランドが事業拡大及び現地の所得増大に大きく寄与するものと期待感を示した。

また、2015年にはインドネシアのFlores Bajawa地域の特産品であるコーヒーブランドを開発した。バジャワコーヒーはインドネシア内の地理的表示認証(GI)を獲得したが、GI表示が差別性なく使われているため、それを改善させた。ブランドロゴデザインのためにフロレスバジャワ地域の意味を活用して花、山、風、自然の美しさを形状化し、スペシャルコーヒーの高級感を強調した。

韓国特許庁は商品性を強化した適正技術開発支援で受援国経済を活性化する目標を定め、適正技術の開発及び普及拡散、ブランド開発を支援した。適正技術開発事業はまずWIPO韓国信託基金事業である適正技術コンテストを通じて発掘された需要技術を基に適正技術を選定し、特許技術及び情報を調査し、それを現地化するための試作品を開発・普及するプロセスで行われた。特に、2015年にはモンゴルを対象に適正技術事業とブランド開発をパッケージで支援することで、事業効果を高めるために努力した。支援を受ける機関であるNooson Zangliiaa協同組合はウール製品生産の効率性と品質を高めるための技術を希望し、2014年KIP0-WIPO適正技術コンテストにこのような技術需要を提出した。それを受け、一つの装置で天然染料の抽出と染色が同時に可能な装置を開発し、共同組合の販売店(Tsagaan Alt Shop)で使用するブランドロゴと売上拡大に向けた経営戦略を提供した。

また、ミャンマーのピンロン科学技術高等学校(G. T. H. S Pinlon)を対象に下水処理技術を開発した。ピンロン高校は学校の地台が低く、排水処理が不十分な状況であり、雨季が来るたびに困難な状況であった。そこで国内の中小企業が保有している特許技術を基に現地で調達しやすい材料を活用し、排水処置を製作・設置した。

2016年シェアリング事業の支援対象としてベトナムの適正技術コンテストに参加した技術が選定された。そこでベトナムブンタウ地域で下水オイル分離装置を開発して計27台の装置を普及し、該当地域の環境改善及び技術能力向上に寄与した。ブンタウ地域で多様な形態のオーダーメイド型下水オイル分離装置を考慮して様々な大きさで制作し、国内公開特許及び実用新案情報を活用して安価な装置を開発・普及することで環境に優しい下水処理が可能となった。

また、2016年にはインドネシア特許庁から要請された適正技術とそれを連携したブランド事業が支援対象として選定された。アチェ地域の主要生産品であるパチョリオイルのための抽出機を開発し、既存オイル抽出機の品質向上及び発酵装置の開発を通じてオイルの品質向上及び生産単価節減に寄与した。それによって、ハーブオイル抽出機、発酵機及び関連ブランド(地理的表示、製品ブランド、協会CI)などを開発して製品の付加価値を高めることで、現地住民の所得増大に寄与している。

2017年にはウガンダマケレレ大学農科大学に太陽光スマートコントローラー及び穀物乾燥機を普及した。農作物の保管期間を増やせるように温度及び湿度が自動調節できる計測器及び通風用ファンを設置するなど太陽光を利用した環境に優しい乾燥機を開発・普及して現地事情に合わせた最適な解決方法を提示した。

また、スリランカの首都であるコロンボ地域を対象にココナッツオイル抽出機を開発して抽出機能の弱い既存のオイル抽出機に代わり、オイルの品質及び衛生問題を解決した。開発されたココナッツオイル抽出機ブランドとスリランカココナッツ製品認証マークの普及及び活用のロードマップを提示し、事業の効果を最大に引き上げた。

その他にウガンダのマケレレ大学及びスリランカコロンボ地域に適正技術研究センターを開所することで、適正技術の持続的な研究、技術開発及び2次商品の開発など地域の所得増大に貢献できる長期的な戦略が樹立可能となった。

<図IV-3-2>2017年適正技術開発事業の成果



開発された太陽光スマート制御農産物乾燥機コントローラー(ウガンダ) 開発されたココナッツオイル抽出機(スリランカ) 適正技術研究センターの開所事例(2017.12.スリランカ)

<図IV-3-3>2017年ブランド開発事業の成果



ココナッツオイル抽出機ブランド

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 シン・ジョンオク

韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と共同で初めてアジア地域特許長官コンファレンスを2017年3月12～14日国際知的財産研修院で開催した。今回のコンファレンスではラオス、ベトナム、インドなどアジア地域13カ国の特許長官とMario Matus WIPO事務次長及び大田市長などが出席した中で、「顧客中心の知的財産サービスとリーダーシップ」をテーマに知的財産と経済発展、望ましい知的財産行政などに対して議

論した。

また、韓国特許庁は2017年12月15日にWIPOと共同で韓国特許庁のIPを活用した途上国支援事業及びWIPO Match活用方法を紹介する「韓-WIPO共同国際技術協力セミナー」を江南の韓国知的財産センターで開催した。Marcelo di Pietro WIPO開発局長及び弁理士、企業人、一般人など約130人余りが参加し、韓国特許庁の適正技術・ブランド開発、知財権教育など技術移転及び途上国協力事業に強い関心が寄せられた。

韓国特許庁は2004年WIPOと「韓-WIPO信託基金設置に向けた機関間約定」を締結して以来、WIPO韓国信託基金出捐を通じて途上国及び最貧国の知的財産分野の能力強化及び認識向上のための支援事業を提供している。主な成果として2011年から毎年特許情報を活用した適正技術コンテストがあげられる。2017年にはドミニカ共和国、パナマ、エルサルバドル、コスタリカなど中米で途上国の日常生活における問題の解決及び特許情報を活用した適正技術開発方法論の拡散のための適正技術コンテストを開催したが、国営TVを始めとして多数のマスコミが取材したため、開催国の国民が適正技術コンテストの開催に対して高い関心を示した。

<図IV-3-4>アジア地域特許長官コンファレンス(2017年3月、大田)



また、韓国特許庁は幼児用知財権教育アニメーション及び青少年発明教育用ゲームなどを製作・普及するなど需要者である子供及び青少年に慣れ親しんだキャラクター

を利用して面白く知財権を理解できる教育教材を開発してきた。

その他に韓国信託基金の支援で途上国審査官を対象にする特許法商標法及び審査実務などの教育を通じて知的財産格差問題を解消し、先進国と途上国間の知的財産権分野における架け橋の役割を果たした。

このように韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に展開することで、途上国国民が知的財産を創出・活用する能力を高めて生活の質を改善するとともに経済発展が達成できるよう支援し、今後も知的財産5大強国という位置に適した知的財産分野の開発援助先導国家としてのイメージを構築していく計画である。

第5編 知的財産人材養成及び国民向けサービスの改善

第1章 生涯周期別に知的財産教育の環境構築

第1節 知的財産専門人材の養成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ジョンヒ

2016年世界経済フォーラム(WEFダボスフォーラム)において、経済問題ではなく科学技術テーマである「第4次産業革命」について討論が行われたが、特に「柔軟な知的財産制度」に対する深みのある議論が行われた。そして、様々な媒体を通じて経済専門家らが第4次産業革命が技術分野だけの問題ではなく、技術に取り入れるソフトウェア・コンテンツ・アイデアを含めて知的財産権分野の拡大をもたらすと予測していることが伺える。今後は知的財産を理解して作り出せる多様な技術分野の創意的な人材養成が国家競争力の基盤となると見られるため、そのための準備が必要である。

特許庁はこれまで知識基盤の経済革新の主体である起業家精神と創意的で融合的なマインドを備えた人材養成が国家競争力の中核要素として重要であると見て、政府省庁合同で協力体系を構築し、知的財産専門人材養成に向けた中長期総合計画(第2次国家知的財産人材養成総合計画(2017~2021))を立てて推進している。

特許庁は大学において知的財産教育を十数年間行ってきたが、創意的な知的財産人材養成に向けて理工系学生に知的財産能力を備えた研究者として養成するための教育と、さらには医薬系列、デザイン系列、商経系列など系列別の知的財産講座の開設などを支援してきた。また、第4次産業革命時代の到来前から複合的な問題を解決するために知的財産を基盤とする複数学部間における融合教育を実施しており、大学に知的財産専担教授の任用などを通じて自立的な大学の知的財産教育の基盤を構築させるために大学を支援している。また、体系的かつ標準化された知的財産教育に向けて知的財産標準教育課程を開発して全国大学に普及する一方、大学教授を対象に知的財産の基礎から高級までの多様な教育課程の運営を通じて認識向上及び専門性の強化

に努めている。

また、企業と大学が協力して創意的なアイデアを発掘し、問題を解決する開放型革新 (OPEN INNOVATION) 形態の新産学協力プログラム (キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、D2Bデザインフェア) を通じ、参加企業は多様なアイデアで問題を解決したり、優秀な知的財産人材を確保でき、学生は知的財産を基にアイデアの発掘及び商品化を通じて事業化又は技術移転などで就業・創業の競争力を高めることができる。

そして、現在熾烈に行われているグローバル特許戦争に対する効果的な対応と、企業の知的財産経営基盤構築及び競争力の向上に向けて多様な実務事例を内容として一部の大学を指定して知的財産専門修士課程を運営させる支援を行っている。また、地域の中小企業と地域大学を連携した実務型知的財産教育、企業の実務者及びCEO向けの知的財産教育を持続的に実施している。

2. 知的財産権に強い大学(院)人材の養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ジョンヒ

イ. 大学(院)の知的財産講座

1) 推進背景及び概要

コア特許、収入源となる特許の創出は研究者の創意的な能力だけでなく、特許に対する事前調査を通じた特許戦略の樹立によって成敗が分かれる。日増しに増加する韓国企業に対する海外先進企業と特許パテントロールによる特許紛争も、特許に対する事前調査と適切な特許戦略の樹立を通じて最小化することができる。よって、該当技術分野の専門知識と特許活用能力を備えた研究者と特許専担人材の養成が必要である。

そこで2006年から本格的に工学及び自然科学系列の大学(院)生向けの特許教育に取

組んでいる。2009年には大学における教育が体系的に行われるように「知的財産の理解」という教材を開発して普及した。2010年には将来有望な知的財産権創出分野である医薬、経営、デザイン系列に知的財産教育を拡大し、2012年から現在まで大学の自律的な知的財産教育の基盤構築のため、知的財産教育先導大学を選定して支援している。2013年には知的財産教育の標準化に向けて標準教育課程及びこれと関連した標準教材を開発するなどの事業基盤を構築した。2014年から現在までは過去に開発された知的財産教材に最新傾向を反映して持続的にアップグレードするとともに、多様な系列の専門講師プールを確保して、大学において知的財産教育に対してより簡単に接することができるようにする一方、知的財産教育先導大学を通じて大学が自律的に知的財産講座を開設・運営できるように支援している。

＜表V-1-1＞大学知的財産講座の支援状況

区分	大学及び大学院						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
大学数(校)	60	57	57	64	56	33	33
講座数(個)	207	183	183	188	182	70	70
講座履修学生数(人)	9,762	8,345	8,067	8,569	7,308	3,260	3,270

2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育の活性化に向けて理工系及び医薬、デザイン系列の大学(院)だけでなく、経営学部まで知的財産科目を正規課程として開設し、知的財産に関する学生の関心を高め、特許などの知的財産制度全般に対する講義とともに特許検索及び明細書作成などの実習も実施した。

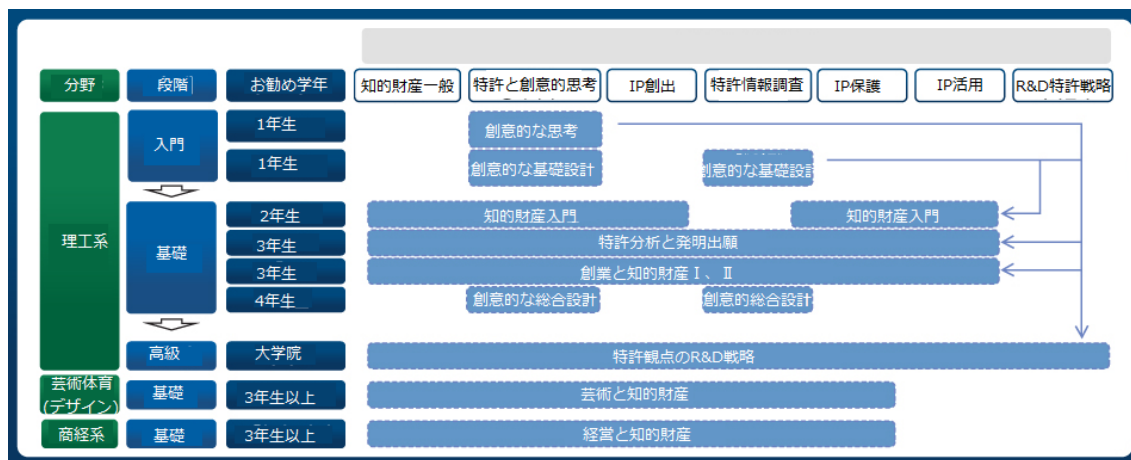
このような知的財産講座は理工系列だけでなく、医薬、デザイン、社会系列などで多様に行われており、工学教育認証プログラムと連携させて知的財産教育を持続的に実施するなど、大学における知的財産権教育に対する関心が高いことが分かる。

また、体系的かつ効果的な知的財産教育のために、レベル別(知的財産の理解、特許の理解(1、2))、専門別(知的財産経営、デザインと知的財産、医薬・生命工学と知的財産、スマートフォンアプリと知的財産、建築と知的財産)の知的財産教材を開発して普及した。そして、大学1年から大学院に至るまで体系的で標準化された知的財産教育に向けて分野別・段階別の教育履修体系を反映した知的財産標準教育モジュールと標準教材を開発して全国125の工科大学に普及し、大学における知的財産教育の拡大に取り組んだ。

ただ残念なことは、全体大学生の中で知的財産講座を受講した学生が1.2%であり、依然として知的財産教育が大学内において拡大されていない状況であるということである。このような現実の中で知的財産講座の運営支援に関する予算が引き続き減少し、過去に比べて2016年には支援を受けた講座数が70講座で前年比61%減少となり、受講者数も3,260人で前年比55%の減少したが、2017年には支援を受けた講座数が70講座、講座履修者数は3,270人で前年比10人小幅増加した。

今後は主に大学に知的財産専門講師を派遣する方法で運営していた知的財産講座支援運営よりは大学が予算の支援を受けずとも知的財産教育が持続できる、自立基盤が構築できるように多様な方法での支援事業を模索している。

<図V-1-1>大学(院)知的財産教育の履修体系



2012年から大学の知的財産能力を強化しつつ、大学自ら体系的な知的財産教育の実

施ができるように知的財産専門教授を採用・運営させ、江原大学、仁荷大学、全南大学(1次)、檀国大学、釜慶大学、ソウル大学(2次)、公州大学、金烏工科大学、東国大学(3次)、慶熙大学、国民大学、牧園大学、安東大学(4次)、群山大学、大真大学、東亜大学(5次)、ソウル科学技術大学、延世大学、嶺南大学、済州大学(6次)、京城大学、成均館大学、漢城大学(7次)など23の大学を知的財産教育先導大学として指定した。2017年には1～6次大学の計17の大学において1,451の知的財産講座を開設して43,664人が受講するなど、知的財産教育先導大学を運営する前に比べて講座数は13倍、受講者数は9倍程度増加した。

また、校内の教授など教職員向けに独自教育を行い、知的財産に対する認識を高め、地域大学及び企業と連携して特別講義及び産学連携プログラムを通じて地域に知的財産を拡大するために多くの活動を展開した。体系的な教育のために大学の現状に合わせた教材を開発して活用しており、仁荷大学、慶熙大学、国民大学、大真大学、済州大学などは独自に知的財産教育の活性化と体系的な教育のために知的財産教育センター、知識創業教育センター、IP R&Dセンターなどを開設して活発に運営している。そして、創意的な融合型人材養成のために多くの学問領域にわたる融合講座も開設して問題解決を通じて特許など創出が可能な教育も行い、2017年には510件の出願(特許・実用新案・デザイン)、97件の試作品製作など所期の成果を収めた。

何よりも知的財産教育先導大学による大きな成果は、企業が求める知的財産人材養成のために大学で実務中心の現場型知的財産教育体系を構築していることである。

<表V-1-2> 知的財産教育先導大学の運営結果

次教	大学	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年	
		講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)	講座 (個)	受講者 (人)
1次 (2012 年)	江原大学*	26	1,084	29	1,042	38	1,434	33	1,042	42	1,206	-	-
	仁荷大学	31	1,407	54	2,130	58	2,544	62	3,166	62	2,228	79	2,889
	全南大学	26	950	27	1,167	31	1,288	33	1,253	37	1,278	41	1,329

2次 (2013年)	檀国大学*			54	2,362	61	2,806	-	-	-	-	-	-
	釜慶大学			21	508	24	753	30	790	31	941	35	1,160
	ソウル大学			15	429	15	526	14	525	14	559	17	621
3次 (2014年)	公州大学*					79	2,348	89	2,259	76	1,971	-	-
	金烏工科大学					36	1,101	64	1,757	74	1,707	62	1,258
	東国大学					76	3,202	88	3,349	87	3,132	109	3,832
4次 (2015年)	慶熙大学							26	883	32	1,441	38	1,447
	国民大学							85	2,157	82	2,162	117	3,001
	牧園大学							56	1,743	69	1,946	75	2,199
	安東大学							31	1,104	32	1,117	34	1,173
5次 (2016年)	群山大学									186	3,870	181	3,888
	大真大学									44	1,419	42	1,842
	東亜大学									155	3,959	102	2,857
6次 (2017年)	ソウル科技大学											161	2,891
	延世大学											74	3,920
	嶺南大学											67	3,786
	済州大学											217	5,571
合計	計	83	3,441	200	7,638	418	16,002	611	20,028	1,023	28,936	1,451	43,664

*檀国大学の場合は2015年から知的財産専門学位課程に転換、江原大学・公州大学は2016年末に事業終了。

3) 評価及び発展方向

大学(院)の知的財産講座は2006年から本格的に実施されて以来量質ともに着実に成長しており、先導大学の講座を含め大学(院)全体の知的財産講座は2006年48講座から2017年1,521講座に31倍増加した。

また、多くの学問領域にわたる融合教育を運営して510件を出願(特許・実用新案・デザイン)するなど、2016年に比べて出願件数が92%増加する成果を収め、第4次産業革命時代に適した人材を養成する教育方向へと進展している。

今後は教養授業又は理論中心の教育から脱して、工学認証プログラム、専門科目との連携や知的財産を基盤とする工学、経営、医学、デザイン系列など多くの学問領域にわたる融合を通じた知的財産教育を持続的に推進することで、創意的な融合型人材を養成し、特に産業現場においても優秀IP企業が採択しているIP-R&Dなど技術競争力の確保に実質的に役立つ教育が運営できる土台を構築するために先導大学をさらに拡大して支援する計画である。

ロ．知的財産専門学位課程の運営

1) 推進背景及び概要

近年国内外における知的財産紛争の激化によって、知的財産保護と知的財産権基盤の戦略的なR&D・技術投資戦略の樹立に従事する知的財産専門人材の養成が必要となっている。知的財産専門人材は工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学と経営戦略に対する総合的な理解が求められるが、このような人材を養成するためには大学院レベルの学問間融合教育を実施することが望ましいものの、既存の工科大学、法科大学、経営大学間の融合教育は難しい部分が多かった。

そこで特許庁は2009年から知的財産専門人材養成のために特化された大学院修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。1次としてKAISTと弘益大学が運営大学として選定され、2010年に初めて新生を募集し本格的に知的財産専門人材養成に乗り出した。

その後、KAIST、弘益大学が特許庁の支援終了以後独自の知的財産学位課程を運営しており、現在は高麗大学、壇国大学など計2つの大学において修士課程を運営・支援している。

2) 推進内容及び成果

KAISTと弘益大学は支援終了後も独自に知的財産専門学位課程を引き続き運営している。高麗大学は2014年に選定され、2015年～2017年の間に59人の新入生を選抜して修士学位の知的財産専門学位課程教育を運営しつつ、知的財産関連研究活動のために国内外の企業及び大学と活発な交流を行っている。壇国大学は2015年に選定され、2017年に学位課程の準備のための教育課程の開発、学生募集のための広報活動などを展開した結果、26人の学生を募集し、米国有数の大学などと複数学位(dual degree)課程を推進している。

＜表V-1-3＞知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位	登録者数
KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法専門)	週末	2年 (6学期)	33単位	2011年 45人 2012年 58人 2013年 48人 2014年 45人 2015年 48人 2016年 48人
弘益大学	知的財産学修士	週間 (平日夜間/ 週末昼間)	2年 (4学期)	24単位	2011年 44人 2012年 45人 2013年 26人 2014年 30人 2015年 12人 2016年 19人
高麗大学	知的財産学修士	週間 (平日夜間/ 週末昼間)	2年 (4学期)	34単位	2015年 20人 2016年 19人 2017年 20人
壇国大学	知的財産学修士	週間 (平日夜間/ 週末昼間)	2年 (4学期)	30単位(論文)/ 36単位(研究報告書)	2016年 27人 2017年 26人

3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は韓国で初めて知的財産分野の専門家を養成するために工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この課程を修了した専門人材は特許戦略の樹立、特許紛争に対する戦略的な対応、知的財産の創出及び活用などにおいて、企業と国家の知的財産競争力の強化に重要な役割を果たすものと期待される。今後、大学別に特性化された課程を強化するとともに、社会から求められる教育を実施するなど、さらに活発な活動を展開していく計画である。

ハ．知的財産教授向け教育の運営

1) 推進背景及び概要

大学で知的財産に対する知識とこれを活用できる能力は教授により必要とされるものである。特に、理工系の教授は知的財産に対する理解を基に教育を実施しなければならない知的財産教育者であり、科学技術研究の最前線に立つ研究開発者でもある。

大学に開設される知的財産講座はほとんど特許庁の支援によって弁理士など特許関連専門家によって講義が行われている。これは多くの理工系大学において専門分野と融合して知的財産教育が可能な教授がいない、もしくは不足しているからである。そして、教授が研究開発を行う場合、知的財産に基づいた研究戦略を樹立して行ってこそ収入源となる強い特許権が創出できるなど成果を最大化できるが、そのためには研究教授知的財産に対する基本的な素養と能力を備えなければならない。

従って、教授の知的財産能力を高めるために知的財産講座を運営する理工系教授を主な教育対象とする知的財産教授教育を施行している。

2) 推進内容及び成果

大学教授が教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用できるように段階別・分野別の教育プログラムを構築し、実際の講義に適用できるように事例中心の教育を

実施した。

教育参加が難しい教授の便宜を図るため、大学へ直接出向いて講義をするプログラム、中間テスト期間や夏・冬休みを利用した短期集中教育プログラムを運営した。また、知的財産教育に関する認識向上と知的財産に関する 이슈を伝えるため、韓国知的財産教育研究学会など計5つの専門学会と協力して定期学術大会において知的財産セッションを開設し、イシューとなる分野の特許動向や研究戦略を発表し、知的財産に関する講義を実施した。

2008年に初めてスタートしたこの教育課程に知的財産の必要性を認識した教授からの参加が徐々に増え、2016年まで計2,630人が教育を受けるなど、大学内の知的財産教育の拡大に寄与した。教育全般に対する満足度は90点で高い満足度を示した。

但し、2016年からは関連予算が削減され、知的財産教授教育という別途のプログラムの代わりに知的財産教育先導大学を通じた大学内の独自教授教育を運営させている。2016年に1,413人、2017年には2,754人が大学独自運営の教授教育を受け、先導大学内の教授教育が活性化していることを裏付けている。

今後も知的財産教育先導大学などの知的財産教育基盤を活用して大学教授向けの知的財産教育を持続的に運営することで、教授が自律的に大学の知的財産教育の拡大を図り、自分の研究成果が創出できるよう支援していく計画である。

<表V-1-4>大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の状況

区分	主要内容	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年	
		大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数
出前教育	知的財産権基本	4	79	4	108	2	45	8	67	-	-	-	-
短期集中教育 (課程別2泊3 日)	知的財産権基本、 特許情報調査分析 など	71	285	64	268	88	303	84	350	61	179	54	210

国外高級教育	先進国の特許制度	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		73	374	64	376	88	348	90	417	61	179	54	210

<表V-1-5>大学における知的財産教授教育(大学別独自運営課程)プログラム

先導大学独自の教授教育				短期集中教育	
・(2017)大学別独自教授教育の状況				・教授の知的財産能力の向上及び特許活用能力の強化	
区分	運営実績			・課程名	
	教育回数	教育時間	教育人数	- 春課程(知的財産権基本課程、特許明細書作成課程)	
仁荷大学	5	53	123	- 夏課程(特許情報検索課程、知的財産マスター課程)	
全南大学	10	48	111	- 秋課程(特許請求範囲解釈と回避戦略課程、海外特許出願戦略課程)	
釜慶大学	10	21	78	- 冬T課程(特許技術価値評価及び技術移転課程、特許ポートフォリオ構築戦略課程)	
ソウル大学	3	5	65		
金鳥工科大学	10	26	41		
東国大学	4	8	63		
慶熙大学	6	24.5	220		
国民大学	6	14	125		
牧園大学	2	10	56		
安東大学	10	37	156		
群山大学	7	14	240		
大真大学	23	39.4	542		
東重大学	10	29.5	148		
ソウル科技大学	5	10	61		
延世大学	4	13.2	68		

嶺南大学	16	27	431	
済州大学	15	28	226	
合計	146	407.6	2,754	

3) 評価及び発展方向

教授向けの知的財産教育プログラムに参加した教授は本人の研究及び発明にも知的財産教育を適用するだけでなく、本人が教える学生に対しても熱情を持って知的財産教育を行い、教授教育を受けた教授が知的財産教育研究学会を設立して運営するくらいに熱意がある。しかし、依然として先進国に比べ知的財産教育に対する認識が普遍化しておらず、大学(院)において知的財産教育を専門的に行える教授のプールが非常に不十分である。知的財産教育プログラムを修了した教授は計2,840人(2008年～2017年累積人数)で、全国教授66,795人(2017年4年制専任教員基準)に比べると4.25%に過ぎず、知的財産創出の中核人材である大学教授向け教育を強化する必要がある。

より多い教授が教育に参加できるようにするためには、知的財産に対する認識を広範囲に拡大する方策を講じる必要があり、特許庁主導の教育プログラム運営だけでなく、先導大学などの独自教育を奨励する一方、学会などで専門研究を基にした知的財産教育を実施することが望ましいと言える。

技術分野別、水準別、専門別プログラムを体系化・多様化して教授が容易に参加できるようにするとともに、知的財産教育研究学会など多様な知的財産関連の学会との協力を拡大して知的財産に対する認識向上を図る一方、知的財産教授間のネットワーク構築を推進して知的財産教育に対する情報と教案の共有、研究活動の活性化などを図ればより一層効果的なものになると見込まれる。

3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ジョンヒ

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 推進背景及び概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは特許教育に対する大学の関心を高めると同時に、大学の実用的な特許教育を拡大することで企業が必要とする特許に強いエンジニアを養成し、大学の斬新なアイデアを産業界に供給するために推進された。企業は問題の出題及び審査、賞金を負担し、大学(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題について将来の獲得戦略を提示し、特許庁は大会の運営を支援する。キャンパス特許戦略ユニバーシアードは企業、大学、政府の実質的な産、学、官の協力事例として、企業が大学のアイデアを選択して企業経営に適用することは、企業内部に限られたR&Dから果敢に脱して外部の技術やアイデアを積極的に活用して内部の革新につながる開放型革新 (OPEN INNOVATION) の事例である。

イ) 競合部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードの競合部門は、特許戦略樹立部門、先行技術調査部門の2部門である。特許戦略樹立部門は細部的な技術主題に対し国内外の特許を分析し、研究開発戦略及び特許獲得の方向を樹立するものである。先行技術調査部門は産業別に仮想の出願書または発明要約書に対して関連のある先行技術を調査した後、特許可能性を判断したり、出願書を作成・補正することである。

ロ) 参加資格

韓国内の大学(院)生を対象に、特許戦略樹立部門は3人以内のチームまたは個人で参加することができ、必ず指導教授1人が一緒に参加する必要がある。先行技術調査部門は個人で参加する。

ハ) 審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で行われる。書類審査は申請資格の有無、推薦書(参加確認書)の確認など基礎審査を行い、書面審査は企業が提出された答案を審査基準に従って受賞者数の3倍数程度で選抜する。発表審査は書類審査で選抜された者を対象に自分が作成した論文発表を通じて最終順位を決める。最終審査では企業が推薦した最優秀学生を対象に特許庁長官賞以上の上位の賞を選定する。

二) 審査基準

審査基準は競合部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を行う。先行技術調査部門の書面審査基準は先行技術検索、請求範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略樹立部門は先行特許調査及び分析、特許戦略樹立を評価項目として評価指標を定めた。

<表V-1-6> 競合部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術調査部門	先行技術検索	先行技術調査の達成度	効果的な検索方法の使用有無、先行技術調査結果の達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との符合性
	請求範囲の作成・補正	請求範囲の作成・補正の適正性	最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用など
		特許要件関連意見の妥当性	新規性及び進歩性などに関する説得力のある意見開陳を行ったか否か
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向などの分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量、定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査などの細部モジュール別、国家別、出願人別の分類など、核心特許の導出など
		コア特許の導出、選別、分析など	主要特許の検索レベル、選別・分析の適正

		性など
特許戦略樹立など	将来の技術開発の方向、戦略などの提示	将来の技術開発に向けた基本方向、戦略提示の適正性など
	技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など	コア特許確保のための特許戦略の提示など、回避技術設計方案など独自開発、外部導入戦略などの判断

<表V-1-7> 競合部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
先行技術調査部門	学生 答案	先行技術の検索など	先行技術調査の達成度レベル 検索先行技術の適正性など
		請求範囲の作成・補正など	請求範囲作成の適正性、特許要件判断の適正性など
	企業 成果	問題解決における寄与度	問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果の程度など
		発展可能性など	今後の研究課題採択の可能性、実務適用計画など
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向などの分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人別分類など 核心・源泉特許の導出など
		核心特許の導出、選別、分析など	重要特許の検索程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略樹立など	将来の技術開発方向・戦略などの提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など	核心特許確保に向けた特許戦略の提示など 回避(空白)技術の設計方策など 独自開発、外部導入戦略などの判断 短期、中・長期開発の可否判断など
特許分析と戦略樹立(回避設計)間の論理的な関係性など			

ホ)2017年の授賞内訳

2017年キャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は特許戦略樹立部門では特許庁長官賞以上の上位の賞に学生6チームと指導教授6人が選定され、後援機関優秀賞は13チーム、後援機関奨励賞は32チームが選定され、計45チームが選定された。先行技術調査部門は特許庁長官賞以上の上位賞に4人、後援機関優秀賞31人、後援機関奨励賞62人で計93人が選定された。団体賞は、最多受賞大学賞に仁荷大学、最多応募大学は東亜大学が受賞した。授賞式には大学総長、企業CEOなどの社会的に著名な有職者200人余りを含めて計400人余りが出席した。

<表V-1-8>2017年の授賞内訳

区分	特許戦略樹立		先行技術調査
	学生	指導教授	
産業通商資源部長官賞	1チーム(1千万ウォン)	1人(5百万ウォン)	1人(3百万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞	1チーム(1千万ウォン)	1人(5百万ウォン)	-
特許庁長賞	4チーム(各1千万ウォン)	4人(各5百万ウォン)	3人(各2百万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞 1問題当たり1チーム (6百万ウォン)	-	1問題当たり1人 (1百万ウォン)
	奨励賞 1問題当たり2チーム (2百万ウォン)	-	1問題当たり2人 (5十万ウォン)
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)	1大学(1千万ウォン)		
最多受賞大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞)	1大学(1千万ウォン)		

へ)2017年度の主要日程

2017年キャンパス特許戦略ユニバーシアードは2017年4月3日に大会公告をスタートに申込書の受付、論文提出、審査の順で行われた。

＜表V-1-9＞2017年度の細部推進日程

区分	詳細内容	2017年の日程
公告・受付	大会公告	2017. 4. 3
	参加申込書の受付	2017. 4. 3～5. 31
先行技術 調査部門	問題公告	2017. 4. 3
	答案提出	2017. 5. 31
	基礎・書面・発表・最終審査など	2017. 6. 1～7. 25
特許戦略 樹立部門	論文提出	2017. 8. 14
	基礎・書面・発表・最終審査など	2017. 8. 17～10. 12
授賞式		2017. 11. 21

2) 推進内容及び成果

イ) 電機電子、造船機械金属、化学生命など3つの分野に参加した特許戦略ユニバーシアードの参加機関は、2010年度にサムスン電子、LG電子、現代KIA自動車など43機関、2011年度には韓国電力公社、DOOSANインフラコアなど46機関、2012年度はKT、サムスントータル、日進製鋼、サムスンSDIなど47機関、2013年度はサムスンディスプレイ、現代ROTEM、FEELUXなど41機関、2014年度はLGディスプレイ、韓国電子通信研究院など45機関、2015年度はLGディスプレイ、POSCOなど41機関、2016年度はDOOSANインフラコア、ロッテケミカル、緑十字など38機関、2017年度は現代自動車など16機関が参加した。

※2017年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(41社)

サムスン電子(株)、現代自動車、ロッテケミカル株式会社、(株)LG化学、(株)LGディスプレイ、POSCO、ソウル半導体、DOOSANインフラコア、(株)LG電子、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、現代尾浦造船、ソンドン造船海洋、韓進重工業(韓進TMS)、テソン造船、韓国電力公社、現代製鉄株式会社、SKハイニックス、LGシリトロン、(株)緑十字、(株)KT、サムスンディスプレイ、サムスン電気株式会社、KITURAMI、ILJINダイヤモンド(株)、韓国科学技術研究院(KIST)、韓国機械研究院(KIMM)、韓国電子通信研究院(ETRI)、韓国原子力研究院(KAEIR)、ジューウ

ソンエンジニアリング(株)、高麗亜鉛(株)、DOOSAN重工業(株)、(株)HUROM、韓国鉱物資源公社、株式会社SOOSANINT、(株)サムスンSDI、(株)タサンコンサルタント、(株)ユニーク、韓国エネルギー技術研究院

※受賞者就職優遇企業(16社)

現代自動車、(株)LG化学、(株)LGディスプレイ、ソウル半導体、(株)LG電子、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、ソンドン造船海洋、韓進重工業(韓進TMS)、LGシリترون、KITURAMI、ILJINダイヤモンド(株)、ジュウソンエンジニアリング(株)、(株)HUROM、(株)ユニーク

ロ)参加状況

大学の積極的な参加によって2012年度に101の大学から3,423チームが参加を申し込み、2013年度には106の大学から3,844チームが、2014年度には109の大学から3,757チーム、2015年度には113の大学から3,572チームが、2016年度には147の大学から3,415チームが、2017年度には154の大学から3,603チームが参加を申し込んだ。この中で98の大学1,860チームが論文を提出し、30の大学148チームを受賞者として選定した。

<表V-1-10>部門別参加及び受賞状況

区分	特許戦略の樹立		先行技術調査		合計	
	大学	チーム(人)	大学	人	大学	チーム(人)
参加申込	60	460(810)	152	3,148	154	3,608(3,958)
論文提出	46	209(448)	88	1,651	98	1,860(2,099)
発表審査	31	84(205)	33	191	46	275(396)
受賞者	19	51(122)	23	97	30	148(219)

ハ)大学別の受賞者状況

2017年キャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて受賞者を出した大学は30大学(148チーム、219人)である。最多受賞大学賞は仁荷大学、最多応募大学賞は東亜大学であった。

<表V-1-11> 最多受賞大学及び最多応募大学

最多受賞大学	最多応募大学
仁荷大学	東亜大学

※ 最多受賞大学賞の選定基準

<p>(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0) + (特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)</p> <p>* (上位賞受賞チーム数×1.5) + (優秀賞受賞チーム数×1.0) + (奨励賞受賞チーム数×0.5)</p> <p>* 上位賞: 産業通商資源部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞</p>
--

※ 最多応募大学賞の選定基準

<p>(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0) + (特許戦略樹立部門の論文提出チーム数×3.0)</p> <p>* 書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映</p>

3) 評価及び発展方向

2017年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は同大会に対して肯定的に評価した。後援企業は「核心特許に対する分析技法に優れており、知的財産確保のための戦略提示が具体的で、結果物が該当分野の特許専門家も参考にするくらい優秀である」、「技術に対する理解度が高く、論理的な受賞者の答案は優秀な可能性と創意性を見せてくれた」と評価した。また、主催・主管機関は後援企業の参加を誘導し、次世代知的財産リーダプログラムを運営し、受賞者が大会参加後も互いに知的財産に関する情報を交流する一方、知的財産教育を持続的に受けられるよう取り組んできた。

参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性に気づき、特許戦略を樹立する過程

で将来技術発展の方向を予測する経験ができたと評価し、就職を希望する学生も大会を通じて習った知識が企業の研究開発と特許経営にどのように役立っているのかを面接官に説明して肯定的な評価を受けたと述べるなど、大会に参加した全員がキャンパス特許戦略ユニバーシアードに対して肯定的な評価をした。

ロ. D2Bデザインフェア

1) 推進背景及び概要

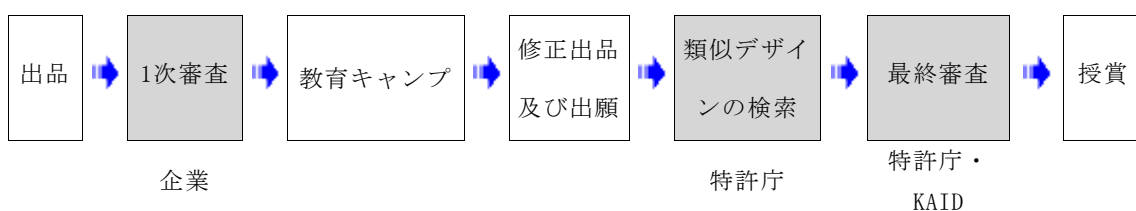
D2Bデザインフェアはデザイン権に関する認識向上を通じた国家産業競争力の強化を目的として、2006年開催された大学生デザイン公募展(Design & Right)から始まった。2008年にその対象と方法を画期的に変え、デザイン権公募展(Design Right Fair)に名称を変更し、韓国貿易協会との共同開催で輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には外国人及び外国企業も出品できるようにして外国企業の参加も可能となり作品の多様性を高めた。2011年からは大会の名称を「D2Bデザインフェア」に変え、参加者向けIP教育を拡大するとともに、参加企業の現場における教育とインターンシップを拡大するなどより多くの支援を強化した。

数多くあるその他のデザイン公募展は各企業の広報と安価な費用で優秀なデザインとアイデアを得ることが目的であるため、出品者はすべての知的財産権を主催側に受け渡して所定の賞金だけを受け取ることが現状であった。しかし、D2Bデザインフェア出品作のデザイン権などは知的財産権の創作者であるデザイナーが所有し、デザイン権を媒介に企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション(OPEN INNOVATION)であることが最も大きな特徴である。

この公募展は新しいデザインが必要な物品について企業側が提示すると、デザイナーはこの物品のデザインを出品する方法で行われる。企業の1次審査を通過したデザイナーらはD2Bサマースクールに参加し、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは本人の

デザインの問題点を修正して2次出品する一方、自らデザイン登録出願を終える。2次審査後、特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会 (KAID) 所属のデザイン教授で構成される審査委員団が最終受賞作を選定するが、この過程において企業の意見を最大限に反映する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げによるロイヤリティーを受けることになる。

<表V-1-12> D2Bデザインフェアの審査手続き



2) 推進内容及び成果

2017年「D2Bデザインフェア」では企業20社が公募物品を提示し、84大学で5,569点が出品され、デザイン136件を出願した。また、7件に対してライセンスが締結、もしくは締結予定である。

<表V-1-13> 2017年D2Bデザインフェアの受賞者状況

区分		出品者	作品名
大賞	産業通商資源部長官賞	キム・ミソン	本棚に変形可能な幼児用ベッド
金賞	特許長官賞	キム・クナ、チョウ・ソンウク	魚形態のスプーン・箸置き
		ホン・ウンジ、クオン・ソジン	蓋と一体型の使い捨てコップ
	韓国貿易協会会長賞	ヤン・ジンファン	ヨークシャープリン用パンフレーム
銀賞	韓国産業デザイナー協会会長賞	チョウ・キヨン	Bluetooth Speaker
		キム・カヒョン	Dear my friend
		キム・テジュン	Rollpener
	韓国発明振興会長賞	イ・ドンウ	Torta

韓国産業デザイン振興院長賞	ペク・ジョン	Twinkling stars
	キム・テソン	ハルサンジャ
	チョン・ジュンヨン	twoway
	ク・ヒョンジュン	ロッキー
	ソン・ユナ	2in1 Trowel

＜図V-1-2＞2017年大賞(本棚に変形可能な幼児用ベッド、左)及び金賞(魚形態のスプーン・箸置き、右)受賞作



3) 評価及び発展方向

出品作が5,569点で前年度(5,385点)に続いて右肩上がりの傾向にあり、6件のライセンス締結、1件の締結予定、4件の事業化進行などの成果を記録して実質的な成果を収めた。しかし、出品作が首都圏に集中しているため、今後地方大学などに対する多様な広報が求められ、企業のデザイン品目も製品デザインに止まるなど、今後視覚デザインとマルチメディアのような分野への拡大が求められる。

また、大学と企業の積極的な参加を呼びかけるための広報戦略を多角化して多様な企業を選定し、事業化しやすく効果の良いローテク(Low-tech)分野に拡大する必要がある。また、授業と連携できるように期間を調整して大学に実質的な知的財産権の出願教育機会を提供するとともに、出品作の多様化を追求する必要があると評価される。その他に1次合格者に対する教育と出題企業のメンタリングを通じて知的財産権管理

及び活用の能力を強化し、事後の受賞作品に対するライセンス管理を徹底させることで名品公募展として跳躍できるようにする計画である。

ハ. 大学創意発明大会の開催

1) 推進背景及び概要

知財戦争に勝つためには、特定分野における工学的知識と創造力、知的財産に関する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生達が工学的知識を基に技術課題に対して創意的な解決策を講じる過程、知的財産と連携した研究計画の樹立及び発明の事業化などR&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることに大きく役立てるはずである。

このような認識の下で知的財産に強い創意的な発明人材を養成し、大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のため、2002年から行ってきた学部生及び発明サークル中心の「全国大学発明競合大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展させて統合し、2010年からは大学創意発明大会を運営している。

2013年大会ではこれまで「発明研究部門」、「発明特許部門」、「発明公募部門」の3部門に分けて開催していた大会を自由部門と公募部門に統合して行った。大会開催の成功に向けて特許庁と韓国科学技術団体総連合会が共催し、教育部を始めとして大韓機械学会など6つの工学専門学会及び韓国ベンチャー企業協会が後援企業として参加し、LG産電(株)の協賛で参加基盤を拡大した。

<表V-1-14>大会の主要進行日程及びプロセス

[大会公告]	[オンライン申込受付]	[基礎及び 1次2次書類審査]	[集合教育及び出願]
--------	-------------	--------------------	------------

大会公告	参加申込 1. 発明提案書 2. 課題解決案(公募)	審査(60チーム程度を選定)	知的財産権教育及びメンタリング及び コンサルティングの支援 知的財産権出願支援
3月	3月～4月	4月～5月	7月

▽

[授賞式及び展示]

[最終審査]

[オンライン公衆
審査]

[最終結果物の提出]

授賞式及び 展示会	受賞作の 最終選定	オンライン 公衆審査	1. 修正・補完された発明提案書(自由) 2. 修正・補完された課題解決案(公募)
11月	9月	8月～9月	8月

特に、書類審査を通過した作品に対しては2泊3日間のIPサマー(IP-Summer)キャンプを運営し、知的財産専門家が大学(院)生に対して先行技術調査及び特許明細書の作成教育などを行い、参加者のアイデアが知的財産権として出願できるよう積極的に支援する。また、優秀作品に対しては特許費用、事業化などの支援を行う。

2) 推進内容及び成果

2017年大会では計135大学から5,006件が出品され、申込件数基準で前年実績と比べて8%増加した。その中から計35件を選定して授賞したが、大統領賞は「外骨格可変型無人探査用矩形ロボット」を出品した韓国航空大学の(チーム長)イ・トンギョ、チョウ・ソンゴン、カン・ヒョンソクの学生チームが、最優秀発明サークル賞は清州大学発明サークルの「TRIZER」が受賞した。

<表V-1-15> 大学創意発明大会の出品状況

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
申込件数	3,030	3,442	3,961	4,284	4,636	5,006
参加大学	115	94	124	127	134	135

＜表V-1-16＞2017年大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況

賞名	発明の名称	名前	所属
大統領賞	外骨格可変型無人探査用矩形ロボット	イ・トンギユ チョウ・ソンゴン カン・ヒョンソク	韓国航空大学
国務総理賞	遮断幕に変形可能な地下鉄のベンチ	キム・ミソン	清州大学
最優秀賞 (科学技術情報通信部)	バス非常脱出カーテン棒クリップ	イ・ヨングン	群山大学
	腸マイクロビオタ構成腸内微生物の超高速検出キット	コ・ウニョン	全北大学
最優秀賞 (産業通商資源部)	ミスしない輸血針	シン・ヨンソプ ペク・スンジュ ソ・ウジュ	金烏工大
	皆のための障害者駐車装置	キム・チュウ	韓国産技大学
最優秀賞 (特許庁)	斥力を利用した流量調節安全バルブ	チョウ・ヨンウォン イ・ジュヨン キム・シリョル	東亜大学
	流路を通じた水分排出と曇り防止マスク	チャン・ミンギョン キム・ミンファン ハン・ヘリン	慶熙大学

3) 評価及び発展方向

2017年大学創意発明大会を通じて大会の安定化・充実化を図り、大学発明活動の裾野を広げた。参加者は大会の過程で発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワークなどを経験しながらR&D及び知的財産創出・活用能力を高めることができた。また、大学発明サークル活動を支援することで、大学生の自発的な発明活動を促し、発明ノウハウと知識を共有することができた。

今後は大会受賞者のための持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。

出品された発明の事業化、技術移転、創業・後続開発及び受賞者のためのネットワーク構築などを通じて大学生の持続的な発明活動を支援し、さらには受賞した学生をR&Dの中核人材、創意的なリーダーとして養成する努力を続けなければならない。

4. 企業における知的財産専門人材の養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・フンゴン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来によって知的財産が付加価値創出の主な基盤となり、企業競争力を左右する中核要素として注目されている。

最近知的財産を巡る企業間の紛争が急増していることから知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の樹立が求められ、このような業務がますます高度化・専門化している。そこで知的財産に関する専門知識を備え、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の養成が急がれる。

しかし、現実を見ると一部の大企業を除いた大半の韓国内企業は知的財産の人材基盤が弱く、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。2016年知的財産活動に関するアンケート調査によれば、知的財産専門担当組織を保有している企業の割合が8.2%に過ぎないと調査され、専門担当人材を保有している企業の割合も約22.0%で低い水準であることが分かった²⁷。特に、資金と人材が不足する中小企業の場合は、知的財産紛争に無防備に露出されているため、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

従って、特許庁では中小企業の知的財産専門人材を体系的に養成し、知的財産に関する能力を高められるよう、中小企業の知的財産専門人材養成及びインフラ構築のた

²⁷ 2016年度の知的財産活動実態調査、2016年11月特許庁

めの政策を樹立・推進している。

ロ．推進内容及び成果

1) 訪問型の知的財産オーダーメイド型教育の運営

2009年から本格的に運営された企業知的財産職務教育課程は、中小企業の人材レベルに適した多様な教育課程を提供するなど、持続的な業務改善過程を通じて企業の知的財産能力の強化及び専門性の向上に寄与した。また、知的財産の基盤が脆弱な中小企業人材に対する支援を強化するため、中小企業人材に対する教育費を80%支援した。

しかし、このような韓国内の職務教育課程は主題別の理論教育であることから教育効果が低く、首都圏での短期集中教育で行われているためにアクセシビリティが悪い地方の中小企業人材の参加が低迷していた。中小企業経営陣の立場から見ると、人材不足、教育に対する信頼不足及び情報不足などの理由で実務人材に対する知的財産教育に消極的な状況であった。

このような問題点を解決するため、2014年から韓国内職務教育課程を「訪問型の知的財産オーダーメイド型教育(旧、IP経営Level-upプログラム)²⁸」に全面改編した。既存の主題中心(SUBJECT-BASED)の理論教育ではなく、問題中心(PROBLEM-BASED)の実務教育を通じて教育に対する企業の満足度を高め、現業に直ぐ活用できる教育へと方向を変えた。

<表V-1-17>訪問型の知的財産オーダーメイド型教育のプロセス

区分	準備	診断	教育	評価/フィードバック
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ◦企業募集及び選定 ◦企業-専門家マッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ◦企業の事前診断 ◦カリキュラムの設計 	<ul style="list-style-type: none"> ◦問題解決中心の教育 ◦実務中心教育 	<ul style="list-style-type: none"> ◦満足度調査など ◦事後管理

²⁸ 事業名称の変更：(2014～2016年)IP経営Level-upプログラム、(2017年～)訪問型の知的財産オーダーメイド型教育

訪問型の知的財産オーダーメイド型教育は企画・R&D・製品生産など企業経営全般において特許を戦略的に活用して企業が特許経営ができるよう、知的財産管理能力を強化するための教育である。研究開発部署と特許部署の有機的な連携を通じて企業の強い特許創出を誘導するため、教育対象は企業のR&D研究人材及び特許担当者などを含める。支援企業は知的財産権の保有状況、知的財産専門担当組織及び人員、R&D研究人材規模など企業の知的財産活動及びインフラなどを総合的に評価して選定した。

企業家、弁理士などで構成された専門家グループを企業とマッチングさせ、約5ヵ月間企業現場に8回程度派遣した。まず、企業の知的財産状況及び経営実態、能力レベル、R&D政策方向などについてアンケート(面談)及びテストなどで診断を行い、支援企業の教育ニーズに合うカリキュラムを構成した。実際教育の時は支援企業の事例を活用することで教育効果を最大にし、現業に役立つように運営した。2017年には41社を選定・支援した。2018年には中小・中堅企業25社を対象に支援する予定であり、既に参加した継続企業の場合は以前の教育内容を基に高級課程教育を行う予定である。

2) 海外知的財産実務人材養成課程の運営

海外で多く出願したり、海外での特許紛争が予想される中小企業人材のグローバル知的財産紛争対応能力を強化するため、韓国内で海外主要国の知的財産制度及び訴訟手続きなどを教育する「海外知的財産紛争及び交渉課程」を開設・運営した。

2017年には出願、紛争及び訴訟などを経験した弁理士及び弁護士など国内外の専門家を講師として選定し、知的財産に関する海外先進国の特許・商標などの出願戦略、特許侵害事例や紛争解決に向けた交渉戦略などに関する教育を行った。米国特許出願戦略、紛争及び訴訟手続き教育8回、中国知的財産の動向8回、国際特許ライセンス契約及び交渉2回、ヨーロッパ特許動向及び出願戦略2回を開設するなど計20回の教育を実施し、中小企業人材の海外知的財産実務能力を高めた。本課程においても中小企業の費用負担を減らし、参加率を高めるために中小企業人材に限り教育費の80%を支援した。

＜表V-1-18＞2017年海外知的財産実務人材養成課程の運営状況

区分	課程名	教育日	全体教育者数 (中小・中堅企業人材)
1	中国の知的財産動向と出願戦略	3.2(木)	25
2	成功する米国特許出願戦略	3.13(月)~14(火)	17
3	ヨーロッパの知的財産動向及び出願戦略	3.28(火)	17
4	英国特許出願実務及びOA対応策	4.4(火)~5(水)	29
5	中国の知的財産紛争動向と対応戦略	4.12(水)	76
6	米国特許訴訟の段階別ガイド	4.24(月)	29
7	国際ライセンス契約及び交渉過程	5.16(火)~17(水)	25
8	中国の知的財産紛争動向及び対応戦略	5.30(火)	13
9	米国の特許侵害の類型と事例分析	6.13(火)	19
10	米国特許訴訟の段階別ガイド	6.29(木)	30
11	ヨーロッパ知的財産の動向及び出願戦略	7.4(火)	36
12	米国特許訴訟の段階別ガイド	7.19(水)	16
13	中国の知的財産動向及び出願戦略	8.17(木)	32
14	国際ライセンス契約及び交渉過程	9.5(火)~6(水)	45
15	中国の知的財産紛争動向及び対応戦略	9.19(火)	35
16	米国特許出願実務及びOA対応策	10.12(木)	27
17	中国の知的財産動向及び出願戦略	10.24(火)	34
18	米国特許訴訟の段階別ガイド	11.6(月)	22
19	米国特許侵害の類型と事例分析	11.14(火)	24
20	中国の知的財産紛争動向及び対応戦略	11.21(火)	34

同課程は国内専門家招請講演を通じて海外の特許出願及び訴訟制度など実務中心の高級レベルの教育を実施し、受講生の海外知的財産制度に関する理解に大きく役立ち、増えつつある企業の国内外知的財産紛争に備えて知的財産管理人材の知的財産能力を高める機会となった。

3) 中小企業支援機関連携知的財産教育課程の運営

中小企業支援機関である中小企業中央会、INNOBIZ協会、大中小企業農漁業協力財団、韓国著作権委員会などと中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小企業の役職員を対象に「中小企業のグローバル進出のための知財権保護戦略」、「知的

財産金融と価値評価」、「第4次産業革命に備えた知的財産の活用戦略」、「中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密の活用戦略」、「技術保護観点での知的財産ライセンス」、「職務発明制度の活用」、「IP紛争予防及び対応教育」など中小企業の現場から求められる最新知的財産イシュー中心の教育を通じて企業競争力の強化を支援した。

2018年には中小企業中央会内の業種別共同組合及び産業委員会単位の教育外産業技術分野と連携した多様な協力団体との協業を通じて中小企業が知的財産競争力を備え、革新成長を続けるように支援する予定である。

＜表V-1-19＞2017年中小企業支援機関連携知的財産の推進状況

区分	連携機関	教育内容	教育日付	受講者数 (人)
1	中小企業中央会 電気機器産業委員会	・知的財産金融と価値評価	2017.03.16.(木)	15
2	中小企業中央会	・中小企業のグローバル進出のための知財権保護戦略	2017.05.16.(火)	105
3	中小企業中央会 機械産業委員会	・機械装備中小製造業の特許動向及び第4次産業革命に備えた知的財産の活用戦略	2017.09.12.(火)	11
4	韓国著作権委員会	・中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密の活用戦略	2017.09.12.(火)	36
5	韓国著作権委員会	・中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密の活用戦略	2017.09.21.(木)	19
6	韓国著作権委員会	・中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密の活用戦略	2017.09.25.(月)	30
7	韓国著作権委員会	・中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密の活用戦略	2017.10.12.(木)	31
8	韓国著作権委員会	・中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密の活用戦略	2017.10.18.(水)	23
9	韓国著作権委員会	・中小企業の技術保護のための特許及び営業秘密の活用戦略	2017.11.02.(木)	39
10	大中小企業農漁業協力財団	・技術保護観点からの知的財産ライセンス	2017.10.25.(水)	33
11	大中小企業農漁業協力財団	・技術保護観点からの知的財産ライセンス	2017.11.02.(木)	25
12	大中小企業農漁業協力財団	・技術保護観点からの知的財産ライセンス	2017.11.03.(金)	22
13	大中小企業農漁業協力財団	・技術保護観点からの知的財産ライセンス	2017.11.07.(火)	20
14	大中小企業農漁業協力財団	・技術保護観点からの知的財産ライセンス	2017.11.08.(水)	21

15	大中小企業農漁業協力財団	・技術保護観点からの知的財産ライセンスング	2017. 11. 09. (木)	19
16	大中小企業農漁業協力財団	・技術保護観点からの知的財産ライセンスング	2017. 11. 13. (月)	13
17	大中小企業農漁業協力財団	・技術保護観点からの知的財産ライセンスング	2017. 11. 15. (水)	29
18	大中小企業農漁業協力財団	・技術保護観点からの知的財産ライセンスング	2017. 11. 17. (金)	58
19	INNOBIZ協会	・職務発明制度の活用	2017. 12. 06. (水)	25
20	中小企業中央会	・紛争予防及び対応教育	2017. 12. 12. (火)	53

5. 知的財産単位銀行制度

国際知的財産研修院 教育企画課 事務官 パク・ソンヨン

イ. 推進背景及び概要

科学技術の高度化、国家間競争の熾烈化によって、知的財産の重要性もますます増大している。

これに伴って知的財産専門人材の養成及び知的財産大衆化の実現のための知的財産分野の生涯教育制度の導入が必要となった。

また、既存の知的財産教育は部分的・散発的に行われ、具体的・体系的には行われなかった。特に、研究所、企業など関連業務従事者中心の教育が行われているため、一般大衆が体系的に関連知識を習得することには限界があった。従って、最近の傾向に合わせてパラダイムを国民向け教育にシフトさせ、知的財産の創出・活用・管理・保護教育のための体系的な知的財産専門家養成教育プログラムが求められるようになった。

特許庁が2013年1月に発表した「第2次国家知的財産人材養成総合計画」によると、2013年から2017年までの5年間約93万人の知的財産教育需要が発生し、その中で知的財産管理及びサービスなど専門分野に8万人の人材が必要になると推定している。そ

れにもかかわらず、現在国内知的財産関連の教育課程は学士課程と大学院課程を含め、光雲大学、京畿大学など17の大学が運営している。また、教育カリキュラムもまた理工系科目と法学科目を融合しているわけではなく、理工系または法学中心の科目に偏っているため、市場から求められる人材を養成するには限界があった。

そこで、国際知的財産研修院では国家生涯教育制度である単位銀行制度の標準教育課程に「知的財産学」専門の34科目を新設し、知的財産分野に関心のある国民であれば誰でも「知的財産学学士号」が取得できるようにした。

ロ. 推進内容と成果

単位銀行制度は大学と同様に1科目(30時間)修了時に3単位が認められ、計140単位を履修すれば単位取得の所要年数と関係なく「知的財産学学士号」が取得できる。他専門学士号及び専門学士号の所持者は専門の48単位を取得すれば同学位の取得が可能であり、弁護士資格証の持ち主はより簡単に上記の学位を獲得することができる。

2012年に「知的財産教育の生涯教育制度としての導入方策」を設け、2014年5月に標準教育課程に専攻必須10科目、専攻選択21科目の計31科目で構成された「知的財産学」専攻を新設した。知的財産学学位者の実務能力を高めるため、「特許情報調査と分析」など実務科目2科目と「文化産業法」の1科目を2016年5月に新設した。

<表V-1-20> 知的財産単位銀行制度の知的財産一般科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻必須	知的財産概論	ー産業財産権及び著作権の基本概念	法学史
専攻選択	発明の理解	ー発明のための理解及び創意的発想技法	
	デザイン論	ーデザイン理論の概念、傾向、歴史など	産業デザインなど10つ
	インターネットと知的財産権法	ーインターネットと商標・著作権・特許・パブリシティ権	
	特許明細書作成実務	ー特許明細書作成実務の教育	
	特許情報調査と分析	ー先行技術調査及び特許分析	
	知的財産出願実務	ー産業財産権出願実務の教育	

	知的財産審判訴訟実務	－知的財産権審判制度の実務	
	国際出願実務	－主要先進国の出願実務	
	国際知的財産権	－主要先進国の制度及び国際条約	
	文化産業法	－映画、講演、音楽、ゲームなどにおける知的財産権	
	デザイン経営とブランド戦略	－ブランドとデザインを通じた経営戦略	産業デザインなど3つ

＜表V-1-21＞知的財産単位銀行制度の法学科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻 必須	特許法	－特許制度の基本的理解	－
	商標法	－商標制度の基本的理解	－
	デザイン保護法	－デザイン保護制度の基本的理解	－
	著作権法	－著作権制度の基本的理解	－
	法学概論	－法学に対する基本的理解	法学史
専攻 選択	民法総則	－民法に対する基本的理解	法学史
	知的財産と競争法	－独占と独占禁止の相互関係	
	不正競争防止及び営業秘密保護法	－法の基本的理解	－

＜表V-1-22＞知的財産単位銀行制度の理工系基礎科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻 必須	自然科学概論	－現代科学に対する基本的理解	－
専攻 選択	物理学概論	－大学物理	物理治療学など3つ
	化学概論	－大学化学	化学工学など7つ
	生物学概論	－大学生物学	臨床病理学など5つ
	地球科学概論	－大学地球科学	教養科目
	工業設計	－大学機械構造設計一般	機械設計工学
	材料科学	－大学材料科学概論	金属工学など3つ
	生物資源保護論	－新品種保護制度、生物資源保護・活用	－
	遺伝子と遺伝工学	－大学遺伝工学概論	教養科目
	電機電子工学概論	－大学電気電子工学概論	機械工学4科目

＜表V-1-23＞知的財産単位銀行制度の研究開発・経営関連科目

区分	科目名	主な内容	他専攻との連携
専攻	技術経営論	－工学と経営学の統合、技術開発及び管理	

必須	研究開発と知的財産	－研究者が知って置くべき知的財産権	
	知的財産権管理論	－知的財産管理戦略	
専攻 選択	技術移転とライセンス の理解	－技術の事業化戦略、交渉手続き・戦略	

上記の知的財産単位銀行制度の施行によって「知的財産概論」科目が国際知的財産研修院の教育場において2014年8月に開設され、公務員、CEO、学生など18人が受講した。

2015年には初めて遠隔基盤の知的財産学単位銀行制度を通じて運営された「知的財産概論」科目を1学期270人、2学期483人が受講した。2016年には運営科目を4科目追加して1学期2,672人、2学期2,066人が受講し、2017年には運営科目を6科目追加して1学期3,989人、2学期2,340人が受講した。また、知的財産単位銀行の拡大のために忠南大学、東明大学、仁済大学、韓国産業技術大学、啓明大学、全北大学、漢城大学、慶一大学、済州大学、漢拏大学及びカソリック関東大学と単位交流のための業務協約を締結した。開設を希望する大学との協議を通じて協力大学を増加させるために努力を傾けている。

ハ．評価及び発展方向

知的財産に関心のある国民であれば誰でも手軽に教育を受けることができ、知的財産と関連した理工系、法学科目及びこれらを融合した総合科目など知的財産の国際的能力を強化できる課程まで取り入れて課程が設計されているため、体系的に優秀な知的財産人材を養成することができると期待される。

2018年には遠隔基盤単位銀行制度を通じて専攻必須10科目（「知的財産概論」、「法学概論」、「特許法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「著作権法」、「自然科学概論」、「研究開発と知的財産」、「知的財産権管理論」、「技術経営論」）及び専攻選択4科目（「インターネットと知的財産権法」、「特許明細書作成実務」、「特許情報調査と分析」、「技術移転とライセンスの理解」）を開設し、知的財産単位銀行制度を通じて受講できる科目をさらに拡大する計画である。

また、2018年には知的財産学学士号を取得した者の実務能力を強化するため「知的財産審判訴訟実務」、「デザイン経営とブランド戦略」など実務中心の専攻2科目を開発する計画である。2019年度には他専攻学号を輩出するための最小科目(16科目)が完成され、知的財産学士の輩出に向けた土台が構築される見込みである。

今後も引き続き単位交流大学を拡大し、IP教育発展協議会の会員機関、全国市道の生涯教育振興院、大学の生涯教育院など国内教育専門機関が「知的財産学」科目を開発するよう支援し、一般大衆の「知的財産学」学位取得がより容易になるよう取り組む予定である。

6. 弁理士の専門性強化のための制度改善

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

2017年には弁理士法違反による罰則の強化が必要であるという要求、弁理士法違反で取得した利益の没収が必要であるという要求、弁理士資格・懲戒委員会の民間委員に対する公務員擬制が必要であるという要求など、公正な弁理士制度の運営及び市場秩序の確立のための弁理士制度の改善要求が多く寄せられた。また、特許庁の認可処理期間に対するユーザーの予測可能性を高める必要があるという要求もあった。

そこで、2017年3月21日改正された弁理士法(法律第14688号)と2017年11月28日改正された弁理士法(法律第15092号)ではこのような弁理士制度の改善要求を反映した。

ロ. 主要内容及び成果

1) 弁理士法違反による罰則の強化

弁理士の業務が特許権を取り扱うなど企業の存立に影響を及ぼすくらい重大であることを踏まえると、弁理士法違反に対する制裁の水準を現状に合ったものにする必要があった。

そこで盗用・流出禁止違反、名義貸出禁止違反、事件相手からの利益授受禁止違反、係争権利譲受禁止違反、非弁理士の弁理士業務遂行禁止イhなに対する罰則を既存5年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金」から「5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金」に上方修正した。

また、弁理士と類似する名称の使用禁止違反に対する罰則を既存「300万ウォン以下の罰金」から「2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金」に上方修正し、未登録開業禁止違反に対する罰則を既存「500万ウォン以下の罰金」から「2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金」に上方修正した。

2) 犯罪収益の没収・追徴の新設

弁護士法では弁護士法違反による犯罪収益を必要的に没収・追徴するように定められているが、弁理士法では没収・追徴に対する規定がなく、刑法第48条の没収・追徴規定を適用していた。しかし、刑法第48条は任意的条項で裁判官の裁量によって没収・追徴可否が決定されるため、犯罪収益の徹底した剥奪には限界があった。

そこで、弁理士法でも弁理士法違反行為に対する必要的没収・追徴規定を設けた。

3) 弁理士資格・懲戒委員会民間委員に対する公務員擬制規定の導入

弁理士法では弁理士資格及び懲戒に対して審議または議決する弁理士資格・懲戒委員会の委員に民間人を委員として委嘱することを許している。弁理士資格・懲戒委員会の民間委員は国民の権利と義務に該当する事案を取り扱い、公務員と同水準の公共性と責任が求められる業務を行うが、違法行為をする場合は彼らを公務員として擬制

して処罰する規定がなかった。そのために不正行為に対する責任は相対的に軽くなり、彼らの業務遂行に公共性と責任性が保障し難い側面があった。

そこで、弁理士資格・懲戒委員会の委員のうち公務員でない者に対して刑法の秘密漏洩罪・賄賂罪による規定を適用する時は、公務員と看做すことで弁理士資格・懲戒委員会民間委員の公正性と責任性を保障した。

4) 認可看做し制の導入

特許法人・特許法人(有限)を設立する時は定款を作成して特許庁の認可を受けなければならない、定款を変更した時も特許庁の認可を受ける必要がある。このような認可処理手続きを弁理士法で明確に規定することで特許庁の迅速かつ積極的な処理を誘導する必要があるという意見が提起された。

そこで特許庁が特許法人・特許法人(有限)の設立認可または定款変更認可の申請を受けた場合、10日以内に認可可否を申請人に通知させ、この期間内に特許庁が認可可否または処理期間の延長可否を通知しなかった場合は認可したものと看做す認可看做し制を導入した。

<表V-1-24>特許法人・特許法人(有限)の状況

特許法人	特許法人(有限)
106	5

* 2017年末基準

ハ. 評価及び発展方向

2017年弁理士法の改正を通じた弁理士制度の改善は公正な弁理士制度の運営と弁理士市場の秩序確立、そしてユーザーの満足度向上に大きく貢献すると予想される。

ただ一つ残念なことは、産業財産権侵害訴訟で弁護士と弁理士の共同代理を許容する改正案が国会を通過できなかったことで、共同代理関連の改正案が2017年現在国

会に係留中であるため、訴訟当事者の効果的な権利救済のために共同代理許容法案も速やかに処理できるように取り組まなければならない。

同時に、弁理士でない者の産業財産権に関する鑑定や海外出願などのための諮問・斡旋行為を処罰する条項も 2017 年現在国会に係留中であり、迅速な処理が必要である。

7. 弁理士実務見習のための集合教育課程の運営

国際知的財産研修院 教育企画課 施設事務官 キム・チョルホ

イ. 推進背景及び概要

2016 年 1 月 27 日に弁理士法(法律第 12843 号)が改正され、2016 年 8 月 29 日弁理士法施行令(大統領令第 27466 号)、2016 年 9 月 1 日弁理士法施行規則(産業通商資源部令第 214 号)が改正・施行されたことで、国際知的財産研修院は改正弁理士法施行規則第 2 条による集合教育を実施している。

弁理士実務見習制度は弁理士としての専門性及び資質を培養し、弁理業務に関する実務経験を蓄積できる機会を与えるため、法で制定・施行している制度である。弁理士実務見習集合教育の目的は弁理士試験合格者及び弁護士資格者が実務・実習中心の教育を受けて弁理業務を円滑に遂行できるようにすることである。

そこで、国際知的財産研修院は 2016 年弁理士試験の合格者及び法改正以後弁護士資格を取得した者を中心に弁理士実務見習集合教育を実施した。

集合教育の内容は弁理士法施行規則第 2 条第 1 項で規定しており、具体的には素養教育 10 時間、産業財産権法実務 50 時間、産業財産権出願実務 120 時間(以上共通科目)、審判・訴訟実務または科学技術の理解 70 時間(以上選択科目)で構成されている。素養教育では弁理士法・制度、弁理士職業の理解、企業の知的財産戦略・支援制度な

どに対して教育し、産業財産権法実務教育では国内外産業財産権関連の法・制度などに対して教育する。産業財産権出願実務教育では先行技術検索実習、特許・商標・デザイン出願実習及び国際出願関連の手続きなどに対して教育し、審判・訴訟実務教育では審判及び審決取消訴訟実習、侵害訴訟、国際紛争、交渉及び契約などに対して教育するが、上記の両教育は主に実習中心で行われる。また、科学技術の理解教育は非理工系出身弁護士の科学技術に対する理解を深め、弁理士としての専門性が高められるように自然科学概論及び最新技術の動向などに対して教育する。

ロ. 主要内容及び成果

1) 弁理士試験合格者を対象として教育

2016年1月27日弁理士法が改正されてから初めて2016年弁理士試験合格者を中心に2016年12月19日から2017年2月3日まで7週間国際知的財産研修院で集合教育を実施した。本教育では2016年弁理士試験合格者202人及び2015年以前弁理士試験合格者4人²⁹など計206人が教育に参加した。参加者に対しては技術分野別にクラスを分けて教育を行ったが、機械分野クラス28人、電気電子分野クラス69人、化学生命分野クラス109人に分けて教育を行った。教育時間は計275時間で、参加者の履修時間管理負担を減らすために義務教育時間である250時間に10%を追加設計した。科目別に素養教育15時間、産業財産権法実務56時間、産業財産権出願実務128時間、審判・訴訟実務76時間を編成した。教育の結果、206人のうち199人が全科目を修了し、7人は部分修了した。また、教育期間中に特許出願書・明細書の作成及び意見書・補正書作成評価などを実施し、計32人の参加者に対して褒賞を実施した(学業評価優秀者31人、教育運営支援功労者1人)。

弁理士実務見習集合教育は実際弁理業務で活用される内容の実務中心教育の運営で、

²⁹ 2015年以前に弁理士試験に合格した者は弁理士実務見習集合教育が弁理士資格取得の要件ではないが、弁理士登録のためには集合教育の履修が必要で、弁理士試験に合格した後、集合教育を受けられなかった者は改正弁理士法令の集合教育を修了した場合は従前の集合教育を履修したものと看做す。

弁理士の実務能力を培うことに重点を置いた。それによって参加者の実習講義に対する満足度が高く、特に弁理士が現業で直ぐ活用できる出願書・明細書及び意見書・補正書の作成実習時間を十分確保することで実務適応力を高めようとした。

2) 弁護士資格者を対象にした教育

2017年下半期には弁理士法改正以後初めて弁護士資格者を対象にした単独教育を設計し、2017年10月30日から12月15日まで7週間集合教育を実施した。本教育では2017年弁護士試験合格者33人が参加したが、理工系出身が17人、非理工系出身が16人であった。教育時間は計292時間で、参加者の大半が産業財産権教育に対する履修経験が不足している点を考慮して特許法、商標法、デザイン保護法など産業財産権法に対する教育時間を若干増やして行った。科目別には素養教育14時間、産業財産権法実務68時間、産業財産権出願実務133時間、審判・訴訟実務または科学技術の理解77時間を編成した。教育の結果、33人の内31人が全科目を修了し、2人は部分修了した。教育期間中に産業財産権法評価、特許出願書・明細書の作成及び意見書・補正書の作成評価、模擬審判または自然科学概論の評価を実施し、計6人の参加者に対して褒賞を実施した(学業評価優秀者4人、教育運営支援功労者2人)。

2017年弁護士資格者を対象とした集合教育ではこれまで国際知的財産研修院で運営事例がなかった科学技術の理解科目を編成・運営したが、教育を大きく自然科学概論及び最新技術動向教育に分けて実施した。自然科学概論教育は物理、化学、生物など弁理業務で活用頻度の高い自然科学概念を中心に教育したが、実際特許庁審査官などを講師として招いて教育を行い、最新技術教育は第4次産業革命関連教育に対して大徳研究団地の研究院、大学教授など各分野の専門家を講師として招いて行うことで専門性を高めた。

ハ. 評価及び発展方向

今回の弁理士実務見習集合教育を通じて弁理士試験合格者だけでなく、弁護士資格者を対象に教育を実施することで、制度の施行初期の混乱を克服し、制度を安着させ

たことは成果として評価できる。特に、長期間の教育過程で集中力が落ちてしまう可能性もある状況の中で弁理士、弁護士、審査官、審判官など実際関連業務を行っている講師を招いて、現場のリアルな感覚が垣間見られる教育を行うことで業務に対する理解度及び共感度を高めたことも成果として挙げられる。また、参加者懇談会など参加者との持続的な疎通を通じて教育課程の運営に対する要求を随時反映することで教育初期の施行錯誤を最小化した。

ただ残念なことは教育修了の唯一な基準が出席時間という点で、出席さえすれば良いという認識によって教育への参加度が若干落ちた点であるが、これを改善するために参加者の教育に対する関心及び参加を呼び起こせるために関連規定を整備したり、全体教育課程を実習・発表など参加型授業中心に編成することで、勉学ムードを盛り上げるなどの努力が求められる。

また、非理工系弁護士資格者の場合は 70 時間という短い時間内で科学技術に対して理解させなければならないという点、科学技術の理解科目は特性上実習中心である審判・訴訟実務科目に比べて理論講義中心に編成されるために授業が退屈に感じられる恐れがある点も解決が求められる。これと関連して全体科学技術に対する理論を講義することは物理的に不可能であるため、特許明細書を活用して科学技術に対する概念を説明したり、特許で活用頻度の高い技術に関する明細書及び先行技術文献を活用して特許性などを討論しながら、参加度及び活用度を高める方策を講じる必要がある。

第2節 創意的な発明人材の発掘・育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・トンフン

第20代国会で第1号法案として制定された「発明教育の活性化及び支援に関する法律(2017.9.15.施行、以下、発明教育法)は新しい産業革命に合わせて個人の創造力を増進しようとする教育革新が求められるこの時期に大きな価値を持つ。近年、教育の政策方向が多くのことを習得する教育から楽しく学ぶ幸せな教育へと教育のパラダイムが変わった。特定分野への知識偏重現象を減らし、社会現象に対する統合的な理解ができるよう、各分野と細部な技術知識がまたがる統合と融合教育が大きな軸となっている。

特許庁が80年代からスタートした発明教育は科学的な思考方式と知識を基盤とする人文学的な素養を培うとともに、発明の活用価値を計るための経営学的な判断力などを備えさせる複合的な融合教育である。特定教科目間の境界に縛られず、科学・数学・工学・芸術分野の融合を通じて拡散的な思考訓練が可能で、創意性及び共同精神を高める教育である。

米国、日本、イギリスなどの先進国でも類似した教育が実施されているが、創意的な人材養成に向けて多様な国家政策を樹立して実践しており、小・中学教育課程においても発明教育などの融合的な教育が強調されている。

米国は米国特許庁のプロジェクトを基に小・中学生向けの標準教材を開発して普及し、融合教育を全国的に実施する中で、プロジェクトと実習中心のアイデア創出、発明教育などを実施している。日本は発明協会と各自治体が連携して発明サークルを支援しており、農業高等学校、商業高等学校など専門系高等学校を協力学校として指定して発明教育を実施している。イギリスはデザインと技術という正規科目があり、発明教育と類似する技術と芸術の融合、アイデアの実体化などを教育しており、ロシア

ではTRIZ発想法を小学校の時から教育している。

韓国発明振興会の調査によれば、韓国全国学校の16.7%は校内発明サークルを運営しており、全国学校の53%は校内発明大会を開催している(2016年)。韓国ギャロップが実施した「発明教育に関する国民認識調査」の結果、発明教育の必要性に対しては一般国民の87.3%が必要と答え(2012年)、企業などを対象にした調査では「発明・特許教育を履修した学生を優遇・採用する意向がある」と答えた企業が73.6%に達した(2011年)。発明教育は全教科共通で創意・融合的な思考を培うという現在の教育方向と教育理念に非常に合致するため、その教育的効果が期待され、今後それに対する需要も持続的に増加すると見られる。

2. 発明教育基盤の構築及び制度化

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・トンフン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は第4次産業革命を先導する将来の発明家たちの潜在力を呼び起こし、韓国の将来を担う優秀発明人材の発掘及び養成のための発明教育の基盤を構築するため、発明教育を正規教科への反映推進、発明教育センターの運営などを推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育法の制定

イ) 立法の背景

国内外で国家復興のために科学技術と関連する教育を支援するための立法事例が多数存在した。その例として米国は「米国競争力強化法(America COMPETES Reauthorization Act of 2010)」や「STEM教育法(STEM Education Act of 2014)」によって、米

航空宇宙局(NASA)を含む多様な科学技術研究機関の協力を呼びかけ、大統領直属の「米国科学技術政策室」を設置して融合教育と科学技術R&Dの協力を基に国家発展のエンジンを探し出そうと努力している。韓国で現在広範囲で実施されているSTEAM融合教育も米国のこのような教育の変化によって2011年教育科学技術部の主要16大課題の一つとして策定され、既存のSTEM(science、technology、engineering、mathematics)教育に芸術・社会科学分野であるArts領域を追加してSTEAM融合教育をモットーにして融合人材教育研究パイロット事業学校と教科研究会など多様な支援事業を展開している。最近は「無限想像室」教育事業や最新の「メーカースペース」教育事業なども個人の創意性を高める場として小・中・高等学生に提供されている。

ロ)法令の主要条項

このような背景から2017年3月14日制定された発明教育法は第2条で発明教育を「創意的な問題解決能力と思考力を開発する全種類の教育」として幅広く定義している。韓国では科学教育と関連して英才教育振興法、環境教育振興法、科学教育振興法、山林教育の活性化に関する法律、環境教育振興法などがあるが、学生の創意力増進に特化した法は発明教育法が唯一である。科学教育振興法でも追及しようとする教育活動が自然科学の知識及び活動に関する教育に限定されている。これと違って、学生の創意力を幅広く培うことを目標とする発明教育は第4条で政府(特許庁)の主導で国家5ヵ年基本計画を樹立し、2017年12月に公表した。これを基に17の市・道教育庁が年間施行計画を樹立し、発明教育の振興に向けて全国の全ての学校と協業できる基盤を整えた。

発明教育法では学校現場で発明教育を増やす制度的な基盤として、学生と教師のニーズを反映した教育課程を構成して教育部の教育部長官に要請できるように規定している(第7条)。該当条項はこれまで表示科目専攻区分というフレームに囚われ、融合に基づいた創意性教育の実現には制限的であった点を改善するための制度的装置になり得る。また、本法律で「発明教育開発院」という教育研究専門担当機関を指定した法律第11条や、国家レベルの発明教育状況が把握できる情報体系の構築を規定する第6条などによって、教育需要に対する専門的な予測と客観的な研究成果の累積で発明教育を振興する規定などが設けられた。

ハ) 法令実行の期待効果

本法律と関連して今後変わっていく状況を見ると、まず17の市・道教育庁及び教育部の参加増加が予想される。各市・道教育庁は2014年に特許庁と創意発明教育業務協約(2014年9月)を締結し、現場の要求に応じて現在まで発明教育を行ってきた。2015～2016年市・道教育庁が発表した年間計画書の分析によれば、各市・道では「発明教育センター」の運営、学校の行政的・財政的教育支援、コンペティションの開催、教員研修の実施、発明教育プログラムの開発、学生キャンプ運営などの重要度順で大きく6つの領域で持続的に持続的に学校発明教育支援事業を運営してきたものと把握された。本法令の施行によって地域の特色のある実行計画を樹立することで、このような事業がさらに体系的に拡大していくと予想される。また、今後教育部の参加で発明教育関係協議体が運営されれば、中央の教育・教員制度の改善と地域の特色のある発明教育の施行が体系的に並行されると予想される。

2) 発明教育の正規化

これまでの発明教育は正規教育ではなく特別活動の形で運営されていたため、父兄及び生徒からの関心不足、発明教師の意欲低下などで発明教育の拡大に限界があったが、関連学界、教育機関及び教員の努力によって教育部の「2007年改定教育課程」及び「2009年改定教育課程」において小・中・高等学校の正規教育課程として反映され、発明教育の量的・質的転換のための契機が設けられた。

また、「2015年文系・理系の統合型教育課程」において「知的財産一般」が高等学校の独立教科目として新設され、知的財産保護に関する内容も小学校課程に含まれた。2018年施行される改定教育課程によって、小・中・高校において発明アイデアの導出技法から知的財産紛争・事業化までレベル別の体系的な教育が行われるものと期待される。

＜表V-1-25＞教育課程への反映状況

<p>＜2009年改定教育課程「発明単元」の反映状況＞</p> <p><input type="checkbox"/> 小学校の実生活課程(必須)5～6年生課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 中学校技術・家庭(必須)1～3年生課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校技術・家庭(選択)1～3年生科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的な問題解決(中単元)(2012年適用)</p> <p>＜2015改定教育課程の新規反映現況＞</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校知的財産一般(選択)1～3年生課程の中から選択(2018年以降適用)</p>
--

3) 発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

発明教育の品質を担保する教師の役割は発明教育において非常に重要である。そこで特許庁は発明教育の活性化において何より重要な発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上に向けて多様な政策を展開している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力を高めるための研究大会及び研究会支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には発明教師の職務研修を大幅に拡大することで発明教育の正規教科への反映に備え、発明教育のクオリティを高めた。

4) 発明教師教育センターの運営

これまで発明教育指導教師は発明教育に関心のある小・中・高の現職教師が特許庁の職務研究課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学における発明教育職務研修を通じて発明教育指導教師となった。

2013年からは予備教師から現職教師に至るまでより体系的で専門的な発明教育指導教師を要請するため、2013～2016年まで春川教大(首都圏)、忠南大(忠清圏)、光州教大(湖南圏)、釜山教大(東南圏)など計4カ所の発明教員教育センターが運営され、2017年から発明教師教育体系を整備するため、再選定を通じて忠南大(中部圏)、全州教大(湖南圏)、釜山教大(慶尚圏)など3カ所の発明教師教育センターを新規指定・運営している。

教育課程の改定、自由学期制のような体験教育の強化などで発明教育の需要に備えると同時に教師教育体系の総括管理機能の強化に向けて、2015年12月教育部から民間総合教育研修院として指定(発明振興会)を受け、首都圏を含めて教師研修をより拡大して全国的に展開している。

イ) 予備教師向け発明教科の開設

予備教師向け発明教育は学部課程に発明教育の理論及び実習など其々2単位以上の正規講座を運営している。

ロ) 現職教師向け職務研修課程の運営

各4大圏域別の地域における現職教師を対象に、休み期間中に発明教師基礎課程(30時間)と発明教師高級課程(30時間)などの教師職務研修課程などを運営した。

ハ) 発明教育文化拡大に向けた独自プログラムの運営

地域の発明教育文化を活性化するため、地域教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭など)を対象に、発明教育優秀事例の発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークル運営及び発明教育のプロボノなどを実施した。

また、8つの学術協力学会が参加して発明教育関係者(学生、父兄、発明教育指導教師、学界関係者など)を対象に創意発明教育連合学術際を運営し、各学会の定期学術大会と連携した発明教育テーマの学術活動(講演、コロキウム、教師ワークショップなど)を通じて認識を高めるために努力している。

一方、教師の専門性を高め、発明教育活動を続ける動機付けのために、発明教育職務研修及び発明関連教育及び大会指導、講義経歴、研究及び特許実績などと連携して

教師の専門性と能力を認証する制度を施行することになった。教育・研修の実績や発明関連大会指導経歴など一定の基準を満たした教師に発明教師認証制の等級による資格を認証する発明教師認証制度は2014年1月に初めて施行され、発明教育認証を受けた教師が初めて輩出された。

発明教師認証制は発明教育の実績によって2級⇒1級⇒マスターの3段階で運営される。専門家レベルであるマスターは発明教育の経歴が7年以上、発明大会入賞指導10件以上、研究・特許実績など多様な条件を満たす者に与えられる発明教師の最高等級で、2017年まで計11人のマスターが輩出された。

二) 発明教師認証制の施行

＜表V-1-26＞発明教師認証制における等級別認証基準

区分	必須領域		選択領域(2項目選択)			検定試験
	単位/研修履修	発明教育実務経歴	発明教育講義実績	発明大会入賞指導	研究・特許実績	
2級	4単位/60時間	-		-	-	2級検定試験
1級	120時間以上	3年	20時間	5件	150%	1級検定試験
マスター	180時間以上	7年	40時間	10件	300%	1級検定試験、 深層面接

3. 学生水準別・学校水準別発明教育の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・トンフン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1995年から教育庁と共同で設置した全国199の発明教室センター(旧発明教室)を通じて全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、個別発明教育センターで自主的に行っていた発明英才教育が本格的に実施できるように関係省庁との協力を強化した。教育部が中心となって樹立した「第2次英

才教育振興総合計画(2008～2012)」及び「第3次英才教育振興総合計画(2013～2017)」に積極的に参画し、発明教育センターを活用した発明英才教育の拡大推進など、発明英才の養成に向けた推進根拠及び基盤を整え、2008年から発明英才選抜ツール及び発明英才の教授学習資料を毎年開発して普及している。特に、2017年からは英才教育に関連のある全ての行政関係省庁と英才教育機関が参加する定期協議体が構成されたが、特許庁は発明英才教育担当機関として「第4次英才教育振興総合計画(2018～2022)」の樹立のような懸案に対する対策議論及び英才教育ネットワーク構築に積極的に参加している。

一方、政府レベルで推進している「政府省庁による特性化専門系高校の育成」事業の一環として、2008年発明特許特性化高校として4校を選定し、本格的な支援に突入した。2016年には計6校を対象に支援を行った。同事業を通じて高校段階における体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、創意的かつ問題解決力の優れた学生を養成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育センター(旧発明教室)の運営支援

発明教育センターは1995年にソウル・奉天中学校(現、仁峴中学校)に試験的に設置されてから、全国市・郡・区のエducation庁別に1ヵ所ずつ設置することを目標として推進された。各市・道教育庁と連携して毎年平均16のセンターを設置し、2006年には24の発明教育センターを設置して182の発明教育センター設置事業を一次完了した。

2007年以降は市・道・教育庁の主官で17の発明教育センターを追加設置し、現在全国において199の発明教育センターが設置されている。

＜表V-1-27＞年度別発明教育センターの設置状況

年度	1995～ 2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	計
設置数(センター)	189	1	3	1	2	-	3	-	199

特許庁は2006年まで発明教育センター設置事業を完了し、その後は発明教育センターの充実した運営のために運営費支援を持続的に行っている。

このような発明教育センター設置などのインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営のためにも力を入れている。発明教育センターの設置初期には1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識を変える教育課程運営を中心としてしたが、最近では初級、中級、高級の3段階教育課程を10～40時間程度で運営し、教育の品質を一層高めた。また、生徒だけではなく、父兄など一般人向けの教育にまで拡大し、地域の発明教育と知的財産権に対する認識向上にも寄与している。

＜表V-1-28＞発明教育センターの利用者状況

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
学生	151,896	191,661	230,284	216,143	338,492	486,753
父兄・一般	6,715	21,344	16,804	17,720	15,875	10,182
教師	12,334	16,569	12,410	9,780	8,729	5,162
利用者の合計	170,945	229,574	259,498	243,643	363,096	502,097

*調査期間(前年12月～該当年度11月末基準)

また、発明教育センターにより多くの学生が関心を持って参加できるよう、2012年に発明教育センターの履修実績を学校の生活記録簿に記載させる根拠規定を発明振興法施行令に盛り込み、これを受けて教育科学技術部では「学生生活記録簿の記載要領(初等用、中等用)」に上記の内容を反映して全国の各学校に伝えた。

2014年9月には特許庁と17の市・道教育庁間でMOU締結を結び、発明教育の拡大に向けた基盤をさらに強化した。

発明教育センターは単純な理論教育ではなく体験と実習中心の教育方法を用いるこ

とで、変わりつつある教育トレンドを反映するため、教育施設及び機資材などの改善が求められている。

よって、2006年～2009年まで1次発明教育センターの現代化が特許庁と教育部、並びに市・道教育庁の協力で行われ、2014年から現代化事業が再開されて2017年まで計33カ所(2014年5カ所、2015年7カ所、2016年11カ所、2017年15カ所)の発明教育センター現代化支援が行われた。

2) 発明(英才)教育プログラム教材の開発・拡散

特許庁は学生の発明に対する創意力を開発し、発明を日常的なものにするため、数年間各級学校向けの多様な対象のための教授・学習資料を開発することで発明教育の拡散に貢献している。発明(英才)教育プログラム及び教材は小・中・高校生が学校現場で発明活動を通じて創意・融合的思考及び問題解決能力を高めるように多様な形態で開発されたが、認定教科書、正規教科連携プログラム、政府教育政策連携教材などで分けられる。最新の代表的なプログラム及び教材に対する例示は次の表(主要発明(英才)教育プログラム教材)に提示されている。

イ) 認定教科書

これまで開発された発明教育の教授・学習資料は国家レベル教育課程に発明教育が盛り込まれたことで認定教科書が含まれたが、2010年から高校水準で「発明とデザイン」、「発明と問題解決」、「高等学校特許分析調査分析」などが開発され、これを選択した特性化高等学校で教科書として活用された。

さらに、2015年には小学校の実生活教科に発明内容が反映・活用され、2015年改定教育課程の技術・家庭群に知的財産一般教科が新たに追加され、2018年から高校で正規科目の一つとして教育が行われ始めた。

ロ) 正規教科連携プログラム

一方、2015年から科学及び進路教科など正規教科と連携した発明教育プログラムを開発してきた。代表的には科学教科連携発明教育プログラムの一環として開発された小学校(科学発明王)、中学校、高校(科学中の発明)で科学教育の科学的な知識と理解を基に創意性と課題解決に対する執着を高めるように体系的に考案されたプログラムがあり、教師用指導書と学生用教材で構成されている。

また、「将来の発明CEO探索」プログラムは学生が未来を予測する洞察力と新しいものに果敢に挑戦する起業家精神を基に主導して発明アイデアを創出することを学び、未来社会に必要な技術を見抜く力を培うように教師用及び学生用として制作され、全国小・中・高の英才クラス(例：発明あるいは科学)、中学校自由学期制及び中・高の進路授業などで活発に活用されている。

これらのプログラムは小・中・高の教師が発明教育に対する専門性を高めて効果的に現場へ適用できるように教員研修を行い、発明教育の拡大に貢献している。

ハ) 政府教育政策連携の教材及びモジュール

この他にも政府の主要教育政策である「自由学期制」のための教材をABCD4つの教育モデルを樹立及び開発し、これを市・道教育庁に知らせて教育の必要性を提案した。

また、国家職務能力標準(NCS)項目のうち3つの分類である「知的財産管理」、「知的財産情報調査分析」、「知的財産評価取引」の学習モジュールを開発し、知的財産と関連する特性化高校及び高等教育現場で必要な職務を指導することができる教授学習資料として開発・配布している。

<表V-1-29> 主要発明(英才)教育プログラムの教材

年度	教材類型	対象	資料名	遂行処
2010	ワークブック	幼児	幼児用の発明ワークブック5種	大邱教大
	指導書	中・高・大学生	次世代知的財産基盤英才起業家共通プログラム及び運営ガイド	ソウル大

	ワークブック	小・中学生	創意と遊ぼう:3テーマ別のチームプロジェクト	忠南大
	ワークブック	中学生	問題解決(人文社会/数理科学/発明):チームプロジェクト中心の創意的な問題解決プログラム3種	崇実大
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	発明設計との出会い/探求/拡張3.0 3種	光州教大
	認定教科書	高校生	発明とデザイン	忠南大
	認定教科書	高校生	発明と問題解決	忠南大
2011	指導書	小・中・高校生	発明英才教育指導ガイド3種	光州教大
	ワークブック	小・中・高校生	創意と発明:問題発見を通じた発明問題の解決3種	忠南大
	認定教科書	高校生	高校特許情報調査分析	(株)アイピープル
2013	ワークブック &指導書	小・中・高校生	体験中心の発明教育プログラム11種	韓国発明振興会
	指導書	小・中・高校生	発明英才の対人関係増進プログラム	韓国相談学会
2014	ワークブック &指導書	小学生	発明王ポロロ:生活素材発明を通じた問題解決8種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	TRIZ技法を利用したトントン博士の面白い発明物語2種	韓国発明振興会
2015	ワークブック &指導書	小・中・高校生	科学+発明(How to make GREAT Ideas for INVENTIONS)4種	WIPO、韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	中学生	自由学期制連携の創意発明プログラムABCD4種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	発明教師	国家職務能力標準(NCS)学習モジュール:知的財産管理、知的財産情報調査分析2種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	中学生	科学教科連携の発明教育プログラム4種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(I)プログラム	韓国発明振興会、KAIST、POSTECH
2016	ワークブック &指導書	高校生	国家職務能力標準(NCS)学習モジュール:知的財産評価取引	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(II)プログラム4種	韓国発明振興会 KAIST, POSTECH
	ワークブック &指導書	小学生	科学発明王(小学校):科学教科連携の発明教育プログラム教師用教材2種	韓国発明振興会、京畿教育庁など
2017	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(III)プログラム4種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	高校生	科学中の発明:科学教科連携の発明教育プログラム教師用教材2種	韓国発明振興会
	認定教科書	高校生	知的財産一般教科書	韓国発明振興会

3) 発明英才教育

特許庁は2007年に政府レベルで推進していた「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の樹立に積極的に参画し、発明英才養成のための基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は2007年12月国家人的資源委員会で確定されたので、同計画には教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許庁など6つの省庁が参加した。特許庁は同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置など発明英才を体系的に発掘・養成できる制度的な装置を設けた。

また、2013年10月には英才教育の機会を拡大し、教育の質を高めるとともに、教育の効果を高めるために教育部、未来創造科学部、文化体育観光部、特許庁などが参加して「第3次英才教育振興総合計画(2013-2017)」を構築した。さらに、2018年から始まる「第4次英才教育振興総合計画(2018～2022)」の樹立と関連して、未来社会の人材養成に備えて発明英才を含む英才概念の再定立に関する論文を寄稿するなど今後英才教育の青写真を提示している。

イ) 市・道教育庁における発明英才教育の支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して市・道教育庁に配布することで発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授・学習プログラムも開発・普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16の市・道において発明英才クラスを運営している。2017年発明英才学生数は前年度4,410人に比べて約2.9%増加した4,536人と把握された。

＜表V-1-30＞発明英才教育の状況

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
発明英才クラス数	192	242	237	230	243	240	243	270
発明英才学生数	3,765	4,650	4,568	4,361	4,474	4,548	4,410	4,536

発明英才学生の教育プログラムとして2008年には小・中学の初級レベルプログラム各1種(計2種)を開発・普及し、その後も毎年小、中、高向け発明英才教育プログラムを開発して普及した。2013年には発明教育と関連のある6つの関連学会(技術教育学会、実科教育学会、職業教育学会、英才学会、英才教育学会、相談学会)と連携した体験中心の発明教育プログラムを開発・普及した。2014年以後はソウル、京畿教育厅と共に進路教育プログラムと連携しており、2016年には2015年に開発された「将来の発明CEO探索(Ⅰ)」に続いて連続シリーズ型開発の一環として「将来の発明CEO探索(Ⅱ)」を開発し、このプログラムを学校に適用させるために教師研修(計191人参加)も並行して実施した。また、2017年には「将来の発明CEO探索(Ⅲ)」の開発とともにプログラムを拡大適用できるように全国17の市・道教育厅と協業して訪問型教師研修を実施した結果、教師研修に参加した教師数(計276人)とプログラムに参加した学生数(計2,984人)が相当増加した。

発明英才の選抜を支援するため、2008年～2009年には発明英才選抜ツール4種(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1の各1種)を開発して配布した。2010年～2011年には発明英才選抜ツールの他にも英才選抜方法が多様化する傾向を反映し、観察、推薦制の選抜マニュアルを開発して配布した。2012年には発明英才選抜ツール8種(小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種)と2010年～2011年に開発した観察・推薦制度の選抜マニュアルを補完及び改善して配布した。2013年には深層面接を行う市・道の増加によって、深層面接の選抜問題3セットを追加で開発し、2015年には正規教育課程内の遂行評価と連携した観察遂行チェックリストを追加で開発した。2016年には2種類のアイデア口述型の深層面接ツール(筆記試験連携型、討論観察型)を開発し、2017年には問題の質を高めるために多段階問題評価及び検討会議を開催するなど、発明英才選抜ツールを毎年新たに開発して普及している。その過程で市・道教育厅の英

才担当奨学士並び開発者間会議を年3～4回開催することで、現場の意見を取り集めて補完した結果、2017年に発明英才選抜ツールを活用した機関数は全体発明英才機関172機関に比べて159機関(92.4%活用)で、2016年(130機関)より29機関が増えた。

ロ) 知的財産基盤の次世代英才起業家の育成

特許庁は創意性の優れた少数精鋭の中・高校生の発明英才を今後新成長産業を創出できる知的財産基盤の英才起業家として育成するため、KAISTとPOSTECを次世代英才起業家教育院として指定し運営している。

そのために2009年3月に科学技術翰林院と共同で諮問団と企画団を構成して運営した。諮問団はKAIST、POSTECHの大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファKAIST招聘教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルス前KAIST碩座教授など最高の碩学で構成され、企画団は発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業など関連分野の専門家で構成された。数回にわたる企画団会議を通じて人材像から選抜・育成体系に至るまでの方向を策定し、導出された計画を2009年9月諮問会議に報告することで、政策方向の諮問結果を含む選抜・育成計画を完成した。

2009年2月に韓国理工系大学の先頭に立っているKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を構築した。その後、随時に推進団会議を開催し教育院の運営方法を論議し、2009年9月両大学に次世代英才起業家教育院を指定・設置した。

このような過程を経てKAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生の教育対象者として2009年に第1期教育生181人を選抜し、2010年から2年基本課程の教育運営をスタートした。2017年12月に第9期教育生164人を選抜して運営中である。

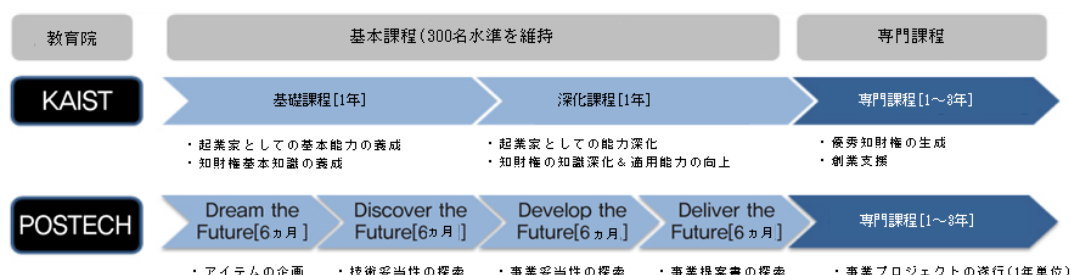
両教育院を通じて中核能力である創意的な問題解決力・未来技術・起業家精神・知的財産専門性などを兼ね備えさせるために多様な教育プログラムを提供している。特

に、選抜された学生が将来の社会において求められる融合型人材として成長できるように、工学・人文学・芸術など多岐にわたる教育を提供している。

<表V-1-31>次世代英才起業家教育院の教育課程

	KAIST教育院	POSTECH教育院
教育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価値あるIPを創り出し、時代の流れを先導する創造的な起業家の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の市場を創り出す破壊的な技術革新を主導する起業家の養成
方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週単位) ※未来通信環境に馴染むようツイッター、グーグルBuzz、グーグルDocsなどを通じた討論及びフィードバックを同時に運営 ・ オフラインキャンプの運営(週末に年6-8回、学期休み中1週間ずつ年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週省察日誌など課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位) ※学習メンターが個人別に学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付けを通じて円滑な自己主導的な学習支援 ・ オンオフラインキャンプの運営(学期休み中2週間ずつ年2回)
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来の技術変化に対するビジョンを育てる未来技術教育 ・ 企業発達史などの人文学教育 ・ 知的財産を創出できる能力を培うための知的財産教育 ・ 企業を設立・運営するリーダーシップを培う企業家精神の教育など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Dream the Future:未来技術の先見及びアイテム企画 ・ Discover the Future:アイテムの実現に向けた技術検索・開発 ・ Develop the Future:ビジネスポートフォリオの作成、マーケティング、事業化 ・ Deliver the Future:アイテムを選定して実際に設計・事業化プロジェクト

<図V-1-3>KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育体系



2010年9月には韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野の修士・博士級専門人材5人で構成された「次世代英才起業家センター」を開所した。センターでは次世代英才起業家教育生の認知的な領域の発達はもちろん、情緒的な領域に至るまで安定的に成

長できるよう、教育生個人別に心理、能力分析及び進路などに対する個別相談サービスを提供した。

2012年12月には次世代英才起業家教育生及び発明英才を総合的に支援するため、「次世代英才起業家センター」を「発明英才教育研究院」に拡大・改編した。発明教育研究院は次世代英才起業教育生の支援の他にも発明教育の政策研究及び教育プログラム開発の役割を果たしている。

3) 知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

特許庁は高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するため、2007年に4つの専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」として選定した。教育人的資源部など7部(省)2庁が参画し、「政府省庁による特性化専門系高校育成事業」の一環として推進した事業である。

事業計画書の評価、現場の実態調査、発表審査などを通じて2007年6月に特性化高校として選ばれた学校はサムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、公立)、デクァン工業高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)など4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営方法に対する研究を推進し、これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営など学校別の事業推進計画を具体化し、韓国特許庁、教育人的資源部、4つの教育庁間で特性化高校への支援のために業務協約(MOU)を締結し、支援主体間における役割を明確にした。

これを基に2008年には本格的に発明・特許特性化高校の運営支援が始まった。初年度には特性化高校の運営基盤をうまく整えるための基本枠組みの構築に重点を置き、学校別の専門家コンサルティングなどで運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続され、これで第1回目の支援が完了した。

一方、2012年には第2次支援(2013～2017)に向けて発明・特許特性化高校を選定した。計6校が選定され、このうち以前から支援を受けていた学校であるサムイル工業高校(水原、私立)、デクァン発明高校(釜山、私立)の他に未来産業科学高校(ソウル、私立)、ケサン工業高校(仁川、公立)、光州自然科学高校(光州、私立)、西帰浦産業科学高校(済州、公立)など計4校が新規選定された。また、高校の専門教科課程に発明・知的財産関連の独立教科目を新設するために教育科学技術部とMOUを締結することで、特性化高校における発明教育の基盤をより一層固整えることができた。

第2次支援の初年度である2013年には発明・特許教育を通じた「創意的な職務発明産業人材」という新たな人材像の実現に向けて管理運営指針の改定など事業管理体系を強化し、学生の知的財産創出能力と就業競争力を強化するために学校別に協力企業と連携した「企業とともにする職務発明プログラム」を導入・運営した。

同プログラムを通じて学生がチームを組んで企業の懸案課題を解決し、該当アイデアを知的財産権として出願することで、知的財産創出能力と職務発明能力を兼ね備えた創意的な技術人材として成長でき、これを通じて協力企業に2017年に279人の発明・特許特性化高の学生たちが就職できた。

<表V-1-32>2017年企業連携職務発明プログラムの参加状況

学校	参加学生数	参加企業数	知的財産権出願
サムイル工業高校	152人	42社	40件
デクァン発明科学高校	92人	20社	13件
ケサン工業高校	88人	24社	12件
未来産業科学高校	96人	22社	12件
光州自然科学高校	70人	18社	9件
西帰浦産業科学高校	80人	16社	11件

また、2014年から特許庁、兵務庁、中小企業庁、農林畜産食品部など関連省庁間の

協議を通じてこれまで特性化高校・マイスター高校の卒業生を中心に運営されてきた産業機能要員制度を発明・特許特性化高校の卒業生にも適用し、2016年には86人が54社、2017年には101人が54社において産業機能要員として選抜され、兵役サービスのメリットを享受できるようになった。

ハ．評価及び発展方向

発明教育センターを通じた発明教育の拡大と多様な学生を対象とする教育開発事業などは発明教育の正規教科への反映に寄与し、発明教育法の制定と「第1次教育教育基本計画(2018～2022)」の樹立につながり、発明教育の振興領域を広げることにも貢献した。

今後も発明教師教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育をより拡大するため、市・道教育庁との協力を通じた成果を評価し、意見を取りまとめ、学生レベル別・学校レベル別・地域別の体系的な実行計画の遂行をモニタリングする計画である。また、教育部や大統領直属第4次産業革命委員会など関係省庁との業務協力もまた強化していく予定である。

4. 発明活動優秀学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・フンゴン

イ．推進背景及び概要

特許庁は創意力に優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高め、望ましい発明人材像を定立するため、さまざまな発明・創意性大会を運営し、優秀発明活動の学生と教員を選抜して支援している。

＜表V-1-33＞優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀発明活動学生及び教員の選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> ・発明フェスティバル* ・大韓民国学生発明展示会 ・大韓民国学生創造力チャンピオン大会 ・青少年発明家プログラム(YIP) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明奨学生 ・大韓民国発明教育大賞

*「大韓民国学生展示会」及び「大韓民国学生創造力チャンピオン本戦大会」を同時開催

これまで分離・運営されていた「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創造力チャンピオン本選大会」、「青少年発明家プログラム」を2014年から「青少年発明発明フェスティバル」として同時開催し、発明教育学術大会など多様な催しを提供することで、発明教育の拡大にシナジー効果を生み出した。

大韓民国学生発明展示会は創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生の発明に対する創意性を啓発し、発明を身近で日常的なものにすることで、知識基盤社会の主演となる将来の発明家を発掘・養成することを目的として、1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は「他人と違う私」と「共に暮らす私」の調和に基づいた協同的な問題解決過程を通じて、青少年の幅広い思考力と創造力の向上を目的として、2002年から特許庁が共同で開催している。この大会は5～7人の学生がチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生の創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は企業が提示した課題に対して、中・高校生に創意的なアイデアで解決策を提示させ、特許出願まで行えるよう支援することであり、青少年に創造力、協同精神、起業家精神を培わせるプログラムである。

そして、発明活動が優秀な学生を選抜する発明奨学生選抜制度があり、2011年度から発明教育の拡大及び発明文化作りに貢献した教育者を発掘・授賞して発明教育者の志気と自負心を高めるための大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 青少年発明フェスティバル

これまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創意力チャンピオン大会、青少年発明家プログラムを2014年からは同時に開催し、開かれた発明教室、チャンピオン大会模擬体験、想像の宇宙体験、次世代英才起業家フォーラム、学術大会などさまざまな催しを提供することで、観覧客が4万人余りへと増加する成果を収めた。

イ) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は小・中・高校生の優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会であり、2017年で30回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校生の発明及び考案品であり、書類審査→先行技術調査→公衆審査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選定される。優秀な発明品は国務総理賞、教育部長官賞などを授賞し、上位受賞者には賞状及び賞金の他にも海外研修、特許出願の諮問支援などの機会が与えられる。

2017年に開催された第30回大韓民国学生発明展示会は、9,445件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された259件の出品作は、2017年7月21日から7月23日までソウルCOEXにて展示された。そして、国務総理賞及び特別賞を受賞した学生及び指導教師には海外研修を支援し、先進発明文化の学習、学生発明の活性化を図り、発明指導への意欲を高めた。

＜表V-1-34＞大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
受付作品(件)	9,768	8,485	9,538	8,466	7,884	8,010	9,445

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピック)

2002年から特許庁が主催している大韓民国学生創意力チャンピオン大会は青少年に創意的な問題解決の能力涵養と知的基盤社会を先導する人材養成を目標にしている。2009年に16の市・道別予選大会を開催したことで参加チーム数が大幅に増加し、今年度は8.8%増加した913チームが参加した。

全体参加チームの書面審査及び6月開催された16の市・道予選大会の後、7月21日から23日までソウルCOEXにて本戦大会を開催した。各チームは5～7人で構成し、指導教師1人が同伴して表現課題と制作課題、即席課題を解決する。本選大会ではさまざまな発明アイデアの展示及び発明体験プログラムなどで構成し、学生と父兄、教師が楽しめる発明フェスティバルの場として運営した。

＜表V-1-35＞大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
参加チーム	1,240	1,273	1,256	1,132	898	839	913

ハ)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年にはDUOBACK KOREA及びCOREX自転車(前INFIZABIKE社)などの2社が参加したが、2017年には12社が参加して70チームを選抜することで、より多くの青少年に発明教育の支援が受けられる機会を与えた。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加し、2009年に134チームが参加を申し込んだ事実と比べると、2017年には838チームが発明アイデアを提出する、大き

な成長を成し遂げた。申請チームの中から選定されたチームのアイデアは教育を通じたアイデアの改善過程を経て、すべて特許出願を完了した。

＜表V-1-36＞YIP(青少年発明家プログラム)の状況

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
後援企業数	2社	6社	8社	8社	9社	11社	11社	10社	12社
申込チーム数	134	386	586	822	1,087	1,123	928	947	838
参加チーム数	10チーム	30チーム	40チーム	50チーム	80チーム	66チーム	70チーム	70チーム	70チーム

*2017年YIP後援企業：クムホ電気、デユウィニア、モーニンググローリー、AMORE PACIFIC、S POLYTECH、LGディスプレイ、LG化学、UIK、KGC人参公社、POSCO、韓国情報通信、HUROM

2) 大韓民国の発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は教育現場で発明教育に献身する優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広め、励ますために行われた。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と公開検証、面接審査を経て選定されるが、2017年には計8人の受賞者が選ばれた。選抜基準は教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育への熱意及び持続性などであり、過去3年間の功績を対象に評価した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は発明・創意性大会の運営を通じて国民の発明認識の拡散と発明文化の活性化に向けて多様な努力を傾けている。

大韓民国学生発明展示会は朝鮮日報、大韓民国学生創意力チャンピオン大会はサムスン電子と共同主催しており、YIPはLGディスプレイ、POSCO、モーニンググローリー

など企業12社の後援を受けて運営しているが、これは企業及びマスコミなどと連携することで大会開催の効果を高めようとしたためである。また、毎年大会制度の改善と褒賞の拡大を推進することで大会への参加を促し、その結果として各大会の申請・参加者数が大きく伸びた。

今後は発明教育に対する教育界と社会の関心に応じるとともに、増加する大会参加ニーズに合わせて、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても充実度を高める計画である。また、より公正かつ透明な大会運営のために多様な努力を傾けていく計画である。

5. 知的財産スマート教育³⁰を活用した全国民向け知的財産常時学習の推進

国際知的財産研修院 教育企画課 事務官 パク・ソンヨン

イ. 推進背景及び概要

韓国政府は知的財産基本法の制定以後、「第2次国家知的財産人材養成総合計画(2013～2017年)」を樹立し、具体的な教育実行計画に推進している。これを受けて知的財産に関する教育の一軸を担当している国際知的財産研修院では知的財産スマート教育(e-ラーニング)を通じてより多い国民が知的財産教育が受けられるように運営しており、知的財産社会を先導する優秀な知的財産人材の養成に力を入れている。

国際知的財産研修院では知的財産スマート教育事業を通じて需要者オーダーメイド型コンテンツを開発して実務中心の知的財産教育を拡大し、小・中・高校生を創意的な知的財産の将来の主役として育成するなど、知的財産分野の中核人材を養成している。知的財産スマート教育事業はe-ラーニング教育を通じて急増する教育需要に効率的に対応しつつ、多様な階層に知的財産の学習機会を提供し、企業が必要とする知的財産専門人材を養成している。

³⁰ 最上のICT環境を基盤に人間中心のソーシャルラーニング、オーダーメイド型学習を取り入れた学習形態

ロ. 推進内容及び成果

国際知的財産研修院は知的財産教育が必要な6分野を支援してきた。①創意力中心の青少年、②実務人材中心の企業役職員、③知的財産権が必要な理工系の大学生、④発明教育を指導する教員、⑤発明の拡大に取り組むべき特許関連機関、⑥審査・審判の専門性が必要な特許庁公務員などを対象に生涯周期別の生涯教育を実施している。これを通じて2017年には企業の研究員、大学生、青少年、教員など約25万1千人にを教育した。

インターネット基盤のフラッシュアニメーション及び動画で作られた292個の学習コンテンツを提供すると同時に、教育効果を高めるために必要な時は集合教育などと併行するFLIPPED-LEARNING教育を実施している。

このような教育は国家知的財産教育ポータル([www. IP-Academy.net](http://www.IP-Academy.net))を通じて行われ、知的財産教育情報統合システム、教授要員登録システムだけでなく、400件を超える関連資料を保有している。また、ポータル内に「知的財産教育情報資料室」を運営して名実共に国内知的財産教育総合ポータルの役割を果たすことで、教育の信頼性と知的財産教育の民間活用度を高めた。

また、ポータル内に「知的財産ストーリーセンター」を構築し、国民なら誰でも手軽に知的財産関連の主要 이슈や時宜を得たコンテンツにアクセスできるように、情報と感性が融合した知的財産ストーリーコンテンツ77個をサービスした。また、国内最大規模のポータルサイトであるNAVERのTVキャストに開設された「知的財産ストーリーセンター」を通じて、「第4次産業革命時代、AIロボットの発明も特許が受けられるのか?」「進化するNPE、特許私掠船警戒令」のように時宜を得た内容を全国民がアクセスできるように普及した。

また、ストーリー映像コンテンツの拡散に向けたSNSチャンネル(Youtube、Facebook)を運営し、四半期ごとに広報イベントを開催して参加を呼びかけた。

大学には知的財産スマート教育サービスを通じて255講座を開設し、8,340人に対して良質な知的財産教育を提供した。

また、小学生から高校生まで発明に関心のある青少年のために発明記者団を運営し、計962件の発明記事を作成させた。発明体験活動とこれに関する作文などを通じて発明の原理と理論的な思考を培え、このような発明記者団の活動はオンライン運営とオフライン支援(取材、教育)で実施され、多くの父兄や青少年から反響を呼んでいる。

一方、発明教師の職務教育は3,103人が研修を受けた。この課程は発明教育の必須的な履修課程として認識され、発明教師の参加率が高い。特に、15時間と30時間課程の「遠隔職務研修」は発明教師が必要な単位を無理せず取得できるよう支援している。

知的財産スマート教育の効率的な管理と支援のため、進度率の確認、受講認証など職務教育が必要な企業などを対象に教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供し、計810機関を対象に団体教育(B2B)を実施した。オンライン教育システムを備えた企業にはコンテンツを貸し出すことで、知的財産教育の裾野を広げた。

ハ. 評価及び発展方向

多様な階層が参加できる知的財産スマート教育の常時学習体系は青少年から大学生、中小企業に至るまでライフサイクルに合わせた教育を提供することで、知識基盤社会に対応できる社会的能力を高めることに一翼を担っている。

教育環境が相対的に劣悪な中小企業のために、オーダーメイド型知的財産スマート教育を提供することで、中小企業の知的財産競争力の向上に寄与した。

青少年発明教育分野では、オンライン先行学習の後にオフラインで創意的思考力を育てる学習法であるFLIPPED-LEARNING技法を初めて活用した発明教育コンテンツを「知的財産e-ランニング先導学校」4校と共に開発した。開発されたコンテンツと学

習資料はオンラインを通じて全国の学校へ普及し、オン・オフラインで連携した学校現場発明教育の新しいドアを開いた。また、青少年発明記者団が発行するPDFファイル形式の「青少年発明新聞」をPC、スマート機器など多様なブラウザからアクセスできる反応型ウェブマガジンとして発行し、優れた内容の記事を共有した。

発明教員の遠隔職務研修は効率性を改善して81.8%の高い修了率を達成した。

2018年にはオフライン連携教育を活性化して中小企業経営者及びコア人材を対象にオン・オフラインが混合したIPリーダーFLIPPED-LEARNING課程を2回運営し、青少年e-ラーニング先導学校を6校に拡大運営して関連優秀コンテンツの制作を支援することで、スマート教育の効果を最大化する計画である。また、関連教育の活性化に向けた優秀受講生支援、広報説明会の拡大など多様な教育支援活動を強化する計画である。

また、教師の発明教育専門課程であるTrizを活用した発明授業コンテンツと第4次産業革命時代に備える知的財産に対するストーリー映像コンテンツを拡大・普及し、大韓民国知的財産能力の強化に貢献していく計画である。

<表V-1-37>知的財産スマート教育の対象別運営状況

(単位：人)

教育対象	教育形態		教育運営状況		
			教育課程形態	運営方法	受講者数 (2017年基準)
1. 企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産認識向上	17,285人
		中小企業	IPリーダーFLIPPED-LEARNING	基礎、高級課程	75人
	B2B	大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	3,095人 (31社)
		中小企業	団体教育	基礎、企業職務教育	35,057人 (200社)
		公共機関	団体教育	基礎、企業職務教育	35,057人 (27機関)
		その他	団体教育	基礎、企業職務教育	21,060人 (42機関)
2. 関連機関	B2B	関係機関の職員	団体教育	知的財産教育	16,057人 (6機関)

3. 弁理士	B2B	弁理士及び職員	団体教育	(見習)弁理士職務教育と連携	(245)人
4. 大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程と連携	7,685人 (228講座)
		デザイン	団体教育		146人 (2講座)
		教大/師範大	団体教育		231人 (9講座)
		人文大/法大/経商大/レンタルなど	団体教育/コンテンツレンタル		278人 (16講座)
5. 青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自律受講	6,556人
	B2B	小学生	団体教育	正規授業、放課後活動、裁量活動、学生生活指導などと連携	51,262人 (80校)
		中学生	団体教育		9,086人 (35校)
		高校生	団体教育		23,814人 (88校)
		地域教育庁	団体教育		34,862人 (52教育機関)
6. 青少年発 明記者団	B2C/ B2B	小/中/高	個別教育	自律受講	4,360人
7. 発明教員	B2B	小学生	教育庁団体教育	年6期数、職務教育	1,760人
		中学生			1,203人
		特殊幼稚園/その他			140人
8. 公務員	B2B	特許庁	個別教育	年中常時、特別課程	9,347人
	B2B	中央/地方	個別教育	職務教育	
計		コンテンツ292個			250,974人 (オンライン教育受講者)

第3節 発明振興イベントの開催

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イム・ソンビン

「発明の日」の記念式は優秀発明家及び発明功労者を表彰することで、発明家と科学技術者の士気を高め、国民に発明ムードを広げるために開催するイベントであり、2017年には「第4次産業革命、発明で開いていきます。」というテーマで、イ・ナギョン国務総理が臨席した中で、63コンベンションセンターのグランドボールルーム(ソウル市汝矣島洞)で行われた。

2017年「発明の日」記念式では金塔勲章を含む政府褒賞など79個の授賞が行われ、この中で今年の発明王の受賞者には褒賞金の支給、トロフィーの授与、「発明家の殿堂」の献納などの副賞が授賞された。

国内に登録された特許及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞は2017年には12件の発明と1件のデザインを選定し、韓国知的財産センターで特許庁と中央日報が共同で授賞した。計229件の応募で18:1の競争率を記録し、計13件の受賞作の中で個人及び中小企業が6件を占めた。

2011年度から統合実施している大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会は国内の優秀特許と商標・デザインだけでなく、世界各国の発明品を展示する国内最大規模の知的財産権展示会で、2017年には30,563人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内90社(人)から90点、国内外30ヵ国から633点を出品及び展示し、国内外発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の機会を提供した。

2. 第52回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イム・ソンビン

イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産の好循環構造確立の有無は、国家と企業の競争力における主な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産創出を促すためには、社会における各界各層へと知的財産創出の裾野を広げる法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのために発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対するコンセンサスを拡大し、国民の間で発明ムードを作っていくことが必要である。

政府は知的財産に対する認識の重要性を高め、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界初の測雨器を発明した日(1441.5.19.)を記念し、5月19日を「発明の日」と定めて法定記念日に指定した。発明の日の記念式典では発明家の士気を高めるために功労者に対する褒賞、記念パフォーマンス、優秀発明品の展示など多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2017年の第52回「発明の日」記念式典は「第4次産業革命、発明で開いていきます。」というテーマでイ・ナギョン国務総理を始め、主要人事及び発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師など約600人余りが参加した中で、6月14日63コンベンションセンターグランドボールルームで開催された。

イ・ナギョン国務総理の祝辞を通じて発明の日を祝い、知的財産基盤創業の促進及び人材育成に向けた政府の支援意志を表明した。

記念式典では発明及び特許分野に貢献してきた功労者に対して特許長官が金塔産業勲章など政府褒賞を行い、大韓民国を代表する発明家 1 人を今年の発明王として選定して証書とともにトロフィーを授与した。

特に、第 52 回発明の日ではお祝いムードを盛り上げるため、メディアマジックパフォーマンス、Show Choir の公演など多様なプログラムを運営した。

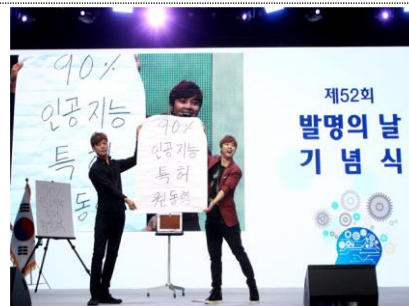
<図 V-1-4> 国務総理の授賞

<図 V-1-5> 記念映像の上映



<図 V-1-6> 2017年今年の発明王授賞

<図 V-1-7> メディアマジックパフォーマンス



ハ. 評価及び発展方向

第 52 回発明の日記念式典では発明家の受賞を祝い、尊重する雰囲気を作るために多様なイベントを行った。メディアマジックパフォーマンス、Show Choir 公演で発明家の士気を高め、「アイデア写真」SNS イベントを通じて発明ムードを盛り上げた。一部褒賞者の場合は家族(夫人)と共同受賞を通じて受賞者の士気を高め、優秀発明品

展示ゾーンと参加者/観覧客対象のインタビューゾーン及びフォトゾーンを運営して参加者たちが楽しめる発明の日記念式を運営した。

3. 特許技術賞の授賞

特許審査企画局 特許審査制度課 工業主事 ホン・ジェギョン

イ. 推進背景及び概要

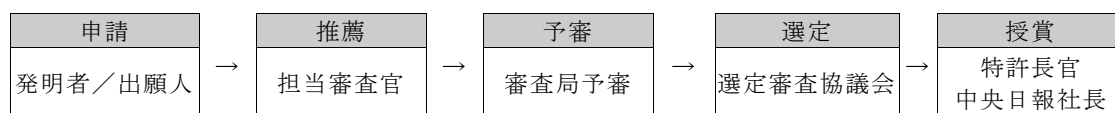
特許庁と中央日報は1992年から発明者と創作者の士気を高め、全国的に発明ムードを広げることで、産業の技術競争力を高め、さらに国民経済発展に貢献するために毎年上・下半期2回にわたって特許庁に登録された発明・考案またはデザインの中から優秀な発明などを発掘して特許技術賞を授賞している(発明振興法第6条第6号に基づく)。

特に、2014年には予算不足、事業化に対する専門性不足などで可視的な事業成果を収めることができず、各種発明関連授賞において頭角を現し難い個人や小企業の優秀な特許技術が死蔵されることを防ぎ、事業の活性化を誘導するために「洪大容賞」を新設して現在まで施行中である(「機械式渾天儀」などを発明し、地球自転説を主張した朝鮮時代の発明家であり実学者である洪大容の名を取ったもの)。

特許技術賞は世宗大王部門の世宗大王賞(1件)、忠武公賞(1件)、池錫永賞(2件)、丁若鏞賞(デザイン、1件)、洪大容部門の洪大容賞(2件)で構成されている。

特許技術賞の受賞者には賞金とともに体系的な創業支援プログラムへの参加機会が提供され、特許技術賞受賞マークも提供することで、受賞発明の事業化マーケティングを支援している。

<表V-1-38>特許技術賞の施行日程



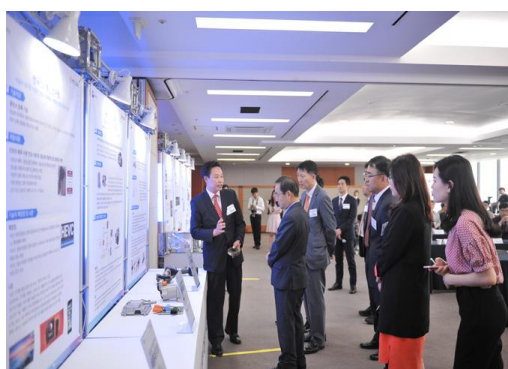
ロ. 推進内容及び成果

2017年特許技術賞は洪大容部門受賞作の品質を高め、社会的弱者を配慮するため、申請資格要件を拡大(中企業、大学などを含む)し、推薦人に対するインセンティブ拡大を通じて審査官による優秀発明の推薦を積極的に誘導した。

2017年上半期には韓国電子通信研究院のイ・ジンホ先任研究員の他9人が共同で発明した適応的フィルターを利用したイントラ予測を遂行する映像復号化装置が世宗大王賞として選定された。該当発明は映像に不必要な情報を除去して圧縮効率を高める卓越した効果で、動画圧縮標準として採択もされた。この技術はデジタル動画を提供する放送、映画など多様な分野に適用可能であり、今後大容量高画質UHDコンテンツ需要の急増によって相当な売り上げ増大をもたらすと期待されている。

2017年下半期には(株)LGディスプレイのパク・クァンホチーム長などが発明したパネル振動型音響発生装置が世宗大王賞として選定された。該当発明はスピーカーの代わりに画面を直接振動させて音響を発生させるもので、画面の下段や側面ではなく前面に音が伝わり、ユーザーにより立体感のあるオーディオ環境を提供する。また、別途のスピーカーを設置する必要がないため、スペース活用に有利な効果がある。

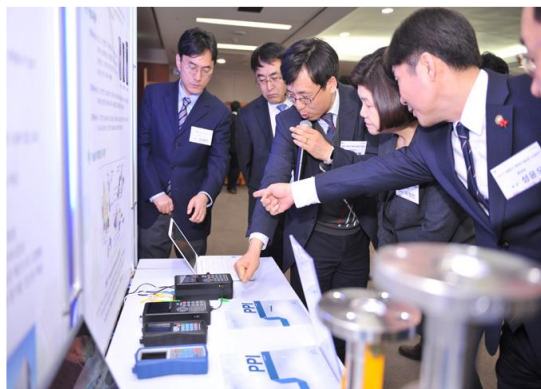
<図V-1-8> 2017年上半期受賞作
のデモンストレーション



<図V-1-9> 2017年上半期授賞式
の授与



<図V-1-10>2017年下半年受賞作
のデモンストレーション



<図V-1-11>2017年下半年授賞式
の授与



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許技術賞制度を通じて1992年から2017年下半年まで計358件の優秀発明・デザインに対して授賞し、優秀な特許技術が事業的な成果を収められるよう持続的な支援を提供している。

2018年からは既存の特許庁発明奨励事業優遇インセンティブとともに、中小ベンチャー部の創業跳躍パッケージ、創業成功パッケージ及び創業先導大学支援事業と連携した創業企業支援インセンティブを提供するなど特許技術賞受賞者に対する支援を強化していく予定である。また、やや硬い雰囲気授賞式から脱し、受賞者とともに楽しむ授賞式として進行するなど受賞者を先に配慮し、既存の広報方法からさらに進んで特許ユーザーのアクセシビリティの高いニューメディアを積極的に活用することで優秀発明の特許技術賞申請を奨励する予定である。

4. 2017大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イム・ソンビン

イ. 推進背景及び概要

大韓民国発明特許大典、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展示会を「2017大韓民国知的財産大典」という名前に統合して開催した。大韓民国知的財産大典は知的財産権に対する国民の認識を高め、発明ムードを広め、国内外発明家の交流を拡大して国際的なネットワークを構築することにその目的がある。さらに、今回の展示を通じて優秀発明品を一般国民に広く知らせるなど、販路を切り開くことで流通が活性化できる。技術先進国への跳躍に向けて1年間の発明と特許を決算して授賞することで新技術を発掘でき、益々その価値が重要となっている商標とデザインの発展を図る効果もある。

これまで大韓民国発明特許大典は1982年から毎年開催され、今年で第36回を迎えた。商標・デザイン権展は2006年から毎年開催され、第12回を迎えた。ソウル国際発明展示会は2002年から2008年まで隔年開催であったが、2009年からは毎年開催となって13回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2011年から大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会を同時に開催し、国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品を共に展示することで、名実共に韓国における最大規模の知的財産権展示会となった。これを通じて国内外発明特許イベントのプレゼンス及び国際的イメージの向上に大きく貢献した。

大韓民国発明特許大典は受賞作90社90点の製品展示と共に、多様な見どころを提供することで一般国民の関心を呼び起こし、展示会のプレゼンスを高めた。また、受賞作中心のメイン展示館の他に外国人発明創業大典、軍発明展示館、知的財産雇用講演会場及び相談館、2020知的財産トレンド館、クラウドファンディング館、購買投資相談会場、IP創業館、軍・海警発明コンペティション受賞館、職務発明制度広報館など多様な付帯展示館を運営することで、参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供するとともに、職務発明制度の相談も提供した。

商標・デザイン権展は優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作をはじめ、商標・デザイン権トレンド館、紛争事例館、デザイナー職業説明館など様々な構成を通じて、多様な年齢層の観客のために様々な工夫をした。付帯イベントとしてモバイルスタンプラリーと知的財産雇用講演会講師との食事イベントを実施し、多様な年齢層の観覧客が直接体験して関心が持てる展示空間を作り上げた。

ソウル国際発明展示会は10年連続で30ヵ国以上の参加と最近3年平均650件を超える出品作の紹介で、世界的な発明展示会として位置づけられた。2017年には国内165点を含めて、世界30カ国から633点を出品及び展示し、世界的な発明展示会として国内外発明家の交流拡大及び国際ネットワークの構築のための良い機会を提供した。また、購買相談会場とクラウドファンディング館などを運営して発明家とバイヤーの相談の場を設けることで、参加者に発明品を広報するだけでなく、事業化の実績向上にも貢献した。

<図V-1-12> 展示場の全景



<図V-1-13> 2020知的財産トレンド館の全景



<図V-1-14>授賞式の授与場面



<図V-1-15>商標デザイン権展の
展示全景



<図V-1-16>知的財産雇用講演会
場



<図V-1-17>ソウル展授賞式の全
景



ハ. 評価及び発展方向

展示会の他に付帯イベントとして知的財産雇用講演会場、職務発明制度広報館、2020知的財産トレンド館などを運営し、展示会参加企業と参加者の関心を引き寄せるように運営し、既存の広報方法に加えて海外広報を積極的に行って計599回の国内外報道(海外330回)を展開した。

E・Landリテール、GSホームショッピング、Interpark、Wemakeprice、e-bayコリア、ホームプラスなどの国内外バイヤーが参加したクラウドファンディング館を運営して22社の現場クラウドファンディング進行及びクラウドファンディング優秀製品の展示及び説明などを行った。また、2020知的財産トレンド館ではウェアラブル機器から教育用ロボットゾーン、VRゾーンなど多様な最新技術の体験空間も運営した。

第4節 女性発明振興活動の展開

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 工業主事 イ・シホ

女性発明振興事業の結果、ここ3年間女性の特許出願件は毎年増加してきた。

* 女性の特許出願件数：

(2015)6,094件→(2016)6,415件→(2017)6,896件

* 男性の特許出願件数：

(2015)34,820件→(2016)33,519件→(2017)33,802件

しかし、未だに男性に比べると微々たる水準であり、韓国女性経済活動参加率も2016年基準で58.4%で、OECD加盟国平均の63.6%に比べると依然として最下位圏である。高い教育水準と優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは国家的に大きな浪費である。また、韓国は急速な少子高齢化によってますます労働力が不足していく状況の中で、女性の経済活動参加を促すために多様な女性発明振興事業に取り組むべきであるという必要性が提起された。

特許庁は韓国女性発明協会の支援事業を通じて女性の知的財産に対する認識を高めるため、全国で女性向けの知的財産権教育を実施している。女性の発明アイデアが死蔵されず、産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明発掘支援、女性発明品博覧会など多様な支援政策を推進している。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しいエンジンであるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、その特許が商品化に繋がることで、女性発明・女性起業家の成功事例がより多く誕生するよう、多様な女性発明振興に向けて積極的に取り組んでいく計画である。

2. 女性発明の裾野拡大及び知的財産認識の向上

産業財産政策局 産業財産政策課 工業主事 イ・シホ

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援によって女性の経済活動参加人口は着実に増加している。しかし、この水準はOECD主要国34カ国の中で30位であり、出産と育児の時期である30代に発生する経歴断絶現象も未だに持続しており、女性経済活動の促進に向けた多様な女性発明振興事業の推進が求められるようになった。

＜表V-1-39＞OECD主要国における女性経済活動参加率の比較

区分	2013年	2014年	2015年	2016年
韓国	55.6%	57.0%	57.9%	58.4%
日本	65.0%	66.0%	66.7%	68.1%
米国	67.2%	67.1%	66.9%	67.3%
OECD平均	62.6%	62.8%	63.0%	63.6%

*出所：OECD Employment Outlook 2017

そこで、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性向けの体系的な知的財産権教育及び情報提供と生活発明発掘支援などを通じて女性発明の裾野拡大及び発明人材の育成に取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 女性向けの知的財産権教育

特許庁は女性発明に対する社会的関心とムードを呼び起こし、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して発明に関心のある主婦、就職・創業を準備している女性、父兄、女子大生などを対象にする女性

向け知的財産権教育として「女性発明創意教室」を運営している。

弁理士、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家などを講師として招いて運営する女性発明創意教室は、知的財産権に対する概要及び事例、女性の創意性及び潜在力開発の価値、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容として講義を行う。講義を通じて知的財産権に対する認識を高めると同時に、発明の裾野を広げる上で大きく貢献している。2017年には児童の母親である女性の特性を考慮して小学生の子供と一緒に発明を体験する教育「ママと一緒に体験する発明創意教室」も拡大実施した。

女性発明創意教室は2008年から2017年まで計528回、34,682人が参加した。

2) 生活発明コリアの運営

2014年から女性に対する創造経済支援プロジェクトとして「生活発明コリア(www.womanidea.net)」システムを新たに構築し、女性の生活発明発掘支援事業を推進している。2017年には2月1日から4月10日まで女性の生活の中のアイデアを公募した結果、計1,322件のアイデアが受け付けられた。受け付けられたアイデアに対してはオンライン書類審査、先行技術調査、アイデアの発表及び面接など3段階の審査を通じて最終支援大賞作として35件を選定した。

未出願アイデアに該当する<参加部門1>の選定作は、オーダーメイド型メンタリングを通じて知的財産権の出願、技術及びデザイン開発などを体系的に支援した後、試作品を製作して11月21日にオンライン上で公開し、12月4日まで予備消費者の評価を実施した。それに続いて12月6日にCOEXにて生活発明コリアの最終審査及び授賞式を開催した。公開オーディション形態で行われた最終審査では、関連分野の専門家審査委員会を構成し、22人の提案者が自分の開発製品について説明・紹介した後、現場の審査委員会の点数に事前に実施されたオンラインユーザー評価を合算して最終順位を決め、最高の大統領賞受賞者には発明奨励金として1千万ウォンを授与した。出願発明に該当する<参加部門2>の選定作は、試作品製作支援の後、創業及び事業化

に関するオーダーメイド型コンサルティングを提供した。2016年度選定作のうち20件に対して展示博覧会参加支援を行い、4件に対して個人別オーダーメイド型コンサルティングを行うことで、女性発明起業家として成長できるよう支援した。

3) 女性発明情報ウェブマガジンの発刊

女性発明イベント及び支援情報、発明界の各種ニュース、政府の知的財産権創出促進事業の紹介などのため、ウェブマガジン「発明する人々」を毎月発刊してEメールニュースレター形式で配布した。女性発明振興事業への参加案内、特許庁及び関係機関のニュース、生活発明コリアイベントの成果、女性発明起業家インタビューなど新しい情報と多様なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関係機関、全国大学発明サークル、女性出願人及び登録者などに提供した。

ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加することによって、韓国の産業発展を促進するという目標の下で展開された。また、創意的な女性発明家を育成・活用し、優秀な女性発明の出願及び事業化を支援するため、体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。特に、2017年には女性の生活の中の発明アイデアに対する権利化及び事業化のために推進する「生活発明コリア」が4回目を迎え、目に見える成果を収め始めた。生活の中で感じる小さな不便を改善するために悩んだ結果として誕生したアイデアから出発して女性発明・起業家として成長、製品まで発売した事例が続いた。シングル族の寂しさを慰めるための癒し系家具「フリーハグソファー」、リサイクルゴミをキレイに保管して簡単に排出できる「移動式リサイクル箱」、髪の毛がで詰まらない洗面器バルブ「スッキリ洗面器」などが発売され、消費者から熱い反応を得ている。

3. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 産業財産政策課 工業主事 イ・シホ

イ. 推進背景及び概要

21世紀は土地・資本など有形資産が競争力の基盤となる産業社会から、情報・知識に基づく技術力・ブランド・デザインなど無形資産中心の知識基盤社会へとシフトする、知識を活用した新しい産業が成長エンジンとして台頭する時点である。特に、このような状況下において、少子高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は新しい活動主体としてその重要性はますます増大している。

そこで、女性発明の事業化を通じた国家競争力の向上に向けて、製品化支援、販路開拓及びビジネスマッチング機会提供のための世界女性発明大会及び試作品製作、女性発明品博覧会などを通じた支援が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 女性発明品博覧会及び世界女性発明大会の開催

女性発明品の販路開拓及びブランド認知度の向上を通じて女性の企業活動の活性化に寄与するため、女性発明品博覧会と世界女性発明大会を開催している。

女性発明品博覧会は2017年に第17回イベントを6月8～11日にKINTEXで開催し、国内の女性発明家・企業89社が92ブース規模で参加した。展示場内に事業化支援館を運営し、参加企業を対象に4日間で技術取引・評価及び流通戦略相談サービスを112回提供した。

博覧会において同時開催される世界女性発明大会は2008年から世界知的所有権機関(WIPO)の後援で開催され、韓国が知的財産強国として国際的なリーダーの役割を果たす上で大きく貢献した。また、国内女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を提供し、シナジー効果を出した。2017年には海外23カ国で88点、国内で150点が出品され、グランプリを始め本賞211点に対して授賞した。

<図V-1-18>大韓民国女性発明品
博覧会



<図V-1-19>大韓民国世界女性発
明フォーラム



2) 世界女性発明フォーラム、アカデミーの開催

世界女性発明大会と連携して2008年から世界女性発明フォーラムと、2009年からグローバル女性IPリーダーシップアカデミーを開催している。女性発明起業家の国際交流の拡大及びビジネスマッチングを通じてグローバルIP女性企業を育成することに貢献してきた。

2017年にはWIPOの支援で世界知的所有権機関ラテンビューロの局長、ケニア知的財産研究開発院の局長、ブラジル国際商工会議所のIP大使、スロベニア商工会議所の所長などをスピーカーとして招き、「女性発明家と起業家精神」をテーマにフォーラムを開催した。

アカデミーは6月12日と13日に韓国知的財産センターの国際会議場で開催し、国内外の女性発明起業家及び理工系大学生など90人余りが参加した。WIPOの後援で海外専門講師を招請、ビジネスのためのIPシステムの活用、ライセンス・フランチャイズ・マーチャンダイジングを通じたIP資産の活用などをテーマとして、理論講義及び討論、体験学習を提供した。

ハ. 評価及び発展方向

世界知的所有権機関(WIPO)との緊密な協力を通じて世界的な規模の唯一な女性発明大会を韓国で開催することで、特許強国としての大韓民国のプレゼンスを高めることに寄与し、国内外の女性発明品を国際的に広報することで販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しい原動力であるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、そのような特許が商品化につながって女性発明・女性企業家の成功事例がより多く誕生するよう、女性発明振興に向けて多様かつ積極的な努力を傾けていく計画である。

第5節 国家安全関連アイデア創出の裾野の拡大

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 工業主事補 イ・ミファ

特許庁は国家安全分野におけるアイデア創出の裾野を広げるために努め、知的財産認識の向上に貢献するため、2006年から陸軍一部隊に対してサービスを支援したことをきっかけに、軍将兵の知的財産権創出のためにサービスを支援している。また、持続的に増加している自然災害や不注意による事故に対して現場を担当する公務員の優秀なアイデアと技術を確保して対応能力を強化するため、2016年から海警発明大会を運営している。

2. 軍将兵に対する知的財産権創出支援

産業財産政策局 地域産業財産課 工業主事補 イ・ミファ

イ. 推進背景及び概要

国防だけでなく社会で求められる人的資源を養成する役割を果たしている軍の重要性に比べ、知識基盤社会の核心である同時に知識基盤社会に備えるために必要な知的財産権に対する認識は不十分である。

そこで、特許庁は軍内の知的財産権創出に寄与し、未来産業人材の知的財産権に対する認識を高めることで、知的財産マインドを兼ね備えた創造的な人材の養成に寄与するため、「軍将兵の知的財産認識向上事業」を2006年陸軍一部隊において試験的に実施した後、2011年から全軍を対象に拡大して施行している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁では軍将兵の知的財産創出能力を高めるため、年度初めに軍部隊の知的財産教育需要調査を通じて、上半期には各部隊に専門講師を派遣して知的財産権基礎及び特許出願などの理論教育と、大会に備えたアイデア発想技法、創出課程などの実習教育を支援する。これを基に下半期には発明体験機会の提供及び軍用品の活用改善のためのアイデア発掘のために軍務員及び幹部を含む大韓民国全軍を対象とする発明大会を開催する。

大会に提出されたアイデアは書類審査、先行技術審査、対面審査など幾つかの段階の審査過程を経て優秀アイデアが選定され、選定されたアイデアは展示会を通じて内外に広報することで、展示会を訪れる一般人に軍の発明活動に対する認識を高めるとともに受賞者のプライドも高めている。

2017年には軍将兵発明大会を通じて180部隊から449件のアイデアを受け付け、専門家の審査を経て、最終的に陸軍15件、空軍3件、海軍2件、国防部1件など計21件が受賞し、「2017大韓民国知的財産大展」を通じて受賞作の展示が行われた。

本大会は2014年から軍用品部門の他に一般用品部門を新設し、2015年からは展示するための発明品製作と関係のない通信・ソフトウェア・化学分野など無形のアイデアも提案できるようにすることで、軍将兵の目線で多様な関心事に対するアイデア提案の機会を拡大した。また、2016年からは共同発明を許容し、部隊内協力を通じたチーム単位アイデア提案を誘導した。2017年には一般用品部門を廃止することで、軍生活の改善と戦闘力の向上に貢献するアイデアに公募テーマを一元化し、オンラインでアイデアを受け付けることで不必要な行政手間を省き、受付における利便性を高めた。また、軍幹部と一般兵士部門を分離運営することで、一般兵士の参加率を高め、審査の公平性問題を改善した。

ハ. 評価及び発展方向

軍将兵知的財産権創出支援事業は2017年を最後に公式終了予定である。12回にわたる運営を通じて軍将兵の現場中心型の優秀なアイデアを発掘・育成することで、軍の

戦闘力向上及び軍生活の改善に貢献し、軍将兵向け教育支援及び発明大会の運営を通じて軍内の知的財産権創出及び知的財産認識の向上に寄与した。特許庁は今後も軍との協力を通じて発明文化の拡散及び知的財産認識の向上を支援する予定である。

3. 海警発明大会の開催

産業財産政策局 地域産業財産課 工業主事補 イ・ミファ

イ. 推進背景及び概要

2014年セウォル号事故など大型化・複合化する海洋災難による事故に効果的に対応するため、装備・技術の開発及び運用方法の模索に対する社会的な要求が高まっている。そこで、現場の意見・ニーズが反映されたアイデアの提案、評価、高度化、管理及び補償システムの体系化・定例化を通じて装備の標準化・規格化で世界市場を先取りする必要がある時点に来ている。

そこで、特許庁は海洋安全装備の持続的な研究及び知的財産権基盤の新技术・新製品開発ムードの拡散及び海洋産業体への技術移転を通じた産業化で海洋産業発展の土台を構築するために「海警発明大会」を2016年から施行している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は創意的なアイデアの持続的な発掘基盤作りに向けて専門人材養成水準の知財権教育・研修課程を開設し、効果的な運営を通じて海洋警察全体の知的財産権認識拡散を図るため、アイデア受付の前に発明相談及び事前先行技術調査を支援し、支援者が事前に特許関連コンサルティングを受けるよう支援する。以後海洋分野の自由テーマで製品化・産業化可能なアイデアを発掘するため、海洋警備安全本部所属公務員を対象にする発明大会を開催する。

大会に提出されたアイデアは書面審査、先行技術調査、対面審査など複数段階の審

査過程を経て優秀アイデアを選定し、選定されたアイデアはコンサルティング及びオーダーメイド型教育を通じてアイデアの高度化及び権利化支援を受け、模型品を製作した後、展示会を通じて対内外に広報することで展示会を訪れる一般人に海警の発明活動に対する認識を高めると同時に受賞者のプライドも高める。

2016年には全国地方本部及び海警関連機関を17回訪問して教育を行い、計1,320人が受講した。2017年には全国地方本部及び海警関連機関を5回訪問して教育を行い、計343人が受講した。このような知的財産権事前教育を通じて海洋安全分野公務員の職務発明に対する認識及びアイデア水準を高めた。また、教育院に知的財産専門課程(海洋特化知的財産専門人材養成課程)を新設し、2回運営して計30人が修了した。

2016年には本海警発明大会を通じて計225件のアイデアを受け、専門家の審査を経て優秀アイデア20件を発掘し、高度化及び権利化支援で優秀技術として育成した。20件のうち現場適用性及び研究価値の高い4つの課題に対しては海警R&D課題と連携して現在研究中である。2017年には公務員だけでなく一般部門を新設し、国民からアイデアを募集した。公務員部門107件、一般部門295件で計402件のアイデアを受け付け、専門家の審査を経て優秀なアイデア20件を発掘し、高度化及び権利化を支援して優秀技術として育成した。また、韓国発明振興会知的財産仲介所を通じて海警研究センターが研究開発した国有特許7件は民間企業に技術移転し、海洋安全技術の事業化に成功した。本大会の受賞作は「2017年大韓民国知的財産大展」を通じてCOEXで展示された。

<図 V-1-20> 海洋警備安全研究センターのR&D研究検討課題

<p>艦艇主機関LOクー ラーテスター機の 製作活用</p>	<p>遭難位置確保装置</p>	<p>閃光爆音弾を利用 したマルチ撒布機</p>	<p>携帯用酸素切断機</p>
			

ハ．評価及び発展方向

今後海洋警察だけでなく、警察、消防公務員に対象を拡大し、国民安全を担当している災難・治安分野の現場専門家公務員を対象とした公募展運営を通じて現場中心型の優秀技術を発掘して現場に実際適用することで国民安全技術に貢献し、現場対応能力を高めていけるよう支援する予定である。また、現場の優秀なアイデアの現場活用成果を高めるため、段階別審査基準を再調整し、優秀アイデアに対するオーダーメイド型コンサルティングを支援する予定である。同時に、事業化及び技術移転に向けた関係機関との協力を通じて発明大会に提案されたアイデアの民間活用を積極的に促す予定である。

第2章 知的財産行政サービスの改善

第1節 特許行政情報システムの高度化

1. 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 イ・ウォンソク

イ. 概要

特許庁は1999年世界で初めてインターネット基盤の特許出願システムを開通した。2005年からは年中24時間電子出願サービスを運営している。2013年にはクラウド技術を基盤とする3世代特許ネットシステムの開発を完了した。国内外の産業財産権情報をより簡単・便利に利用できるように特許情報検索サービス(KIPRIS、www.kipris.or.kr)を高度化するなど、世界最高水準の迅速かつ正確な審査・審判サービスの提供を目標として特許ネットシステムを持続的に発展させている。

また、先進情報通信技術を基にアジアとアフリカ地域の主要途上国の特許行政情報システムの構築を手助けするなど、韓国型特許行政情報システムの拡散に取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

特許ネットシステムは出願・審査・審判・公報発刊など全ての特許行政業務を電算化した知的財産総合情報システムで、知的財産法・制度改正事項の反映など特許ネットシステムを持続的に改善することで特許行政業務の効率的・安定的な運営を図っている。

特許情報検索サービスは知的財産情報の活用と拡散のために国内の特許・実用新案・デザイン・商標情報はもちろん米国とヨーロッパ、日本など海外の特許情報も迅

速かつ正確に検索・閲覧できるサービスであり、特許庁内部の審査官・審判官が利用する審査官用検索サービス(KOMPASS)と誰でも簡単・便利に検索できる一般向け検索サービス(KIPRIS、www.kipris.or.kr)を提供している。

特許庁が保有している国内外知的財産情報を民間企業などで積極的に活用できるよう、特許情報活用サービス(KIPRISPlus)を通じて大容量データ(Bulk Data)、開放型共有体制(Open API)、リンクトオープンデータ(LOD)など多様なサービス方法で開放している。

また、特許庁は急変している知的財産環境の中で米国、ヨーロッパ、日本、中国など主要国特許庁及び世界知識所有権機関(WIPO:The World Intellectual Property Organization)と特許情報化分野における協力を強化している。特に、日本、中国特許庁と二国間情報化専門家会議を開催し、多様な情報化イシューを中心に北東アジア3国の緊密な協力と共同対応方法を議論している。その他にも韓国の重要な協力国家である米国との協力拡大に向けた実務会議を毎年開催することを決めるなど情報化協力分野を拡大している。

特許ネットシステムの開発及び運営の長い経験を基に、特許庁は知的財産権分野の情報化システムの海外拡散にも力を入れている。2016年2月には450万ドル規模の費用をアラブ首長国連邦(UAE)政府が負担する条件でUAE特許行政全過程に対するオンライン特許行政情報システム構築の輸出契約を締結した。該当輸出件はシステムの構築とともに韓国特許庁情報化専門家を派遣するなどの内容で、韓国電子政府の輸出の優秀事例として挙げられる。

2. 第4次産業革命技術を基盤とする知能情報化の推進

(1) 特許行政情報化戦略計画の推進方法

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 イ・ウォンソク

イ. 推進背景及び概要

人工知能、ビックデータ、クラウドなど知能情報技術の活用が加速化していることから、特許庁もこれらの技術を適用した新しい情報化発展戦略を樹立する必要性が提起された。第4次産業革命の到来によって新しい付加価値の創出を促進する電子政府生態系を作り上げるため、高付加価値を持つ知的財産情報を取り扱う特許庁の情報化未来モデルの設計が何よりも重要であると言える。

このような特許行政知能情報化の構築に向けて特許庁は今後5年間の特許行政情報化中長期発展戦略樹立事業を準備している。この事業は特許ネットで代表される特許行政情報システムに知能情報技術を適用する方法を始め、特許審査・審判行政の効率と国民に対するサービス品質を高めるための知能情報化の具体的な方法と履行計画を講じることにその目的がある。

ロ. 情報化戦略計画の樹立方向

知能情報技術に基づく特許行政知能情報化戦略計画を樹立するため、特許庁は次のように4つの戦略目標と各戦略目標内に核心推進課題を導出して方向性を定めた。

第一、未来技術を活用した特許行政知能情報化戦略樹立の部分で、人工知能の技術別、特性別の適用事例を分析し、その結果を通じて特許庁に最適な人工知能プラットフォームを構築する方法を講じ、このプラットフォームの上に知能情報技術基盤のオーダーメイド型特許行政サービスモデルを発掘する過程を通じて実際のユーザーに役立つ情報サービスを導き出す課題である。

第二、ビックデータ分析を通じた特許情報価値創出基盤構築の部分で、ビックデータが活用できる未来型特許情報サービスのデータインフラを構築するための方法を採り出すと同時に、其々のデータに対する信頼性と品質を確保する方法も講じる。また、データインフラ構築方策によって作られた膨大な知的財産関連ビックデータを如何に開放、流通し、活用するかに対する具体的な方法を導き出す。

第三、強い特許の創出支援に向けた特許情報システムの高度化方法の導出で、国民の利便性を高めるための電子出願改善策、審査・審判品質向上のための特許ネットの効率化方法、サイバー脅威に対応する自律セキュリティ防御体系構築方法などの核心推進課題を選定した。

最後に、グローバル知的財産情報化のための情報化国際協力強化の部分は韓国型特許行政システムの国際的なプレゼンスを高めるための拡散方法と知的財産先進5カ国(IP5)間の情報化協力強化方策などを導出することを目標に掲げている。

前述した4大推進目標と核心推進課題とともに、特許庁は特許行政知能情報化戦略計画の樹立に向けて具体的かつ実効性のある方向性を定め、出願人、審査官・審判官、IP情報サービス供給者、海外特許庁など特許行政サービスを利用するユーザーにオーダーメイド型サービスが提供できるよう、2018年に遂行予定である特許行政中長期情報化戦略計画樹立事業を徹底的に準備している。

(2) 特許行政の知能情報化のための人工知能(AI)の適用方法研究

情報顧客支援局 情報管理課 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命時代、人工知能の「知能」と情報通信技術の「情報技術」が結合した「知能情報技術」の登場によって、国家レベルで新しい価値を創出して国家競争力を確保するためには、知能技術の確保、関連産業の育成及びサービスの高度化が必要な状況である。そこで、特許庁は審査品質を高め、国民がより簡単に知財権分野に接せるように人工知能(AI)を特許行政に適用するための研究を進めている。

2017年から2019年まで3年間科学技術情報通信部、韓国電子通信研究院(ETRI)などと協力し、人工知能学習に必要な学習データである特許知識ベースを構築し、特許検

索と相談分野に人工知能を試験的に適用するためのパイロットモデルを開発中である。

ロ. 推進内容及び成果

まず、人工知能学習に必要な学習用データを構築するため、科学技術情報通信部が進めている「知能情報産業インフラ構築事業」に参加し、特許知識ベースを構築した。構築された特許知識ベースは電気電子分野(IPC Hセクション)の特許公報(約100万件)を対象に特許技術用語辞書(12万件)、特許有望性評価情報(100万件)、特許図面タグ情報(87万件)など3種類で構成されている。構築された知識ベースは知的財産サービス業者が人工知能を基にしたサービス開発に活用できるように2018年1月から特許情報活用サービス(KIPRISPlus)を通じて開放している。

また、特許庁は韓国電子通信研究院(ETRI)と業務協約(2017年4月)を通じて特許行政に人工知能を適用するための研究開発を進めている。研究開発の重要性及び難易度を考慮して「特許検索」、「特許相談」分野を選定し、ETRIの言語分析人工知能エンジンである「エクソブレン」を活用して其々「知能型類似検索システム」及び「音声認識基盤の知能型特許相談補助システム」を試験的に構築している。(～2019年)

知能型類似特許検索サービスは人工知能を活用して特許出願書を分析し、先行技術文献を自動検索して最適の引用可能文献を審査官に提供することを目標とする。そのために、1次年度には特許技術用語辞書、エクソブレンの言語処理技術、類似請求項学習データを活用した知能型類似特許検索サービスモデルを導出した。また、エクソブレン学習のための正解セットを構築するため、出願発明と引用発明(先行技術)の請求項を比較できる請求項間の類似度比較アルゴリズムを研究した。

音声認識基盤の知能型特許相談サービスは特許関連制度、出願手続き、関連費用など特許分野の問い合わせ事項に対する自動相談を最終目標としている。そのために1次年度には知能型特許相談サービスのモデルを定立し、特許相談時の音声録音ファイルを利用して相談質疑類型分析の後にエクソブレンに活用できるように質疑・正解用のデータセットを構築した。

ハ. 評価及び発展方向

1) 特許知識ベースの構築

2次年度(2018年)は既に構築された特許技術用語辞書の用語を拡大し、特許技術分類情報(CPCなど)を参照して構成項目を拡大する予定である。また、1次年度(2017年度)の用語辞書構築のノウハウを基に機械、化学など他分野に拡大構築するための標準化方法も研究する計画である。

2) 知能型類似検索システムの試験的な構築

2次年度には1次年度研究成果である請求項間類似度比較アルゴリズムを活用して類似特許検索正解セットを拡大構築する予定である。

3) 音声認識基盤の知能型相談システムの試験的な構築

2次年度には質疑・応答セットを量・質ともに拡大して構築し、これをエクソブルーインに適用して特許相談支援モデルを試験的に構築する予定である。

また、研究開発の成功のために海外特許庁との協力を強化する予定である。このような努力を通じて第4次産業革命時代においても知財権分野をリードする、強い特許を創出するために最善を尽くす計画である。

3. 第3世代特許ネットシステムの構築・運営

(1) 第3世代特許ネットシステムの構築及び高度化

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日に特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通によって特許庁の業務処理方法が従来の書面による手作業の業務処理方法から電子文書による自動化業務処理方法に変わり、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を果たし始めた。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化された特許顧客の情報化に対するニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けて情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年までの3年間で構築された特許ネットⅡは、いつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」を目標として推進された。

特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入し、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど、特許ネットシステムを一段とアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡの開通以降、数年が経過する間に特許行政環境が急変したことから、全く新しい特許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ハーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせ、国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正されたことで、特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初の特許ネット開通以降、法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的なシステムの改善が継続して行われ、特許ネットシステムの規

模や複雑性が増加し、システムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。それと同時に、業務処理に必要な状態情報管理において、特許の価値分析・基盤技術の把握などに活用される審査・検索履歴情報の提供が可能な新しいシステムが求められるようになった。

ロ．推進経過

このようなあらゆる環境の変化に対応し、既存特許ネットの問題を解決するため、2009年7月に「第3世代特許ネット構築の戦略計画」が樹立され、それによって第3世代特許ネット構築の事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、第3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には第3世代特許ネット構築に向けて専担組織が構成され、第3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録などの事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には2010年の設計結果物を基に具現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の動きに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせて2012年1月に第3世代特許ネットを1次開通した。2012年6月からは国際特許、国際商標及び審判システムに対して分析・設計・構築を進めると同時に、電子出願ポータルである特許路の全面改編も行った。

ハ．主要推進内容及び成果

2012年1月に1次開通した第3世代特許ネットでは、出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを踏まえて電子出願ソフトウェア(SW)の案内機能を強化した。また、出願プロセスについて簡単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。そして、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索する機能を構築したことで、強い知財権を創出するための電子出願環境を整えた。

審査能率を高めるために24時間ノンストップ審査を可能にし、特許ネットにアクセ

スすれば何所でも連続して業務が行える仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境の構築を完了した。また、審査対象案件の技術内容と類似する先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符号を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能の構築も完了した。

システムの側面では業務システム共通機能のモジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスが簡単になり、データ品質改善とシステム性能アップのために従来はUS7ASC II形態で管理されてきたデータをUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制され、セキュリティ体系も強化された。

特許ネット利用において窓口の役割をする特許路の改善作業も着実に行われた。2013年1月に全面改編された特許路では、新規出願人の手軽な出願を支援するためにヘルプ機能を強化し、頻繁に使用するメニューを簡単に速くアクセスできるようにユーザーの利便性を中心にインターフェースが変更された。また、ユーザー認証には、公認認証書のみ使用できるように認証システムを統合し、諸証明発行プロセスを改善して単純な証明書類はオンラインで申請すれば即時発行できるように変えた。その他にも、政府機関としては初めて手数料の外貨納付を導入し、国際特許(PCT)出願手数料をスイスフラン(CHF)で納付できるよう変更するとともに、手数料の自動納付が可能な金融機関を従前の企業銀行から農協銀行まで拡大・適用した。また、2014年には電子出願ソフトウェアを前端的に再構築し、明細別・権利別に存在した多数の明細書作成機及び書式作成機を統合明細書作成機及び総合書式作成機に単純化する一方、ユーザーが慣れているツール箱形態でユーザーインターフェースを改善したことで出願の利便性を高めた。

国際市場におけるデザイン権の重要性がますます大きくなるにつれ、2014年に特許庁は一回のデザイン出願で複数国または政府間機構に出願したのと同じ効力を持つハーグ協定に加入した。これを反映してデザイン出願から登録、審判に至るまで全体デザインシステムを再構築し、国際デザインシステムを開通した。これによって特許

庁は知的財産権先進5ヵ国の中で初めて特許、商標、デザインにわたる知的財産3権に対するグローバル情報システムを完成した。

特許庁の審査品質向上に向けた取り組みの一環として、スマート審査システムを構築した。まず、2015年には特許出願書と通知書の誤謬分析機能を実現し、2016年には商標審査点検表作成システムを改善して審査点検項目の標準化及び入力自動化、誤謬点検機能を実現した。

二. 評価及び発展方向

第3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日のユーザーサービスを提供した特許ネットⅠ、Ⅱシステムに引き続き、世界最高レベルの特許行政情報システムの地位を維持するため、スマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。また、急変する知的財産権の環境に対応して持続的に高度化した。今後はユーザーからの多様なニーズに応じてオーダーメイド型サービスの提供で顧客を満足させ、知的財産権分野における国際的な統一化の流れに適時対応することで、国家競争力を高めていく計画である。

(2) 特許ネットシステムの運営

情報顧客支援局 情報システム課 行政事務官 コン・ジョンイ

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間の情報技術企業に委託した目的は、民間専門企業の情報技術ノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新の情報技術を適時にシステムへ反映させ、庁内外ユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることである。特許ネットシステムの民間委託運営は1998年3月当時、企画予算処の情報システム運営に対する民間委託指針によって公共機関としては初めて特許庁が1999年1月に特許ネットの開通と同時にスター

トした。しかし、特許ネットシステムの公共性、保安性の側面で安定的な維持管理のために、特許ネットシステムの中の基盤システム部門は2012年に、応用システム部門は2016年から公共機関である特許情報院に其々移管されて委託運営している。

特許ネット応用システム部門は出願・登録・審査・審判など特許行政の20システムで構成され、一般行政システム部門は知識管理・成果管理・ホームページなど13システムで構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許行政応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は特許行政分野の20の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を特許ネットシステムに適時反映することで、特許ネットが世界最高レベルの特許行政情報システムとして評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業における特許ネット運営サービスの水準を定量的に測定・評価し、運営事業者の責任を明確にするためにサービスレベル協約(Service Level Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新たに発掘・補完し、指標レベルを着実に上方修正することで、特許ネット運営サービスの品質を高めるとともに、委託運営事業の効率性を高めている。

2008年から特許ネット委託運営事業の事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年長期継続契約の形態に切り替え、システム機能の改善部門に対しては、業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費制度を新たに導入することで、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にしたことで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月には行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システムの運営サービス向上に相当な成果を上げていると評価されている。

2011年からは特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業である特許行政システム運営事業と中小企業事業である一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に応えている。

2012年には従来の特許ネットを全面改編した第3世代特許ネットの開通(2012年1月)を支援することでシステム運営の混乱を早期に安定させ、サービス水準協約、機能改善手続、マニュアル管理など新しいシステムに最適化された運営プロセスを見直した結果、カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI)からソフトウェア国際認証である「特許ネットシステムCMMIレベル4」を獲得(2012年11月)した。

2013年には第3世代特許ネットの完全開通(2013年5月)を支援することでシステムを早期に安定させ、特許ネット機能テストの実施を通じたエラー及び機能不備に対するフィードバックを行うことで第3世代特許ネットシステムの完成度を高めた。

2014年にはオープン特許路及び国際デザイン出願システムの新規開発事業の推進を支援し、システム開発完了後の特許ネット機能テストの実施を通じたリハーサル、エラー及び機能不備などを把握することで、先制的・常時の障害予防活動を誠実に遂行した。

2015年にはスマート審査システム構築事業を無事完了させるため、実際環境テストを支援し、特許ネットシステムの実際使用部署と運営チームとの緊密な協業体系を構築して第3世代特許ネットシステムの品質を高めた。

2016年には商標法の全部改正に伴うシステム改善(2016年7月施行)と、商標審査品質向上のための審査点検表の標準化を通じたウェブ基盤の商標審査点検表の構築など、

商標審査システムの高度化に取り組んだ。また、特許取消申請制度の導入のための改正特許法(2017年3月施行)及び韓米特許共同審査支援のためのCSPシステムの構築など、特許行政サービスの向上のために法制度の変更事項を反映した特許ネットシステムの改善を充実に行った。

2017年には特許行政の品質向上のために特許出願書及び審決文上の誤謬を自動検証するスマート審査・審判機能を構築した。そして、国民の不便を解消するため、別途のSWを設置せずとも出願人が商用ワードプログラムで作成した明細書をウェブ環境で変換及び検証可能なXML(Extensible Markup Language)変換機を開発した。

2) 一般行政システム部門

一般行政システム運営部門は13の一般行政システムを効率的に運営・メンテナンスし、法制度の改正及び業務プロセスの変更による改善事項をシステムに適時反映することで、行政業務の効果的な遂行と職員同士の意思疎通の改善に重要な役割を果たしている。

主要業務はオンナラ電子文書システム、知識管理システム、メッセージャー、成果管理システムなど内部行政業務用システムの運営と、代表ホームページ、ユーザーサービス窓口、特許顧客相談センターホームページなど外部サービス用システム運営に分けることができる。

1999年～2011年まで特許ネット応用部門運営委託事業に含めて契約締結して運営していたものを、2012年からは中小企業の事業への参加拡大のために一般行政システム部門を分離して調達庁に公開競争形態で発注を行い、2年長期契約を締結して運営している。

2012年にIP法令総合情報システムを導入し、特許庁所管の法律とマニュアルを迅速かつ正確に検索、活用できるようにサービスを提供している。

2015年からは情報取得が困難である階層の情報アクセシビリティを高めるためのホームページ整備を通じてウェブアクセシビリティ認証マークを獲得し、3年連続維持している。これを通じて顧客サービス満足度の向上に大きく貢献した。

2016年からは国民の利便性を高めるため、庁及び傘下機関が運営していたウェブサイト58個のうち、類似・重複ウェブサイト18個を統廃合し、庁及び傘下機関が40個のウェブサイトを運営している。

2017年には特許庁ホームページユーザーの検索利便性を高めるため、支援対象、支援分野、支援資格を基準に知的財産(IP)支援事業検索機能を提供している。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱し、一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業で遂行した。また、特許庁内部の情報化人材による運営管理体系を強化し、特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく計画である。

また、高品質の特許ネット運営サービスを提供するため、既存サービスレベル指標を大幅に改正して新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の特許ネット運営サービスの提供を通じてサービスレベルを高めていく計画である。同時に、基盤システムとの協業を通じてハードウェア部分のシステム構成を改善して反応速度を高め、システムの安定性と性能向上に向けて持続的に努力していく計画である。

(3)特許ネット基盤システムの運営及びインフラの高度化

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 キム・ムンソン

イ．推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野のコアインフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けて特許ネットシステムインフラの高度化を持続的に推進している。最近行われた主要インフラ構築及びインフラ高度化の事例を見ると、2011年～2012年には特許ネット事務処理システムの最適化を通じて特許ネットの稼働時間を週末及び休日まで拡大し、保安性の強化及び業務効率性の向上のためにサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を構築・転換した。そして、2013～2014年にはサービス品質及び性能を高めるために管制体系を強化し、審査協力型の先行技術調査事業を拡大するため、外部調査員用のサーバー基盤コンピューティング環境を提供するとともに、検索システム電算資源の増設を実施した。また、2015～2016年には新規開発システム支援のために特実検索と法・制度の改善による特許ネットシステム高度化開発環境、スマート審査システムの開発及び運営環境を構築して提供した。

このように特許庁は特許ネットシステムの開通以来、サービスの拡大及びユーザーの多様な要求を満足させるため、電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成を通じた安全性の強化、システムチューニングを通じた性能改善などを持続的に推進している。

物理的な構成観点から見た特許ネットインフラは次のとおりである。現在、電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは光州統合電算センターで稼働中である。災害復旧センターは大田統合電算センターに構築され、災害・災害に備えたリアルタイムのデータバックアップが行われており、災害が発生した場合は3時間以内に自動的に転換できる復旧体系を構築している。また、特許庁電算センターには政府統合電算センターで運営している特許ネットサービスを支援するために必要な統合サービスの管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなどの運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムがある。

<表V-2-1>特許ネットシステムの稼働時間

区分	平日	土曜日	日曜日	ウィークデーの休日
既存の運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在(2011.2以後)	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

* 休日の特許ネットサービス利用者は平均141人であり、平日対比12.2%利用中

ロ. 推進内容及び成果

審査・審判業務の生産性を最大に引き上げるため、2011年にはバックアップ・配置作業・メンテナンスなど特許ネット事務処理システムの点検時間を最適化し、特許ネットの稼動時間を大幅延長した。

2012年には第3世代特許ネットのユーザー業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に構築し、特許ネットシステムの保安を強化するとともに、ユーザーの特許ネット業務環境を改善した。

2013年には審査・審判業務に直接影響を及ぼす検索及び翻訳システムの性能を改善するために資源の増設と電算資源を再配置することで、審査・審判業務環境を改善した。また、特許ネット異常兆候に対して早期に対応できる24×365サービス管制体系を構築した。

2014年には審査協力型の先行技術調査事業の拡大による先行技術調査員の人員増加に備えてサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を増設し、先行技術調査機関に対する検索システムの開放のために新規電算資源の導入と既存電算資源の再配置を推進した。

2015年～2016年には中小企業が参加する開発事業を支援するため、スマート審査システムの開発サーバーと運営サーバーを構築して提供し、検索システム、法・制度の改善による特許ネットシステム高度化事業に開発サーバーを提供した。

また、2016年に応用・基盤性能改善を通じて電子出願受付の処理速度及び特許ネットの反応速度を速め、光州政府統合電算センターにある多数・低性能の特許庁ストレージを新規・高性能センター統合ストレージに転換して特許庁データの安定的な運営基盤を整えた。

2017年には審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)・三極網(TrIne t)・手数料など単一サーバーで運営中のシステムを二重化して運営安定性を強化した。

<図V-2-1>特許情報システムインフラの構成図



<表V-2-2>電算装備の運用状況

(2017年12月末基準)

区分	主要施設及び装備
*サーバー406台、ディスク63台、ネットワーク装備576台、バックアップ装備5台、ユーザーパソコン3,019台など	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> サーバー(UNIX:15台、NT:72台、Linux:139台) ストレージ25台(DISK 21台、SAN 4台) ネットワーク装備441台、バックアップ装備1台、その他350台(コールセンター7台、一般設備64台、管理用264台、クラウド用管理ツール15台)
統合保安管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> 侵入遮断システム26台、侵入探知システム3台、侵入防止システム7台 その他保安装備(VPN、CONTENTSFILTERなど)38台
国家情報資源管理院 光州センター	<ul style="list-style-type: none"> サーバー(UNIX:41台、NT:53台、Linux:64台) ストレージ20台(DISK:11台、SAN:9台) ネットワーク装備94台

	<ul style="list-style-type: none"> ◦その他 20 台(バックアップ装置:3 台、JUKEBOX:1 台、UNIX コンソール:2 台、保安装備:14 台)
災害復旧センター (国家情報資源管理院 大田センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー (UNIX:4 台、NT:4 台) ◦ストレージ 16 台 (DISK:10 台、SAN:6 台) ◦ネットワーク装置 6 台、その他 4 台(スーパードームコンソール:1 台、保安装備:3 台)
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー (UNIX:1 台、NT:12 台) ◦ストレージ 2 台 (DISK:1 台、SAN:1 台) ◦ネットワーク装置 35 台、その他 32(バックアップ装置:1 台、コールセンター交換機:1 台、保安装備:3 台、一般設備:27 台)
特許行政用ユーザー PC及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> ◦パソコン 3,019 台、モニター4,409 台、ノートパソコン 135 台 ◦プリンター475 台、スキャナー116 台、バーコードリーダー/プリンター74 台

ハ. 評価及び発展方向

2017年まで特許庁は情報システム運営環境を安定させ、快適な特許行政サービスを提供するため、電算環境の最適化、電算資源の増設、審査協力型の先行技術調査環境構築など多様なインフラ改善活動に取り組んできた。特に、特許ネットシステム統合DBのアップグレード、OPD・三極網・手数料など単一サーバーで運営中であるシステムを二重化した。これを通じて特許ネットサービス提供時間の拡大、審査協力型先行技術調査事業の活性化、電算出願及び事務処理システム性能の向上など庁内外の利用者の利用満足度を高めることに貢献した。

2018年には審査官及び先行技術調査員の増員に備えて持続的に基盤環境を拡充する予定であり、審査官特実検索システムの性能を重点的に点検・改善して審査効率性を高めることに力を入れる予定である。また、今後も特許庁情報システムの安定性及び利便性向上のために持続的なインフラ改善活動を行う予定であり、HW及び商用SWを段階的にアップグレードし、電子出願作成機サーバーの二重化など国民・審査官が安定的に利用できる特許ネットを作るために努力する計画である。

(4) ユーザー支援顧客満足度の向上

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 キム・ムンソン

イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備(PC、モニター、PC用ソフトウェア、プリンターなど)の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速かつ正確なサービス支援を通じてユーザーの不便を最小化にする役割を担っている。

＜表V-2-3＞年度別ユーザー支援の状況

サービス支援事項	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
障害受付及び処理	47,396件	34,451件	21,805件	19,757件	16,479件	13,655件
訪問型サービス	2,516件	3,077件	2,563件	921件	-	-
在宅勤務支援	957件	1,008件	481件	408件	429件	402件
集中支援サービス	480人/ 1,255回訪問	631人/ 1,247回訪問	605人/ 1,156回訪問	600人/ 1,740回訪問	600人/ 2,400回訪問	600人/ 2,400回訪問

*2015年4月から訪問型サービスの代わりにユーザー満足度の高い集中支援サービスを強化

ロ. 推進内容及び成果

ユーザー電算環境の性能・機能改善、障害予防など、ユーザーに最適な電算事務環境を提供するため、ユーザー支援チームは現場でユーザーからのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。

2008年からは頻繁に助けを求めるユーザーを集中的に支援するサービスを開始し、ユーザーの意見収集及び事前に障害を予防する活動を展開している。また、局別に訪問型サービス(Before Service)を定期的を実施し、運営者の立場ではなくユーザーの立場からみた不便な所を把握して改善に向けて取り組んできた。

一方、2012年第3世代特許ネットシステム及びサーバー基盤コンピューティング(SB C、Server Based Computing)システムを開通した初めの頃は、ユーザー向けの緊急支援チームを組織・運営して新規システム開通によるユーザーの不便を最小化した。2013年には在宅勤務者のKIPO-Cloud転換、網間資料伝送システムの安定的な定着と支援

に力を入れ、下半期に行った庁の職制改編による電算装備の移転設置及び障害処理支援を通じ早期に業務安定化に寄与した。2014年には迅速なユーザー支援サービスの提供を最優先課題として選定し、障害解決の要請に対する迅速な処理に集中してサービスを提供した。同時に、ユーザー利便性を高めるために夜間トナー需給支援サービスを実施し、電算資源別に使用手続き、セルフ措置、最適化方策を案内する事務用電算資源ユーザーガイドを制作・配布した。2015年には従来の訪問型サービス支援体系の改編を通じて集中ケアサービスを強化し、2016年にはサービスを受けた全ユーザーからサービス品質に対するフィードバックとサービスマインドの向上のためのユーザー対応教育を実施することで、ユーザー支援サービスのクオリティを高めた。

また、第3世代特許ネットシステム環境及びWindow7、ワイドモニターの一般化などIT技術のトレンドを考慮して、ユーザーに最適な電算環境を提供するために持続的に関心を傾けている。また、事務用電算装備及びソフトウェアを購入する際に、実使用者である庁職員を評価委員として委嘱するなど、積極的な方法でユーザーの意見を反映している。

2017年にはユーザーの業務効率性及び利便性を高めるため、質疑・応答ガイドブックを制作・配布し、ユーザー支援サービスの品質をさらに改善した。また、ユーザーPC性能(速度及び安定性)を高めるため、SSD(Solid State Drive)を561台設置し、技術者が直接電話で対応して有線上または直接訪問して迅速にサービスを提供することで、サービスを利用するユーザーの満足度を高めることに力を入れた結果、2017年サービス満足度は相当高い水準である94.0点を記録し、前年比0.9点上昇した。

ハ．評価及び発展方向

ユーザー支援サービスは常にユーザーに常に最高のサービスを提供するため、さまざまな努力を傾けているにもかかわらず、ユーザーの希望と期待値は高くなる一方であり、顧客を満足させるのは極めて難しいことである。特に、個人の性格や業務特性が異なるため、全ユーザーの多様なニーズに全て応えることは不可能に近い。

それにもかかわらずユーザーからの要求を常に耳を傾けて、頻繁にサービスを要請するユーザーに対して集中支援サービス及び訪問型サービス (Before Service) などの積極的な支援活動を行い、ユーザーに最適な電算環境を提供するために絶えず努力した結果、ユーザー満足度をかなり高いレベルまで引上げることができた。

2018年には親切度及び満足度の向上とオーダーメイド型サービス支援のために外部講師教育及び内部セミナーを通じた情報共有で多年間蓄積されたユーザー支援ノウハウをさらに高めてユーザー満足度向上に向けて取り組む予定である。

また、電算装備の資産調査及びソフトウェア管理ツールを利用した資産管理で装備運用の効率性向上に力を入れる予定である。

4. オーダーメイド型検索システムの構築・運営

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

イ. 推進背景及び概要

審査官用検索システム (KOMAPASS) は国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判判決文及び非特許文献などを迅速・正確・便利に検索できるよう構築された情報検索システムであり、特許庁の審査官及び審判官、外部の先行技術調査機関が利用している。

正確な審査・審判を支援するため、KOMPASSを通じて検索可能な文献を持続的に拡充している。現在、国内の特許公報だけではなく23ヵ国及び機関の特許公報及び国内外の商標・デザイン文献を提供している。

これまで特許庁は品質の高い審査・審判を支援するためにKOMPASSを持続的に改善してきた。審査官の情報アクセスにおける言語の壁を解消するため、英・日・中→韓の機械翻訳サービスの提供及び持続的な翻訳品質の改善を進めており、審査対象の

後出願件の検索除外、既閲覧図面の一括照会など、オーダーメイド型の情報を提供することで品質の高い審査・審判の基盤を整えた。

<表 V-2-4> 2008年～2017年検索システム高度化推進の経過

年度	内容
2008年	<ul style="list-style-type: none"> 未来型検索システム構築事業の推進(1年目) - 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 特許及び非特許文献が一括検索できるワンクリック検索サービスを実現 - 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009年	<ul style="list-style-type: none"> 未来型検索システム構築事業の取組(2年目) - 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化 - 公開・未公開DBの分離などDBセキュリティ強化及び国民に対する検索セキュリティ強化
2010年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化 - THOMSON INNOVATION など有料DBの構築範囲の拡大
2011年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 標準文書(3GPP) DB 一部を構築
2012年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善 - 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築
2013年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 標準技術文書(3GPP、IETF)DBの拡大構築(731,000件)、非特許文献統合検索システムの構築
2014年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 最新検索技術が反映された次世代検索エンジンの交替 - スーパー引用文献検索、IPCシソーラス検索の提供 - 先行技術調査機関用の検索システムの構築
2015年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 審査対象後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供 - 米国、日本の過去の特実文献に対するOCRデータの提供 - 次世代UIプラットフォーム導入を通じてオーダーメイド型利用者検索環境の提供
2016年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 中国特実文献に対する参証保存の改善、中国文献代表図面サービスの提供 - ロシア特許文献の全文照会、イメージ公報サービスの開始 - 次世代検索システムの先行技術調査機関への開放
2017年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 類似特許とキーワード検索の長点を結合したハイブリッド検索の提供 - 引用情報グラフィックビューサービスの提供、代表化学式の照会機能の提供 - 米国、EP、WO特許文献に対する国文検索の提供

ロ. 推進内容及び成果

1) 検索性能・利便性の改善

審査官の検索業務における正確性及び効率性を高めるため、審査対象の後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供及び米国・日本のイメージ公報のキーワード検索拡大などを提供した。また、検索業務の効率化を図るため、次世代UIプラットフォームを導入した。

2014年には新しい検索技術を反映した次世代検索エンジンを導入した。これを基に検索の正確度及び利便性が改善され、新しい検索機能を備えた次世代審査官用の検索システムを2015～2016年にかけて構築した。2017年には類似特許とキーワード検索を結合したハイブリッド検索機能と引用情報グラフィックビュー、代表化学式照会機能を提供し、米国、ヨーロッパ、W0の英文特許文献に対する国文検索サービスを開始した。

2) KOMPASSの先行技術調査機関への開放

先行技術調査報告書の品質向上のため、KOMPASSと同じDB、検索エンジンで構成される先行技術調査機関用の検索システムを構築し、先行技術調査機関に全面開放した。

3) 資源利用の最適化

商標・デザイン・審判決文の検索DBであるKOMPASS及びKIPRIS(国民向け特許検索システム)の共同活用体系を構築することで、データの重複解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化などを実現し、電算資源の再配置を通じた資源利用の最適化を実現した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は先行技術調査の迅速性・正確性を高めるため、持続的に機能の高度化を図っている。品質の高い審査を支援するために検索項目の加重値の適用、予約検索、検索式の共有など、検索サービスを持続的に高度化することで利便性を強化してきた。

その結果、2017年のKOMPASS利用件数は604万件余りで、2016年に比べて32%増加した。今後も高品質の審査・審判のための先行技術調査の重要性が増加すると見られる。そのために審査・審判官が簡単かつ迅速に希望する検索ができるようにシステムを持続的に改善していく計画である。

5. 情報保護体系の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 イ・サンユン

イ. 推進背景及び概要

特許庁はサイバー攻撃への対応レベルを強化するため、多角的な保安管理業務を行っている。2005年に特許部門保安管制センターを構築して以来、24時間365日サイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2006年情報保安国際認証であるISO27001を獲得した。2013年から傘下機関に対する情報保安管理実態評価を実施し、2014年からその対象を先行技術調査機関にまで拡大して国家知的財産である特許情報をより体系的に保護するための基盤を整えた。このような持続的な努力の結果として、「情報保安有功」の大統領機関表彰を2009年、2010年、2016年に受賞するなど、特許庁の情報保安能力に対するプレゼンスを高めている。

特許庁は現在も行政機関最高の情報保安レベルを維持するため、情報保安政策、組織及び技術などの各分野において情報保安業務が有機的につながるよう多角的な努力を続けている。

ロ. 推進内容及び成果

第一、ハッキングなどサイバー攻撃から業務資料の流出を防止するため、ネットワークを一般行政網、特許業務網、インターネット網に分離し、一般行政網と特許業務網の安定性を確保した。2008年には国家情報院が主管する中央行政機関の網分離対象機関として選定され、一般行政網と業務統合網の分離を行った。2012年にはクラウド

システムを導入して業務統合網を特許業務網とインターネット網に分離することで業務網に対する保安を更に強化した。それによって、特許文書は全て中央で管理するサーバーに保存され、特許情報の外部流出を根本的にシャットアウトした。2017年には最近発生した対外情報保安事故の事例分析を通じて脆弱区間の点検及び改善策を講じ、これを2018年ネットワーク改善計画に盛り込んだ。

第二、サイバー攻撃による侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するため、2005年に特許部門保安管制センターを設立し、2009年にこれを侵害事故対応専門担当チームであるKIP0-CERTに拡大改編して現在まで運営している。2012年にはサイバー攻撃の動きを正確に探知して迅速に対応するため、国家情報院との二重保安管制体系を確立し、ネットワーク・サーバー・PCに対する多様な情報保護システムを持続的に拡大・構築することで、現在20段階の情報保安防御体系を確立した。2017年にはPCに対するSWパッチ体系を従来ユーザーによる手動方法から自動パッチ方法に切り替える設計を進めることで、ユーザーの業務における利便性と情報保安を同時に高めた。

第三、庁職員の情報保安に対する認識を高めると同時にサイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、政府レベルのサイバー攻撃対応訓練とは別に、ハッキングメール対応訓練、侵害事故対応訓練、個人情報流出事故の対応訓練など、独自の模擬訓練を2017年にも行った。また、国家情報保安政策の共有及び最新サイバー攻撃の動向に対応するためのユーザー注意事項を「情報保安及び個人情報保護政策説明会」を通じて伝えた。

最後に、改正された「個人情報保護法」義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参画している。特許ネットサーバーに保存されている出願人の住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限及びアクセスを技術的に統制できる体系を構築することで、個人情報保護体系を強化した。2017年には職員の業務用PCに保存されている個人情報に対する一斉点検及び整備を実施し、法的保有根拠のない個人情報に対しては破棄措置を完了し、個人情報処理特許システムに対する災難・災害時の復旧マニュアルも設けた。特に、特許庁は最近急増している個人情報流出事故を予防するため、本庁のみならず傘下機関の個人情報保護

改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報の管理実態に対して一斉点検及び現場実査を行い、個人情報保護責任官会議を開催して個人情報に対する責任意識を高めた。また、個人情報を取り扱う者のために特許庁が個人情報保護ガイドラインを別途作成し、個人情報保護・管理強化に万全を期している。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は最高の情報保安レベルを維持するために多角的な努力を傾けた結果、中央行政機関を対象とした国家情報院及び行政安全部の2017年「情報保安及び個人情報保護」分野の政府業務評価において上位圏の優秀な成績を達成した。しかし、最近のサイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに、現在の成果に満足せず、情報保安管理体系を持続的に強化して特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽くす予定である。

第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築

1. 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 パク・ソンチョル

イ. 推進概要及び概要

特許庁は企業型の責任運営機関としてユーザーのニーズに応じた特許行政サービス体系の構築、ユーザーの不満及び隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質相談サービスの拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善などに取り組んできた。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は毎年ユーザーサービス総合推進計画の樹立・施行を通じて国民の不満を体系的に改善・是正し、出願人住所の自動変更制度の導入、手数料減免制度の持続的な拡大、権利一部抹消申請時の印鑑証明書提出の廃止、手数料納付の利便性向上などを推進した。

また、特許庁はユーザー行政サービスを高めるために特許顧客満足度調査を毎年実施しており、職員の電話対応態度をモニタリングする電話親切度調査も併行している。また、弁理士会、韓国知的財産保護協会などの外部専門家もともに参加して特許行政全般を点検する特許行政モニター団も運営している。

特許庁は何時何処でも手軽に特許行政サービスが利用できるよう、24時間電子ユーザーサービスの「特許路」システムを提供している。24時間提供されるサービスは書類の受付、特許庁発送の通知書閲覧、登録原簿などの各種証明書の申込み及び発行、審査進行情報の閲覧、出願番号及び提出書類処理過程の通知などで、大半の電子ユーザーサービスが該当し、大半のサービスに対して当日即時処理を提供している。

ハ．評価及び発展方向

特許庁はユーザーの利用満足度及び利便性の拡大、効率的な特許行政サービスを提供するため、今後も申込書類の簡素化など各種サービス制度を改善し、合理的な手数料体系を構築するとともに、システム整備を持続的に行っていく計画である。

2. ユーザー指向的な手数料体系の改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 パク・ソン Chol

イ．推進概要及び概要

特許庁は中小企業など特許ユーザーが知的財産を基に競争力を備えるよう、ユーザーの立場に立って手数料に関する制度改善事項を常に発掘し、適期に制度と慣行を改善するための手数料政策を樹立・施行している。

ロ．推進内容及び成果

これまで特許庁は経済力のない個人・中小企業などのために中小企業などが保有する特許権・実用新案権・デザイン権に対する年次登録料減免を拡大・推進した。

2014年には特許・実用新案・デザインに関する4～6年次分の年次登録料30%減免制度を導入し、2016年には年次登録料30%減免期間を既存4～6年次から7～9年次までに拡大しただけでなく、最初設定登録料納付の際に証憑書類を提出して中小・中堅企業減免対象として認定される場合は4～9年次の年次登録料納付金額の告示時に減免された金額を告知して年次登録料納付時の減免証憑書類提出の負担を緩和した。ただ、大企業に編入されたり、権利者が変わった場合は減免前の正常納付金額を告示するが、証憑書類を提出すれば以後は持続的に減免されるよう、手数料などの納付方法を改善した。

一方、第4次産業革命時代を迎えて韓国中小企業などが必ず保有すべき特許権などの維持による経済的な負担を減らすため、年次登録料減免体系の改編を推進した。これを通じて個人・中小企業などが保有した特許権・実用新案権・デザイン権に関する年次登録料減免期間と減免比率を拡大し、4年分から権利存続期間まで年次登録料50%減免制度を導入して2018年4月から施行する予定である。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は需要者の立場からより便利に特許行政サービスの利用ができるようにサービス基盤を持続的に改善した。手数料減免制度をさらに拡大して経済的弱者の負担を緩和させ、各種証憑書類の提出負担を緩和することで権利者の行政的負担も減らした。今後も特許庁は顧客の立場から権利維持の負担を緩和するなど手数料関連制度を樹立し、制度と慣行を改善する努力を続けていく計画である。

3. 顧客の意見を反映したサービス・制度の改善

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 パク・ミキョン

イ. 顧客サービス総合推進計画の策定

特許庁は国民の幸せにつながるオーダーメイド型サービスの強化に向けて毎年顧客サービス総合推進計画を策定して施行している。2017年には需要調査、懇談会などを通じて政策及び制度改善需要者の意見を取り集め、審査・審判強化、出願・登録手続きの改善、手数料の整備、知財権の保護・活用、情報化機能改善の5大分野24の細部課題を策定して推進した。顧客サービス向上推進計画の成果は、外部リサーチ専門機関が実施する顧客満足度調査を通じて点検を行い、顧客満足度が落ちたり、低迷している分野に関しては、顧客類型別の懇談会及び特許行政モニター団のモニタリング活動を通じて集中点検するなど、需要者中心の顧客サービス提供の水準を持続的に高めている。

ロ．顧客の意見を反映したサービス制度の改善

1) 推進背景及び概要

特許庁は特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導し、制度改善課題を発掘するため、2017年5月に特許顧客を対象に制度改善に関する提案公募を実施した。

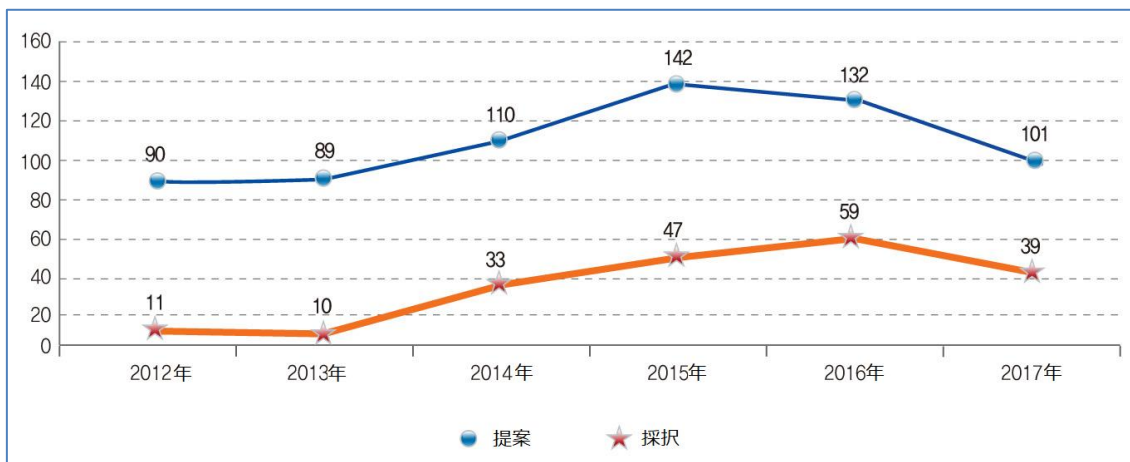
2) 推進内容及び成果

国民提案公募を通じて計101件の提案を受け付け、この中から39件の制度改善課題を採択した。2008年から実施している提案公募は、毎年提案件数と採択率が上昇している。採択された課題は所管部署の検討を経て即時施行可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して実施の時期を決め、実施が完了した後は国民シンムンゴ(苦情申立窓口)などを通じて実施結果を提案者に通知した。

3) 評価及び発展方向

制度改善の提案公募を通じて出願・登録・手数料など多様な部門において制度改善事項が発掘され、一般国民の特許行政アクセシビリティ向上と利便性の向上に寄与した。今後も特許庁は顧客からの提案をより多く取り入れるため、公募提案及び特許行政モニター団の運営を更に活性化する計画であり、単純に採否だけを決定するのではなく、一度提案された顧客からの意見が大切に管理されるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

＜図V-2-2＞過去6年間の提案公募件数及び採択率の推移



ハ．特許行政モニター団の運営

特許行政モニター団は需要者中心の特許行政サービスの実現に向け、専門性と参加度の高い外部顧客をモニター団として選定し、特許行政全般にわたるモニタリングなどを行い、顧客からの現場の声を反映するコミュニケーションの窓口役割を果たしている。

2017年には企業、特許事務所、学生、公共機関、傘下機関、一般人など30人の一般顧客参加型のモニター団で構成された第4期特許行政モニター団が活発なモニタリング活動を行った。

第4期特許行政モニター団は与えられた課題を特定期間の中にモニタリングする課題付与方法と自由課題に対して常時モニタリング方法を併行した。また、庁内部署別のモニタリング課題需要調査を通じて充実した政策モニタリングのために努力した結果、計276件の提案を受け付け、所管部署の検討を経て172件を採択して措置を取る成果を収めた。

二．顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

1) 顧客満足度調査

特許庁は分野別の特許行政サービスの水準を正確に診断し、顧客の意見を取り入れて制度改善に反映するため、毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判など特許行政全分野において、出願人、代理人、請願人など約3,400人余りを対象に特許行政全般に対する満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するため、外部リサーチ専門機関に評価を委託して施行しており、評価結果は顧客サービスを改善するための基礎資料として活用している。特許顧客満足度は毎年右肩上がりの傾向を維持しており、2017年度には79.72点を記録した。

＜表 V-2-5＞過去5年間特許顧客満足度の推移

(単位：点)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
満足度	75.98	76.18	79.16	78.46	79.72

2) 国民に対する行政サービスの評価

行政安全部と国民権益委員会は2017年に42の中央行政機関を対象に国民に対する行政サービスの評価及び国民シンムンゴ(苦情申立窓口)の運営評価を合同実施した。行政サービス体系分野は行政サービス戦略及び遂行体系と制度運営の状況の評価し、国民シンムンゴ(苦情申立窓口)運営評価はサービス満足度の向上、苦情受付の迅速程度、処理期間の遵守などの指標を評価した。サービス総合評価は全体中央行政機関にたいするサービス品質を測定して競争的かつ国民指向的な行政サービスの実現を通じて国民に対する行政サービスの質的向上を図るためのものである。特許庁は顧客満足サービス推進計画の策定、毎月サービス状況の分析・報告など、顧客満足のための多様な内部点検体系を運営している。今後も特許庁は需要者中心の特許行政サービスの実現に向けて多様な顧客満足度向上方策を講じて施行する計画である。

4. 24時間電子ユーザーサービスの提供

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 コ・サンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年から世界初のインターネット基盤の電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願のサービス時間が勤務時間内に限られていたため、ユーザーからサービス時間に対する拡大要請が多く寄せられた。

そこで、特許庁はユーザの要望に応じて24時間365日いつでもどこでも電子ユーザーサービスが利用できるように特許ネットシステムを改善することを決め、まず24時間365日Non-stop電子出願サービスを提供するためのマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づいて2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービス体系に切り替える作業に着手すると同時に関連法制度を改善し、2005年11月から24時間電子ユーザーサービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」はユーザーのコンピューティング環境の変化に敏感であるため、運営体制(OS)のアップグレード、ウェブブラウザ(IE、Chrome、Firefoxなど)の多様化など、国内外ユーザーのコンピューティング環境の変化による特許路システムへのアクセシビリティ改善が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

2003年度にはマスタープランに基づいて、まず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理(Real-Time Processing)体系に切り替えられるよう、特許ネット基盤構造の設計作業に取り組んだ。また、ユーザーが電子出願サービスをより簡単に利用できるよう、出願人コード付与の申込、電子文書利用届出など事前登録手続きを簡素化し、インターネット「Giro」納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

＜表V-2-6＞2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
ユーザーサービス改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コード付与申込、電子文書利用届出などオンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 過誤納手数料のオンライン払い戻しなど手数料管理体系の改善 ・ メールによる通知書受信などユーザーの利便性を中心に電子出願ソフトウェアを改善
特許ネット基盤の構造改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括処理形態の特許ネット構造をリアルタイム処理方法にアーキテクチャーを再設計 ・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワーク統合設計 ・ 24時間データベース起動のためのノンストップ・リアルタイムバックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管・複製作業除去のためのDBの統合設計 ・ 特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用

2004年には一括処理形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編する作業を実施するとともに、電子出願システムの障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出期限の調整など、関連法制度の改編作業も併行した。これは電子出願システムに障害が発生した場合、書類提出の期限が自動的に伸びるなど、制度変更によってユーザーに不利益が発生しないよう制度的な装置を設けたものである。すなわち、書類提出期限の末日が土曜日の場合は、提出期限の末日を次の勤務日まで延長するように改善した。

＜表V-2-7＞2004年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子出願システムの障害によって提出期限のある書類が提出できない場合の処理策を構築 ・ 週5日勤務制度の施行によるユーザーの便宜を図るため、提出期限末日が土曜日の場合は次の勤務日まで延長
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方法に改善 ・ リアルタイム侵入探知及びセキュリティモニタリングのために統合セキュリティ

	管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用 ・ノンストップサービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システムの構築 ・オンライン・リアルタイム受付及び通知機能の実現
電子出願ソフトウェアの改善	・提出書類の誤謬検証機能の実現 ・多様な添付書類の受付及び通知機能の実現 ・書類提出による後続手続き連携機能の実現 ・電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現 ・書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現

2005年2月特許ネットⅡシステムの開通により、書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行されることとなった。特許顧客の電子ユーザーサービス利用における便宜を図るため、徐々にサービス時間を拡大し、2005年11月からは夜間及び休日も電子出願など電子ユーザーサービスの利用ができるようになった。24時間提供されるサービスは、出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発行、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類処理過程のリアルタイム通知など、大半の電子ユーザーサービスが含まれている。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期せぬ不利益を未然に防止するため、ユーザーが納付すべき特許手数料及び提出する書類の誤謬を書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

<表V-2-8> 2005年24時間電子ユーザーサービスへと拡大

対象サービス	推進内容
オンライン出願	・勤務時間帯に支援→24時間支援(方式審査は現行維持) ・書類の欠陥を提出前に検証/校正するサービスを24時間提供
オンライン通知	・請願処理過程の通知に対し、 - 翌日一括処理→リアルタイム処理 - 勤務時間帯支援→24時間支援
諸証明 申込/発行	・勤務時間帯支援→24時間支援 ※申込サービスは24時間支援するが、発行サービスは手数料が納付された場合

	に限り24時間支援
審査進行 情報など検索	・非リアルタイム・サービス→リアルタイム・サービス

2006年には24時間電子ユーザーサービスの提供によって翌日に処理されていた業務が当日リアルタイムでNon-stop処理されることとなり、処理時間の短縮による費用の節減及び行政効率の向上など画期的な改善をもたらした。特に、単なるサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築されたことで、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間に縛られず外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外におけるプレゼンスも高まった。

一方、ユーザーサービス書式の簡素化作業に取り組んだ結果、334種の書類を149種に減らすことができ、手数料の過誤納によるユーザーの不便を解消するため、手数料の納付事項をオンラインで照会して訂正した後、再活用できるシステムを構築するなど、手数料払い戻し及び納付手続きを簡素化したことでサービスの処理時間を大幅に減らした。

<表V-2-9>2006年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
サービス利用書式の 統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・類似したサービス利用書式の統廃合(334種→149種) ・記載項目の簡素化(6,881個→1,336個)
手数料納付事項の オンライン訂正	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能 ・手数料納付事項のオンライン訂正機能
国有特許活用度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国有特許の閲覧・管理機能 ・通常実施権のインターネット申請及び契約機能
寄託微生物の 管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物寄託機関との連携 ・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能

・微生物の分譲申請及び発行手続きのオンライン化

これまで持続的な電子ユーザーサービスの拡大によっていつでもどこでもNon-stopで処理が可能となったが、受動的なサービス提供によるユーザーの不便は解消されなかった。そこで、オーダーメイド型電子ユーザーサービスを開発し、ユーザーが該当サイトを訪問せずとも、処理しなければならない情報を一箇所に集めて提供するサービスを2007年11月から施行している。

また、これまで電子出願を行うためには、特許庁が提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置する必要があったが、ウェブ基盤の電子出願システムを構築することで、専用ソフトウェアを設置せずに誰でも特許庁ホームページにアクセスさえすれば簡単に電子出願できるように改善した。さらに、クレジットカード、携帯電話、リアルタイム「Giro」による銀行振り込みなど手数料の納付手段を多様化し、特許顧客の手数料納付における利便性を大幅に強化した。

<表V-2-10>2007年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
書式の統廃合及び簡素化による電子出願システムの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・書式統廃合(347種→149種、57%縮小) ・ユーザー便利機能の提供で書式作成時間の短縮 (1件当たり10分、年間236,237時間短縮予想) ・Window Vistaなど多様なPC環境を支援
電子出願SW機能改善	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書記載不備による意見提出通知率の減縮 (43.62%→4.36%、90%減縮) ・書類の再作成・提出によるサービス費用の節減 ・記載不備による審査処理遅延の予防
オーダーメイド型電子ユーザーサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーサービスのアクセス段階の縮小(5段階→3段階) ・サービス処理結果などリアルタイムのオーダーメイド型お知らせ情報の提供によって処理期限満了によるユーザー被害の予防

Web基盤電子出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・商標から全権利へと拡大 ・個人出願人の利用増加(商標の場合、前年比5.6%増加)
手数料納付手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料納付手段の拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振替、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問) ・手数料納付時間の短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付) ・納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上

2008年にはこれまで需要者中心の電子ユーザーサービスの拡大を通じて主なサービスの書式を直ぐに作成・提出することができたが、支援対象の書式が出願書中心に限定されていたため、サービスの利用に限界があった。そこでウェブ出願サービス支援対象の書式を登録書式、審判書式などサービス全体の書式に拡大し、各種便利機能を拡充した上、2008年11月からサービスを提供している。それと同時に、出願人が作成した書式の作成エラーを最小化するため、コールセンターの相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のための公共I-PINの適用、障害者・高齢者など情報疎外階層の利便性及び多様なPC運営環境を支援するウェブ標準・ウェブアクセシビリティの適用を通じて特許顧客のホームページ利用における利便性を高めた。

また、これまで出願・登録・審判に関する基本情報を中心に特許情報ウェブサービスを提供していたため、サービスの利用及び特許情報の活用に限界があったが、諸証明書の発行情報、手数料の納付情報及び期間到来情報などに提供対象範囲を拡大することで、特許情報の管理及び活用の活性化に貢献した。このように電子ユーザーサービスの持続的な拡大により、個人出願人などのウェブ出願サービス利用が前年比76.7%増加し、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

<表V-2-11>2008年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
Web出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・Web出願支援対象書式の拡大 -出願書式→登録・審判書式

	-Web出願人の利用増加(前年比76.7%増加)
特許情報ウェブサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・特許情報Webサービスにおける提供情報の拡大 -特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明・手数料・期間到来情報 ・特許情報Webサービス拡大策の策定 -特許検索及び統計情報に拡大 -特許情報Webサービスインフラの拡大
ユーザーサービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築 ・書類ファイルの履歴照会を通じた諸証明発行システムの改善 ・電子出願専用サイト(特許路)の拡大 ・オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編
ホームページWeb標準・Webアクセシビリティの適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ Web標準・ Webアクセシビリティの強化 ・個人情報保護のための公共I-PIN適用

2009年にはこれまで電子出願サービスを中心に運営されていた「特許路」を特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)として改編した。顧客は特許路ウェブサイトを通じて出願進行情報、登録、審判情報など、ユーザー別にすべての特許情報をひと目で確認でき、より簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識シェアリング、ブログサービスの構築を通じてユーザー参加活動を拡大するなど、ユーザーコミュニケーション活動を強化した。

また、顧客オーダーメイド型サービスを強化するため、未公開情報、通知書情報、締切り期限情報などに対するウェブサービスを拡大した。ウェブサービスの拡大による安定的なサービスの提供のために、主要サーバー、ミドルウェアを交替するなど、インフラ拡充にも努力を傾けた。その結果、顧客は拡大されたウェブサービスを通じてより多くの特許情報を顧客が使う内部システムと連係させ、活動及び加工できるようになった。

電子文書作成機分野では、安全性、互換性及び編集機能が優れた商用ワード基盤の特許文書作成機を開発することで、ユーザーが特許文書をより便利に作成できるようになった。そして、共通出願書式の適用によって国内出願書式でPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成に対する負担が大きく減少した。

一方、手数料の管理では、顧客の手数料納付における利便性を高めるため、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料自動納付サービスは顧客が別途の納付行為をしなくても、顧客本人の口座から特許などの手数料が自動振り替え方式で引き出される方法である。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来すると顧客が直接納付をしなければならない不便さがあったが、自動納付サービスの構築によってそのような不便が解消された。7月から施行した手数料自動納付サービスによって12月まで14,048件、30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表V-2-12> 2009年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
オーダーメイド型特許管理ポータル構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ My特許保管箱を通じて特許関連業務の全社管理を実現 ・ 知識シェアリング、ブログなどユーザー参加型の空間構築
特許情報Webサービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年49種から2009年181種へとコンテンツを拡大 ー未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など ・ サーバー及びミドルウェア切り替えを通じたインフラの拡充
商用ワード基盤の電子文書作成機開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願書及び補正書作成における利便性の向上 ・ 共通出願書式(CAF)の適用による国内/外出願作業の簡素化
特許手数料自動納付システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築 ・ 自動納付お知らせサービスを通じたユーザー利便性の向上

2010年にはこれまでソウルを中心に行ってきた電子ユーザーサービス懇談会を全国にまで拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)した結果を、電子出願関連システムと制度改善に反映した。特に、地域知的センターは地域の実情に合わせたオーダーメイド型の教育

と面談を実施し、2009年に開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルの提供で注目を集めた。

<表V-2-13>2010年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通出願書式の適用を通じて一度提出した出願文書を翻訳さえすれば主要国（韓国、米国、ヨーロッパ、日本など）の特許庁に提出できるように電子出願ソフトウェア機能を改善 ・ 塩基配列目録作成機の便宜機能の改善
諸証明サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸証明発行サービスにおいてマドリッド国際商標の事後指定件に対する「謄・抄本交付申込」の発行機能追加 ・ 諸証明発行サービスにおいて1件単位で発行可能であった「最初出願人確認書」を複数件併合して申し込めるように改善
手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定比率をポイントとして換算して現金のように使えるように手数料マイレージシステムを反映 ・ 個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業まで拡大
特許路ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善 ・ 特許路の出願人コード付与申込の「本人証明書類」欄を新設し、案内文を追加

2011年にも電子ユーザーサービス懇談会を持続的に開催し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取した上、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学との協議の下で、特許に関心のある大学生を対象に電子出願に関する教育を行い、大きな反響を呼んだ。

<表V-2-14>2011年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

電子出願SW	・グローバル特許文書作成機の性能改善及びエラー検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を基に使用者の利便性を向上
諸証明 サービス分野	・登録原簿写本申込を出願人コード発行及び認証書発行/登録など事前登録の手続き要らずに基本個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発行できるように改善
手数料分野	・一部の特許手数料(年次登録料)に対してオンラインだけでなくATMで納付できるように仮想口座サービスを構築
特許路 ホームページ	・出願件に対して審査進捗状況をひと目で確認できるように、審査処理進捗事項確認機能を改善

2012年には顧客に優しい特許ネット構築のために特許ネット顧客諮問団を発足して運営するとともに、要求事項を持続的に収集し、特許路UI(User Interface)の改善、諸証明発行速度の改善などに反映した。また、3Dデザイン出願制度の利便性を高めるため、3Dデザイン多出願顧客の政策懇談会を実施し、3Dデザイン出願可能なファイルの拡大などの要望事項を反映した。

<表V-2-15> 2012年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・登録原簿など諸証明発行速度の改善 ・出願件に対し審査進捗状況を一目で確認できるよう審査処理進捗事項確認機能を改善 ・特許顧客の電子出願に係わる作成ガイドを動画で提供する電子出願登録案内動画サービスの構築 ・特許権者の権利を本人が便利に照会及び管理できる年次(更新)登録管理サービス構築 ・微生物情報及び特許出願の連携状況を照会できる寄託微生物照会登録サービス改善 ・特許保管箱において登録公報情報を一括して照会できるよう、特許情報院に連携する登録原簿照会サービスの構築
電子出願 分野	・個人出願人の明細書作成の品質向上及び審査官の審査業務効率を高めるための模範明細書作成方法の内容を補完

2013年にもオープン特許路開発事業を通じて、IEでのみ動作する非標準技術であるアクティブXの代替技術を開発して、Chrome、SafariなどIE以外のブラウザでもユーザーが「特許路」を利用できるようにウェブ互換性を改善した。また、視覚障害者、聴覚障害者などシステムにアクセスし難いユーザーのアクセシビリティを高めるため、イメージ代替テキストの提供、色と関係のないコンテンツ認識、キーボードアクセシビリティの向上を通じてウェブアクセシビリティを改善した。

<表V-2-16>2013年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ互換性の改善 <ul style="list-style-type: none"> - ウェブ標準技術及びアクティブXの代替技術適用を通じてIE以外のChrome、Firefoxなどのウェブブラウザでも特許路へのアクセスが可能 ・ウェブアクセシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> - イメージ代替テキストの適用などを通じて障害者などのシステムアクセスが難しいユーザーを支援 <p>*イメージ代替テキスト：イメージで表現されたコンテンツの内容を理解しやすくするためにテキストで提供する方法</p>

2014年にもオープン特許路開発事業を持続的に推進し、電子出願ソフトウェア(明細書作成ソフトウェア、通知書閲覧機、統合書式作成機など)を全面的に再構築し、出願人がより便利に知的財産権関連出願を行えるように改善した。また、諸証明申込機能の改善を通じ書類履歴を照会して必要な書類だけ発行できるようにした。

<表V-2-17>2014年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書作成SWの統合及び再構築 <ul style="list-style-type: none"> - 既存3種の明細書作成SWを1つに統合し、他ワードプロセッサとの互換性を改善 - スマート出願診断機能を通じて審査官と同水準の点検機能を提供 ・PDF基盤の統合書式作成機の構築

	<ul style="list-style-type: none"> - 書式作成機ポップアップの最小化と直感的なユーザーインターフェースの提供を通じて書式作成の利便性を提供 - 1回の統合書式作成機設置で国内書式、国際デザイン書式、国際商標書式を全て作成できるように支援 ・ 通知書閲覧機の再構築 <ul style="list-style-type: none"> - 特許庁からダウンロードした通知書の検索、整列、一括出力など管理機能の提供
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸証明申込機能の高度化 <ul style="list-style-type: none"> - 既存の同一書類名に対して一括発行される書類を履歴を確認して必要な書類だけ発行できるように改善

2015年にも電子出願ソフトウェア(明細書作成ソフトウェア、通知書閲覧機、統合書式作成機など)の安定化及び持続的な改善で、出願人がより便利に特許出願及び関連業務を行うように改善した。また、制度及び手続改善を通じて出願人の満足度を高め、特許路サイトの改編を通じて初めて特許出願を行う利用者が手軽に利用できるようにマニュアル体系を改編するとともにユーザー便宜性を高めた。

<表 V-2-18> 2015年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願システムのオンライン包括委任制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> - 出願人権益向上及び代理人便宜向上のための委任制度改善策として携帯電話SMS認証方式導入 ・ 審査官指定SMSアラームサービスの実施 <ul style="list-style-type: none"> - 出願人及び代理人に審査着手以前の出願件を対象に関連出願人に指定された審査官を携帯SMSを通じてアラーム文句の発送 ・ 出願人の利便性改善のための特許路サイトの改編 <ul style="list-style-type: none"> - 特許路ホームページメニュー体系の改編、ユーザーオーダーメイド型電子出願SWダウンロードページの構成、案内文句の明確化及び利用手続きの段階化などユーザー利便性の改善

2016年にも電子出願サービスの安定化及び利便性向上のために、電算資源の再配置を通じた電子出願の受付速度の向上など、電子出願サービスの性能を改善した。また、視覚障害者の便宜を図るために諸証明発行書類に音声変換サービスを提供するとともに、電子出願ソフトウェアを使用した明細書の作成に困っている個人出願人が特許・実用新案を出願する際に商用ワードで作成した明細書を提出することを可能にしたことで、より簡単に特許出願及び関連業務が行えるようになった。また、特許路サイトのUI改編を通じて初めて特許出願を行うユーザーに、より簡単で便利にアクセスできるようにマニュアル体系の改編と使用者の利便性を高めた。

<表 V-2-19> 2016年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書XML標準公開及びテキストモジュールの提供 <ul style="list-style-type: none"> - 特許路に提供して明細書作成機SWの自己誤謬検証を強化 ・ 電子出願SWの性能改善及び誤謬検証の強化など、ユーザーの意見を取り集めて利便性を向上
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸証明発行書類に音声変換サービスを提供 <ul style="list-style-type: none"> - 視覚障害者の便宜を図るために証明原簿及び登録原簿に音声変換サービスを提供 ・ 個人出願人を対象に商用ワードで作成された明細書Web出願サービスを提供 <ul style="list-style-type: none"> - 個人出願人が特許・実用新案の明細書を電子出願SWでない一般商用ワードで作成及び提出するようWeb出願方法を提供 ・ 出願人の利便性改善に向けた特許路サイトの改編 <ul style="list-style-type: none"> - 特許路ホームページのマニュアル体系の改編、道路名住所への自動変更申請機能の実現、案内文句の明確化及び利用手続きの段階化など、ユーザーの利便性を改善

2017年に商用ワードで作成された明細書を統合明細書作成機(NK-Editor)にコピー・貼り付けの際に発生する書式、表、特殊文字が割れる現象とイメージ海象度の低下現象などを改善するために編集機能を補完し、特許路(www.patent.go.kr)サービ

スをInternet Explorerの他にもChrome、Firefox、MS Edgeなど多様なウェブブラウザで利用できるような改編してユーザーの便宜を図った。

また、システム点検時間を調整して日曜日サービス提供時間を変更及び拡大することで、出願人が時間制限なく電子出願サービスが利用できるように改善した。

<表V-2-20>2017年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・統合明細書作成機(NK-Editor)編集エンジンのアップグレードを通じた機能向上 － MSワード、ハングルプログラムの内容を統合明細書作成機にコピー・貼り付けする際に発生する書式、表、特殊文字が割れる現象とイメージ海象度の低下現象など多様な編集機能を補完
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なウェブブラウザを支援するための特許路の改編 － 多様なウェブブラウザ支援などユーザーのニーズに応え、IEのActiveX未支援方針に対応するため、設置ファイル(exe)提供形態に特許路を改編 ・出願における利便性を高めるための出願方法の多様化 － 個人出願人を対象に商用ワード(Free-Type)出願サービスのデザイン分野への拡大提供 ・出願・登録・審判の進行状況が照会できるモバイル照会サービスの提供 ・別途のSW設置が必要ないPCT国際特許出願のためのePCT受け付け機能の実現

<表V-2-21>24時間電子ユーザーサービスの段階別開通時期

区分	24時間サービス(3段階)			
	夜間サービス(1段階)	休日サービス(2段階)	2005.11～2017.11	2017.11～
時期	2005.2～2005.6	2005.7～2005.10	2005.11～2017.11	2017.11～
サービス時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:08～24時 ・土曜日:08～24時 ・休日:なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:06～24時 ・土曜日:06～24時 ・休日:09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:00～24時 ・土曜日:00～24時 ・休日:09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:00～24時 ・土曜日:00～24時 ・休日:10～24時

ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子ユーザーサービスの高度化によって、特許顧客の電子出願満足度及び電子出願率は持続的に上昇している。それを受け、今後は顧客オーダーメイド型の電子ユーザーサービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用を最大化するため、特許情報普及インフラの拡大及びその情報提供の範囲を持続的に拡大していく計画である。

第3節 特許情報DBの構築

1. 概観

特許庁は国民と特許庁の審査官が簡単に必要な知的財産情報を活用できるように、様々な特許情報DBを構築して提供している。民間からは公共機関が保有している情報の開放及び共有を持続的に要求しており、特許庁はこれに応じて知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じた国内外知的財産情報の活用促進に向けて持続的な努力を傾けている。

特許庁は国際協力の強化を通じて米国、日本などIP5国家の特許情報だけでなく、新興国特許情報の入手及びDB構築に取り組んでおり、海外特許情報のDB構築と共に、国内特許情報の国内外における活用強化に向けてインターネット特許公報を発刊し、審査官及び一般向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供している。また、海外において韓国特許を迅速かつ正確に活用できるよう韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

また、書面で受け付けられる全ての書類を電子文書に転換し、特許行政の全過程を紙のない(PAPERLESS)行政を目指している。このような特許行政過程において発生する全てのデータは品質管理過程を経てデータの誤謬を整備しており、品質管理過程を通じて国民が信頼して使用できる特許データの構築のために努力している。

特許庁は多様な特許顧客の要求事項を分析・取り集め、今後はより有用かつ高品質の特許情報を持続的に提供する予定であり、開放された特許情報の民間活用促進のためにも持続的に力を入れていく計画である。

2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用

情報顧客支援局 情報管理課 施設事務官 キム・ジュヨン

イ. 検索DBの持続的な拡充

1) 推進背景及び概要

特許庁は国民と審査官が先行技術の検索に活用できるよう、1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許商標庁などIP5国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)を含め、海外57カ国から知的財産権データを入手しており、その中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載して検索に活用している。2017年ユーラシア、スペインなど新規13カ国のデータを拡大搭載して計26カ国のデータをサービスしている。2017年12月末基準で検索DBに搭載された国内及び海外知的財産権データは37,235万件に達しているが、これは前年比2,482万件が増加したもので、毎年2,400万件以上増加傾向にある。現在審査官の利用率を基準で見ると、日本、米国、ヨーロッパ特許庁データの利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程において調査が義務付けられているPCT最小限文献に韓国特許文献が含まれ、韓国検索DBの品質が重要な事項として台頭した。これを受けて韓国特許庁は2009年に事前検証DBを構築することで、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを整えた。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防ぎ、既存データのエラーを自動的に探知して整備できる体系も整えた。2012年にはデータフローを統制し、システム間の連携を通じてエラーの発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データフローを管理する情報システム」を構築した。

このような体系的なデータ品質管理システムを通じて2017年行政安全部が主管する公共データ品質管理評価で全体受検機関(41機関)のうち最高点(4.88)を獲得し、知的財産権データの信頼度を高めた。

2) 検索DBの構築状況

＜表V-2-22＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2017年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内 特許	書誌	1983～1998	Text	8,458	7,782,173
	公開情報	1983～1998	Image	413,249	
		1983～2005	SGML	1,090,297	
		2005～	XML	1,763,614	
	公告公報	1948～1998	Image	144,473	
		1979～2005	SGML	459,910	
		2005～	XML	1,319,441	
英文抄録(KPA)	1979～	SGML/XML	2,582,731		
国内 実用	書誌	1950～1998	Text	155,963	1,518,879
	公開情報	1983～1998	Image	373,168	
		1983～2005	SGML	278,842	
		2005～	XML	83,241	
	公告公報	1948～1998	Image	142,879	
		1979～2005	SGML	376,784	
		2005～	XML	108,002	
日本	書誌	1975～1998	Text	8,236,566	67,382,922
	公開請求項/明細書 OCR	1971～1995	Text/SGML	4,116,551	
	登録請求項/ 明細書OCR	1971～1995	Text/SGML	557,879	
	公開請求項/明細書	1986～1992	SGML	1,093,270	
	登録請求項/明細書	1986～1993	SGML	961,490	
	特実公開登録(実 用)公報	1971～1996	Image	16,688,598	
		1993～2004	SGML	4,501,955	
		2004～	XML	5,345,311	
	特実公告	1950～1979	Image	5,881,517	
		1994～2004	SGML	1,550,587	
		2004～	XML	2,709,848	
特許抄録イメージ	1975～1996	Image	5,159,435		
特許英文抄録(PAJ)	1976～	SGML	10,579,915		
ヨーロ ッパ	DOCDB 2.0	1974～	Text	118,651,799	126,151,460
	ヨーロ ッパ公開 (ESPACE-A)	1978～1999	Image	914,613	
		1975～2004	SGML	1,477,507	
		2004～	XML	1,915,654	

	ヨーロッパ公告 (ESPACE-B)	1980～1999	Image	356, 173	
		1980～2004	SGML	742, 807	
		2004～	XML	845, 568	
	国際公開パンプレ ット (ESPACE-WORLD)	1978～	Text	442, 421	
		2000～2002	SGML	346, 683	
		1978～1999	Image	458, 235	
WIPO	国際公開パンプレ ット (IMPACT RULE87)	2002～	XML	3, 205, 712	3, 205, 712
米国	特許公告	1790～	Image	12, 984, 158	31, 829, 704
		1920～1975	OCR Text	2, 496, 453	
		1976～2004	SGML	3, 045, 730	
		2005～	XML	3, 025, 098	
	特許公開	2001～	Image	5, 139, 124	
		2001～2004	SGML	760, 938	
		2005～	XML	4, 378, 203	
台湾	特許公開書誌/抄録	2000～	Text	974, 178	974, 178
イギリス	特許公開	1991～2007	SGML	197, 827	300, 192
		2007～	XML	102, 365	
中国	特許公開/公告(英 文抄録)	1985～	Text	9, 446, 481	42, 364, 673
	特許公開	1985～	Image	16, 464, 837	
		1996～	XML	16, 453, 355	
カナダ	特許公開/公告	1999～2007	SGML	410, 104	2, 152, 094
		1969～	XML	1, 741, 990	
オーストラリア	特許公開/公告	1904～	SGML	2, 031, 821	2, 031, 821
ドイツ	特実公報	1991～	Image	6, 973, 533	6, 973, 533
フランス	特許公報	1992～	Image	1, 330, 309	1, 330, 309
ロシア	特実公報	2001～	Image	713, 028	713, 028
ユーラシア	特許公報	2001～	XML	40, 049	40, 049
スペイン	特実公報	2004～	XML	123, 640	123, 640
イスラエル	特許公報	1970～	XML	202, 529	202, 529
ポルトガル	特実公報	2006～	XML	12, 221	12, 221
オーストリア	特実公報	1992～1999	Image	15, 565	66, 385
		2000～2006	SGML	15, 296	
		2007～	XML	35, 524	
デンマーク	特実公報	2014～	XML	3, 311	3, 311
ポーランド	特実公報	1924～	XML	232, 496	232, 496

コロンビア	特実公報	1995～	XML	12,800	12,800
スロベニア	特許公報	1998～	SGML	6,090	6,090
フィリピン	特実公報	2011～	XML	15,308	15,308
スイス	特許公報	2014～	PDF	9,599	17,120
		2000～2006	SGML	6,231	
		2007～2008	XML	1,290	
スウェーデン	特許公報	2013～	XML	6,655	6,655
セルビア	特実公報	1921～	XML	93,969	93,969
計				295,543,251	295,543,251

＜表V-2-23＞デザイン検索DBの構築状況

(2017年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内	先出願	1960～	Image (JPG, TIFF)	5,947,939	30,190,025
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image (TIFF)	169,017	
	国内公報	1966～	Text	1,047,283	
			Image (JPG, TIFF)	6,738,385	
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image (TIFF)	244,616	
	拒絶包袋全文イメージ	1992～1998	Image (TIFF)	36,073	
	登録書類綴全文イメージ	1966～1999	Image (TIFF)	236,700	
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image (TIFF)	132,542	
	カタログ(全文イメージを含む)	1980～	Text	4,625,168	
			Image (JPG)	7,247,034	
	画像デザイン	2003～	Text	180,628	
			Image (JPG)	180,628	
	フォント(typeface)	2004～	Text	33,405	
			Image (JPG)	73,242	
	実用新案デザイン	1970～	Text	488,186	
Image (JPG, TIFF)			2,553,671		
平面デザイン	1976～	Text	127,754		
		Image (JPG)	127,754		
日本	1965～1999	Text	898,235	7,926,962	
	1997～	SGML	535,875		
	1965～	Image (TIFF)	6,492,852		
ドイツ	1988～	Text	701,767	1,866,571	
		Image (JPG)	1,164,804		
WIPO		1999～	Text	212,423	857,654

		Image (JPG)	645, 231	
EUIPO	2003～	Text	983, 873	4, 735, 276
		Image (JPG)	3, 751, 403	
過去海外デザイン(米国、ベネルクスなど)	1975～2004	Text	798, 076	1, 867, 684
		Image (JPG)	1, 069, 608	
米国デザイン	1997～	Text	350, 213	700, 425
		Image (JPG)	350, 212	
中国デザイン	2010～	Text	298, 915	2, 052, 194
		Image (JPG)	1, 753, 279	
海外平面デザイン	1960～	Text	89, 739	179, 478
		Image (JPG)	89, 739	
計			50, 376, 269	50, 376, 269

＜表V-2-24＞商標検索DBの構築状況

(2017年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内	書誌	1950～	Text	3, 650, 047	9, 782, 756
	見本イメージ	1950～	Image (JPG)	3, 507, 360	
	出願公告全文イメージ	1998～	PDF	1, 660, 429	
	登録公報全文イメージ	2016～	PDF	155, 125	
	拒絶包袋全文イメージ	1989～1998	Image (TIFF)	151, 147	
	登録書類綴全文イメージ	1974～1999	Image	452, 273	
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	206, 375	
해외	米国	1823～	Text	8, 998, 175	8, 998, 175
	カナダ	1872～2012	Text	1, 274, 897	1, 274, 897
	日本	1969～	Text	3, 653, 337	3, 653, 337
	オーストラリア	1906～	Text	1, 187, 536	1, 187, 536
	EUIPO	1996～	Text	1, 542, 567	1, 542, 567
計				26, 439, 268	26, 439, 268

3) 評価及び発展方向

世界最高レベルの特許情報サービス体系の実現に向けて、海外データの多様化と情報サービスの高級化、データ管理体系の効率化を中長期計画に沿って体系的に推進するため、2013年に特許情報分野の情報化戦略計画(ISP)を樹立した。

現在国内外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、質の高いデータを生産して対外に提供するため、2009年に事前検証DB及び「データ品質管理システム」の構築を完了し、検索DB品質管理の基盤を構築した。その後もデータ品質管理体系を持続的に運営及び高度化してエラーデータを整備することで、検索DBの品質を持続的に高めた。

今後も特許庁は国民と審査官がより膨大かつ品質の高い知的財産権データを活用できるように検索DBに搭載する海外のデータを拡充しつつ、7千個余り構築されている特許データの検証式(Business Rule)を通じてデータの監視範囲の拡大とデータ重要度を反映した品質整合度の向上を図り、持続的にデータ品質管理体系を高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する際に不都合が発生しないよう、データ普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

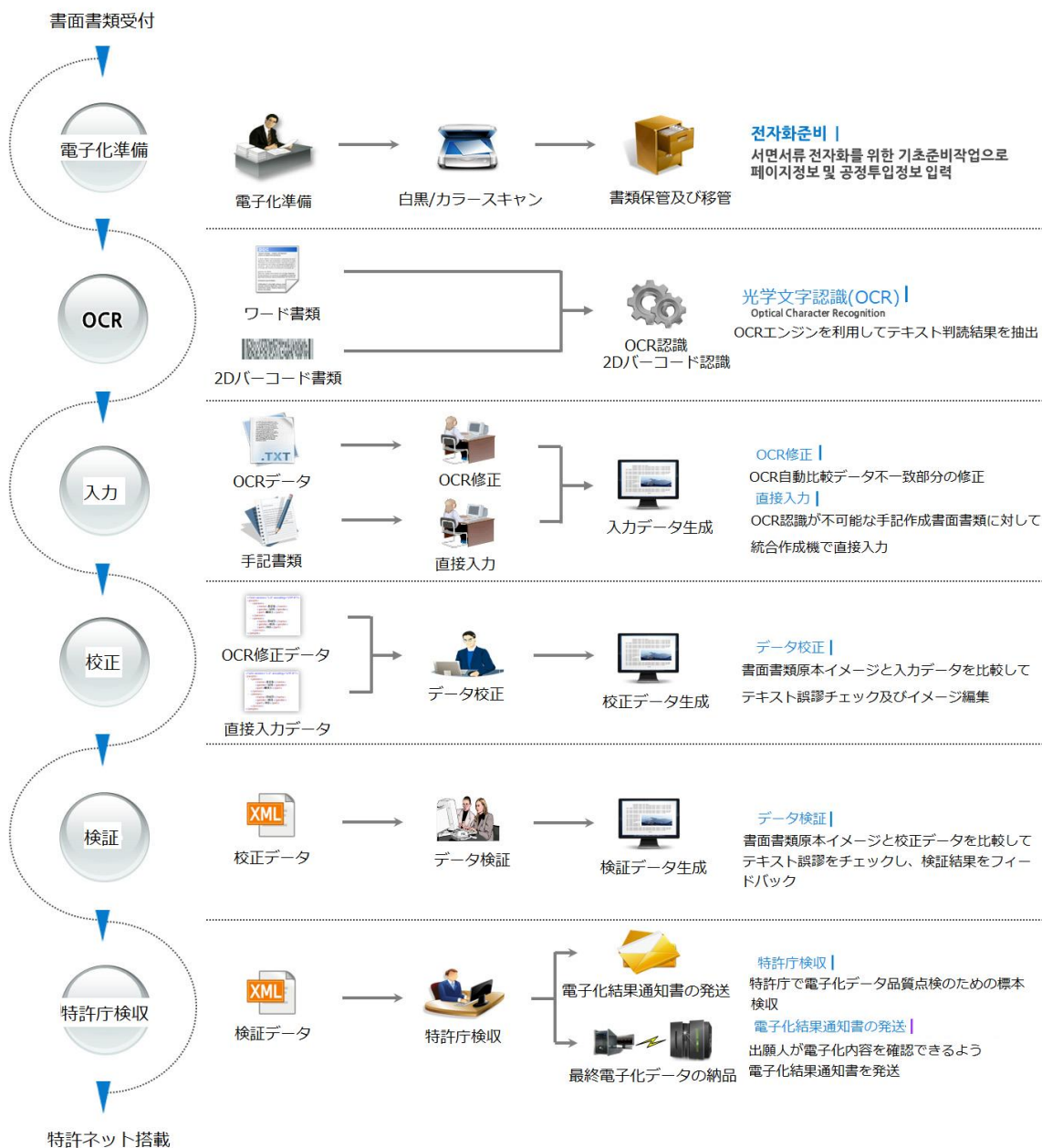
ロ. 特許文書電子化センターの運営

1) 推進背景及び概要

特許庁は紙のない(Paperless)特許行政に向けて、全ての産業財産権に関する書面書類を電子化にしている。そのため、特許法に基づいて1997年10月に韓国特許情報院を特許文書電子化機関に指定し、2001年1月に特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を設立して電子化事業を委託している。電子化センターでは特許庁に提出される全ての産業財産権に関する書面書類(出願書、補正書、登録申請書、審判請求書など)及び電子書類(商用ワード明細書、審決文など)を特許ネットで活用できるよう迅速・正確に電子化しており、特許情報の疎外階層を対象に無料特許情報検索及び電子出願教育を実施することで、特許情報の活用及び電子出願の利用拡大に貢献して

いる。

<図 V-2-3> 電子化処理工程フロー



2) 推進内容及び成果

これまで17年間の電子化で紙文書の保管及び公報制作費などに必要な所要費用約442億ウォンが節減できる経済効果とともに、紙の無い特許行政処理で約131トンの炭素

排出量が減少する環境改善効果をもたらした。

特に、2014年には特許文書電子化システム高度化事業の推進を通じて導入した新規電子化システムで、未公開書面書類に対する情報セキュリティを強化し、OCR認識率の向上など電子化業務効率を高めた。

これを基に2017年は1,100種余りに至る電子化対象書類306,150件を電子化し、品質の高い審査・審判業務の基盤を整えるために電子化処理期間及びエラー率を中核成果指標(KPI)として管理することで、処理期間1.90日、エラー率7.70ppm³¹を達成した。

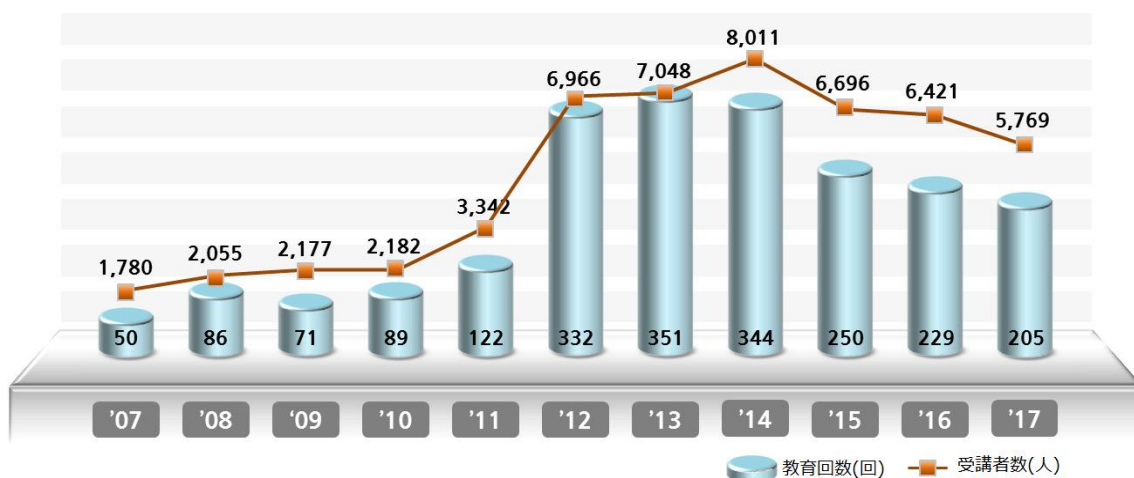
<図V-2-4> 年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況



また、個人を始め大学、中小企業、創業インキュベーションセンターなど機関のIP需要者を対象に訪問型出願支援教育を実施している。2017年には205回(5,769人)の教育を通じて需要者中心のオーダーメイド型教育サービスを実施した。

³¹ PPM(PPM、Parts Per Million):百万分率、電子化データ100万ライン(line)当たり発生したエラーラインの割合

＜図V-2-5＞年度別の訪問型特許情報検索・電子出願教育の教育回数・受講者数



3) 評価及び発展方向

1999年にインターネット基盤の電子出願システムである特許ネットを開通して以来電子出願率が持続的に上昇し、2017年には97.3%を達成したが、高齢層及び情報化疎外階層が存在する限り書面による出願が一定水準で維持されるものと見込まれ、書面出願に関する電子化作業は今後も続くものと見られる。2014年ウェブ基盤の電子化システム高度化を基にシステムユーザー環境の最適化を持続的に推進し、今後も電子化処理期間の安定的な維持と無欠点電子化データの確保に向けて持続的に努力する計画である。

また、知的財産権大衆化に向けて地域知的財産センターなどを通じた地域別の拠点教育体系を構築し、創造経済革新センターなどの外部機関との協業を通じてオーダーメイド型出願支援教育サービスを拡大していく予定である。

ハ. データ管理専門担当組織の運営

1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格稼動となった特許ネットシステムの安定化によって、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、

データエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のため、同専門担当組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院と公開入札を通じて民間業者に委託運営している。専門担当組織は特許情報DBの構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データの整備、データの品質管理業務を遂行している。

2) 推進内容及び成果

専門担当組織を運営した初年度の2002年にはデザインカタログ、書面包袋など6万2千件の過去書面書類を電子化し、特許庁検索及び特許ネットDBのエラー・漏れのデータ8万5千件を整備した。

2003年には文字商標の円滑な検索のため、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去の文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式(BR)、データ整備マスタープランの樹立などデータ品質管理基盤を整え、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には政府機関初のデータ品質管理自動化システムを構築した。その結果、特許庁は政府機関初のデータ品質管理大賞(文化体育観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一のデータ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベルⅡを獲得した。

2009年にはデータ品質管理だけを専門的に担当する別途の組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理自動化システムを高度化し、データ品質管理指針と手続きを整備した。特に、データ品質管理の義務化レベルを強化するため、政府機関初の「特許庁データ品質管理規定(訓令第805号)」を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより体系化した。

データ品質管理規定の主な内容は、以下のとおりである。

1. データ品質管理組織及び任務の定義(第2章)
2. データ管理手続きの樹立(第3章)
3. データベース及びデータアーキテクチャ管理の体系化(第4章)
4. データ品質管理協議会の規定策定(第5章)

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定して情報システム開発時にデータ標準の遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改定して配布するとともに、データ品質重視文化の定着に向けて定期的なデータ品質管理教育を実施した。

2011年には特許データ品質管理の先進化に向けてEP0など先進特許庁と国内公共機関及び民間金融圏の情報化インフラをベンチマークし、2012年特許ネットⅢの開通に伴ってそれに最適化したデータ構造の運営のため、データ構造管理計画を樹立・運営した。また、特許データ検証式(BR)の導出及びエラーデータの整備を通じてデータ品質指数を高めた。

2012年には「特許データ品質管理先進化事業」を通じて3極特許庁レベルの先進データ管理体系構築戦略計画を樹立し、特許データフロー管理情報システムを構築してデータエラーの発生原因に対する追跡・分析機能を通じてより迅速かつ正確なエラー整備が可能となった。

2013年には「データ品質中心文化の定着」に向け、現業部署データ担当官の懇談会を通じて品質改善活動の活性化方策を樹立し、特許庁のデータ品質管理先進事例を他政府機関及び公共機関に伝播し、公共データ品質管理の拡大にも寄与した。

2014年にはこのような品質の高い知的財産データが政府3.0戦略によって民間に開放されて円滑に活用できるように、出願人代表名、特許分類・ファミリー情報など知的財産オーダーメイド型普及DBを開発して民間に普及した。

2015年にはイメージ、電子文書など非定型形式のデータ品質を確保するために「非定型データ品質管理方法」を策定し、予防型のデータ検証式(BR)を導出して事前予防型データ品質管理体系の構築に着手した。

2016年には知的財産データの外部への開放拡大によって品質の高い特許データを国民に提供するため、外部開放DBを中心にエラーを分析及び改善し、国民に対するサービスデータの品質を高めた。

2017年にはデータ連関関係の複雑性が増し、開放データの重要度が高まっていることから、特許庁内・外の連携データ品質強化に向けて連携データ管理体系3カ年計画を樹立・推進した。また、知的財産データ保有量とデータ複雑度の増加によってデータ重要度を考慮した新規品質管理評価指標を設け、事前検証DBとデータ普及用DBを品質管理対象として拡大した。

このような努力によって2006年の397件であった特許データ検証式が2017年基準で7,215件で特許ネットエラーデータ監視範囲を拡大し、データ品質の正確度は毎年増加して2017年現在データ品質の正確度は99.84%に達した。

<表V-2-25>2017年度教育及び広報状況

教育対象	開発企業		運営企業		現業部署		傘下機関		データ担当官 懇談会	外部機関 ベンチマーク
	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間		
実績	2	4	2	IV	2	4	2	4	2回	1回

<表V-2-26>年度別データ品質の正確度

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
データ品質 正確度(%)	99.27	99.35	99.41	99.56	99.63	99.70	99.75	99.80	99.84

＜表V-2-27＞2017年度データ管理業務処理の状況

(単位：千件)

区分	データ品質管理			特許情報DB構築		システム運営管理			特許情報 共同活用
	検証式 (件)	エラーデー タの分析 (件)	エラーデー タの整備	国内	国外	公報 発刊	優先権 交換	顧客要 請処理	
実績	340	30	10,674	2,290	22,531	480	64	18	61,184

3) 評価及び発展方向

品質の高い特許データは特許審査品質の向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化システムの安定的な運営とデータ標準及び構造管理などの活動を展開しており、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(OWNERSHIP)を付与し、現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで、特許庁全体のデータ品質重視文化を作り上げており、優秀データ担当官及び品質改善活動優秀者に対する多様な支援策を講じてデータ品質管理を活性化していく予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及などの管理体系を改善するとともに、特許庁全体のデータ品質統制管理が持続できるようにデータ品質管理システムを高度化し、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化していくことで、世界最高水準の特許行政サービス実現に向けた基盤を提供する計画である。

3. 韓国特許英文抄録の構築

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 イ・イルボ

イ. 推進背景及び概要

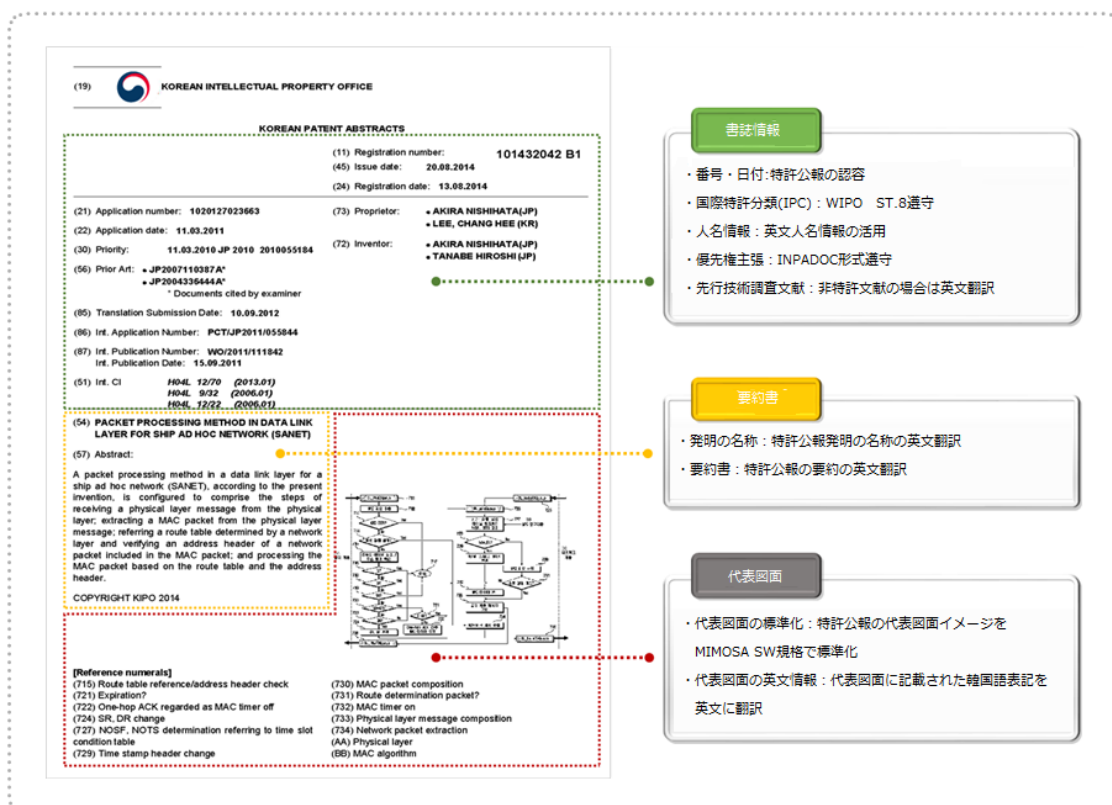
特許庁は海外で国内の知的財産を保護し、特許多出願国としてのプレゼンスを高め

そのため、国内で出願された特許技術の内容を英文で記載した韓国特許英文抄録(KPA³²)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は海外における韓国の特許技術を保護するため、先行特許技術調査及び技術動向を把握するための資料として、海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

韓国特許文献が2005年10月のWIPO総会でPCT最小限文献に含まれたことで、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を海外の審査官及びユーザーが迅速かつ正確に理解できるよう英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

<図V-2-6> 韓国特許英文抄録の構成項目



³² KPA (KOREAN PATENT ABSTRACTS)

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊し、1997年からは特許3極(米国・ヨーロッパ・日本)が共同で開発したMIMOSA S/Wを活用して検索照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年から国内出願技術の海外保護機能を強化するために発刊対象を公開特許まで拡大し、2010年にはデータ形式標準をSGMLから国際的なデータ形式標準であるXMLに変更した。これまで登録特許の先行技術調査文献情報(2011年)、代表図面に存在する韓国語に対する英文翻訳(2013年)、PCT国際出願書誌情報及び出願人国籍情報(2014年)、新規CPC書誌情報の追加提供(2016年)など、韓国特許英文抄録の活用度を高めるため、ユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大した。特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計683億ウォンを投入し、2017年に発刊した139,270件を含めて計2,585,869件の英文抄録を発刊した。

＜表V-2-28＞韓国特許英文抄録DBの構築状況(2017年12月末基準)

(単位：件)

区分	1979～1999年	2000～22010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	合計
登録特許	82,086	241,182	16,470	20,258	28,936	35,471	33,391	40,367	35,744	533,905
公開特許	-	1,260,225	111,762	109,340	127,653	100,737	102,817	135,904	103,526	2,051,964
小計	82,086	1,501,407	128,232	129,598	156,589	136,208	136,208	176,271	139,270	2,585,869

韓国特許英文抄録はCD-ROMとオンライン(FTP)を通じて61の海外特許庁と国際調査機関及び国立中央図書館など国内11機関に無料で普及している。そして、迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を2011年1カ所(中国)から2017年31カ所(米国、ヨーロッパ、日本、台湾、ロシアなど)に拡大した。

＜表V-2-29＞韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況(2017年12月末基準)

区分		内容
海外	特許庁	グリース(FTP)、南アジア共和国、台湾(FTP)、デンマーク(FTP)、ド

(61カ所)	(54カ国)	イッ(FTP)、ロシア(FTP)、ルーマニア、マレーシア、メキシコ、米国(FTP)、ミャンマー(FTP)、バングラデシュ(FTP)、ペネスエラ、ベトナム、ベラルーシ(FTP)、ブラジル(FTP)、セルビア、スリランカ、スウェーデン(FTP)、スペイン(FTP)、スロバキア(FTP)、シンガポール、アルゼンチン(FTP)、アゼルバイジャン(FTP)、アンゴラ、エチオピア、エルサルバドル、イギリス、イエメン、オーストリア、ヨルダン、ウルグァイ(FTP)、ウクライナ、イスラエル(FTP)、エジプト、イタリア、インド、日本(FTP)、中国(FTP)、チェコ(FTP)、チリ、カンボジア(FTP)、コスタリカ、コロンビア(FTP)、クロアチア(FTP)、キルギスタン、タイ、トルコ、パナマ、ペルー(FTP)、ポーランド、フランス、フィリピン(FTP)、ハンガリー(FTP)
	関係機関 (7カ所)	APCT, CIPTC, INPIT(FTP), WIPO(FTP), ARIPO(FTP), EAPO(FTP), EPO(FTP)
国内(11カ所)		国家情報院、国立中央図書館、国会図書館 など11カ所

また、外国審査官と外国人が韓国特許英文抄録を無料で利用できるよう、特許情報ネットKIPRISとK-PION(韓国特許情報照会サービス)で検索サービスを提供している。2014年からは製作工程の簡素化及び出願人の意図を反映するために出願人提出要約書を翻訳・製作しており、書誌情報の提供周期の短縮及びオンライン(FTP)普及先の拡大を通じて迅速に海外へ英文抄録を普及している。このような努力や韓国特許英文抄録に対する需要の増加によって、外国審査官は持続的に韓国特許英文抄録を活用しており、最近3年間平均13万回を検索した。

<表V-2-30> 過去5年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2017年12月末基準)

(単位：回)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017
KIPRIS	7,032,213	2,506,529	1,887,137	5,108,439	1,575,660	1,535,332
K-PION	136,899	175,490	189,167	161,200	127,046	104,288

*外部リンク：PatentScopeなど他の検索サービスとのリンクサービス

ハ. 評価及び発展方向

国家競争力の中核要素として知的財産の重要性が増しており、グローバル特許紛争が激化していることから、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシアなど

非英語圏の国家は自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊して海外普及に努めている。

これまで韓国も外国審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるよう、韓国特許公報に対する英文抄録を適期に発刊して迅速に普及し、海外における韓国特許技術の保護に貢献した。

今後も外国審査官などが特許審査の際に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国の特許技術を先行技術として引用できるよう、顧客が求めるコンテンツを持続的に拡大し、迅速な普及に向けてオンライン(FTP)普及先を拡大するなど、多様な取組みを持続的に展開する計画である。

<表V-2-31>各国における韓国特許英文抄録の活用状況

(2017年12月末基準)

区分		対象国家
自国検索システム活用	審査官用	(15カ国)米国、日本、EPO、中国、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ、ポーランド、ハンガリー、キルギス共和国、スウェーデン、フィンランド、バングラデシュ (1機関)ユーラシアン特許機構(EAPO)
	一般用	(6カ国)日本(IPDL)、中国(CNIPR)、ヨーロッパ(Esdacenet)、ドイツ(DEPATISnet)、ロシア、ハンガリー (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*活用		ギリシャ、ノールウェー、台湾、ドイツ、ルーマニア、メキシコ、米国、ブルガリア、セルビア、スイス、スペイン、スロバキア、オーストリア、ヨルダン、ウクライナ、イラン、イスラエル、イタリア、インドネシア、日本、中国、チリ、カナダ、ケニア、コスタリカ、クロアチア、タイ、フィンランド、フィリピン、ハンガリー、オーストラリアなど
特許庁検索システム活用	KIPRIS	米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾など90カ国余り
	K-PION	米国、ヨーロッパ、日本、中国など40カ国余り

*海外検索システム：Patentscope、Espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

4. 知的財産権公報の発刊

情報顧客支援局 情報管理課 施設事務官 キム・ジュヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明の技術内容を公衆に公開することで発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月から世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページwww.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できる。プログラムを別途設置する必要もなく、インターネット環境で閲覧できるようにPDF文書形式で発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、毎月2回DVD及びFTPで17カ国及び機関(国内3、海外14)に配布している。そして、検索DBにも搭載し、特許情報検索サービス(www.kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供している。

ロ. 推進内容及び成果

<表V-2-32>2017年度の公報発刊件数

(2017年12月末基準、単位：件)

公開特許	登録特許	公開実用	登録実用	公開デザイン	登録デザイン	出願公告商標	登録公告商標	その他広告	計
143,462	119,540	4,425	2,977	1,490	50,346	133,986	117,407	6,971	580,604

<表V-2-33>インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール配信件数

(2017年12月末基準、単位：名/件)

区分	2002～2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
加入者数	10,868	11,099	11,240	11,425	11,548	11,748	11,819	11,906	11,949
配信件数	4,380,697	5,280,945	6,083,659	6,827,983	7,597,503	7,965,950	8,051,153	8,129,960	8,252,361

ハ. 評価及び発展方向

現在特許庁は発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野の最新特許技術情報が必要なユーザーのために、新たに発刊した公報と関心分野の情報リストを電子メールで配信する「関心分野メールサービス」を実施している。出願人には自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をメールで事前に通知する「公報発刊予告サービス」を導入してサービスを行い、国民が公報サービスを理解して活用しやすくするために公報書式を改正するなど、ユーザーの便宜を図るために持続的に努めてきた。2013年からは個人情報保護に関する苦情を解消するため、公報の特許法施行令などの改正を完了し、2014年度7月から情報主体が希望する場合は全体住所の代わりに部分住所のみ公開できるように公報の住所公開方式を改善した。また、2015年度9月から商標法改正に伴い、登録公告商標公報を新たに発刊した。

韓国特許庁は今後も特許技術情報の流通幅の拡大、ユーザー利便性の向上及び権益保護、さらに国家競争力の向上に向け、国民に国際標準とIT新技術が反映された世界最高レベルの公報サービスを提供するために引き続き努めていく計画である。

第4節 知的財産情報サービス水準の向上

1. 概観

情報顧客支援局 情報管理課 施設事務官 キム・ジュヨン

公共データと民間技術の融合を通じた革新成長を図るため、公共情報の民間開放・共有拡大が重要となっており、特許庁もまたそれに応えて知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じた国内知的財産情報の国内外における活用活性化に向けて持続的に力を入れている。特に、知的財産情報の開放・共有の拡大に向けて「特許情報DBの構築」と「知的財産情報サービス水準の向上」を重点的に推進している。

特許庁は全世界特許出願件数の80%を占めるIP5の一員として、出願量だけでなく特許審査品質の向上にも努力を重ねている。そのために「審査支援の再創造」を宣言し、特許審査官に良質の多様な特許・非特許情報を提供するために努めており、R&D研究人材、個人発明家などの出願前の先行技術調査及びIP戦略樹立支援などのために国民向け検索サービスの拡大提供も推進している。

国際協力の強化を通じて米国、日本などIP5国の特許情報だけでなく、ロシア、ポーランドなど新興国特許情報の入手及びDB構築を拡大しており、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作など多様な非特許文献のDBも持続的に拡充している。非特許文献を特許審査に活用するため、2013年には審査官向けの非特許統合検索システムを構築し、2014年からサービスを開始して審査品質の向上に寄与している。2013年に新規構築した標準技術文書DBは特許情報ネットKIPRISを通じて民間にも開放している。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内特許情報の国内外における活用強化のためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供している。また、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用できるように、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

DB構築とともに一般国民のためにモバイル検索サービス及び海外特許検索サービスの拡大、知的財産統合検索の支援などを通じて、特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも力を傾けている。

特許庁は高品質の審査・審判を支援するために海外引用文献の言語障壁を最小化し、海外特許に対する国民のアクセシビリティ向上及び国内企業の国際競争力強化のために多様な翻訳サービスを提供しており、翻訳の品質向上に向けて持続的に努力を傾けている。

特許庁は多様な特許ユーザーからのニーズを分析して取り入れることで、今後より良質で便利な特許情報サービスを提供し続ける予定であり、韓国特許情報の海外における保護強化のためにも持続的に努める計画である。

2. 顧客指向型の特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営

情報顧客支援局 情報管理課 施設事務官 キム・ジュヨン

イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで、産業発展に貢献する制度である。そこで米国、日本、ヨーロッパなどの先進特許庁は自国技術の保護及び技術活用の増大のために特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報ネットキプリス(KIPRIS: Korea Intellectual Property Rights Information Service)を通じて国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。また、多様な連携情報及びユーザーオーダーメイド型サービスを提供することで、国民の知的財産情報の活用強化に努めている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許情報普及の促進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策を持続的に展開している。2006年から中小企業、研究機関などのホームページにKIPRIS検索窓を生成する「訪問型特許検索サービス」を実施し、2017年末には特許事務所、中小企業、研究所、学校など計564機関で活用している。また、2012年には多様な階層が特許情報に手軽にアクセスできるよう、KIPRISホームページ及び機能を全面改編した。また、2013年1月からは国内特許、実用新案、デザイン、商標、審判情報をモバイル機器を通じていつでも検索できるKIPRISモバイルウェブを構築してサービスを行っている。

2) 検索及び照会情報の拡大

特許情報ネットキプリス(KIPRIS)が提供する情報は初期国内特許に限られていたが、2002年から商標、デザイン資料を追加で提供しており、米国、日本、ヨーロッパなど海外特許の英文抄録(2003年)を始め、2006年から海外特許全文(full text)サービスを実施している。海外特許に対する持続的なサービス提供の努力によって、2008年中国、2009年イギリス、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索が可能になった。2016年にはイスラエル、スイスなど13カ国の特許を追加で提供した。特許庁ホームページでのみ提供していたインターネット技術公知検索サービスを2011年から提供し始め、2012年からは公報上の技術移転希望情報を検索詳細情報から見られるように提供している。また、審査官用の検索システムから提供しているファミリー情報を活用してKIPRIS海外特許ファミリー情報を改善した。2013年にはKIPRISを検索する際に非特許文献情報、知的財産紛争及び判例情報が同時に検索できるよう、統合検索にNDSL、IP-NAVIを連携した。2014年には特許・実用新案の中間書類綴りの原本サービスを提供し、海外特許CPCコード情報検索サービスの提供、海外特許検索における日本特許情報及び引用文献情報を拡大した。2015年には国内特実CPCコード情報検索サービスの提供及び初心者が簡単に文章で検索できるよう文章検索サービスを提供し、IP5特許庁の審査行政文書の照会ができるよう国民向けOPDサービスと連携した。2016年には商標中間書類綴りの原本サービス及び国家R&D事業情報検索サービスを提供し、2017年には特許引用・被引用情報サービ

ス及びデザイン中間書類綴原本サービスを提供した。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータ規模の拡大とともにユーザーの利便性を考慮した政策及びコンテンツ開発を持続的に推進した。2006年には会員加入及びログインなしで自由に検索できるようにし、2007年には言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供した。また、発行された公報をKIPRISで提供するためにかかる期間も着実に短縮し、2005年の3日から2日に、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年にはKIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同様に提供し、2010年には利用者の検索利便性を高めるため、関心のある特許情報に対して自動で検索結果を提供するオーダーメイド型特許サービスを実施した。2012年には既存の項目別検索機能を改善した「スマート検索」を構築して提供し、ユーザーが多様な統計情報を一目で見られるように「TODAY KIPRIS」を構築した。2013年には政府省庁・自治体・関連機関と協力して国民に対する広報活動を強化し、KIPRISを初めて使用する初心者が知的財産情報を効果的に検索できるよう、特許情報ネットKIPRIS「即席講座」を製作してオン・オフラインを通じて配布した。2014年にはスーパー引用文献、標準技術文献などIP情報の開放とMY関心特許メーリングサービスを通じたワンストップサービスを提供した。2015年には消滅特許、国有特許、物質特許の検索サービスを提供し、2016年には特許ファミリー図式化情報サービスを新規提供し、ユーザーの水準に合わせたKIPRIS利用案内ハンドブック6種類及び多様なIP情報を盛り込んだウェブマガジンを製作して多様な広報チャンネルを通じて配布することで、国民のIP情報活用を強化した。2017年には審査官の検索情報を活用した類似検索式推薦機能を提供し、初心者検索サービスを改編してユーザーがより便利に利用できるように改善するとともに、検索類型及び初歩ユーザーを考慮した利用案内動画を製作・配布してサービス案内コンテンツを強化した。

4) これまでの成果

このような特許情報活用拡大政策によって特許情報ネットKIPRISの利用量も毎年大

幅に増加した。KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べて見ると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初の年間検索回数1,000万回を超え、2017年には5,274万回に達した。また、全世界181ヵ国でKIPRISを活用するくらい、KIPRISは知的財産権情報検索分野における韓国の代表商品である。特許情報の普及が国と産業界が進むべき産業発展の方向を提示する指針を提供し、研究開発の重複を未然に防げるツールとしての比重と重要度が日増しに増加していることから、KIPRIS利用者は今後も持続的に増加するものと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速・正確・簡単・便利に利用できるように、常に顧客の声に耳を傾けてきた。2012年には国民向け特許情報検索サービスであるKIPRISを初心者など多様な階層がより便利に利用できるように大幅な改善を行い、その結果として2012年にインターネットエコアワードサービス革新大賞を受賞した。また、情報脆弱階層(障害者、高齢者)のためにウェブアクセシビリティ及び個人情報を保護するために毎年再認証を行っている。今後も特許庁はより多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう最善を尽くし、持続的なサービス改善を通じて国民が知的財産権情報を円滑に活用できるように最善を尽くしていく予定である。

<表V-2-34>KIPRISの利用状況

(2017年12月現在)

区分	2001～ 2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
KIPRIS検索回数 (千回)	24,526	13,049	16,107 (23%)	18,699 (16%)	23,785 (27%)	27,675 (16%)	27,361 (-1%)	33,085 (21%)	40,805 (23%)	49,053 (20%)	50,170 (2%)	51,173 (2%) 台	52,742 (3%)

<表V-2-35>モバイル検索サービスの利用状況

(2017年12月現在)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
モバイルKIPRIS検索件数	1,828,642	2,801,810	4,037,124	5,685,052	5,891,908

<図V-2-7>モバイルKIPRISの画面



3. 特許文献翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 施設事務官 キム・ジュヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は高品質の審査・審判を支援するために海外引用文献の言語障壁を最小化し、国民の海外特許に対するアクセシビリティの向上及び国内企業の国際競争力強化のために翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のための海外特許文献翻訳サービス翻訳品質の高度化事業を推進し、KIPRIS³³国民向けサービスの海外技術文献翻訳サービスに対して審査官と同品質の翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要5ヵ国特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上を目指して、海外特許文献の機械翻訳活用が広がりつつある。韓国特許に対する世界

³³ KIPRIS(Korean Intellectual Property Rights Information Service) : 国民向けの特許情報検索サービス

的関心の増加及び国内特許の保護強化のためには特許公報の言語的アクセシビリティ向上及び翻訳品質の管理が非常に重要である。

＜表V-2-36＞翻訳サービスの提供状況

区分	審査官用	国民用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006～	2007～2014(有料) 、2014～(無料)	K-PION ³⁴ 、KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013～	2015～	KOMPASS、KIPRIS

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は新規技術用語など特許文献内において頻繁に登場する単語に対する翻訳辞書を持続的に構築して翻訳の品質を高めている。2015年は国内特許技術の海外保護強化のために審査官用の検索システムで提供されていた中韓機械翻訳を国民向け検索システムで提供した。

＜表V-2-37＞翻訳辞書の構築状況

(単位：万件)

区分	基本辞書 ³⁵	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	合計
英韓辞書	300	30	35	20	9	-	-	-	-	-	394
韓英辞書	310	30	-	-	20	5	3	3	-	1	372
日韓辞書	123	30	31	10	6	-	-	-	1	1	202
中韓辞書	30	-	-	-	-	30	26	21	21	32	160
計	763	90	66	30	35	35	29	24	22	34	1,128

³⁴ K-PION(Korean Patent Information Online Network)：韓国特許情報照会サービス

³⁵ 基本辞書は機械翻訳エンジンが内部に搭載された基本辞書のうち技術用語辞書を意味する。

2009年から持続的な英韓・日韓機械翻訳品質改善事業によって、過去5年間(2013～2017年)の英韓・日韓特許文書の引用活用件数は年平均それぞれ5.7%、9%増加している。特に、2017年には中国特許文献の活用件数が飛躍的に増加し、前年比約1.5倍引用率が増えた。

<表V-2-38>海外特許文献の引用文献活用推移

(単位：件)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
英語圏	27,476	33,146	31,767	35,709	43,165	42,361
日本語圏	78,194	88,264	88,580	104,425	120,185	111,935
中国語圏	86	197	436	1,213	2,666	3,446

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は今後国民向け中韓翻訳サービスの拡大提供のために中韓機械翻訳辞書DBを約32万個追加構築し、中国特許文献の活用性を強化する予定であり、英韓及び日韓翻訳辞書も持続的に整備することで、全体的な翻訳品質管理を地道に続けていく計画である。

また、2018年には人工神経網機械翻訳サービスを段階的に導入するために検討中であり、特に関連予算方策及び今後の導入計画を樹立している。

4. 知的財産情報の統合検索支援

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 キム・ムンソン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は知的財産情報が国家経済成長と技術革新のエンジンとして認識されること

により、国民が簡単にアクセスして活用できるように多様な分野の知的財産関連サイトを構築して提供している。ユーザーは知的財産サイトにアクセスして良質の特化された情報を簡単に手に入れることができる。しかし、多数のサイトを個別的にアクセスして情報を得なければならない不便によって、情報間相互連携性の確保及び融合情報への活用が困難であった。

そこで、特許庁は国民に役立つ有用な知的財産情報をより簡単で総合的にアクセスできるよう、知的財産分野のポータルサイトである知的財産情報統合サービス (IPIS、www.ipis.or.kr/ipis) を構築した。現在ユーザーが求める知的財産情報とともに利用度の高い非特許文献を持続的に発掘して追加連携し、検索機能を高度化してオーダーメイド型サービスを提供している。

ロ．推進内容及び成果

1) 知的財産情報統合・連携サービスの拡大

多様な知的財産情報をワンストップで提供するため、従来(2013年)提供していたIP情報サービス(特許分析報告書、知的財産政策情報、伝統知的情報など24種)に公共データポータルサイト(data.go.kr)を通じて活用度の高い非特許文献である著作権登録情報サービスを追加連携し、計25種のIP情報の統合検索ができるようにサービスしている。

2) 検索品質向上のための改善

既存サービスからデータ連携方法と検索エンジンを再整備して検索結果の正確性と検索速度をより高め、連携されたデータの定期的な最適化を通じてユーザーが複雑で難しい情報を一度アクセスするだけで簡単にアクセスできるように改善した。

<表V-2-39> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携状況

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

連携IP情報数	12個	24個	25個	25個	25個	25個
連携データ件数	7,508,963件	143,984,269件	156,959,303件	168,031,648件	175,739,192件	186,328,846件

<図V-2-8> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大



ハ. 評価及び発展方向

各種知的財産情報サイトで個別に提供されていた知的財産情報を統合・再構成し、関連情報を総合的に照会できる窓口を構築した。これによってユーザーは知的財産情報統合サービス (IPIS) を通じてより手軽に欲しい情報を手に入れることができる実質的な支援を行っている。今後もユーザーが希望する高品質の知的財産情報を持続的に発掘してサービス連携を拡大し、需要階層別のオーダーメイド型コンテンツ分析を通じて融合情報の提供など、ユーザーからのニーズを積極的に反映して知的財産関連の代表ポータルサイトとして発展させていく計画である。

5. オープンプラットフォーム方法の公共データ開放の拡大

情報顧客支援局 情報管理課 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ. 推進背景及び概要

国内外公共データの開放政策によって活用価値の高い知的財産データに対する民間からの開放要求は益々増加しており、産業的な波及効果の高い未来戦略産業として知的財産情報産業が注目されている。

しかし、国内の知的財産情報産業はまだ成長初期段階に止まっており、企業特許戦略の樹立、特許紛争への対応など活用価値の高い特許情報に対する民間の開放への需要は持続的に増加している一方、これまでの特許情報の開放努力は供給者中心の特許情報DB開放、断片的な民間活用支援などに止まっており、民間活用には限界があった。

そこで、特許庁は第4次産業革命時代を迎えて雇用誘発効果の大きい知的財産サービス業を集中的に育成するため、付加価値の高い知的財産データを拡大開放し、開放ロードマップ(インフラ高度化及び意見収集体系)に従って特許情報商品開発から創業、マーケティング・広報まで雇用創出のために段階別民間活用支援政策を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 計画の樹立及び開放インフラの整備

特許庁はまず民間からの需要に基づいた特許情報開放・段階別民間活用支援のための開放計画を樹立(2017年1月)し、特許情報開放・流通ポータル(KIPRISPlus)を通じて出願人(法人)の名称変更履歴情報、出願人(法人)の権利別技術分野情報など民間から需要の多い行政・加工データを開放した。

また、産業財産権情報のアクセシビリティ・活用性増大のために伝送スピードの速いRest方法のOpen APIを追加開発(2017年末累計272個)し、産業財産権LODデータ2種(出願人(法人)の名称変更履歴情報、出願人(法人)の権利別技術分野情報)の普及を拡大した。また、特許情報の他にも韓国科学技術情報研究院など他機関(16機関)が保有するビジネス情報(2017年末累計34種)を「IP-Biz情報ハナロサービス」を通じて民間

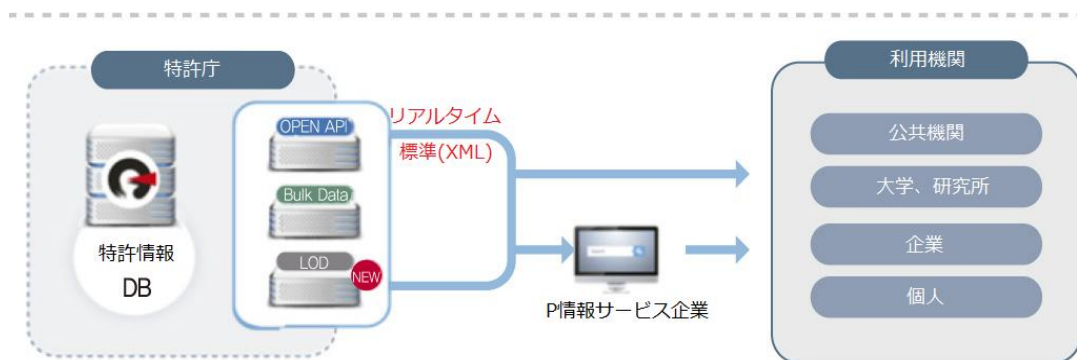
に開放した。

<図V-2-9>KIPRIS^{Plus}(Plus.kipris.or.kr)の概要

▶(概念) 特許情報を国民に効率的に提供するため、Open API*、Bulk及びLOD**提供方法を採用した特許情報提供サービス

* Open API(Application Programming Interface) : 不特定多数のユーザーが応用プログラムを簡単・便利に開発・活用できるように外部に開放されたAPI

** LOD(Linked Open Data) : ウェブ上のデータを意味的につなげて巨大なDBのように活用する技術



▶(提供情報) 特許、実用新案、商標、デザイン、中間書類綴、審判情報、海外特許などを提供

* IP情報開放商品数(個) : (2014年)39→(2015年)64→(2016年)80→(2017年)90

** Open API提供件数(オペレーション数) : (2014年)530→(2015年)547→(2016年)578→(2017年)744

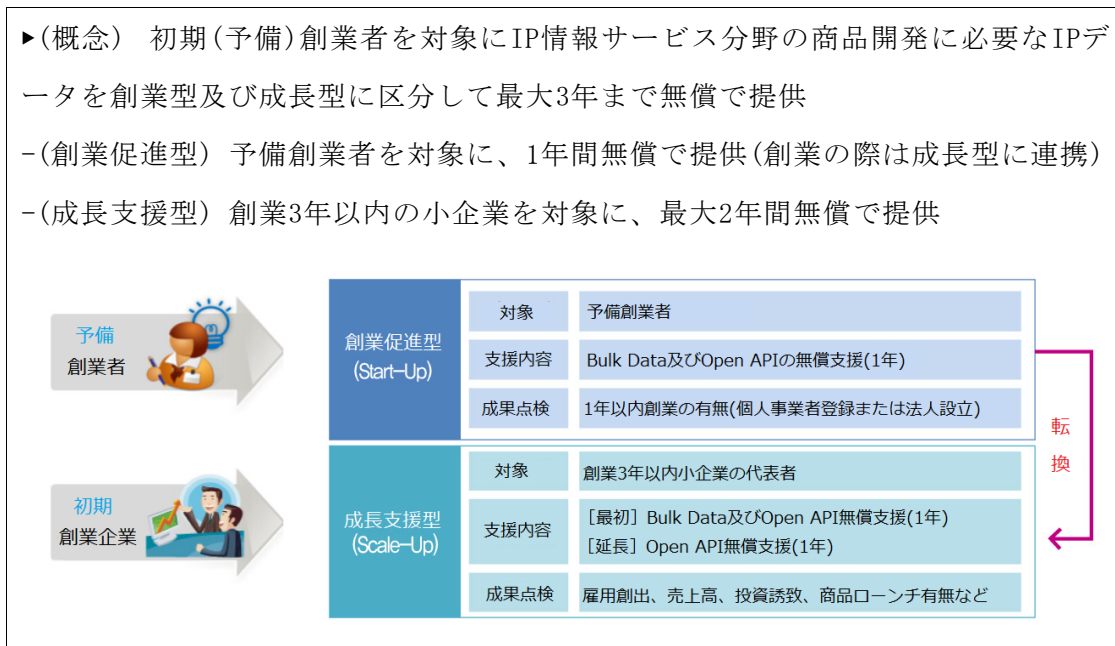
2) 段階別の民間活用支援

知的財産情報活用を通じて創業を促進するため、中小企業部(創業振興院)、技術保証基金、発明振興会との協力の下で創業支援プログラムを拡大運営し、特許権利化支援、創業教育、試作品の製作、市場検証及び事業化に至るまでの全周期創業支援が行われるように拡大した。

また、知的財産分野の創業促進及び成長支援のために、初期(予備)創業企業を対象

に最大3年間IPデータを無償で提供する「IPデータギフト制度」を構築(2017年5月施行)・運営(常時)し、創業・事業化成長支援を強化した。

<図V-2-10>知的財産(IP)データギフト制度



<表V-2-40>KIPRIS^{Plus}を利用した創業支援プログラム

区分	IP情報活用予備(初期)創業者に対する創業支援	IP情報を活用した創業成長支援
対象	IP情報を活用してサービス商品の開発を希望する個人及び法人	IP情報を活用してサービス商品を開発した個人及び法人
内容	商品開発に必要なIPデータを無料提供(最大3年)	特許権利化支援、事業化資金の支援、技術経営コンサルティング、基金保証支援などを支援

<表V-2-41>機関協業後続支援プログラム

協業機関	プログラム名	支援内容
創業振興院	スマートベンチャーキャンパス	事業化資金支援(最大1億ウォン)
	スマート創作場	試作品製作支援(最大3百万ウォン) 事業化資金支援(最大2千万ウォン)
技術保証基金	技術経営コンサルティング、基金保証支援	専門経営コンサルティング(5百万ウォン/1件当たり)、保証支援(最大5億ウォン)
発明振興会	IP土台	特許創出支援(2百万ウォン相当/1件当たり)

＜表V-2-42＞IP情報活用生態系作りに向けた官・民協力活動

イベント名(主管)	イベントの概要	支援内容
公共データ活用 コンペティション	-行政自治部主管で公共データを活用した創意的なアイデアと公共データビジネスモデルの発掘及び創業支援のための優秀アイデアを公募(2017. 2. 28～2017. 10. 24)	-IPデータ活用アイデアコンペティションの大賞受賞作を本選に推薦
IP情報サービス SHOW&FAIR	-特許庁主催、韓国知的財産サービス協会主管で国内企業の特許情報サービス広報のための展示・コンファレンスの開催(2017. 7月)	-需要者マッチング及び商品の広報
国際特許情報 コンファレンス (PATINEX)	-毎年国内外の最新特許情報を活用して付加価値を創出するために国内外企業戦略共有及び展示広報ブース運営など(2017. 9月)	-スタートアップ企業共同広報館の運営支援

3)意見反映体系の構築及び広報の強化

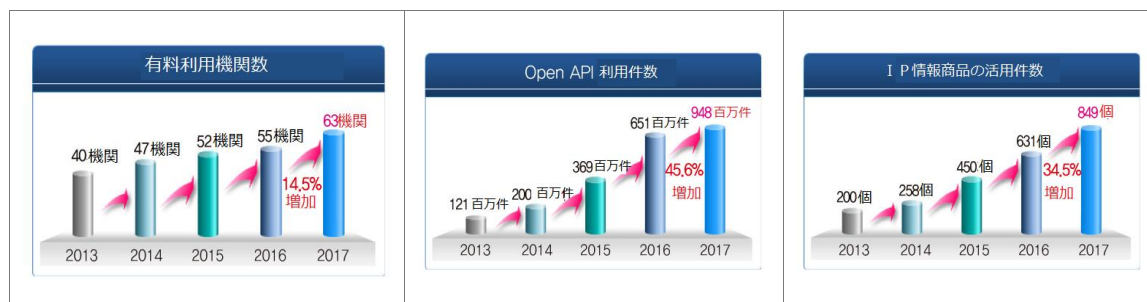
特許庁は「IP情報サービス利用機関統合懇談会」、「IP情報活用諮問委員会」、
「KIPRISPlus利用実態及び満足度調査」などを通じてVOC及び政策諮問を求め、現場
訪問を通じてIP情報民間活用時の問題点をモニタリングするために積極的に取り組ん
だ。

また、特許情報の開放・流通ポータル(KIPRISPlus)内のオンラインIP Help-Deskを
通じて透明かつ迅速にデータクレームに対応している。

ハ. 評価及び発展方向

このような知的財産情報の開放・活用支援に向けた努力を通じて2017年KIPRISPlus
サービス利用機関数が2016年55機関から2017年63機関へと14.5%増加し、Open API利
用件数は2016年651百万件から2017年948件へと45.6%増加した。また、IP情報商品の
活用件数は2016年631件から2017年849件へと34.5%が増加した。

また、開放ロードマップの樹立を通じた体系的な知的財産データ開放の拡大によっ
て、開放データの商品種類を2016年80種から2017年90種に拡大した。

＜図V-2-11＞KIPRIS^{PLUS}を通じた知的財産情報活用の実績

民間企業ではKIPRIS^{PLUS}を連動させて特許情報商品を開発する時、企業別開発費用（DB構築、人件費）約11億ウォン（28社、計308億ウォン）の開発費用を節減し、開発期間を約2カ月短縮する効果が現れた。

また、2017年知的財産情報を活用して新規サービスを開発しようとする20の予備/初期創業者(企業)にIPデータを無償で支援し、新規創業3社、商品ローンチ(試作品を含む)12社、それによる13人の新規雇用が創出された。

2018年からは全体特許情報商品を購入する時は86%引き下げられた手数料で利用できるように手数料告示を改正(2017年11月)し、民間企業がデータを活用してサービスを開発しようとする際のデータ購買費用を減らした。

また、IP-Bizハナロサービスの提供を通じて情報検索費用を減らした。

特許庁では今後も政府の基調に符合する知的財産情報の開放・流通活性化に向けて多様な支援政策を推進する予定である。

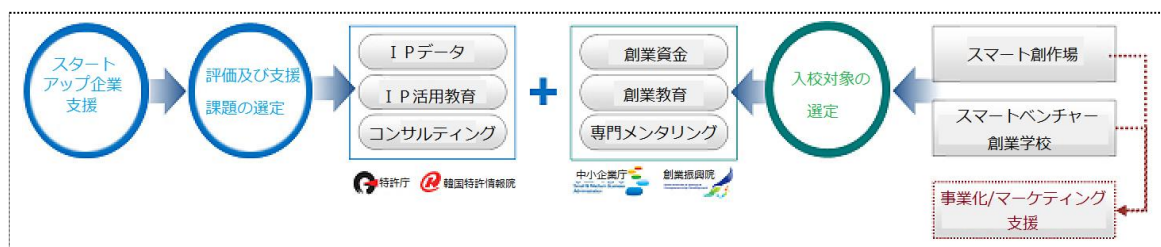
第一、需要者オーダーメイド型知的財産情報商品を持続的に拡大して開放する予定である。国内特許情報サービス企業の人工知能技術開発を促進するため、特許分野人工知能学習用データ(特許技術用語辞書、特許図面タグ情報、特許有望性評価情報)を含む国内外の特許データを開放して民間の新規IP商品の発掘を支援する計画である。

同時に、オフラインで提供する公報データを利用者が直接ウェブ環境でダウンロード

ドできるように、オンラインデータダウンロードサービスを開発・提供する予定である。

第二、KIPRIS^{PLUS}を通じてサービスする知的財産情報に対するデータ整合性の検証などIP情報開放データの品質改善、開放データに対する意見反映、Open API技術支援などユーザーに便利な機能の改善及び高品質の知的財産データの提供に向けて力を入れる計画である。

<図V-2-12>省庁協力スタートアップ支援モデルのプロセス



第三、知的財産情報を利用した創業の促進及び企業の成長支援のために、初期(予備)創業企業を対象に必要なIPデータを最大3年間無償で提供・支援する「IPデータギフト制度」の支援期間及び対象の拡大など改善策を講じる予定である。

また、創業振興院、技術保証基金、発明振興会など機関との協業型創業プログラムを連携拡大し、創業・事業化成長支援を持続的に拡大していく計画であり、民間IP情報サービス企業の海外進出を支援するための海外コンファレンス参加及び広報を支援するなど、IP情報サービス企業の育成に向けて持続的に取り組んでいく予定である。

第四、IP情報の活用認識を高めるための活動を統合・強化していく計画である。創業事業化支援の性格を強化し、創業企業支援プログラムとアイデアコンペティションを統合して「IP情報活用創業コンペティション」を開催し、IP情報活用の増大及びIP情報サービス市場の活性化に向けて「IP情報サービスSHOW & FAIR」を開催する予定である。

また、IP情報活用審問委員会、IP情報サービス企業・機関懇談会などを開催して専

門家及び利用者からVOCを聴取することで、IP情報供給者・需要者間の疎通を強化し、KIPRISPlusサービス活用の拡散ムードを作り上げていく計画である。

6. 知的財産統計サービスの提供

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 イ・ウォンソク
情報顧客政策課 農業主事 パク・キジュン

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報は国家や企業における将来の技術競争力を支える中核要素である。そこで、特許庁は知的財産及び科学技術分野の政策樹立と特許技術動向把握を支援するため、迅速・正確な統計の生産・分析・普及業務を行っている。

ロ. 主要推進成果

特許庁は国内外の知的財産データを基に統計刊行物を周期的に発刊・普及している。「知的財産統計年報(国家統計第138001号)」は1976年8月初めて作成され、知的財産統計に関する中心的な役割を果たしており、2017年には年報の活用性を高めるために年度別出願件数など23個の指標を対象にインフォグラフィックを適用して可読性を強化した。

また、統計ユーザーの立場から知的財産統計情報を誰もが理解しやすくするため、デザイン側面を強化した「知的財産統計FOCUS」を2013年から年2回発刊しており、知的財産に対する深みのある統計分析情報を提供するために「統計で見る特許動向」を年1回発刊している。特許動向は年度別、地域別、技術分野別の統計を基本にして、ビッグデータ、5G、VR・ARなど未来有望技術に対する細部的な統計分析情報を提供することで知的財産権に対する戦略的なアプローチを支援した。

知的財産統計情報の活用性を高めるため、上記のように統計刊行物のグラフィック

要素を強化する一方、より手軽に速く情報が活用できるようにオンラインサービスを構築して運営している。また、知的財産と産業情報の連携点を探すための取り組みとして2012年から製造業を中心に韓国標準産業分類(KSIC)と国際特許分類(IPC)の連携表を構築し、知的財産と産業を連携した研究活性化に貢献した。

一方、韓国知的財産統計の品質を高めるために国際協力を強化している。韓国、米国、中国、日本、ヨーロッパなど特許先進5カ国(IP5)では各庁の特許出願、登録、審査関連統計と行政情報などを盛り込んだ「IP5統計報告書」を毎年共同発刊しており、そのためにIP5では統計実務グループを構成・運営している。2012年韓国で第1回実務会議を始めに中国、日本、米国、ヨーロッパ順に開催し、統計発展策に対して議論しており、特に2017年第6回実務会議を成功裏に開催し、韓国のプレゼンスを高めた。

ハ. 今後の発展策

特許庁は第4次産業革命のリードを支援する知的財産統計サービス先進化計画を推進している。主な内容は高品質統計指標の創出、統計品質の革新、統計情報サービスの構築、統計インフラの拡充などで、2022年までIP5最高の統計サービス体系を確立する計画である。

第6編 産業財産権の出願・登録及び審査・審判の統計状況

第1章 国内出願分野の状況

第1節 産業財産権の出願全般

1. 産業財産権の出願動向

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

2017年の産業財産権の全体出願件数は457,960件であり、2016年の463,862件に比べ△1.3%(5,902件)の減少となった。

※商標法改正(2010.7.28)により商標登録の更新登録出願が商標登録の更新登録申請に変更

各権利別の出願動向を見ると、商標登録出願は182,923件であり、前年度に比べ0.7%の増加となったのに対し、特許登録出願は204,775件、実用新案登録出願は6,811件、デザイン登録出願は63,451件で前年度に比べそれぞれ△1.9%、△12.3%、△3.4%の減少となった。

<表VI-1-1>過去5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

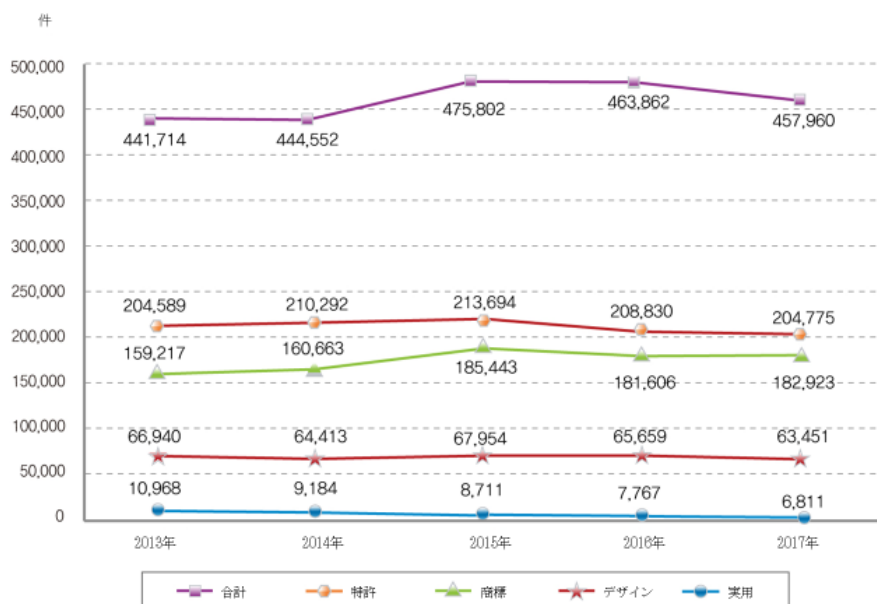
区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
特許	204,589	210,292	213,694	208,830	204,775
増減率	(8.3)	(2.8)	(1.6)	(△2.3)	(△1.9)
実用新案	10,968	9,184	8,711	7,767	6,811
増減率	(△11.7)	(△16.3)	(△5.2)	(△10.8)	(△12.3)
デザイン	66,940	64,413	67,954	65,659	63,451
増減率	(6.0)	(△3.8)	(5.5)	(△3.4)	(△3.4)
商標	159,217	160,663	185,443	181,606	182,923
増減率	(12.0)	(0.9)	(15.4)	(△2.1)	(0.7)
合計	441,714	444,552	475,802	463,862	457,960
増減率	(8.6)	(0.6)	(7.0)	(△2.5)	(△1.3)

*2012年までは受理基準、2013年からは受付基準

*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む。

産業財産権の年度別出願動向は、2013年442千件、2014年445千件、2015年476千件と持続的に増加傾向であった出願件数が、2016年464千件、2017年458千件となり、2016年から減少傾向を見せた。その原因は、2014年の下半期から始まった大企業の出願活動の減少が持続し、また、2016年に入ってから個人の出願活動が減少し始め、出願件数の割合が最も多い企業と個人の出願件数が減って全体の出願件数が減少へと転じた。

<図VI-1-1> 過去5年間の権利別出願推移



2. 外国人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

2017年の外国人の全体出願件数は62,332件であり、産業財産権の全体出願件数457,960件に対し13.6%を占め、前年度に比べ0.3%の増加となった。

権利別に見ると、前年度に比べ特許登録出願は△1.9%、実用新案登録出願は△12.3%、デザイン登録出願は△3.3%、商標登録出願は△1.1%で前年度に比べいずれも減少となった。

＜表VI-1-2＞韓国人・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分		2016年		2017年		前年比 増加率
		件数	比率	件数	比率	
特許	韓国人	163,427	78.3	159,093	78.3	△2.7
	外国人	45,403	21.7	45,682	21.7	0.6
	計	208,830	100.0	204,775	100.0	△1.9
実用新案	韓国人	7,394	95.2	6,448	94.7	△12.8
	外国人	373	4.8	363	5.3	△2.7
	計	7,767	100.0	6,811	100.0	△12.3
デザイン	韓国人	61,491	95.1	59,084	94.5	△3.9
	外国人	3,187	4.9	3,442	5.5	8.0
	計	64,678	100.0	62,526	100.0	△3.3
商標	韓国人	157,137	92.2	155,711	92.4	△0.9
	外国人	13,210	7.8	12,845	7.6	△2.8
	計	170,347	100.0	168,556	100.0	△1.1
合計	韓国人	389,449	86.2	380,336	85.9	△2.3
	外国人	62,173	13.8	62,332	14.1	0.3
	計	451,622	100.0	442,668	100.0	△2.0

3. 法人及び個人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

2017年の法人出願件数は287,622件で前年度に比べ△3.0%となり、個人出願は155,046で前年度に比べ△0.1%の減少となった。

法人及び個人全体の特許登録出願は△1.9%減、実用新案登録出願は△12.3%減、デザイン登録出願は△3.3%減、商標登録出願は△1.1%減で前年度に比べいずれも減少となった。

<表VI-1-3>法人、個人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2016年	2017年	増減率	2016年	2017年	増減率	2016年	2017年	増減率
特許	167,773 (80.3)	162,945 (79.6)	△2.9	41,057 (19.7)	41,830 (20.4)	1.9	208,830	204,775	△1.9
実用新案	2,852 (36.7)	2,188 (32.1)	△23.3	4,915 (63.3)	4,623 (67.9)	△5.9	7,767	6,811	△12.3
デザイン	34,437 (53.2)	32,324 (51.7)	△6.1	30,241 (46.8)	30,202 (48.3)	△0.1	64,678	62,526	△3.3
商標	91,341 (53.6)	90,165 (53.5)	△1.3	79,006 (46.4)	78,391 (46.5)	△0.8	170,347	168,556	△1.1
計	296,403 (65.6)	287,622 (65.0)	△3.0	155,219 (34.4)	155,046 (35.0)	△0.1	451,622	442,668	△2.0

* ()は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

2017年の女性出願は36,734件で前年度に比べ2.2%の増加となり、学生出願も3,524件で前年度に比べ△3.6%の減少となった。

女性出願のために特許庁では女性だけを対象に全国において知的財産権教育を実施し、女性の発明アイデアが死蔵されずに産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明コア、試作品の製作支援、女性発明品博覧会などの多様な支援政策を継続して取り組んでいる。

学生の場合は出願手数料の減免において変化があった。これまで出願件数 50 件に対し出願手数料 100%の減免を受けていたものを、2009 年からは年間 10 件に対してのみ減免を受けられ、また、2014 年からは学生の減免対象から大学生は除外された。よって学生たちの出願件数は、毎年増減の幅に大きな変化を見せている。

<表VI-1-4>女性及び学生の出願状況

(単位：件、%)

区分	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
女性	32,884 (20.5)	32,520 (△1.1)	37,053 (13.9)	35,959 (△3.0)	36,734 (2.2)
学生	3,618 (△8.4)	3,839 (6.1)	3,889 (1.3)	3,655 (△6.0)	3,524 (△3.6)

* () は前年比の増減率

* 学生出願の場合、商標登録出願は除外

5. 代理人有無別の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

2017 年の代理人全体出願件数は 372,070 件であり、産業財産権の全体出願件数の 442,668 件に比べ 84.1%を占め、直接出願の全体件数は 70,598 件であり、全体出願件数の 15.9%を占めた。また、代理人出願と直接出願は、2015 年の個人出願の増加により多少直接出願が増加したことを除けば、毎年小幅に減少傾向を見せている。

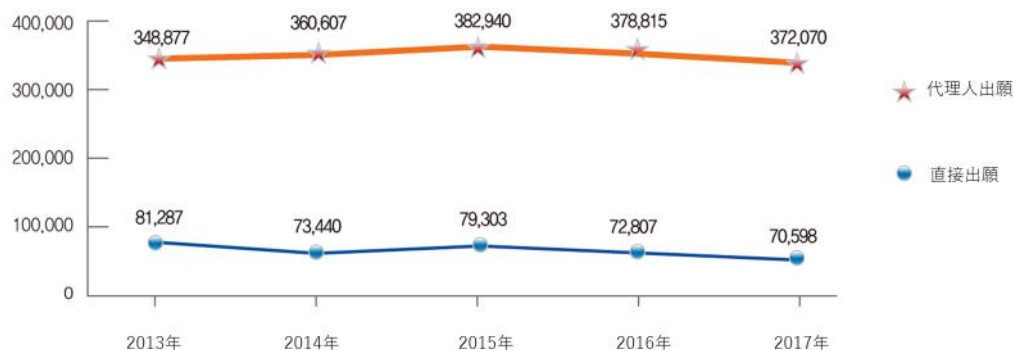
<表VI-1-5>代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区分	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
代理人出願	348,877 (81.1)	360,607 (83.1)	382,940 (82.8)	378,815 (83.9)	372,070 (84.1)
直接出願	81,287 (18.9)	73,440 (16.9)	79,303 (17.2)	72,807 (16.1)	70,598 (15.9)
計	430,164 (100)	434,047 (100)	462,243 (100)	451,622 (100)	442,668 (100)

* ()は代理人有無別の構成比である。

<図VI-1-2>代理人有無別出願推移



6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業主査 パク・ヒヨン

産業財産権主要4カ国(米・日・中・ヨーロッパ)の過去5年間の特許出願を見ると、2016年に最も多い特許出願件数を記録した国は中国であり、過去5年間(2012年～2016年)の全体出願件数が4,846,457件であった。その次に多い国は米国、日本、ヨーロッパ(EPO)の順であった。

特に、中国の場合は開放化及び産業化の影響により急激な出願増加率が続いており、過去6年間連続で世界特許出願件数基準で1位を占めた。2015年には世界初の年間出願件数100万件以上を記録した。

<表VI-1-6>主要国の過去5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年

中国	652,777 (24.0)	825,136 (26.4)	928,177 (12.5)	1,101,864 (18.7)	1,338,503 (21.5)
米国	542,815 (7.8)	571,612 (5.3)	578,802 (1.3)	589,410 (1.8)	605,571 (2.7)
日本	342,796 (0.1)	328,436 (△4.2)	325,989 (△0.7)	318,721 (△2.2)	318,381 (△0.1)
ヨーロッパ (EPO)	148,560 (4.0)	147,987 (△0.4)	152,662 (3.1)	160,028 (4.8)	159,358 (△0.4)

*WIPO ホームページ参考

*()は前年比の増減率

7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、ヨーロッパ)に対する特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業主査 パク・ヒヨン

＜表VI-1-7＞過去5年間の韓国の主要国への特許出願状況

(単位：件、%)

区分		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	平均 増加率 ³⁶
中国	韓国人 出願	8,985 (25.2)	10,866 (20.9)	11,528 (6.1)	12,907 (12.0)	13,764 (6.6)	14.2%
	中国 全体出願	652,777 (24.0)	825,136 (26.4)	928,177 (12.5)	1,101,864 (18.7)	1,338,503 (21.5)	20.6%
米国	韓国人 出願	29,481 (8.0)	33,499 (13.6)	36,744 (9.7)	38,205 (4.0)	37,341 (△2.3)	4.8%
	米国全体 出願	542,815 (7.8)	571,612 (5.3)	578,802 (1.3)	589,410 (1.8)	605,571 (2.7)	2.2%
日本	韓国人 出願	5,708 (17.2)	6,134 (7.5)	5,682 (△7.4)	5,222 (△8.1)	5,216 (△0.1)	-1.8%
	日本全体 出願	342,796 (0.1)	328,436 (△4.2)	325,989 (△0.7)	318,721 (△2.2)	318,381 (△0.1)	-1.5%
ヨーロ ッパ (EPO)	韓国人 出願	5,721 (21.3)	6,342 (10.9)	6,162 (△2.8)	6,410 (4.0)	6,824 (6.5)	3.6%
	ヨーロッパ (EPO)全体 出願	148,560 (4.0)	147,987 (△0.4)	152,662 (3.2)	160,028 (4.8)	159,358 (△0.4)	1.4%

*WIPO ホームページ参考、

*()は前年比の増減率

³⁶ 2012～2016年の5年間増減率の平均

第2節 権利別・産業部門別の出願

1. 特許・実用新案登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

特許出願の産業部門別の構成割合を見ると、韓国人・外国人が共にコンピュータプログラミング、情報サービス業(8.8%、4.1%)、事務用以外の一般機械(7.1%、6.2%)、通信及び放送装備(4.8%、7.6%)、医療用物質及び医薬品製造業(4.1%、9.4%)、半導体製造業(4.2%、8.6%)などの産業分野において万遍なく出願されている一方、コンピュータプログラミング、情報サービス業と建設業、建築技術サービス産業分野においては、外国人(4.1%、0.3%)に比べ相対的に韓国人(8.8%、3.3%)の出願の割合が高く、医療用物質及び医薬品と半導体産業分野においては、相対的に外国人(9.4%、8.6%)の出願の割合が高かった。

また、実用新案登録出願の産業部門別の構成割合を見ると、韓国人は家庭用機器(10.0%)、ゴム製品及びプラスチック(7.2%)の分野順に多く出願され、外国人の場合は事務用以外の一般機械(13.2%)、家庭用機器(10.2%)、コンピュータ及び周辺装置(7.4%)の分野順に多く出願された。

<表VI-1-8> 産業部門別特許、実用新案登録の出願状況

(単位：件、%)

区分(特許)	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	2,351	1.5	208	0.5	2559	1.2
鉱業	266	0.2	53	0.1	319	0.2
食料品製造業	3,886	2.4	263	0.6	4149	2.0
飲料製造業	172	0.1	10	0.0	182	0.1
タバコ製造業	192	0.1	223	0.5	415	0.2
繊維製品製造業	380	0.2	109	0.2	489	0.2

衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	535	0.3	56	0.1	591	0.3
皮、ガバン及び履物製造業	887	0.6	97	0.2	984	0.5
木材及び木の製品製造業：家具除外	707	0.4	14	0.0	721	0.4
パルプ、紙及び紙製品製造業	153	0.1	67	0.1	220	0.1
印刷及び記録媒体複製業	222	0.1	61	0.1	283	0.1
コークス、練炭及び石油精製品製造業	221	0.1	82	0.2	303	0.1
基礎化学物質製造業	1,260	0.8	1043	2.3	2303	1.1
肥料及び窒素化学物製造業	129	0.1	7	0.0	136	0.1
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	2,239	1.4	2,031	4.4	4,270	2.1
殺虫剤及びその他農薬製造業	276	0.2	124	0.3	400	0.2
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業	700	0.4	374	0.8	1,074	0.5
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	2,043	1.3	479	1.0	2,522	1.2
その他化学製品製造業	2,055	1.3	1,328	2.9	3,383	1.7
化学繊維製造業	249	0.2	76	0.2	325	0.2
医療用物質及び医薬品製造業	6,578	4.1	4,293	9.4	10,871	5.3
ゴム製品及びプラスチック	4,345	2.7	1,085	2.4	5,430	2.7
非金属鉱物製品製造業	4,705	3.0	1,486	3.3	6,191	3.0
1次鉄鋼製造業	1,065	0.7	585	1.3	1,650	0.8
1次非鉄金属製造業	51	0.0	27	0.1	78	0.0
金属鑄造業	305	0.2	69	0.2	374	0.2
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	646	0.4	103	0.2	749	0.4
武器及び銃砲弾製造業	299	0.2	25	0.1	324	0.2
その他金属加工製品製造業	2,280	1.4	657	1.4	2,937	1.4
半導体製造業	6,761	4.2	3,937	8.6	10,698	5.2
電子部品製造業	3,157	2.0	1,313	2.9	4,470	2.2
コンピュータ及び周辺装置製造業	3,005	1.9	1,117	2.4	4,122	2.0
通信及び放送装備製造業	7,677	4.8	3,460	7.6	11,137	5.4
映像及び音響機器製造業	3,758	2.4	1,204	2.6	4,962	2.4
マグネチック及び光学媒体製造業	42	0.0	28	0.1	70	0.0
医療用機器製造業	7,216	4.5	1,978	4.3	9,194	4.5

測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	7,290	4.6	1,814	4.0	9,104	4.4
眼鏡、写真装備及びその他光学機器製造業	2,072	1.3	1,559	3.4	3,631	1.8
時計及び時計部品製造業	111	0.1	41	0.1	152	0.1
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	2,251	1.4	478	1.0	2,729	1.3
一次電池及び蓄電池製造業	3,215	2.0	976	2.1	4,191	2.0
絶縁線及びケーブル製造業	2,322	1.5	556	1.2	2,878	1.4
電球及び照明装置製造業	1,516	1.0	195	0.4	1,711	0.8
家庭用機器製造業	5,019	3.2	617	1.4	5,636	2.8
その他電気装備製造業	1,797	1.1	274	0.6	2,071	1.0
事務用機械及び装備製造業	483	0.3	151	0.3	634	0.3
事務用以外の一般機械製造業	11,247	7.1	2,838	6.2	14,085	6.9
特殊機械製造業	7,269	4.6	2,359	5.2	9,628	4.7
自動車製造業	5,867	3.7	1,090	2.4	6,957	3.4
船舶製造業	1,830	1.2	173	0.4	2,003	1.0
鉄道装備製造業	310	0.2	41	0.1	351	0.2
航空機製造業	574	0.4	111	0.2	685	0.3
戦闘用車両製造業	3	0.0		0.0	3	0.0
モーターサイクル製造業	137	0.1	7	0.0	144	0.1
その他分類されない運送装備製造業	361	0.2	38	0.1	399	0.2
家具製造業	1,394	0.9	53	0.1	1,447	0.7
その他製品製造業	4,274	2.7	419	0.9	4,693	2.3
電気、ガス、重機、水道	778	0.5	118	0.3	896	0.4
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	1,676	1.1	175	0.4	1,851	0.9
建設業、建築技術サービス	5,294	3.3	159	0.3	5,453	2.7
コンピュータプログラミング、情報サービス業	13,953	8.8	1,871	4.1	15,824	7.7
その他	7,239	4.6	1,495	3.3	8,734	4.3
合計	159,095	100.0	45,680	100.0	204,775	100.0

*特許出願の取下げ・放棄、IPC未分類の件数を含む。

区分(実用新案)	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	306	4.7	6	1.7	312	4.6
鉱業
食料品製造業	37	0.6		0.0	37	0.5
飲料製造業
タバコ製造業	41	0.6	5	1.4	46	0.7
繊維製品製造業	5	0.1		0.0	5	0.1
衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	172	2.7	5	1.4	177	2.6
皮、ガバン及び履物製造業	195	3.0	11	3.0	206	3.0
木材及び木の製品製造業：家具除外	77	1.2	1	0.3	78	1.1
パルプ、紙及び紙製品製造業	15	0.2		0.0	15	0.2
印刷及び記録媒体複製業	39	0.6	1	0.3	40	0.6
コークス、練炭及び石油精製品製造業
基礎化学物質製造業	7	0.1		0.0	7	0.1
肥料及び窒素化学物製造業	4	0.1		0.0	4	0.1
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
殺虫剤及びその他農薬製造業	3	0.0		0.0	3	0.0
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	10	0.2		0.0	10	0.1
その他化学製品製造業	15	0.2	2	0.6	17	0.2
化学繊維製造業	3	0.0	1	0.3	4	0.1
医療用物質及び医薬品製造業	9	0.1		0.0	9	0.1
ゴム製品及びプラスチック	462	7.2	24	6.6	486	7.1
非金属鉱物製品製造業	262	4.1	5	1.4	267	3.9
1次鉄鋼製造業	7	0.1	1	0.3	8	0.1
1次非鉄金属製造業	1	0.0		0.0	1	0.0
金属鑄造業	4	0.1		0.0	4	0.1
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	29	0.4	1	0.3	30	0.4
武器及び銃砲弾製造業	16	0.2	2	0.6	18	0.3
その他金属加工製品製造業	196	3.0	10	2.8	206	3.0
半導体製造業	15	0.2	15	4.1	30	0.4
電子部品製造業	41	0.6	12	3.3	53	0.8
コンピュータ及び周辺装置製造業	60	0.9	27	7.4	87	1.3

通信及び放送装備製造業	71	1.1	6	1.7	77	1.1
映像及び音響機器製造業	50	0.8	10	2.8	60	0.9
マグネチック及び光学媒体製造業	2	0.0		0.0	2	0.0
医療用機器製造業	372	5.8	20	5.5	392	5.8
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	109	1.7	4	1.1	113	1.7
眼鏡、写真装備及びその他光学機器製造業	24	0.4	10	2.8	34	0.5
時計及び時計部品製造業	13	0.2		0.0	13	0.2
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	40	0.6	3	0.8	43	0.6
一次電池及び蓄電池製造業	25	0.4	4	1.1	29	0.4
絶縁線及びケーブル製造業	156	2.4	11	3.0	167	2.5
電球及び照明装置製造業	154	2.4	5	1.4	159	2.3
家庭用機器製造業	647	10.0	37	10.2	684	10.0
その他電気装備製造業	36	0.6		0.0	36	0.5
事務用機械及び装備製造業	15	0.2		0.0	15	0.2
事務用以外の一般機械製造業	333	5.2	48	13.2	381	5.6
特殊機械製造業	278	4.3	16	4.4	294	4.3
自動車製造業	177	2.7	8	2.2	185	2.7
船舶製造業	92	1.4		0.0	92	1.4
鉄道装備製造業	6	0.1		0.0	6	0.1
航空機製造業	14	0.2		0.0	14	0.2
戦闘用車両製造業
モーターサイクル製造業	23	0.4		0.0	23	0.3
その他分類されない運送装備製造業	26	0.4	5	1.4	31	0.5
家具製造業	254	3.9	2	0.6	256	3.8
その他製品製造業	582	9.0	22	6.1	604	8.9
電気、ガス、重機、水道	13	0.2		0.0	13	0.2
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	55	0.9	3	0.8	58	0.9
建設業、建築技術サービス	370	5.7	3	0.8	373	5.5
コンピュータプログラミング、情報サービス業	51	0.8	7	1.9	58	0.9
その他	428	6.6	10	2.8	438	6.4
合計	6,448	100.0	363	100.0	6,811	100.0

*実用新案出願の取下げ・放棄、IPC未分類の件数を含む。

2. デザイン登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

2017年のデザイン登録の出願状況を見ると、韓国人は衣服及び身の回り品13.6%、事務用品及び販売用品12.4%、住宅設備用品1.8%で出願の割合が比較的に高く、外国人は電気・電子・通信機械器具分野が20.5%で最も高い割合を見せた。また、韓国人・外国人を含む全体の衣服及び身の回り品が13.7%、事務用品及び販売用品が12.1%、住宅設備用品が11.5%の順で出願の割合が高かった。

＜表VI-1-9＞デザイン部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
加工食品及び嗜好品	277	0.5	7	0.2	284	0.5
衣服及び身の回り品	8,059	13.6	482	14.0	8,541	13.7
生活用品	5,682	9.6	438	12.7	6,120	9.8
住宅設備用品	6,970	11.8	241	7.0	7,211	11.5
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	2,713	4.6	231	6.7	2,944	4.7
事務用品及び販売用品	7,334	12.4	227	6.6	7,561	12.1
運輸及び運搬機械	1,844	3.1	250	7.3	2,094	3.3
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	5,897	10.0	706	20.5	6,603	10.6
一般機械器具	2,781	4.7	344	10.0	3,125	5.0
産業用機械器具	3,430	5.8	313	9.1	3,743	6.0
土木、建築用品	5,198	8.8	43	1.2	5,241	8.4
その他基礎製品	6,115	10.3	109	3.2	6,224	10.0
その他物品	167	0.3	7	0.2	174	0.3
その他	2,618	4.4	45	1.3	2,663	4.3
計	59,085	100.0	3,443	100.0	62,528	100.0

3. 商標登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

NICE分類による2017年の商標登録の出願状況を見ると、韓国人はサービス業が40.7%で最も高い出願の割合を記録し、化学品・薬剤・化粧品14.0%、機械・電気機械・輸送機械器具12.3%の順で出願の割合が比較的に高かった。

外国人の場合もサービス業が24.7%で最も高く、その次に機械・電気機械・輸送機械器具19.2%、化学品・薬剤・化粧品16.8%の順で出願の割合が比較的に高かった。

<表VI-1-10>NICE分類別商標登録の出願状況

(単位：件、%)

区分	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	25,417	14.0	3,585	16.8	29,002	14.3
一般金属材、建築材料、手動利器類、非金属製建築材料	2,468	1.4	537	2.5	3,005	1.5
機械、電気機械、輸送機械器具	22,304	12.3	4,090	19.2	26,394	13.0
繊維、繊維製品、衣類	11,488	6.3	1,735	8.1	13,223	6.5
家具、敷物類、台所用品	7,799	4.3	1,140	5.3	8,939	4.4
貴金属、時計、皮革、カバン類	6,103	3.4	1,159	5.4	7,262	3.6
楽器、玩具、運動器具、タバコ	4,580	2.5	952	4.5	5,532	2.7
紙、文房具、印刷物	4,503	2.5	534	2.5	5,037	2.5
菓子、食品、飲み物	21,767	12.0	2,143	10.1	23,910	11.8
ゴム、プラスチック材料	481	0.3	174	0.8	655	0.3
サービス業	73,832	40.7	5,261	24.7	79,093	39.1
その他	487	0.3		0.0	487	0.2
計	181,229	100.0	21,310	100.0	202,539	100.0

第3節 公共機関及び大学の特許出願

1. 公共機関の特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

公共機関の特許出願は、2017年は10,512件で前年度に比べ2.2%の減少となった。2013年から2017年まで公共機関の中で特許最多出願1位の機関は11,101件を出願した韓国電子通信研究院で公共機関における全体出願件数の20.7%を占め、その次の機関が韓国科学技術研究院、国防科学研究所、韓国生産技術研究院、韓国機械研究院の順であった。

<表VI-1-11> 公共機関の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
公共機関の特許出願	11,522	10,598	10,321	10,748	10,512
前年比の増減率	2.0	△8.0	△2.6	4.1	△2.2

*出願番号基準

<表VI-1-12> 公共機関の特許最多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2013～2017年の出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	11,101	20.7
2	韓国科学技術研究院	2,789	5.2
3	国防科学研究所	2,550	4.7
4	韓国生産技術研究院	2,520	4.7
5	韓国機械研究院	2,471	4.6
その他	その他	32,270	60.1
合計	-	53,701	100.0

*共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

*公共機関：公共機関、研究機関、公企業などを含む。

2. 大学の特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

2017年全体の特許出願件数が前年に比べ1.9%の減少となり、大学の特許出願も3.7%の減少傾向を見せた。

2013年から2017年までの大学における最多出願一位の大学は5,433件を出願した韓国科学技術院であり、大学の全体出願に対し5.8%を占め、ソウル大学、延世大学が各々2位と3位を占めている。

上位5位までの大学が占める割合は22.2%であり、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の割合が比較的に高かった。

<表VI-1-13> 大学の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
大学の特許出願	15,688	17,741	19,654	20,364	19,612
前年比増加率	9.2	13.1	10.8	3.8	△3.7

*出願番号基準

<表VI-1-14> 大学の特許最多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2012年～2016年出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	5,433	5.8
2	ソウル大学産学協力団	4,484	4.8
3	延世大学産学協力団	3,906	4.2
4	高麗大学産学協力団	3,655	3.9
5	漢陽大学産学協力団	3,225	3.5
その他	その他	72,356	77.8
合計	-	93,059	100.0

*共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

*大学：大学、学校法人などを含む。

第4節 韓国人・外国人の地域別・企業別の出願

1. 韓国人の出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・ウファン

イ. 地域別の出願状況

2017年の韓国人の全体出願は380,336件であり、このうちのソウル、仁川、京畿などの首都圏が259,428件で全体出願の68.2%を占め、その他の地域は120,908件で31.8%を占めていることが分かった。これは大半の国内企業が首都圏に本社を置き、本社の住所地から出願をしているので、首都圏に出願件数が集中していると判断される。

＜表VI-1-15＞韓国人の地域別出願状況

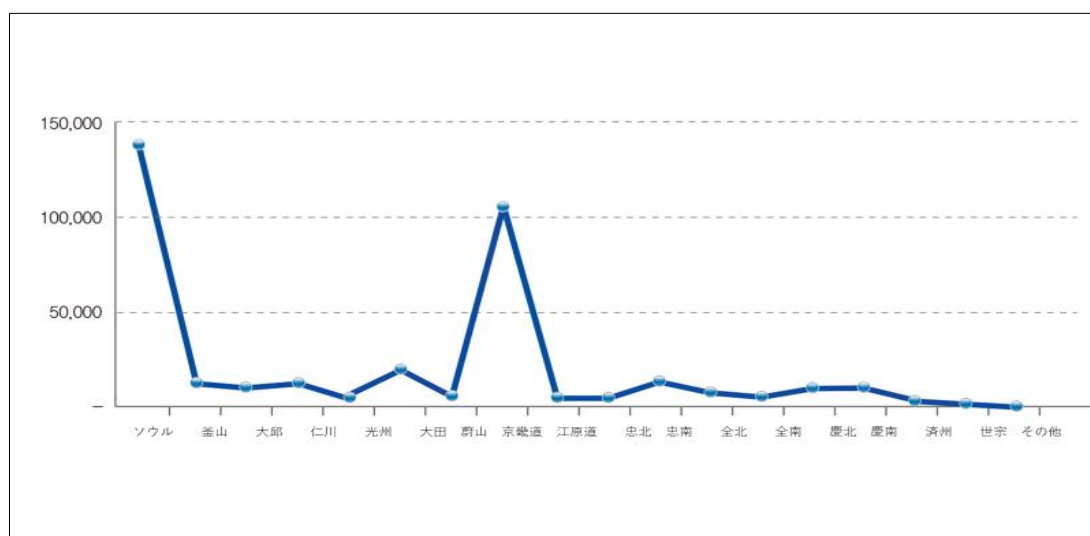
(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
ソウル	47,264	45,404	1,804	1,678	19,813	19,164	71,799	72,753	140,680	138,999	36.1	36.5
釜山	5,998	6,320	364	309	2,637	2,740	5,477	5,826	14,476	15,195	3.7	4.0
大邱	4,734	4,773	306	252	3,954	3,908	4,197	4,223	13,191	13,156	3.4	3.5
仁川	6,031	6,232	473	388	3,566	3,140	5,599	5,528	15,669	15,288	4.0	4.0
光州	3,338	3,221	110	96	1,292	1,188	2,067	1,969	6,807	6,474	1.7	1.7
大田	10,829	10,706	233	232	1,212	1,504	3,373	3,670	15,647	16,112	4.0	4.2
蔚山	2,521	2,268	147	110	424	550	955	979	4,047	3,907	1.0	1.0
世宗	524	46,472	25	2,104	125	18,435	527	38,130	1,201	105,141	0.3	27.6
京畿	48,519	2,550	2,471	103	19,794	838	40,038	2,424	110,822	5,915	28.5	1.6
江原	2,419	3,152	155	151	841	965	2,798	2,813	6,213	7,081	1.6	1.9
忠北	3,465	6,057	152	181	1,043	1,568	2,951	3,549	7,611	11,355	2.0	3.0
忠南	6,695	4,132	186	151	1,682	942	3,638	2,397	12,201	7,622	3.1	2.0
全北	4,016	2,902	132	165	922	650	2,639	1,966	7,709	5,683	2.0	1.5

全南	2,687	6,770	188	178	811	1,409	2,163	3,175	5,849	11,532	1.5	3.0
慶北	7,070	6,592	186	301	1,336	1,583	3,248	3,464	11,840	11,940	3.0	3.1
慶南	6,607	807	426	18	1,751	323	3,576	2,159	12,360	3,307	3.2	0.9
済州	692	727	35	31	287	173	2,072	657	3,086	1,588	0.8	0.4
その他	17	8	1	-	1	4	20	29	40	41	0.01	0.01
計	163,426	159,093	7,394	6,448	61,491	59,084	157,137	155,711	389,449	380,336	100.0	100.0

<図VI-1-3> 2017年韓国人の地域別出願推移

(単位：件)



ロ. 国内最多出願企業別の出願状況

2017年の国内最多出願企業のうち、上位10位圏内企業の全体出願件数は26,469件であり、企業全体の出願件数の9.2%を占めている。特に、特許出願の場合は10位圏の最多出願企業の出願件数が20,998件で12.9%を占めている。

多出願企業を見ると、サムスン電子、LG電子、LG化学、現代自動車、LGディスプレイ株式会社がそれぞれ1～5位を占めた。

<表VI-1-16> 国内10位圏内の最多出願企業の出願状況

(単位：件、%)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	サムスン電子株式会社	5,470	1	606	330	6,407
2	LG電子	3,404	-	823	227	4,454
3	LG化学	3,635	3	7	6	3,651
4	現代自動車株式会社	2,902	1	262	65	3,230
5	LGディスプレイ株式会社	1,924	1	42	10	1,977
6	POSCO	1,514	-	4	32	1,550
7	LG生活健康	371	43	130	993	1,537
8	(株)AMORE PACIFIC	380	-	123	847	1,350
9	サムスンディスプレイ株式会社	1,220	-	35	-	1,255
10	CJ	178	7	541	332	1,058
	小計 (企業全体出願中の占有率)	20,998 (12.9)	56 (2.6)	2,573 (8.0)	2,842 (3.2)	26,469 (9.2)
	全体企業の出願合計	162,938	2,187	32,325	90,102	287,552

*共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

2. 外国人の出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 アン・フファン

イ. 出願人の国籍別出願現況

2017年の最多出願国を見ると、2016年に続いて米国と日本がそれぞれ1位と2位であり、外国人(法人含む)全体出願の半分以上である52.4%を占め、依然として強みを見せた。主な上位最多出願国の順位は2016年と同様の順位を維持している。

権利別では、商標部分においては米国、特許とデザイン部分では日本、実用新案部分では中国が優位を見せている。

<表VI - 1 - 17>外国(法)人の国籍別出願状況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計		2016 順位
							件数	占有率	
1	米国	2017年	13,437	45	1,156	6,254	20,892	26.9	1

		2016年	13,642	60	1,118	6,138	20,958	28.2	
2	日本	2017年	15,045	15	1,174	3,518	19,752	25.4	2
		2016年	14,774	32	1,037	3,094	18,937	25.4	
3	中国	2017年	3,013	104	425	4,893	8,435	10.9	3
		2016年	2,836	98	355	4,536	7,825	10.5	
4	ドイツ	2017年	4,012	8	312	2,011	6,343	8.2	4
		2016年	4,093	13	276	1,779	6,161	8.3	
5	フランス	2017年	1,746	3	186	1,398	3,333	4.3	5
		2016年	1,767	2	211	1,168	3,148	4.2	
6	スイス	2017年	1,157	3	195	1,140	2,495	3.2	6
		2016年	1,425	2	263	927	2,617	3.5	
7	イギリス	2017年	1,016	7	155	1,154	2,332	3.0	7
		2016年	902	4	125	1,064	2,095	2.8	
小計		2017年	39,426	185	3,603	20,368	63,582	81.9	
	2016年	39,439	211	3,385	18,706	61,741	83.0		
その他の国		2017年	6,255	178	765	6,843	14,041	18.1	
	2016年	5,965	162	783	5,763	12,673	17.0		
計		2017年	45,681	363	4,368	27,211	77,623	100	
	2016年	45,404	373	4,168	24,469	74,414	100		

ロ. 多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業は米国企業5社、日本企業が3社、中国企業1社、台湾企業1社が含まれている。

多出願順位を見ると、米国のクアルコムが1位、中国のHuawe Technology Co.,Ltdが2位、米国のインテルが3位、日本の東京エレクトロンが4位、米国の3Mカンパニーが5位を占めた。

<表VI-1-18>外国人の10位圏内最多出願企業別の出願状況

(単位：件)

順位	出願人	国名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クアルコムインコーポレイテッド	米国	1,082	0	0	1	1,083
2	Huawe Technology Co.,Ltd.	中国	607	0	4	27	638
3	インテルコーポレーション	米国	574	0	0	7	581

4	東京エレクトロン株式会社	日本	458	1	1	0	460
5	3Mカンパニー	米国	387	2	41	2	432
6	キャノン株式会社	日本	422	0	9	0	431
7	アプライド マテリアルズインコーポレイテッド	米国	383	8	7	6	404
8	アップルインク	米国	255	11	82	43	391
9	株式会社半導体エネルギー研究所	日本	374	0	5	0	379
10	Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited	台湾	347	0	0	0	347

*共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

第2章 PCT、マドリッド及びハーグ国際出願分野

第1節 PCT国際出願

1. 全世界のPCT国際出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 マ・テソン

WIPOが発表した統計資料(暫定)によると、2017年のPCTシステムを利用した国際特許出願は、2016年の233,000件に比べ4.5%増加した243,500件を記録した。よって、PCT国際出願は2009年以降から8年連続増加率を維持しており、発明の海外特許出願のためのツールとして毎年重要性が増している。

近年のPCT国際出願推移及び増加率で分かるように、全体出願においてアジア諸國が占める割合が持続的に増加している。2017年には、特に中国のPCT出願の増加率が目覚ましく増加し、全体PCT出願件数の増加を牽引する役割を果たした。中国は2016年に比べ13.2%も増加した48,882件のPCT国際出願の実績を見せ、日本の48,208件の出願件数を超え2位となった。日本のPCT出願は2016年45,239件に比べ6.6%の増加となり、韓国は15,763件の出願実績を記録し、2016年に比べ全体の国際出願の増加率より低い1.3%で小幅の増加率を見せた。

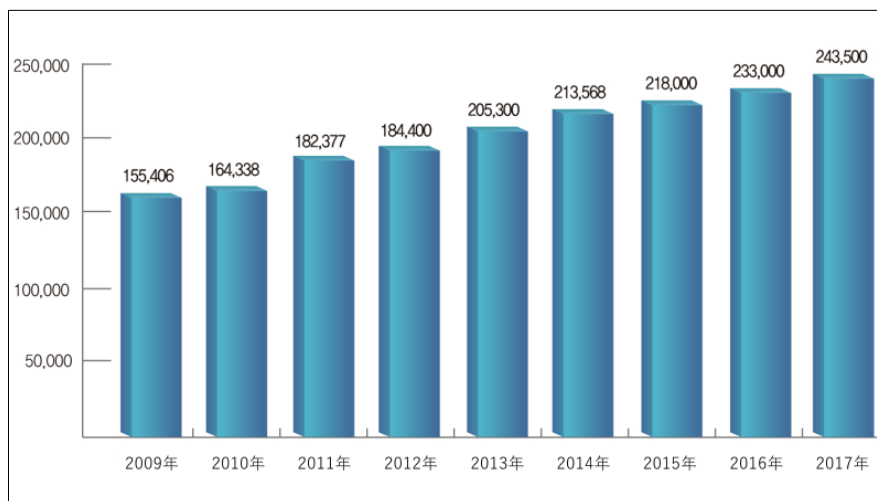
一方、米国は2016年に比べ0.1%の小幅増加した56,624件の出願件数を記録し2年連続で出願停滞傾向を見せ、ドイツは3.6%増、フランスは2.4%減となるなど、アジア諸國の増加率に及ばない傾向を見せた。

2016年に3位であった中国の出願件数が2017年は674件の増加となって2位を占め、日本を始め米国のPCT出願量を数年内に追い越すものと予想される。このような出願増加率の大陸間の差により、2017年全体のPCT出願においてアジア諸國が占める割合は49.1%で半分程度となり、2016年の47.4%より一層拡大された。反面、ヨーロッパは24.9%、北米は24.3%の割合を占め、2016年の各々25.6%、25.3%の割合より小幅

増加した。このようなアジア諸国のPCT出願割合増加の傾向は中国における目覚ましい増加率とともに一定期間継続して続くものと見込まれる。

<図VI-2-1>全世界のPCT国際出願状況

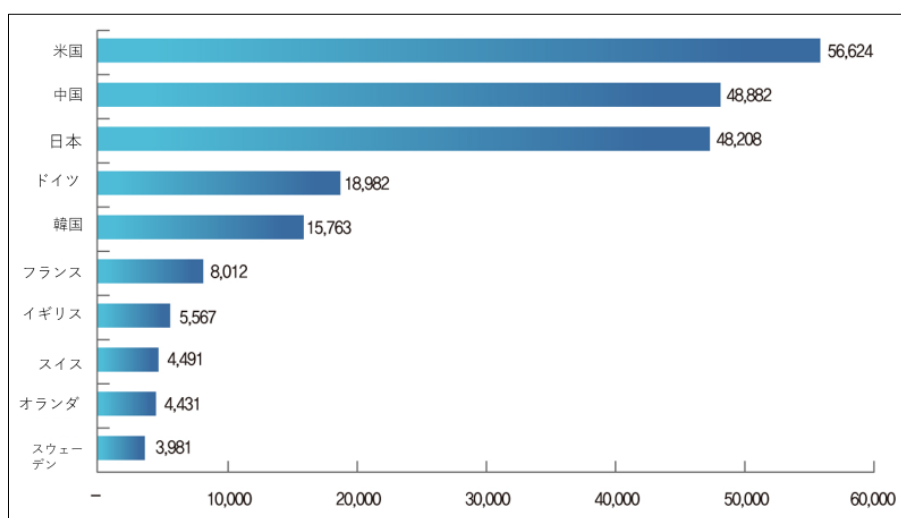
(単位:件)



*資料出所：WIPO（WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある。）

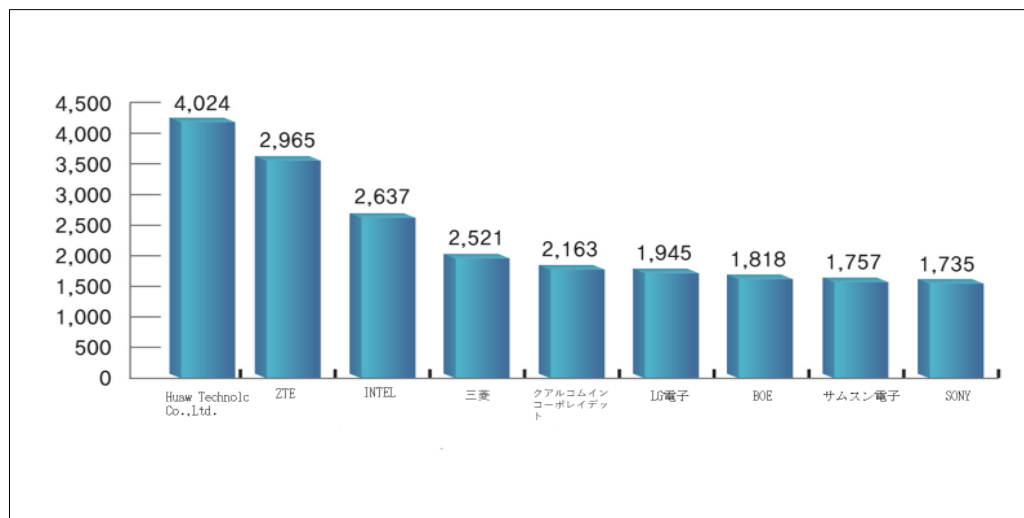
<図VI-2-2>2017年の全世界PCT最多出願国の順位

(単位:件)



*資料出所：WIPO（WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある）

＜図VI-2-3＞2017年の全世界PCT最多出願企業の順位



*出所：2018. 3. 15WIPO発表(暫定)資料

2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 マ・テソン

イ. 韓国人のPCTによる海外出願(受理官庁)

2017年に韓国特許庁が受理官庁³⁷として受理したPCT国際出願は15,790³⁸件であり、2016年の15,595件に比べ195件が増えた1.3%の増加率を記録した。これは前年度の増加率6.9%には及ばない数値ではあるが、2017年の全体PCT出願の中で中国と日本を除けば、大半の国が減少傾向を見せている割には持続的な増加傾向を維持している。

韓国が増加傾向を保っているのは、海外への特許出願の方法として、PCT制度が持つメリットに対する理解と、世界経済の不況の中でも海外において特許権確保のための競争力向上に最善を尽くす韓国企業と研究所、大学などの努力の結果であるといえる。ただし、近年の韓国の特許出願及び特許権確保の傾向を見ると、必須的な特許だ

³⁷ 国際出願を受理する国内(又は地域)官庁であり、韓国出願人の場合は通常韓国特許庁、国際事務局も受理官庁として役割を果たす。

³⁸ 韓国特許庁受付日基準の統計でありWIPO統計(国際事務局の受付日基準)との差が生じる可能性がある。

けを選別して出願を行い確保する傾向があり、不況が持続することによって国内の産業財産権出願が減少に転じているため、PCT国際出願もある程度の影響を受けるものと予想される。よって、特許庁は、今後もこのような増加傾向を維持できるよう、水準の高い国際調査及び国際予備審査機関としての役割を果し、PCT国際出願制度を簡単かつ便利に利用できるようなサービスとシステムを持続的に整備・改善する一方、PCT国際出願の説明会及び企業訪問コンサルティングのような政策的努力を傾けるべきである。

＜表VI-2-1＞韓国のPCT国際出願件数

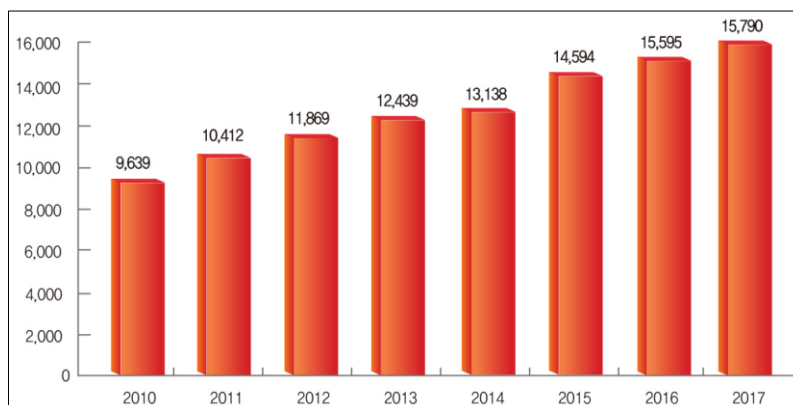
(単位：件、%)

年度 区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
出願件数	9,639	10,412	11,869	12,439	13,138	14,594	15,595	15,790
増加率	20.1	8.0	14.0	4.8	5.6	11.1	6.9	1.3

*韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

＜図VI-2-4＞韓国のPCT国際出願状況



*韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

*資料出所：KIPO特許情報統計システム

ロ．韓国国内10位圏内のPCT最多出願法人(企業)の状況

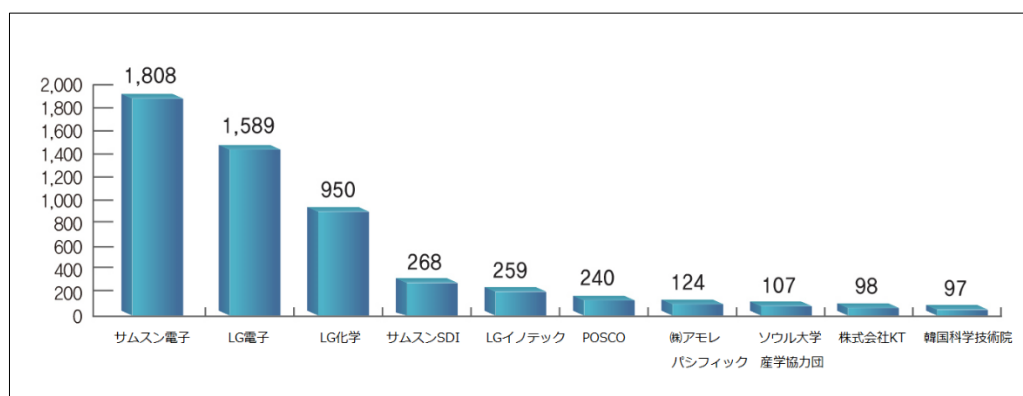
2017年の韓国国内PCT最多出願法人(企業)別の状況を見ると、サムスン電子(1,808件)が1位を占め、LG電子(1,589件)がその後に続いて2位となった。LG電子は昨年度の1,964件より19.1%減となりサムスン電子に一位の座を奪われ、サムスン電子も昨年より2.7%減となったが小幅な減少であったため、2017年の国内PCT国際出願最多企業となった。また、前年に比べ10位圏内の5つの企業の出願が減少傾向を見せたが、サムスンSDIは、2016年は105件の出願で8位であったが、2017年には155.2%増加した268件の出願で4位に上がった。

大学及び研究所分野においては、ソウル大学産学協力団が107件で8位となり、韓国科学技術院が97件で10位にランクインした。ソウル大学産学協力団及び韓国科学技術院は2016年に比べ大きな変動はなかったが、高麗大学産学協力団は2017年には10位圏内にランクインできなかった。大学・研究機関としては、韓国科学技術院が1994年に国内大学では初めてPCT出願が行れ、その後着実に最多出願の順位に名を入れている。

10大多出願企業の出願件数は5,540件であり、全体出願件数の35.1%の割合を占め、前年度の35.9%に比べ小幅減少しており、LG電子、サムスン電子などの大企業がPCT出願のほとんどの部分を占める現象が続いている。

<図VI-2-5> 2017年の国内最多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況

(単位：件)



*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

ハ．個人対法人のPCT国際出願状況

2017年のPCT国際出願件数は15,790件で、そのうち個人のPCT国際出願件数は2,077件を占め、2016年の2,186件に比べ小幅ながら減少したが、全体出願において占める割合も14.0%から13.2%に減少した。しかし、依然と法人出願がPCT出願の多数を占めており、言語、手続き、費用の面において個人がPCT制度を利用することにおいて不便な状況であることが分かる。

しかし、韓国語がPCT国際公開語として適用された以降、PCT国際出願書類の作成などを韓国語で行うことができ、言語に対する負担が軽くなった。特許庁で提供するPCT出願説明会などの広報及び教育と地域知識財産センター支援事業の政策が持続的に拡大され、個人も創意的なアイデアや技術さえあれば、PCT出願制度を利用して幾らでも外国において特許権を確保することができる道が開かれている。

＜表VI-2-2＞個人対法人のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
個人 (割合)	2,046 (21.2)	2,041 (19.6)	2,102 (17.7)	1,986 (16.0)	1,982 (15.1)	2,234 (15.3)	2,186 (14.0)	2,077 (13.2)
法人 (割合)	7,593 (78.8)	8,371 (80.4)	9,767 (82.3)	10,453 (84.0)	11,156 (84.9)	12,360 (84.7)	13,409 (86.0)	13,713 (86.8)
計 (割合)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)

*資料出所：KIPO特許情報統計システム

二．出願方式別のPCT国際出願状況

2017年のPCT出願の中で書面による出願の割合は3.8%であり、2016年の書面出願分より7件の増加となった。これは2015年7月からPCT-EASYモード(出願書：要約書を電子的媒体に保存して提出する過渡期的な電子出願方式)を利用した出願方法が終了し、

On-line受付方式において追加で、2017年に新たなウェブ基盤提出方式であるePCTの受付が開始され、書面出願の割合に影響を及ぼしたものと判断される。

＜表VI-2-3＞媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
On-Line (割合)	9,015 (93.5)	9,616 (92.4)	10,936 (92.1)	11,228 (90.3)	11,979 (91.2)	13,660 (93.6)	15,003 (96.2)	15,191 (96.2)
FD(PCT-EASY) (割合)	440 (4.6)	611 (5.9)	757 (6.4)	998 (8.0)	977 (7.4)	478 (3.3)	-	-
その他(書面 など)(割合)	184 (1.9)	185 (1.8)	176 (1.5)	213 (1.7)	182 (1.4)	456 (3.1)	592 (3.8)	599 (3.8)
計 (割合)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)

*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

*2005年2月からオンライン出願施行(PCT-SAFE、ePCT含む)

PCT国際出願を電子出願方式で出願する場合には、国際出願手数料のうちの300スイスフラン(約340,000ウォン)の減免が受けられるので手数料の節減効果が期待できる。

*2017.4.10. スイスフラン売買基準率1,133ウォン基準

ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2017年のPCT国際出願の中で、韓国語による出願は14,129件で全体の89.5%を占め、英語による出願は1,661件で全体の10.5%を占めた。日本語による出願はなく、韓国語による出願の割合は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に70%を超え、2011年からは80%を維持している。これは2009年から韓国語がPCT国際公開語に適用されることとなり、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能となったからと判断される。韓国語の国際公開言語の採択によって韓国語出願後の優先日から14ヵ月以内に英語翻訳文を提出していた手続きがなくなったことによって、国内の出願人の負担が大きく緩和された。

＜表VI-2-4＞言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
韓国語 (割合)	7,336 (76.1)	8,394 (80.6)	9,628 (81.1)	10,227 (82.2)	10,890 (82.9)	12,522 (85.8)	13,760 (88.2)	14,129 (89.5)
英語 (割合)	2,303 (23.9)	2,018 (19.4)	2,241 (18.9)	2,209 (17.8)	2,243 (17.1)	2,070 (14.1)	1,832 (11.8)	1,661 (10.5)
日本語 (割合)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (-)	5 (-)	2 (-)	3 (-)	0 (-)
計 (割合)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)

*資料出所:KIPO 特許情報統計システム

3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 イ・キョン Chol

イ. 韓国特許庁に対するPCT国際調査及び国際予備審査の請求状況

韓国特許庁は、1997年にPCT総会で国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務に取り組んできた。2017年末基準で米国を始めとする16カ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人のPCT国際調査及び国際予備審査業務に取り組んでいる。

※業務協定締結国(16カ国):フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2017)

2017年に韓国特許庁で受付けた国際調査は全体で25,159件であり、2016年の27,904件に比べ9.8%の減少となった。その中で韓国出願人が申請した件数は14,798件で2016年に比べ1.5%の減少となったが、米国を始めとする外国の出願人が申請した件数は10,361件で2016年に比べ19.6%の減少となった。

また、米国出願人が申請した件数は9,992件となり、韓国特許庁で受付けた全体国際調査の39.7%で、外国出願人が申請した国際調査物量の96.4%を占め、米国出願人の割合が圧倒的である。

特に、インテル、ハリバートン、3Mなど多数の米国グローバル企業が、PCT国際出願を韓国特許庁に国際調査を依頼している。これは韓国特許庁の国際調査報告書の品質に満足していることが分かる。

<表VI-2-5>PCT国際調査使用写本の受付状況

(単位：件、%)

年度 区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
韓国 (割合)	7,090 (33.6)	8,830 (38.9)	9,950 (38.8)	10,736 (39.6)	11,971 (40.5)	12,442 (41.3)	13,579 (47.7)	15,016 (53.8)	14,798 (58.8)
米国 (割合)	13,356 (63.4)	13,319 (58.7)	15,167 (59.1)	15,778 (58.3)	16,968 (57.5)	17,162 (56.9)	14,480 (50.9)	12,491 (44.8)	9,992 (39.7)
その他の国 (割合)	622 (3.0)	558 (2.4)	549 (2.1)	566 (2.1)	592 (2.0)	556 (1.8)	409 (1.4)	397 (1.4)	369 (1.5)
計	21,068	22,707	25,666	27,080	29,531	30,160	28,468	27,904	25,159

*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

2017年に韓国特許庁で受付けた国際予備審査は163件で、2016年の179件に比べ8.9%の減少となった。減少の要因は国際調査の段階において先行技術に対する調査とともに特許性に対する検討資料が提供されるため、必須的な手続きではない国際予備審査を出願人が行う必要がなくなったからであると見られる。

<表VI-2-6>PCT国際予備審査の請求状況

(単位：件、%)

区分 \ 年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国際予備審査 請求書受付	341	270	226	302	253	236	208	179	163
増減率	△5.0	△20.8	△16.3	33.6	△16.2	△6.7	△11.9	△13.9	△8.9

*資料出所:KIPO 特許情報統計システム

ロ. 韓国における出願人の国際調査機関指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁 (ISA/KR) 以外に、オーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP) を国際調査機関 (ISA) に指定して国際調査を受けることができる。

2017年に韓国特許庁を受理官庁とするPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した件数は15,758件で、全体件数に比べ99.8%に達しているのに対し、外国特許庁を国際調査機関に指定した件数は31件(0.2%)に過ぎない。これはオーストリアやオーストラリアより手数料が安く、国際調査報告書の品質に対する満足度が高いからであると見られる。

<表VI-2-7>PCT国際調査機関の指定状況

(単位：件、%)

年度 区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
大韓民国 (KR) (割合)	7,442 (92.7)	9,422 (97.8)	10,334 (99.2)	11,828 (99.6)	12,386 (99.6)	13,068 (99.5)	14,537 (99.6)	15,549 (99.7)	15,758 (99.8)
その他の国 (割合)	584 (7.3)	217 (2.2)	78 (0.8)	41 (0.4)	53 (0.4)	69 (0.5)	55 (0.4)	46 (0.3)	31 (0.2)
計	8,026	9,639	10,412	11,869	12,439	13,137	14,592	15,595	15,789

*資料出所: WIPO IP statistics database

4. PCT国際出願の韓国内段階への移行状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 マ・テソン

イ. 2017年のPCT韓国内段階(指定官庁)への移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて大韓民国で特許権(実用新案権)を獲得するために、韓国国内段階へ移行するPCT国際出願件数は2017年37,325件で、2016年の37,158件に比べ0.4%の増加となった。

＜表VI-2-8＞PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

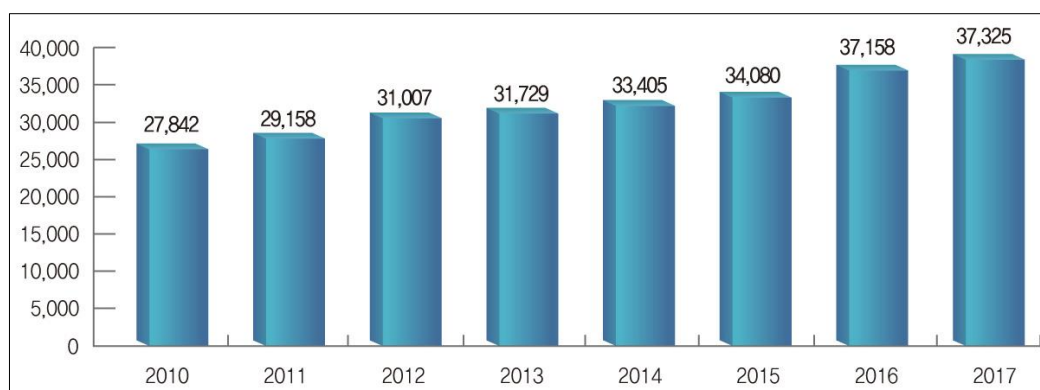
(単位：件、%)

分析 \ 年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
出願件数	27,842	29,158	31,007	31,729	33,405	34,080	37,158	37,325
増減率(%)	8.4	4.7	6.3	2.3	5.3	2.0	9.0	0.4

*資料出所:KIPO 特許情報統計システム

＜図VI-2-6＞PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況

(単位：件)



*資料出所:KIPO 特許情報統計システム

ロ. 韓国国内段階(指定官庁)への移行動向

2009年は韓国へ移行されたPCT国際出願がグローバル景気低迷の影響により25,685件となり、2008年に比べ14.5%と急減したが、その後は着実な回復を見せて国内への

移行件数が持続的に増加している。このような増加傾向が引き続き維持されるものと仮定した場合、2012年で30,000件の移行件数となり、6年後の2018年には40,000件を超える特許出願が、PCT国際出願を通じて国内に移行される初年度になるものと見込まれる。

第2節 マドリッド国際商標出願

1. 世界の国際商標出願状況

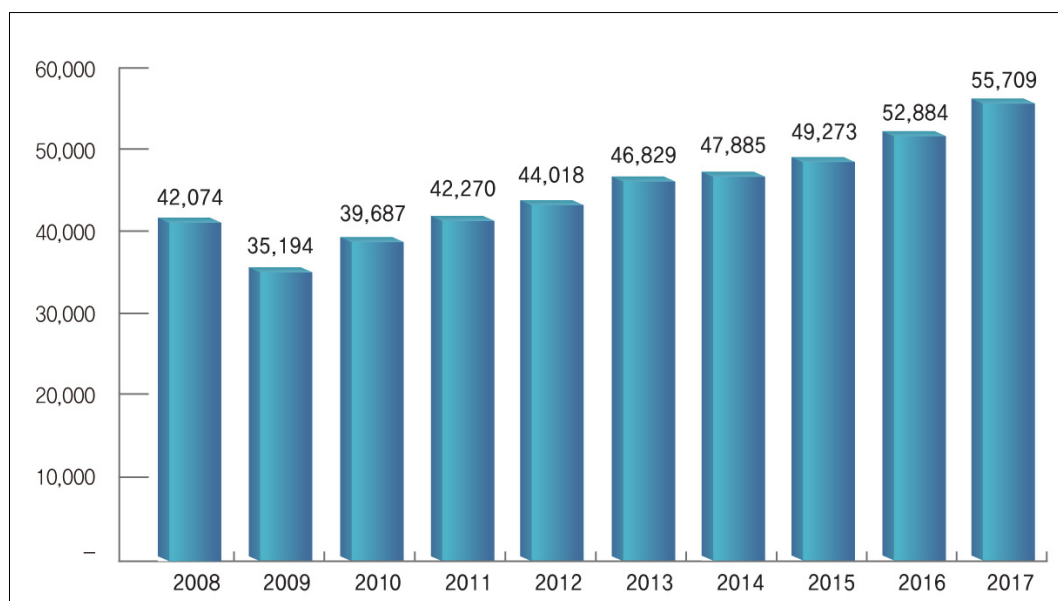
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 キム・ジョング

イ. 世界マドリッド国際商標出願の状況

WIPOで発表した資料(暫定)によると、2017年の世界マドリッド国際商標出願件数は55,709件であり、2016年の52,884件に比べ5.3%の増加となっており、2009年以降からは持続的な増加傾向にある。

<図VI-2-7> 年度別の世界国際商標出願状況

(単位：件)



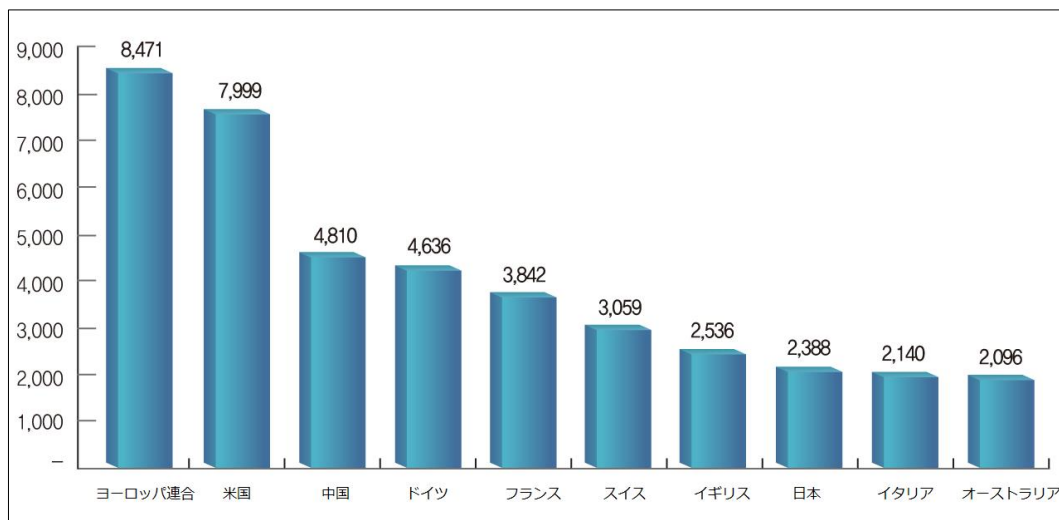
*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

2017年のマドリッド国際出願において、最も大きな割合を占めている本国官庁はヨーロッパ連合15.2%(8,471件)であり、その後に続いて、米国14.4%(7,999件)、中国8.6%(4,810件)である。韓国は990件で2016年(1,012件、14位)に比べ22件(△2.2%)

の減少となり、順位は2016年に引き続き14位を維持した。

<図VI-2-8>2017年世界マドリッド国際商標10位圏内最多出願国の状況

(単位：件)



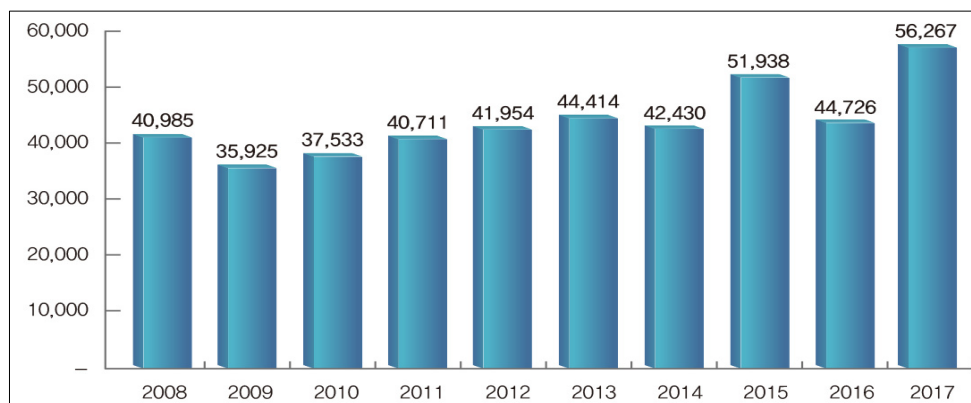
*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

ロ. 世界の国際商標登録状況

2017年のマドリッド国際登録商標の総件数は56,267件であり、この中で、韓国を本国官庁とするマドリッド国際出願は997件登録された。

<図VI-2-9>年度別の世界国際商標登録状況

(単位：件)



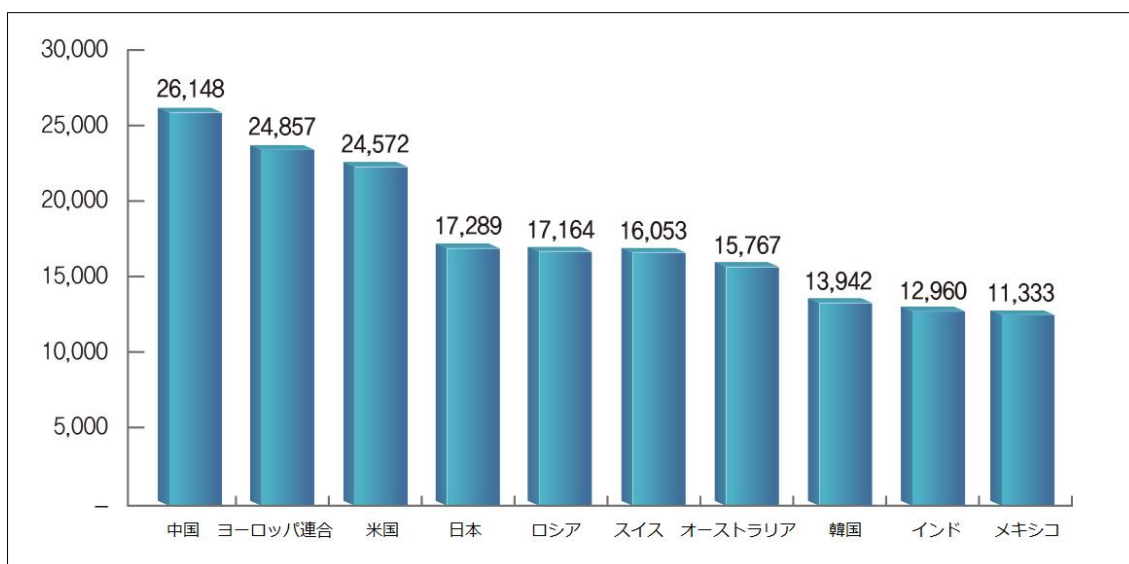
*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

ハ．世界10位圏内の指定国状況

2017年のマドリッド国際商標出願を通じて指定した国の順位は中国が26,148件で1位を占め、ヨーロッパ連合(24,857件)、米国(24,572件)、日本(17,289件)などがその後続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は13,942件(国際登録12,107件、事後指定1,835件)で世界8位を記録した。

<図VI-2-10>2017年の世界10位圏内の指定国状況

(単位：件)



*資料出所:WIPO統計システム(暫定)

2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況

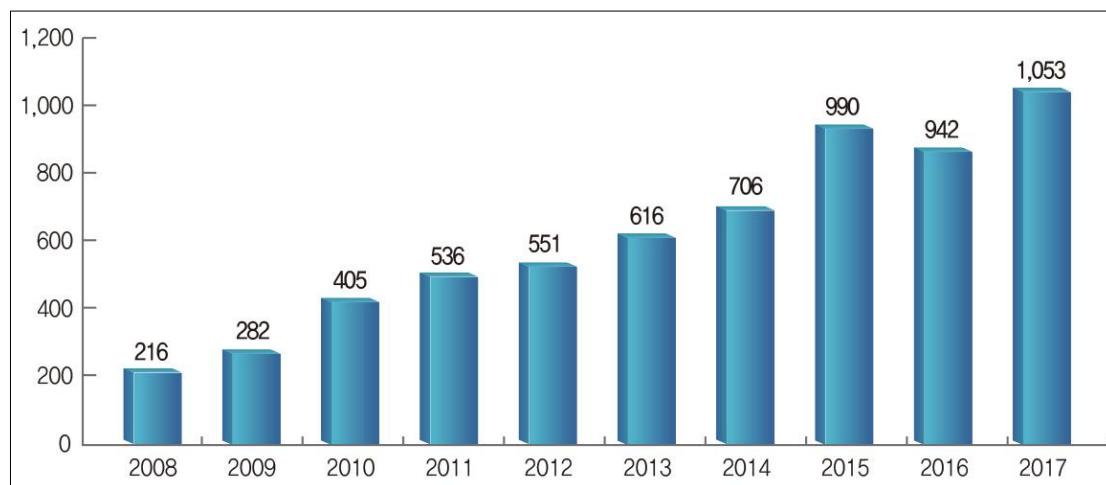
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 キム・ジョング

イ．韓国における出願人の国際商標出願状況

2017年の韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリッド国際商標出願は1,053件であり、2016年の942件に比べて11.8%の増加となった。

＜図VI-2-11＞年度別の韓国における国際商標出願状況

(単位：件)



*資料出所：KIPO 特許情報統計システム

*WIPO統計はWIPO受付基準で、KIPO統計はKIPO受付基準のため、統計数値が一致しない場合がある。

ロ．韓国における出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月にマドリッドシステム制度の施行時から実施されたオンライン電子出願は、施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリッド国際出願書の書式作成機であるMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2014年以降からは着実に95%を維持し、2017年には98.0%が電子出願を利用した。

＜表VI-2-9＞年度別の韓国における国際商標電子出願状況

(単位：件、%)

年度区分	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
電子出願 (占有率)	180 (83.3)	258 (91.5)	384 (94.8)	510 (95.1)	544 (98.7)	583 (94.6)	688 (97.5)	959 (96.7)	930 (98.7)	1032 (98.0)
書面出願 (占有率)	36 (16.7)	24 (8.5)	21 (5.2)	26 (4.9)	7 (1.3)	33 (5.4)	18 (2.5)	31 (3.3)	12 (1.3)	21 (2.0)
計	216	282	405	536	551	616	706	990	942	1053

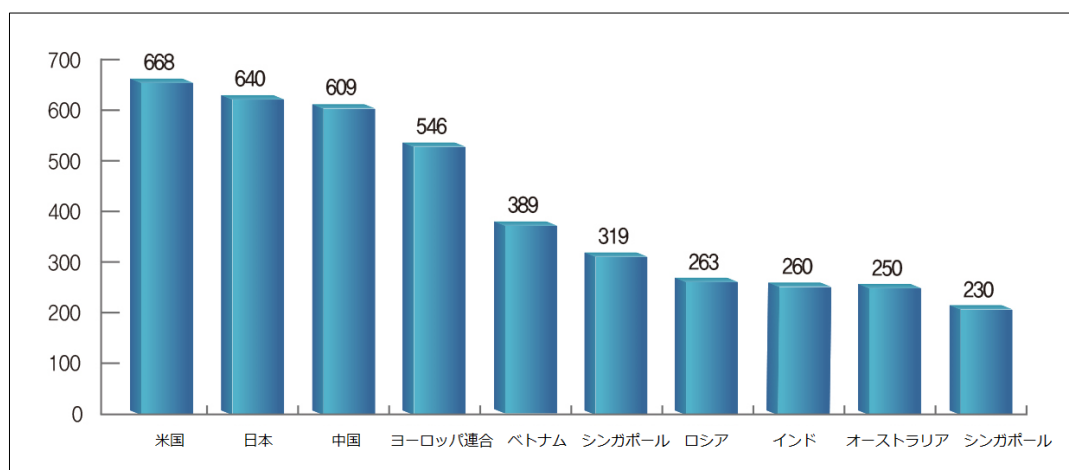
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ハ．韓国における出願人の国際商標出願10位圏内の指定国状況

2017年にマドリッド国際商標出願による韓国における出願人の外国指定件数は6,551件で、2016年の6,661件に比べ1.7%が減少した中、米国(668件)、日本(640件)、中国(609件)、ヨーロッパ連合(546件)などを多く指定した。

<図VI-2-12> 2017年の韓国における出願人10位圏内の指定国状況

(単位：件)



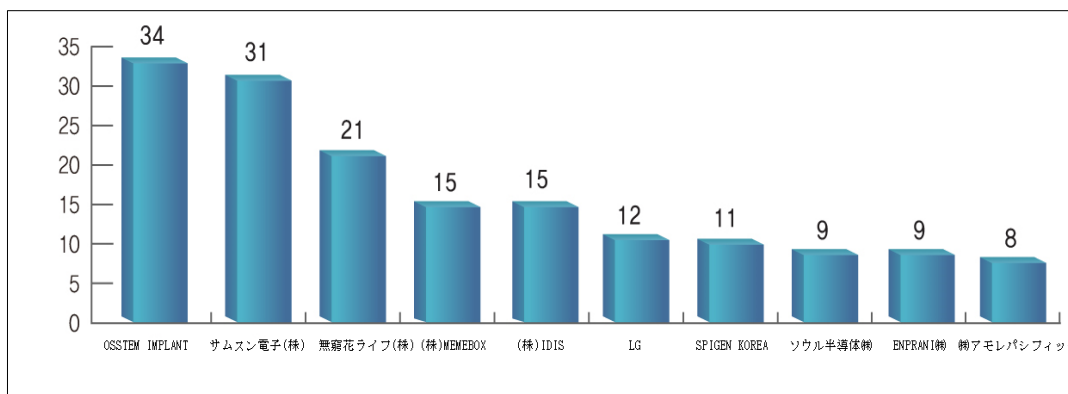
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

二．韓国における10大国際商標多出願企業の状況

2017年の韓国マドリッド国際商標最多出願企業は、(株)OSSTEM IMPLANT、サムスン電子(株)、無窮花ライフ(株)、(株)MEMEBOX、(株)IDISの順であった。

<図VI-2-13> 2016年の韓国における10位圏内の国際商標最多出願企業状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

3. 韓国を指定国の官庁にした出願状況

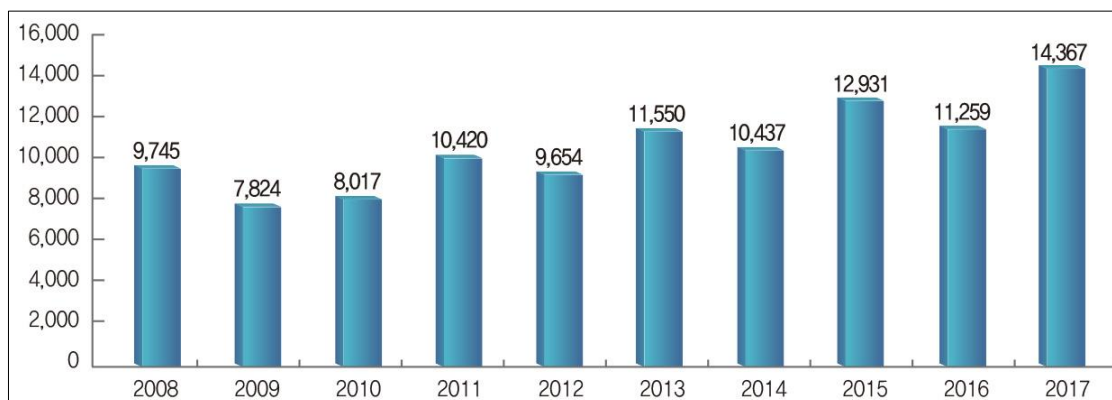
情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 金・ジョング

イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況

2017年の外国人が韓国を指定したマドリッド国際商標登録出願は14,367件で、2016年の11,259件に比べ27.6%の増加となった。

<図VI-2-14> 年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録の出願状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

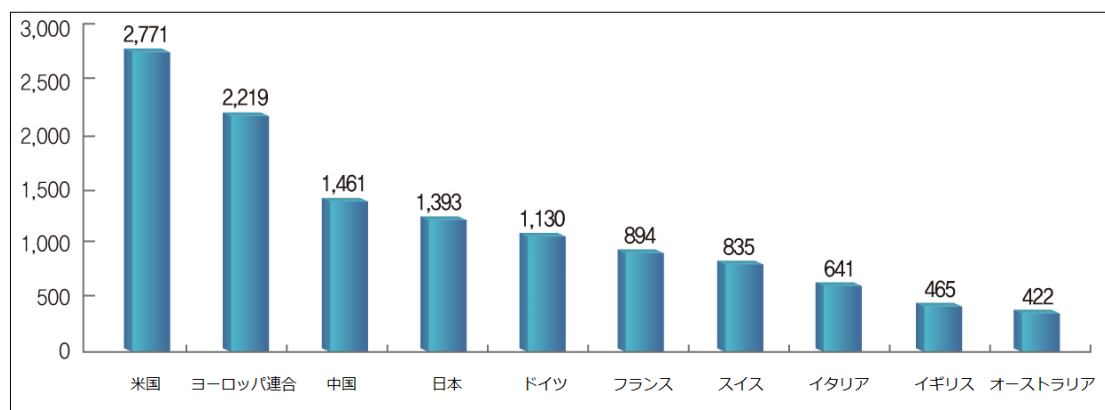
*WIPO統計はWIPO受付日基準であり、特許庁特許統計システムの統計は特許庁受付日が基準であるため、統計数値が一致しない場合がある。

ロ. 韓国を指定した10位圏内国の状況

2017年のマドリッド国際商標登録出願を通じて韓国を指定した10位圏内の国は米国(2,771件)、ヨーロッパ連合(2,219件)、中国(1,461件)、日本(1,393件)の順であった。

<図VI-2-15> 2017年の韓国を指定した10位圏内締約国の状況

(単位：件)



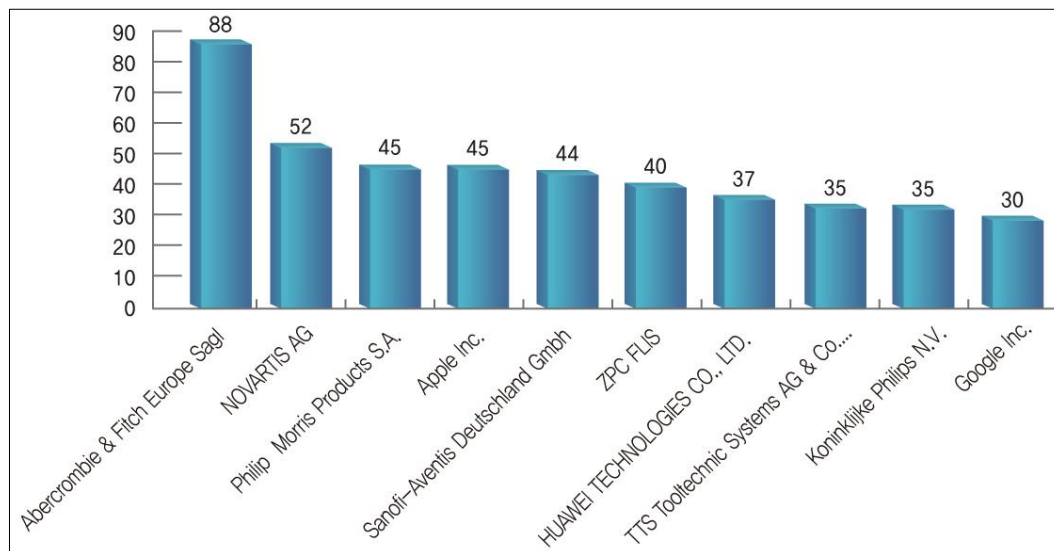
*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

ハ. 韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

2017年のマドリッド国際商標登録出願を通じて海外で韓国を指定した外国企業の出願状況は、Abercrombie & Fitch Europe Saglが88件、NOVARTIS AGが52件、Philip Morris Products S.A. とApple Inc. が45件の順で多く出願した。

<図VI-2-16> 2017年の韓国を指定した10位圏内外国最多出願企業の状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁 特許情報統計システム

第3節 ハーグ国際デザイン出願

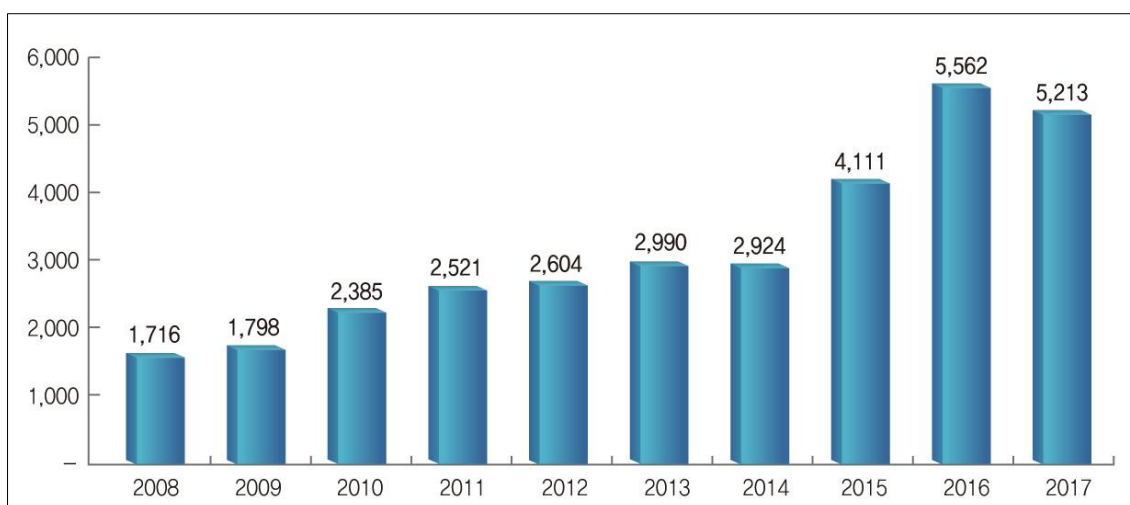
1. 世界の国際デザイン出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 キム・ジョング

WIPOが発表した資料(暫定)によると、ハーグ国際デザイン出願は着実に増加しており、2017年(5,213件)は、2016年(5,562件)に比べ減少(△6.3%)となった。一方、2017年のハーグ国際デザイン協定を通じて出願されたデザイン数は計19,429件であり、1出願あたりの平均デザイン件数は約3.7件である。

<図VI-2-17>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況

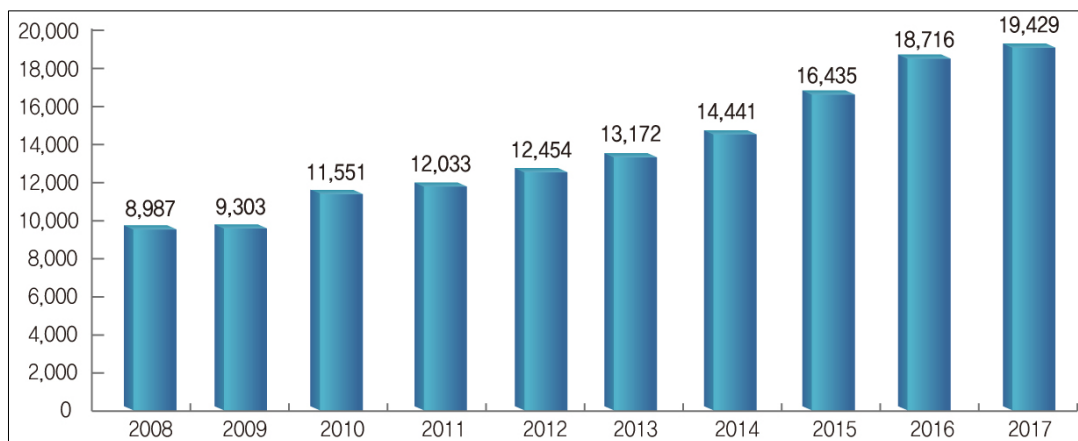
(単位:件)



*資料出所：WIPO 統計システム(暫定)

<図VI-2-18>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数の状況

(単位:件)

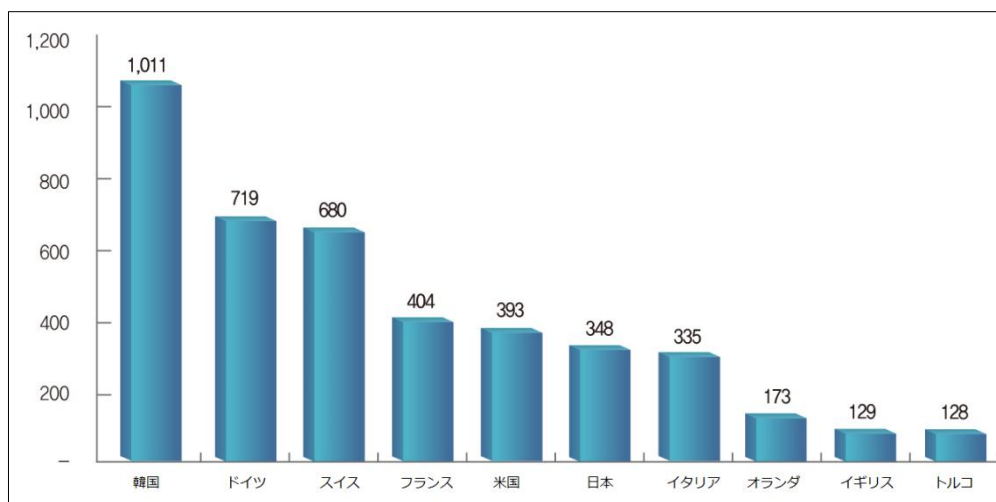


*資料出所：WIPO 統計システム(暫定)

2017年のハーグ国際出願における最多出願国の順位は、国際出願件数を基準に韓国が1位を占め、ドイツ、スイスがその後に続き、デザイン件数の基準ではドイツ、スイス、韓国の順であった。特に、韓国は2014年7月にハーグ協定が施行された後、3年目に国際出願件数の基準で1位となり、デザイン件数の基準で3位を占めたという点において注目すべきことである。

<図VI-2-19>2017年の世界ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(国際出願件数基準)

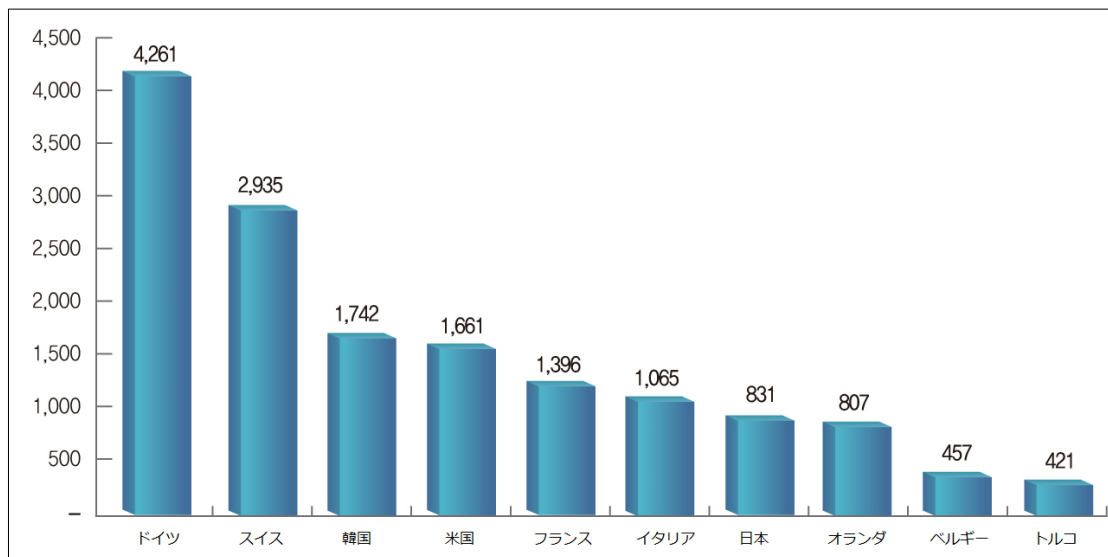
(単位:件)



*資料出所：WIPO 統計システム(暫定)

* 国は出願人の住所基準

<図VI-2-20> 2017年ハーグ国際出願10位圏内の最多出願国(デザイン件数基準)
(単位:件)



* 出処: WIPO 統計システム(暫定)

* 国は出願人の住所基準

2. 韓国を指定官庁にした出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 キム・ジョング

イ. 韓国を指定官庁にした出願状況

2017年に外国人が韓国特許庁を受理官庁として指定したハーグデザイン国際出願件数は2,388件で、2016年の2,589件に比べ7.8%の減少となった。国別にはフランス(474件)、ドイツ(450件)、米国(367件)の順で韓国を多く指定した。

<表VI-2-10> 年度別の韓国を指定した国際デザイン登録出願状況(デザイン件数基準)
(単位:件)

年度	2014年	2015年	2016年	2017年
----	-------	-------	-------	-------

件数	294	1,991	2,589	2,388
----	-----	-------	-------	-------

*出処：KIPPO特許情報統計システム

<表VI-2-11>海外国別の韓国指定状況(デザイン件数基準)

(単位：件)

フランス	ドイツ	米国	スイス	日本	その他	合計
474	450	367	284	187	626	2,388

*出処：韓国特許庁 特許情報統計システム

第3章 登録分野

第1節 産業財産権全般について

1. 産業財産権登録動向の概要

年度別産業財産権の設定登録状況は、2013年は15.1%、2014年は2.8%の増加となった。また、2015年には4.9%に下落したが、2016年に4.4%、2017年に1.1%の増加に転じた。

2. 2017年の登録細部状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

イ. 過去5年間の設定登録状況

2017年の新規設定登録は289,653件で、前年比1.1%の増加となった。それぞれ、権利別に見ると、特許、実用新案は前年に比べそれぞれ10.8%、4.9%の増加となったのに対し、デザイン、商標は11.3%、2.1%の減少となった。

<表VI-3-1>過去5年間の登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
特許	127,330 (12.2)	129,786 (1.9)	101,873 (△21.5)	108,876 (6.9)	120,662 (10.8)
実用新案	5,959 (△6.2)	4,955 (△16.8)	3,253 (△34.3)	2,854 (△12.3)	2,993 (4.9)
デザイン	47,308 (2.5)	54,010 (14.2)	54,551 (1.0)	55,603 (1.9)	49,293 (△11.3)
商標	100,094 (28.5)	99,791 (△0.3)	114,747 (15.0)	119,256 (3.9)	116,705 (△2.1)
合計	280,691 (15.1)	288,542 (2.8)	274,424 (△4.9)	286,589 (4.4)	289,653 (1.1)

* ()は前年比の増減率

ロ. 権利別の設定登録状況

1) 産業部門別の特許・実用新案設定登録状況

2017年の特許・実用新案の新規設定登録件数は123,655件である。産業部門別の特許・実用新案の設定登録状況を見ると、2016年と同様に電気通信分野(40.41%)、機械分野(16.8%)で占有率が他産業分野に比べて高い割合を占めている。その次に化学12.9%、飲料衛生11.1%、土木建設5.9%などの順で高い割合を占めた。

<表VI-3-2> 2017年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況

(単位：件、%)

区分		機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採鉱 金属	飲料 衛生	事務用品 印刷	農林 水産	雑貨	その他	合計
2017年	件数	20,755	15,983	1,673	49,986	7,260	4,315	13,706	498	2,076	4,752	2,651	123,655
	占有率	16.8	12.9	1.4	40.4	5.9	3.5	11.1	0.4	1.7	3.8	2.1	97.9
2016年	件数	19,608	13,196	1,629	45,935	6,434	4,628	10,858	394	1,711	4,093	3,243	111,729
	占有率	17.5	11.8	1.5	41.1	5.8	4.1	9.7	0.4	1.5	3.7	2.9	97.1
前年比の増減率		5.8	21.1	2.7	8.8	12.8	△6.8	26.2	26.4	21.3	16.1	△18.3	10.7

2) 物品群別のデザイン登録状況

2017年のデザイン新規設定登録の総件数は49,293件である。物品群別の登録占有率を見ると、衣服身の回り品14.0%、電機電子機械器具及び通信機械器具12.4%、事務用品及び販売用品12.2%、住宅設備用品11.2%、生活用品9.4%などであった。前年比の増減率を見ると、趣味娯楽及び運動競技用品が17.7%で最も高いものと分析された。

<表VI-3-3> 2017年の物品群別デザイン登録状況

(単位：件、%)

区分		加工嗜好食品	衣服・身辺用品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸又は運搬機械	電機電子機械器具及び通信機械器具	一般機械器具	産業用機械器具	土木及び建築用品	その他	計
2017年	件数	138	6,921	4,609	5,533	2,143	6,017	2,128	6,123	2,570	3,214	4,334	5563	49,293
	占有率	0.3	14.0	9.4	11.2	4.3	12.2	4.3	12.4	5.2	6.5	8.8	11.3	100.0
2016年	件数	227	6,871	5,457	6,882	1,820	7,080	2,216	6,989	2,805	3,288	4,990	6,977	55,602
	占有率	0.4	12.6	9.8	12.6	3.3	12.9	4.0	12.7	5.0	5.0	9.0	12.7	100.0
前年比増減率		△39.2	0.7	△15.5	△19.6	17.7	△15.0	△4.0	△12.4	△8.4	△2.3	△13.1	△20.3	△21.2

3) 部門別の商標登録状況 (NICE分類)

2017年の商標新規設定登録件数は116,705件であり、部門別の登録占有率を見ると、サービス業23.0%、化学品・薬剤16.9%、機械・電気機械16.4%、菓子・食品・飲料11.7%などの順である。部門別の前年比登録増減率を見ると、家具、厨房用品が5.1%で最も高いものと分析された。

＜表Ⅵ-3-4＞2017年の部門別商標登録状況

(単位：件、%)

区分		化学品・薬剤	一般金属材、建築材料	機械、電気機械	繊維、衣類	家具、厨房用品	貴金属、時計、ガパン類	楽器、玩具、たばこ	紙、文具	菓子、食品、飲料	ゴム、プラスチック材料	サービス業	その他	計
2017年	件数	19,677	2,151	19,140	7,536	4,737	4,294	2,970	2,785	13,686	456	26,872	12,401	116,705
	占有率	16.9	1.8	16.4	6.5	4.1	3.7	2.5	2.4	11.7	0.4	23.0	10.6	100.0
2016年	件数	21,144	2,366	18,957	7,774	4,508	4,401	2,922	3,125	14,289	503	26,455	12,811	119,255
	占有率	17.7	2.0	15.9	6.5	3.8	3.7	2.5	2.6	12.0	0.4	22.2	10.7	100.0

前年比 増減率	△6.9	△9.1	1.0	△3.1	5.1	△2.4	1.6	△10.9	△4.2	△9.3	1.6	△3.2	△2.1
------------	------	------	-----	------	-----	------	-----	-------	------	------	-----	------	------

ハ. 個人・法人別の登録状況

2017年の設定登録件数を個人・法人で区分すると、個人27.4%、法人72.6%の割合であった。

権利別に区分すると、特許の場合は個人13.8%、法人86.2%であり、法人登録の割合が相当高いことが分かった。これは、産業の高度化と構造的な変化・調整により資本力と体系的な研究基盤が整った大企業の研究所などが産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も同様に、開発能力を整えた法人登録の割合が目立つが、個人の産業財産権に対する認識の変化と、個人出願人に対する出願登録料の各種手数料に対する減免拡大などにより、個人登録も一定の割合を維持している。

ただし、実用新案の場合は、個人登録(50.8%)が法人登録(49.2%)より多いのは、特許に比べ相対的にハイレベルでない発明の登録により相対的に容易であるためである。

<表VI-3-5>2017年の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	16,689	13.8	103,973	86.2	120,662	100
実用新案	1,519	50.8	1,474	49.2	2,993	100
特・実小計	18,208	14.7	105,447	85.3	123,655	100
デザイン	19,894	40.4	29,399	59.6	49,293	100
商標	41,387	35.5	75,318	64.5	116,705	100
計	79,489	27.4	210,164	72.6	289,653	100

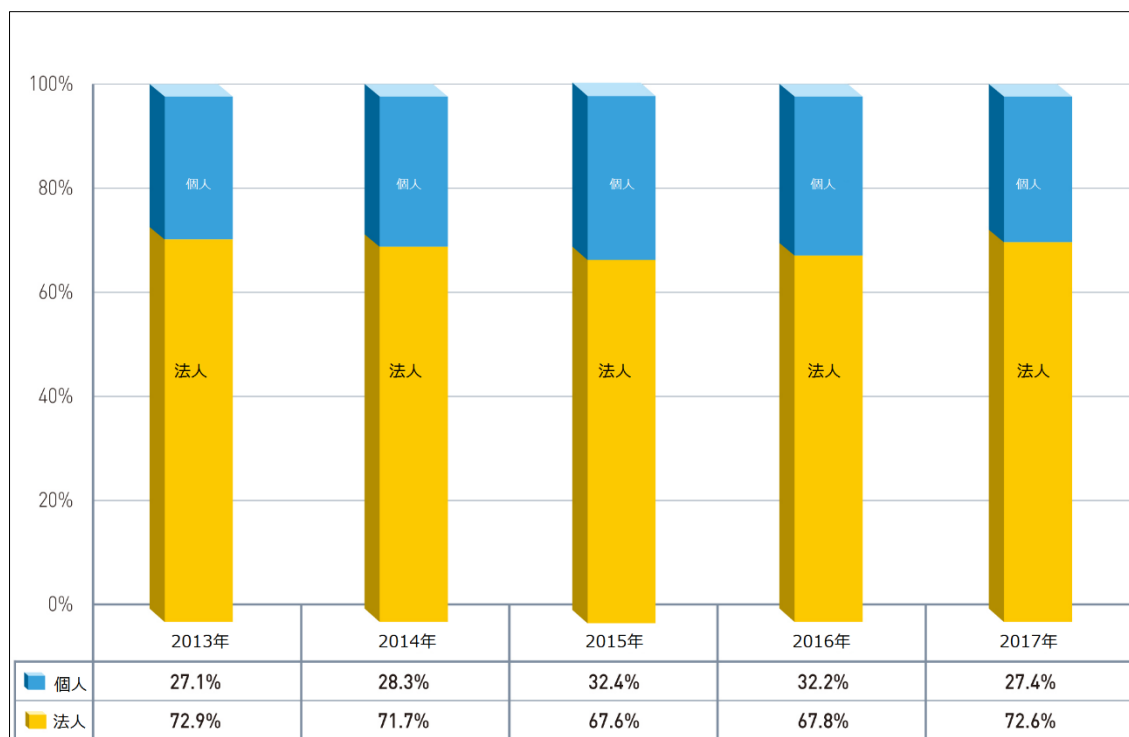
過去5年間の個人・法人別の登録推移は、2014年まで毎年増加しており（2015年は減少）、2017年には前年に比べ個人は16.0%の減少、法人は7.5%の増加となった。

<表VI-3-6> 過去5年間の個人・法人別登録状況

（単位：件、%）

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	前年比増減率
個人	76,005 (27.1)	81,565 (28.3)	88,847 (32.4)	92,193 (32.2)	79,489 (27.4)	△16.0
法人	204,686 (72.9)	206,977 (71.7)	185,599 (67.6)	194,393 (67.8)	210,164 (72.6)	7.5

過去5年間の個人・法人別登録状況



二. 代理人有無別の登録状況

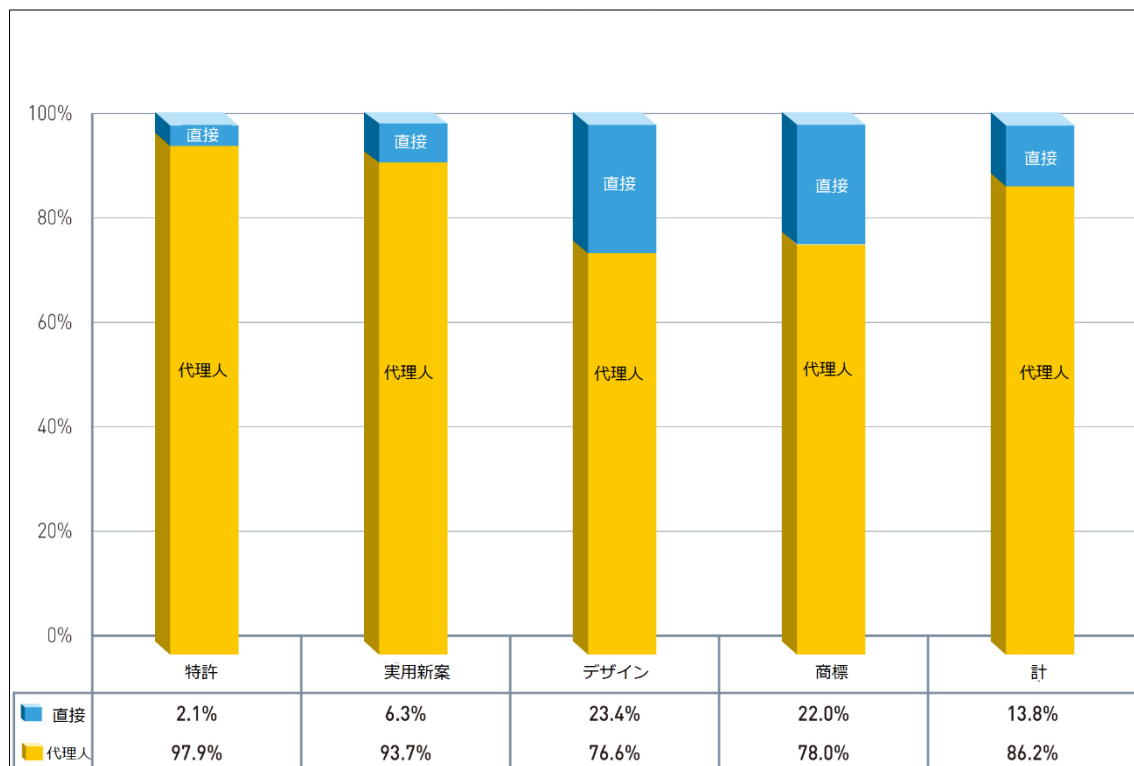
登録手続きを誰が行ったのかを見ると、代理人86.2%、権利者が直接登録手続きを行った比率が13.8%であった。権利別に見ると、特許が97.9%で他の権利に比べて代理人を選任した登録の割合が高く、デザインが76.6%で最も低いことが分かった。

<表VI-3-7>2017年の代理人有無別登録状況

(単位：件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録
2017年	件数	118,139	2,523	2,804	189	37,759	11,534	91,078	25,627	249,780	39,873
	構成比	97.9	2.1	93.7	6.3	76.6	23.4	78.0	22.0	86.2	13.8
2016年	件数	106,534	2,341	2,657	197	42,235	13,367	92,440	26,815	243,866	42,720
	構成比	97.8	2.2	93.1	6.9	76.0	24.0	77.5	22.5	85.1	14.9
2015年	件数	99,288	2,585	3,015	238	40,868	13,683	89,355	25,392	232,526	41,898
	構成比	97.5	2.5	92.7	7.3	74.9	25.1	77.9	22.1	84.7	15.3
2014年	件数	126,556	3,230	4,523	432	42,363	11,647	81,180	18,611	254,622	33,920
	構成比	97.5	2.5	91.3	8.7	78.4	21.6	81.4	18.6	88.2	11.8
2013年	件数	123,635	3,695	5,332	627	35,951	11,357	81,919	18,175	246,837	33,854
	構成比	97.1	2.9	89.5	10.5	76.0	24.0	81.8	18.2	87.9	12.1

2017年の代理人有無別登録状況



ホ. 韓国人・外国人別の登録状況

2017年の設定登録状況について韓国人と外国人別に区分してみると、韓国人は234,272件(81.0%)で前年度より0.2%減少し、外国人は54,951件(19.0%)で前年度より7.1%増加した。

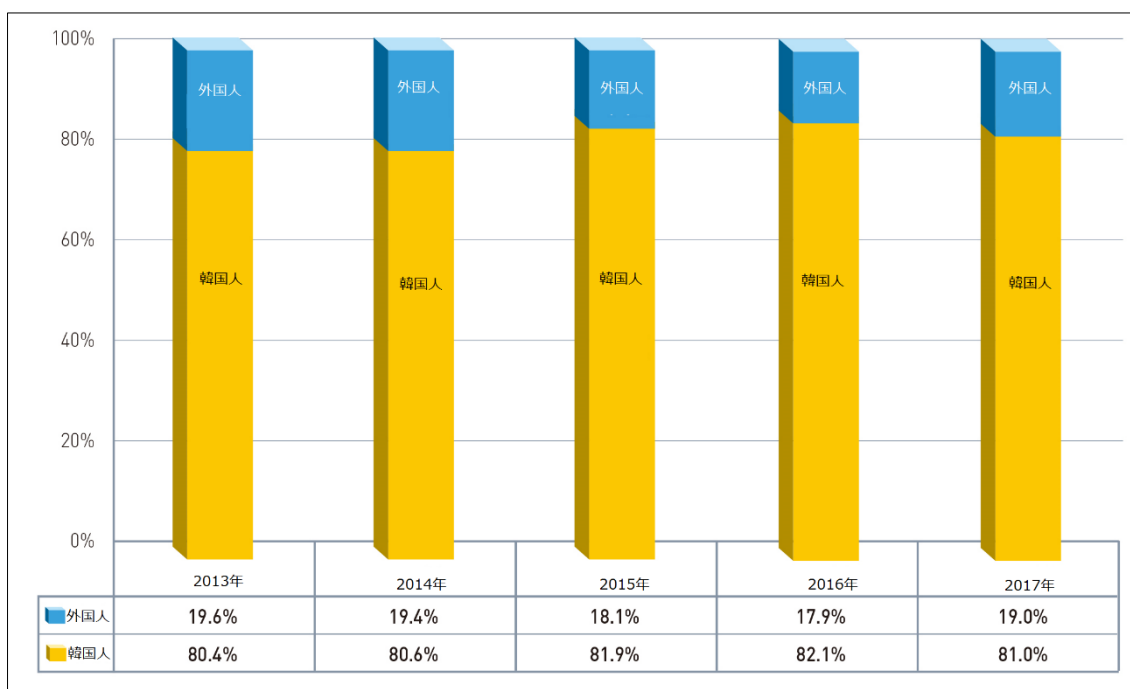
<表VI-3-8> 過去5年間の韓国人・外国人登録状況

(単位：件、%)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	前年比増減率
韓国人	225,623 (80.4)	232,477 (80.6)	224,814 (81.9)	235,270 (82.1)	234,702 (81.0)	△0.2
外国人	55,068 (19.6)	56,065 (19.4)	49,632 (18.1)	51,316 (17.9)	54,951 (19.0)	7.1
合計	280,691 (100.0)	288,542 (100.0)	274,446 (100.0)	286,586 (100.0)	289,653 (100.0)	1.1

* ()は占有率

過去5年間の韓国人・外国人登録状況



へ. 韓国人による地域別登録動状況

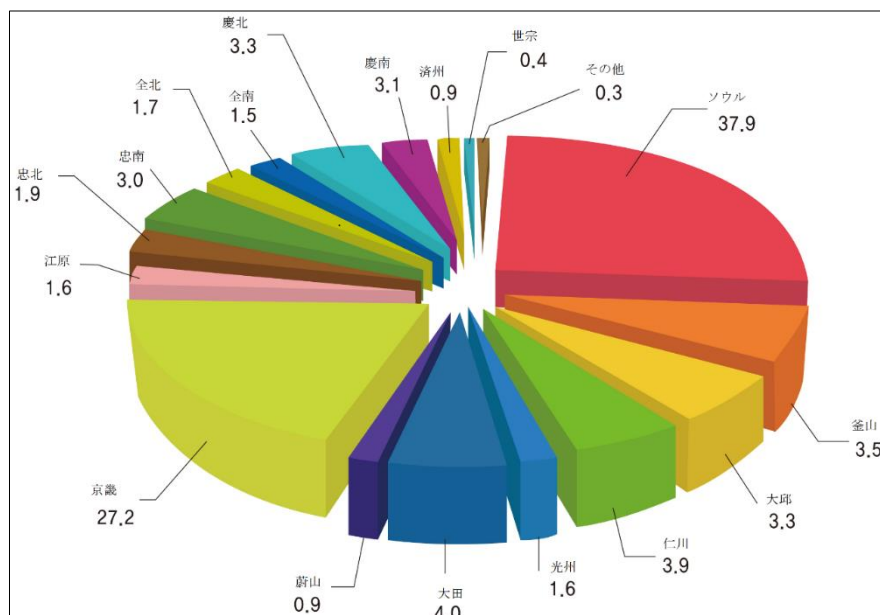
2017年の韓国人登録状況を市・道別住民登録上の住居地基準で見ると、ソウル37.9%、京畿27.2%でソウル・京畿地域の居住者が65.1%で最も高く、ソウル・京畿以外の地方自治体の中では大田市4.0%、仁川市3.9%、釜山市3.5%の順で高かった。

<表VI-3-9> 2017年の市・道別登録状況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原
件数	89,065	8,106	7,758	9,188	3,688	9,486	2,221	63,756	3,862
構成比	37.9	3.5	3.3	3.9	1.6	4.0	0.9	27.2	1.6
区分	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	その他
件数	4,537	7,109	4,023	3,418	7,636	7,201	2,098	836	714
構成比	1.9	3.0	1.7	1.5	3.3	3.1	0.9	0.4	0.3

2017年の市・道別登録状況



ト. 外国人による国別設定登録状況

2017年の新規設定登録件数において、外国人による登録を国別に見ると、計54,952件のうち日本が14,984件(27.3%)、米国が14,364件(26.1%)を占め、これら2カ国の登録件数が53.4%を占めている。

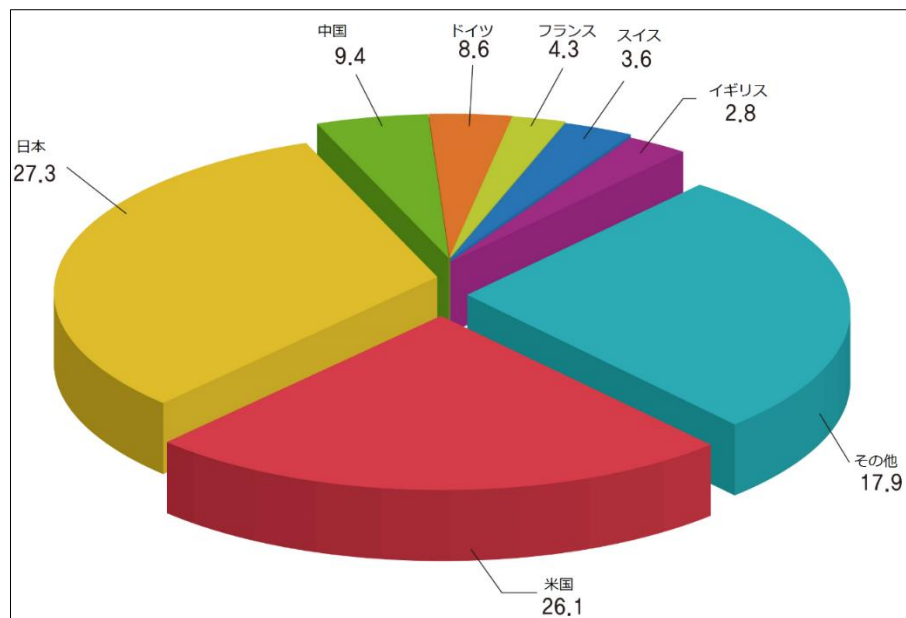
<表VI-3-10>2017年の外国人による国別登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	日本	中国	ドイツ	フランス	スイス	イギリス	その他	合計
特許	8,096	11,081	1,556	2,650	985	758	500	4,189	29,815
実用新案	28	27	44	8	0	4	0	72	183
特・実小計	8,124	11,108	1,600	2,658	985	762	500	4,261	29,998
デザイン	1302	1242	330	566	323	410	166	902	5,241
商標	4938	2634	3242	1509	1049	811	849	4681	19,713
合計	14,364	14,984	5,172	4,733	2,357	1,983	1,515	9,844	54,952
構成比	26.1	27.3	9.4	8.6	4.3	3.6	2.8	17.9	100

*商標は国際商標(マドリッド)含む、デザインは国際デザイン(ハーグ)を含む。

2017年の外国人による国別登録状況



チ. 最多登録法人の状況

2017年の韓国人最多登録法人は、サムスン電子(株)、LG電子(株)などの順であった。最多登録順位20位圏内の電子・自動車分野の法人は主に特許権の割合が高く、生活密着形用品分野の法人は主にデザイン・商標権に相対的に登録の割合が高かった。これは、法人が注力する製品分野と密接な関連があると分析される。

<表VI-3-11> 2017年の韓国内多登録法人の状況

(単位：件)

順位	法人名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	サムスン電子(株)	29,610	41	8,749	3,629	42,029
2	LG電子(株)	29,542	2	4,682	6,369	40,595
3	現代自動車(株)	19,702	0	1,953	1,376	23,031
4	株式会社ポスコ	16,262	0	29	1,093	17,384
5	AMORE PACIFIC	1,438	636	1,890	12,433	16,397
6	LGディスプレイ(株)	14,808	7	171	47	15,033
7	LG生活健康	1,158	26	1,523	11,028	13,735
8	LG化学	10,604	3	121	338	11,066
9	サムスンディスプレイ(株)	9,557	4	111	45	9,717
10	(株)KT	4,812	9	238	3,686	8,745
11	KIA自動車(株)	4,868	0	1,696	1,142	7,706
12	CJ	618	47	3,133	3,706	7,504
13	サムスン重工業(株)	6,343	251	219	270	7,083
14	LGイノテック	4,811	29	640	32	5,512
15	韓国科学技術院	5,323	3	18	165	5,509
16	SKテレコム(株)	3,349	4	137	1,907	5,397
17	韓国電子通信研究院	4,902	0	57	80	5,039
18	大韓民国	4,263	149	497	0	4,909
19	ORION HOLDINGS	14	3	419	3,812	4,248
20	ソウル大学産学協力団	3,800	3	42	360	4,205

*韓国人法人を対象、共同権利者基準

第2節 年次登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

産業財産権は新規設定登録の後も、権利存続期間の間は所定の年次登録料を納付することにより権利が存続できる。権利者の産業財産権保有・活用意志を表す指標の年次登録件数は、2017年は767,001件で前年比3.3%の増加となり、権利別には、特許、デザインがそれぞれ7.4%、9.3%増加したのに対し、実用新案は3.8%の減少となった。

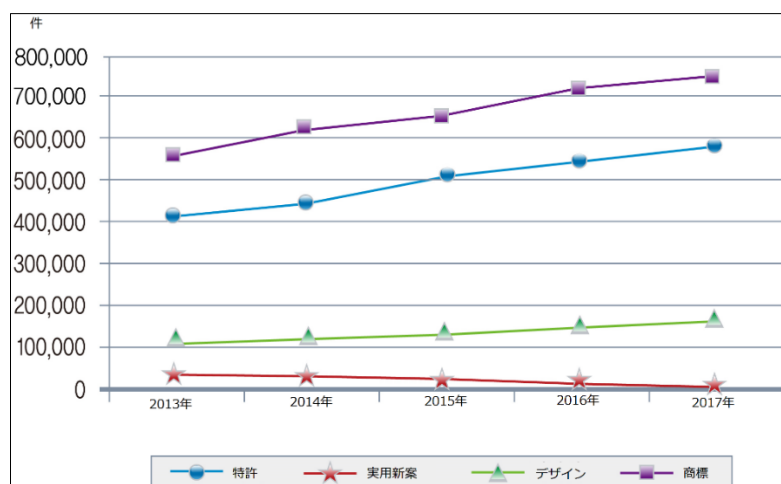
＜表VI-3-12＞過去5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

権利別 年度別	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
特許	429,059(6.2)	457,909(6.7)	500,471(9.3)	549,893(9.9)	590,768(7.4)
実用新案	29,017(△21.2)	24,090(△17.0)	21,065(△12.6)	18,536(△12.0)	17,839(△3.8)
デザイン	114,799(5.1)	125,040(8.9)	135,439(8.3)	144,932(7.0)	158,394(9.3)
合計	572,875(4.1)	607,039(6.0)	656,975(8.2)	713,361(8.6)	767,001(3.3)

* ()は前年比の増減率

過去5年間の権利別年次登録状況



第3節 存続権利の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

韓国の産業財産権登録は1948年の11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)であったのが、2017年末現在は全体で4,890,259件が登録され、このうち存続期間満了、登録料の未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は2,386,274件であり、存続権利件数は2,503,985件である。

韓国人と外国人を区別すると、韓国人は総件数3,885,304件のうちの1,961,980件であり、外国人は全体件数1,004,955件のうち542,005件を維持している。

＜表VI-3-13＞2017年現在の存続権利状況

(単位：件、%)

区 分		韓国人		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	1,259,718	100	510,055	100	1,769,773	100
	消滅	530,786	42.1	266,504	52.3	797,290	45.1
	存続	728,932	57.9	243,551	47.7	972,483	54.9
実用新案	登録	441,513	100	15,451	100	456,964	100
	消滅	414,089	93.8	14,374	93.0	428,463	93.8
	存続	27,424	6.6	1,077	7.5	28,501	6.2
デザイン	登録	839,936	100	74,348	100	914,284	100
	消滅	532,607	63.4	41,707	56.1	574,314	62.8
	存続	307,329	36.6	32,641	78.3	339,970	37.2
商標	登録	1,344,137	100	405,101	100	1,749,238	100
	消滅	445,842	33.2	140,365	34.6	586,207	33.5
	存続	898,295	66.8	264,736	65.4	1,163,031	66.5
合計	登録	3,885,304	100	1,004,955	100	4,890,259	100
	消滅	1,923,324	49.5	462,950	46.1	2,386,274	48.8
	存続	1,961,980	50.5	542,005	53.9	2,503,985	51.2

第4節 マドリッド国際商標登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

韓国は2003年4月10日にマドリッド議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標が登録され、2017年末現在の全体の登録件数は91,267件である。国別の国際商標最多登録国は米国、ドイツ、日本、フランス、中国などの順であった。

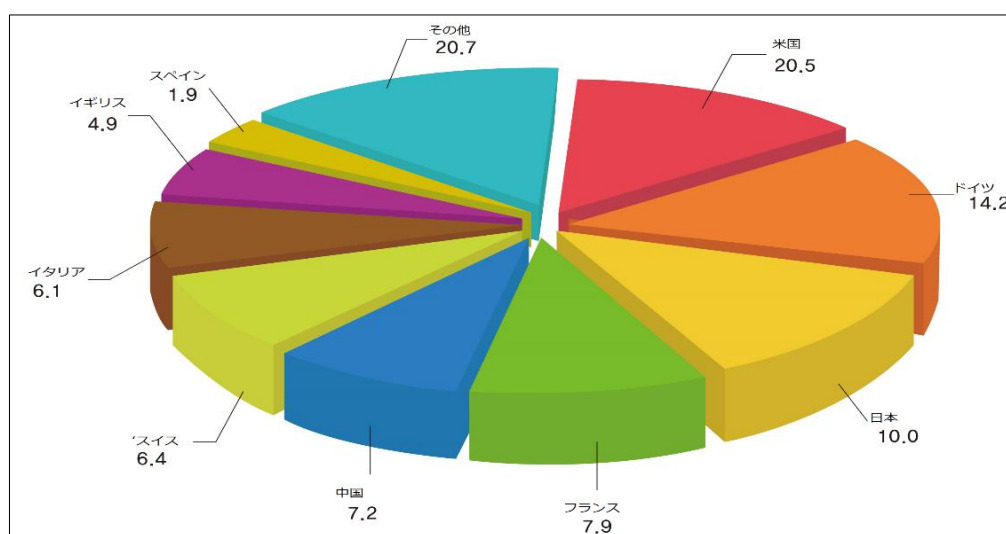
2004年には新規設定登録業務だけ行ったが、2005年以降からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの諸般登録業務も併行している。

2017年の国際商標登録件数を見ると、全体件数9,343件のうち、米国1,919件(20.5%)、ドイツ1,330件(14.2%)、日本932件(10.0%)であった。

<表VI-3-14> 2017年の国別国際商標(マドリッド)登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	ドイツ	日本	フランス	中国	スイス	イタリア	イギリス	スペイン	その他	合計
登録	1,919	1,330	932	737	677	602	568	459	182	1,937	9,343
構成比	20.5	14.2	10.0	7.9	7.2	6.4	6.1	4.9	1.9	20.7	100.0



第5節 ハーグ国際デザイン登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 チェ・ジョンフン

2014年に韓国はハーグ協定に加入以降、2014年7月1日から2017年末まで登録された国際デザイン出願件数は、全体で3,567件であった。国別の国際デザイン最多登録国はスイス、ドイツ、フランス、米国の順であった。

2017年の国際デザイン登録件数を見ると、全体登録件数1,667件のうちスイス356件(21.4%)、ドイツ290件(17.4%)、フランス250件(15.0%)であった。

<表VI-3-15> 2017年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況

(単位：件、%)

区分	スイス	ドイツ	フランス	米国	イタリア	オランダ	その他	合計
登録	356	290	250	185	119	94	373	1,667
構成比	21.4	17.4	15.0	11.1	7.1	5.6	28.7	100.0

第4章 審査分野

第1節 総括

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ファン・インソン

2017年の産業財産権1次審査処理の全体件数は44万5千件余りであり、2016年に比べ小幅増加となった。権利別に見ると、特許17万1,112件、実用新案6,633件、商標20万4,689件、デザイン6万3,245件の審査処理を行った。特許、実用新案の審査処理件数が前年度に比べ2.4%の減少となった反面、商標、デザインは審査処理件数が3.4%の増加となった。

PCT国際調査申請件数は前年度に比べ9.8%の減少となったが、PCT国際調査報告書の作成件数は25,920件で、前年度の28,107件より7.8%の減少となった。

一方、審査処理期間については、特許・実用新案10.4ヵ月、商標5.0ヵ月、デザイン4.9ヵ月を達成し、前年度の水準を維持した。

<表VI-4-1>権利別の審査処理状況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2004年	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)
2005年	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006年	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007年	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008年	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)

2009年	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010年	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)
2011年	174,283	17,953	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)
2012年	163,246	13,615	176,861	62,834 (65,039)	113,136 (137,674)	352,831 (379,574)
2013年	181,871	12,063	193,934	64,421 (67,021)	145,072 (172,607)	403,427 (433,562)
2014年	166,915	9,341	176,256	68,847 (71,851)	147,602 (178,240)	392,705 (426,347)
2015年	164,773	7,569	172,342	65,284 (69,399)	164,583 (198,981)	402,209 (440,722)
2016年	174,792	7,321	182,113	62,938 (66,706)	160,035 (192,422)	405,086 (441,241)
2017年	171,112	6,633	177,745	59,728 (63,245)	163,883 (204,689)	401,356 (445,679)

*1次審査処理基準である。

*デザイン・商標の場合、()は複数デザイン・多類商標の基準である。

*特・実は、その他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効など)含み、デザイン・商標は、取下げ、放棄、無効は含まない。

第2節 特許及び実用新案の審査

1. 特許出願の審査状況

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 ファン・インソン

2017年の特許出願1次審査処理件数は17万1,112件で、2016年に比べ2.1%の減少となった。その中で5.8%に該当する9,891件が1次審査と同時に登録決定され、92.3%に該当する15万8,013件に対し意見提出通知書が通知された。審査請求した日から1次審査まで必要とされた特許審査処理期間は主要国レベルである10.4ヵ月を維持した。

<表VI-4-2>特許の1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録決定	意見提出の通知	その他の通知	取下げ・放棄	審査処理期間
2010年	125,633 (100%)	11,276 (9.0%)	110,822 (88.2%)	573 (0.4%)	2,962 (2.4%)	18.5ヵ月
2011年	174,283 (100%)	17,280 (9.9%)	153,326 (88.0%)	676 (0.4%)	3,001 (1.7%)	16.8ヵ月
2012年	163,246 (100%)	17,115 (10.5%)	141,890 (86.9%)	477 (0.3%)	3,764 (2.3%)	14.8ヵ月
2013年	181,871 (100%)	18,713 (10.3%)	158,828 (87.3%)	431 (0.2%)	3,899 (2.1%)	13.2ヵ月
2014年	166,915 (100%)	15,798 (9.5%)	146,913 (88.0%)	879 (0.5%)	3,325 (2.0%)	11.0ヵ月
2015年	164,773 (100%)	10,433 (6.3%)	149,484 (90.7%)	947 (0.6%)	3,909 (2.4%)	10.0ヵ月
2016年	174,792 (100%)	7,872 (4.5%)	163,347 (93.5%)	991 (0.6%)	2,582 (1.5%)	10.6ヵ月
2017年	171,112 (100%)	9,891 (5.8%)	158,013 (92.3%)	1,012 (0.6%)	2,196 (1.3%)	10.4ヵ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録決定される割合は、2005年以降は約20%台を維持していたが、2012年10.5%、2013年10.3%、2014年9.5%、2015年6.3%、2016年4.5%、2017年5.8%の減少傾向を維持している。これは、2008年6月に世界的

な審査品質重視の基調に応じ審査品質を中心とする特許審査政策のパラダイムへと転じた後、さまざまな審査品質向上に向けた政策を施行した結果と分析される。

2017年の特許出願の審査終結処理の全体件数は17万7,118件であり、2016年に比べ2.9%の増加となった。このうちの62.3%に該当する11万408件が登録決定となり、35.5%に該当する6万2,869件が拒絶査定となった。これは、前年に比べ登録決定の割合が8.6%の増加、拒絶査定の割合が4.8%の減少となったからである。出願の取下げ・放棄・無効は3,841件で、全審査終結処理の全体件数の2.2%に該当し、2016年に比べ11.1%の減少となった。

＜表VI-4-3＞特許審査の終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄・無効
2010年	110,356 (100%)	69,162 (62.7%)	38,232 (34.6)	2,962 (2.7%)
2011年	151,184 (100%)	98,979 (65.5%)	49,204 (32.5%)	3,001 (2.0%)
2012年	163,912 (100%)	108,236 (66.0%)	51,912 (31.7%)	3,764 (2.3%)
2013年	179,794 (100%)	121,866 (67.8%)	54,029 (30.1%)	3,899 (2.1%)
2014年	177,289 (100%)	120,353 (67.9%)	53,611 (30.2%)	3,325 (1.9%)
2015年	149,620 (100%)	92,748 (62.0%)	52,963 (35.4%)	3,909 (2.6%)
2016年	172,053 (100%)	101,678 (59.1%)	66,055 (38.4%)	4,320 (2.5%)
2017年	177,118 (100%)	110,408 (62.3%)	62,869 (35.5%)	3,841 (2.2%)

2. 実用新案登録出願の審査状況

実用新案登録出願の1次審査処理件数は、1999年7月に実用新案先登録制度の施行前に出願された出願量の審査請求が減少したことで、2005年17件、2006年10件と審査処理件数が減少したが、2006年10月に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主

義に転換したことで、実用新案の審査請求件数が増加し、2016年には7,319件、2017年は6,633件が審査処理された。

<表VI-4-4> 実用新案の1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下・放棄
2010年	12,043 (100%)	1,286 (10.7%)	10,189 (84.6%)	52 (0.4%)	516 (4.3%)
2011年	17,796 (100%)	2,220 (12.5%)	14,968 (84.1%)	72 (0.4%)	536 (3.0%)
2012年	13,549 (100%)	1,714 (12.7%)	11,352 (83.8%)	51 (0.4%)	432 (3.2%)
2013年	12,018 (100%)	1,451 (12.1%)	10,085 (83.9%)	41 (0.3%)	441 (3.7%)
2014年	9,329 (100%)	874 (9.4%)	8,015 (86.0%)	45 (0.5%)	395 (4.2%)
2015年	7,560 (100%)	425 (5.6%)	6,854 (90.7%)	32 (0.4%)	249 (3.3%)
2016年	7,319 (100%)	317 (4.3%)	6,848 (93.6%)	23 (0.3%)	131 (1.8%)
2017年	6,633 (100%)	337 (5.1%)	6,161 (92.9%)	13 (0.2%)	122 (1.8%)

実用新案の審査最終処理件数も2005年158件、2006年7件と減少が続いたが、2017年には7,003件を記録した。実用新案の登録査定率は2005年53.2%、2006年42.9%に減少したが、2007年の74.7%を除外すると、2011年45.1%、2012年47.0%、2013年47.8%、2014年48.7%、2015年44.3%、2016年39.6%、2017年43.4%で40%台を維持している。

<表VI-4-5> 実用新案の審査最終処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄
2009年	10,791 (100%)	4,202 (38.9%)	6,084 (56.4%)	505 (4.7%)
2010年	11,216 (100%)	4,862 (43.3%)	5,838 (52.1%)	516 (4.6%)

2011年	15,559 (100%)	7,013 (45.1%)	8,010 (51.5%)	536 (3.4%)
2012年	14,894 (100%)	7,003 (47.0%)	7,459 (50.1%)	432 (2.9%)
2013年	12,719 (100%)	6,086 (47.8%)	6,192 (48.7%)	441 (3.5%)
2014年	10,398 (100%)	5,067 (48.7%)	4,936 (47.5%)	395 (3.8%)
2015年	7,228 (100%)	3,204 (44.3%)	3,775 (52.2%)	249 (3.5%)
2016年	7,417 (100%)	2,935 (39.6%)	4,214 (56.8%)	268 (3.6%)
2017年	7,003 (100%)	3,040 (43.4%)	3,729 (53.2%)	234 (3.3%)

1999年7月から施行された旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は、2006年10月に先登録制度の廃止により、2016年の1次審査処理件数が2件で大幅に減少した。

<表VI-4-6> 旧実用新案(先登録制度)の審査状況

(単位：件)

区分	1次審査処理					審査最終処理			
	設定登録 登録維持	意見提出 補正命令	その他 通知	取下げ ・放棄	計	設定登録 登録維持	取消し 決定	取下げ・放棄 無効・却下	計
2009年	96	375	5	-	476	306	308	-	614
2010年	52	211	1	-	264	152	180	-	332
2011年	46	111	-	-	157	113	65	-	178
2012年	-	21	45	-	66	1	2	-	3
2013年	5	6	34	-	45	5	-	-	5
2014年	-	3	9	-	12	-	-	-	-
2015年	-	2	7	-	9	-	-	-	-
2016年	-	-	2	-	2	-	-	-	-
2017年	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. PCT国際調査及び予備審査状況

2017年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は、2016年に比べ7.8%減少した25,920件を作成し、PCT予備審査報告書は、2016年に比べ19.1%減少した169件を作成した。

<表VI-4-7> PCT国際調査及び予備審査状況

(単位：件)

区分	PCT国際調査		PCT予備審査 予備審査報告書
	国際調査報告書	不作成宣言書	
2009年	16,926	124	362
2010年	20,810	165	324
2011年	22,986	180	224
2012年	29,704	215	253
2013年	34,234	197	263
2014年	30,128	95	250
2015年	27,958	89	232
2016年	28,107	69	209
2017年	25,920	35	169

第3節 商標及びデザイン審査

1. 商標登録の出願審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 キム・キョンテ

イ. 韓国における商標審査

2017年の商標登録出願1次審査処理件数は182,396件であり、この中で56.2%に該当する102,559件は出願公告決定、43.8%に該当する79,937件は意見提出通知を行った。1次審査の処理期間は、2017年は4.8ヵ月で、2016年の4.9ヵ月より0.1ヵ月減少した。

<表VI-4-8> 商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2011年	153,322 (100)	72,732 (47.4)	80,590 (52.6)	10.3ヵ月
2012年	137,674 (100)	63,777 (46.3)	73,897 (53.7)	9.1ヵ月
2013年	172,607 (100)	81,674 (47.3)	90,933 (52.7)	7.9ヵ月
2014年	178,240 (100)	94,136 (52.8)	84,104 (47.2)	6.5ヵ月
2015年	198,981 (100)	108,511 (54.5)	90,470 (45.5)	4.6ヵ月
2016年	192,422 (100)	107,586 (55.9)	84,836 (44.1)	4.9ヵ月
2017年	182,396 (100)	102,559 (56.2)	79,837 (43.8)	4.8ヵ月

*多類商標基準、審査処理期間は12月末基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は181,596件で、この中で81.2%である147,387件が登録査定、18.8%である34,209件が拒絶となり、前年度に比べ登録査定率が小幅減少した。

＜表VI-4-9＞商標登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2011年	127,733 (100)	94,913 (74.3)	32,820 (25.7)
2012年	136,371 (100)	103,660 (76.0)	32,711 (24.0)
2013年	168,759 (100)	130,158 (77.1)	38,601 (22.9)
2014年	168,837 (100)	134,745 (79.8)	34,092 (20.2)
2015年	193,023 (100)	154,615 (80.1)	38,408 (19.9)
2016年	191,980 (100)	155,726 (81.1)	36,254 (18.9)
2017年	181,596 (100)	147,387 (81.2)	34,209 (18.8)

*多類商標基準、()は構成比

ロ. 国際商標審査

国際商標の1次審査処理件数は22,293件で、この中で20.1%に該当する4,474件は出願公告決定、79.9%に該当する17,819件は意見提出通知をした。1次審査処理期間は2017年6.7ヵ月であった。

＜表VI-4-10＞国際商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2011年	24,564 (100)	6,891 (28.1)	17,673 (71.9)	7.2ヵ月
2012年	19,807 (100)	5,510 (27.8)	14,297 (72.2)	6.0ヵ月
2013年	20,692 (100)	5,838 (28.2)	14,854 (71.8)	5.4ヵ月

2014年	24,447 (100)	6,450 (26.4)	17,997 (73.6)	5.8ヵ月
2015年	22,621 (100)	4,858 (21.5)	17,763 (78.5)	5.5ヵ月
2016年	26,431 (100)	4,935 (18.7)	21,496 (81.3)	4.7ヵ月
2017年	22,293 (100)	4,474 (20.1)	17,819 (79.9)	6.7ヵ月

*多類商標基準、審査処理期間は12月末基準

* ()は構成比

2017年の最終的な審査処理件数は24,781件で、この中で79.0%である19,576件が登録査定され、21.0%である5,205件が拒絶された。

<表VI-4-11> 国際商標登録出願の審査最終処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2011年	20,954 (100)	16,028 (76.5)	4,926 (23.5)
2012年	20,274 (100)	15,594 (76.9)	4,680 (23.1)
2013年	21,143 (100)	15,878 (75.1)	5,265 (24.9)
2014年	21,667 (100)	16,650 (76.8)	5,017 (23.2)
2015年	21,078 (100)	15,866 (75.3)	5,212 (24.7)
2016年	22,857 (100)	17,298 (75.7)	5,559 (24.3)
2017年	24,781 (100)	19,576 (79.0)	5,205 (21.0)

*多類商標基準、()は構成比

2. デザイン登録出願の審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 キム・キョンテ

2017年のデザイン登録出願1次審査処理件数は63,245件で、この中で48.4%に該当する30,598件は登録査定、51.6%に該当する32,647件は意見提出通知をした。1次審査処理期間は2017年4.9ヵ月であった。

<表VI-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	審査処理期間
2011年	60,550 (100)	30,274 (50.0)	30,276 (50.0)	10.0ヵ月
2012年	65,039 (100)	31,168 (47.9)	33,871 (52.1)	8.8ヵ月
2013年	67,021 (100)	30,757 (45.9)	36,264 (54.1)	7.3ヵ月
2014年	71,851 (100)	34,149 (47.5)	37,702 (52.5)	6.5ヵ月
2015年	69,399 (100)	29,000 (41.8)	40,399 (58.2)	4.4ヵ月
2016年	66,706 (100)	32,755 (49.1)	33,951 (50.9)	4.7ヵ月
2017年	63,245 (100)	30,598 (51.6)	32,647 (51.6)	4.9ヵ月

*複数デザイン基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* () は構成比

2017年の最終的な審査処理件数は61,458件で、この中で87.0%に該当する53,480件は登録査定、13.0%に該当する7,978件は拒絶査定された。

<表VI-4-13>デザイン登録出願の審査最終処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2011年	58,222 (100)	49,330 (84.7)	8,892 (15.3)
2012年	63,037 (100)	52,560 (83.4)	10,477 (16.6)

2013年	64,919 (100)	53,538 (82.5)	11,381 (17.5)
2014年	73,036 (100)	61,323 (84.0)	11,713 (16.0)
2015年	69,139 (100)	59,067 (85.4)	10,072 (14.6)
2016年	67,800 (100)	58,304 (86.0)	9,496 (14.0)
2017年	61,458 (100)	53,480 (87.0)	7,978 (13.0)

*複数デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査の状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 主務官 キム・キョンテ

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録出願に対する異議申立件数及び異議申立率、異議認容率などは、以下の表のとおりである。商標登録出願を基準として見ると、2017年の商標登録異議申立件数は1,712件で出願公告件数の1.6%に該当し、異議決定件数のうち異議申立に理由があると認容された割合は45.3%であった。

<表VI - 4 - 14> 異議申立件数、異議申立率及び異議認容率

(単位：件、%、ヵ月)

区分	2015年			2016年			2017年		
	商標	国際商標	デザイン	商標	国際商標	デザイン	商標	国際商標	デザイン
公告/登録件(A)	96,005	3,700	11,687	95,180	3,741	11,171	102,559	4,474	9,732
異議申立件(B)	2,190	38	45	1,918	46	42	1,712	44	35
異議申立率(B/A)	2.3	1.0	0.4	2.0	1.2	0.4	1.6	1.0	0.4
異議決定件(C)	1,704	51	87	1,985	39	44	1,960	40	39
異議認容件(D)	739	9	49	849	9	20	888	4	21
異議認容率(D/C)	43.4	17.7	56.3	42.8	23.1	45.5	45.3	22.5	53.9

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理状況

1. 権利別の審判請求及び処理件数状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルジョン

審判請求件数は2017年10,677件であり、前年に比べ10.7%の減少となった。権利別に見ると、特許は14.7%、実用新案21.2%、デザイン17.6%、商標3.0%の減少となった。これは、拒絶査定不服審判が前年度の7,400件余りから2017年の6,200件に減少したためである。

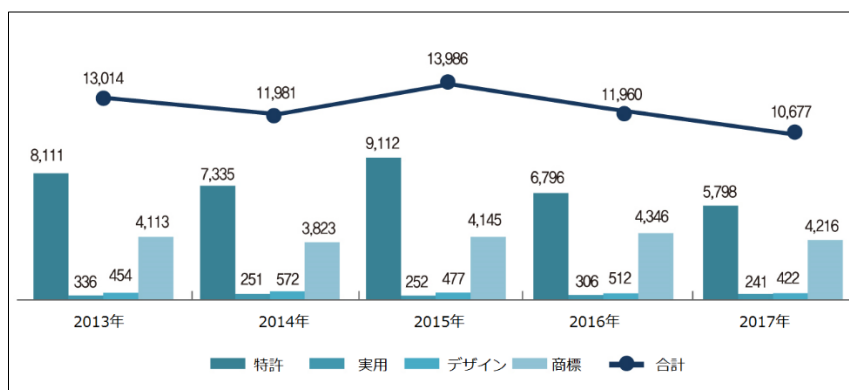
<表VI-5-1>権利別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2013	2014	2015	2016	2017
請求 (増加率)	特許	8,111 (△19.2)	7,335 (△9.6)	9,112 (24.2)	6,796 (△25.4)	5,798 (△14.7)
	実用	336 (△16.4)	251 (△25.3)	252 (0.4)	306 (21.4)	241 (△21.2)
	デザイン	454 (△20.2)	572 (26.0)	477 (△16.6)	512 (7.3)	422 (△17.6)
	商標	4,113 (10.1)	3,823 (△7.1)	4,145 (8.4)	4,346 (4.8)	4,216 (△3.0)
	計	13,014 (△11.8)	11,981 (△7.9)	13,986 (16.7)	11,960 (△14.5)	10,677 (△10.7)

*2017年3月に施行された特許取消申請11件を含む。

<図VI-5-1>権利別の審判請求状況



審判処理件数は2017年9,854件で、前年度に比べ9.6%の増加となった。権利別には特許1.5%、実用新案4.5%、デザイン26.7%、商標18.8%の増加となった。

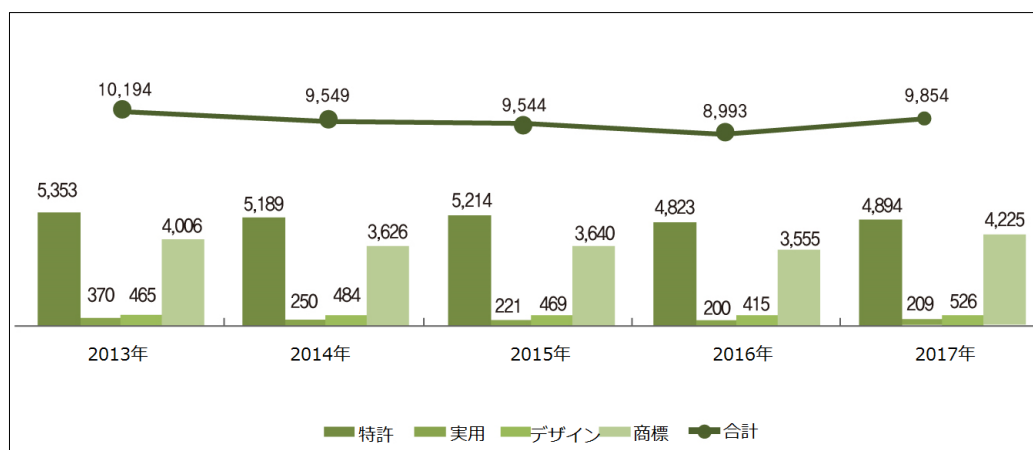
＜表VI-5-2＞権利別の審判処理及び審査前置登録状況

(単位：件、%)

年度		2013	2014	2015	2016	2017
処理 (増加率)	特許	5,353 (△4.1)	5,189 (△3.1)	5,214 (0.5)	4,823 (△7.5)	4,894 (1.5)
	実用	370 (△12.7)	250 (△32.4)	221 (△11.6)	200 (△9.5)	209 (4.5)
	デザイン	465 (△4.9)	484 (4.1)	469 (△3.1)	415 (△11.5)	526 (26.7)
	商標	4,006 (3.6)	3,626 (△9.5)	3,640 (0.4)	3,555 (△2.3)	4,225 (18.8)
	計	10,194 (△1.6)	9,549 (△6.3)	9,544 (△0.1)	8,993 (△5.8)	9,854 (9.6)
審査 前置登録 (増加率)	特許	3,519 (△18.9)	2,476 (△29.6)	1,786 (△27.9)	1,122 (△37.2)	257 (△77.1)
	実用	20 (△48.7)	1 (△95.0)	0 (△100.0)	0 (-)	0 (-)
	デザイン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	商標	-	-	-	-	-
	計	3,539 (△19.2)	2,477 (△30.0)	1,786 (△27.9)	1,122 (△37.2)	257 (△77.1)

*処理は無効処分及び前置登録件数は除外

＜図VI-5-2＞年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求状況

請求人別審判請求件数の比率は、韓国企業40.6%、外国企業34.2%であり、韓国人・外国人を合わせた個人が22.2%を占めた。

＜表VI-5-3＞審判請求別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
韓国個人	特許	811	731	805	832	901
	実用	179	129	147	192	153
	デザイン	196	198	194	224	170
	商標	996	924	933	974	1,052
	計	2,182 (16.8)	1,982 (16.5)	2,079 (14.9)	2,222 (18.6)	2,276 (21.3)
外国個人	特許	61	48	50	41	42
	実用	-	1	1	1	-
	デザイン	1	6	1	-	1
	商標	100	54	50	50	55
	計	162 (1.2)	109 (0.9)	102 (0.7)	92 (0.8)	98 (0.9)
韓国企業	特許	3,023	2,819	4,706	2,754	2,425
	実用	149	114	93	108	84
	デザイン	210	313	234	235	202
	商標	1,471	1,486	1,615	1,619	1,620
	計	4,853 (37.3)	4,732 (39.5)	6,648 (47.5)	4,716 (39.4)	4,331 (40.6)
外国企業	特許	5,116	3,952	3,253	2,864	2,148
	実用	6	7	11	4	3
	デザイン	61	45	45	53	47
	商標	1,567	1,511	1,523	1,676	1,458
	計	6,750 (45.8)	5,515 (42.4)	4,832 (34.5)	4,597 (38.4)	3,656 (34.2)
公共研究機関	特許	134	113	145	111	93
	実用	-	-	-	-	-
	デザイン	-	-	1	-	1
	商標	19	12	3	10	9
	計	153 (1.0)	125 (1.0)	149 (1.1)	121 (1.0)	103 (1.0)
大学	特許	277	129	147	180	177
	実用	1	1	-	1	1
	デザイ	1	2	2	-	-

	ン					
	商標	13	12	14	6	6
	計	292(2.0)	144(1.1)	163(1.2)	187(1.6)	184(1.7)
その他	特許	20	22	6	14	12
	実用	2	-	-	-	-
	デザイン	-	-	-	-	1
	商標	6	11	7	11	16
	計	28(0.2)	33(0.3)	13(0.1)	25(0.2)	29(0.3)

*その他:国、自治団体など

* () は構成比(%)

3. 韓国人・外国人間の当事者系の審判請求状況

2017年の当事者系審判は全体件数で4,234件が請求され、この中で韓国人と韓国人間での審判請求は2,637件(62.3%)、韓国人と外国人間での審判請求は1,382件(32.6%)、外国人と外国人間での審判請求は215件(5.1%)であった。

<表VI-5-4> 韓国人・外国人間での当事者系審判請求状況

(単位:件)

年度		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
韓国人 と 韓国人	特許	783	765	889	795	771
	実用	179	124	127	97	55
	デザイン	298	382	320	370	309
	商標	1,152	1,157	1,474	1,413	1,502
	計	2,412	2,428	2,810	2,675	2,637
韓国人 と 外国人	特許	130	270	1,970	359	401
	実用	-	3	2	-	1
	デザイン	4	3	8	6	-
	商標	244	146	194	184	211
	計	378	422	2,174	549	613
外国人 と 韓国人	特許	29	20	15	19	9
	実用	2	1	2	-	-
	デザイン	14	18	19	20	21

	商標	652	585	750	939	739
	計	697	624	786	978	769
外国人 と 外国人	特許	6	17	11	7	20
	実用	-	-	2	-	-
	デザイン	-	-	-	-	-
	商標	154	118	162	179	195
	計	160	135	175	186	215
合計	特許	948	1,072	2,885	1,180	1,201
	実用	181	128	133	97	56
	デザイン	316	403	347	396	330
	商標	2,202	2,006	2,580	2,715	2,647
	計	3,647	3,609	5,945	4,388	4,234

*韓国人と韓国人:請求人が韓国人・被請求人が韓国人

*韓国人と外国人:請求人が韓国人・被請求人が外国人

*外国人と韓国人:請求人が外国人・被請求人が韓国人

*外国人と外国人:請求人が外国人・被請求人が外国人

4. 韓国企業・外国企業間での審判請求状況

2017年の韓国企業と外国企業間での審判請求全体件数は937件であり、前年度に比べ13.8倍の減少となった。外国企業の審判請求は427件(45.6%)で、韓国企業の審判請求の510件(54.4%)より低く、外国企業が審判請求した427件の中には、商標事件が414件(97.0%)で多数を占め、韓国企業が請求した510件の中には、特許事件が395件(77.5%)で多数を占めている。

<表VI-5-5>韓国企業・外国企業間での審判請求状況

(単位:件)

区分			2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
請求人	被請求人	権利別					
韓国企業	外国企業	特許	107	251	1,939	341	395
		実用	-	3	-	-	1

		デザイン	4	1	8	4	-
		商標	172	104	119	118	114
		計	283	359	2,066	463	510
外国 企業	韓国 企業	特許	27	18	15	17	8
		実用	1	-	-	-	-
		デザイン	7	7	6	7	5
		商標	380	317	425	600	414
		計	415	342	446	624	427
合計	特許	134	269	1,954	358	403	
	実用	1	3	-	0	1	
	デザイン	11	8	14	11	5	
	商標	552	421	544	718	528	
	計	698	701	2,512	1,087	937	

5. 中小企業・大企業間での審判請求状況

中小企業と大企業間での審判請求件数は、2017年は全体件数が100件となり、前年度に比べ20.0%の減少となった。産業財産権の中で商標が73件で73.0%を占め、中小企業と大企業間で最も紛争が多く発生している。

<表VI-5-6> 中小企業・大企業間での審判請求状況

(単位：件)

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
特許	71	77	26	31	24
実用	11	4	-	2	-
デザイン	9	5	-	2	3
商標	138	111	79	90	73
計	229	197	105	125	100

* 中小企業：中小企業基本法に基づく企業

(2015年以降からは大企業において中堅企業を除外)

6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は、2017年は10.5ヵ月で前年比1.0ヵ月が増え、特許と実用新案は平均11.9ヵ月、商標デザインは9.1ヵ月かかることが分かった。これは、2015年に急増した当事者系審判事件を2015年から優先処理しているため、査定系審判処理期間が遅れ、全体的な審判事件の処理が遅れているためである。

＜表VI-5-7＞年度別の審判処理期間状況

(単位：ヵ月)

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
特許・実用	9.7	9.4	7.2	10.0	11.9
商標・デザイン	6.8	7.3	6.4	8.9	9.1
計	8.5	7.9	6.9	9.5	10.5

第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

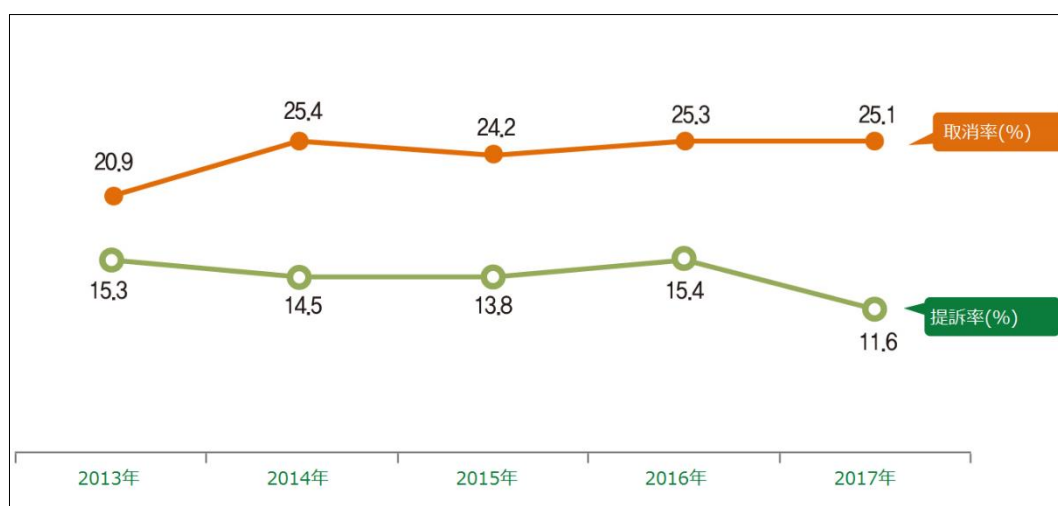
特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルジョン

1998年に特許裁判所が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許裁判所に訴を提起した割合は15%台を維持してきたが、2017年は小幅減少した11.6%で、2016年に比べ3.8%pの減少となった。また、特許裁判所の判決の中で特許審判院の審決を取消した割合は2017年25.1%で、前年度に比べ0.2pの減少となった。

＜表VI-5-8＞特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

(単位：件、%)

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
訴訟提起可能審決	6,816	6,567	6,347	6,417	7,389
訴訟提起	1,044	954	873	987	859
提訴率(%)	15.3	14.5	13.8	15.4	11.6
判決件数	1,025	971	817	889	971
取消判決	214	247	198	225	244
取消率(%)	20.9	25.4	24.2	25.3	25.1



第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルジョン

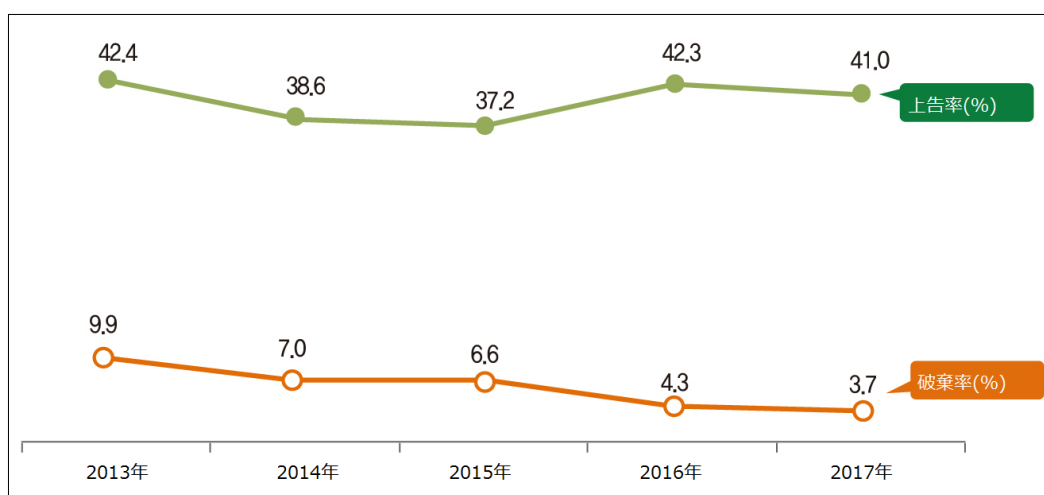
特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した割合は、2017年は前年度に比べ1.3%p減少した41.0%であり、上告審で特許裁判所の判決を破棄した割合は2017年3.7%で、前年度に比べ0.6%pの減少となった。

＜表VI-5-9＞最高裁判所への上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

年度		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
特許裁判所判決		811	736	646	755	788
上告	件数	344	284	240	319	323
	上告率(%)	42.4	38.6	37.2	42.3	41.0
高裁判所宣告		372	315	257	278	297
破棄	件数	37	22	17	12	11
	上告率(%)	9.9	7.0	6.6	4.3	3.7

*特許裁判所の判決件数：全体判決件数のうち、認容、棄却、却下を意味する。



付録

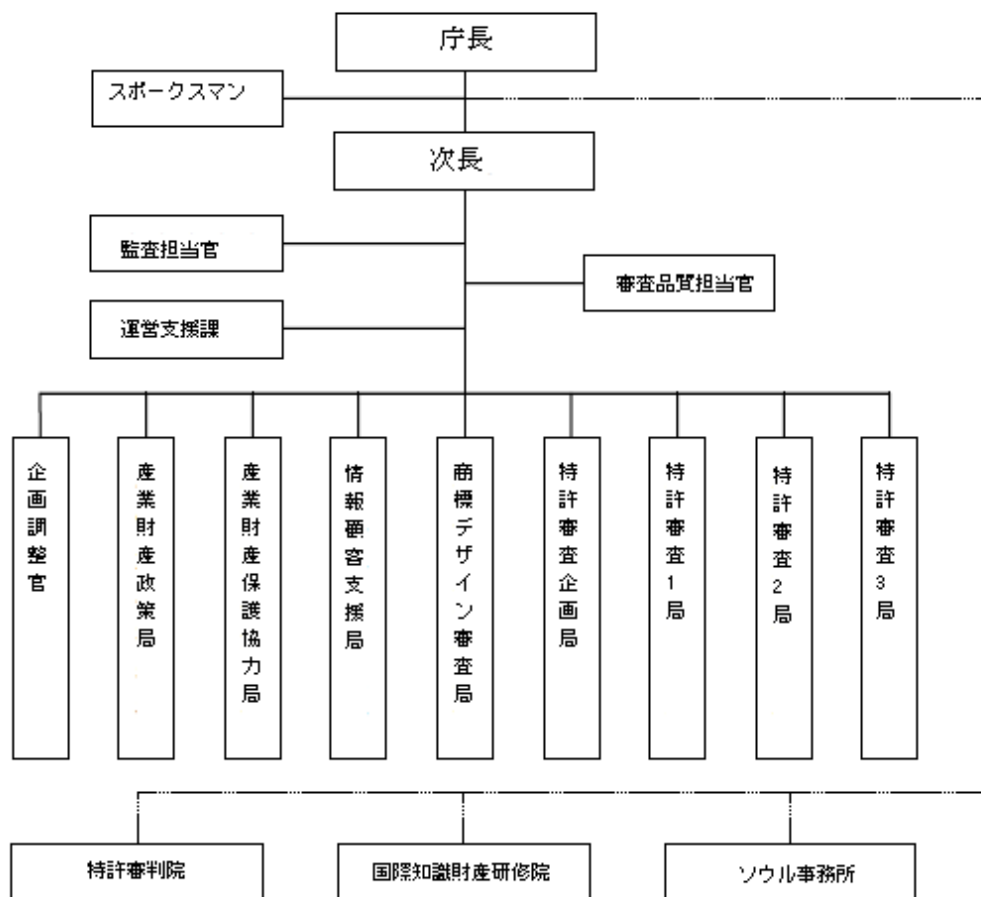
1. 歴代庁長

歴代	氏名(漢字)	任期期間	任命前の直前経歴
初代	裴相穢	1977. 3. 12～1977. 12. 23	工業団地管理庁長
2代	安永哲	1977. 12. 23～1978. 12. 30	特許庁次長
3代	李相燮	1978. 12. 30～1982. 12. 18	商工部次官補
4代	洪性佐	1982. 12. 28～1985. 10. 19	商工部第1次官補
5代	車秀明	1985. 10. 19～1988. 3. 4	商工部第1次官補
6代	朴弘植	1988. 3. 5～1990. 3. 19	特許庁次長
7代	金喆寿	1990. 3. 20～1991. 9. 18	商工部第1次官補
8代	金泰俊	1991. 9. 20～1993. 3. 3	商工部第2次官補
9代	安光吞	1993. 3. 4～1995. 12. 25	商工部第2次官補
10代	鄭海澍	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通産部次官補
11代	韓憲洙	1996. 12. 24～1997. 3. 6	通産部通商貿易室長
12代	崔弘建	1997. 3. 7～1998. 3. 8	通産部企画管理室長
13代	金守東	1998. 3. 9～1999. 5. 26	特許庁次長
14代	吳剛鉉	1999. 5. 26～2000. 8. 11	産業資源部次官補
15代	林来圭	2000. 8. 11～2002. 2. 4	特許庁次長
16代	金光琳	2002. 2. 5～2003. 3. 3	予算決算委首席専門委員

17代	河東万	2003. 3. 3～2004. 9. 3	国務調整室経済調整官
18代	金鍾甲	2004. 9. 3～2006. 1. 31	産業資源部次官補
19代	全湘雨	2006. 2. 1～2008. 4. 30	特許庁次長
20代	高廷植	2008. 5. 1～2010. 4. 30	産業資源部 エネルギー 資源政策本部長
21代	李秀元	2010. 5. 1～2012. 4. 30	大統領室非常経済状況室長
22代	金昊源	2012. 5. 1～2013. 3. 17	国務総理室国政運営2室長
23代	金榮敏	2013. 3. 18～2015. 3. 17	特許庁次長
24代	崔東圭	2015. 5. 12～2017. 5. 11	駐ガーナ韓国大使館特命全権大使
25代	成允模	2017. 7. 27～現在	国務調整室経済調整室長

2. 機構・定員・予算状況

イ. 機構：1官8局52課15チーム、3所属機関



ロ. 定員：1,627人(本庁1,425人、所属機関202人)

(2017.12.31.基準、単位：人)

区分	政務職	高位公務員団	3・4～4級	4・5～5級	6級以下	管理運営	計
計	1	23	98	1,074	388	43	1,627
本庁	1	10	53	987	339	35	1,425
特許審判院	-	12	41	75	16	-	144
研修院	-	1	3	9	17	4	34
ソウル事務所	-	-	1	3	16	4	24

ハ. 予算：2017年歳入・歳出予算は6,369億ウォン(2016年対比7.3%増加)

(百万ウォン、%)

区分		2016年 予算(A)	2017年 予算(B)	増減(B-A)	増加率
合計		593,659	636,888	43,229	7.3
歳入	☐手数料収入	458,720	481,849	23,129	5.0
	☐その他収入	134,939	155,039	20,100	14.9
歳出	☐主要事業費	263,331	262,589	△742	△0.3
	■審査・審判サービスの提供	80,620	85,587	4,967	6.2
	■知的財産創出基盤の強化	95,965	92,383	△3,582	△3.7
	■知的財産権保護及び活用促進	47,036	47,735	699	1.5
	■知的財産行政の情報化	35,284	32,320	△2,964	△8.4
	■知的財産行政の総合支援	4,426	4,564	138	3.1
	公共資金管理基金預託金	28,464	41,213	12,749	44.8
	☐機関運営経費	143,243	144,173	930	0.6
	☐公務員年金など	158,621	188,913	30,292	19.1

3. 特許庁所管の法令状況

法律(9)	大統領令(12)	付属令(9)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査制度課
	特許権などの登録令	特許権などの登録令施行規則	登録課
	特許権の受容実施などに関する規定		産業財産政策課
		特許料などの徴収規則	情報顧客政策課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査制度課
デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査政策課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定	公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定施行規則	産業財産政策課
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法		産業財産保護政策課

する法律	律施行令		
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	産業財産創出戦略チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課
発明教育の活性化及び支援に関する法律	発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令		産業財産人材課

4. 2017年庁長のマスコミ広報活動

報道日付	報道内容	報道媒体	備考
1. 11	パテントトロールは悪か？	電子新聞	寄稿
1. 25	「第4次産業革命に対応した特許環境の造成」	東亜日報	インタビュー
2. 2	「K-ブランドの知財権を徹底的に保護」	アジア経済	インタビュー
2. 6	中企、「第4次産業の特許が確保できるよう知財権R&D支援を拡大」	ソウル経済	インタビュー
2. 15	特許出願が多いのになぜ技術貿易収支は赤字なのか？	電子新聞	寄稿
3. 3	「不正競争防止行為に関する包括規定の導入…コピー行為に対する規制を強化する」	ナラ経済	インタビュー
3. 8	地理的表示も商標なのか？	電子新聞	寄稿
3. 22	国際特許というものがあるのですか？	電子新聞	寄稿
4. 12	ダッチペイ方法も特許対象？	電子新聞	寄稿
4. 24	特許と不動産	ファイナンシャルニュース	寄稿
9. 25	第4次産業革命の新技术に合わせ特許も柔軟に…11月に総合対策の発表予定	ソウル経済	インタビュー
10. 3	Inside Views: Interview with New Korean IP Commissioner Sung Yunmo	IP-Watch	インタビュー
10. 6	技術奪取被害企業の立証責任緩和を推進	連合ニュース	インタビュー
10. 16	第4次産業革命と知的財産	毎日経済	寄稿
10. 20	「Korea should take leadership in intellectual property」	Korea Herald	インタビュー
11. 1	知的財産サービス業を民間主導で育成…雇用創出・中期IP能力強化に重点	アジア経済	インタビュー
11. 2	特許・知的財産が第4次産業革命時代における勝者となる要件	電子新聞	インタビュー
11. 6	ハングル(韓国語文字)からコーヒーミックスまで	毎日経済	寄稿
11. 14	百日頃に	毎日経済	寄稿

11. 14	第4次産業革命、知的財産政策方向	ヘラルド経済	寄稿
11. 15	知財調査サービス50%を民間に開放、5年間1万2千の雇用創出	文化日報	インタビュー
11. 22	知的財産は第4次産業革命時代のキーワード…中小・ベンチャー企業のイノベーションを支援すべき	東亜日報	インタビュー
11. 22	ジュネーブ壇上	毎日経済	寄稿
11. 27	イノベーション成長の踏み台、知的財産	東亜日報	寄稿
11. 27	第4次産業革命時代の知的財産政策方向	CBS	방송출연
11. 30	モクチョク橋	毎日経済	寄稿
12. 8	共存と共有	毎日経済	寄稿
12. 10	第4次産業革命のカキ、「知的財産」…成長戦略は？	KBS	放送出演
12. 16	イノベーションに火をつけながら	毎日経済	寄稿
12. 18	中小企業、商標権紛争において初勝訴…第4次産業革命の特許について優先審査	朝鮮ビズ	インタビュー
12. 23	知的財産強国を率いる特許庁	MBN	放送出演
12. 25	茶	毎日経済	寄稿

5. 2017年庁長の現場における疎通活動

日付	場所	内容	報道媒体
1. 11	韓国知識財産センター	発明特許人 新年会	デジタルタイムズ
1. 24	国際知識財産研修院	弁理士実務修習生の懇談会	ニュース1
3. 2	嶺南大学	知的財産先導大学の訪問	アジア経済
3. 2	大邱地域知的財産センター	大邱地域の知的財産センター訪問	叵州経済
3. 2	DENTIS	IP スター企業訪問	アジア経済
3. 3	東亜大学	知的財産先導大学の訪問	ニュース1
3. 3	大洗発明科学高校	発明特許特性化高校の訪問	連合ニュース
3. 8	延世大学	延世大学で特別講演	ニュース1
3. 9	国会議員会館	大韓民国世界特許ハープ国家推進委員会	連合ニュース
3. 16	KAIST	KAIST で特別講演	連合ニュース
3. 22	政府大田庁舎	特許庁-大田地検の業務協約	連合ニュース
3. 23	中小企業中央会	中小企業特許共済についての政策討論	韓国経済
3. 29	ポスコ P&S タワー	特許庁-韓国知識財産学会の共同セミナー	JOONDO日報

3.30	慶熙大学	慶熙大学で特別講演	韓国経済
4.11	国際知識財産研究院	国際知識財産研究院開院30周年記念コンファレンス	ニューシス
4.12	国際知識財産研究院	アジア地域特許庁長コンファレンス	ソウル経済
4.19	韓国電子通信研究院	特許分野のExobrain人工知能サービス業務協約	ニュース1
4.24	特許庁ソウル事務所	弁護士協会との懇談会	大韓弁護士協会新聞
4.25	高麗大学	高麗大学で特別講演	連合ニュース
4.26	特許庁ソウル事務所	UAE 経済部次官会談	連合ニュース
8.7	大韓弁理士会	弁理士会との懇談会	特許と商標
8.17	特許法院	第4回特許訴訟弁論競合大会	連合ニュース
8.17	大韓弁護士協会	弁護士協会の訪問	大韓弁護士協会新聞
8.18	安東商工会議所	慶北地域 IP 創業ゾーンの開所式	連合ニュース
9.6	中小企業中央会	中小企業中央会の訪問	連合ニュース
9.7	インペリアパレス	国際特許情報博覧会	ソウル経済
9.15	ポイントエンジニアリング	IP R&D 戦略支援事業、優秀企業の現場訪問	連合ニュース
9.21	救世軍 ヘセン院	社会福祉施設を訪問し激励	連合ニュース
9.21	ジュウリ市場	伝統市場を訪問し激励	連合ニュース
10.1	インド ニューデリー	インド IP-DESKの 開所式	連合ニュース
10.2	WIPO	WIPO 総会に参加	連合ニュース
10.2	WIPO	米国特許庁と長官会合	ニュース1
10.2	WIPO	ヨーロッパ知的財産庁 (EUIPO) と長官会合	グローバルニュース通信
10.2	WIPO	コロンビア特許庁と長官会合	グローバルニュース通信
10.3	WIPO	ウクライナと知財権分野の業務協約	ソウル経済
10.3	WIPO	オーストラリア知的財産庁と長官会合	ソウル経済
10.4	WIPO	UAE 経済部の次官と会合	ニュース1
10.4	WIPO	ヨーロッパ特許庁 (EPO) と長官会合	ニュース1
10.4	WIPO	WIPO 総長と会合	韓国経済
10.23	光州科学技術院	2017 光州知的財産創業コンサートの開催	アジア経済

10. 23	光州自然科学高校	発明・特許特性化高校の訪問	ニューシス
10. 23	光州知識財産センター	光州知識財産センターの訪問	連合ニュース
10. 23	光州 ノルブシル	光州 知的財産経営人との懇談会	連合ニュース
11. 2	JW マリオット東大門	KINPA 国際知的財産コンファレンス	ニュース1
11. 17	中国杭州	韓・中特許庁、特許共同審査業務協約	連合ニュース
11. 21	ソウル朝鮮ホテル	2017 キャンパス特許戦略ユニバーシアード	イーニュース TODAY
11. 21	特許庁ソウル事務所	韓・メキシコ特許庁の長官会合	デジタルタイムズ
11. 21	ノボテルエムバサダー	マドリッド出願のための国際コンファレンス	連合ニュース
11. 22	三井ホテル	IP リダーズフォーラム	電子新聞
11. 23	特許庁ソウル事務所	大韓弁理士会顧問団との懇談会	イーニュース TODAY
11. 24	LE MERIDIEN SEOUL	知的財産革新企業協議会運営委員との懇談会	連合ニュース
11. 24	LE MERIDIEN SEOUL	IP R&D優秀機関及び特許分析方法論に係る競合大会	デジタルタイムズ
11. 30	COEX	大韓民国知的財産大典	連合ニュース
12. 1	NOBOTEL AMBASSADA	PCT 国際機関指定、20周年記念イベント	連合ニュース
12. 5	GRAND INTERCONTINENTAL HOTEL	IP 保護コンファレンス 2017	ニューシス
12. 5	特許庁ソウル事務所	海外弁理士団体代表との懇談会	連合ニュース
12. 6	HOTEL SHILLA JEJU	日・韓特許庁の長官会合	ニューシス
12. 6	HOTEL SHILLA JEJU	日・中・韓特許庁の長官会合	ソウル経済
12. 7	MAISON GLAD JEJU	日・中・韓ユーザーシンポジウム	イーニュース TODAY

2017年度知的財産白書

発行日：2018年5月

発行人：成允模(ソン・ユンモ)

発行処：特許庁 〒35208

大田広域市西区庁舎路189(政府大田庁舎4棟)

定 価：15,000ウォン

- ◆本冊子は政府刊行物販売センター(www.gpcbook.co.kr)で販売しております。
- ◆本冊子は著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製は禁じております。
- ◆本冊子に関する問い合わせなどがありましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。
 - － 特許庁企画財政担当官室、電話：042-481-5288